公証人法関係

解説・先例集

（三訂版）先例編

法務省民事局

平成18年3月

公証人法関係

解説・先例集

（三訂版）先例編

法務省民事局

公証人法関係

解説・先例集

(三訂版)先例編

法務省民事局

凡　例

1　法令名等は基本的に略記を避けたが，一部次のとおり略記したものがある。

公証人法	法
公証人施行規則	規則
公証人手数料規則	手数規
公証人定員規則	定員規
民事訴訟法	民訴法
民事訴訟法規則	民訴規
民事執行法	民執法
民事執行規則	民執規
企業担保法	企担法
大審院判決	大判
最高裁判所判決	裁判

2　一つの通達等が2項目以上に該当する場合は，基本となる該当項目に全文を登載し，その余の該当項目には該当事項のみを登載した。

なお，通達等の登載に当たっては，次のとおり加筆，修正等した。

(1)　明らかに読点があった方が好ましいと思われるものについては，これを加えた。

(2)　照会者及び照会番号並びに回答者及び回答番号等は，省略可能な限りで登載を省略した。

(3)　冒頭に標記した通達番号等は，「昭〇〇.〇〇.〇〇.民事甲〇〇〇〇号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達」又は「昭〇〇.〇〇.〇〇.民一〇〇〇〇号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達」等と略記した。

(4)　漢数字は算用数字に改めるとともに，拗音は小書きとした。また，通達等中の項目及び細目番号は，便宜次の順序に改めた。

凡　例

1 (1) ア (ア)
2 (2) イ (イ)
3 (3) ウ (ウ)

(5) 旧条項は，可能な限り現行条項を括弧書きで表記した。

目　次

第1編　公証人・公証人役場編 ……1

第1章　公証人 ……1

1　立会人欠格ノ場合ニ関スル件 ……1
2　裁判所カ兼務者ヨリ事務引継ヲ受ケタル場合ノ取扱ニ関スル件 …1
3　株主タル公証人ノ証書作成ニ関スル件 ……2
4　公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件 ……2
5　公証人任命願進達に関する件 ……5
6　公証人の公務兼職許可申請について ……6
7　公証人が満70才に達したときの措置に関する件 ……6
8　兼職の禁止について ……8
9　公証人の職について ……8
10　公証事務の監督について ……8
11　公証事務の適正化について ……10
12　公証人志望者の申出の進達について ……11
13　人権擁護委員への就任について ……11
14　公証人の健康状態について ……12
15　公証人が満70才に達する際の免職の予告について ……12
16　公証人の兼職禁止について ……12
17　公証人小規模企業者該当証明について ……13
18　公証人法の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて ……13
19　民事訴訟法の一部改正に伴う公証事務の取扱いについて ……16
20　公証事務の違法処理について ……18
21　公証人代理者の任命に関する事務の取扱いについて ……20
22　公証人に関する事務の取扱いについて ……21

第1　公証人の権限 ……22

1　代理ヲ命スル場合ニ関スル件 ……22
2　公証人ト嘱託人等ト親族タルトキノ取扱ニ関スル件 ……23
3　代理ヲ嘱託セラレタル公証人ノ執務役場ニ関スル件 ……23
4　公証人ト嘱託人ト親族タルトキノ取扱ニ関スル件 ……24
5　兼務役場ノ事務取扱 ……24
6　公証人代理執務ノ場合ニ於ケル嘱託人ノ人違ナキコトニ関スル件 ……25
7　公証人の認証した証書又は公正証書に関しその真実なる旨の証明を附与するの件 ……26
8　公正証書が権限ある公証人によって作成され，かつその押印の真実である旨の証明について ……26
9　公証人が任命されてから執務するまでの間における職務代理の発令について ……27
10　兼務を命ぜられた公証人の職務執行について ……28

第2　事件の漏泄禁止 ……29

1　公証人ノ黙秘ノ義務ニ関スル件 ……29
2　司法警察官ヨリ捜査ノ為公証人ニ対シ公証事務ニ付照会アリタル場合ノ疑義ニ関スル件 ……30
3　公証人の黙秘義務について ……30
4　貸金業者の業務運営の調査について ……31
5　廃棄を認可した公正証書原本等の処分について ……33
6　公正証書作成有無等に関する刑事訴訟法第197条第2項の照会について ……34
7　公証人の黙秘義務について ……35
8　刑事訴訟法第197条第2項の解釈に関する件 ……36
9　証書原本の押収の可否について ……38
10　公証人の取り扱った事件の漏泄禁止義務について ……38

11　保存期間が満了した公正証書原本を学術文化資料として保存することの可否について ……39
12　公証人法第4条の黙秘義務と裁判所への出頭義務及び証言拒否権について ……41

第3　身元保証金 ……42

1　身元保証金ノ不足ヲ生シタル場合ニ於ケル職務執行ニ関スル件 …42
2　身元保証金還付ノ場合ニ関スル件 ……42
3　人口ノ算定標準等ニ関スル件 ……43
4　原本ヲ紛失シタル公証人ノ身元保証金還付ノ件 ……43
5　公証人転属ノ場合ノ身元保証金ニ関スル件 ……44
6　公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件 ……45
7　公証人身元保証金還付公告料の支払について ……45
8　身元保証金の補充について ……47

第2章　公証人役場 ……49

1　指定地ノ意義ニ関スル件 ……49
2　公証人役場ノ位置ニ関スル件 ……49
3　嘱託人多数ナル場合ノ取扱方ニ関スル件 ……50
4　同一役場ノ解釈ニ関スル件 ……50
5　役場外事務取扱ニ関スル件 ……51
6　役場外ノ事務取扱ニ関スル件 ……51
7　法律行為及準連事実ノ証書作成ノ手数料ニ関スル件 ……52
8　法律行為及準連事実ニ付キ役場外ノ事務取扱ニ関スル件 ……53
9　兼務役場ノ事務取扱 ……53
10　公証人役場を政党の選挙事務所に提供することについて ……54
11　公証人役場の臨時移転に伴う措置について ……54
12　公証人合同役場に関する疑義について ……56
13　会社の債務につき代表者が個人保証する場合の印鑑証明書等について ……57

第3章　電子公証 ……59

1　指定公証人の行う電磁的記録に関する事務の取扱いについて …59
2　指定公証人の行う電磁的記録に関する事務の取扱いについて …66

第4章　職務執行の区域及び場所 ……68

1　職務執行区域ニ関スル件 ……68
2　公証人ノ職務執行ノ区域ニ関スル件 ……68
3　会社定款ヲ公正証書ニ作成スル場合ノ管轄ニ関スル件 ……68
4　公証人法第13条ノ2による公証人の職務執行区域について ……69
5　公証人の定款認証について ……69

第5章　書　記 ……71

1　書記カ嘱託人ノ代理人タル場合ニ関スル件 ……71
2　遺言証書作成ニ書記ヲ補助セシムル件 ……71
3　公証人代理執務ノ場合ニ於ケル嘱託人ノ人違ナキコトニ
　関スル件 ……72
4　未成年者を書記とすることの可否について ……72

第6章　署名及び印鑑 ……74

1　職印ノ字体ニ関スル件 ……74
2　裁判所ニ於テ公証事務ヲ取扱フ場合ノ件 ……74
3　裁判所ニ於テ公証事務ヲ取扱フ場合ノ件 ……75
4　印鑑証明等アリタルコトヲ記載シタル書面ニ関スル件 ……75
5　公証人法施行規則第14条第2項の書面について ……75
6　兼務を命ぜられた公証人の職務執行について ……76
7　公証人法施行規則の一部改正について ……77
8　公証人の認証の付与に関しその署名・押印が真実である旨の
　証明の付与について ……78
9　公証人の認証の付与に関しその署名・押印が真実である旨の

証明の付与について ……78

第7章　諸帳簿 ……89

1　証書原簿，検事ノ証書帳簿ノ閲覧ニ関スル件 ……89
2　裁判所ニ於テ公証事務ヲ取扱フ場合ノ件 ……89
3　裁判所カ兼務者ヨリ事務引継ヲ受ケタル場合ノ取扱ニ
　関スル件 ……90
4　書類ノ引継ニ関スル件 ……91
5　帳簿ノ記載方ニ関スル件 ……91
6　認証簿ヲ役場外ニ持出シ得ル場合ニ関スル件 ……91
7　遺言ノ証人ニ関スル件 ……92
8　公証人更迭ノ場合帳簿ノ取扱方 ……92
9　附属書類ノ取扱方ニ関スル件 ……93
10　書類帳簿ノ引継ニ関スル件 ……94
11　公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件 ……94
12　公正証書の番号等について ……95
13　代理公証人の使用すべき証書原簿について ……95
14　帳簿書類の廃棄について ……96
15　帳簿・書類の保存期間について ……97
16　公証人法施行規則の一部改正について ……98

第1　公正証書（作成・保存等） ……100

1　証書滅失ニ付キ公証人ノ責任ニ関スル件 ……100
2　証書ノ原本滅失シタル場合ノ取扱方ニ関スル件 ……100
3　証書原本綴ノ取扱方ニ関スル件 ……103
4　公正証書原本盗難ニ罹リタル場合ノ取扱ニ関スル件 ……103
5　「タイプライター」使用ノ件 ……104
6　公正証書原本滅失ニ関スル件 ……105
7　公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件 ……106
8　廃棄を認可した公正証書原本等の処分について ……106

9　公正証書の番号について ……107
10　公正証書の番号等について ……108
11　公正証書の番号等について ……109
12　公正証書における私法人代表者の年令の記載について ……109
13　公正証書原本並に証書原簿に番号を記載する時期について ……110
14　証書原本の廃棄について ……113
15　複写器による公正証書正本の作成について ……113
16　公正証書の原本をバインダーに編綴することの可否について …114
17　陽画式複写器により複写した用紙を用いて公正証書原本を作成することの可否について ……115
18　証書原本の保存について ……115
19　公証人法施行規則の一部改正について ……116
20　公正証書の正本を原本にかえて保存することについて ……117
21　ゼログラフイー方式により複写作成した用紙を用いて公正証書原本を作成することの可否について ……118
22　保存期間が満了した公正証書原本を学術文化資料として保存することの可否について ……119
23　公証人法施行規則の一部を改正する省令の施行について ……120

第2　計算簿 ……121

1　公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件 ……121
2　公証人の報酬に対する課税についての協力方について ……122
3　公証人の保存する計算簿の取扱について ……122
4　公証人法施行規則の一部改正について ……123
5　建物の区分所有等に関する法律の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて ……124
6　公証人手数料令の制定及び公証人法施行規則の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて ……125

第3　沿革誌 ……126

1　公証人沿革誌の作成について ……126

第4　公証役場関係カード ……128

1　公証人役場関係カードについて ……128
2　公証人役場関係カードについて ……135
3　公証人法施行規則の一部改正について ……135

第8章　統計報告 ……137

1　公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件 ……137
2　公証事務の取扱方に関する件 ……137
3　公証事務一覧月（年）表の様式について ……138
4　公証事務一覧月（年）表総括表について ……139
5　公証事務一覧月（年）表の様式について ……140
6　公証事務一覧月（年）表の様式について ……142
7　公証人法の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて ……142
8　公証事務一覧月（年）表の様式の改正について ……144
9　建物の区分所有等に関する法律の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて ……144
10　公証事務一覧月（年）表に記載する件数の計上方法について …145
11　公証事務一覧月（年）表の様式の改正について ……145
12　公証人手数料令の制定及び公証人法施行規則の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて ……146

第9章　法務事務官が取り扱う公証事務 ……149

1　裁判所ニ於テ公証事務ヲ取扱フ場合ニ関スル諸件 ……149
2　裁判所カ公証事務ヲ取扱フ場合ノ印鑑ニ関スル件 ……151
3　休日又ハ夜間ノ事務取扱ニ関スル件 ……151
4　代理ヲ命スル場合ニ関スル件 ……151
5　裁判所公証事務ヲ行フ場合ノ署名等ニ関スル件 ……152
6　裁判所ノ公証事務取扱開始ニ関スル件 ……153

7　公正証書原本滅失ニ関スル件 ……153
8　公証人の職務を行う地方法務局又は支局に納付させる日当旅費について ……154
9　法務局で取り扱う公証事務について ……154
10　法務局で取り扱う公証事務について ……155
11　支局における公証事務の取り扱いについて ……157
12　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に伴う公証事務の取扱いについて ……157
13　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく認証を求める嘱託人の確認について ……160
14　不動産登記法の施行に伴う申請書等についての公証人の認証について ……160

第2編　公証実務編 ……164

第1章　公正証書 ……164

第1　公正証書（法律行為）全般に関するもの ……164

1　認証ノ場合ニ於ケル当事者ノ意義ニ関スル件 ……164
2　通事及立会人ニ関スル件 ……164
3　列席者ノ解釈等ニ関スル件 ……165
4　証書ノ正本ヲ交付シタル場合ノ記載方ニ関スル件 ……166
5　証明書ノ欠缺追完ニ関スル件 ……166
6　附属書類の契印に関する件 ……167
7　証書ノ記載，字行ニ関スル件 ……167
8　公証人外国語ニ通シタル時証書作成方ニ関スル件 ……168
9　当事者一方ノ嘱託ニ因ル証書作成ニ関スル件 ……168
10　附随ノ法律行為ノ解釈ニ関スル件 ……168
11　当事者一方ノ嘱託ニ因ル証書作成ニ関スル件 ……169
12　署名スルコト能ハサル者ニ関スル件 ……169

13　嘱託人多数ナルトキノ捺印等ニ関スル件 ……170
14　文字ヲ解シ得ルヤ否ノ標準ニ関スル件 ……171
15　嘱託人多数ナル場合ノ取扱方ニ関スル件 ……171
16　「他ノ書面」ノ解釈ニ関スル件 ……172
17　法人ノ代表者ノ記載方ニ関スル件 ……172
18　証書ノ趣旨ニ付利害関係ヲ有スル者ニ関スル件 ……173
19　当事者一方ノ嘱託ニ因リ作成シタル証書ノ効力ニ関スル件 ……173
20　未タ成立セサル法律関係ニ付テノ証書作成ニ関スル件 ……175
21　印鑑証明等アリタルコトヲ記載シタル書面ニ関スル件 ……176
22　列席者ニ関スル件 ……176
23　株主タル公証人ノ証書作成ニ関スル件 ……177
24　公正証書ノ効力ニ関スル件 ……177
25　秘密遺言証書ノ取扱方ニ関スル件 ……178
26　図面ノ記載ニ関スル件 ……179
27　証書ニ図面ヲ引用スル場合ニ関スル件 ……179
28　公正証書ノ錯誤ノ訂正ニ関スル件 ……180
29　資格証明並其証明書ノ取扱ニ関スル件 ……180
30　数事件ヲ列記シタル証書及抄録正本ニ関スル件 ……181
31　土地ノ「大字」ノ記載ニ関スル件 ……181
32　公証人ト嘱託人等ト親族タルトキノ取扱ニ関スル件 ……182
33　事実ニ付テノ証書ノ作成方ニ関スル件 ……182
34　事実ニ関スル証書作成ニ関スル件 ……183
35　公証人ト嘱託人ト親族タルトキノ取扱ニ関スル件 ……183
36　書記カ嘱託人ノ代理人タル場合ニ関スル件 ……184
37　第三者ノ同意書ニ関スル件 ……184
38　列席者ニ関スル件 ……185
39　私署証書ノ引用ニ関スル件 ……185
40　私署証書ノ援用ニ関スル件 ……188
41　私署証書ヲ確認シタル公正証書ニ関スル件 ……190
42　公証証書作成ニ関スル件 ……191

43　許可同意ニ関スル件 ……192
44　組合契約加入ノ公正証書ニ関スル件 ……192
45　消費貸借消滅事項ノ記載 ……193
46　許可同意ノ証明ニ関スル件 ……193
47　株主タル公証人ノ証書作成ニ関スル件 ……197
48　取消シ得ヘキ法律行為ニ関スル件 ……197
49　借地法ニ関スル件 ……198
50　公正証書ノ効力ニ関スル件 ……198
51　嘱託人年令表示方ニ関スル件 ……199
52　借地法違反の公正証書作成について ……199
53　公正証書の更正手続について ……200
54　法人格のない団体を当事者とする公正証書の作成について ……201
55　録取錯誤による公正証書の訂正について ……202
56　公証人法施行規則第14条第2項の書面について ……203
57　民法の一部を改正する法律及び公証人法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う公証事務の取扱等について ……204
58　公証人法施行規則第13条の２に規定する通知の取扱いについて ……210

1　本人証明 ……214

1　列席者ノ解釈等ニ関スル件 ……214
2　人違ナキコトノ証明手続ヲ追完セサル場合ノ証書ノ効力等ニ関スル件 ……214
3　証人ニ依ル人違ナキコトノ証明方法ニ関スル件 ……215
4　追完証書作成ニ関スル件 ……215
5　嘱託人多数ナル場合ノ取扱方ニ関スル件 ……216
6　嘱託人ニアラサル相手方ノ面識等ニ関スル件 ……216
7　嘱託人ニアラサル相手方ノ能力等ニ関スル件 ……216
8　列席者ニ関スル件 ……217
9　官公吏ノ人違ナキコトノ証明ニ関スル件 ……217

10　外国人ノ証明ニ関スル件 ……218
11　列席者ニ関スル件 ……218
12　公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件 ……219
13　法務局で取り扱う公証事務について ……219
14　債権管理官が公正証書の作成を嘱託する場合における公証人法の規定による嘱託人の確認方法について ……221
15　嘱託人の人違でないことの証明方法について ……222
16　外国人の資格証明書，署名証明書の作成者について ……222

2　印鑑証明書 ……224

1　印鑑証明ノ欠缺ノ場合ニ関スル件 ……224
2　印鑑証明書ノ兼用ニ関スル件 ……224
3　代理人ニ依ル私署証書ノ認証ノ場合ノ証明ニ関スル件 ……225
4　印鑑証明等ニ関スル件 ……225
5　遺言ノ証人ニ関スル件 ……227
6　同時ニ数多ノ嘱託アリタル場合ノ印鑑証明ニ関スル件 ……227
7　印鑑証明ニ関スル件 ……228
8　公証人代理執務ノ場合ニ於ケル嘱託人ノ人違ナキコトニ関スル件 ……229
9　定款ノ認証ノ付属書類ニ関スル件 ……230
10　公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件 ……230
11　印鑑証明書の謄本の作成について ……230
12　印鑑証明書の原本還付について ……231
13　公証人法第32条第2項による取扱について ……231
14　一部不実記載の公正証書とその行使について ……232
15　再証明を受けた印鑑証明書の取扱い等について ……239
16　印紙税法等に関する疑義について ……240
17　会社の債務につき代表者が個人保証する場合の印鑑証明書等について ……241
18　公証人法第33条に関する件 ……242

19　印鑑登録証明書を公証人法及び供託規則等に規定する
印鑑証明書として取り扱うことについて ……243
20　市町村職員共済組合代表者の資格及び印鑑の証明について ……245
21　公証人法第32条第2項の規定により提出される印鑑証明書の
原本還付について ……246
22　民法の一部を改正する法律及び公証人法施行規則の一部を
改正する省令の施行に伴う公証事務の取扱い等について ……246

3　代理人……247

1　認証ハ代理人ニ依リテ之ヲ為スコトヲ得ルヤ否ノ件 ……247
2　代理人ノ解釈ニ関スル件 ……248
3　代理人ニ依リ認証ヲ求メ得ルヤ否ノ件 ……248
4　代理人ニ依ル私署証書ノ認証ノ場合ノ証明ニ関スル件 ……249
5　代理人ニ依ル嘱託ニ付キ本人ニ関スル証明ノ件 ……249
6　復代理ニ関スル件 ……250
7　代理人ノ能力ニ関スル件 ……250
8　定款ノ認証ノ付属書類ニ関スル件 ……251
9　公証人法施行規則第13条の2の規定による通知費用について …251
10　公証人法施行規則第13条の2の規定による通知について ……251
11　公証人法施行規則第13条の2の解釈について ……253
12　委任者本人死亡後における代理人による公正証書作成の
可否について ……253
13　水産業協同組合と組合の理事を含む数人との間の金銭消費貸借契
約公正証書作成の場合における組合の代表者の記載方について …255
14　公正証書の作成に関する包括委任状について ……256
15　住宅金融公庫札幌支所長の更迭後，前支所長の委任による
代理人の嘱託に基づいて作成した公正証書の効力について ……258
16　法人の代表者が代理人により嘱託した公正証書における
法人代表者の住所及び年齢の記載について ……258
17　民法の一部を改正する法律及び公証人法施行規則の一部を

改正する省令の施行に伴う公証事務の取扱い等について ……259

4　双方代理・利益相反行為……261

1　親子間ノ利害ニ関スル件 ……261
2　特別代理人ノ代表権限ニ関スル件 ……263
3　許可又ハ同意ニ関スル件 ……263
4　合資会社ノ一人ノ無限責任社員ノ代表権ニ関スル件 ……264
5　公証事務取扱に関する件 ……266
6　合資会社が無限責任社員の個人の債務につき保証をなす場合
について ……269
7　親権者及び後見人の代理権について ……270
8　自己契約又は双方代理による嘱託の可否について ……270
9　公証人法第33条に関する件 ……271
10　国家公務員共済組合の資金貸付に関する契約締結上の疑義に
ついて ……272

5　代理権限証書……273

1　法人ノ代表者ノ権限証明ニ関スル件 ……273
2　在監人ノ委任状ニ関スル件 ……274
3　多数時事件ノ嘱託ニ関スル件 ……274
4　法人ノ代表者ノ資格証明ニ関スル件 ……275
5　公法人ノ代表者ノ資格証明ニ関スル件 ……276
6　代理権ノ証明ニ関スル件 ……277
7　代理権ノ証明ニ関スル件 ……277
8　委任状ノ記載方ニ関スル件 ……278
9　代理権証明書ノ提出方ニ関スル件 ……279
10　代理権限及許可同意ノ証明ニ関スル件 ……280
11　嘱託人ノ資格証明書ニ関スル件 ……283
12　資格証明書の取扱に関する件 ……284
13　定款ノ認証ノ付属書類ニ関スル件 ……285

14　公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件 ……285
15　登記簿謄本の提出に関する件 ……286
16　公証人法第32条第2項但書の「公証人の保存する書類」の意義等について ……287
17　公証人役場に提出する公庫登記簿抄本について ……288
18　白紙委任状による公正証書作成の代理嘱託について ……289
19　中小企業金融公庫の貸付に関する公正証書作成嘱託の委任について ……289
20　公正証書に添付する資格証明書の原本還付について ……291
21　公証事務の監督について ……291
22　一部不実記載の公正証書とその行使について ……293
23　法務局で取り扱う公証事務について ……300
24　外国人の資格証明書，署名証明書の作成者について ……301
25　公正証書の作成に関する包括委任状について ……302
26　農林省共済組合貸付業務にかかる公正証書作成に関する委任状に押捺の同組合代表印について ……303
27　公法人の代表者の権限を証する書面等の提出の要否について …304
28　自動車割賦販売契約書及び公正証書作成嘱託委任状の様式について ……304
29　文部省共済組合の公正証書作成代理嘱託について ……305
30　市町村職員共済組合代表者の資格及び印鑑の証明について ……306
31　全国信用金庫連合会の貸付に関する抵当権設定登記申請並びに公正証書作成嘱託等の委任について ……307
32　中小企業金融公庫の担保権等の処分権限をも含めた包括委任状について ……308
33　簡易生命保険契約者団体貸付にともなう公正証書作成のための委任状について ……310
34　農林漁業金融公庫の公正証書作成嘱託並びに担保権の変更，処分等に関する包括委任状について ……313
35　国家公務員共済組合連合会職員共済組合の貸付金弁済契約公正証書作成の嘱託に関する委任状様式について ……315
36　通商産業省共済組合貸付業務にかかる公正証書作成嘱託に関する委任状様式について ……317
37　農林漁業金融公庫の包括委任状の委任事項文言の修正について ……321
38　農林省共済組合貸付業務にかかる公正証書作成嘱託に関する委任様式について ……323
39　簡易生命保険契約者団体貸付に伴う公正証書作成嘱託委任状について ……326
40　文部省共済組合の貸付業務に関する公正証書作成の代理嘱託並びに不動産登記の代理申請について ……333
41　公証事務の取扱いについて ……335

6　第三者の許可・同意 ……336

1　第三者ノ許可同意ニ関スル件 ……336
2　町村会ノ決議其他特別授権ニ関スル件 ……336
3　謄本ニ認証ヲ与フル場合ノ許可，同意ノ証明ニ関スル件 ……337
4　許可又ハ同意ヲ与ヘタル第三者ニ関スル件 ……337
5　第三者ノ資格証明ヲ為ササル場合ニ関スル件 ……338
6　資格証明並其証明書ノ取扱ニ関スル件 ……338
7　第三者ノ同意書ニ関スル件 ……339
8　許可同意ニ関スル件 ……340
9　許可同意ノ証明ニ関スル件 ……340
10　公証事務取扱に関する件 ……340

7　原本還付 ……347

1　公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件 ……347
2　公証人役場に提出する公庫登記簿抄本について ……347
3　公正証書に添付する資格証明書の原本還付について ……348
4　印鑑証明書の原本還付について ……349

5　印紙税法等に関する疑義について ……349
6　公証人法第32条第2項の規定により提出される印鑑証明書の原本還付について ……350

8　利　息 ……350

1　公正証書ノ効力ニ関スル件 ……350
2　公正証書ノ効力ニ関スル件 ……352
3　公正証書に現れている金利について ……353
4　利息制限法超過の利息について ……354
5　利息制限法の制限を超過する金融機関の金利に関する公正証書作成について ……355
6　利息制限法の施行について ……356
7　出資の受入，預り金及び金利等の取締等に関する法律の解釈について ……360
8　旧利息制限法の制限を超える利息の定めある公正証書の執行文付与について ……361
9　貸金業規制法等に基づく金利の契約に関し公正証書作成嘱託があった場合の取扱いについて ……364

9　損害金 ……366

1　遅延損害金ニ関スル件 ……366

10　追　完 ……366

1　人違ナキコトノ証明手続ヲ追完セサル場合ノ証書ノ効力等ニ関スル件 ……366
2　証明書ノ欠缺追完ニ関スル件 ……367
3　追完証書作成ニ関スル件 ……368
4　欠缺ノ追完等ニ関スル件 ……368
5　追完証書作成ニ関スル件 ……370
6　追完証書作成ノ手数料ニ関スル件 ……370

7　追完証書作成ノ手数料ニ関スル件 ……371
8　許可同意ノ証明ニ関スル件 ……371
9　公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件 ……374

11　印紙税 ……375

1　印紙の消印者に関する件 ……375
2　賃貸借証書ノ印紙貼用額ニ関スル件 ……375
3　無尽ニ関スル証書 ……377
4　印紙税法第4条ノ解釈ニ関スル件 ……378
5　公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件 ……379
6　印紙税法の適用について ……380
7　附随の法律行為に関する印紙税について ……383
8　住宅金融公庫を一当事者とする公正証書と印紙の貼用について ……384
9　分割貸付契約公正証書に関する取扱 ……385
10　農林漁業金融公庫の土地改良区に対する貸付にかかる消費貸借契約証書を公正証書により作成する際の印紙税の納入について …391
11　国家公務員共済組合が国家公務員共済組合法第98条第１項第４号の事業として組合員に資金を貸し付け公正証書を作成した場合の印紙税の納入の要否について ……393
12　印紙税法の適用について ……394
13　債務弁済公正証書に対する印紙税に関する件 ……397
14　認証済みの定款の内容の一部を変更する旨を記載した書面で認証を要するものに対する印紙税の取扱いについて ……398

第２　金銭消費貸借 ……399

1　数事件ヲ列記シタル証書及抄録正本ニ関スル件 ……399
2　既往ニ成立シタル契約ニ付テ公正証書ヲ作成スル件 ……400
3　無記名債権ノ貸借契約ニ関スル件 ……400
4　消費貸借消滅事項ノ記載 ……401

5　連帯債務者の一人が嘱託に参加しない消費貸借契約公正証書の作成について ……401
6　金銭消費貸借公正証書について ……402
7　分割融資契約について ……402
8　水産業協同組合と組合の理事を含む数人との間の金銭消費貸借契約公正証書作成の場合における組合の代表者の記載方について …404
9　地方住宅供給公社法に関する件について ……405
10　貸金業規制法等に基づく金利の契約に関し公正証書作成嘱託があった場合の取扱いについて ……406
11　執行文の付与の期間等について ……407

第3　（根）抵当権設定 ……408

1　根抵当権設定契約証書ニ執行文付与ニ関スル件 ……408
2　債権ノ一部ニ対シ抵当権設定ノ件 ……410
3　求償担保に対する件 ……410
4　根抵当権設定金銭消費貸借契約公正証書に基く執行文付与に関する件 ……411
5　分割融資契約について ……412

第4　譲渡担保 ……414

1　売渡抵当契約ニ関スル件 ……414

第5　賃貸借 ……416

1　公正証書ノ効力ニ関スル件 ……416
2　無記名債権ノ貸借契約ニ関スル件 ……418
3　借地法ニ関スル件 ……418
4　借地法違反の公正証書作成について ……418
5　建物賃貸借契約における保証金差入条項について ……419

第6　使用貸借 ……420

1　無記名債権ノ貸借契約ニ関スル件 ……420

第7　売　買 ……421

1　嘱託人ニアラサル相手方ノ面識等ニ関スル件 ……421
2　売買契約ノ解除ニ関スル件 ……421
3　売買契約ト同時ニ為ス相殺ニ関スル件 ……422
4　公証人手数料規則第6条の附随の法律行為の手数料算定について ……422

第8　贈与（死因贈与） ……425

1　取消シ得ヘキ法律行為ニ関スル件 ……425
2　死因贈与契約において執行者指定の可否について ……426

第9　遺　言 ……427

1　公証人外国語ニ通シタル時証書作成方ニ関スル件 ……427
2　秘密遺言証書ノ取扱方ニ関スル件 ……427
3　遺言ノ証人ニ関スル件 ……427
4　秘密証書ニ依ル遺言ノ付記ヲ為シタル場合ノ取扱ニ関スル件 …428
5　遺言証書ノ作成ニ関スル件 ……428
6　遺言証書ノ正本謄本作成ノ場所ニ関スル件 ……429
7　遺言証書作成ニ書記ヲ補助セシムル件 ……429
8　遺言証書作成ニ不動産目録提出アリタル件 ……429
9　遺言執行者の指定について ……430
10　遺言の効力について ……432
11　遺言公正証書の作成及び所有権移転登記について ……433
12　秘密証書遺言作成の場合の封紙の控えの作成について ……434
13　民法の一部を改正する法律等の施行に伴う公証事務の取扱いについて ……434

第10　成年後見 ……448

1　民法の一部を改正する法律等の施行に伴う公証事務の取扱い
について……448

第11　信　託……457

1　売渡抵当契約ニ関スル件……457
2　公正証書ノ効力ニ関スル件……459
3　企業担保附社債信託証書について……460

第12　企業担保……461

1　企業担保附社債信託証書について……461
2　会社の合併に伴う企業担保権の登記手続等について……462

第13　その他の証書……463

1　承認ノ場合ニ関スル件……463
2　公正証書ノ効力ニ関スル件……464
3　承認証書ニ関スル件……465
4　組合契約加入ノ公正証書ニ関スル件……466
5　漁業財団の譲渡に関する契約公正証書の作成の可否について…467
6　指名債権質の対抗要件について……470
7　手形債務の追認証書への執行文付与について……473

第14　私権の事実証書……474

1　私権ニ関スル事実ニ付テノ証書ノ作成ニ関スル件……474
2　「私権に関する事実」の意義の件……475
3　法律行為並法律行為ニ非サル事実ニ付テノ証書ノ作成ニ
関スル件……477
4　法律行為及準連事実ノ証書作成ノ手数料ニ関スル件……478
5　法律行為及準連事実ニ付キ役場外ノ事務取扱ニ関スル件……479
6　事実実験公正証書作成方について……479

第2章　規約公正証書……482

1　建物の区分所有等に関する法律の規定による規約設定公正証書
について……482
2　建物の区分所有等に関する法律の一部改正等に伴う公証事務の
取扱いについて……486

第3章　拒絶証書……490

1　手形ノ複本又ハ謄本ニ拒絶証書作成ノ旨ヲ記載スル場合ノ
手数料ニ関スル件……490
2　拒絶証書ノ作成方等ニ関スル件……490
3　拒絶証書ノ作成方ニ関スル件……491
4　拒絶証書謄本ノ用紙ニ関スル件……491
5　拒絶証書ノ謄本作成方ニ関スル件……492
6　拒絶証書ノ番号ノ記載ニ関スル件……492
7　拒絶証書ノ作成方ニ関スル件……492
8　商法第515条第2号ノ解釈ニ関スル件……493
9　公証人ノ職務執行ノ区域ニ関スル件……493
10　拒絶証書謄本ノ記載事項ニ関スル件……494
11　拒絶証書謄本ノ支払地ノ記載方ニ関スル件……494
12　拒絶証書作成ノ時間計算方……495
13　拒絶証書作成ニ関スル疑義ノ件……495
14　支払場所タル会社カ満期日当時移転又ハ他会社へ合併セル
場合ノ拒絶証書作成ニ関スル件……496
15　公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件……497
16　拒絶証書の作成について……497
17　拒絶証書作成手数料の時間の計算について……498
18　公証人が手形の支払拒絶証書作成の嘱託を受けた場合の
取扱について……499

第4章　認　証……501

第1　私署証書の認証……501

1　認証ノ方法ニ関スル件……501
2　認証ハ代理人ニ依リテ之ヲ為スコトヲ得ルヤ否ノ件……501
3　認証ノ場合ニ於ケル当事者ノ意義ニ関スル件……502
4　代理人ニ依リ認証ヲ求メ得ルヤ否ノ件……502
5　謄本ニ認証ヲ与フル場合ノ許可，同意ノ証明ニ関スル件……502
6　謄本ノ認証ノ場合ニ於ケル方式及条件ニ関スル件……503
7　私署証書ノ認証方法ニ関スル件……503
8　代理人ニ依ル私署証書ノ認証ノ場合ノ証明ニ関スル件……504
9　認証簿ヲ役場外ニ持出シ得ル場合ニ関スル件……504
10　謄本ノ認証ノ付与方ニ関スル件……505
11　認証ノ方式ニ関スル件……505
12　外国文ヲ以テ記載シタル証書ノ認証ニ関スル件……505
13　外国文ヲ以テ記載シタル私署証書ノ認証ニ関スル件……506
14　認証付与ノ可否ニ関スル件……507
15　私署証書の認証文を欧訳しこれを和文認証文に貼付契印することの可否について……507
16　マイクロフィルムに対する認証について……508
17　英文文書の中に用いるべき「公証人」の語について……509
18　外国語で作成された私書証書にする認証等の取扱いについて…510
19　公証人の私書証書への認証の可否について……511
20　不動産登記法の施行に伴う申請書等についての公証人の認証について……512

第2　宣誓認証……515

1　民事訴訟法の施行に伴う公証事務の取扱いについて……515
2　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に伴う公証事務の取扱いについて……531
3　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく認証を求める嘱託人の確認について……533

第3　定款認証……534

1　認証ノ方法ニ関スル件……534
2　定款ノ認証ノ付属書類ニ関スル件……534
3　定款の認証について……535
4　商法ニ関スル質疑ノ件……536
5　定款ノ認証ニ関スル件……536
6　会社定款ヲ公正証書ニ作成スル場合ノ管轄ニ関スル件……538
7　株式会社定款ノ認証ニ関スル件……538
8　定款認証に関する件……539
9　公証人の手数料について……539
10　定款認証の効力について……540
11　株式会社の定款中支店設置条項の可否に関する件……540
12　取締役会の決議が可否同数のときは議長が決する旨の定款の規定の効力について……541
13　株式会社の定款の認証について……542
14　合併により新設する株式会社の定款の認証の要否について……543
15　外国人の資格証明書，署名証明書の作成者について……543
16　株式会社の定款認証について……545
17　定款の認証について……545
18　有限会社（農業生産法人）の定款記載事項について……546
19　定款の認証について……555
20　定款認証の認証文の横書きの可否について……555
21　定款の認証について……556
22　議決権行使の代理人資格を株主に制限する定款の定めの効力について……556
23　ゼロックス用紙を用いて作成された定款の認証について……557

24　認証済みの定款の内容の一部を変更する旨を記載した書面で認証を要するものに対する印紙税の取扱いについて ……558
25　公証人の定款認証について ……558
26　中間法人法の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて ……559

第5章　確定日付 ……614

1　裁判所ニ於テ公証事務ヲ取扱フ場合ニ関スル諸件 ……614
2　認証付与ノ可否ニ関スル件 ……614
3　公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件 ……615
4　確定日附の附与について ……616
5　確定日附簿の登簿番号の更新について ……616
6　確定日附の訂正について ……617
7　指名債権質の対抗要件について ……617
8　確定日附の付与に関する事務取扱いについて ……621
9　代理・兼務公証人の確定日附の付与について ……623
10　確定日付の付与に関する事務取扱いについて ……624

第6章　執行証書 ……626

1　根抵当権設定契約証書ニ執行文付与ニ関スル件 ……626
2　競売手続ノ合意ニ関スル件 ……627
3　当事者一方ノ嘱託ニ因リ作成シタル公正証書ノ執行力ニ関スル件 ……628
4　有体動産競売手続ノ合意等ニ関スル件 ……628
5　私署証書ノ援用ニ関スル件 ……630
6　公正証書ノ作成ニ関スル件 ……631
7　組合契約加入ノ公正証書ニ関スル件 ……632
8　連帯債務者の一人が嘱託に参加しない消費貸借契約公正証書の作成について ……633
9　公正証書の作成について ……633
10　分割融資契約について ……635

11　違約金条項に関する執行認諾について ……636
12　分割賃付契約公正証書に関する取扱 ……639
13　保証人が将来取得する求償権に関する執行証書の作成について ……644
14　求償保証契約公正証書について ……648

第7章　執行文の付与 ……652

1　執行文ヲ付与シタル場合ノ記載方ニ関スル件 ……652
2　当事者一方ノ嘱託ニ因ル証書ニ関スル件 ……652
3　根抵当権設定契約証書ニ執行文付与ニ関スル件 ……653
4　執行文付与ニ関スル件 ……654
5　金銭ヲ授受セサル公正証書ニ執行文付与ニ関スル件 ……655
6　公正証書ノ執行文付与ニ関スル件 ……656
7　債権者ノ承継人タルコトノ証明方ニ関スル件 ……657
8　代位弁済者ニ対スル執行文付与ニ関スル件 ……658
9　在監人証明書ニ関スル件 ……659
10　公証人ト当事者ト親族関係アル場合執行文ノ付与ニ関スル件 …659
11　公証人ト嘱託人ト親族タルトキノ取扱ニ関スル件 ……659
12　執行文付与ニ付債権者ノ証明スヘキ事項ニ関スル件 ……660
13　執行文付与ニ関スル件 ……662
14　附属書類ノ取扱方ニ関スル件 ……663
15　執行文付与ノ場合原本ノ記入ニ関スル件 ……663
16　執行文付与ニ関スル件 ……664
17　賃貸借契約更新後ノ賃料ニ対スル執行文付与ニ関スル件 ……665
18　民事訴訟法第523条第3項解釈ニ関スル件 ……666
19　土地ノ新所有者ノ為ニスル賃貸料金ノ支払請求ノ執行文付与ニ関スル件 ……666
20　和解調書執行文付与ニ関スル件 ……667
21　根抵当権設定金銭消費貸借契約公正証書に基く執行文付与に関する件 ……668

22　執行文の付与について ……669
23　金銭消費貸借公正証書について ……672
24　保証委託契約公正証書に対する執行文の付与について ……672
25　承継執行文付与に関する件 ……674
26　旧利息制限法の制限を超える利息の定めある公正証書の執行文付与について ……675
27　講金掛戻契約公正証書における承継執行文について ……678
28　相続人に対する執行文の付与について ……679
29　再度執行文付与について ……681
30　承継執行文付与の可否について ……684
31　公証人法の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて ……685
32　手形債務の追認証書への執行文付与について ……686
33　執行文の付与の期間等について ……687
34　特定住宅金融専門会社から株式会社住宅金融債権管理機構に譲渡された債権につき作成された執行証書についての承継執行文の付与の手続について ……688

第8章　債務名義の送達 ……690

1　強制執行ヲ為ス場合ノ送達ニ関スル件 ……690
2　執行文ノ送達ニ関スル件 ……690
3　公正証書ノ執行力アル正本送達ニ関スル件 ……691
4　公証人法の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて ……691
5　民事訴訟法の一部改正に伴う公証事務の取扱いについて ……693
6　民事訴訟法の施行に伴う公証事務の取扱いについて ……696

第9章　手数料 ……703

第1　手数料一般 ……703

1　用紙ノ代価ニ関スル件 ……703
2　裁判所ニ於テ公証事務ヲ取扱フ場合ノ件 ……703

3　代理公証人ノ手数料等ニ関スル件 ……704
4　同一役場ノ解釈ニ関スル件 ……704
5　「其10分ノ5」ノ意義ニ関スル件 ……705
6　証明書ヲ連綴シアル旨ヲ記載シタル書面ニ関スル件 ……705
7　価額ノ算定権ニ関スル件 ……705
8　法第40条ノ添附書面ニシテ超過紙数トナリタル部分ノ手数料ニ関スル件 ……706
9　代人料等の徴収について ……707
10　公証人手数料規則第23条について ……707
11　公証人手数料規則の改正に伴う横書証書の様式の制定について ……707
12　公証人手数料令の制定及び公証人法施行規則の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて ……708

第2　法律行為 ……713

1　公証人手数料規則第4条但書適用ニ関スル件 ……713
2　附随ノ法律行為ノ解釈ニ関スル件 ……714
3　金銭ノ消費貸借契約証書ノ作成ノ手数料ニ関スル件 ……714
4　当事者一方ノミノ給付ヲ目的ト為ス契約証書作成ノ手数料ニ関スル件 ……715
5　承認ノ場合ニ関スル件 ……716
6　法律行為ノ目的ノ価額ニ関スル件 ……716
7　定時ノ給付ノ価額ニ関スル件 ……717
8　承認ニ関スル件 ……717
9　当事者ノ一方ノ嘱託ニ因ル場合ノ手数料算定方ニ関スル件 ……718
10　使用貸借ノ価額算定方ニ関スル件 ……718
11　賃貸借ノ解除ニ付証書作成ノ手数料ニ関スル件 ……719
12　保証人ト主タル債務者間ニ於ケル証書作成ニ関スル件 ……720
13　延期証書作成ノ手数料ニ関スル件 ……720
14　動産，不動産ノ貸借ヲ同一証書ニ作成スル場合ノ手数料ニ

関スル件 ……721
15　延期証書作成ノ手数料ニ関スル件 ……722
16　使用貸借証書作成ノ手数料ニ関スル件 ……722
17　贈与証書作成ノ手数料ニ関スル件 ……724
18　価額算定不能ノ場合ノ手数料ニ関スル件 ……724
19　延期又ハ利率変更等ノ手数料ニ関スル件 ……724
20　法律行為及準連事実ノ証書作成ノ手数料ニ関スル件 ……725
21　追完証書作成ノ手数料ニ関スル件 ……726
22　追完証書作成ノ手数料ニ関スル件 ……727
23　使用貸借，無償寄託，賃貸借契約ノ手数料ニ関スル件 ……727
24　数個ノ行為ニ付一証書ヲ作成シタル場合ノ手数料ニ関スル件 …728
25　売買契約ノ解除ニ関スル件 ……729
26　承認証書ニ関スル件 ……729
27　共同事業ノ公正証書作成ノ手数料ニ関スル件 ……730
28　契約ノ変更並持分譲渡ノ予約等ノ価額算定方ニ関スル件 ……731
29　更改契約ノ手数料ニ関スル件 ……734
30　私署証書ノ援用ニ関スル件 ……734
31　一手販売契約証書作成ノ手数料 ……736
32　延期契約ノ手数料ニ関スル件 ……736
33　公正証書作成ノ手数料ニ関スル件 ……737
34　担保契約証書作成ノ手数料ニ関スル件 ……739
35　保証契約証書作成ノ手数料ニ関スル件 ……740
36　定時給付ノ証書作成ノ手数料ニ関スル件 ……740
37　有価証券ノ消費貸借，贈与等ノ手数料ニ関スル件 ……741
38　信託財産表示並ニ抹消ノ契約ニ関スル件 ……741
39　委任契約又ハ弁済ニ関スル契約等ノ公正証書ノ解釈ニ関スル件 ……742
40　数個ノ行為ヲ記載シタ遺言公正証書ノ手数料ニ関スル件 ……743
41　売買契約ト同時ニ為ス相殺ニ関スル件 ……744
42　会社定款ノ公正証書作成手数料ニ関スル件 ……744

43　分割融資契約について ……745
44　分割貸付契約公正証書に関する取扱 ……746
45　建物賃貸借契約における保証金差入条項について ……752
46　継続的商取引契約公正証書作成の手数料について ……753
47　附随の法律行為の手数料算定について ……756
48　公証人手数料規則第6条の附随の法律行為の手数料算定について ……757
49　金銭消費貸借契約における附随行為について ……759
50　損害賠償額の特約条項を含む自動車割賦販売賦払金債務弁済契約公正証書の手数料について ……760
51　建物の区分所有等に関する法律の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて ……761
52　民法の一部を改正する法律等の施行に伴う公証事務の取扱いについて ……763

第3　受取書・拒絶証書 ……765

1　手形ノ複本又ハ謄本ニ拒絶証書作成ノ旨ヲ記載スル場合ノ手数料ニ関スル件 ……765
2　拒絶証書作成ノ時間計算方 ……765
3　拒絶証書作成手数料の時間の計算について ……766
4　公証人が手形の支払拒絶証書作成の嘱託を受けた場合の取扱について ……767

第4　認　　証 ……767

1　売買証書ノ認証ノ手数料ニ関スル件 ……767
2　認証ノ方法及其手数料ニ関スル件 ……768
3　定款ノ認証ニ関スル件 ……769
4　公証人の手数料について ……770
5　嘱託人が作成した定款の謄本を認証する場合の手数料について ……771

6　私署証書の認証手数料について ……772
7　外国人の招請状，保証書の認証手数料について ……773
8　建物の区分所有等に関する法律の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて ……774

第5　執行文の付与・送達・送達証明 ……775

1　公証人法の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて ……775

第6　正本・謄本交付 ……776

1　用紙ノ枚数計算方ニ関スル件 ……776
2　印鑑証明等ニ関スル件 ……777
3　正本謄本ノ手数料ニ関スル件 ……778
4　正本謄本ノ手数料ニ関スル件 ……778
5　拒絶証書ノ謄本作成ニ関スル件 ……779
6　図面添付ノ証書ノ正，謄本作成ニ関スル件 ……779
7　図面絵画等ノ正本作成方 ……780
8　病床で作成された正本及び謄本の手数料について ……781

第7　閲　覧 ……781

1　検事ノ閲覧手数料ニ関スル件 ……781
2　原本及ヒ其ノ附属書類同時閲覧ノ手数料ニ関スル件 ……781
3　数通ノ原本等同時閲覧ノ手数料ニ関スル件 ……782

第8　日当・旅費 ……782

1　「1時間」ノ解釈ニ関スル件 ……782
2　車馬賃ノ算定方ニ関スル件 ……782
3　里程算定方ニ関スル件 ……783
4　日当ヲ受クヘキ時間計算方 ……783
5　日当ヲ受クヘキ時間ノ計算方ニ関スル件 ……784
6　公証人の職務を行う地方法務局又は支局に納付させる日当旅費について ……784
7　国有鉄道運賃法の改正に伴う公証人の受ける旅費について ……785
8　代理公証人の出張旅費について ……785

第10章　証書等の提出・公開 ……787

第1　正本・謄本・閲覧 ……787

1　正本作成ニ関スル件 ……787
2　検事ノ閲覧手数料ニ関スル件 ……787
3　原本及ヒ其ノ附属書類同時閲覧ノ手数料ニ関スル件 ……787
4　抄録正本ヲ交付シタル場合ノ記載方ニ関スル件 ……788
5　当事者一方ノ嘱託ニ因ル証書ニ関スル件 ……788
6　私法人ノ代表者ノ資格証明書謄本作成ノ手数料ニ関スル件 ……789
7　正本謄本ノ交付ニ関スル件 ……790
8　正本，謄本ノ手数料ニ関スル件 ……790
9　数事件ヲ列記シタル証書及抄録正本ニ関スル件 ……791
10　拒絶証書ノ謄本ノ作成ニ関スル件 ……791
11　遺言証書ノ正本謄本作成ノ場所ニ関スル件 ……792
12　図面添付ノ証書ノ正，謄本作成ニ関スル件 ……792
13　図面絵画等ノ正本作成方 ……793
14　数通ノ原本等同時閲覧ノ手数料ニ関スル件 ……794
15　公正証書ノ謄本ノ請求ニ関スル件 ……794
16　附属書類ノ取扱方ニ関スル件 ……795
17　公証事務鉄筆版使用ニ関スル件 ……795
18　刑事訴訟法第254条第2項ノ解釈ニ関スル件 ……796
19　定款ノ閲覧ニ関スル件 ……796
20　公証人法第51条の解釈について ……797
21　破産宣告申立人からの公正証書謄本請求について ……798
22　公正証書原本閲覧について ……798
23　公正証書の付属書類の閲覧等について ……799

24　公証人の報酬に対する課税についての協力方について ……801
25　一部不実記載の公正証書とその行使について ……801
26　家庭裁判所からの公正証書謄本交付嘱託について ……808
27　複写器による公正証書謄本の作成について ……808
28　公証人法第44条第１項及び同法第51条第１項に関する疑義について ……809
29　複写器による公正証書正本の作成について ……810
30　公証人法第44条第1項の利害関係人の解釈について ……811
31　公正証書原本閲覧について ……812
32　検察官による公正証書の謄本の請求について ……814
33　公正証書謄本の交付について ……814
34　公正証書謄本交付申請書事務取扱いに対する異議の申出について ……816
35　公証人法の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて ……817
36　禁治産者がした公正証書遺言につきその後見人からの謄本の交付請求の受否について ……818
37　生存中の遺言者の代理人による遺言公正証書の正本の交付請求について ……820

第２　提出・公開 ……821

1　書類ノ提出，閲覧ノ場合ニ関スル件 ……821
2　証書原簿等の送付嘱託について ……822

第11章　その他 ……824

1　証書ノ正本ヲ交付シタル場合ノ記載方ニ関スル件 ……824
2　認証ハ代理人ニ依リテ之ヲ為スコトヲ得ルヤ否ノ件 ……824
3　抗告ノ結果ニ関スル件 ……825
4　価額ノ算定権ニ関スル件 ……825
5　過料ノ徴収方ニ関スル件 ……826
6　兼務役場ノ事務取扱 ……826

7　公証人更てつ等について ……827
8　公証人法施行規則第13条の2の規定による通知費用について …828
9　公証人法施行規則第13条の2の規定による通知について ……828
10　公証人法施行規則第13条の2の解釈について ……829
11　公証役場検閲報告について ……830
12　外国人の資格証明書，署名証明書の作成者について ……832
13　公証人の健康状態について ……833
14　公証役場検閲報告について ……833
15　公証事務の違法，不当処理事例について ……834
16　帳簿書類の廃棄について ……836
17　メートル法による地積等の表示について ……837
18　土地の地積又は建物の床面積について平方メートルによる計量単位を使用することに伴う公証事務の取り扱いについて ……838
19　尺貫法で表示されている公簿の引用について ……839
20　帳簿・書類の保存期間について ……840
21　公証人法施行規則の一部改正について ……841
22　公証人法施行規則第13条の２に規定する通知の取扱いについて ……841

第１編　公証人・公証人役場編

第１章　公証人

１　立会人欠格ノ場合ニ関スル件

（明41.5.4宮崎公証人広木幹照会）

（明42.7.21民刑623号民刑局長回答）

（要旨）公証人が証書作成の際，欠格者を立会人としたときは，その証書の効力はないが当該立会人の資格につき相当の注意をしたのであれば公証人に制裁はない。

（照会）前項愚見ノ如クナリトセハ立会人ニ関スル第34条第３項各号ノ欠格事項中ニハ公証人ニ於テ有無ヲ知ル能ハサルモノ有之（設令法律規定ノ趣旨ヲ説明シテ其有無ヲ推問スルモ其者ニ於テ黙秘スルニ於テハ他ニ之ヲ知ルノ途無之）就テハ其者ノ黙秘ニ依リ証書作成ノ際ニ於テ分ラサリシ欠格事項後日ニ至リ露顕シタル場合ハ其作成シタル証書ノ公正力ヲ滅却スヘキハ勿論ナルモ証書作成ニ際シ資格ノ取調ヲ欠カサル以上ハ公証人ニハ制裁ナキ義ニ有之候哉

（回答）貴見ノ通但資格ナキ者ヲ立会人ト為サハ証書ノ効力ニ影響ヲ及ホスコトニ関シ懇篤ニ注意ヲ与フルヲ相当トス

２　裁判所カ兼務者ヨリ事務引継ヲ受ケタル場合ノ取扱ニ関スル件

（明42.7.15甲府地裁所長照会）

（明42.8.3民刑758号民刑局長回答）

（要旨）兼務者が兼務の事務に付本務の番号を記載してきた場合に法務局が文書の引継を受けたときはその文書の番号を追って記載すべきである。

（照会）公証人法実施ニ付テハ尚ホ委細ノ手続御制定ノ事ト被考候得共差当リ

公証人ノ希望者ナキノ故ヲ以テ裁判事務ヲ取扱ハサル区裁判所ノ書記ヲシテ之ヲ取扱ハシメ候場合ニ関シ左ノ諸点疑義ニ渉リ候ニ付準備ノ都合モ有之候条至急何分ノ御指示相成度此段及請訓候也

１ないし９　略

10　兼務者カ前任者ヨリ文書ノ引継ヲ受ケタル以後本務ト兼務トノ区別ヲ為サス従来ノ本務番号ヲ追フテ記載シ来リタル場合承継庁ハ兼務者カ前任者ヨリ引継ヲ受ケタル文書ノミノ引継ヲ受ケ其文書ノ番号ヲ追ヒ記載可然哉

（回答）本月15日付日記第1215号請訓裁判所職員ヲシテ公証事務ヲ取扱ハシムル場合ノ疑義ニ関スル件ハ左ノ通リ思考致候

１ないし９　略

10　貴見ノ通

3　株主タル公証人ノ証書作成ニ関スル件

（大7.6.5旭川公証人菅原景忠照会）

（大7.6.22民1325号法務局長回答）

（要旨）公証人は，自己が株主である会社が他との間にした物品売買，金員貸借等の契約について公正証書を作成して差し支えない。

（照会）株式会社ノ株主タル公証人ハ会社カ他ト物品売買又ハ金員貸借等ノ契約ヲ為シタル場合ハ其契約ニ付全然利害ノ関係ナシト謂フヲ得サルカ如クナルニ依リ其証書ヲ作成スルコトヲ得サル義ニ候哉

（回答）問合面ノ場合ハ公証人法第22条第３号ニ所謂「利害ノ関係ヲ有スルトキ」ニ該当セス従テ此場合ニ於テハ公証人ハ公正証書ヲ作成スルコトヲ妨ケサルモノトス

4　公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件

（昭24.5.30民事甲1282号各司法事務局長あて民事局長通達）

（通達）公証事務に関しては，公証人法等の一部改正並びに公証人審査会令，公証人身元保証金令，公証人法施行規則及び確定日附簿及び日附印章調製規則の制定により本年６月１日より相当広範囲に改正されることとなった

から，その取扱については，右諸法令の外，左記に準拠し，万遺憾なきを期するとともに，所属公証人に対してもその周知徹底を図らわれたい。

右通達する。

記

１　公証人法第28条第２項の改正規定により嘱託人の人違でないことの証明方法として認められることとなった確実な方法としては，例えば証人の証言，写真のはってある身分証明書の提示等であって，またかかる程度に達しないものでも数個の方法を併せれば確証を得べきものをも含むものであるが，その方法は同項にも明示されているように，官公署の印鑑証明書の提出に準ずべき確実なものであることを要し，その運用に当たっては，緩に失し引いては，公証制度の信用を害することなきよう十分留意さるべきこと。

２　嘱託人の人違でないこと又は証書の真正であることを証明するために提出する印鑑証明書，登記又は戸籍の謄抄本その他の証明書は，作成後６月以内のものでなければならないこと。

３　同時に数個の嘱託があった場合に代理人又は承継人が提出するその権限を証する証明書が登記又は戸籍の謄抄本その他官公署の作成したものであるときは，公証人法施行規則第14条の規定による取扱をしても差し支えないこと。

４　公証人法第41条第１項の規定により原本の還付が認められた趣旨は，官公署の許可書のようにその数通を得ることが困難なものについて特に当事者の便宜を図ったものであるから，委任状又は印鑑証明書のような書面については，特段の事情のない限り，これを許すべきではないこと。

５　確定日附又は拒絶証書の作成の場合のように公証人役場に保存する書類によっては嘱託人の住所が明確でない場合には，計算簿に嘱託人の住所をも記載すべきこと。

６　公証人が欠けつの追完に関する証書を作成したときは，証書原簿中本証書及び追完証書に関する備考欄に相互の関係の記入を要すること。

７　公正証書の作成又は認証の記載に使用する「インキ」又は印肉等は，文字が消え又は色のあせる虞のあるものであってはならないこと。

8　証書の原本にはった印紙は，嘱託人（嘱託人多数のときはその一人だけで足りる。）に消印させ，且つ，公証人又は公証人の職務を行う法務府事務官において更に消印しなければならないこと。公証人法施行規則第42条の規定により納付書にはった印紙についても同様とすること。

9　計算簿に所要の事項を記載する場合に，その様式中種別欄に該当するものがないときは，下段の空欄に記載し，なお空欄もないときは，他の適当な欄を訂正して記載すべきこと。

計算簿丙を備えたときは，計算簿乙確定日附欄は空欄として差し支えないこと。

10　公証人法施行規則第20条の規定により計算簿の様式に準じて作るべき計算書の用紙は，計算簿に綴り込んで調製しておき，その記載は，計算簿の記載と同時に複写すること。

11　公証人法施行規則第17条の規定により領収証を交付したときは，別にその写の作成又は適当な帳簿への記入に止め後日清算の際に，所要事項を計算簿に記載すべきこと。

12　保存簿以外の帳簿は，なるべく暦年ごとに調製すべきこと。

13　書類保存簿を備え，これに保存する書類の名称，範囲，冊数及び保存の始期等保存に関する事項，裁判所の命令又は嘱託等により書類を持ち出したときは，それに関する事項並びに書類を廃棄したときは，その年月日を記載しておくべきこと。

14　法務局長又は地方法務長は，公証人又はその職務を行う法務府事務官をして，附録様式（略）により毎月10日までに前月分の事務一覧月表を，毎年１月末日までに前年分の事務一覧表を各２通調製の上提出させ，その１通を速かに当庁に送付すべきこと。なお，公証人の代理者，兼務者，後任者又は公証人法第71条第１項の規定により書類の引継を命じられた者があるときは，年表又は月表は，これらの者をして提出させること。

15　公証人身元保証金令により現に在職する公証人は，既に納付した身元保証金の額と同令に定める身元保証金の額との差額を，本年中に納付しなければならないのであるから，右期間中に必ず納付せしめるよう留意するとともに，その納付があったときは，従前どおり保管金取扱規則の

定めるところに従い，その取扱に誤りなきを期すること。

16　公証人法施行規則第38条の規定により公証人が年令70才に達した場合は，法務局又は地方法務局の長がする報告書には，その意見を附する外，当該公証人の健康及び家庭の状況，公証事務の繁閑，後任候補者の有無並びに当該公証人及び公証人会があるときはその公証人会の意見等を附すること。

昭和24年６月１日以前に70歳に達した公証人についても右に準じて速かに報告すること。

17　公証人法施行規則附則第６項により，現に存する公証人会は，本年８月31日までに，更めて会則を定め，その所属する法務局長又は地方法務局長を経由して法務総裁の認可を受けなければならないのであるから，右期間中にその手続を完了させるよう留意すること。

5　公証人任命願進達に関する件

（昭26.8.25民事甲1718号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）公証人任用願書の進達要領

（通達）標記に関し，昭和24年１月27日付民事甲第158号及び同年12月23日付民事甲第2967号をもって通達しておいたが，右通達に基く手続を励行していない庁が多く，執務上支障を来しているから，今後はかかることのないよう必ず左記書類を正副２通（履歴書は正副３通）添付して進達されたく，更めて通達する。

なお，進達書には，当該志願者を公証人に任命するについての貴職の意見を付するとともに当該公証人志願者が設置しようとする役場の所在地，交通状況，家屋の構造，倉庫の設備及び役場内居住の可否等の詳細も付記されたい。

記

1　公証人任用願書
2　履歴書
3　戸籍謄本
4　健康診断書

5　役場所在地見取図及び家屋倉庫の平面図

6　公証人会の意見書（公証人会のない場合は必要なし）

6　公証人の公務兼職許可申請について

（昭27.5.30民事秘159号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）公務又は公務以外の業務について兼職許可の申請があった場合に，法務局が調査すべき事項

（通達）標記に関し，許可についての判断資料として必要であるから，今後公証人から右申請があったときは，左記事項を調査し，その調書を作成の上申請書に添えて進達されたい。

なお，公務以外の業務につき兼職許可申請があった場合にも，右に準じて取り扱われたい。

記

1　兼ねる公務の職名

2　兼ねる公務の職務内容（法令の根拠規定を明示すること。）

3　報酬の有無

4　兼職の期間

5　兼職に要する日数及び時間数

１年のうち何日間又は１月のうち何日間，１日のうち何時間

6　兼職を必要とする事由

7　兼職により公証事務取扱に及ぼす支障の有無

7　公証人が満70才に達したときの措置に関する件

（昭28.3.24民事秘67号法務局長あて民事局長通達）

（要旨）公証人が満70才に達したときの免職措置の要領

（通達）従来，公証人で満70才に達した者については，人員等の関係上該当公証人をすべて一時に退職させることは適当でないと考えられたので，経過的措置として別紙(1)の内規に基き年２回に分けて高齢者から順次退職させて来たが，既に満70才を超える在職者はなくなったので，今後は，右内規に基き左記要領により措置することとなるから，右了知の上，取扱に遺憾

のないよう万全を期せられたい。

追て，参考のため，別紙(2)（略）の公証人名簿を送付する。

記

1　公証人が満70才に達したときは，直ちにその職を免ずるものとする。

2　前項の措置を取るため，法務局長は，管内法務局及び地方法務局所属の，当該公証人に対し満70歳に達する日の６ヶ月前までに免職の予告をし，その旨を直ちに本省に報告するものとする。

3　免職は，なるべく依頼免職の方法によるものとし，法務局長は，当該公証人からあらかじめ退職願を徴し，発令の日より10日前までにこれを本省に進達するものとする。

4　前項によることができない場合には，公証人法第15条第１項第３号の規定により免職の発令をするものとする。

5　第１項の措置については，当該公証人の収入の多少，家族及び経済の状況，後任者の有無等は，考慮しないものとする。

別紙(1)

公証人が70才に達したときの措置に関する内規

（昭和25年２月18日）

1　公証人が70才に達したときは，直ちにその職を免ずるものとする。

2　現に在職する公証人に対する経過的措置として，身体又は精神の衰弱によりその職に在ることが適当でないと思われる者を除き

イ　明治10年以前に生れた者は，昭和25年９月限り，

ロ　明治11年に生れた者は，　昭和26年３月限り，

ハ　明治12年に生れた者は，　昭和26年９月限り，

ニ　明治13年に生れた者は，　昭和27年３月限り，

ホ　明治14年に生れた者は，　昭和27年９月限り，

ヘ　明治15年に生れた者及び明治16年３月までに生れた者は，

昭和28年３月限り

その職を免ずるものとする。

3　以上の措置の実施に当っては，当該公証人の収入の多少，家族及び経済の状況，後任者の有無等は，考慮しないものとする。

8　兼職の禁止について

（昭29.6.1民事甲1140号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）公証人が平常証書作成の嘱託を受けている法人の代表権を有しない役員，顧問，相談役等となることも相当でない。

（通達）公証人法第５条は，公証人が他の業務に従事することを原則として禁止しているが，この趣旨は，公証制度の重要性に鑑み，公証人をして職務に専念させ，且つ，その職務執行の公正を期するにあることはいうまでもなく，たとえ公証人において他の業務に従事する余裕がある場合であっても，およそ公証人の職務と当該業務との間に特殊の利害関係を生じ公証制度運用上弊害を生ずる虞があると認められる場合には，公証人法の精神に照らし，その兼職は，妥当を欠くと考える。従って，公証人が平常公正証書の作成の嘱託を受ける関係にある法人については，公証人が代表権を有しない役員，顧問，相談役等に就任することも相当でないと考えられるから，貴管下公証人にもこの旨周知方然るべく取り計らわれたい。

9　公証人の職について

（昭29.10.7自乙選発第７号自治庁次長照会）

（昭29.10.7付12-757号人事院事務総長回答）

（要旨）公証人は，国家公務員法上の国家公務員ではない。

（照会）公証人法（明治41年法律第53号）の規定に基く公証人は国家公務員の職に属するかどうかを至急決定願います。

（回答）御依頼にかかる標記の件について左記のとおり決定されたので通知します。

記

公証人法（明治41年法律第53号）に基づく公証人の職務は，国家公務員法上の国家公務員の職に属しない。

10　公証事務の監督について

（昭29.12.28民事秘177号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）１　代理人による嘱託の場合，代理権限を証する書面の提出がないと

きは，嘱託に応ずべきでない。

２　代理権限の範囲の不明確な委任状については，本人又は代理人に具体的に補充させたうえ，嘱託に応ずべきである。

３　委任状の委任事項の筆跡が区々に亘る等，代理権限に疑義のあるものについては，あらかじめ代理人又は本人に確かめ，特に「執行受諾文言」の附記については代理権限の有無を慎重に調査する必要がある。

４　右に掲げる事項について相当の注意を与えたにもかかわらず，公証人が重ねて過誤を犯す場合には，法第79条前段の懲戒事由に該当すると認められる。

（通達）標記については，その実を挙げるため既に再三所要事項につき通達したところであるが（昭和28年11月30日民事甲第2235号，昭和29年10月５日民事秘第153号等参照），近時代理人の嘱託により作成された公正証書に関し種々問題を生じた事例があるので，特に左記事項に御留意の上，今後一層貴管下公証事務に対する監督を厳にされたい。

記

１　代理人による嘱託の場合において

(1)　代理権限を証する書面の提出のないときは，たとえ後刻その欠缺を追完する条件のもとに嘱託があった場合においても，その嘱託には応ずべきでない。

(2)　代理権限の範囲につき明確な記載のない委任状が提出されたときは，証書作成に先立ち，必ず本人又は代理人に委任事項を特定し得る程度に具体的に補充させた上嘱託に応ずべきである。

(3)　代理人として列席した者が，真実の代理人であるかどうかを確めるため，この者に対しその旨の十分の証明を求める必要があることは言うまでもない。殊に，委任状における委任事項の記載につき筆跡が区々に亘る等の理由により代理権に疑があると認められる場合等においては，さらにその者に対し委任事項の詳細について問を発し，もし疑があるときは本人についてこれを確める等の措置を講ずべきである。殊に「執行受諾文言」を附記する場合は，その行為に関する代理権限の有無について特に慎重に調査する必要がある。

(4) 嘱託人又は代理人の列席なくして証書を作成することは，絶対に許されない。又公正証書は公証人の署名押印によって完成するものであるから，その後の法律行為の補充，訂正又は嘱託人等の署名押印等も絶対に禁止すべきものである。

2　上記のごとき，通常の注意義務をもってすれば容易に過誤なきを期し得る事項について，注意を与えた後，重ねて同種事項について過誤を犯す事例のあるときは，明らかに公証人法第79条前段の懲戒事由に該当すると認められるので，この種の懲戒を相当とする事案については，貴職の意見を附し当該過誤事項を具体的かつ詳細に報告されたい。

11　公証事務の適正化について

(昭30.9.8民事甲9125号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 代理人による嘱託に基く公証事務処理上の留意事項

(通達) 公正証書の作成特に代理人による嘱託に基くものに関する事務処理の適正化については，過去数回にわたり通達したが（昭和28年11月30日民事甲第2235号，昭和29年10月５日民事秘第153号，昭和29年12月28日民事秘第177号等参照)，いまだに過誤が繰り返されている実状にあることは，遺憾に堪えない次第である。ついては，今後一層監督を厳重にするとともに特に左記事項については，検閲等の際に公証人に注意を与えたにもかかわらず，今後更に同一の過誤を重ねた場合には，直ちに当該事件の番号及び作成年月日，件名並びに嘱託人（代理人を含む）及び公証人の氏名を明記して過誤の内容を具体的に報告する外，その公証人の始末書を徴して送付されたい。

右命により通達する。

記

1　公正証書の原本

(1) 公証人又は嘱託人（代理人）の署名捺印脱漏

(2) 嘱託人（代理人）の表示と嘱託人（代理人）としての署名との相違

2　公正証書作成のための委任状

(1) 受任者の記載脱漏

(2) 委任事項の記載脱漏

3　前記原本の委任状

原本の記載事項と委任事項との相違

12　公証人志望者の申出の進達について

(昭34.1.29民事秘９号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 有資格者からの公証人志望申出の進達要領

(通達) 今後，貴局管内有資格者のうちから貴職に対して公証人志望の申出があったときは，次の点を明らかにして文書によって進達するようにされたい。

1　氏名，生年月日，履歴の概要

2　健康状態

3　希望する任命の時期年月

4　在勤希望地

第１希望

第２希望（山陽方面，東海方面という広い意味の志望地でもさしつかえない。)

第３希望

5　公証人としての適格についての意見

なお，公証人任命の志望に応じ難い場合があることはもとよりであるが，在勤希望地についても，本人の希望を参考にしたいが，事情によりその希望に添い難い場合もすくなくないので，その旨を予め本人に了承させて志望を申し出るよう取り計らわれたい。

なお，従前に，貴職から本職あて口頭又は書面で進達した志望者についても本人が公証人となる志望をなお引きつづき有するときは，右の例によってすみやかに進達されたい。

13　人権擁護委員への就任について

(昭34.8.22総秘48号福岡法務局長照会)

(昭34.9.3民事秘172号民事局長回答)

（要旨）公証人が人権擁護委員に就任することは相当でない。

（照会）当庁管内飯塚市長から人権擁護委員法第６条に基づき当庁所属公証人○○○○を人権擁護委員候補者として推せんがあったのでありますが，公証人が人権擁護委員に就任して，同法第11条に規定の職務を行うことは，公証人法第５条の規定はもとより，同法及び同法施行規則全体の精神から考えますとき，その職務の性質上妥当でないものと思料いたしますが，実例も見当らず，これが就任の可否について疑義がありますので，至急何分の御垂示をお願いします。

（回答）８月22日付総秘第48号をもって照会のあった標記の件については，貴見のとおり相当でないと考える。

14　公証人の健康状態について

（昭36.10.31民事（一）発503号法務局長・地方法務局長あて民事局第一課長通達）

（要旨）２ヶ月以上療養することとなった公証人についての報告事項

（通達）公証人が発病し２ヶ月以上の療養を要する事態が発生した場合には，その病状及び公証事務取扱上の支障の有無について報告されたい。

なお，代理嘱託または代理命令の有無及び代理公証人の執務状況等についても報告することとされたい。

15　公証人が満70才に達する際の免職の予告について

（昭37.2.28民事秘26号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）地方法務局所属の公証人について，満70才に達したときにする免職予告は，地方法務局長からする。

（通達）標記の件については，従来地方法務局管内の公証人についても法務局長から免職の予告が行なわれてきている（昭和28年３月24日付民事秘第67号当職通達参照）が，地方法務局所属の公証人については，今後地方法務局長から右の免職予告をなし，法務局を経由して本省に報告することとされたい。

16　公証人の兼職禁止について

（昭41.8.4松山地方法務局長電信照会）

（昭41.8.6民事局第一課長電信回答）

（要旨）公証人が株式会社の発起人となることは差し支えない。

（照会）公証人（当局所属）が株式会社（本店兵庫県，目的石油販売業）の発起人になることができますか。至急何分の御垂示をお願いします。

（回答）８月４日電照の件，公証人が株式会社の発起人となること自体はさしつかえないと考える。

17　公証人小規模企業者該当証明について

（昭46.3.24横浜地方法務局長電信照会）

（昭46.3.26民事局第一課長電信回答）

（要旨）公証人が小規模企業共済法第２条の小規模企業者にあたる旨の証明申請には応ずべきでない。

（照会）当局所属公証人から小規模企業共済法第２条の小規模企業者である旨の証明賦与申請がありましたが，公証人は同条各号の規定に該当しないと考えますが，反対意見もあり決しかねますので，ご指示願います。

（回答）24日付電照の件，当該証明賦与申請には応じないのが相当である。

18　公証人法の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて

（昭55.9.24民一5770号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（通達）民事執行法（昭和54年法律第４号）の施行及び民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和54年法律第５号）による公証人法（明治41年法律第53号）の一部改正に伴い，公証人手数料規則（明治42年勅令第174号）及び公証人法施行規則（昭和24年法務府令第９号）の一部が本年10月１日から改正されることとなったが，これに伴う公証事務の取扱いについては，左記の点に留意し，事務処理に遺憾のないよう，貴局所属公証人及び公証事務を取扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

第１　執行証書の正本等の送達

１　公証人法（以下「法」という。）第57条ノ２の新設により，執行証

書の正本若しくは謄本又は民事執行法第29条後段の執行文及び文書の謄本（以下「執行証書の正本等」という。）の送達は，郵便又は最高裁判所規則の定める方法によるものとされ，そのうち郵便による送達は，申立てにより公証人がすることとなった。これに伴い執行証書の正本等の送達手数料についての規定（公証人手数料規則（以下「手数料規則」という。）第23条ノ２第１項及び送達に必要な郵便料についての規定（法第７条第１項，手数料規則第28条ノ２））が新設され，公証人は送達事務に係る手数料等を受けることができることとなった。

２　公証人は，執行証書の正本等の送達の申立てがあった場合には，特別送達（郵便法第66条，郵便規則第119条，第120条）の方法により送達を行うこととする。

３　前項による送達手続に着手したが，送達先に債務者が居住していない等，公証人の責めに帰することができない事由によって送達の目的を達することができなかった場合において，申立人から，送達先を再調査の上改めて送達の申立てがされたときは，再び前項の方法により送達を行うこととなる。

４　特別送達が不能となったことに伴い，書留郵便に付する送達（法第57条ノ２第３項，民事訴訟法第172条）の申立てがあった場合には，送達報告書（民事訴訟法第177条）のほか申立人の提出に係る資料等を精査し，書留郵便に付する送達をする事由があるかどうかを慎重に判断した上，当該手続をとらなければならない。

５　公証人の職務を行う法務事務官が送達手続を行う場合には，送達に要する郵便料は，郵便切手をもって納付させるものとする。この場合において，送達物が不送達となることに備え，あらかじめ郵便切手をもって還付料を納付させて差し支えない。

第２　送達証明

公証人が送達事務を取り扱うこととなったことに伴い，その送達又は不送達の事実を証明する必要があるため，新たに公証人において送達に関する証明書の発行事務を行うこととなり，その手数料は，１件，すなわち受送達者１名につき100円とされた（手数料規則第23条ノ２第２項）。

第３　送達関係書類綴込帳

公証人は，送達事務に関する帳簿として送達関係書類綴込帳を備え置き，これを保存しなければならないこととなった（公証人法施行規則第18条，第27条）。なお，送達関係書類綴込帳は，書類の整理等の都合を考慮し，バインダー方式のものでも差し支えない。

第４　計算簿等

送達手数料，送達証明手数料及び郵便料に関する規定が新設されたことに伴い，計算簿乙及び計算書の様式が改正された。

なお，右帳簿等の用紙について，従前の様式による印刷済みのものがある場合には，当分の間，その用紙をそのまま使用して差し支えない。この場合において送達，送達証明又は郵便料に関する事項を記載する必要があるときは，種別欄中空欄部分に「送達」，「送達証明」又は「郵便料」と記入して使用するものとする。

第５　執行文の再度付与等

１　執行証書に係る執行文の再度付与等は，従来，裁判所の許可を必要としていたが，民事執行法の施行に伴い，執行証書に係る執行文の再度付与等をすべきかどうかは，公証人が独自に判断して行うことができることとなった（同法第28条）。

なお，再度付与等の申立てがあった場合の手数料については，同一機会の申立てである限り，加算額は，通数にかかわらず，１,000円である（手数料規則第23条ただし書）。

２　民事執行法第28条第１項の規定により執行文の再度付与等をした場合は，債務者にその旨，その事由及び執行文の通数を通知しなければならない（民事執行規則第19条第１項）こととなっているが，この通知は，公証人が適当と認める適宜の方法により行って差し支えない（同規則第３条第１項）。

第６　公証事務一覧月（年）表

公証人手数料規則の一部が改正されたことに伴い，公証事務一覧月（年）表の様式（昭和52年７月25日法務省民一第3733号通達）を別紙（略）のとおり改める。

なお，改正前の様式による印刷済みの用紙がある場合には，その用紙中執行文の付与及び正本謄本交付に係る事件の種類，件数及び手数料の各個をそれぞれ上下２段に区分し，前者の上段から執行文の付与，送達，送達証明，正本謄本交付の順に所要事項を計上する等，所要の修正を加えた上これを使用して差し支えない。

おって，郵便料については，本表への計上は要しない。

19　民事訴訟法の一部改正に伴う公証事務の取扱いについて

（昭57.9.13民一5661号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（通達）民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律（昭和57年法律第83号）が，本年10月１日から施行されることとなったが，これに伴う公証事務の取扱いについては，左記の点に留意し，事務処理に遺憾のないよう，貴局所属公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

第１　就業場所における送達

１　送達を受けるべき者の住所，居所，営業所又は事務所（以下「住居所等」という。）が知れないとき又はその場所において送達をすることに支障があるときは，執行証書の正本等公証人法57条ノ２第１項に掲げる書類の送達は，これを受けるべき者が雇用，委任その他の法律上の行為に基づき就業する他人の住所，居所，営業所又は事務所（以下「就業場所」という。）においてすることができ，送達を受けるべき者がその就業場所において送達を受けるべき旨を申述したときも，同様とすることとされた（民事訴訟法（以下「民訴法」という。）169条２項，公証人法57条ノ２）。

２　「送達を受けるべき者の住居所等が知れないとき」とは，民訴法178条の公示送達の要件である「当事者ノ住所，居所其ノ他送達ヲ為スヘキ場所カ知レサル場合」と同一の概念であり，その認定資料は，住民票写し，最後の住居所等の近隣の者による証明書，戸籍付票謄（抄）本，弁護士法23条の２第１項の報告書等である。

なお，右により就業場所における送達をしたときは，送達を受けるべき者の住居所等が知れない場合であることを示す資料を送達関係書類綴込帳につづり込んでおくものとする。

３　「送達を受けるべき者の住居所等において送達をすることに支障があるとき」とは，例えば送達を受けるべき者が日曜，祭日以外の日の昼間不在のためにその住居所等において送達をすることができない場合をいうが，送達を受けるべき者のプライバシーを保護するため，その者の住居所等において送達をすることができないと明らかに認められる場合（例えば，最近内容証明郵便が「受取人不在」を理由に還付された場合がこれに該当するが，「受取人所在不明」を理由に還付された場合は該当しない。）を除き，一度はその者の住居所等において送達を試みるものとする。

なお，住居所等において送達を試みることなく直ちに就業場所において送達をしたときは，送達を受けるべき者の住居所等において送達をすることができないと明らかに認められる場合であることを示す資料を送達関係書類綴込帳につづり込んでおくものとする。

４　「雇用，委任その他の法律上の行為に基づき就業する」とは，雇用，委任等の契約に基づくものだけでなく公務員や公職の選挙で選ばれた市町村長等のように公法上の行為に基づいて就業するものをも含むが，事実上の行為に基づき，就業する場合を含まない趣旨である。

５　「就業場所」とは，送達を受けるべき者が常勤，非常勤を問わず，現実に勤務している場所をいう。例えば，送達を受けるべき者が甲会社の乙支店に勤務している場合には，乙支店が就業場所である。

６　就業場所において送達を受けるべき旨の申述は，書面によってさせるものとする。この場合には，証書原簿の備考欄に右の申述があった旨を記載した上，申述書を送達関係書類綴込帳につづり込んでおくものとする。

第２　就業場所における補充送達

１　就業場所において送達を受けるべき者に出会わない場合においては，補充送達によることができるものとされ，右による送達がされたとき

は，公証人は，送達を受けた者にその旨を通知しなければならないこととされた（民訴法171条２項，４項，公証人法57条ノ２）。

2　右の通知は，公証人の氏名，送達書類の名称，書類受領者の氏名，送達の日時及び送達場所を明らかにして，郵便葉書により行うものとする。

3　右の通知については，実費額の郵便料を受けることができる（公証人手数料規則28条ノ２）。

4　公証事務を取り扱う法務事務官にあっては，就業場所において送達をするに際し，右の通知を要する場合に備え，あらかじめ通知のための郵便料を官製の郵便葉書をもって予納させるものとする。

第３　郵便送達報告書等

1　特別送達の郵便送達報告書は，本年10月１日から別紙（略）のとおり住所，居所用と就業場所用の二種に区分されることとなった（郵便規則120条）。

2　特別送達郵便物で就業場所にあてて差し出すものについては，当該郵便物の表面の見やすい所に「特別送達（就業場所）」と記載しなければならないこととされた（同条）。

20　公証事務の違法処理について

（平12.5.18民一1209号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）委任状の債務者の記載を債権者に訂正指示するなど公証人としての注意義務を尽くさなかった違法処理の事例

（通達）最近某法務局所属公証人の事務取扱いに関し，別紙記載の違法処理の事実が判明し，１月間停職の懲戒処分に付された事例がある。

公証事務におけるこのような取扱いは，公正証書の効力に疑問を生ぜしめるとともに，公証事務についての国民の不信感を招くこととなり，ひいては公証制度に対する信頼を損なうことにもなるものであり，遺憾に堪えない。

今後このような事務取扱いの根絶を図るため，貴管下公証人に対し，注意を喚起するとともに，一層の指導監督を徹底されたい。

別紙

Ａは，平成○年○月○日，公証人に任命され，○○○に公証人役場を設置して公証事務に従事しているものであるが，平成11年４月16日，債権者□□株式会社（代表取締役甲山太郎（以下「債権者代表者」という。）），債務者株式会社△△（代表取締役乙川二郎）間の同月６日付けの合意に基づく債務承認弁済契約公正証書（平成11年第533号，以下「本件公正証書」という。）を作成したところ，本件公正証書作成の嘱託は，債権者代表者及び債務者の代理人であるとする甲山花子（債権者代表者の妻）によりなされたが，同人を代理人とする本件公正証書作成のための委任状（以下「本件委任状」という。）には，債務者の登記簿謄本及び代表取締役の印鑑証明書が添付され，同印鑑により押印がなされているものの，委任者欄には，既に平成10年11月20日に債務者の代表取締役を辞任していた「丙野三郎」を代表取締役とするゴム印による債務者の記名がされていた。

Ａは，本件委任状に捨印が押捺されていたことから，本件委任状に誤記の訂正方を承認する旨の捨印がされているものと解し，その場で書記を通じて債権者代表者らに対し訂正方を指示したところ，指示を受けた債権者代表者は「丙野三郎」の氏名のうち名のみを訂正したため，本件委任状の債務者の記載は債務者の代表取締役としては実在しない「丙野二郎」となっている。

本来委任状の訂正は，委任者本人がなすべきであり，とりわけ，本件のように前任の代表取締役名義の委任状が提出された場合は，前任の代表取締役がその在任当時に提出した白紙委任状が冒用されている可能性があるにもかかわらず，Ａは，委任状の重要かつ基本的な記載事項である委任者の表示について，債権者代表者らに訂正を指示した（しかも，訂正後の表示も誤っていたのに，これを看過した）ものであり，公証人として当然尽くすべき注意義務を尽くさなかった違法があり（なお，本件公正証書と併せて嘱託を受けた別件債務承認支払契約公正証書（平成11年第534号）の作成に際しても，債権者代表者を債務者の代理人とする委任状が提出されているのに，これを看過して，債権者代表者の妻を債務者の代理人とする公正証書を作成している。），公証人法第79条所定の「職務上ノ義務ニ違反

シタルトキ」に該当することは明らかである。

21　公証人代理者の任命に関する事務の取扱いについて

（平16.2.17民総429号法務局長・地方法務局長あて法務省民事局長通達）

（要旨）公証人代理者の任命に関する事務の取扱いについて

（通達）公証人が疾病その他やむを得ない事由により職務を行うことができない場合において，公証人法（明治41年法律第53号）第63条又は第64条の規定により，その職務を当該公証人の所属する同一の法務局又は地方法務局の管轄区域内の他の公証人が代理して行うことが困難であるときは，下記により，公証人であった者を公証人代理者として任命することができることとされましたので，事務処理に遺憾のないよう配慮願います。

記

1　任命の要件

公証人であった者の公証人代理者への任命は，公証人について代理を必要とする場合（疾病その他やむを得ない事由により，公証人が職務を行うことができない場合）において，その期間が相当長期にわたるなどのために，当該公証人の所属する同一の法務局又は地方法務局の管轄区域内の他の公証人に代理嘱託することが困難で，かつ，当該公証人の所属する法務局長又は地方法務局長がその管轄区域内の他の公証人に代理を命ずることも困難なときに限ってすることができる。

2　任命の進達

１の要件がある場合には，代理を必要とする公証人の所属する法務局長又は地方法務局長は，法務大臣に対し，公証人であった者の公証人代理者への任命を進達することができる（別紙様式１（略））。

進達に当たっては，公証人代理者となるべき者から任命承諾書（別紙様式２（略）），履歴書，戸籍謄本及び健康診断書を徴するほか，当該する公証人会に公証人代理者の任命について意見照会を行い（別紙様式３（略）），その意見書を徴した上で，これらを進達書に添付するものとする。

なお，地方法務局長が進達をする場合には，監督法務局長を経由するものとする。

3　公証人代理者の要件

公証人代理者は，公証人を免ぜられた者のうち，満70歳未満の者の中から任命する。

4　代理を命ずる期間

代理を命ずる期間については，その延長・短縮等，代理される公証人の病状等に応じた柔軟な対応が求められることから，公証人代理者の所属する法務局長又は地方法務局長が定める（別紙様式４（略））。

なお，公証人代理者が満70歳に到達する日の属する月の末日を超えて代理を命じることはできない。

5　公証人代理者の免職

公証人代理者は，法務局長又は地方法務局長から代理を命じられた期間の満了によって当然に失職・免職とはならないので，公証人代理者の所属する法務局長又は地方法務局長は，法務大臣に対し，退職予定日の１か月前までに，公証人代理者の退職発令を進達するものとする。

22　公証人に関する事務の取扱いについて

（平17.7.1民総1476号法務局民事行政部長・地方法務局長あて民事局総務課長通知）

（要旨）公証人から早期退職の申し出があった場合には，直接面談して意思の確認を行った上で，退職日を記載した辞任届を徴する。

（通知）公証人の採用については；平成14年度から公募制としていますが，公証人から早期退職の申し出がされた場合等においては，以後の公募手続との関係上，下記により対応するよう配意願います。

なお，これまでに，公証人から早期退職の申し出があったにもかかわらず，辞任届を徴していない事案については，再度意思確認を行うとともに，速やかに辞任届を徴した上，民事局総務課公証係（以下「公証係」という。）あて送付願います。

記

1　管内の公証人から，早期退職の申し出があった場合には，原則として，法務局内においては民事行政部総務課長が，地方法務局においては総務

課長が，当該公証人と直接面談して意思の確認を行うものとする（電話連絡のみによって当該申し出を受理することは相当ではない。）。

2　上記１の確認後，その内容を公証係に連絡するとともに，必要に応じて，具体的な退職時期について公証係との間で調整を行った後，速やかに退職時期を記載した辞任届を徴し，公証係あて送付する。

なお，電話連絡等によって面談前に当該公証人からその意思が示されている場合には，その段階で速やかに公証係に連絡する。

3　任命内定者から，発令前に任命を辞任したい旨の申し出があった場合には，直ちに公証係にその旨を連絡する。

なお，この場合の本人の意思確認の方法等は，上記１及び２と同様である。

4　早期退職希望者又は任命辞退者から，後日，後任者の選任について問われた場合には，公募手続の状況についてのみ回答する。

第１　公証人の権限

１　代理ヲ命スル場合ニ関スル件

（明42.8.20長野地裁所長照会）

（明42.10.7民刑970号民刑局長回答）

（要旨）代理期間の長短だけで，法第８条によるか法第64条によるかを定めるべきではない。

（照会）１　略

２　同一管轄内ニ公証人アラスシテ代理ヲ為スヘキモノナキトキハ隣接スル区裁判所ノ管轄区域内ノ公証人ニ代理ヲ嘱託シ又ハ代理ヲ命シ得ヘキモ代理ヲ為スヘキ期間永キモノト認ムル場合ニハ第８条ニ依リ区裁判所ニ於テ職務ヲ行フコトヲ得ルヤ

（回答）１　略

２　公証人職務ヲ行フコト能ハサル場合ニ代理ヲ嘱託セス又ハ之ヲ嘱託スルコト能ハサルトキハ第64条第１項ノ適用ヲ先ニスルヲ相当トス然レトモ同条項ヲ適用スルコト能ハス又之ヲ適用スルヲ相当ナラスト認ムル場合ニ於テハ第８条第１項ニ依ル告示ヲ求ムル為メ詳細ナル事由ヲ具シテ上申セラ

ルヘシ代理セラルル期間ノ長短ノミヲ以テ第８条ニ依ルト第64条ニ依ルトヲ定ムヘキモノニ非ス

２　公証人ト嘱託人等ト親族タルトキノ取扱ニ関スル件

（明44.6.29福島公証人味岡遠雄照会）

（明44.7.17民事494号民事局長回答）

（要旨）前任者の作成した証書の当事者が，後任者の親族であるときは，執行文の付与等については，他の公証人に代理を嘱託するのが相当である。

（照会）前任者ノ作成シタル証書ノ当事者又ハ代理人カ後任者ノ四親等内ニ当ルモノニ対シ其執行文ヲ付与スルコトヲ得サルヤ此段相伺候也

（回答）客月29日付稟伺ニ係ル公証人ノ職務執行上ノ疑義ニ関スル件聞合面ノ場合ニ於テハ公証人法第63条ニ準拠シ他ノ公証人ニ代理ヲ嘱託スルヲ相当ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

３　代理ヲ嘱託セラレタル公証人ノ執務役場ニ関スル件

（明44.8.1福島公証人味岡遠雄照会）

（明44.8.28民事611号民事局長回答）

（要旨）一事件のみの代理を嘱託されても代理される公証人の役場に出張すべきであり，その出張に要する費用は嘱託人から徴収すべきである。

（照会）公証人法疑義ニ関シ稟伺ニ付キ客月17日民事第494号ヲ以テ右ハ法第63条ニ準拠シ他ノ公証人ニ嘱託スルヲ相当トストノ御回答ノ趣キ了承致候右ハ受嘱公証人カ嘱託公証人役場へ出張可致哉当地ノ如キハ公証人一人ナルヲ以テ120哩以上ヲ隔ツル福島ノ公証人ニ嘱託セサルヘカラス僅カニ１件ノ執行文付与ニ付キ如此遠隔ノ地へ出張スルカ如キハ実際ニ於テ不可能ノコトト存候就テハ嘱託ト同時ニ証書原本綴ヲ郵送スヘキヤ

前項若シ出張スヘキモノトセハ其旅費ハ如何ニスヘキヤ又原本綴ヲ郵送スヘキモノトセハ其費用ハ当事者ヨリ徴シ可然ヤ右何分ノ御回答ヲ煩ハシ度候也

（回答）本月１日付問合ニ依ル公証人法等ノ疑義ニ関スル件ハ代理ヲ嘱託セラレタル公証人ハ代理セラルル公証人ノ役場ニ出張スヘク右出張ニ要スル旅

費等ハ嘱託人ヨリ徴収スヘキ儀ト思考致候此段回答候也

4　公証人ト嘱託人ト親族タルトキノ取扱ニ関スル件

（明44.9.30東京公証人樫原三四郎照会）

（明44.10.7民事89号民事局長回答）

（要旨）債権譲渡の結果，債権譲受人と公証人とが親族関係にあるときは，執行文の付与等については，他の公証人に代理を嘱託するのが相当である。

（照会）甲ハ乙ニ金1,000円ヲ貸与スルニ付金銭消費貸借ノ公正証書ヲ公証人丙某ニ嘱託シ其作成ヲ受ケ而シテ其後甲ハ該債権ヲ丙ノ四親等内ノ親族ニ当ル戊ニ譲渡シタリ

右ノ場合ニ於テ戊ハ乙ニ対スル強制執行ノ為メ執行文付与ヲ丙公証人ニ求メタルトキハ蓋シ丙ハ之ヲ拒絶シ得ルコトハ公証人法第22条ニハ単ニ公証人ハ左ノ場合ニ於テハ其職務ヲ行フコトヲ得ストアリテ同条第1号ニ嘱託人ハ云々配偶者，四親等内ノ親族トアルニヨリ明ナルモノノ如シ然レトモ熟々該条ノ精神ヲ考フルニ契約証書作成ノ場合ニ於テノ弊ヲ除ク為メニシテ単ニ執行文付与ノ場合ノ如キハ此弊ナキヲ以テ丙公証人ハ職務ヲ行フモ差支ナキモノト信ス然レトモ該条文アルニヨリ大ニ疑問トス果シテ条文ノ如クセハ戊ハ如何ニシテ執行文付与ヲ受クルコトヲ得ルヤ御教示ヲ受ケ度此段及御照会候也

（回答）客月30日付問合ニ係ル公証人ノ職務執行上疑義ニ関スル件問合面ノ場合ニ於テハ公証人法第63条ニ準拠シ他ノ公証人ニ代理ヲ嘱託スルヲ相当ト思考致候此段及回答候也

5　兼務役場ノ事務取扱

（大3.12.15青森公証人対馬定勝照会）

（大3.12.21民1896号法務局長回答）

（要旨）公証人が兼務役場に出張しても，その旅費，日当，宿泊料を受けることはできない。

（照会）公証人法第67条第1項ニ依リ兼務ヲ命セラレタル公証人カ数人ヨリ数件ノ新事件ノ公正証書ヲ作成スル嘱託ヲ受ケ自己ノ役場ヨリ兼務役場ヘ出

張シ1泊シタル場合ニ於テ各件ニ付各別ニ公証人手数料令第43条ニ依リ算定シタル旅費，日当及宿泊料ヲ受クルコトヲ得ルヤ将タ通算シテ按分比例ニ依リ算定シタル額ヲ受クヘキモノナルヤ

前項後段ノ通リトセハ法律行為ニ付テノ証書作成ト法律行為ニアラサル即チ代金授受ノ事実ニ付テノ証書作成及執行文付与ノ3件ナル場合ニハ如何ナル標準ニ依リ按分比例スヘキヤ

右差掛リタル場合ニ付特別ノ御詮議ヲ以テ至急御指揮相成度此段奉伺上候也

（回答）本年12月15日付ヲ以テ稟伺相成候公証人手数料規則中疑義ノ件ハ公証人カ務ヲ命セラレタル公証事務取扱ノ為メ兼務役場ニ出張シタル場合ニ於テハ通常ノ手数料ノ外別ニ旅費日当及宿泊料ヲ受クルコトヲ得サル義ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

6　公証人代理執務ノ場合ニ於ケル嘱託人ノ人違ナキコトニ関スル件

（昭3.6.6大阪公証人井上一照会）

（昭3.6.19大阪地方裁判所長回答）

（要旨）乙公証人が甲公証人を代理して執務する場合，甲公証人役場書記中乙公証人の面識ある者二人に嘱託人の人違がないことを証明させるのは差し支えない。

（照会）公証人法第63条第1項ニ依リ甲公証人ノ代理ヲ乙公証人ニ嘱託シタル場合ニ関シ左ノ疑義アリ

1　嘱託人カ甲公証人役場ニ於テ人違ナキコト顕著ナル場合即チ甲公証人及其役場ノ筆生ハ其嘱託人ニ数年又ハ数10年引続キ日頃頻繁ナル接見ニヨリ固ヨリ旧キ面識アルモノト雖モ乙公証人カ之ニ面識ナキトキハ公証人法第28条第2項ノ手続ヲ要スルコトハ疑ナキモノノ如シ

2　果シテ然リトセハ右ノ場合ニ甲公証人役場筆生中乙公証人ノ面識アル者2人ヲシテ法第28条第2項後段ニ依リ其嘱託人ノ人違ヒナキコトヲ証明セシメ毫モ差支ナカルヘシ

右事理明白ト存候得共異見有之向モ候ニ付為念請訓仕候

（回答）本月6日付請訓公証人法ノ疑義ニ関スル件左ノ通思考ス

1　貴見ノ通
2　貴見ノ通

7　公証人の認証した証書又は公正証書に関しその真実なる旨の証明を附与するの件

（昭24.5.7民事甲1028号司法事務局長あて民事局長通達）

（要旨）証書の認証の付与又は公正証書の作成が，在職中の公証人の権限に基いてされたことの証明付与方法

（通達）外国の官公署に提出するために，公証人の認証した証書又は公正証書における当該文書の作成又は認証の付与が在職中の公証人によりその権限に基いてなされたものであることの証明を求める者があるときは，当該公証人の所属する司法事務局の長は，その旨の証明を付与するよう取扱われたい。

追って右の証明は，次の振合により，当該文書若しくはその付箋にこれをされたい。但し時宜により別紙にしても差し支えない。

この証書の作成（認証の付与）は，在職中の公証人がその権限に基いてしたものであり，且つその捺印は，真実のものであることを証明する。

8　公正証書が権限ある公証人によって作成され，かつその押印の真実である旨の証明について

（昭30.7.1日記総975号高知地方法務局長照会）

（昭30.7.14民事（一）発138号民事局第一課長回答）

（要旨）英文による証明書の下付願があっても，日本文のものを下付すれば足りる。

（照会）標記について，当局所属公証人戸梶重明より別紙第１の(1)のとおりの証明下付願があったので，これに対し別紙第１の(2)のとおりの証明文を交付したところ，その後同公証人から駐日アメリカ領事館より別紙第２のとおり英文様式の証明書でなければ受理できない旨の申出があったので，その様式の証明書を下付されたいとの願出がありました。

ついては，当職は別紙第１の(2)の証明文で足るものと思考しますが，別紙第２の英文様式の証明書を下付してもさしつかえないものでしょうか，差し掛った事件でありますので至急何分の御指示を仰ぎます。

なお，本件は定款認証事件ではありません。

（参照）公証人法第27条

昭和30年４月27日日本公証人連合会発行公証第６号（昭和30年度上）50，51頁

別紙第１

(1)　証明下付願

今般駐日アメリカ領事館へ提出するため別紙書類へ署名押印した貴局所属公証人戸梶重明はその権限に基いてしたものであり，かつ，その押印は真実のものであることを証明願います。

昭和30年６月13日

高知市金子橋44番地
戸　梶　重　明　印

役場所在地
高知市金子橋44番地
高知地方法務局所属
公証人　戸　梶　重　明　印

(2)　この公正証書の作成は，在職中の公証人がその権限に基いてしたものであり，かつ，その押印は真実のものであることを証明する。

昭和30年６月13日

高知地方法務局長　中　村　国　一

別紙第２英文様式（略）

（回答）本月１日記総第975号をもって民事局長あて照会にかかる標記については，貴見のとおり日本文による例示の証明書を下付すれば足りるものと考えるが，然るべく取り扱われたい。

9　公証人が任命されてから執務するまでの間における職務代理の発令について

（昭35.9.14松江地方法務局長電信照会）

（昭35.9.17民事局第一課長電信回答）

（要旨）後任公証人が直ちに任命される場合には，緊急の必要のない限り他の公証人に代理を命じなくても差し支えない。

（照会）公証人が退職し直ちにその後任者が任命される場合であっても，後任者は法務局長又は地方法務局長の認可を得て役場を設けかつ身元保証金を納めるまでは執務を開始することができないので，その間は他の公証人に代理を命ずる取扱をする必要があると考えますが，それでよろしいかお伺いいたします。

（回答）電照の公証人の代理の件については，職務を行うことができない期間が短期間と考えられるので，緊急の必要がない限り，他の公証人に代理を命ずる必要はない。なお後任者についてはすみやかに執務ができるよう貴職より指導されたい。

10　兼務を命ぜられた公証人の職務執行について

（昭41.3.30総209号東京法務局長照会）

（昭41.7.25民事甲1914号民事局長回答）

（要旨）１　兼務者の職務権限は前任者と異るところはない。

２　兼務者が職務上署名するときは，「元公証人何某兼務者」と冠記すべきである。

（照会）公証人法第67条第１項の規定によって兼務を命ぜられた公証人は，前任者が職務を行なっていた場所において，前任者の取り扱った事務の兼務を行なうほか，新たな公証事務についても兼務者として取り扱うのが従来からの例でありますが，右兼務者が職務を行なう場所は，自己本来の役場であり，また，その職務範囲は前任者の取り扱った記録を前提とする事務（たとえば，証書原本の閲覧，執行文の付与等）に限られ，新たな公証事務については，兼務者としてなしえないという見解（司法研究報告書第13輯第１号20頁参照）もあり，疑義を生じましたので，何分のご指示をお願いいたします。

なお，もし，引き続いて従来からの例によるものとする場合においても，

兼務者が職務上署名するときの表示の形式を統一する必要があるものと考えられますので，この点についても併せてご指示をお願いいたします。

（回答）３月30日付総第209号をもって照会のあった標記については，兼務者の職務権限は前任者と異るところはないものと考える。

なお，兼務者が職務上署名するときの表示の形式は下の振り合いによるのが相当である。

何市何町
（地方）法務局所属
元公証人何某兼務者
公証人　何　　某　印

第２　事件の漏泄禁止

１　公証人ノ黙秘ノ義務ニ関スル件

（明44.9.28金沢公証人小川信行照会）

（明44.10.16民事218号民事局長回答）

（要旨）公証人は，裁判所において証言を行う場合でも，嘱託人の同意がなければ，取扱った事件を漏泄することができない。

（照会）公証人法第４条ニ公証人ハ法律ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外其ノ取扱ヒタル事件ヲ漏泄スルコトヲ得ス但シ嘱託人ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限リニ在ラストアリ而シテ刑事訴訟法第125条ニ左ニ記載シタル場合ニ於テハ証言ヲ拒ムコトヲ得，第１，官吏公吏云々（中略）其職務上黙秘スヘキ義務アル事情ニ関スルトキ，第２，医師薬種商云々（中略）其職務上取扱ヒタルコトニ付知得シタル事実ニシテ黙秘スヘキモノニ関スルトキトアリ右ハ公証人カ予審又ハ公判ニ於テ証人トシテ訊問ヲ受ケタル場合ニ於テ其取扱ヒタル事件ハ右公証人法第４条ノ規定ニ基キ裁判官ノ面前ニ於テモ嘱託人ノ同意アラサル以上ハ凡テ証言ヲ拒ムコトヲ得ヘキ趣旨ニ候哉要スルニ公証人法第４条ノ漏泄スヘカラサル事件ハ刑事訴訟法第125条第１号及第２号ノ黙秘スヘキ事件ト認メ差支ナキヤ否ヤニ付疑義ヲ生シタル義ニ有之候右御訓示候也

（回答）客月28日稟伺ニ係ル公証人法中疑義ニ関スル件ハ貴見ノ通リト思考致

候此段本官ヨリ及回答也

2　司法警察官ヨリ捜査ノ為公証人ニ対シ公証事務ニ付照会アリタル場合ノ疑義ニ関スル件

（昭13.7.29神戸公証人山崎敬義照会）

（昭13.8.13刑11475号刑事局長回答）

（要旨）刑訴第197条第２項に基き，捜査機関から照会を受けた場合はこれに応じなければならない。

（照会）　○　○　○　○

○　○　○　○

右之者ハ当署ニ於テ詐欺犯人被疑者トシテ留置取調中ノモノナルカ犯罪捜査上屑書者等ニ依リ昭和３年以降貴役場ニ公正証書作成ヲ依頼シ又ハ他人ノ依頼セル公正証書作成ニ関与セル事実ヲ承知致シ度キ次第ニ付キ至急調査ノ上年月日，事項，関係者住所氏名等ヲ通報相成度此段及照会候也

刑事訴訟法第254条第２項ニ基キ司法警察官ヨリ右照会ヲ受ケタル場合公証人ハ之ニ応スヘキモノナリヤ否ヤニ付左記両説有之

甲説　個々ノ公正証書ニ付其ノ内容ニ関スル報告ヲ求メラレタル場合ハ格別右ノ如キ概括的ノ事項殊ニ他人ノ依頼セル公正証書ノ作成ニ関与セル事実ノ報告ノ如キハ之ニ応スヘキモノニ非ス蓋シ任意捜査ニ於テハ他人ノ権義ト交渉アル場合ハ必ス対手人ノ応諾ヲ必要トシ又民事訴訟法第281条，刑事訴訟法第187条ニ証言拒否ノ場合ヲ規定セル趣旨ニ徴シ公証人法第４条ニ所謂別段ノ定アル場合ニ該当セス

乙説　刑事訴訟法第254条第２項ハ公証人法第４条ニ所謂別段ノ定アル場合ニ該当スルヲ以テ右ノ如キ場合ニ於テモ其ノ照会ニ応スヘキモノトス蓋シ若シ之ヲ拒否センカ犯罪捜査上多大ノ支障ヲ来スヘキヲ以テナリ

右孰レヲ正当トスヘキヤ疑義有之，差掛リタル案件ニ付至急何分ノ御回答ヲ煩度此段及稟伺候也

（回答）標記ノ件ニ関シ客月29日附御照会ノ趣了承右ハ乙説ノ通ト思考致候

3　公証人の黙秘義務について

（昭24.11.24高知公証人杉本栄次照会）

（昭24.12.24民事甲2901号民事局長回答）

（要旨）司法警察官，税務署職員に対し，書類の押収及び事件内容の陳述を拒むことはできるがその捜索は拒むことができない。

（照会）公証人は法律に別段の定める場合を除くの外，嘱託人の同意を得ずしてその取扱いたる事件を漏泄することを得ざるも（公証人法第４条），裁判所の取寄の嘱託あるときは，これに応ずべく（同法第25条第１項但書），また検察官の請求あるときは，証書原本を閲覧せしむべし（同法第44条第４項）。然るに司法警察官，税務吏等が判事の令状に依り公証人役場に於て当該公証人に非ざる者の犯罪事件に関し書類の押収捜索乃至事件内容の聴取等を為さんとする場合に於て，刑事訴訟法第105条によりこれを拒絶することを得ざるや否や。

備考　最近或る公証役場に税務吏が10名内外の警察官を伴い数名の者の事件嘱託の有無及其内容を聴取らんとしたる事実あり，斯くては事件の秘密は広範囲に破られ公証制度に対する一般の信頼を頗る薄弱ならしむるものありと思料す。

右稟伺候也

（回答）本月24日附日記庶第2400号を以て進達に係る標記に関し，押収については刑事訴訟法第105条により拒絶できるが捜索はこれを拒むことはできない。

なお事件内容の聴取については，公証人法第４条に所謂法律に別段の定めある場合でないから漏泄してはならない。

4　貸金業者の業務運営の調査について

（昭25.7.20二公一2018号長野地方法務局長照会）

（昭25.8.12民事甲2188号民事局長回答）

（要旨）財務局から，貸金業者の業務運営指導に資するため，公証人役場保存の公正証書原本の内容調査依頼があっても，法務局においてはこれに応ずることができない。

（照会）首題の件について別紙写の通り関東財務局長野財務部長から照会があ

ったところ，本件は当局所属公証人○○○○の保管する公正証書の内容（貸金業者Ｉを債権者とする金銭消費貸借公正証書全部につき，主たる債務者以外の連帯債務者及び連帯保証人の住所氏名，債権金額，利息，損害金等）を調査して回答することになるのであるが，これが照会に応じ回答することは果して差支えないか，どうか，いささか疑義があるので，御意見拝承したく稟伺いたします。

別紙

貸金業者の業務運営の調査について

管内貸金業者，Ｉ（松本市大字白板）の業務の運営方法について，当部に対し，その取締り方を多数の債務者より陳情があり，調査するに，同人は県内各地の特定人（公正証書第１条記載の主たる債務者以外の者）を介して金銭の貸付に当りては，公証人の作成にかかわる金銭消費貸借契約証書（公正証書）に依り一定の事項を約定せしめ，此れにより貸金を為し，期日までに返済がない場合は，行文中の執行文（強制執行認諾）に基き直接執行をなしている。

然るに此れが執行に当りては，暴力的言辞に亘り，債務者をして一部代金（又は全部）を弁済のため提供せしめ，これが徴収を為すも正当な受領証を発行交付せず，または民法に規定する正規の手続に依り，その弁済金に付いて，元利金の何れに充当経理を為したるかを明確にせずして度々強制履行を迫るなど著しく公正な運営を欠いていることが明らかに認められるものがある。

貸金業等の取締に関する法律（昭和24年５月31日法律第170号）の施行以来当部は貸金業者の業務の運営について金融行政の立場より，業者の公正な運営と不正金融の防止につき特段の注意を払い指導に努めたるところなるも，業者中には，前の如きものありて，その影響するところも社会的に甚だ大なるものがある。

斯る業者について調査するに税金対策上一定の帳簿を備えず，簡単なるメモによって一切が処理せられている現状より観て，その実体を計数的に把握することが指導上切に望まれるが，斯業の実情をもってしては，資金量１,000万円以上と称せられ，その支配の下に元古手刑事，私立探偵，金

融ブローカー等の多数のものを擁し，やみ金融暴力団的な性格を有するその実体の何程につき，貸金業等の取締に関する法律に基いて，直接検査するも，確認し得るかは疑問の余地がなく而して，その業務の運営全般に且って適確な資料を望み得るものは，右者が貸付に当り作成せられた公正証書の台帳の調査に俟つ以外に途がない有様である。

此処において貴局の御協力を仰ぎ，その監督下にあり而も右者の業務運営上極めて重要な地位を占むる公証人（貴法務局所属○○○○）に就き，その台帳に登載されてある債権金額の総額，債権の件数，利率及び無届仲介業者のおそれある公正証書第１条記載以外の連帯債務者又は連帯保証人の住所氏名（関係件数）について昭和24年７月１日法施行以降の分に付き直接貴局において御調査方相煩したく御願いする。

おって，右は該貸金業者が債権の確保並に回収上契約条項通りに履行しているかどうか，即ち利息及び元金の返済に対する経理の仕方及び業務運営全般につき指導上必要であるから申添える。

（回答）客月20日附二公一第2018号を以て照会に係る標記に関しては，公正証書の検閲によって知り得た事項で，公証人法第４条により公証人の黙秘すべきものは，当該監督官が職務上知り得た秘密に属する事項であるから，国家公務員法第100条により，法令による証人，鑑定人として所轄庁の長の許可を得てする場合等時に許された場合を除きこれを発表することはできない。従って，所問の照会の趣旨には応ずることはできないものと考える。

なお，公証人は利息制限法を超過する利息につき公正証書を作成することはできない（公証人法第26条）から申し添える。

（以下略）

5　廃棄を認可した公正証書原本等の処分について

（昭28.4.3総319号福島地方法務局長照会）

（昭28.4.9民事甲589号民事局長回答）

（要旨）廃棄を認可された証書原本等は，貼付印紙の部分を切り取って焼却した上，嘱託人の秘密の漏れるおそれのない方法により公証人において処分

して差し支えない。

（照会）公証人法施行規則第28条により，地方法務局長において，廃棄を認可したる証書の原本等は，公証人において，適宜処分して差支えありませんか，差しかかった事案があるので至急御指示願います。

なお，本件については，客年９月８日電信照会中のものでありますが，御回答を得られなかったので，更に御照会いたします。

（回答）本月３日総日記第319号をもって照会にかかる標記の件については，書類中貼付されている印紙の部分を切り取り焼却した上で，嘱託人の秘密の漏れるおそれのない方法により公証人において処分することはさしつかえないものと考える。

6　公正証書作成有無等に関する刑事訴訟法第197条第２項の照会について

（昭29.7.31総1339号福岡法務局長照会）

（昭29.8.4民事局長電信回答）

（要旨）刑訴法第197条第２項に基づき，公証人に対し照会があったときは，これに応ずべきである。

（照会）当管内北島，篠原両公証人より別紙の通り照会があったが，刑事訴訟法第197条第２項は公証人法第４条に規定する別段の定に該当するかどうか，又該当するとしても個々の公正証書につき報告を求められた場合は格別，本問の如き概括的な照会の場合にも応ずべきものかどうか，至急電信にて何分の指示を願います。

公正証書作成有無等に関する刑事訴訟法第197条第２項の照会について

福岡県警察本部捜査第二課長より左記のような照会があったが公証人としてこれに応じて差しつかえないか，何分の御指示を仰ぎます。

記

捜二発第16号

昭和29年７月25日

福岡県警察本部捜査第二課長

福岡法務局所属

福岡公証人合同役場御中

事実照会について

捜査上必要があるので左記事項につき報告されたく刑事訴訟法第197条第２項により照会する。

記

福岡市Ｄ町二丁目90

（或は福岡市Ｔ町20）

Ｓ

Ｔ

の嘱託により昭和21年１月より現在に至る間貴役場に於て作成された公正証書作成年月日，件名，当事者氏名の一切。

（回答）７月31日附総第1339号問合せについては，刑事訴訟法第197条第２項は公証人法第４条の「別段ノ定」に該当するから，公証人に対し照会があったときはこれに応ずべきものと考える。本件に関しては公証人合同役場に照会される筋合のものではない。

7　公証人の黙秘義務について

（昭31.9.20広島公証人越智嘉平太照会）

（昭31.10.9民事甲2349号民事局長事務代理回答）

（要旨）正規の嘱託を受けたものと認められる事実がなければ，法第４条の適用はない。

（照会）本職儀左記事件に関し，民事裁判所において証人として取調を受けましたので公証人法第４条に該当するものと思料し，証言を拒絶したところ，裁判官及び関係弁護士等に於て其の当否につき更に検討することとして期日を延期致しましたが，今般更に10月15日の期日に証人として呼出を受けましたので，左の疑義に関し何分の御指示を仰ぎ度此段稟請いたします。

１　事件の概要

(1)　土地売買に関し売主甲及び買主乙が公証役場に出頭し，公正証書の作成方を嘱託せんとしたが乙が印鑑証明書を持参しなかったので便宜上契約の要旨を陳述し，改めて乙が印鑑証明書を持参して正式に証書の作成方を嘱託することとしたが，その後乙が印鑑証明書を提出しな

いため証書作成にいたらなかった。

(2)　その後甲が乙を相手取って土地売買代金残額の支払請求訴訟を提起した由にて，甲の訴訟代理人の申立により本職を証人として呼出し，本職の面前に於て甲乙両名の陳述した契約内容につき証言を求めるものであります。

2　質疑事項

前記の如く公証人の面前に於て陳述したのみで，公正証書作成に至らなかった場合でも，公証人法第４条にいわゆる公証人の取扱いたる事件に該当し，嘱託人双方の同意がない限り，これにつき証言をすることはできないものでしょうか，それとも公正証書作成にいたらなかった場合は，公正証書の送付嘱託ができず，公証人を証人として喚問する以外，公証人の面前に於ける陳述事項を立証する方法がないから同条には該当しないものと解すべきでしょうか。

（回答）９月20日付をもって照会にかかる標記については，照会の文面のみによっては趣旨が明確でないが公証人として正規の嘱託を受けたものと認められる事実がないのであれば，公証人法第４条の規定の適用はないものと考える。

8　刑事訴訟法第197条第２項の解釈に関する件

（昭35.8.20日記532号神戸地方法務局長照会）

（昭35.8.29民事甲2147号民事局長電信回答）

（要旨）司法警察員から，嘱託人が公証人に提出した一切の書類の写真を送付されたい旨依頼があっても，これに応じないのが相当である。

（照会）標記について当局所属公証人原敬三より別紙のとおり照会があり，当職はこれに応ずべきものと考えますが決し兼ねますので至急電信にて何分の指示を願います。

公正証書作成に関し刑事訴訟法第197条第２項照会について

別紙の通り司法警察員より公正証書作成に関する書類について刑事訴訟法第197条第２項に基き照会がありましたが公証人としてこれに応ずべきかどうか疑がありますので何分の御指示を願います。

尚写真は事実上は警察署員が撮影することになっております。

なるべく早く御回答下さい。

別紙

佐警刑発第225号

捜査関係事項照会書

捜査のため必要があるので左記事項につき至急報告されたく刑事訴訟法第197条第２項により照会する。

昭和35年８月12日

佐用警察署　司法警察員警視　藤　村　徹　郎

神戸地方法務局所属公証人　原　　敬　三　殿

照会事項

1　貴公証役場において作成された

債　権　者　姫路市池内町○○

○　○　商　事　有　限　会　社

佐用郡佐用町佐用○○

右代表取締役　○　○　　○

大正○年○月生

債　務　者　兵庫県佐用郡上月町円光寺○○

農　　業　　○　○　○　○

明治○年○月生

右代理人　　姫路市北条口○○

無　　職　　○　○　○　○

明治○年○月生

との金銭消費貸借契約公正証書を○○商事有限会社の嘱託により昭和35年７月25日第○○号をもって作成されているが

2　本公正証書作成のために申請者より貴職に提出された一切の書類の写真各１部を作成送付されたい。

（回答）８月20日付日記第5532号照会については次のとおり回答する。

記

所問写真の作成送付方依頼は，その文理上刑事訴訟法第197条第２項の

規定による必要事項の報告方依頼とは認められないので，公証人法第4条本文によりこれに応じないのが相当である。なお，検察官より請求のあったときは，所問の書類を閲覧させ（公証人法第44条第4項，明治42年7月30日民刑704号民刑局長回答参照）その写真を撮影させてさしつかえない。

9　証書原本の押収の可否について

（昭41.1.24広島法務局所属公証人田中魁照会）

（昭41.2.3民事甲337号民事局長回答）

（要旨）裁判官の発する差押捜索令状による公証役場保管中の証書原本の押収は，本人の承諾があれば，これを拒み得ない。

（照会）首題の件に関し左記甲乙2説を生じていますが，何れに従うべきか何分の御指示を仰ぎます。

甲説　此の場合刑事訴訟法第105条の規定により本人の承諾があればこれを拒み得ない。

乙説　本人の同意の有無に拘らず公証人法第25条の規定によって押収を拒絶せねばならぬ。このような場合原本を見る必要があれば検察官の閲覧権（公証人法第44条第4項）によるか裁判所が公証役場に出張して原本を検証する外なし。

（回答）1月24日付照会のあった標記の件は，甲説を相当と考える。

10　公証人の取り扱った事件の漏泄禁止義務について

（昭41.7.4総577号東京法務局長照会）

（昭41.8.8民事甲1962号民事局長回答）

（要旨）公証人の黙秘義務は，嘱託人の死亡によって免除されるものではない。

（照会）標記については，公証人法第4条に規定されていますが，同条の解釈につき，次の各説があり丙説を相当と考えますが，いささか疑義がありますので，至急何分のご垂示を賜わりたくお伺いいたします。

記

甲説　公証人法第4条は，嘱託人の同意を得ない限り，取扱事件を漏泄することができない旨を規定しているから，嘱託人が死亡している場合に

は，その者の同意を得ることができないので，たとえ裁判所から証言を求められても，その内容について証言することはできない。

乙説　嘱託人の同意を得ない限り，取扱事件を漏泄することができないのは甲説のとおりであるが遺言公正証書の場合には，嘱託人が死亡しているときは，その性質上，公証人法第4条の制限を受けないものと解すべきである。

丙説　公証人法第4条は，嘱託人が生存している場合には，その者の同意を得ない限り，取扱事件を漏泄することができない旨を規定しているものと解すべきであるから，嘱託人が死亡している場合には，その内容について裁判所において証言することはさしつかえない。

（回答）7月4日付総第577号で照会のあった標記については，嘱託人の死亡により公証人の黙秘義務が免除されることになるとは考えられないので，公証人が裁判所において証言を求められた場合には，民事訴訟法第281条第1項または刑事訴訟法第149条の規定により証言を拒絶することができるものと考える。

11　保存期間が満了した公正証書原本を学術文化資料として保存することの可否について

（昭57.9.28二総公1-954号東京法務局長照会）

（昭58.2.4民一713号民事局第一課長通知）

（通知）別紙甲号のとおり東京法務局長から民事局長あて照会があり，別紙乙号のとおり回答されたので，この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

標記について，東京公証人会長から，別紙のとおり照会がありましたが，その趣旨のとおりこれを便宜保存することとした場合，将来一般に公開されることが予想されますので，嘱託人の秘密保持及び貼付印紙の不正使用の防止等について配慮する必要があるものと考えます。

ついては，左記のとおり回答したいと考えますが，何分の御指示をいただきたく照会いたします。

記

1　保存の可否について

廃棄認可を受けたあと左記方法により便宜保存して差し支えない。

2　保存の方法について

(1)　貼用印紙は打抜きをする。

(2)　秘密漏泄防止方法

ア　嘱託人氏名及び物件所在地等固有名詞は消除する。

イ　嘱託人の氏名及び物件所在地等を消除することで，資料としての価値がなくなる場合は，嘱託人及びその承継人の承諾を得ることとする。

おって，当該公正証書原本の末尾に，アの場合は「保存期間満了により　年　月　日廃棄認可」，イの場合は「保存期間満了により　年　月　日廃棄認可」，「資料として保存することにつき　年　月　日嘱託人何某承諾」と記載し，それぞれ公証人が署名捺印する。なお，証書原簿の備考欄に「　年　月　日廃棄認可学術資料として保存」と記載する。

別紙

公証制度記念事業の一つとして，日本公証人連合会は特別委員会を設け，学術的文化的に価値ある公正証書原本を発掘収集してこれを保存し後世に遺す作業にとりかかっており，東京公証人会としてもこれに協力して取り組むこととしているが，次の場合どのように処理したらよいか。

保存期間の満了した公正証書原本中に学術的文化的に価値ある好資料が存在していることが判明した場合，まず廃棄手続を執った後に保存することとなるか，又は廃棄手続を執らないで保存することになるのか，いずれの処置が望ましいか。

御意見を伺います。

別紙乙号

客年9月28日付け二総公1第954号をもって照会のあった標記の件は，左のとおり回答するのが相当と考える。

記

廃棄認可を受け，嘱託人（又は承継人）の承諾を得て便宜保存して差し支えない。

なお，保存に当たっては，貼用印紙の打抜きをし，公正証書原本末尾に，「保存期間満了により年月日廃棄，資料として保存することにつき（又は固有名詞，物件の表示等消除の上，資料として保存することにつき）年月日嘱託人（又は承継人）承諾」と記載し公証人が署名なつ印するほか，証書原簿の備考欄に，「年月日廃棄学術資料として保存」と記載する。

12　公証人法第4条の黙秘義務と裁判所への出頭義務及び証言拒否権について

（平2.1.5三重弁護士会長照会）

（平2.2.26民一575号民事局第一課長回答）

（要旨）公正証書遺言の効力（方式違背）が争われている訴訟について裁判所が公証人を証人として呼び出した場合，公証人は出頭を拒否できない。

（照会）本会は，弁護士法23条の2に基づく会員早〇忠〇氏よりの申出を相当と認め，別紙事項につき御照会申し上げます。

別紙

照会事項

公正証書遺言の効力（方式違背）について，相続人間で争われ，同裁判に同公正証書遺言を作成した公証人を，裁判所が証人として呼び出した場合，同公証人は，公証人法第4条等を理由に裁判所への出頭を拒否できるとお考えでしょうか。

公証人が，公正証書の成立過程について，しかも遺言者の相続人からの申請で裁判所から出頭を命じられ，同裁判所にて証言することは，公証人の守秘義務と抵触しないと考えてよいでしょうか。

（回答）本年1月5日付け三弁発照4第80号をもって照会のあった標記については，下記のとおり回答します。

記

1　前段について

本件の場合には，公証人は，公証人法第4条の規定による黙秘義務を

理由に出頭を拒否することはできないものと考える。

2　後段について

本件の場合は，貴見のとおりと考える。

第3　身元保証金

1　身元保証金ノ不足ヲ生シタル場合ニ於ケル職務執行ニ関スル件

（明41.5.4宮崎公証人広木幹照会）

（明42.7.21民刑623号民刑局長回答）

（要旨）身元保証金の不足額補充の猶予期間内は，職務を行うことができる。

（照会）第19条第4項ノ「身元保証金ヲ納メサル間ハ其職務ヲ行フコトヲ得ス」トノ規定ハ保証金ノ不足ヲ生シタル場合其補充命令ヲ受ケタル日ヨリ同条第3項ノ猶予期間内ニハ適用セラレサル義ニ候哉

（回答）貴見ノ通

2　身元保証金還付ノ場合ニ関スル件

（明42.7.9長野地裁所長照会）

（明42.7.30民刑704号民刑局長回答）

（要旨）身元保証金の上に権利を有する者とは，主として先取特権者であるが，それらの権利者は，強制執行その他適法の方法によらない限り，交付を受けることはできない。

（照会）1　身元保証金ヲ還付スヘキ場合ニ権利ヲ有スル者ニ申出ツヘキ旨ノ公告ヲ為スハ公証人ニ対スル普通債権者ニモ申出ヲ許ス趣旨ナルヤ又ハ公証事務ニ関シ公証人ニ対シ損害賠償ノ権利ヲ有スル者及ヒ公証人ニ限リ申出テシムル趣旨ナルヤ

2　債権者ヨリ権利ノ申出アリタルトキハ如何ナル方法ニ依リ之ヲ処分スヘキヤ又ハ裁判ニ依リ落着セシムル旨趣ナルヤ

3　略

4　公課ノ申出アリタルトキハ如何ニスヘキヤ

（回答）1　身元保証金ノ上ニ権利ヲ有スル者トハ主トシテ先取特権者ヲ指スモノナルモ普通債権者ニシテ身元保証金ノ債権ヲ差押ヘタル者モ之ニ包含

セラルヘシ但身元保証金ヲ納付シタル公証人其者ノ之ニ包含セラレサルコトハ勿論ナリトス

2　身元保証金ノ上ニ権利ヲ有スルコトヲ申出テタル者カ強制執行其他適法ノ方法ヲ用ウル場合ノ外裁判所ハ自ラ進テ身元保証金ヲ権利者ニ交付スヘキモノニ非ス

3　略

4　前々項2ノ趣旨ニ依リ自ラ明ナルヘシ

3　人口ノ算定標準等ニ関スル件

（明42.7.22名古屋地裁所長照会）

（明42.8.3民刑808号民刑局長回答）

（要旨）身元保証金の額は役場所在地の市町村の人口によって定まる。

（照会）本月19日勅令第198号ヲ以テ公証人法施行期日公布相成候ニ付テハ公証人身元保証金ノ額ハ同施行細則第4条ノ規定ニ東京市及大阪市ヲ除ク他地方ニ在リテハ人口10万以上ノ地ニ役場ヲ設ケタル者金700円云々トアリ右ハ役場所在地ノ市町村ノ人口ニ依ルヘキモノニテ旧法ノ如ク其受持区即区裁判所管轄区域内ノ人口ニ依リ納付スヘキモノニアラスト思考候得共聊疑義ナキ能ハサルニ付為念及御問合候条至急何分ノ御回答相煩シ度候也（以下略）

（回答）本文貴見ノ通（以下略）

4　原本ヲ紛失シタル公証人ノ身元保証金還付ノ件

（大2.8.21大阪地裁所長照会）

（大2.8.27民1331号法務局長回答）

（要旨）公正証書の原本を紛失した公証人の身元保証金と雖も，公告に掲げた期間内になんらの申出がないときは，期間満了後還付すべきである。

（照会）過般当管内公証人池田重鎮其職ヲ免セラレタルヲ以テ後任公証人石沢命世トノ間ニ事務引継ヲ為シタル処明治24年6月27日ヨリ同年7月10日迄ノ間ニ於テ作成シタル第301号乃至第350号公正証書50件（1冊ニ編綴セリ）見当ラサルニ依リ其後百方之カ捜索ヲ為シタルモ今以テ発見不致依テ公証

人法第42条ニ依リ各当事者ヨリ該公正証書ノ正本又ハ謄本ヲ徴スルノ方法ヲ講シタルモ住所不明又ハ其ノ他ノ事故ニヨリ之ヲ徴シ得タルモノ僅カニ１件ニシテ他ハ全部其ノ見込無之候而シテ一方ニ於テ池田重鎮ニ対スル身元保証金ノ還付ニ付テハ本年10月20日ヲ期限トシテ権利申出ノ公告ヲナシ最早２ヶ月ニシテ之ヲ還付スヘキコトト相成居候処前記ノ如ク証書紛失ニ関スル問題未解決ニ相成居候ニ付期間満了ノ後直チニ保証金ヲ還付スルハ如何カト存候右ハ満了ノ節直ニ還付スルモ差支無之候哉又右ノ如キ場合他ニ執ルヘキ何等カノ方法無之候哉乍御手数至急何分ノ御指示相煩度此段及御問合候也

（回答）本年８月21日付日記第2763号ヲ以テ御問合相成候公証人池田重鎮身元保証金還付ニ関スル件ハ公告ニ掲ケタル期間内ニ権利者ヨリ何等ノ申出無之トキハ右期間満了後之ニ還付スルノ外無之義ト思考致候此段及回答候也

5　公証人転属ノ場合ノ身元保証金ニ関スル件

（大2.11.4京都地裁所長照会）

（大2.11.21民1109号法務局長回答）

（要旨）公証人転属の場合，身元保証金は新所属庁へ全額を納め，旧所属庁では法第20条により還付すべきである。

（照会）公証人転属ノ場合ニ於ケル身元保証金ハ旧所属庁納付ノ保証金ヲ利用シ旧所属庁ヨリ直ニ新所属庁へ之ヲ移送スルコトヲ得ルヤ若クハ公証人法第20条ノ規定ニ依ラス直チニ之ヲ還付シ其保証金ヲ新所属庁へ納付セシムルコトヲ得ルヤ明治39年６月15日青森地方裁判所問合司法省会計課会検甲第84号同答並ニ明治42年８月18日岡山地方裁判所長問合同年９月17日民刑第960号民刑局長回答ノ趣旨ニ依レハ何レモ消極ニ解スヘキ様思料スルモ目下差掛リタル件有之候条折返シ何分ノ回答煩度此段及問合候也

（回答）本月４日付日記庶第2711号ヲ以テ御問合相成候公証人転属ノ場合ニ於ケル身元保証金ハ新所属庁へ全額ヲ納付セシメ旧所属庁ニ於テハ公証人法第20条ノ規定ニ依リ還付スヘキ義ト思考致候此段及回答候也

（同旨）身元保証金ハ所属庁ニ其全額ヲ納付スヘキモノトス（明42.8.18岡山地方裁判所長照会，明42.9.17民刑960号民刑局長回答）

（同旨）公証人転属ノ場合ハ，前属庁ニ身元保証金納付アルモ，後属庁ニ納付スヘキモノトス（明44.10.25宮崎地方裁判所長照会，明4.10.30民987号民事局長回答）

6　公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件

（昭24.5.30民事甲1282号各司法事務局長あて民事局長通達）

（通達）公証事務に関しては，公証人法等の一部改正並びに公証人審査会令，公証人身元保証金令，公証人法施行規則及び確定日附簿及び日附印章調製規則の制定により本年６月１日より相当広範囲に改正されることとなったから，その取扱については，右諸法令の外，左記に準拠し，万遺憾なきを期するとともに，所属公証人に対してもその周知徹底を図らわれたい。

右通達する。

記

１から14まで略

15　公証人身元保証金令により現に在職する公証人は，既に納付した身元保証金の額と同令に定める身元保証金の額との差額を，本年中に納付しなければならないのであるから，右期間中に必ず納付せしめるよう留意するとともに，その納付があったときは，従前どおり保管金取扱規則の定めるところに従い，その取扱に誤りなきを期すること。

16から17まで略

7　公証人身元保証金還付公告料の支払について

（昭26.9.8民事甲1863号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）公証人の身元保証金還付公告の実施要領

（通達）標記に関し，別紙甲号のとおり印刷庁に照会したところ，乙号のとおり回答があったから，今後丙号実施要領に従って実施されたい。

右通達する。

別紙甲号

工場財団等の登記公告料の支払について

工場財団等の官報公告につき公告料を徴収したき旨御申越がありました

が，右は次のとおり実施のこととといたしたく，御回答かたがた御協議申し上げます。

記

1　各種財団（工場財団，鉱業財団，漁業財団，自動車交通財団等）の登記公告について（略）

2　公証人の身元保証金還付公告について

(1)　公告料は，１件につき金700円とし，来る10月１日以後掲載の分につき支払うこと。

(2)　公告原稿は，従前のように法務府を経由することを止め，法務局から直接印刷庁に送付すること。

(3)　印刷庁においては，公告料につき１件毎に納入告知書を発行して公告を依頼した法務局に送付し，法務局は被還付人から徴収した金員をもって支払をすること。

3　公告原稿について

(1)　和文公告原稿には，公告庁の官印を押すこと。（依頼書等を要しない。）

(2)　公告原稿の送付については，封筒に官報公告原稿と朱書すること。

(3)　英文公告原稿は，必ず和文原稿と同時に送付すること。

(4)　已むを得ない事情により，英文公告原稿を送付することができない場合には，印刷庁にその作成を依頼することができる。この場合には，翻訳料１件金250円づつを同時に送付すること。

別紙乙号

工場財団等の官報公告料について

昭和26年８月25日法務府秘庶第144号による標記については別紙実施要領により公告料金を左記の通り定め来る10月１日掲載の分から実施いたしたい。

ついては貴管下の各法務局に伝達方お願いする。

記

件　　名	昭和26年度分	昭和27年度分
工場財団，鉱業財団，漁業財団，自動車交通事業財団	（略）	

有権者申出公告（公証人の身元保証金還付公告）	１件１回	700円	700円

以　上

別紙丙号

実　施　要　領

1　各種財団（工場財団，鉱業財団，漁業財団，自動車交通財団等）の登記公告について（略）

2　公証人の身元保証金還付公告について

(1)　公告料は，１件につき金700円とし，来る10月１日以後掲載の分につき支払うこと。

(2)　公告原稿は，従来のように法務府を経由することを止め，法務局から直接印刷庁に送付すること。

(3)　印刷庁においては，公告料につき１件毎に納入告知書を発行して公告を依頼した法務局に送付し，法務局は被還付人から徴収した金額をもって支払をすること。

3　公告原稿について

(1)　和文公告原稿は，公告庁の官印を押すこと。（依頼書等を要しない。）

(2)　公告原稿の送付については，封筒に官報公告原稿と朱書すること。

(3)　英文公告原稿は，必ず和文原稿と同時に送付すること。

(4)　英文原稿は，印刷庁内財団法人朝陽会にその作成を依頼することができる。この場合翻訳料１件230円とし，和文公告原稿と同時に前記朝陽会宛に送付する。

8　身元保証金の補充について

（昭32.1.30仙台法務局民事行政部長電信照会）

（昭32.2.1民事局第一課長電信回答）

（要旨）市町村合併により人口の増加があった場合は，公証人身元保証金令第１条の区分に従い不足額を補充すべきである。

（照会）公証人身元保証金令第１条によって人口７万人以下の地に役場を設けていたものにつきその地が市町村合併により７万人以上となった場合，身元保証金を更に追加補充せしむべきでせうか，お伺いします。

（回答）電照公証人身元保証金の件，公証人法第19条第２項第３項の規定により不足額を補充させるのが相当と考える。

（参考）身元保証金の不足額補充の命令は，法務局長又は地方法務局長が発する。（明43.3.7福岡地裁所長照会，同4.15民刑198号民刑局長回答）

（照会）当庁所属公証人某ニ対シ客月23日付ヲ以テ福岡県三池郡大牟田町ニ於テ事務取扱フヘキ旨御命令相成候処同町ハ其現在人口３万以上10万以下ノ土地ナレハ身元保証金500円納付ヲ要シ候然ルニ従来本人ヨリ納付セル該保証金ハ300円ニシテ金200円不足ヲ生シ候間右不足額補充方御命令相成候様致度此段上申仕候也

（回答）客月７日付日記中第1442号ヲ以テ公証人ノ身元保証金不足補充額方ニ関シ上申相成候処右不足額ノ補充ハ貴官ヨリ命令可相成モノト思考致候ニ付右ニ御諒知相成度此段本官ヨリ及回答候也

第２章　公証人役場

1　指定地ノ意義ニ関スル件

（明41.5.4宮崎公証人広木幹照会）

（明42.7.21民刑623号民刑局長回答）

（要旨）役場について「法務大臣ノ指定シタル地」とは市区町村をいう。

（照会）第18条ニ於テ「司法大臣ノ指定シタル地」トアルハ行政上ノ一区域即チ某市若クハ某町村ノ義ナルヤ又ハ役場ヲ設置スヘキ地番若クハ番戸ヲ指シタルモノニ候哉

（回答）前段貴見ノ通

2　公証人役場ノ位置ニ関スル件

（明42.7.9長野地裁所長照会）

（明42.7.30民刑704号民刑局長回答）

（要旨）役場設置地は某市区町村と指定されるが，その区域内の位置を定めるには法務局長又は地方法務局長の認可を要する。

（照会）役場ノ指定方ハ某市若クハ某町村ト指定セラレ其指定セラレタル市内若クハ町村内孰レニ居住スルモ本人ノ任意タルヘキヤ

（回答）前段ハ貴見ノ通ナルモ施行細則第１条（現施行規則第１条）ノ規定ニ依リ役場ノ位置即チ其所在ノ大字，字，番地等ヲ定ムルニハ所属地方裁判所長ノ認可ヲ要スルカ故ニ公証人任意ニ之ヲ定ムコトヲ得サルヘシ而シテ同一地ニ数名ノ公証人配置セラルル場合ニ於テハ所属地方裁判所長ハ明治22年４月司法省民第721号通牒ノ趣旨ニ依リ各役場ノ位置モ定ムルヲ相当トス

（参考）各公証人ノ役場ハ治安裁判所ノ管轄地各町村ニ於テ其距離遠近ヲ謀リ人民ノ便益ヲ視察シテ可成適宜位置ニ配置シ一方ニ偏セシメス例ヘハ某治安裁判所ノ管轄地甲乙丙ノ行政区ニ跨リシトキ甲区ノミニ数カ所ノ役場ヲ

設クルカ如キ不都合無之様予メ各公証人へ内諭有之度候条長官ノ命ニ依リ此段及通牒候也（明22.4.19司法省民721号各治安裁判所長あて民事局長通達）

3　嘱託人多数ナル場合ノ取扱方ニ関スル件

（明42.8.14神戸公証人大出憲之照会）

（明42.8.30民刑958号民刑局長回答）

（要旨）嘱託人が多数いる事件については，役場が狭隘でやむを得ない場合に限り，数回に分けて法第39条の手続をしても差し支えない。

（照会）1　公証人職務ノ執行ハ役場ニ於テスヘキカ正則ニ候処同業組合規約ノ如キ嘱託多人数ナル事件ニ付テハ役場狭隘ニシテ一時ニ其ノ嘱託人ヲ集会セシムル能ハス斯カル事件ハ之ヲ数回ニ分チ公証人法第39条等ノ手続ヲ為シ得ルモノト心得可然哉

2　前項数回ニ分ツヲ得ストスレハ法第18条第2項但書ニ依リ事件ノ性質カ之ヲ許ササルモノト看做シ役場外適当ノ場所ヲ選ミ之ニ嘱託人ヲ集会セシメテ読示捺印等ノ手続ヲ為シ可然哉

（回答）1　役場狭隘ニシテ止ムヲ得サル場合ニ限リ貴見ノ通取扱フモ差支ナシ

2　前項ニテ了知セラルヘシ

4　同一役場ノ解釈ニ関スル件

（明42.8.20長野地裁所長照会）

（明42.10.7民刑970号民刑局長回答）

（要旨）法第71条第1項により書類の引継を命ぜられた役場は，手数料規則第13条第4号の適用については前任者の役場と同一役場とする。

（照会）同一ノ公証人役場中ニハ代理兼務書類引継ヲ受ケタル役場ハ包含セサルヤ

（回答）某公証人役場ニ於テ証書ニ作成セラレタル法律行為ノ補充又ハ更正ヲ其公証人カ代理者又ハ兼務者トシテ職務ヲ行フ役場ニ於テ証書ヲ作成スル場合モ又代理者又ハ兼務者ニ依リテ証書ニ作成セラレタル法律行為ノ補充

又ハ更正ヲ其公証人ノ本役場（自己ノ役場ニ於テ兼務者ノ事務ヲ取扱フ場合ニ於テハ兼務者ニ非サル公証人トシテノ役場）ニ於テ証書ヲ作成スル場合モ共ニ手数料規則第13条第4号ニ該当セサルモ公証人法第71条第1項ニ依リ書類ノ引継ヲ命セラレタル公証人ノ役場ハ同上手数料規則ノ適用ニ付テハ前任者ノ役場ト同一ノ公証人役場トス

5　役場外事務取扱ニ関スル件

（明43.3.12金沢公証人小川信行照会）

（明43.4.14民刑231号民刑局長回答）

（要旨）役場外において，私署証書に認証を与える場合には，認証簿を出張先に持参して差し支えない。

（照会）公証人役場ヨリ数里以外ノ地ニ病床ニ在ツテ委任状ノ認証ヲ請求スルモノアリ依テ出張ノ上公証人法第58条ノ規定ニ依リ之レカ手続ヲ為スヘキハ勿論尚同法第59条ニ依リ委任状ト認証簿トニ契印ヲナスヘキモノタル論ヲ俟タサルナリ然ルニ同法第25条ニ依レハ公証人ノ調製シタル帳簿ハ事変ヲ避クル為メニスル場合ヲ除ク外之レヲ役場外へ持出スコトヲ得ストアリテ前顕ノ如キ出張先ニ於テ認証ヲ与フヘキ場合ニハ認証簿ノ契印ヲ為スヲ得サルニ至ルヘシ依テ右ノ場合ニハ出張先ニ係ルヲ以テ契印ヲ為ササル旨ヲ認証中ニ附記シ可然哉

右稟伺候也

（回答）客月12日附稟伺ニ係ル公証人法ノ疑義ニ関スル件ハ認証ヲ与フヘキ証書ト認証簿トニ契印ヲ要スルトキハ認証簿ヲ其出張先ニ持行クモ妨ナキ儀ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

6　役場外ノ事務取扱ニ関スル件

（明42.11.29福岡公証人辛木秀夫照会）

（明43.8.12民刑1381号民刑局長回答）

（要旨）公証人は，必要あるときには，役場外に出張して法律行為のみについて証書を作成することができる。

（照会）公証人カ役場外ニ出張職務ヲ執行シ得ヘキ場合ハ公証人法第18条第2

項但書ノ明記スル処ニシテ事件ノ性質ニ依リ出張スルコトハ大概私権ニ関スル事実ノ場合ナルヘシ然ラハ前例使用貸借ニ於ケル物件ノ引渡ノ場合ヲ法律行為ナリトスレハ其物件ノ所在地ニ出張スルカ如キハ不適法ノ感ナキ能ハスト雖モ法律行為ナルノ故ヲ以テ出張禁止ノ法文之ナク而モ如斯ノ引渡ハ他日ノ争議ヲ防止スル方法トシテハ緊要適切ノ処分タルヲ以テ其所在地ニ出張立会スルハ適法ノ処分ナルヘキヤ

右至急何分ノ御指令相成様致度此段稟伺仕候也

（回答）客月29日附稟伺ニ係ル公証事務取扱方ニ関スル件ハ左ノ通思考致候

法律行為ノミニ関スル証書ノ作成ニ付テモ事件ノ必要ナル場合ニ於テハ役場外ニ出張シテ職務ヲ行フコトヲ得ヘシ此段本官ヨリ及回答候也

7　法律行為及牽連事実ノ証書作成ノ手数料ニ関スル件

（明42.3.7福岡公証人辛木秀夫照会）

（明43.8.12民刑1395号民刑局長回答）

（要旨）1　質物引渡に立会って，物件の形状，数量及び授受の顛末を証書に記載するのは，法律行為及び牽連事実についての証書の作成であって，その手数料は手数料規則第17条によるべきである。

2　法律行為及び牽連事実についての証書の作成については，役場外に出張して職務を行うことができる。

（照会）1　金銭貸借ノ担保トシテ石炭数100万斤ニ質権ヲ設定シ当事者双方ヨリ公正証書ノ作成ヲ嘱託シ且該質物タル石炭ヲ借主ヨリ貸主ニ引渡スニ付キ出張立会シ形状，数量及ヒ其授受ノ顛末ヲ公正証書ニ記入方請求スル者アリ此場合ニ私権ニ関スル事実トシテ其石炭所在地ニ出張立会スルコトヲ得ヘキヤ又如斯引渡ハ有形的ノ意思表示ナルカ故ニ所謂法律行為トシテ出張立会スヘキヤ若シ法律行為トシテ出張立会スルモノトスレハ其処分例令数日ニ渉ルモ普通ノ法律行為ノ手数料ノ外何等ノ手数料ヲモ徴収スルコトヲ得サルヤ或ハ手数料規則第26条ニ依リ第15条ノ手数料ヲ徴収スルコトヲ得ヘキモノナルヤ

2　前項ノ質物引渡ヲ法律行為トスレハ公証人出張立会スルハ不適当ナルカ如クナレトモ役場外職務執行ノコトハ公証人法第18条ノ外法律行為ナルノ

故ヲ以テ禁止スルノ法文モ之ナク且如斯立会ハ他日ノ争議ヲ防止スル方法トシテ必要ナル適当ノ処分ナルヲ以テ出張立会スヘキハ適法ノ処分ナルヤ

（回答）1　問合面ノ事項ニ付キ証書ヲ作成スルコトヲ得ヘキハ勿論ニシテ其証書ノ作成ハ法律行為及ヒ牽連事実ニ付テノ証書ノ作成ナリ従ツテ其手数料ハ手数料規則第17条ニ依リ之ヲ算定スヘキモノトス

2　貴見ノ通

（参考）法律行為とともに事実についての証書を作成する場合において，事実についての証書の作成が法第18条第2項但書に該当するときは，役場外の事実実験の場所で同一証書に作成することができる。（明42.10.27岐阜公証人倉橋隼太郎照会，明43.11.22民刑1267号民刑局長回答）

8　法律行為及牽連事実ニ付キ役場外ノ事務取扱ニ関スル件

（明42.10.27岐阜公証人倉橋隼太郎照会）

（明43.11.22民刑1267号民刑局長回答）

（要旨）法律行為とともに事実について証書を作成する場合，事実についての証書の作成が法第18条第2項但書に該当するときは，役場外の事実実験の場所で同一証書に作成することができる。

（照会）公証人法第18条　法律行為ト共ニ之レニ牽連スル事実ヲ同一証書ニ作成シ得ルコトハ手数料規則第17条（現手数料令第31条）ニ依リ推知シ得ラレ候処右事実カ役場外ナルニ於テハ法律行為ハ本条第2項但書ニ適セサルモ役場外ナル事実実験ノ場所ニ於テ同一証書ニ作成スルモ妨ナキ義ニ候ヤ

（回答）問合面ノ場合ニ於テ事実ニ付テノ証書ノ作成カ第2項但書ニ該当スルトキハ貴見ノ通

（参考）イ　拒絶証書ノ謄本ハ原本作成ノ場所ニ於テ作成スルコトヲ得ルモ手数料ヲ受クルコトヲ得ス（大3.7.15宇都宮公証人高木英灼問，大3.9.26民1201号法務局長回答）

ロ　遺言証書ヲ出張シテ作成シタルトキハ其正本謄本ハ原本作成ノ場所ニ於テ作成スルコトヲ得（同上同答）

9　兼務役場ノ事務取扱

（大3.12.15青森公証人対馬定勝照会）

（大3.12.21民1896号法務局長回答）

（要旨）公証人が兼務役場に出張しても，その旅費，日当，宿泊料を受けることはできない。

（照会）公証人法第67条第1項ニ依リ兼務ヲ命セラレタル公証人カ数人ヨリ数件ノ新事件ノ公正証書ヲ作成スル嘱託ヲ受ケ自己ノ役場ヨリ兼務役場ヘ出張シ1泊シタル場合ニ於テ各件ニ付各別ニ公証人手数料令第43条ニ依リ算定シタル旅費，日当及宿泊料ヲ受クルコトヲ得ルヤ将タ通算シテ按分比例ニ依リ算定シタル額ヲ受クヘキモノナルヤ

前項後段ノ通リトセハ法律行為ニ付テノ証書作成ト法律行為ニアラサル即チ代金授受ノ事実ニ付テノ証書作成及執行文付与ノ3件ナル場合ニハ如何ナル標準ニ依リ按分比例スヘキヤ

右差掛リタル場合ニ付特別ノ御詮議ヲ以テ至急御指揮相成度此段奉伺上候也

（回答）本年12月15日付ヲ以テ稟伺相成候公証人手数料規則中疑義ノ件ハ公証人カ兼務ヲ命セラレタル公証事務取扱ノ為メ兼務役場ニ出張シタル場合ニ於テハ通常ノ手数料ノ外別ニ旅費日当及宿泊料ヲ受クルコトヲ得サル義ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

10　公証人役場を政党の選挙事務所に提供することについて

（昭35.11.12網路地方法務局長電報照会）

（昭35.11.15民事甲2848号民事局長電報回答）

（要旨）公証人役場を政党の選挙事務所に提供することは相当でない。

（照会）公証人の役場を政党の選挙事務所に提供することは差支えありませんか。

（回答）本月12日付電報番号23号をもって照会に係る件については，公証人の職務及びその職務を行う役場の公的性格にかんがみ公証人役場を政党の選挙事務所に提供することは相当でない。

11　公証人役場の臨時移転に伴う措置について

（昭和36.4.10総840号岐阜地方法務局長報告）

（昭36.5.2民事甲1043号民事局長指示）

（要旨）公証人が建築工事等のため仮にその役場を移転する場合でも普通の役場移転と同様に取り扱うべきである。

（報告）当局所属（多治見市）公証人○○○○より標記について別紙のとおり申請があり，客月24日附で申請のとおり認可しましたから，仮事務所の平面図及び見取図をそえて報告いたします。

追って，仮事務所の移転期間は，昭和36年4月2日から同年8月1日までの予定でありますから申しそえます。

別紙

公証役場事務所臨時移転の件認可申請

当役場の現在の事務所は多治見市所有の建物中の一室にありこの建物は予てから将来建設さるべき市公会堂の一部として予定されていたものであるが，今般右公会堂の建設が正式に決定し近日中着工の運びとなりました。就いては建設さるべき公会堂は，鉄筋コンクリート建の防火建物でありこの竣工完成後は再び同公会堂内の一室（現在の事務室か或は近接の事務室）を当役場の事務所として借受ける約束であるが建築工事中は現在の事務室に於て執務をすることは不可能であるので，公会堂が竣工して復帰するまでの当分の間（市役所の予定では本年8月1日までに完成の予定）暫定的に左記の場所において左記の方法によって執務いたしたく御認可ありたく右申請する。

記

1　暫定的に移転する事務所の所在地

多治見市虎渓町一丁目27番地

山和ビル1階　床面積　約15坪

右建物は最近竣工した鉄筋コンクリート造2階で1階は倉庫場に建設した5室，階上はアパート20室あり仮事務所は右1階の1室であり，火災，盗難のおそれは殆んどなし。

2　右事務所は暫定的のものであるから新たな事務所には，公証人○○○○役場事務所と表示するが一切の証書，書類，帳簿等の作成場所は現在

の役場所在地（多治見市新町一丁目22番地）とすること。

3　移転は３月５日又は３月12日の日曜日に行う予定。

（指示）客月10日付日記総第840号で報告のあった標記の件については，左記の点を当該公証人に注意されたい。

記

公証人が建築工事等のため仮りにその役場を移転した場合においても，公証人法施行規則第１条第３項が適用されるから証書作成の場所及び認証の場所等は，移転後の役場を表示するのが相当である。

なお，表札に仮事務所の文字を附加することは相当でない。

12　公証人合同役場に関する疑義について

（昭36.5.11民事甲698号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）公証人２名で構成する合同役場の構成員の１名が退職して後任の公証人が任命された場合には，残存する他の公証人と後任公証人の協議により，新たに合同役場規約を作成し，認可を受けて合同役場を新設すべきである。

（通達）標記の件について別紙甲号のとおり千葉地方法務局長より照会があり，別紙乙号のとおり回答したから，以後同様の事例についてはこの趣旨により公証人を指導されたい。

別紙甲号

公証人合同役場に関する疑義について（照会）

執務する役場を異にする公証人２名をもって，千葉市公証人合同役場が設立され，その後構成員の内１名が定年退職し，同人の後任公証人が任命されました。

この場合，後任公証人が合同役場の構成員となることにつきまして，左記３説があり，当職としましては，乙説を相当と考えますがいささか疑義があり決しかねますので，御垂示賜わりたくお伺いいたします。

記

甲説

後任公証人は，特別の意思表示を要せず，当然に合同役場の構成員となる。

乙説

後任公証人は，当然には合同役場の構成員の地位を承継しないが，合同役場へ加入の意思表示をすれば構成員となることができる。

又，残存構成員と後任公証人間の協議によって規約を変更した上，合同役場をそのまま継続することもできる。

丙説

残存する他の公証人と後任公証人との協議により，新たに合同役場規約を作成し，認可を受けて新設すべきである。

別紙乙号

公証人合同役場に関する疑義について

昭和35年10月12日付日記総第3499号をもって照会のあった標記の件については，丙説を相当と考える。

13　会社の債務につき代表者が個人保証する場合の印鑑証明書等について

（昭38.1.11民事甲20号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）１　会社の債務につき代表者が個人保証する場合，資格証明と代表者の印鑑証明があれば，必ずしも個人の印鑑証明書を提出させることを要しない。

２　嘱託人が公証人役場に出頭することが著しく困難な病状になり，かつ，当事者本人から法律行為の内容を聴取するのが相当と認められる案件については，嘱託人の要求により公証人は出張して職務を行うことができる。

（通達）別紙甲号のとおり高松法務局長から照会があり，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

公証事務の取扱について

標記の件について，左記のとおり疑義が生じましたので，何分のご指示を賜りたくお伺いいたします。

記

１　会社の債務につき代表者が個人保証する場合（公証人においてその者

の氏名を知らず，且つ面識のないもの），資格証明（登記簿抄本等）と代表者の印鑑証明があれば，個人の印鑑証明書は必要ないか，

2　法律行為に関する公正証書作成に際し，嘱託人が病気であり，且つ「委任状では困るから出張してくれ」との要求がある場合，病床に出張して証書を作成することは，公証人法第18条第２項但書に含まれないと思うがどうか，

別紙乙号

公証事務の取扱について

客年10月27日付日記総第2666号で照会のあった標記の件については左記のとおり回答する。

記

1　必ずしも個人の印鑑証明書を提出させることを要しないものと解する。

2　嘱託人が公証人役場に出頭することが著しく困難な病状にあり（医師の診断書を徴する等により確認のこと），かつ，当事者本人からは法律行為の内容を聴取するのが相当と認められる案件については，嘱託人の要求により公証人は出張して職務を行なうことができるものと解する。

なお，右により出張執務した場合においては証書原簿の備考欄に証書作成の場所を記載する取扱とされたい。

第３章　電子公証

1　指定公証人の行う電磁的記録に関する事務の取扱いについて

（平13.12.5民総2995号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）指定公証人の行う電磁的記録に関する事務の取扱い

（通達）公証人法（明治41年法律第53号。以下「法」という。）第７条ノ２第１項の規定により法務大臣が指定した公証人（以下「指定公証人」という。）が行う電磁的記録に関する事務（以下「電子公証事務」という。）については，下記の点に留意し，事務処理に遺憾のないよう，貴管下公証人に周知方取り計らい願います。

記

第１　指定公証人の指定

1　指定公証人の指定を受けようとする公証人は，法務大臣に対し，その旨の申出をしなければならない。

この申出は，別紙第１号様式によるものとし，所属する法務局又は地方法務局の長（以下「所属法務局長」という。）を経由してしなければならない。

2　所属法務局長は，１の申出があったときは，指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成13年法務省令第24号。以下「省令」という。）第１条第１号及び第２号に掲げる事項につき，それぞれ次の調査をしなければならない。

(1)　省令第１条第１号に掲げる事項については，電子公証事務を取り扱うに当たって必要とするパーソナルコンピュータ，プリンタ，ルータ及びフレームリレー回線が設置されていることを確認する。

(2)　省令第１条第２号に掲げる事項については，(1)のパーソナルコンピュータ等の設置場所，電子証明書・磁気ディスクの複製の保管場所，ドキュメントの管理状況を確認する。

3　所属法務局長は，別紙第２号様式により法務大臣に進達するものとする。

第２　指定公証人の電子証明書の発行

1　指定公証人は，法第62条ノ８第２項の規定により法務大臣が指定した法務局又は地方法務局の長（以下「指定法務局長」という。）に対し，電子証明書の提供の申出をしなければならない。この申出は，別紙第３号様式によるものとし，所属法務局長を経由してしなければならない。

指定公証人は，電子証明書の提供の申出をするときは，指定法務局長に対し，あらかじめ省令第３条第２項に定めるフレキシブルディスクカートリッジ（以下「フロッピーディスク」という。）を提出しなければならない。

2　所属法務局長（指定法務局長を除く。）は，指定公証人から１の申出があったときは，申出書に押印された印鑑と法第21条の規定により所属法務局長に提出された印鑑とを照合した上，遅滞なく指定法務局長にその旨を通知しなければならない。

3　指定法務局長は，電子証明書を発行したときは，その番号を所属法務局長に通知しなければならない。

4　３の通知を受けた所属法務局長は，その番号を指定公証人に告知しなければならない。

第３　電子証明書の使用の廃止

1　指定公証人がする省令第５条第１項の申出は，別紙第４号様式によるものとし，所属法務局長を経由してしなければならない。

2　１の申出があったときの所属法務局長及び指定法務局長がする事務処理は，第２の２，３及び４と同様とする。

第４　電子証明書の使用の休止

1　指定公証人がする省令第６条第１項の申出は，別紙第５号様式によるものとし，所属法務局長を経由してしなければならない。

2　１の申出があったときの所属法務局長及び指定法務局長がする事務処理は，第２の２，３及び４と同様とする。

第５　電子証明書の使用の再開

1　指定公証人がする省令第７条第１項の申出は，別紙第６号様式によるものとし，所属法務局長を経由してしなければならない。

2　１の申出があったときの所属法務局長及び指定法務局長がする事務処理は，第２の２，３及び４と同様とする。

第６　電子証明書の使用不可の通知

省令第８条第１項の通知は，別紙第７号様式によるものとし，所属法務局長を経由してしなければならない。

第７　指定公証人の設備・機器構成の変更

1　指定公証人は，電子公証事務において使用する電子計算機及びその周辺機器を変更しようとするときは，所属法務局長に対し，あらかじめその旨の申出をしなければならない。この申出は，別紙第８号様式によるものとする。

2　所属法務局長は，１の申出があったときは，第１の２の調査をし，その結果を当該指定公証人に通知するとともに，問題がないと認めるときは，その旨を別紙第９号様式により法務大臣に報告しなければならない。

第１号様式

平成　　年　　月　　日

法務大臣　　殿

何法務局（地方法務局）所属
公証人　何　某　　職　印

指定の申出

当職を公証人法第７条ノ２第１項の公証人に指定されたく，下記のとおり申出をします。

記

1　希望する指定の期日

平成　　年　　月　　日

2　電子公証事務において使用する電子計算機及びその周辺機器の保管の有無

3　電子公証事務において使用する電子計算機及びその周辺機器の運用が確実かつ円滑に行われるための方策の有無

第２号様式

第　　号
平成　　年　　月　　日

法務大臣　　殿

法務局（地方法務局）長　　職　印

公証人法第７条ノ２の公証人の指定について（進達）

当局所属公証人何某（何公証役場）から，別紙のとおり申出がありましたので，進達します。

なお，指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令第１条第１号及び第２号に掲げる事項については，調査の結果，いずれも問題がないと認められますので，申し添えます。

（注）本進達には，公証人からの申出書を添付すること。

第３号様式

平成　　年　　月　　日

指定法務局長　殿

何法務局（地方法務局）所属

公証人　何　某　　職　印

電子証明書の提供について（申出）

指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令第３条第１項の指定公証人電子証明書の提供をいただきたく，申出をします。

なお，同省令第３条第２項のフレキシブルディスクカートリッジは，指定法務局長に別送しております。

公証人ＩＤ　９９９９９９９９

第４号様式

平成　　年　　月　　日

指定法務局長　殿

何法務局（地方法務局）所属
公証人　何　某　　職　印

電子証明書の使用の廃止について（申出）

当職の指定公証人電子証明書の使用を廃止したいので，指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令第５条第１項の規定により申出をします。

記

1　申出の理由

2　公証人ＩＤ

3　指定公証人電子証明書の番号

別紙5号様式

平成　　年　　月　　日

指定法務局長　殿

何法務局（地方法務局）所属
公証人　何　某　　職　印

電子証明書の使用の休止について（申出）

当職の指定公証人電子証明書の使用を休止したいので，指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令第6条第1項の規定により申出をします。

記

1　申出の理由

2　指定公証人電子証明書の番号

別紙第6号様式

平成　　年　　月　　日

指定法務局長　殿

何法務局（地方法務局）所属
公証人　何　某　　職　印

電子証明書の使用の再開について（申出）

当職の指定公証人電子証明書の使用を再開したいので，指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令第7条第1項の規定により申出をします。

記

1　申出の理由

2　指定公証人電子証明書の番号

第7号様式

第　　号
平成　　年　　月　　日

公証人　何　某　　殿

指定法務局長　　職　印

電子証明書の使用不可通知書

当職の提供に係る指定公証人電子証明書の使用を不可とすることとしたので，指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令第8条第1項の規定により通知します。

なお，本指定公証人電子証明書は，同省令第8条第2項の規定により今後使用することができないので，申し添えます。

記

1　理　由

2　指定公証人電子証明書の番号

第8号様式

平成　　年　　月　　日

法務局長（地方法務局長）　殿

何法務局（地方法務局）所属

公証人　何　某　　職　印

設備・機器構成の変更について（申出）

電磁的記録に関する公証事務に使用する電子計算機等を下記のとおり変更したいので，申出をします。

記

1　希望する変更の期日

平成　　年　　月　　日

2　変更する機器

（注）「2　変更する機器」欄には，具体的に電子計算機の機種等を記載するものとする（別紙添付可）。

第9号様式

第　　号

平成　　年　　月　　日

法務大臣　　殿

法務局（地方法務局）長　　職　印

指定公証人の設備・機器構成の変更について（報告）

標記について，当局所属公証人何某（何公証役場）から，別紙のとおり申出があり，変更して差し支えない旨通知しましたので，報告します。

（注）本報告には，公証人からの申出書を添付すること。

2　指定公証人の行う電磁的記録に関する事務の取扱いについて

（平16.7.26民総2094号法務局民事行政部長・地方法務局長あて民事局総務課長通知）

（要旨）指定公証人の行う電磁的記録に関する事務の取扱いについて

（通知）標記の事務の取扱いについては，平成13年12月5日付け法務省民総第2995号民事局長通達（以下「通達」という。）をもって法務局長及び地方法務局長あて通達されているところですが，公証人法（明治41年法律第53号）第7条ノ2第1項の規定により法務大臣が指定した公証人（以下「指定公証人」という。）が同項に規定する電磁的記録に関する事務（以下「電磁的記録に関する事務」という。）を取り扱わないこととする場合には，下記のとおり取り扱うこととしましたので，通知します。

なお，この旨貴管下公証人に対しても周知方取り計らい願います。

記

1　指定公証人が電磁的記録に関する事務を取り扱わないこととする場合には，通達第1の1及び3に定める手続きに準じ，申出及び進達をするものとする。この場合においては，申出は別紙第1号の2様式に，進達は別紙第2号の2様式によるものとする。

2　1により申出を行う指定公証人は，電子証明書の使用ができなくなるため，指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成13年法務省令第24号）第5条第1項の申出をしなければならない（通達第3の1参照）。

第４章　職務執行の区域及び場所

１　職務執行区域ニ関スル件

（明41.5.4宮崎公証人広木幹照会）

（明42.7.21民刑623号民刑局長回答）

（要旨）公証人の職務執行の区域内においては，区域外の人のためにも職務を行うことができる。

（照会）第17条ニ於テ「公証人ノ職務執行区域ハ所属地方裁判所ノ管轄区域ニ依ル」トノ規定有之候処第28条ニ於テ外国人云々ノ規定アルニ徴シ其職務執行区域内ニ於テハ其区域外ノ人ノ為メニモ職務ヲ行フコトヲ得ル義ト心得可然候哉

（回答）貴見ノ通

２　公証人ノ職務執行ノ区域ニ関スル件

（明44.8.1東京公証人三輪義淵照会）

（明44.10.2民事653号民事局長回答）

（要旨）拒絶証書令第７条第２項の場合において，拒絶者の営業所，住所，居所が公証人の職務執行の区域外にあるときは，その公証人は拒絶証書を作成することができない。

（照会）商法第442条第２項（現拒絶証書令第７条第２項）ニ依リ官署ニ問合ヲ為シタル結果拒絶者ノ営業所，住所又ハ居所カ判明シタルモ公証人ノ職務執行ノ区域外ナル場合ニハ何レニ於テ拒絶証書ヲ作成スヘキヤ

（回答）問合面ノ場合ニ於テハ其公証人ハ拒絶証書ヲ作成スルコトヲ得ス

３　会社定款ヲ公正証書ニ作成スル場合ノ管轄ニ関スル件

（昭16.9.15神戸公証人山崎敬義照会）

（昭16.9.27民事甲888号民事局長回答）

（要旨）１　商法第167条が適用される定款の公正証書による作成については，法第62条ノ２を類推適用すべきである。

２　商法第167条の規定が適用されない定款の認証又は公正証書による作成については，右の制限はない。

（照会）１　商法第167条及其ノ準用規定ニ依ル定款ヲ公正証書ヲ以テ作成スル場合ニ於テモ公証人法第62条ノ２ノ類推適用ニヨリ会社ノ本店所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ所属公証人ノミ之ヲ取扱フヘキモノニ候哉

２　合名会社又ハ合資会社ノ如ク商法第167条準用ナキ定款ノ認証又ハ公正証書作成ノ嘱託アリタリタルトキハ会社ノ本店ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ所属以外ノ公証人ニ於テモ之ヲ取扱ヒテ差支無之候哉

（回答）１，２共貴見ノ通ト思考致候

４　公証人法第13条ノ２による公証人の職務執行区域について

（昭34.11.2札総478号札幌法務局民事行政部長照会）

（昭34.11.12民事（一）発415号民事局第一課長回答）

（要旨）法第13条ノ２による選考任用の公証人についても，その職務執行の区域に関しては，法第17条の規定の適用がある。

（照会）公証人法第13条ノ２による選考任用の公証人の職務執行区域について左記両説がありますので，その可否について至急御回示を得たく照会します。

甲説　法第13条ノ２但書の規定は，任命の場合を規制したものに止り，その職務執行の区域は，一に同法第17条による。

乙説　法第13条ノ２但書の規定は，任命の場合は勿論その職務執行の区域をも規制したものと解すべきであって，同法第17条を適用すべきでない。

（回答）本月２日付札総第478号をもって問合せがあった標記の件については，公証人法第13条によって任命された公証人であると，第13条ノ２によって任命された公証人であるとを問わず，その職務執行の区域に関しては同法第17条の規定の適用があるものと考える。

５　公証人の定款認証について

（昭51.5.12札総165号札幌法務局民事行政部長照会）

（昭51.5.26民一3210号民事局第一課長回答）

（照会）当局滝川出張所においては，登記事務委任規則第42条の規定により，旭川地方法務局深川出張所管内の雨竜郡雨竜町に属する地域内の登記事務を取り扱っております。

ところで，右雨竜郡雨竜町に本店を有する会社の定款の認証事務については，左記のとおり考えますが，いささか疑義がありますので，何分のご指示をお解いします。

記

定款の認証事務は，公証人法第62条ノ２の規定により，会社の本店所在地を管轄する法務局又は地方法務局の所属公証人が，これを取り扱うこととされているが，同条の「管轄」とは登記管轄の意味ではなく，法務省設置法第13条の２第３項及び別表３に定める一般的管轄をいうのであって，したがって雨竜郡雨竜町に本店を有する会社の定款の認証事務は旭川地方法務局所属公証人がなすべきで札幌法務局所属公証人は，これをなし得ない。

（回答）５月12日付け札総第165号をもって照会のあった標記の件については，貴見のとおりと考える。

第５章　書　記

１　書記カ嘱託人ノ代理人タル場合ニ関スル件

（明44.11.17富山公証人赤松小一郎照会）

（明44.12.28民事129号民事局長回答）

（要旨）公証人の書記が嘱託人の代理人である場合は，当該事件はなるべく取扱わないようにするのが相当である。

（照会）１　嘱託人ノ委任ニ因ル代理人カ其公証人ノ筆生ナルトキ此代理人ニ依リ嘱託セラレタル事件ニ付公証人法第22条ノ各号ニ該当セサル限リ公証人ハ其職務ヲ行フコトヲ得ル義ト心得可然哉

２　公証人カ前項ノ職務ヲ行フコトヲ得ルモノトスレハ其代理人タル筆生カ他ニ職業ヲ有セサル場合ニ於テ公証人法第36条第３号ニ依ル職業ハ如何ニ之ヲ記載シテ可然哉

３　公証人カ第１項ノ職務ヲ行フコトヲ得ルモノトスルモ其代理人タル筆生ハ当該事件ニ付テハ公証人法第24条ニ依リ執務ノ補助ヲ為スコトヲ得サル義ト心得可然哉

右ハ差掛リタル事件有之公証人法第３条ノ執行ニモ関係ヲ有シ居候ニ付至急何分ノ御訓示奉仰候也

（回答）客月17日付稟伺ニ係ル公証事務取扱方ニ関スル件公証人ノ筆生カ嘱託人ノ代理人タル場合ハ公証人法第22条ノ明文ニ該当セサルモ此ノ如キ嘱託事件ハ同条ヲ設ケラレタル精神ヨリ可成之ヲ取扱ハサル様努メラルルヲ相当ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

２　遺言証書作成ニ書記ヲ補助セシムル件

（大10.4.27富山公証人赤松小一郎照会）

（大10.5.30民事1894号民事局長回答）

（要旨）公正証書によって遺言を行う場合，遺言者が遺言の趣旨を口授する際

に，書記は，公証人の執務の補助として，口授を筆記することができる。

（照会）民法第1069条（現969条）ニ定メタル方式ニ従ヒ公正証書ニ依リテ遺言ヲ為ス遺言者カ遺言ノ趣旨ヲ公証人ニ口授シ公証人カ遺言者ノ口述ヲ筆記スルニ当リ公証人法第24号第1項ニ依リテ置キタル筆生ハ此場合ニ於ケル公証人ノ執務ノ補助トシテ右口述ノ筆記ヲ為スコトヲ得ルモノト相心得可然哉

（回答）貴見ノ通

3　公証人代理執務ノ場合ニ於ケル嘱託人ノ人違ナキコトニ関スル件

（昭3.6.6大阪公証人井上一照会）

（昭3.6.19大阪地方裁判所長回答）

（要旨）乙公証人が甲公証人を代理して執務する場合，甲公証人役場書記中乙公証人の面識ある者二人に嘱託人の人違がないことを証明させるのは差し支えない。

（照会）公証人法第63条第1項ニ依リ甲公証人ノ代理ヲ乙公証人ニ嘱託シタル場合ニ関シ左ノ疑義アリ

1　嘱託人カ甲公証人役場ニ於テ人違ナキコト顕著ナル場合即チ甲公証人及其役場ノ筆生ハ其嘱託人ニ数年又ハ数10年引続キ日頃頻繁ナル接見ニヨリ固ヨリ旧キ面識アルモノト雖モ乙公証人カ之ニ面識ナキトキハ公証人法第28条第2項ノ手続ヲ要スルコトハ疑ナキモノノ如シ

2　果シテ然リトセハ右ノ場合ニ甲公証人役場筆生中乙公証人ノ面識アル者2人ヲシテ法第28条第2項後段ニ依リ其嘱託人ノ人違ヒナキコトヲ証明セシメ毫モ差支ナカルヘシ

右事理明白ト存候得共異見有之向モ候ニ付為念請訓仕候

（回答）本月6日付請訓公証人法ノ疑義ニ関スル件左ノ通思考ス

1　貴見ノ通

2　貴見ノ通

4　未成年者を書記とすることの可否について

（昭28.8.18高知地方法務局長電信照会）

（昭28.8.21民事局長電信回答）

（要旨）満16才の者を書記にすることは相当でない。

（照会）公証人の書記は未成年者（満16才）にても差支ないか，公証人法施行規則第6条との関係上疑義があるので御伺いします。

（回答）電照の未成年者を公証人の書記として認可することは相当でないと考える。

第6章　署名及び印鑑

1　職印ノ字体ニ関スル件

（明42.7.9長野地裁所長照会）

（明42.7.30民刑704号民刑局長回答）

（要旨）公証人の職印を彫刻すべき文字字体は現在の用例で妨げない。

（照会）印鑑ノ寸法彫刻スヘキ文字字体ハ一定セラルル趣旨ナルヤ

（回答）職印ノ寸法ハ施行細則第8条（現規則第4条）ノ規定ニ依リ承知セラルヘシ其彫刻スヘキ文字，字体等ニ付テハ現在ノ用例ニテ妨ケナキ趣旨ナリ

2　裁判所ニ於テ公証事務ヲ取扱フ場合ノ件

（明42.7.15甲府地裁所長照会）

（明42.8.3民刑758号民刑局長回答）

（要旨）法務局が公証事務を取扱う場合には法務事務官の印は現に使用する職印を用いるべきである。

（照会）公証人法実施ニ付テハ尚ホ委細ノ手続御制定ノ事ト被考候得共差当リ公証人ノ希望者ナキノ故ヲ以テ裁判事務ヲ取扱ハサル区裁判所ノ書記ヲシテ之ヲ取扱ハシメ候場合ニ関シ左ノ諸点疑義ニ渉リ候ニ付準備ノ都合モ有之候条至急何分ノ御指示相成度此段及請訓候也

1から3まで　略

4　書記ノ職印ニモ氏名ヲ刻スヘキヤ

5から10まで　略

（回答）本月15日付日記第1215号請訓裁判所職員ヲシテ公証事務ヲ取扱ハシムル場合ノ疑義ニ関スル件ハ左ノ通リ思考致候

1ないし3まで　略

4　現ニ使用シ居ル職印ヲ用ヰシムヘシ

5ないし10まで　略

3　裁判所ニ於テ公証事務ヲ取扱フ場合ノ件

（明42.8.5大津地裁所長照会）

（明42.8.18民刑894号民刑局長回答）

（要旨）法務局において公証事務を取扱う場合には法第21条（印鑑差出）を準用しない。

（照会）公証人法第8条ニ依リ判事又ハ書記カ公証人ノ事務ヲ取扱フ場合ニハ同法第21条ハ準用スヘキモノニアラサルヤ

（回答）貴見ノ通

4　印鑑証明等アリタルコトヲ記載シタル書面ニ関スル件

（明42.8.20長野地裁所長照会）

（明42.10.7民刑970号民刑局長回答）

（要旨）1　本条（公証人法施行規則第14条）第2項の書面は独立に作成することを要し証書の末尾に記載することはできない。

2　該書面には公証人が其末尾に署名捺印するのが相当であり（注），連綴方に付ては法第41条第2項を適用すべきである。

（照会）1　第2項ノ記載ハ公正証書ノ末尾ニ記載スルコトヲ許ササルヤ

2　別ニ書面ヲ作リタルトキハ公正証書ニ契印ヲ要シ尚ホ其末尾ニ公証人ノ職印ヲ押捺スルヲ相当トスルヤ

（回答）1　貴見ノ通

2　施行細則第14条第2項ニ依ル書面ニハ公証人其末尾ニ署名捺印スルヲ相当トスヘク又其書面ノ連綴ニ付テハ公証人法第41条第2項ヲ適用スヘキモノトス

（注）回答2前段は昭37.5.14民事甲1323号民事局長通達により署名捺印を要しないことに変更された。

5　公証人法施行規則第14条第2項の書面について

（昭37.5.14民事甲1323号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）規則第14条第２項の書面の末尾には，公証人は署名押印しなくとも差し支えない。

（通達）別紙甲号のとおり東京法務局長から照会があり，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

なお，明治42年10月７日付民刑第970号民刑局長回答は本通達に抵触するかぎり変更されることになり，その他については従来どおりであるから念のため申し添える。

別紙甲号

公証人法施行規則第14条第２項の書面について（照会）

標記の書面については，従来公証人がその末尾に署名捺押していますが，必ずしも公証人が署名押印しなくともさしつかえないものと考えますがいかがでしょうか。

別紙乙号

公証人法施行規則第14条第２項の書面について（回答）

４月30日付総第119号で照会のあった標記の件については，貴見のとおりと解する。

6　兼務を命ぜられた公証人の職務執行について

（昭41.3.30総209号東京法務局長照会）

（昭41.7.25民事甲1914号民事局長回答）

（要旨）兼務者が職務上署名するときは，「元公証人何某兼務者」と冠記すべきである。

（照会）公証人法第67条第１項の規定によって兼務を命ぜられた公証人は，前任者が職務を行なっていた場所において，前任者の取り扱った事務の兼務を行なうほか，新たな公証事務についても兼務者として取り扱うのが従来からの例でありますが，右兼務者が職務を行なう場所は，自己本来の役場であり，また，その職務範囲は前任者の取り扱った記録を前提とする事務（たとえば，証書原本の閲覧，執行文の付与等）に限られ，新たな公証事務については，兼務者としてなしえないという見解（司法研究報告書第13

輯第１号20頁参照）もあり，疑義を生じましたので，何分のご指示をお願いいたします。

なお，もし，引き続いて従来からの例によるものとする場合においても，兼務者が職務上署名するときの表示の形式を統一する必要があるものと考えられますので，この点についても併せてご指示をお願いいたします。

（回答）３月30日付総第209号をもって照会のあった標記については，兼務者の職務権限は前任者と異るところはないものと考える。

なお，兼務者が職務上署名するときの表示の形式は下の振り合いによるのが相当である。

何市何町
（地方）法務局所属
元公証人何某兼務者
公証人　何　　某　印

7　公証人法施行規則の一部改正について

（昭47.3.31民事甲1386号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（通達）公証人法施行規則の一部を改正する省令（別紙（略）参照）が本日公布され，４月１日から施行されることとなった。

ついては，左記事項に留意して遺憾のないように期するとともに，１及び２については，所属公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

１　第４条の改正によって，公証人の職印の寸法は，18ミリメートル平方に改められるが，右の省令施行の際，現に使用する職印で，改正前の寸法により作成されたものは，省令施行後も引き続き職印として使用してさしつかえない。

２　第12条の改正に伴い，公証人は，嘱託拒否の理由書を交付した場合には，その写しを作成し，目録を付けて，嘱託拒否の日の翌日から３年間これを保存すること。

３　第46条の改正に伴い法務局及び地方法務局においては，管轄区域内の

公証人会の役員名簿を備えつけ，これに役員の役職，氏名及び就職又は退職の年月日を記載し，その異動を把握すること。

8　公証人の認証の付与に関しその署名・押印が真実である旨の証明の付与について

（平4.2.26二総公二77号東京法務局長照会）

（平4.4.20民一1734号民事局長回答）

（要旨）公証人の認証の付与に関し，あらかじめ作成した当該公証人の署名・押印が真実である旨の証明書を，当該公証役場において右認証に添付の上交付して差し支えないとされた事例（東京法務局のみ試行的に実施）

（照会）近時，外国の官公署等に提出する文書に対する公証人の認証の付与を求める者が増加しているため，利用者の利便に配慮し，かつ，関係書類の厳正な管理を条件として，当分の間，この場合の証明は，当該文書を提出する国が外国公文書の認証を不要とする条約（昭和45年条約８号）に加盟しているときは別紙第１号様式（甲）の様式（略）による書面に，同条約に加盟していないときは別紙第２号様式（乙）の様式（略）による書面に，あらかじめ公証人のした署名・押印が在職中の公証人によりなされたものであることの証明を付与した後，公証人が当該書面を利用して認証の付与をする方法により取り扱うこととしたいと考えますが，貴意を得たくお伺いします。

なお，上記取扱いによる場合は，公証人をして，別紙３号様式の１及び２の様式（略）により毎月20日まで前月分の公証人押印証明報告書を調製の上提出させることとしたい。

（回答）本年２月26日付け二総公二第77号をもって照会のあった標記の件については，貴見のとおり取り扱って差し支えない。

9　公証人の認証の付与に関しその署名･押印が真実である旨の証明の付与について

（平15.1.15東京法務局長照会）

（H15.1.17民総166号民事局長回答）

（要旨）　外国文認証のいわゆる簡易処理方法の実施について

（照会）　公証人の認証の付与に関しその署名・押印が真実である旨の証明の付与についての証明様式等については，昭和24年５月７日付け法務省民事甲第1028号法務省民事局長通達及び平成４年４月20日付け法務省民一第1734号法務省民事局長回答（以下「平成４年回答」という。）により取り扱ってきたところですが，近時の国際的な文書のＡ４判化の流れと，外国公文書の認証を不要とする条約（昭和45年条約第8号）の加盟国に対する甲様式（平成４年回答第１号様式（甲））において公証人の認証の真正が外務省により直接証明されていないことを理由に拒絶される例が散見されること，同条約の非加盟国に対する乙様式（平成４年回答第２号様式（乙））も甲様式と同様の方法により認証を付与することが便宜であると考えられること等から，利用者の利便に配慮し，かつ，東京公証人会作成の「外国向け私署証書認証事務処理要領」（別紙１）及び「公証人押印証明報告書記載要領」（別紙２）に基づき，関係書類の厳正な管理が行われることを条件として，従来の甲様式及び乙様式をそれぞれ別紙１の第１号様式（甲）及び別紙１の第２号様式（乙）に改め，別紙１及び別紙２の処理方法をもって取り扱うこととしたいと考えますが，貴意を得たくお伺いします。

別紙１

外国向け私署証書認証事務処理要領

外国向け私署証書の認証事務のうち，公証人の署名，押印の証明を必要とするものについては，平成15年３月１日から以下の処理要領により実施するものとする。

１　本要領において使用する認証用紙は，別添第１号様式の認証用紙（Apostille付，Ａ４判，以下「甲」という。）及び同第２号様式の認証用紙（東京法務局長及び外務省係官の証明文付，Ａ４判，以下「乙」という。）とし，東京公証人会（以下「本部」という。）がこれを印刷準備する。

その際，甲にはApostille「８」欄に通し番号（例えば03-No.000001か

ら始まる。）を，乙には「総公証番号」欄に通し番号（例えばNo.100001から始まる。）を，それぞれ赤色刷りで付する。

2　上記認証用紙の配布を希望する公証人は，甲，乙別に希望枚数を本部に書面で申し込む。

本部は，この申込みに基づき，各公証役場に甲，乙の希望枚数を本部の定めた用紙費用及び郵送費用を徴して配布する。

本部は，公証人ごとに配布用紙の通し番号を記帳する。

3　各公証役場は，各公証人が，甲，乙の「公証人」欄に署名押印（署名真下及びApostille「２」欄にもローマ字楷書による記名）した後，東京法務局（民事行政部総務課第１係）に別紙様式の「送付書」により送付する。この場合においては，公証人の署名押印のみとどめ，日付，登簿番号等の記入はしない。

4　東京法務局において，甲，乙の「東京法務局長」欄に記名押印がされた後，外務省（領事移住部政策課証明班）に送付される。

5　外務省において，甲についてはApostilleの「10」，「９」の各欄に，乙については外務省係官の証明欄に，それぞれ係官より署名押印がされた後，本部は，外務省において，甲，乙を受領する。

6　本部は，外務省において受領した甲，乙について，各公証役場に返送する。

7　各公証役場は，嘱託人の嘱託内容に応じて，甲，乙に適切な認証文を記載し，登簿番号，公証役場の所在地及び作成日付を記入する。この際，東京法務局長証明の「作成日付」欄及び甲のApostilleの「６」欄又は乙の外務省係官証明欄の「作成日付」欄にも，認証文作成日と同じ作成日付を記入する。

Apostille及び乙の外務省係官証明欄の「作成日付」欄に日付を記入するときは，月，日，年の順に並べ，月は英語，日，年（西暦）は算用数字を使用する（例APR.10.2003）。

認証文の記入方法，その他認証の付与手続は，従来と同じである。外国語の認証文を別紙として添付するときは，甲又は乙と綴じ，契印する。

なお，嘱託人から提出先国名を聞き，認証原簿にメモ書きする。

原則として，外国公文書の認証を不要とする条約（以下「ヘーグ条約」という。）加盟国向けは甲，非加盟国向けは乙を使用することとなるが，外務省係官の証明若しくはApostille又は法務局長証明が必要か否か確認する必要がある。また，ヘーグ条約非加盟国向けの文書に過って甲を使用することのないように厳に注意する必要がある。

8　各公証役場は，１か月ごとに，公証人ごとに，甲使用分については別添第３号様式，乙使用分については別添第４号様式による「公証人押印証明報告書」を作成し，その原本は当該公証役場で保管し，第３号様式の写し及び第４号様式の写し各３部を，本部あて翌月10日までに送付する。

異動等により東京法務局長又は外務省係官の交替があった場合には，その交替日以後，当該担当官の署名のある認証用紙は一切使用することができなくなるから，報告書欄外下段に上記未使用の用紙の通し番号を記載するとともに，その事由を付記する。公証人の交替があった場合や当該暦年中に未使用に終わった場合も，同様である。書き損じその他により欠番が生じた場合には，その通し番号を記載する。

これら未使用及び欠番の認証用紙は，当該公証人の責任において破棄し，報告書欄外下段に廃棄年月日を記載する。

認証の嘱託がなかった月においても，その旨，文書で報告する。

9　本部は，上記報告を取りまとめ，公証人ごとに処理，未処理の用紙の通し番号を把握する。

また，本部は，外務省及び東京法務局に対し，毎月20日までに前月分の第３号様式及び第４号様式の報告書写し各１部を，公証人ごとに取りまとめて，それぞれ送付する。

10　甲及び乙は，当該暦年中（１月１日より12月31日まで）のみ使用し，次の暦年には新たに通し番号を付した甲及び乙を使用する。

11　本部及び各公証役場は，本要領において使用する認証書類の盗難，紛失を防止するため，送付は，書留便又は手交によることとし，その保管を厳重にする。

平成　　年登簿第　　号

第１号様式　　認　　証

よって、これを認証する。
平成　　年　　月　　日、本公証人役場において

東 京 法 務 局 所 属
公 証 人
Notary

証　　明

上記署名は、東京法務局所属公証人の署名に相違ないものであり、かつ、その押印は、真実のものであることを証明する。

平成　　年　　月　　日

東 京 法 務 局 長

APOSTILLE
(Convention de La Haye du 5 octobre 1961)

1. Country: JAPAN

This public document

2. has been signed by

3. acting in the capacity of Notary of the Tokyo Legal Affairs Bureau

4. bears the seal/stamp of
Certified

5. at Tokyo　　6.

7. by the Ministry of Foreign Affairs

8. 03-

9. Seal/stamp:　　10. Signature

For the Minister for Foreign Affairs

平成　　年登簿第　　号

第2号様式　　認　　証

よって、これを認証する。
平成　　年　　月　　日、本公証人役場において

東 京 法 務 局 所 属
公 証 人
Notary

総公証　　号

証　　明

上記署名は、東京法務局所属公証人の署名に相違ないものであり、かつ、その押印は、真実のものであることを証明する。

平成　　年　　月　　日

東 京 法 務 局 長

CERTIFICATE

This is to certify that the signature affixed above has been provided by Notary, duly authorized by the Tokyo Legal Affairs Bureau and that the Official Seal appearing on the same is genuine.

Date

Director of the Tokyo Legal Affairs Bureau

For legalization by the foreign consul in Japan, this is to certify that the Seal affixed hereto is genuine.

Date

Tokyo, _____

Official
Ministry of Foreign Affairs
(Consular and Migration Policy Division)

第３号様式

公　証　人　押　印　証　明　報　告　書

（甲用紙報告分）　　平成　　年　　月　　日報告（平成　　年　　月分）

公証役場　　公証人　　印

証明番号	書　類　名	申請人氏名	作成月日	登簿番号	提出国
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		

注：委＝委任状、宣＝宣言書、戸＝戸籍謄抄本、登＝登記簿謄抄本、公＝その他の公文書、他＝その他、証＝証明書、契＝契約書、保＝保証書、謄＝謄履証

欠　番……平成　　年　　月　　日廃棄

未使用（事由）……

第４号様式

公　証　人　押　印　証　明　報　告　書

（乙用紙報告分）　　平成　　年　　月　　日報告（平成　　年　　月分）

公証役場　　公証人　　印

証明番号	書　類　名	申請人氏名	作成月日	登簿番号	提出国
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		
	1委 2宣 3証 4契 5保 6謄 7		月　日		

注：委＝委任状、宣＝宣言書、戸＝戸籍謄抄本、登＝登記簿謄抄本、公＝その他の公文書、他＝その他、証＝証明書、契＝契約書、保＝保証書、謄＝謄履証

欠　番……平成　　年　　月　　日廃棄

未使用（事由）……

平成　年　月　日

東　京　法　務　局
　総務課第一係　御中

公証役場

担当：

送　付　書

公証人の証明印のある認証書類を下記のとおり送付いたします。

記

甲・乙	証　明　番　号	数	公　証　人　名	備　考

別紙２

公証人押印証明報告書記載要領

公証人押印証明報告書については，平成15年３月１日から以下の記載要領により実施するものとする。

1　公証人押印証明報告書のうち，第３号様式（甲用紙報告分，Ａ４判）はApostille付の認証用紙（甲）用として，第４号様式（乙用紙報告分，Ａ４判）は東京法務局長及び外務省係官の証明文付の認証用紙（乙）用として，それぞれ使用する。

同報告書は，公証人ごとに作成し，公証人の記名押印が必要である。

2　「証明番号」欄には，甲においてはApostilleの「８」欄の通し番号，乙においては東京法務局長証明の「総公証番号」欄の通し番号を記載する。

3　「書類名」欄には，該当書類の数字に丸印をする。宣言書，証明書に，その内容となる文書が添付されている場合には，その添付文書（原本ではなく，写しが添付されているものを含む。）の種類に応じて，戸籍謄抄本については「戸」に，登記簿謄抄本については「登」に，その他の公文書については「公」に，その他の文書については「他」に，それぞれ丸印をする。添付文書のないものも，「他」に丸印をする。なお，登記簿は不動産登記簿，商業登記簿等を含む。

添付文書が公文書と私文書の双方を含んでいるときは，公文書の種類に応じて丸印をし，複数の公文書を含んでいるときは，主たる公文書の種類に応じて丸印をするものとする。括弧内は，１文書につき１箇所にのみ丸印をするものであることに留意する。

その内容が１から６までに該当しない書類は，７に具体的に記載する。単に文書と記載するだけでは，具体的とはいえない。

4　「申請人氏名」欄には，嘱託人の氏名を記載する。代理人の氏名の記載は不要。嘱託人が法人である場合は，簡潔に記載する。法人の役職員がその役職名で認証を求めた場合にも，法人名を嘱託人欄に記載する。

5　「作成月日」欄には，認証文作成日を記入する。

6　「登簿番号」欄には，認証簿の番号を記載する。

7　「提出国」欄には，認証文書の提出先国名を記載する。

8　申請人氏名と提出先国名が同じで，かつ，同一内容の文書が多数あるときは，「証明番号」欄及び「登簿番号」欄に，連続番号を記載して簡略化することができる。

（回答）　平成15年１月15日付け２総公２第26号をもって照会のありました標記の件については，意見のとおり取り扱って差し支えありません。

第７章　諸帳簿

1　証書原簿，検事ノ証書帳簿ノ閲覧ニ関スル件

（明42.7.9長野地裁判所長照会）

（明42.7.30民刑704号民刑局長回答）

（要旨）１　遺言証書，秘密遺言証書及び民法第1011条第２項の財産目録に関する原簿についての特別の規定はない。

２　検事は，証書の添付書面，付属書類及び法定帳簿の閲覧を請求することができる。

（照会）１　公正証書ニ依ル遺言及ヒ秘密遺言ノ証書ニ関シテモ別段ニ原簿ヲ規定セラルルモノナルヤ

２　財産目録調製ニ関シテモ別段ニ原簿ヲ規定セラルルモノナルヤ

３　検事ハ証書原本ノ閲覧ヲ請求スルモノナレハ其添付書類又ハ付属書類モ閲覧シ得ルハ勿論ナルヤ

４　検事ハ帳簿ニ付テハ証書原簿，拒絶証書簿，確定日附簿其他計算ヲ記載シタル簿冊等総テ閲覧シ得サルヤ

（回答）１及び２　施行細則第15条（現施行規則第18条）ノ規定ニ依リ承知セラルヘシ

３　貴見ノ通

４　検事ハ公証人ノ調製シタル帳簿ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得ヘシ

2　裁判所ニ於テ公証事務ヲ取扱フ場合ノ件

（明42.7.15甲府地裁所長照会）

（明42.8.3民刑758号民刑局長回答）

（要旨）法務局が公証事務を取扱う場合は帳簿の表紙には単に某法務局支局と記載する。

（照会）公証人法実施ニ付テハ尚ホ委細ノ手続御制定ノ事ト被考候得共差当リ公証人ノ希望者ナキノ故ヲ以テ裁判事務ヲ取扱ハサル区裁判所ノ書記ヲシテ之ヲ取扱ハシメ候場合ニ関シ左ノ諸点疑義ニ渉リ候ニ付準備ノ都合モ有之候条至急何分ノ御指示相成度此段及請訓候也

1　公証人法施行細則第16条ノ諸帳簿ノ表紙ニ記載スヘキ役場名義ハ某地方裁判所所属某区裁判所トスヘキヤ

2から10まで　略

（回答）本月15日付日記第1215号請訓裁判所職員ヲシテ公証事務ヲ取扱ハシムル場合ノ疑義ニ関スル件ハ左ノ通リ思考致候

1　単ニ某区裁判所ト記載スヘシ

2から10まで　略

3　裁判所カ兼務者ヨリ事務引継ヲ受ケタル場合ノ取扱ニ関スル件

（明42.7.15甲府地裁所長照会）

（明42.8.3民刑758号民刑局長回答）

（要旨）兼務者が兼務の事務に付本務の番号を記載してきた場合に法務局が文書の引継を受けたときはその文書の番号を追って記載すべきである。

（照会）公証人法実施ニ付テハ尚ホ委細ノ手続御制定ノ事ト被考候得共差当リ公証人ノ希望者ナキノ故ヲ以テ裁判事務ヲ取扱ハサル区裁判所ノ書記ヲシテ之ヲ取扱ハシメ候場合ニ関シ左ノ諸点疑義ニ渉リ候ニ付準備ノ都合モ有之候条至急何分ノ御指示相成度此段及請訓候也

1から9まで　略

10　兼務者カ前任者ヨリ文書ノ引継ヲ受ケタル以後本務ト兼務トノ区別ヲ為サス従来ノ本務番号ヲ追フテ記載シ来リタル場合承継庁ハ兼務者カ前任者ヨリ引継ヲ受ケタル文書ノミノ引継ヲ受ケ其文書ノ番号ヲ追ヒ記載可然哉

（回答）本月15日付日記第1215号請訓裁判所職員ヲシテ公証事務ヲ取扱ハシムル場合ノ疑義ニ関スル件ハ左ノ通リ思考致候

1から9まで　略

10　貴見ノ通

4　書類ノ引継ニ関スル件

（明42.8.3岐阜地裁所長照会）

（明42.8.24民刑875号民刑局長回答）

（要旨）甲支局管内の公証役場を廃止して，乙支局管内の公証人に書類を引継いだ後，甲支局が公証事務を取扱うことになったときでも，其書類は甲支局に引継ぐべきではない。

（照会）甲区裁判所管内公証人ハ曩ニ辞職シタルヲ以テ本年5月19日付ニテ御認可ヲ得同区裁判所管内公証人役場ハ之ヲ廃シ書類ハ公証人規則第57条ニ依リ乙区裁判所管内公証人何某ヘ引継ヲ為サシメアルモ公証人法実施ノ上同法第8条ニ依リ甲区裁判所ヲシテ公証人ノ職務ヲ取扱ハシメラルコトニ相成候節ハ同法第73条ニ準シ前顕ノ書類ハ更ニ管轄区裁判所ニ引継ヲ為サシムヘキモノナルヤ

（回答）書類ハ区裁判所ニ引継クヘキモノニ非ス

5　帳簿ノ記載方ニ関スル件

（明42.8.20長野地裁所長照会）

（明42.10.7民刑970号民刑局長回答）

（要旨）証書原簿，認証簿の番号は第「千百」号の文字を記載することを要する。

（照会）1　証書原簿，認証簿ニ記載スル番号ハ例ヘハ第千百号ナルトキハ第一一〇〇号ト載セス第千百号ト記載ヲ要スルヤ

2　略

（回答）1　貴見ノ通

2　略

6　認証簿ヲ役場外ニ持出シ得ル場合ニ関スル件

（明43.3.12金沢公証人小川信行照会）

（明43.4.14民刑231号民刑局長回答）

（要旨）役場外において，私署証書に認証を与える場合には，認証簿を出張先に持参して差し支えない。

（照会）公証人役場ヨリ数里以外ノ地ニ病床ニ在ツテ委任状ノ認証ヲ請求スルモノアリ依テ出張ノ上公証人法第58条ノ規定ニ依リ之レカ手続ヲ為スヘキハ勿論尚同法第59条ニ依リ委任状ト認証簿トニ契印ヲナスヘキモノタル論ヲ俟タサルナリ然ルニ同法第25条ニ依レハ公証人ノ調製シタル帳簿ハ事変ヲ避クル為メニスル場合ヲ除ク外之レヲ役場外へ持出スコトヲ得ストアリテ前顕ノ如キ出張先ニ於テ認証ヲ与フヘキ場合ニハ認証簿ノ契印ヲ為スヲ得サルニ至ルヘシ依テ右ノ場合ニハ出張先ニ係ルヲ以テ契印ヲ為ササル旨ヲ認証中ニ附記シ可然哉

右稟伺候也

（回答）客月12日附稟伺ニ係ル公証人法ノ疑義ニ関スル件ハ認証ヲ与フヘキ証書ト認証簿トニ契印ヲ要スルトキハ認証簿ヲ其出張先ニ持行クモ妨ナキ儀ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

7　遺言ノ証人ニ関スル件

（明43.6.22東京公証人菅原良三郎照会）

（明43.8.10民刑641号民刑局長回答）

（要旨）1　秘密証書による遺言者には法第28条が適用されるが証人には適用されない。

2　前項遺言者の印鑑証明書等は施行規則第25条第２項に従い取扱うべきである。

（照会）民法第1070条（現970条）秘密証書ニ依ル遺言者及ヒ証人ニ対シテモ公証人法第28条ヲ適用スヘキモノニ候哉之ヲ適用スルモノトスレハ印鑑証明書ノ如キ書類ハ公証人法施行細則第21条第２項（現規則25条２項）ニ依リ取扱ヒ可然哉

（回答）民法第1070条（現970条）ノ規定ニ依ル遺言者ニハ公証人法第28条ノ規定ヲ適用スヘキモノナレトモ同条ノ証人ハ嘱託人ニ非サルヲ以テ同証人ニハ右公証人法ノ規定ヲ適用スヘキ限リニ在ラス遺言者ノ印鑑証明書等ノ取扱ニ関シテハ貴見ノ通

8　公証人更迭ノ場合帳簿ノ取扱方

（大3.11.28札幌公証人野田英三照会）

（大3.12.25民1798号法務局長回答）

（要旨）公証人更迭の場合，前任者の使用した諸帳簿の表紙に記載ある前任者の氏名は後任者のそれに改め，かつ，後任者就職の年月日を記載しておくべきである。

（照会）公証人ニシテ元公証人某ノ後任者トシテ其事務取扱ヲ命セラレタル者証書其他ノ文書ヲ作成スルニハ前任者ノ番号ノ順序ヲ追ヒ記載スヘキコトハ公証人法施行細則第27条ニ依リ明ナレハ従テ証書原簿認証簿等ノ簿冊類モ亦何レモ前任者ノ使用セルモノヲ継続使用スヘキハ勿論ナリ然ルニ右等ノ簿冊ノ表紙ニハ前任者ノ氏名ヲ記載シアルヲ以テ之ヲ後任者ノ氏名ニ変更セサルヘカラス其変更ノ方法ハ前任者ノ氏名ヲ朱抹シ其傍ニ後任者ノ氏名ヲ記シ尚朱書ヲ以テ後任者就職ノ年月日ヲ記載シ置キ可然哉

（回答）貴見ノ通

9　附属書類ノ取扱方ニ関スル件

（大5.6.16宮崎公証人広木幹照会）

（大5.7.3民996号法務局長回答）

（要旨）公正証書の正本謄本又は執行文付与等の請求について提出した附属書類は規則第25条第２項の規定に準じて取扱うのが相当である。

（照会）公正証書作成ノ後日ニ至リ其証書ノ正本謄本若クハ執行文等請求ニ付公証人法ノ規定ニ従ヒ提出シタル書類（例之ハ請求権又ハ代理権限ヲ証明スヘキモノ若クハ印鑑ノ証明書ノ如キ）モ公証人法施行細則第21条第２項（現規則25条２項）規定ノ書類ニ包含スル儀ニ有之候哉

右疑義相生シ候ニ付何卒急速ノ御訓示ヲ仰キ度此段相伺候也

（回答）本月16日付日記第５号ヲ以テ稟伺相成候公証事務取扱方ニ関スル件公正証書ノ正本謄本又ハ執行文付与ノ請求等ニ提出シタル書類ニシテ請求権又ハ代理権限ヲ証スヘキモノ若クハ印鑑証明書等ハ公証人法施行細則第21条第２項ノ書類ニ包含セサルモ同条ノ規定ニ準シ取扱フヲ相当ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

10　書類帳簿ノ引継ニ関スル件

（大9.5.12福井地裁所長照会）

（大9.5.18民事1669号民事局長回答）

（要旨）甲支局管内のＡ役場が乙支局管内のＢ役場を兼務している場合において，甲，乙支局がともに公証事務を取り扱うことになったときは，Ｂ役場分の書類，帳簿は乙支局に引継ぐべきである。

（照会）小浜区裁判所高橋公証人辞職ノ結果本年６月１日ヨリ小浜区裁判所並ニ敦賀区裁判所ニ於テ公証人ノ職務ヲ行フコトト相成候処曩ニ敦賀区裁判所管内山崎公証人辞職シ其後任者ナキ為メ前記高橋公証人ニ於テ之ヲ兼務シ来リタルモ本来敦賀ノ公証人役場ハ形式上独立シテ存在セシモノナルニ付今回裁判所ノ取扱ニ移リタル上ハ其分ノ書類帳簿ハ小浜区裁判所ノ取扱ト為サス之ヲ敦賀区裁判所へ引継クヲ相当ト思料致候処従来ノ取扱例ハ之ニ反スルヤニモ相見へ申候（明治42年８月24日民刑第875号御回答）仍テ一応御意見相伺度右及御問候也

（回答）本月12日付日記第1592号ヲ以テ御問合相成候標記ノ件ハ貴見ノ通ト思考致此段及回答候也

追テ問合面ニ引用相成候民刑局長回答ハ公証人役場ヲ廃シタル場合ニ関スルモノニシテ該先例ヲ変更セラレタル儀ニハ無之候為念申添候

11　公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件

（昭24.5.30民事甲1282号各司法事務局長あて民事局長通達）

（通達）公証事務に関しては，公証人法等の一部改正並びに公証人審査会令，公証人身元保証金令，公証人法施行規則及び確定日附簿及び日附印章調製規則の制定により本年６月１日より相当広範囲に改正されることとなったから，その取扱については，右諸法令の外，左記に準拠し，万遺憾なきを期するとともに，所属公証人に対してもその周知徹底を図られたい。

右通達する。

記

１から11まで　略

12　保存簿以外の帳簿は，なるべく暦年ごとに調製すべきこと。

13　書類保存簿を備え，これに保存する書類の名称，範囲，冊数及び保存の始期等保存に関する事項，裁判所の命令又は嘱託等により書類を持ち出したときは，それに関する事項並びに書類を廃棄したときは，その年月日を記載しておくべきこと。

14から17まで　略

12　公正証書の番号等について

（昭28.10.26民事甲2019号民事局長通達）

（要旨）公正証書の番号及び定款等認証の登簿番号は，各公証人ごとに起算すべきである。

（通達）公正証書の番号，定款等認証の登簿番号は各公証人ごとに起番すべきものである。たとえ合同役場を設けた場合でも，公正証書原本の綴てつ及び証書原簿，認証簿等の記載について各公証人の別を設けず同一役場に勤務する全公証人を通じて一連番号にすることは，公証人法の規定の趣旨に徴し，許されないばかりでなく，以上のような取扱による場合には，書類保管の責任が明らかにされず，役場の移転，公証人の任免に従う事務引継等の場合において，各公証人ごとの書類の区分，引継が完全に行われず，ひいては執行文附与等の際に嘱託人に不便を生ぜしめる結果ともなるから，今後合同役場を新設する場合には，右の点に十分御留意の上関係公証人に指示されたく，なお，既設の合同役場において右の取扱をしている公証人については，今後左記要領により措置するよう，然るべく取り計われたい。

記

１　証書の番号及び登簿番号ほ，すみやかに一定期日から各公証人ごとに新たに起番し，証書原本及び定款等は事件を処理した各公証人ごとに別別として綴てつすること。

２　証書原簿その他も各公証人ごとに作成すること。

３　すでに一連番号を用い，公証人の別を明らかにしていない証書原本等の綴りは，なるべくすみやかに各公証人ごとに区分し，綴てつすること。

13　代理公証人の使用すべき証書原簿について

（昭36.11.29民事甲2974号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）代理公証人は，被代理公証人の証書原簿を使用し，その備考欄に「代理者公証人何某」と表示すれば足りる。

（通達）別紙甲号のとおり横浜地方法務局長から照会があり，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴管下公証人に周知方取りはからわれたい。

別紙甲号

代理公証人の使用すべき証書原簿について

公証人法第63条第1項により代理嘱託を受けた公証人が使用すべき証書原簿は，被嘱託公証人の原簿を使用し，備考欄に代理者公証人何某作成と記載すれば足りるものと思考しますがいささか疑義がありますので，何分の御指示を賜わりたくお伺いいたします。

乙別紙号

代理公証人の使用すべき証書原簿について（回答）

照会のあった標記の件については，貴見のとおりと考える。

14　帳簿書類の廃棄について

（昭41.1.5総51号静岡地方法務局長照会）

（昭41.1.25民事甲305号民事局長回答）

（要旨）規則27条に規定されていない帳簿書類の保存期間

（照会）当局所属公証人○○○○から，次の書類について廃棄の認可申請がありましたが，公証人法及び同法施行規則において，これらの書類の調製保存方については規定がありませんので，旧東京控訴院管内公証人監督手続（別紙参照）第49条に準じて，1，2については10年間，3については5年間保存のうえ廃棄する取り扱いでさしつかえないと思料しますが，いささか疑義がありますので，何分の御指示を賜わりたくお伺いします。

記

1　統計に関する綴

2　事務上の往復文書綴

3　雑書綴

別紙

東京控訴院管内公証人監督手続抜すい（昭16.7.12第7651号訓令）

第49条　書類は左の期間之を保存すべし

1	令達及び決議	永　久
2	質義回答	50　年
3	書類保存簿	50　年
4	事務引継及書類廃毀	30　年
5	手数料日当旅費計算簿	10　年
6	統計及報告	10　年
7	事務上の往復文書及簿生に関する書類	10　年
8	日記簿，逓付簿，雑書	5　年

前項の保存期間は，当該年度の翌年より之を起算す

（回答）1月5日付日記総第51号で照会のあった標記の件は，書類の保存期間については貴見のとおりと考えるが，廃棄について貴職の認可は必要ないものと思料する。

15　帳簿・書類の保存期間について

（昭43.12.27民事甲3673号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）規則第27条の一部改正（昭和44年1月1日施行）に伴う書類帳簿の保存期間の変更及び嘱託人の同意による証書原本の保存期間の短縮に関する事務手続

（通達）公証人の保存する書類及び帳簿の保存期間に関して，別添（略）のとおり公証人法施行規則の一部が改正され，昭和44年1月1日から施行されることになった。ついては，左記事項に留意して遺憾のないように期するとともに，所属公証人に対しても，その周知方取り計らわれたい。

記

1　公証人法施行規則第27条の改正規定は，現に保管中の書類，帳簿についても適用があるから，改正規定によりすでにその保存期間を経過しているものがあれば廃棄してさしつかえない。また，同条第1項ただし書による同意の時期は，必ずしも証書作成時に限るものではないから，すでに保管中の証書の原本についても嘱託人の同意が得られれば，当該原

本に限り，保存期間を短縮することができる。

2　嘱託人の同意によって保存期間が短縮された証書の原本についても同条第4項の適用があるから，公証人が特別の事由により保存の必要があると認めるときは，その事由のある間保存しなければならない。

3(1)　代理嘱託人が本人に代って証書の原本の保存期間短縮の同意をする場合には，当分の間その旨の授権を委任状に明記させるよう指導すること。

(2)　同条第3項の規定により証書原簿に嘱託人又はその代理人に押印させる場合には，当該原本に用いたと同一の印鑑を用いること等，保存期間の短縮についての取扱いが安易に流れることのないよう厳に注意すること。

16　公証人法施行規則の一部改正について

（昭47.12.19民事甲5437号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）公証人法施行規則の一部を改正する省令（別紙参照）が本日公布され，昭和48年1月1日から施行されることとなった。

（通達）右の改正は，公証人役場に備え置くべき帳簿である証書原簿，認証簿および計算簿（公証人手数料規則第36条の規定により公証人の交付する計算書を含む。）の様式の横書方式による統一ならびに記載事項等の簡素，合理化を目的として実施されたものであるが，運用にあたっては，左記事項に留意してその取扱いに遺憾のないよう貴管下公証人および公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

1　従来，公正証書の番号および私署証書等認証の登簿番号については，連年継続の一連番号を付するものと，毎年更新するものと公証人によってその取扱いが一定していなかったが，右省令施行後は，これを暦年更新により毎年起番することとし，公正証書原本および認証を与える私署証書等に記載する番号は，「昭和何年第何号」の振合により表示する取扱いとしたから，注意すること。

なお，証書原簿および認証簿については，表紙に当該年度を記載することとし，証書作成，認証年月日欄における「年」の記載は，これを省略する取扱いとした。

2　認証簿の認証方法欄については，「自認」，「目撃」および「謄本」の各認証方法の種類に応じて該当するものに○印を付すること。

3　計算簿（甲）の「所要時間欄」は，改正様式ではこれを削除したが，公証人手数料規則第15条により証書作成の所要時間に応じて手数料を徴取する場合には，事項区分の下部欄を利用して，種別欄には「非法律行為事実」と表示し，数欄には所要時間を「時分」をもって記載する方法により記入すること。

なお，このほか計算簿（甲），（乙）に記入すべき事項で種別欄に該当する項目がないものについては，下部の空欄を適宜利用して記載すること。

4　公証人法施行規則第20条の規定により計算簿の様式に準じて作成すべき計算書の用紙は，あらかじめ計算簿に組みこんで調製し，計算簿の記載と同時に複写する方法により記入すること。

5　各法務局・地方法務局の公証人役場検閲の実施結果等によれば，証書原簿等の役場に備え置くべき帳簿の記載に過誤が多く，また，これらの帳簿の機能と効用を軽視して乱雑に記載したり，あるいは，必要な事項の記載を怠ったりする例もかなり見受けられるが，これらの諸帳簿は，公証人の職務行為の適法，有効性を裏付け，検証するうえにおいても極めて重要な作用を果たすものであるから，この点充分に認識して慎重に取り扱われたい。

別紙

公証人法施行規則の一部を改正する省令（昭47.12.19法務省令77）

公証人法施行規則（昭和24年法務府令第9号）の一部を次のように改正する。

附録第1号様式から附録第3号様式までを次のように改める。

附録第1号様式　略

附録第2号様式　略

附録第3号様式　略

附　　則

1　この省令は，昭和48年1月1日から施行する。

2　この省令施行の際現に存する帳簿又は用紙に限り，この省令施行の日から1年間は，なお使用することができる。

第1　公正証書（作成・保存等）

1　証書滅失ニ付キ公証人ノ責任ニ関スル件

（明41.5.4宮崎公証人広木幹照会）

（明42.7.21民刑623号民刑局長回答）

（要旨）正本又は謄本を交付していない証書の原本が滅失した場合に，公証人が法第42条の手続をしなくても公証人に責任がない。

（照会）第42条ニ於テ「証書ノ原本滅失シタルトハキ公証人ハ既ニ交付シタル正本又ハ謄本ヲ徴シ所属地方裁判所長ノ認可ヲ受ケ滅失シタル証書ニ代ヘテ之ヲ保存スルヲ要ス」トノ規定有之候処証書の正本又ハ謄本ハ請求ニ依リ交付スルノ規定ナレハ多クノ場合ニ於テ之ヲ請求スルモ若シ請求セサルカ為メ正本モ謄本モ交付ヲ為ササリシ原本カ滅失シタル場合ハ事実不能ナルヲ以テ同条ノ手続ヲ為ササルモ公証人ニ責ナキ義ニ候哉

（回答）貴見ノ通但証書ノ原本滅失ニ付キ公証人ニ責任アル場合ニ於テ其責ニ任スヘキハ勿論ナリトス

2　証書ノ原本滅失シタル場合ノ取扱方ニ関スル件

（明43.6.25青森公証人館純吉照会）

（明43.8.2民刑649号民刑局長回答）

（要旨）1　証書の原本滅失の場合でも，公証人は，強制的に正本又は謄本を徴収し得ない。

2　権利関係が既に終了したものについても，正本又は謄本を徴し保存すべきである。

3　1の場合に，登記済の記載のある正本があっても，これを徴することは相当でない。他の正本又は謄本を徴すべきであり，これらがないか又は徴することができないときは，その正本に基き謄本を作成して保存すべきで

ある。

（照会）明治43年5月3日青森市ノ殆ント全部ヲ焼失シタル猛烈ナル火災ニ際シ本職役場付属ノ土蔵墜落シ保存ノ書類焼失シタル旨ハ其当時監督官ニ対シ報告致置候処爾来該滅失原本ニ付公証人法第42条ノ手続ヲ為ス為メ別紙ノ如ク連日新聞紙ニ広告シタルノ外裁判所掲示場ニ掲示シ尚ホ正本謄本等所持者ニ就キ法律ノ趣旨ヲ説明シテ之ヲ徴セントスルモ其効果甚タ少ク痛心ニ堪ヘス候処右第42条ノ手続ヲ為スニ付左記ノ点疑義相生シ候ニ付大至急貴見回報相煩度

1　元来公証人ハ嘱託請求等総テ当事者ノ申出アリテ始メテ活動スルヲ本義トスルヲ以テ第42条ノ場合ニ於テモ所持者之レヲ欲セサルニ拘ハラス強制的ニ之ヲ徴スルノ権能アルモノニアラスト解シ之ヲ拒絶セントスルモノアリ左様ノ拒絶者アルトキハ如何ナル方法ニ依リテ之ヲ徴スヘキヤ

2　焼失シタル公正証書原本ハ其大多数明治39年分並ニ其以前ノモノニ係リ之ヲ閲覧又ハ謄写スヘキ場合1ヵ年間僅ニ数回ニ過キサルヲ以テ土蔵ニ保存シタリシニ今回此災害ニ罹リタリ之ヲ当事者方面ヨリセハ過半以上ハ其取引終了シテ権利義務関係消滅シタルモノニ係ルヲ以テ其正本謄本等ノ現存スルモノ甚タ少カルヘク而シテ所持者ニ於テ既ニ破棄シタルモノハ整理不能ト云フノ外ナク又取引終了シタルモ偶然正本謄本現存スルモノハ之ヲ徴スルモ実益ヲ見サルカ如キ感ナキニアラス然レトモ法律ノ規定並ニ後日何等カ必要アルモ計ラレストノ理由ヲ以テ徴収シ可然哉

3　不動産ニ抵当権ヲ設定シテ金員貸借ヲ為シタル等ノ公正証書ハ其契約後更ニ登記手続ヲ為シテ貸借ヲ完結スルハ通例ナルニ依リ其ノ正本ニハ某区裁判所若クハ出張所ニ於テ年月日受付並ニ登記済ノ記載及其登記官庁ノ捺印アリ今之レヲ徴シテ地方裁判所長ノ認可ヲ受ケ原本ニ代ヘテ保存シ同時ニ之ニ依リテ更ニ正本ヲ作成シ交付スルニ当リ公証人ハ某代用原本ニ右某区裁判所若クハ出張所ニ於テ年月日受付登記済ノ記載及庁印押捺アルヲ現認スルヲ以テ更ニ交付スル正本ニハ其旨ヲ記載スルモ職責上何等差支ナキカ如シ或ハ他官庁ノ証明事項ニ係ルヲ以テ右記載ヲ為スコト能ハサル儀ニ候哉

4　前項末段ノ如ク記載ヲ為スコト能ハストセハ正本所持者ハ正本ヲ公証人

ニ徴セラレタル為メ不動産登記法第35条第1項第3号ノ所謂登記義務者ノ権利ニ関スル登記済証ヲ所持セサルニ至ルヲ以テ後日抵当物件ノ抹消ヲ要スル等ノ場合ニ更ニ如何ナル手続ニ依リ之ヲ得ヘキヤ同法第44条ノ登記済証カ滅失シタル場合ニアラサルヤ勿論ト思考ス（強イテ滅失ノ場合ニ包含セシメントスルモ所持者ハ後日ノ手数ト費用ヲ厭フ為メ徴セラルルコトヲ肯ンセストス）ルヲ以テ他ニ何等カ規定ナキ限リハ全ク公証人法ト不動産登記法トノ調和ヲ欠クカ如シ如何心得可然哉

5　公証人カ3項前段ニ依リ登記済等ノ記載並ニ捺印アルコトヲ現認ノ旨記載シテ更ニ正本ヲ付与スルコトヲ得ハ其ノ記載ハ登記済証其者ニアラサルモ不動産登記法第44条ノ所謂登記済証ト広義ニ解シ得ヘク随テ登記官吏ハ之レヲ拒絶スルコトナカルヘク結局当事者ハ別段繁雑ナル手続ヲ為ササルモ其権義関係ヲ明瞭ニスルコトヲ得ヘシト信ス如何心得可然哉

右

別紙

過般猛烈ナル火災ノ為メ土蔵墜落シ公証人対島何哉同対島貞勝同岩崎録三同小木茂三郎同森義磨及当役場明治39年迄ノ分並ニ持出書類中明治43年4月同5月1日ヨリ3日マテノ証書原本焼失ニ付正本又ハ謄本所持者ハ速ニ役場ニ持参又ハ送付セラルヘシ

但持出書類中ヨリ発見シタル分モアリ

青森市浦町税務署通

公証人　館　純　吉　役場

（回答）本年6月25日付問合ニ係ル公証人法中疑義ニ関スル件ハ左ノ通思考致候

1　正本，謄本ハ強制シテ之ヲ徴スルコトヲ得サルモ法律ノ趣旨，当事者ノ利害等ヲ説示シテ可成徴収スル様努メラルヘシ

2　貴見ノ通

3　登記済ノ記載アル正本ノ外下付シタル正本又ハ謄本アルトキハ真正本又ハ謄本ヲ徴シ之ヲ保存スヘク登記済ノ記載アル正本ヲ徴スルコトヲ得ス若シ真正本ノ外ニ正本，謄本ノ下付ナキカ又ハ之ヲ徴スルコトヲ能ハサルトキハ該正本ニ基キ謄本ヲ作成シ之ヲ保存スル外ナカルヘシ

4，5　前項ニテ了知セラルヘシ此段及回答候也

3　証書原本綴ノ取扱方ニ関スル件

（明43.12.19宇都宮公証人生方一哉照会）

（明44.5.11民事179号民事局長回答）

（要旨）証書原本綴に目録を附し，かつ，原本の毎葉に丁数を記入しても違法ではない。

（照会）広島及ヒ長崎控訴院管内公証人監督手続ニ依レハ公証人法施行細則第21条ノ証書原本綴ニハ目録ヲ付シ原本ノ毎葉左肩ニ丁数ヲ記入ス可キコトヲ規定シアルモ証書原本ニ他ノ文字ヲ記入スルコトハ少シク穏当ヲ欠ク嫌アリ然レトモ目録ヲ付シテ丁数ヲ記入スルコトハ執務上最モ便宜ナルヲ以テ之ヲ記入スルモ違法ニアラサルヤ

（回答）貴見ノ通

（参考）公証人法施行細則第21条

証書ノ原本ハ番号ノ順序ニ従ヒ之ヲ編綴スヘシ

嘱託ニ関シ提出シタル書類ニシテ原本ニ連綴スヘカラサルモノハ之ニ表紙ヲ附シ件名及受附番号ヲ記載シ受附番号ノ順序ニ従ヒ之ヲ編綴スヘシ

4　公正証書原本盗難ニ罹リタル場合ノ取扱ニ関スル件

（大元.8.16東京公証人今津覚太郎照会）

（大元.9.18民事258号民事局長回答）

（要旨）1　公正証書原本が盗難にあっても，直ちに滅失したとは解されない。ただし，その存否不明の間に正本，謄本又は執行文付与の請求があったときは，当該事件につき法第42条の手続をすべきである。

2　滅失の時期は，事実により決すべきである。

3　原本に代るべき正本又は謄本を徴した後，原本が現出したときは，その旨法務局長又は地方法務局長に届出て，以後これを原本とすべきである。原本には発見の日時，場所等を記載した書面を添付し，前に徴した正本又は謄本とともに保存する。

4　盗難にあった証書原本の綴目が破毀されて契印の効力のないものは滅失

とみなしてよい。

（照会）左記ノ諸点事務取扱上疑義相生シ候ニ付何卒至急御回答煩度此段御伺上候

1　証書原本盗難ニ罹リタル場合ニ其原本ノ存否未タ分明ナラサルトキハ其存否ノ確定ヲ待タス公証人法第42条ニ所謂証書ノ原本滅失シタルモノト解釈シ同条所定ノ手続ニ出ツヘキモノナリヤ

2　若シ存否不分明中ハ未タ滅失シタルモノト解釈スヘカラストセハ真如何ナル時期ヲ以テ滅失ノ確定シタルモノト断定スヘキヤ

3　若シ存否不分明中ト雖モ猶滅失シタルモノト解釈スヘシトセハ公証人法第42条ニ依リ正本又ハ謄本ヲ以テ原本ニ代ヘテ保存スルノ手続ヲ履ミタル後原本ノ現出シタルトキハ其原本ハ如何処置スヘキヤ

4　盗難ニ罹リタル証書ノ綴目破毀セラレテ契印ノ効ナキモノハ之ヲ原本ノ滅失シタルモノト看做シ可然哉

（回答）客月16日付稟伺ニ係ル事務取扱上ノ疑義ニ関スル件ハ左ノ通思考致候

1　盗難ニ羅リタル公正証書ノ原本ノ存否未タ分明セサル間ハ滅失シタルモノトスヘキヤ否ハ事実問題ニシテ直チニ滅失シタルモノト解スルコトヲ得ス但シ存否分明セサル事件ニ付正本，謄本又ハ執行文付与等ノ請求アリタル場合ハ当該事件ニ付キ公証人法第42条ノ手続ヲ為スヘキモノトス

2　如何ナル時期ヲ以テ滅失シタモルノト看做スヘキヤハ事実ノ如何ニ依リ決スヘク一般ニ断定スルコトヲ得ス

3　原本現出シタルトキハ其旨直チニ地方裁判所長ヘ届出爾後之ヲ原本トスヘシ而シテ其原本ニハ発見ノ日時，場所及ヒ顛末，原本ノ現状等相当ナル事項ヲ記載シタル書面ヲ添付シ前ニ徴収シタル正本又ハ謄本ト共ニ之ヲ保存スルコトヲ要ス

4　貴見ノ通

此段及回答候也

5　「タイプライター」使用ノ件

（大8.4.5福岡公証人岩倉惣蔵照会）

（大8.4.27民事897号民事局長回答）

（要旨）公正証書の作成に邦文タイプライターを使用して差し支えない。

（照会）本職役場ニ於テ邦文「タイプライター」ヲ使用スヘキ見込ニ有候処該器ハ必要文字ヲ「インキ」ニテ書出スコトニ相成候ニ代之ヲ使用シテ公正証書ヲ作成スルモ差支無之候哉稟伺ス

（回答）本月５日付日記第19号ヲ以テ稟伺相成候公正証書ノ作成ニ邦文「タイプライター」ヲ使用スルハ差支ナキ義ト思考致候此段本官ヨリ及回答候他

（参考）大11.7.18民第1264号裁判所，検事局宛司法次官通牒

裁判ノ原本ニ邦文「タイプライター」使用ニ関スル件

今般褪色消失ノ虞レナキ「インク」ヲ使用スルニ於テハ民事刑事ノ裁判ノ原本ノ邦文タイプタイターヲ使用スルモ差支ナキコトニ省議決定相成候条此段及通牒俟也

追テ紫色インクハ永久保存ノ目的ニ適ハサルヲ以テ絶対ニ使用セサル様致度印刷局ハ鑑査ノ結果東京市京橋区日本「タイプライター」株式会社販売ノ「インク」中黒色ノモノヲ以テ褪色消失ノ虞レナキモノト認メ居候ニ付為念申添候

6　公正証書原本滅失ニ関スル件

（昭20.8.25中545号松山地裁所長照会）

（昭20.10.4民事甲440号民事局長回答）

（要旨）法務局保管にかかる公正証書の原本が滅失した場合には，適宜法務局の掲示場に掲示する等一般公証人の例に準じ処理すべく，又確定日附簿が滅失した場合には，原則として右の措置をとる必要がない。

（照会）当管内今治区裁判所ニ於テ公証事務取扱中ノ処前公証人長井好市ヨリ引継キタル公正証書原本及確定日附簿全部戦災ニ因リ昭和20年８月６日焼失シタルニ付同公証人ノ作成ニ係ル公正証書ノ正本又ハ謄本ヲ有スル者及同公証人役場ニ於テ確定日附ヲ付シタル私署証書ヲ所持スル者ハ昭和21年５月５日迄ニ差出スヘキ旨ノ告示相成度候

追テ今治区裁判所ニ於テ公証人ノ職務取扱開始以来取扱事件無之ニ付申添候

（回答）８月25日付中第545号ヲ以テ上申ニ係ル標記ノ件公正証書ニ付テハ官

報ニ依ル告示ハ適当ナラサルニ付貴庁掲示場ニ掲示スル等一般公証人ノ取扱ニ準シ適当御処理相成度確定日附簿ニ付テハ特ニ必要ナキ限リ斯ル処置ニ及ハサル儀ト思料候左様御承知相成度此段及回答候也

7　公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件

（昭24.5.30民事甲1282号各司法事務局長あて民事局長通達）

（通達）公証事務に関しては，公証人法等の一部改正並びに公証人審査会令，公証人身元保証金令，公証人法施行規則及び確定日附簿及び日附印章調製規則の制定により本年6月1日より相当広範囲に改正されることとなったから，その取扱については，右諸法令の外，左記に準拠し，万遺憾なきを期するとともに，所属公証人に対してもその周知徹底を図らわれたい。

右通達する。

記

1から6まで　略

7　公正証書の作成又は認証の記載に使用する「インキ」又は印肉等は，文字が消え又は色のあせる虞のあるものであってはならないこと。

8から17まで　略

8　廃棄を認可した公正証書原本等の処分について

（昭28.4.3総319号福島地方法務局長照会）

（昭28.4.9民事甲589号民事局長回答）

（要旨）廃棄を認可された証書原本等は，貼付印紙の部分を切り取って焼却した上，嘱託人の秘密の漏れるおそれのない方法により公証人において処分して差し支えない。

（照会）公証人法施行規則第28条により，地方法務局長において，廃棄を認可したる証書の原本等は，公証人において，適宜処分して差支えありませんか，差しかかった事案があるので至急御指示願います。

なお，本件については，客年9月8日電信照会中のものでありますが，御回答を得られなかったので，更に御照会いたします。

（回答）本月3日総日記第319号をもって照会にかかる標記の件については，

書類中貼付されている印紙の部分を切り取り焼却した上で，嘱託人の秘密の漏れるおそれのない方法により公証人において処分することはさしつかえないものと考える。

9　公正証書の番号について

（昭28.7.11福岡法務局長電信照会）

（昭28.7.14民事甲1209号民事局長電信回答）

（要旨）前任者の書類が戦災により全焼したため，後任者が文書番号の順を追うことができないときは，第1号から起番して差し支えない。

（照会）公証人の前任者の書類は戦災で全焼したので，後任者の作成する文書番号は順序を追って記載できないが，この場合は，公証人法施行規則第32条の規定にかかわらず，後任者は第1号より記載して差しつかえないでせうか。折り返し御指示を請う。

（回答）本月11日をもって電照にかかる標記に関しては，貴見のとおり取り扱ってさしつかえない。

（同旨）昭26.1.25広島法務局長照会，昭26.1.29民事甲121号民事局長回答

（照会）先に任命，当法務局所属を命ぜられた公証人田中豊の前任者宮脇幸治の書類は戦災で焼失した為，同人作成の文書の番号不明なるにより，後任者たる田中公証人に於て作成する文書の番号は第1号より開始する外致しかないと考えられますが，如何でせうか。何分の御指示を願います。

尚裁判所所属当時任命された当法務局所属の公証人津村幹三は，その前任者岡崎与六作成文書が戦災で流失により番号不明の為（新第何号）として新しい番号を附しておりますから，御参考迄に申添えます。

（回答）電報照会の件，公証事務引継により新公証人田中豊が作成する文書番号は第1号より開始して差しつかえない。

（同旨）右の場合は「特第何号」として，第1号より記載すべきである（昭21.5.4静岡公証人松井恭太郎照会，昭21.5.17民事甲302号民事局長回答）。

（照会）下名義今般公証人ニ任セラレ元公証人大庭善之ノ後任ヲ命セラレタルモノニ有之候処同公証人役場ニ保存シタル一切ノ書類及帳簿ヲ昨年6月18日戦災ニ因リ焼失致シタル為メ右公証人ノ作成シタル文書ノ番号ハ之ヲ知

ルニ由ナク従テ小職職務ヲ行フニ当リ作成スヘキ文書ノ番号ハ前任者ノ作成シタル文書ノ番号ノ順序ヲ追ヒテ之ヲ記載スルコト能ハサル次第ニ候此ノ場合之カ番号記載ヲ如何致ス可キ哉其ノ取扱ヒニ疑義相生シ候間何分ノ御指示ヲ仰キ度茲ニ及稟伺候也

（回答）本年5月4日付お問合せの標記の件は，特第○○号の如く番号の上に特別の表示をなしたる上，新たに第1号より記載するほかないものと考えます。

10　公正証書の番号等について

（昭28.10.26民事甲2019号民事局長通達）

（要旨）公正証書の番号及び定款等認証の登簿番号は，各公証人ごとに起算すべきである。

（通達）公正証書の番号，定款等認証の登簿番号は各公証人ごとに起番すべきものである。たとえ合同役場を設けた場合でも，公正証書原本の編てつ及び証書原簿，認証簿等の記載について各公証人の別を設けず同一役場に勤務する全公証人を通じて一連番号にすることは，公証人法の規定の趣旨に徴し，許されないばかりでなく，以上のような取扱による場合には，書類保管の責任が明らかにされず，役場の移転，公証人の任免に従う事務引継等の場合において，各公証人ごとの書類の区分，引継が完全に行われず，ひいては執行文附与等の際に嘱託人に不便を生ぜしめる結果ともなるから，今後合同役場を新設する場合には，右の点に十分御留意の上関係公証人に指示されたく，なお，既設の合同役場において右の取扱をしている公証人については，今後左記要領により措置するよう，然るべく取り計われたい。

記

1　証書の番号及び登簿番号は，すみやかに一定期日から各公証人ごとに新たに起番し，証書原本及び定款等は事件を処理した各公証人ごとに別別として編てつすること。

2　証書原簿その他も各公証人ごとに作成すること。

3　すでに一連番号を用い，公証人の別を明らかにしていない証書原本等の綴りは，なるべくすみやかに各公証人ごとに区分し，編てつすること。

11　公正証書の番号等について

（昭28.12.19総370号東京法務局長照会）

（昭28.12.22民事甲2491号民事局長通達）

（要旨）公正証書の番号及び定款等認証の登簿番号は，毎年更新して差し支えない。

（通達）標記について，別紙甲号のとおり東京法務局長から問合せがあったので，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴管下公証人に周知方然るべく取り計らわれたい。

別紙甲号

これまで公正証書の番号，定款等認証の登簿番号は，全国的に連年継続の一連番号を付しておりますが，尨大な数字になりまして，公証関係人にとって不便でありますから，これらの番号を来年1月から，毎年更新することとし，昭和何年第何号と改めてはいかがでしょうか，お伺いします。

別紙乙号

本月19日付総第370号をもって問合せにかかる標記については，貴見のとおり取り扱ってさしつかえない。

12　公正証書における私法人代表者の年令の記載について

（昭29.2.23民事甲413号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）1　私法人の代表者の年令は，証書に記載することを要する。

2　右年令は，戸籍謄抄本等確実な書面により証明させる。

（通達）標記について，別紙甲号のとおり福岡法務局長から照会があったので，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴管下公証人に周知然るべく取り計らわれたい。

別紙甲号

公正証書の作成に当っては，会社その他私法人の代表者（以下代表者という）の年令を記載することは従来統一された取扱であるが，客年11月商業登記規則の一部改正に伴い代表者の印鑑証明に年令を記載されない取扱となった結果，代表者の代理人より嘱託の場合代表者の年令を知らない場

合が多く公正証書作成上支障が多いので，私法人も公法人と同様に代表者の年令は記載しない取扱に改められたい旨，当管内公証人より希望の向もあり当職としてはその取扱にて差支えないものと考えますが，全国的に統一される問題でもあり，いささか疑義もありますので何分の御指示を仰ぎます。

別紙乙号

本月9日付総第239号をもって照会にかかる標記については，公証人法第36条の規定により年令を記載することを要する。なお右は，戸籍謄抄本，住民票謄抄本その他確実な書面により証明させるのが相当である。

13　公正証書原本並に証書原簿に番号を記載する時期について

（昭34.12.14岡山公証人車田輝平照会）

（昭35.1.18民事甲146号民事局長回答）

（要旨）公証人は，証書に列席者とともに署名捺印した後に，証書原本等に番号を記載すべきである。

（照会）標記の件について当局所属公証人車田輝平より別紙のとおり伺いがありましたので，左記意見を付し進達いたします。

記

第1説を可とする。

理由

公証人法第46条第1項により証書原簿には，証書の作成毎に進行の順序を逐い証書の番号及び種類その他の事項を記入すべきものであるが，その記入の時期は証書の完成即ち公証人が作成した証書を面前の列席者に読み聞かせ，場合によっては閲覧させ，嘱託人又はその代理人の承認を得てその旨を記載し，公証人及び列席者各自証書に署名，押印をおわったときでなければならないことはいうまでもないところである。

従って公正証書原本及び証書原簿の番号は証書原簿に記入の際に定まるものといわなければならない。

若し第2説のような見解によって証書作成前に証書原簿の記入がなされた証書原本及び証書原簿の番号が記載されるとすれば証書の完成は証書原

簿記入後数日あるいは数カ月の後となり甚だしきは数年にわたって未完結の状態に放置される結果ともなるものと考えられる。

別紙

公正証書原本並に証書原簿に番号を記載する時期に関する件

標記の件については左記両説があって何れに従うべきか疑義がありますので何分の御指示をお願い致します。

記

第1説　公正証書原本並に証書原簿に番号を記載する時期は公証人が証書を作成し列席者と共に署名捺印した後でなければならないそのことは公証人法第46条第1項は「証書原簿ニハ証書ノ作成毎ニ進行ノ順序ヲ逐ヒ左ノ事項ヲ記入スヘシ一証書ノ番号及種類……」と規定してある点に徴して明白である。

第2説　公正証書原本並に原簿に番号を記載する時期は公証人が証書を作成し列席者と共に署名捺印した後たることを要しない公証人法第46条第1項には第1説の如く規定してあるが同条には過去完了を意味する文詞なく却って「進行ノ順序ヲ逐ヒ」と規定して完結の順を逐いと規定しないのみでなくその第36条に依れば「公証人ノ作成スル証書ニハ其ノ本旨ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス一証書ノ番号……」と規定しその第37条に依れば「公証人証書ヲ作成スルニハ普通平易ノ語ヲ用キ……番号ヲ記載スルニハ壱弐参拾ノ字ヲ用ウヘシ」と規定してある点に徴すれば証書作成に当っては当然他の必要事項と共に番号を記載すべく特にこれを後にすべき趣旨を窺うことは出来ない若し公証人が列席者と共に署名捺印した後でなければ番号を記載し得ないと解するときは第39条に依り列席者に読聞かせ又は閲覧させた際証書に「この証書は……番号の部分を除き読聞かせ又は閲覧させ」というが如き不体裁な記載をしなければ事実に反するのみでなく番号を読聞かせ又は閲覧させたことは遂に証書に現わすことが出来ない抑々番号を記載することは前示第36条に規定した公正証書の必要条件であってその方式を欠く証書は無効といわなければならない斯る無効の証書を読聞かせ又は閲覧させても公正証書の効力は発生しないであろう。

これを実務上から観れば公証人が遠隔の地に出張して証書を作成する場合の如き法第25条に依れば「帳簿ハ事変ヲ避クル為ニスル場合ヲ除クノ外之ヲ役場外ニ持出スコトヲ得ス」と規定してあるから証書を作成するも番号を記載する途なく従って適法な読聞け又は閲覧をさせることが出来ないのみでなく嘱託人が即時証書の正本又は謄本の交付を請求するもこれを交付することが出来ないので公証人は一旦原本を役場に持帰った後証書原簿並に証書原本に番号を記載し手数料等も乙号計算簿に記載して本人又は代理人の出頭を待ってこれを交付する外なくその不便不利なことは言を俟たない。

又一時に数10件或はそれ以上多数の証書作成を嘱託した場合第１説によれば先ず証書に公証人が列席者と共に署名捺印した後証書原簿・証書原本及原本等に番号を記載し且計算簿等の記載をもしなければならない結果となるから事務取扱上の繰廻しをすることは全く不可能で公証人の能率増進に多大の支障を来すのは勿論その間嘱託人を待たせ（嘱託人中には一瞬時を争うような多忙な者或は汽車の時間の都合がある者等稀ではない）又他に嘱託人がある場合はこれをも待たせなければならないこととなり嘱託人に多大の不利不便を与えることとなる故に公証人は時宜により証書作成の順序に従って証書原簿・証書原本及正謄本等に番号を記載して準備しおき嘱託人出頭の場合閲覧させ又は読聞かせて証書を完結させても別に違法の点を認めない尤も斯くするときは証書作成を嘱託しながら出頭しない者もあるので完結か不完結か不明のものを生じ整理上不便を来す場合があることを免れない併しこの問題は証書の原本並に原簿等に何時番号を記載すべきかの問題とは別個の問題であるのみでなく証書の完結不完結の処理につき公証人が困難する場合は番号記載の時期如何に拘らず起る問題であるから公証人は嘱託人に照会してその意思を確めた上適当に処理する等努力すれば足るべく而も原簿の記載整理等は公証人の内部的職務であって証書そのものの効力に影響を及ぼす事項ではない斯る内部的事務の為にするのは勿論特段の理由なくして公証人の執務上に於ける裁量の範囲を著しく狭めてその能率の増進を妨げ延いて嘱託人に不利益を与えるが如き解釈は国家公務員法第１条第96条の精

神にも反し妥当な解釈とはいい得ない。　以上

（回答）客年12月14日付照会の標記の件は，第１説の取扱によるのが相当である。

14　証書原本の廃棄について

（昭35.12.23民事甲3231号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）規則第27条の一部改正（昭和35年）に伴う保存期間の満了した証書原本を廃棄する場合の留意事項

（通達）公証人法施行規則の一部を改正する省令（昭和35年12月23日法務省令第43号）の施行により，公正証書の原本の保存期間が30年に短縮されたので，現在公証人役場及び公証事務を取り扱う支局に保管中の公正証書の原本の一部があらたに廃棄の対象となったが，この廃棄については同規則第28条の手続によるべきことは勿論，第27条第３項により保存すべきものを廃棄することのないよう特に留意されたい。

また，同条第３項の事由のある公正証書の原本については，証書原簿の備考欄又は欄外上部等適当の個所に保存の見込期間を記載する取扱いとされたい。

なお，右の旨を貴管下公証人及び公証事務を行う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

（注）昭和43年法務省令第53号公証人法施行規則一部改正により証書原本の保存期間は20年に短縮された。

15　複写器による公正証書正本の作成について

（昭37.9.7民事甲2565号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）陽画式複写器を用いて証書の正本を作成するのは，用紙が保存に適し，かつ，写出の結果が鮮明で変色，消色のおそれがない場合に限る。

（通達）標記の件について，別紙甲号のとおり，福岡法務局長から照会があったので，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

公正証書正本の作成について（照会）

公正証書の正本を交付する場合複写器（リコピー等）による陽画写真をもって作成することはさしつかえないと考えますが，疑義もあり，何分の御指示をお願いします。

別紙乙号

公正証書正本の作成について（回答）

8月17日付総第2625号で照会のあった標記の件については，複写器による陽画写真の用紙が保存に適するものであり，かつ，写出の結果が鮮明で将来変色または消色等のおそれがないものにかぎり積極に解してさしつかえない。

なお，公証人が複写器により公正証書の正本を作成する場合は，貴職においてその写出の適否について必要の場合は，注意をする取扱とされたい。

16　公正証書の原本をバインダーに編綴することの可否について

（昭39.2.17民事甲360号法務局長・地方法務局長あて民事局長通知）

（要旨） 公正証書の原本はバインダーに編綴して差し支えない。

（通知） 別紙甲号のとおり仙台法務局長から照会があり，別紙乙号のとおり回答したから，参考までに通知する。

別紙甲号

公正証書の原本をバインダーに編綴することの可否について（照会）

公証人の職務を行う当局の支局において証書の謄本請求が多くなり複写することが多いので，証書の原本をバインダーに収納することにより事務能率の増進が期待できるから，バインダーに余裕があれば，証書の原本をバインダーに編綴してさしつかえないか，何分のご垂示をお願い申し上げます。

別紙乙号

公正証書の原本をバインダーに編綴することの可否について（回答）

2月6日付総日記第96号で照会のあった標記の件は，さしつかえない。

なお，証書の原本を滅失または毀損せしめないようその取扱には十分注意されたい。

17　陽画式複写器により複写した用紙を用いて公正証書原本を作成することの可否について

（昭41.11.1総564号津地方法務局長照会）

（昭41.12.24民事甲3668号民事局長回答）

（要旨） 陽画式複写器により複写した用紙を用いて公正証書原本を作成することは相当でない。

（照会） 公証人が公正証書を作成する場合，その一部に印刷した不動文字をリコピーした用紙を使用して原本を作成することは，当該用紙が公証人法施行規則第8条によるけい紙とは認められないから許されないものと考えますが，これに対し変色のおそれがなく保存年限を保ち得るものであれば差し支えないとの意見もありますので，何分のご指示を賜りたくお伺い申し上げます。

（回答） 11月1日日記総第564号をもって照会のあった標記については所問の用紙を用いることは相当でないと考える。

18　証書原本の保存について

（昭45.10.27民事甲4508号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨） 貸付金の返済期間が20年を超える消費貸借契約の証書原本は，規則第27条4項により保存しなければならない。

（通達） 公証人法施行規則第27条第4項による公正証書原本の保存について

標記について農林漁業金融公庫総裁から別紙甲号のとおり照会があり，別紙乙号のとおり回答したので，了知のうえ，その取扱いに遺憾のないよう貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官にこの旨周知方しかるべくとりはからわれたい。

別紙甲号

償還期限未到来の貸付金の公正証書原本に係る公証人法施行規則第27条第4項の規定の適用について

公証人法施行規則第27条第1項第1号により証書の原本の保存期間は20年に定められ，この期間を越えるものは同条第4項の規定に該当するもの

を除き廃棄処分することとされておりますが，ご承知のとおり，当公庫では長期資金を融通しており，償還期限（据置期限を含む）が20年を越えるものが相当数占める状況にあります。貸付金の償還期限が未到来の場合には，同規則第27条第４項に定める「特別の事由」に該当するものと解されますが，公証人役場によっては必ずしもこの見解ではない向も見受けられますので貴見折返しご回示願いたくご照会申上げます。

おって，当方の通りの解釈で差支えない場合には，その旨を貴管下各法務局および地方法務局にご連絡願いたくご依頼申上げます。

別紙乙号

公証人法施行規則第27条第４項の適用について

本年10月15日付45農公総第45号をもって照会にかかる標記については，貴見のとおりと考えます。

おって，この旨法務局長及び地方法務局長に通知したので申し添えます。

19　公証人法施行規則の一部改正について

（昭47.12.19民事甲5437号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）公証人法施行規則の一部を改正する省令（別紙参照）が本日公布され，昭和48年１月１日から施行されることとなった。

（通達）右の改正は，公証人役場に備え置くべき帳簿である証書原簿，認証簿および計算簿（公証人手数料規則第36条の規定により公証人の交付する計算書を含む。）の様式の横書方式による統一ならびに記載事項等の簡素，合理化を目的として実施されたものであるが，運用にあたっては，左記事項に留意してその取扱いに遺憾のないよう貴管下公証人および公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

１　従来，公正証書の番号および私署証書等認証の登簿番号については，連年継続の一連番号を付するものと，毎年更新するものと公証人によってその取扱いが一定していなかったが，右省令施行後は，これを暦年更新により毎年起番することとし，公正証書原本および認証を与える私署証書等に記載する番号は，「昭和何年第何号」の振合により表示する取

扱いとしたから，注意すること。

なお，証書原簿および認証簿については，表紙に当該年度を記載することとし，証書作成，認証年月日欄における「年」の記載は，これを省略する取扱いとした。

２　認証簿の認証方法欄については，「自認」，「目撃」および「謄本」の各認証方法の種類に応じて該当するものに○印を付すること。

３及び４　略

５　各法務局・地方法務局の公証人役場検閲の実施結果等によれば，証書原簿等の役場に備え置くべき帳簿の記載に過誤が多く，また，これらの帳簿の機能と効用を軽視して乱雑に記載したり，あるいは，必要な事項の記載を怠ったりする例もかなり見受けられるが，これらの諸帳簿は，公証人の職務行為の適法，有効性を裏付け，検証するうえにおいても極めて重要な作用を果たすものであるから，この点充分に認識して慎重に取り扱われたい。

別紙

公証人法施行規則の一部を改正する省令（昭47.12.19法務省令77）

公証人法施行規則（昭和24年法務府令第９号）の一部を次のように改正する。

附録第１号様式から附録第３号様式までを次のように改める。

附録第１号様式　略

附録第２号様式　略

附録第３号様式　略

附　　則

１　この省令は，昭和48年１月１日から施行する。

２　この省令施行の際現に存する帳簿又は用紙に限り，この省令施行の日から１年間は，なお使用することができる。

20　公正証書の正本を原本にかえて保存することについて

（昭48.7.4総633号東京法務局長照会）

（昭49.10.23民一5695号民事局長回答）

（照会）執行文の付与をうけるため，保存期間満了により廃棄された公正証書の原本にかえて正本を保存する認可申請があった場合，これに応じてさしつかえないものと考えますが，いささか疑義がありますので何分のご指示をお願いします。

（回答）昭和48年7月4日付け総第633号をもって照会のあった標記の件については，公証人法施行規則第27条第4項の特別の事由に該当するものと認められるので，公証人法第42条の規定により，認可して差し支えないものと考える。

21　ゼログラフィー方式により複写作成した用紙を用いて公正証書原本を作成することの可否について

（昭54.1.25二総公1-76号東京法務局長照会）

（昭54.4.26民一2731号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（通達）標記について，別紙甲号のとおり東京法務局長から照会があり，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴管内公証人及び公証事務を取扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

標記の件について東京公証人会から照会がありましたが，近時における複写機の性能の向上状況等からみて，公証人が左記方法により公正証書原本を作成することは差し支えないと考えますところ，昭和41年12月24日付け民事甲第3668号貴職回答との関連もあり，いささか疑義がありますので何分の御指示を賜りたくお伺いいたします。

記

1　公証人法施行規則第8条に規定された様式で不動文字を記載した原紙（複写の際の原本）を使用すること。

2　像質が極めて安定し，変色消色のおそれのない電子乾式複写機（例，フジ・ゼロックス）を使用すること。

3　用紙は，日本工業規格B列4番の保存に耐え得る丈夫なもの（複写機の専用用紙）を用いること。

4　証書原本作成にあたっては，不動文字以外の部分の記載は，変色消色のおそれがない墨汁又はタイプライターインク等を使用し，鮮明度及び保存期間等を十分考慮すること。

別紙乙号

本年1月25日付け二総公1第76号をもって照会のあった標記の件については，貴見の方法により公正証書原本を作成することは差し支えないものと考える。

22　保存期間が満了した公正証書原本を学術文化資料として保存することの可否について

（昭57.9.28二総公1-954号東京法務局長照会）

（昭58.2.4民一713号民事局第一課長通知）

（通知）別紙甲号のとおり東京法務局長から民事局長あて照会があり，別紙乙号のとおり回答されたので，この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

標記について，東京公証人会長から，別紙のとおり照会がありましたが，その趣旨のとおりこれを便宜保存することとした場合，将来一般に公開されることが予想されますので，嘱託人の秘密保持及び貼付印紙の不正使用の防止等について配慮する必要があるものと考えます。

ついては，左記のとおり回答したいと考えますが，何分の御指示をいただきたく照会いたします。

記

1　保存の可否について

廃棄認可を受けたあと左記方法により便宜保存して差し支えない。

2　保存の方法について

(1) 貼用印紙は打抜きをする。

(2) 秘密漏泄防止方法

ア　嘱託人氏名及び物件所在地等固有名詞は消除する。

イ　嘱託人の氏名及び物件所在地等を消除することで，資料としての価値がなくなる場合は，嘱託人及びその承継人の承諾を得ることと

する。

おって，当該公正証書原本の末尾に，アの場合は「保存期間満了により　年　月　日廃棄認可」，イの場合は「保存期間満了により　年　月　日廃棄認可」，「資料として保存することにつき　年　月　日嘱託人何某承諾」と記載し，それぞれ公証人が署名捺印する。なお，証書原簿の備考欄に「　年　月　日廃棄認可学術資料として保存」と記載する。

別紙

公証制度記念事業の一つとして，日本公証人連合会は特別委員会を設け，学術的文化的に価値ある公正証書原本を発掘収集してこれを保存し後世に遺す作業にとりかかっており，東京公証人会としてもこれに協力して取り組むこととしているが，次の場合どのように処理したらよいか。

保存期間の満了した公正証書原本中に学術的文化的に価値ある好資料が存在していることが判明した場合，まず廃棄手続を執った後に保存することとなるか，又は廃棄手続を執らないで保存することになるのか，いずれの処置が望ましいか。

御意見を伺います。

別紙乙号

客年９月28日付け二総公１第954号をもって照会のあった標記の件は，左のとおり回答するのが相当と考える。

記

廃棄認可を受け，嘱託人（又は承継人）の承諾を得て便宜保存して差し支えない。

なお，保存に当たっては，貼用印紙の打抜きをし，公正証書原本末尾に，「保存期間満了により年月日廃棄，資料として保存することにつき（又は固有名詞，物件の表示等消除の上，資料として保存することにつき）年月日嘱託人（又は承継人）承諾」と記載し公証人が署名なつ印するほか，証書原簿の備考欄に，「年月日廃棄学術資料として保存」と記載する。

23　公証人法施行規則の一部を改正する省令の施行について

（平2.12.26民一5680号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）公正証書等に契印をする場合に，公証人の職印に代えてせん孔式契印機を用いる場合の留意事項

（通達）本年12月26日付けをもって公証人法施行規則の一部を改正する省令（平成２年法務省令第44号。以下「改正省令」という。）が公布され，同日付けをもって施行されることとなった。

ついては，下記事項に留意してその取扱いに遺憾のないよう貴管下公証人に周知方取り計らわれたい。

記

１　改正省令は，公証人法第39条第５項（第40条第２項，第60条及び第62条ノ３第４項において準用する場合を含む。），第40条第１項，第41条第２項（第62条ノ４第２項において準用する場合を含む。）又は第56条第１項（第62条ノ６において準用する場合を含む。）の規定により公正証書等に契印をする場合には，公証人の職印を毎葉のつづり目に押なつする方法によるほか，改正省令の定める様式による文様を毎葉のつづり目にいわゆるせん孔式契印機を用いて打ち抜く方法によることをも認めたものである。後者の方法による場合，文様を打ち抜く箇所は，公正証書等の用紙の綴てつ側欄外中央部とする。

２　契印機は，契印に使用している職印に準ずる性質のものであるから，公証人以外の者がみだりに使用できないようにするため，公証人が厳重に管理する。

第２　計算簿

１　公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件

（昭24.5.30民事甲1282号各司法事務局長あて民事局長通達）

（通達）公証事務に関しては，公証人法等の一部改正並びに公証人審査会令，公証人身元保証金令，公証人法施行規則及び確定日附簿及び日附印章調製規則の制定により本年６月１日より相当広範囲に改正されることとなったから，その取扱については，右諸法令の外，左記に準拠し，万遺憾なきを期するとともに，所属公証人に対してもその周知徹底を図られたい。

右通達する。

記

1から8まで　略

9　計算簿に所要の事項を記載する場合に，その様式中種別欄に該当するものがないときは，下段の空欄に記載し，なお空欄もないときは，他の適当な欄を訂正して記載すべきこと。

計算簿丙を備えたときは，計算簿乙確定日附欄は空欄として差し支えないこと。

10　公証人法施行規則第20条の規定により計算簿の様式に準じて作るべき計算書の用紙は，計算簿に綴り込んで調製しておき，その記載は，計算簿の記載と同時に複写すること。

11　公証人法施行規則第17条の規定により領収証を交付したときは，別にその写の作成又は適当な帳簿への記入に止め後日清算の際に，所要事項を計算簿に記載すべきこと。

12から17まで　略

2　公証人の報酬に対する課税についての協力方について

（昭32.12.12民事甲2374号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）所轄税務署職員は計算簿の手数料等の金額を閲覧することができる。

（通達）国税庁長官から別紙のとおり依頼があったが本件は差しつかえないものと考えるので，この旨貴管下公証人に周知方然るべく取り計らわれたい。

別紙

所得税の課税の適正化を図るために，公証人役場の所在地の所轄税務署長またはその指定する職員から計算簿（公証人法施行規則第18条に規定する計算簿）の閲覧を求められた公証人は，計算簿に記載した手数料等の金額について閲覧させるように御指導方を取り計らわれるように管下法務局，地方法務局等に対し御指達方お願いします。

3　公証人の保存する計算簿の取扱について

（昭34.11.4総171号東京法務局長照会）

（昭34.11.10民事甲2483号民事局長回答）

（要旨）計算簿は，その保存のため適宜の厚さに一括して整本して差し支えない。

（照会）当庁所属公証人から公証人法施行規則第23条の規定による計算簿は，100枚綴りの簿冊を使用していますが，右計算簿の保存上，綴込の部分を当局の公証事務監査終了後，切断し適宜の厚さに一括して整本したいとの問合せがあり，差し支えないものと考えますが，念のためお伺いいたします。

（回答）本月4日付総第171号をもって問合せがあった標記の件については，貴見のとおり取り扱ってさしつかえないものと考える。

4　公証人法施行規則の一部改正について

（昭47.12.19民事甲5437号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）公証人法施行規則の一部を改正する省令（別紙参照）が本日公布され，昭和48年1月1日から施行されることとなった。

（通達）右の改正は，公証人役場に備え置くべき帳簿である証書原簿，認証簿および計算簿（公証人手数料規則第36条の規定により公証人の交付する計算書を含む。）の様式の横書方式による統一ならびに記載事項等の簡素，合理化を目的として実施されたものであるが，運用にあたっては，左記事項に留意してその取扱いに遺憾のないよう貴管下公証人および公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

1及び2　略

3　計算簿（甲）の「所要時間欄」は，改正様式ではこれを削除したが，公証人手数料規則第15条により証書作成の所要時間に応じて手数料を徴取する場合には，事項区分の下部欄を利用して，種別欄には「非法律行為事実」と表示し，数欄には所要時間を「時分」をもって記載する方法により記入すること。

なお，このほか計算簿（甲），（乙）に記入すべき事項で種別欄に該当する項目がないものについては，下部の空欄を適宜利用して記載するこ

と。

4　公証人法施行規則第20条の規定により計算簿の様式に準じて作成すべき計算書の用紙は，あらかじめ計算簿に組みこんで調製し，計算簿の記載と同時に複写する方法により記入すること。

5　略

別紙

公証人法施行規則の一部を改正する省令（昭47.12.19法務省令77）

公証人法施行規則（昭和24年法務府令第９号）の一部を次のように改正する。

附録第１号様式から附録第３号様式までを次のように改める。

附録第１号様式　略

附録第２号様式　略

附録第３号様式　略

附　　則

1　この省令は，昭和48年１月１日から施行する。

2　この省令施行の際現に存する帳簿又は用紙に限り，この省令施行の日から１年間は，なお使用することができる。

5　建物の区分所有等に関する法律の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて

（昭58.11.10民一6100号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）建物の区分所有等に関する法律の一部改正等に伴う公証事務取扱上の留意点

（通達）建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律（昭和58年法律第51号）の施行に伴い，公証人手数料規則（明治42年勅令第174号）の一部が明年１月１日から改正されることになったが，これに伴う公証事務の取扱いについては，左記の点に留意し，事務処理に遺憾のないよう配意されたい。

おって，この旨を貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

第１及び第２　略

第３　計算簿等

公証人手数料規則の一部改正に伴い，建物の専有部分の個数又は建物の棟数により手数料を算定すべきものについては，計算簿及び計算書の目的の価額欄に括弧書で専有部分の個数又は建物の棟数を記載するものとする。

第４　略

6　公証人手数料令の制定及び公証人法施行規則の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて

（平5.7.22民一5153号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）公証人手数料令の制定に伴う公証人手数料の取扱上の留意事項

（通達）公証人手数料規則（明治42年勅令第174号）の全部を改正する公証人手数料令（平成５年政令第224号），公証人法施行規則の一部を改正する省令（平成５年法務省令第28号）及び公証人手数料規則第14条の横書の証書の様式を定める省令の一部を改正する省令（平成５年法務省令第29号）が本年８月１日から施行されることになったが，これに伴う公証事務については，下記の点に留意し，事務処理に遺憾のないよう配意されたく，貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

第１　略

第２　計算簿

計算簿の記載内容が改正された（改正施行規則附録第４）が，従来の様式による計算簿，計算書も公証人法施行規則の一部を改正する省令の施行の日（平成５年８月１日）から１年間は，なお使用することができることとされた（同省令附則第２項）。

この場合において，休日等執務加算又は遺言加算をするときは，その旨を追加記載するものとするが，「超過紙数」又は「病床執務増額」等の記載については，訂正しない取扱いとしても差し支えない。

第3　略

第3　沿革誌

1　公証人沿革誌の作成について

（昭37.6.21民事秘169号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）公証人沿革誌の様式及び記入要領

（通達）公証人においては自己の前任者等の沿革について明確な知識を欠き，事務処理上支障をきたしている向もあるので，各公証人についてその沿革を明らかにするため，左記要領により貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官にその沿革誌を作成するよう指示されたい。

記

1　沿革誌は，現在の各公証人及び公証事務を取り扱う各支局をして公証制度創設以来の自己の系統の沿革について作成させること。

2　兼務により現在数個の系統を受継している公証人（公証事務を取り扱う支局についても同じ。以下同じ。）には，その数だけ各別に沿革誌を作成させること。なお，兼務の分については，本務者が任命されたときには，兼務者をして後記4によって公証人役場用として保管する当該沿革誌を本務者に引き継がしめること。

3　沿革誌は，昭和37年7月1日現在の状態をもって作成させること。

4　沿革誌の作成部数は，法務局所属の公証人3部，地方法務局所属の公証人4部とすること。各公証人は内1部を公証人役場用として自己の役場に保管するものとし，他を昭和37年7月末日まで所属の法務局長または地方法務局長に提出すること。

5　法務局または地方法務局に提出された沿革誌については，内1部をそれぞれの庁に保管し，法務局は管内地方法務局の分1部を保管するとともに，管内分をとりまとめて本省へ送付すること。

6　昭和37年7月2日以降に任命される公証人については，任命後1月以内に公証人役場に保管されている沿革誌に，その新事項を記入させること。

法務局または地方法務局においては自庁に保管している沿革誌に右新

事項を記入すること。

7　沿革誌は，別紙様式によるものとし，用紙はB列5判，二つ折りとし，なるべく上質のものを使用すること。

8　別紙様式の記載上の注意は次のとおりである。

(1)　系統番号……当初任命された公証人を1とし，順次2 3 4……と現任公証人に至ること。公証事務を取り扱う支局，区裁判所についても公証人に準じ一つの番号をとること，また兼務公証人についてもその期間が6ヶ月以上にわたるものについては同様とすること。

(2)　公証人氏名……公証人の氏名を記載すること。支局，区裁判所の場合にはその庁名を記載すること。

6ヶ月以上の兼務者の場合には

〇〇〇〇

兼務者

××××

と記載すること。

(3)　任命
免職　年月日……明治〇年〇月〇日任命

大正〇年〇月〇日免職または死亡というように記載すること。

転属，役場変更指定については，任命，免職に準じ昭和〇年〇月〇日◎◎◎から転属または役場変更指定

昭和〇年〇月〇日×××へ転属または役場変更指定と記載すること。

(4)　前　　職……公証人任命直前の職業を記載すること。

兼務者については本務地を挙げ，そこの公証人であることを書くこと。

(5)　役場設置場所…役場の設置場所を現在了知しうる範囲内において町名番地まで記載すること。

なお，在職中に役場を移転した場合には移転後の役

場設置場所も記載し，その左側に
（昭和○年○月○日移転）
というように記載すること。

(6) 備　　考……その他参考となる事項を適宜記載すること。

（別紙様式）

公　証　人　沿　革　誌

系統番号	公証人氏名	任命 免職　年　月　日	前　職	役場設置場所	備考
1	甲野　一郎	明治22年９月１日任命 明治43年２月２日××市へ役場変更指定	○○地裁判事	○○市○町18番地 ○○市×町３番地 （明治38年５月27日右に移転）	
2	乙野　二郎	明治43年２月３日○○管内から転属 大正11年５月１日死亡	○○控訴院判事	○○市○町○番地	
3	乙野　二郎 兼務者 丙野　三郎	大正11年５月１日兼務 昭和５年４月４日解任	××市公証人	○○市○町○番地 （被兼務者の役場） または ××市××町×番地 （兼務者の役場）	
4	丁野　五郎	昭和５年４月５日任命 昭和21年８月15日免職	○○市弁護士	○○市○町○番地	
5	○○地方法務局 ○○支局	昭和21年８月16日開始 昭和27年３月３日廃止		○○市×町×番地	
6	川野　六郎	昭和27年３月４日任命	○○高検検事	○○市○町○番地	

第４　公証役場関係カード

１　公証人役場関係カードについて

（昭37.1.10民事秘１号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）１　カードの様式

２　カードは役場単位で作成する。

３　カード記入事項の変更は毎年１月１日及び７月１日現在で前半年分を報告する。

４　公証役場検閲報告書中「施設」の欄は削除する。

（通達）公証人に関する監督事務等を適正に行なうため，別添の「公証人役場関係カード」（以下単に「カード」という。）を作成したから，左記要領に

より所定事項を記入して送付されたい。

なお，カード記入のための調査にあたっては，特殊な目的を持つものではない旨を公証人に伝え，協力を得るよう配慮されたい。

おって，カードは秘扱とされたい。

１　カードの記入に際しては，昭和37年１月１日現在の状態を記入し，同年同月末日までに当局あて送付すること。

２　カードの記入事項中の変更は毎年１月１日及び７月１日において前半年分を取りまとめ，その月の末日までに，法務局経由で報告すること（報告は変更事項のみ適宜の様式ですること）。

３　カードの作成部数は１個の公証人役場について法務局２部，地方法務局３部とし，うち１部をそれぞれの庁に保管し，法務局は管内地方法務局の分１部を保管し，管内分をとりまとめて送付すること（カードは法務局，地方法務局において保管する部数を含めて貴局あて発送する。）

４　カードは，各公証人役場単位に作成するものであり，各公証人単位で作成するものではない。例えば，公証人３人が同一場所の公証人役場で執務している場合にはカードは１通作成すれば足りる。

また，１個の合同役場でも二つ以上の場所に公証人役場がある場合にはカードは各別に作成すること。

５　カードの各記入事項中注意すべき点は，次のとおりである。

役　場　名……法令上の名称ではなく，例えば霞ヶ関公証役場，王子公証役場，浜松町公証役場等のように従来から現在にかけて称せられている名称がある場合にそれを記入すること。

周囲の状況及び火災の危険……例えば「官庁ビル街の一隅にあり，火災の危険は少ない。」等簡単に周囲の状況及び火災の危険性等を適宜記入すること。

公証人氏名……その役場に執務している公証人全員を記入すること。

書　記　数……その役場に勤務している書記全員の数を記入すること。合同役場の場合において公証人が各別に書

記を雇傭している場合でも，それらの書記全員の数を記入すること。

役場設置年月日(A)…沿革的にその役場が創設された日を記入すること。現在の役場所在の場所についてみるのではなく，その公証人役場としての人的物的設備が開設された時期すなわち当初任命された公証人が役場を設置した年月日を記入すること。明確な年月日が不明であるならば「明治末期」というような記載でもさしつかえない。

役場設置年月日(B)…現在の場所に役場が設置された年月日を記入すること。その場所についてみるのであり，新設であろうと移転であろうとその理由を問わない。

役場建物の構造，坪数…その役場の存する建物全体について記入すること。表現の方法は建物登記簿表題部の記載に準ずること。

役場建物内事務室の坪数…事務室には控室を含めて計算すること。

事務室の狭隘度……該当事項を○でかこむこと。

宿直者の公証人に対する関係…例えば「書記，役場建物の所有者または管理人」等のようにその者の公証人に対する関係を簡単に記入すること。

役場建物所有者氏名…役場建物の私的所有権者の氏名を記入すること。合同役場の場合で構成員の共有となっている場合には共有者全員の氏名，構成員中の一部の者が所有している場合にはその者の氏名を記入すること。

建物所有者の公証人に対する関係…右の役場建物所有者の公証人に対する関係で，例えば「公証人本人，前公証人，前公証人の遺族，知人，親せき，不動産業者」等簡単に記入すること。

合同の有無……経済合同，役場合同を問わず，合同役場が設置されているか否かその有無を記入すること。

合同役場構成員氏名…カードに記載されている役場を包含する合同役場がある場合には，その全構成員を記入すること。ただし東京法務局所属公証人のようにその全員で合同役場が構成されている場合には「東京法務局所属公証人全員」と記入すれば足りる。

合同の形態……収支及び役場について合同の形態を簡単に記入すること。収支については例えば「収支全部合同」「収支$\frac{1}{2}$合同」というように，役場については役場を共にしている公証人の氏名を記入すること。

合同役場構成物中構成員の共有物…この場合の合同役場及び合同役場構成員は，例えば，東京法務局所属公証人全員によって構成される東京公証人合同役場についてみるのではなく，霞ヶ関公証役場とか世田谷公証役場というような各役場単位についてみるのである。その役場構成員が共有している物，例えば「役場建物，役場敷地，事務用器具，積立金」等があれば，それらの物を簡単に記入すること。

共有物についての各構成員の持分…右の共有物について各構成員の持分を，例えば「甲公証人$\frac{2}{3}$乙公証人$\frac{1}{3}$」というように記入すること。個々の物について各構成員の持分が異なる場合にはそれぞれの物について記入すること。

倉庫が役場と離れている場合はその場所及び役場との距離…倉庫が役場と離れている場合とは，役場建物と別棟であるか否かを問わず，倉庫が役場と同一の敷地内にない場合をいう。

備　　考……その他役場，倉庫について公証事務監督上参考となる事項があれば，それを記入すること。

予　備　欄……各相当欄に記入しきれない場合予備欄中に当該相当欄の表題を記載した後相当欄から継続して記入

すること。

各相当欄の記入事項に変更が生じた場合相当欄中変更された部分を朱まつし，予備欄中に当該相当欄の表題を記載した後変更の記入をすること。右の各記入をした場合には相当欄の各区分に準じ実線又は点線を引いておくこと。

そ　の　他……予備欄以外の各個について記入する事項がない場合は斜線を引いておくこと。

6　昭和31年1月30日付民事甲第168号本職通達のうち別紙公証役場検閲報告書（略）中「施設」の欄は昭和37年1月1日以降削除する。

ただし，当分の間従来の印刷用紙を利用してさしつかえない。

（別添）

表

秘

公証人役場カード

法務局 地方法務局		役場名
役場所在地		
周囲の状況及び火災の危険		
公証人氏名		書記数
役場設置年月日（A）	役場設置年月日（B）	
役場建物の構造，坪数		
役場建物内事務室の坪数	事務室の狭隘度 余裕が十分ある　適当　狭い　非常に狭い	
公証人居住の有無	公証人通勤の場合は宿直者氏名	宿直者の公証人に対する関係
役場建物所有者の氏名	建物所有者の公証人に対する関係	
役場所在土地所有者氏名	土地所有者の公証人に対する関係	
合同の有無	合同役場構成員氏名	
合同の形態		
合同役場構成物中構成員の共有物		
共有物についての各構成員の持分		

昭和　年　月　日　記入

裏

倉庫の有無	倉庫に収容されている簿冊数	倉庫のない場合は書類の保管方法
倉庫の構造，坪数		
役場と同一棟か別棟か	倉庫の狭隘度 余裕が十分ある　適当　狭い　非常に狭い	
倉庫が役場と隔れている場合はその場所及び役場との距離		
備考		
予備欄		

2　公証人役場関係カードについて

（昭37.6.16民事（一）発337号法務局長・地方法務局長あて民事局第一課長依命通知）

（要旨）公証人役場関係カードの変更事項記入要領

（通知）本年１月10日付民事秘第１号民事局長通達に基づき作成された公証人役場関係カードは同通達第２項により７月１日現在で過去半ヶ年間の変更事項の記入がなされることになるが，その記入及び本省宛報告については左記に留意されたい。

記

1　カードへの記入については前記通達第５項予備欄の説明によられたい。

2　カードの予備欄が満たされた場合は，適当な上質白紙をカードに連綴し予備欄として使用されたい。

3　変更事項の報告は，例えば「公証人氏名欄中甲野一郎とあるのを乙野二郎に変更」というように，本来の相当欄とその記載事項及び変更後の事項を掲げてなされたい。

4　既に記載されている事項中に誤りがあることを発見した場合はカードを訂正の上，「○○欄中○○とあるのを××に更正」というように報告されたい。

5　公証人役場関係カードが不足する場合は連絡あり次第送付する。

3　公証人法施行規則の一部改正について

（昭47.3.31民事甲1386号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（通達）公証人法施行規則の一部を改正する省令（別紙〈略〉参照）が本日公布され，４月１日から施行されることとなった。

ついては，左記事項に留意して遺憾のないように期するとともに，１及び２については，所属公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

１及び２　略

3　第46条の改正に伴い法務局及び地方法務局においては，管轄区域内の公証人会の役員名簿を備えつけ，これに役員の役職，氏名及び就職又は

退職の年月日を記載し，その異動を把握すること。

第８章　統計報告

１　公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件

（昭24.5.30民事甲1282号各司法事務局長あて民事局長通達）

（通達）公証事務に関しては，公証人法等の一部改正並びに公証人審査会令，公証人身元保証金令，公証人法施行規則及び確定日附簿及び日附印章調製規則の制定により本年６月１日より相当広範囲に改正されることとなったから，その取扱については，右諸法令の外，左記に準拠し，万遺憾なきを期するとともに，所属公証人に対してもその周知徹底を図られたい。

右通達する。

記

１から13まで　略

14　法務局長又は地方法務長は，公証人又はその職務を行う法務府事務官をして，附録様式（略）により毎月10日までに前月分の事務一覧月表を，毎年１月末日までに前年分の事務一覧表を各２通調製の上提出させ，その１通を速かに当庁に送付すべきこと。なお，公証人の代理者，兼務者，後任者又は公証人法第71条第１項の規定により書類の引継を命じられた者があるときは，年表又は月表は，これらの者をして提出させること。

15から17まで　略

２　公証事務の取扱方に関する件

（昭26.12.7民事甲2372号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（通達）標記に関しては，従来昭和24年５月30日附民事甲第1282号通達（公証人法の改正に伴う公証事務取扱方に関する件）に基き取り扱われて来たが，今後は更に，左記によることとしたから，その取扱について遺憾のないように期するとともに，所属公証人に対してもその周知徹底を図られたい。

記

1　昭和24年５月30日付民事甲第1282号通達第14項所定の附録様式（公証事務一覧月（年）表）を別紙（略）のとおり改め，昭和27年度以降の月表及び年表は右様式によって調整すること。

2　法務局若しくは地方法務局の長又はその命令を受けた法務府事務官は，公証人法施行規則第39条に基き公証人の執務状況を調査する際，右の公証事務一覧月（年）表の調製が正確になされているか否かを併せて調査すること。

3　本年10月分の月表は，同月９日以前の分と10日以後の分につき各別に作成し，前者については従前の様式により，後者及び11，12月分の月表については，従前の様式中法律行為の目的物価額の欄を改正後の公証人手数料規則（昭和26年９月29日政令第311号）第２条に掲げる「法律行為の目的の価額」の区分に従って修正を加えた上，これを調製させること。又，本年度年表は，１月乃至９月分及び10月分中同月９日以前の分を集計したものを従前の様式により，10月分中同月10日以後の分及び11,12月分を集計したものを従前の様式に右掲の修正を加えたものにより，各別に調製させること。

なお，従前の例に徴すると月表の累計と年表との事務取扱件数及び金額に著しい差異のあるものが多いから，月（年）表の正確な調製につき貴管下公証人に注意を促されたい。

3　公証事務一覧月（年）表の様式について

（昭36.8.18民事甲2058号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）公証人手数料規則の一部改正（昭和36年）に伴う公証事務一覧月（年）表の様式改正

（通達）公証人手数料規則の一部を改正する政令（昭和36年政令第270号）の施行にともない公証事務一覧月（年）表（昭和26年12月７日民事甲第2372号民事局長通達参照）中左記の点を改正するから，この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取りはからわれたい。

記

1　公証事務一覧月（年）表事件欄中

（改正内容略）

件数欄及び収入欄をこれに対応するように改めること。

2　月表については，昭和36年８月分から１項の改正様式により調製すること。

3　年表については，昭和36年１月乃至７月分を集計したものを従前の様式により，同８月乃至12月分を集計したものを１項の改正様式により各別に調整すること。昭和37年以降は１項の改正様式によること。

4　公証事務一覧月（年）表総括表について

（昭36.12.21民事甲3182号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）1　「本局，支局管内別公証事務取扱事件数等一覧表」には法務事務官の取扱事件も記入する。

2　公証事務一覧月（年）表関係書類はすべて法務局経由で進達する。

（通達）標記については昭和33年１月８日付法務省民事甲第３号当職通達によって処理されているが，昭和36年分年表及び昭和37年１月分月表から左記要領により処理されたい。

記

1　「本局，支局管内別公証事務取扱事件数等一覧表」において，法務事務官が公証事務を取り扱う支局がある庁については，その支局に関する区分，現在員，総取扱件数，総収入金額，一人平均取扱件数，一人平均収入金額及び備考の各個の記入はすべて朱書とすること。なお，その支局に関する現在員欄は１と記入すること。また同表の計は，公証人取扱分の計，法務事務官取扱分の計及びそれらの総計三つとすること。なお，法務事務官取扱分の計については朱書とすること。（別紙第１様式〈略〉参照）

2　「本局，支局管内別公証事務取扱事件数等一覧表（年分）」作成の際は，一人平均収入金額を前年の一人平均収入金額と比較し前年分を100とした百分率（小数点以下１位まで算出。）で備考欄へ表示すること。

3　法務局においては，地方法務局におけると同様その直轄管内について「本局，支局管内別公証事務取扱事件数等一覧表」を作成するほか，法

務局全管内（地方法務局を含む）について別紙第２様式（略）の「法務局管内公証事務取扱事件数等一覧表」を作成すること。

4　公証事務一覧月（年）表関係書類については，すべて法務局を経由し，法務局においてとりまとめ，できる限りすみやかに当庁に送付すること。

5　従来，公証事務一覧月（年）表関係書類の件数及び収入等について誤った数字を挙げている庁があるが，右一覧表の利用上の重要性にかんがみ今後検算を徹底し正確を期せられたい。

6　公証事務一覧月（年）表関係についての従来の通達を参考までに別紙第３（略）のとおり掲げる。

5　公証事務一覧月（年）表の様式について

（昭47.8.10民事甲3490号民事局長通達）

（通達）標記については，昭和26年12月７日付民事甲第2372号および昭和36年８月18日付民事甲第2058号各当職通達により定められているところであるが，その後における運用状況等を考慮し，これを別紙様式（以下「改正様式」〈略〉という。）のとおり改めることとしたから，左記事項に留意のうえ，その取扱いに遺憾のないよう貴管下公証人および公証事務を取扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

1　改正様式による月表は，本年９月分から調製すること。

2　昭和47年度年表は，改正様式により調製すること。なお，右年表の企業担保権の設定・変更欄に計上すべき件数および手数料ならびに法律行為の種別中「交換」，「雇傭」，「寄託」の各欄に計上すべき件数は，本年９月分から12月分までの月表に計上した件数および手数料を集計したものを記載してさしつかえない。

3　企業担保権の設定・変更欄には，企業担保権の設定または変更を目的とする契約（企業担保法第３条参照）についてのみ，当該契約の目的価格による区分を顧慮することなく計上すること（（旧）公証人手数料規則第13条ノ２参照）。したがって付随の法律行為が企業担保権の設定を目的とする契約である場合には，本欄には計上せず，主たる法律行為の

目的価格に応じて各該当欄に記載すること（（旧）公証人手数料規則第13条ノ３参照）。

4　正本謄本交付欄には，公正証書の正本，謄本，同附属書類の謄本のみならず，定款およびその附属書類の謄本の交付件数（枚数の記載は要しない。）をも含めて計上すること（公証人手数料規則第24条参照）。

5　閲覧欄には，証書原本および定款ならびにそれらの附属書類の閲覧件数を計上すること。

6　日当・旅費欄には，当月（年）中に公証人の受けた日当および旅費の総額を記載すること。

7　「法律行為の種別」について

(1)　従来の例によれば，本欄に記載される種類別事件数は必ずしも正確とはいえない面があったが公証人の取り扱う法律行為の種類別事件数は重要な資料価値を有するものであるから，本欄の記載には正確を期するよう配意すること。

(2)　いわゆる混合契約については，これを構成する主要な契約の内容によって区分し，該当する契約類型の欄に１件として計上すること。なお，契約の内容に主従の区別をすることが不可能なものについては，「その他」欄に計上すること。

(3)　商法上の特殊な典型契約（交互計算，匿名組合，運送，商事寄託，保険），および無名契約は「その他」欄に計上すること。

8　備考欄の記載事項について

備考欄は，各事項欄の記載を補充するものであるから，左に例示する事項を記載する等この欄の効果的活用には，充分配意すること。

（例）(1)　その他欄に記載した事項の内容およびその件数

(2)　（旧）公証人手数料規則第13条各号に列挙する証書の内訳，件数

(3)　病床執務加算（（旧）公証人手数料規則第27条）の件数，手数料

9　従来，月（年）表の提出後，その記載の訂正申出をする例が多いが，検算，点検を徹底し，記載の正確を期せられたい。

6　公証事務一覧月（年）表の様式について

（昭49.6.17民一3432号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（通達）公証人手数料規則の一部を改正する政令（昭和49年政令第201号）の施行に伴い，標記様式（昭和47年８月10日民事甲第3490号通達参照）の一部を左記のとおり改め，月表については本年７月分から，年表については昭和50年分から適用することとしたので，貴管内公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

なお，従前の様式による用紙については，所要の修正を加え，当分の間使用することとして差し支えない。

記

事件の種類欄中法律行為の目的価格のうち「10万円まで」，「20万円まで」及び執行文の付与の区分「10万円以下」，「10万円超過」を削り，件数及び手数料欄をこれに対応するように改める。

7　公証人法の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて

（昭55.9.24民一5770号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（通達）民事執行法（昭和54年法律第４号）の施行及び民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和54年法律第５号）による公証人法（明治41年法律第53号）の一部改正に伴い，公証人手数料規則（明治42年勅令第174号）及び公証人法施行規則（昭和24年法務府令第９号）の一部が本年10月１日から改正されることとなったが，これに伴う公証事務の取扱いについては，左記の点に留意し，事務処理に遺憾のないよう，貴局所属公証人及び公証事務を取扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

第１　執行証書の正本等の送達

１　公証人法（以下「法」という。）第57条ノ２の新設により，執行証書の正本若しくは謄本又は民事執行法第29条後段の執行文及び文書の謄本（以下「執行証書の正本等」という。）の送達は，郵便又は最高裁判所規則の定める方法によるものとされ，そのうち郵便による送達は，申立てにより公証人がすることとなった。これに伴い執行証書の

正本等の送達手数料についての規定（公証人手数料規則（以下「手数料規則」という。）第23条ノ２第１項及び送達に必要な郵便料についての規定（法第７条第１項，手数料規則第28条ノ２））が新設され，公証人は送達事務に係る手数料等を受けることができることとなった。

２から５まで　略

第２　送達証明

公証人が送達事務を取り扱うこととなったことに伴い，その送達又は不送達の事実を証明する必要があるため，新たに公証人において送達に関する証明書の発行事務を行うこととなり，その手数料は，１件，すなわち受送達者１名につき100円とされた（手数料規則第23条ノ２第２項）。

第３及び第４　略

第５　執行文の再度付与等

１　執行証書に係る執行文の再度付与等は，従来，裁判所の許可を必要としていたが，民事執行法の施行に伴い，執行証書に係る執行文の再度付与等をすべきかどうかは，公証人が独自に判断して行うことができることとなった（同法第28条）。

なお，再度付与等の申立てがあった場合の手数料については，同一機会の申立てである限り，加算額は，通数にかかわらず，１,000円である（手数料規則第23条ただし書）。

２　略

第６　公証事務一覧月（年）表

公証人手数料規則の一部が改正されたことに伴い，公証事務一覧月（年）表の様式（昭和52年７月25日法務省民一第3733号通達）を別紙（略）のとおり改める。

なお，改正前の様式による印刷済みの用紙がある場合には，その用紙中執行文の付与及び正本謄本交付に係る事件の種類，件数及び手数料の各個をそれぞれ上下２段に区分し，前者の上段から執行文の付与，送達，送達証明，正本謄本交付の順に所要事項を計上する等，所要の修正を加えた上これを使用して差し支えない。

おって，郵便料については，本表への計上は要しない。

8　公証事務一覧月（年）表の様式の改正について

（昭57.2.20民一1534号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（通達）公証人手数料規則が改正され，2月1日から施行されたことに伴い，公証事務一覧月（年）表の様式（昭和55年9月24日法務省民一第5770号通達）を別紙（略）のとおり改めることとしたので，貴局所属公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

なお，従来の様式による公証事務一覧月（年）表の用紙は，所要の変更をした上で使用して差し支えなく（昭和57年1月18日法務省民一第284号通達），また，昭和57年の公証事務一覧年表の作成に当たっては，1月分については，従来の様式による区分に従い計上すれば足りる。

9　建物の区分所有等に関する法律の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて

（昭58.11.10民一6100号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）建物の区分所有等に関する法律の一部改正等に伴う公証事務取扱上の留意点

（通達）建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律（昭和58年法律第51号）の施行に伴い，公証人手数料規則（明治42年勅令第174号）の一部が明年1月1日から改正されることになったが，これに伴う公証事務の取扱いについては，左記の点に留意し，事務処理に遺憾のないよう配意されたい。

おって，この旨を貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

第1から第3まで　略

第4　公証事務一覧月（年）表

1　公証人手数料規則の一部改正に伴い，公証事務一覧月（年）表の様式（昭和55年9月9月24日法務省民一第5,770号通達）を別紙〈略〉のとおり改める。

建物専有部分の個数又は建物の棟数により手数料を算定すべきものについては，公証人手数料規則第13条ノ4第1項又は第2項の専有部分の個数又は建物の棟数の区分ごとの内訳を同表の備考欄（又は別紙）に記載するものとする。

2　改正前の等式による印刷済みの用紙がある場合には，その用紙中の備考欄又は別紙に「規約証書」の欄を設ける等所要の修正を加えた上，これを使用することは差し支えない。

10　公証事務一覧月（年）表に記載する件数の計上方法について

（昭63.2.29民一1057号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）公証事務一覧月（年）表に計上する数個の法律行為の計上方法の統一

（通達）標記月（年）表については，昭和57年2月20日付け法務省民一第1534号当職通達によって様式が定められているが，従来，数個の法律行為について1通の公正証書を作成した場合における月（年）表に記載する件数の計上方法が明定されておらず，その取扱いが区々の実情に為ることにかんがみ，下記取扱いに統一することとしたから，この取扱いに遺憾のないよう貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

1　件数は，遺言公正証書の場合を除き，手数料徴収の対象となる法律行為の数によって計上すること。

2　遺言公正証書の件数については，法律行為の数にかかわらず，公正証書作成件数によって計上すること。

なお，1通の遺言公正証書が複数の法律行為を含む場合における件数に計上しない重複分については，手数料額が適正に徴収されているか否かを審査する必要等にかんがみ，その重複分の件数を目的価格に対応する件数欄の左余白に，外数としてかっこ書で記載すること。

11　公証事務一覧月（年）表の様式の改正について

（昭63.3.28民一1830号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）公証事務一覧月（年）表の様式

（通達）公証人手数料規則の一部が改正され，本年４月１日からから施行されることに伴い，標記様式（昭和58年11月10日法務省民一第6100号通達）を別紙（略）のとおり改めることとしたので，貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

なお，従来の様式による公証事務一覧月（年）表の用紙は，所要の変更をした上で使用して差し支えなく，また，昭和63年における公証事務一覧年表の作成に当たっては，１月から３月分は，従来の様式による区分に従い計上すれば足りる。

12　公証人手数料令の制定及び公証人法施行規則の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて

（平5.7.22民一5153号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）公証人手数料令の制定に伴う公証人手数料の取扱上の留意事項

（通達）公証人手数料規則（明治42年勅令第174号）の全部を改正する公証人手数料令（平成５年政令第224号），公証人法施行規則の一部を改正する省令（平成５年法務省令第28号）及び公証人手数料規則第14条の横書の証書の様式を定める省令の一部を改正する省令（平成５年法務省令第29号）が本年８月１日から施行されることになったが，これに伴う公証事務については，下記の点に留意し，事務処理に遺憾のないよう配意されたく，貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

第１及び第２　略

第３　公証事務一覧月（年）表

１　令の制定に伴い，公証事務一覧月（年）表の様式（昭和63年３月28日法務省民一第1830号通達）を別表のとおり改める。

なお，改正前の様式による印刷済みの用紙がある場合には，その用紙中の備考欄等に所要の変更をした上で使用して差し支えない。また，平成５年における公証事務一覧年表の作成に当たっては，１月分から７月分までは，従来の様式による区分に従い計上すれば足りる。

２　同表で改められた点は，令の改正に伴う事件の種類名の表示・計上

欄の位置・区分の変更及び新設された加算に関する欄の新設であるが，件数及び手数料の計上については，従前の取扱いと同様である。なお，同表中，新設された加算の件数欄に係る（　）内には，従前の取扱いと同様にその件数を内数で記載する。

３　本年８月分の公証事務一覧月表については，令又は手数料規則の適用（令附則第２項）ごとに，各別に作成する。

なお，手数料規則の例によって徴収した手数料等について作成した月表には，同表右上部の適宜の箇所に，「（手数料規則適用分）２／２」と表示し，令に基づいて徴収した手数料等について作成した月表については，同表上部の適宜の箇所に「１／２」と表示する。

別表

公証事務一覧月(年)表 (平成　年　月分)				公証人	法務局所属	
事件の種類			件数	手数料	法律行為の種別 種類	件数
法律行為	目的価格	100万円まで		円	贈与	件
		200万円まで			売買	
		500万円まで			交換	
		1,000万円まで			消費貸借	
		3,000万円まで			賃貸借	
		5,000万円まで			使用貸借	
		1億円まで			雇傭	
		3億円まで			請負	
		10億円まで			委任	
		10億円超過			寄託	
		価額算定不能			組合	
	委任状				和解	
	遺言加算		( )		遺言	
	企業担保権	設定			債務確認	
		変更			保証委託	
	為契約証書	設定・変更			その他	
		変更(のもの)			担保加算	( )
		廃止			計	
	小計				備考	
	超過枚数		枚		契約証書の内訳	
	計					
法律行為でない事実			件			
秘密証書遺言						
受取書・拒絶証書						
休日等執務加算			( )			
病床執務加算			( )			
認証			( )			
外国文の認証加算						
謄事録等の認証						
定款認証						
執務の中止等						
確定日付						
信託財産の表示						
執行文の付与						
送達						
送達証明						
正本謄本交付						
閲覧						
その他						
合計						
(日当・旅費)				円		
総計				円		

第９章　法務事務官が取り扱う公証事務

１　裁判所ニ於テ公証事務ヲ取扱フ場合ニ関スル諸件

（明42.7.15甲府地裁所長照会）

（明42.8.3民刑758号民刑局長回答）

（要旨）法務局若しくは地方法務局又はその支局において公証事務を取扱う場合には，

1　施行規則第19条，第８条の諸帳簿，用紙には単に某法務局若しくは地方法務局又はその支局と記載すること。

2　施行規則第２条は適用されない。

3　法務事務官の印は現に使用する職印を使うこと。

4　法務事務官の署名する場合は単に法務局又は支局名を肩書きすること。

5　確定日附の事務は登記所としてすること。

6　事務に支障があるときは出張を拒むことができる。

7　施行規則第42条の納付書の様式は監督官が便宜一定すること。（計算書は規則第19条参照）

8　施行規則第31条の掲示は要しない。

9　兼務者が兼務の事務について本務の番号を記載して来た場合，承継庁は兼務者が前任者から引継を受けた文書のみ引継を受け，その番号を追って記載すること。

（照会）公証人法実施ニ付テハ尚ホ委細ノ手続御制定ノ事ト被考候得共差当リ公証人ノ希望者ナキノ故ヲ以テ裁判事務ヲ取扱ハサル区裁判所ノ書記ヲシテ之ヲ取扱ハシメ候場合ニ関シ左ノ諸点疑義ニ渉リ候ニ付準備ノ都合モ有之候条至急何分ノ御指示相成度此段及請訓候也

1　公証人法施行細則第16条ノ諸帳簿ノ表紙ニ記載スヘキ役場名義ハ某地方裁判所所属某区裁判所トスヘキヤ

2　同細則第９条ニ依ル用紙モ前項同様ノ名義ヲ刻スヘキヤ

3　表札ノ寸法及名義記載方（施行細則３条（現施行細則第２条））

4　書記ノ職印ニモ氏名ヲ刻スヘキヤ

5　書記ノ署名スル場合ハ単ニ区裁判所名ヲ肩書スヘキヤ又ハ公証人法第23条ノ所属及役場所在地ヲ記スヘキヤ

6　公証人法ニ依ルモノトシテ特ニ確定日附印及日附簿ヲ設クヘキヤ

7　書記１名在勤ノ庁ニテハ出張ヲ拒ムコトヲ得ルヤ又ハ其時々書記ノ代理者ヲ差向クヘキカ

8　施行細則第32条（現施行規則第42条）ノ納付書及ヒ手数料規則第36条（現施行規則第19条）ノ計算書ノ様式

9　同細則第26条（現施行規則第31条）ノ掲示ハ区裁判所ニ於テモ要スルヤ

10　兼務者カ前任者ヨリ文書ノ引継ヲ受ケタル以後本務ト兼務トノ区別ヲ為サス従来ノ本務番号ヲ追フテ記載シ来リタル場合承継庁ハ兼務者カ前任者ヨリ引継ヲ受ケタル文書ノミノ引継ヲ受ケ其文書ノ番号ヲ追ヒ記載可然哉

（回答）本月15日付日記第1215号請訓裁判所職員ヲシテ公証事務ヲ取扱ハシムル場合ノ疑義ニ関スル件ハ左ノ通リ思考致候

1　単ニ某区裁判所ト記載スヘシ

2　前項ニヨリ承知セラレタシ

3　施行細則第３条（現施行規則第２条）ノ規定ハ公証人ノ職務ヲ行フ区裁判所ニハ其適用ナシ

4　現ニ使用シ居ル職印ヲ用ヰシムヘシ

5　前段貴見ノ通

6　公証人ノ職務ヲ取扱フ区裁判所ト雖モ確定日附ノ事務ハ登記所トシテ之ヲ為スヘキモノトス

7　庁内ニ於ケル事務ノ進行ニ妨アル場合ニ於テハ出張ヲ拒ムコトヲ得ヘシ

8　納付書及計算書ノ様式ハ監督官ニ於テ便宜之ヲ一定スルヲ相当トス

9　区裁判所カ公証人ノ職務ヲ行フ場合ニ於テハ施行細則第26条（現施行規則第31条）ノ掲示ヲ要セス

10　貴見ノ通

2　裁判所カ公証事務ヲ取扱フ場合ノ印鑑ニ関スル件

（明42.8.5大津地裁所長照会）

（明42.8.18民刑894号民刑局長回答）

（要旨）法務局において公証事務を取扱う場合には法第21条（印鑑差出）を準用しない。

（照会）公証人法第８条ニ依リ判事又ハ書記カ公証人ノ事務ヲ取扱フ場合ニハ同法第21条ハ準用スヘキモノニアラサルヤ

（回答）貴見ノ通

3　休日又ハ夜間ノ事務取扱ニ関スル件

（明42.8.5大津地裁所長照会）

（明42.8.18民刑894号民刑局長回答）

（要旨）法務局が公証事務を取扱う場合にも，急迫の場合は休日又は夜間でも嘱託に応ずることを要する。

（照会）公証人ハ急迫ナル場合ニハ休日又ハ夜間タリトモ嘱託ニ応スヘキモノト思考ス区裁判所ニ於テ公証人ノ職務ヲ行フ場合ニモ同様之ニ応スルコトヲ要スルヤ

（回答）貴見ノ通

4　代理ヲ命スル場合ニ関スル件

（明42.8.20長野地裁所長照会）

（明42.10.7民刑970号民刑局長回答）

（要旨）代理期間の長短だけで，法第８条によるか法第64条によるかを定めるべきではない。

（照会）１　略

２　同一管轄内ニ公証人アラスシテ代理ヲ為スヘキモノナキトキハ隣接スル区裁判所ノ管轄区域内ノ公証人ニ代理ヲ嘱託シ又ハ代理ヲ命シ得ヘキモ代理ヲ為スヘキ期間永キモノト認ムル場合ニハ第８条ニ依リ区裁判所ニ於テ

職務ヲ行フコトヲ得ルヤ

（回答）１　略

２　公証人職務ヲ行フコト能ハサル場合ニ代理ヲ嘱託セス又ハ之ヲ嘱託スルコト能ハサルトキハ第64条第１項ノ適用ヲ先ニスルヲ相当トス然レトモ同条項ヲ適用スルコト能ハス又之ヲ適用スルヲ相当ナラスト認ムル場合ニ於テハ第８条第１項ニ依ル告示ヲ求ムル為メ詳細ナル事由ヲ具シテ上申セラルヘシ代理セラルル期間ノ長短ノミヲ以テ第８条ニ依ルト第64条ニ依ルトヲ定ムヘキモノニ非ス

5　裁判所公証事務ヲ行フ場合ノ署名等ニ関スル件

（明42.8.3岐阜地裁所長照会）

（明42.8.24民刑875号民刑局長回答）

（要旨）１　法務局において公証事務を取扱う場合の署名は，単に某法務局若しくは地方法務局又は支局法務事務官氏名と記載する。

２　手数料規則第36条（現手数料令第４条第２項）（計算書の交付）は前項の場合に準用される。

（照会）１　公証人法第８条ニ依リ区裁判所ニ於テ公証事務ヲ取扱フ場合ニ於テ署名ヲ要スルモノニハ某地方裁判所所属公証事務取扱某区裁判所判事氏名ト記載スヘキモノナルヤ

２　前項ノ場合ニ於テ判事ノ差支ニ依リ書記ニ於テ取扱フトキハ判事代理ト記載スヘキヤ又ハ書記ハ当然ノ取扱者トシス代理ト記載スヘキニアラサルヤ

３　１項ノ場合ニハ公証人手数料規則第36条（現手数料令第４条第２項）ハ適用ナキモノト心得可然哉

（回答）１　単ニ某区裁判所判事氏名ト記載スヘキモノトス

２　後段貴見ノ通

３　公証人手数料規則第36条（現手数料令第４条第２項）ハ公証人ノ職務ニ関スル規定ナルニ付公証人法第８条ニ依リ公証事務取扱ノ区裁判所ニ之ヲ準用スヘキモノトス

（同旨）裁判所ニ於テ公証事務ヲ取扱フ場合ハ単ニ某区裁判所判事氏名又ハ某

区裁判所書記氏名ト記載スヘキモノトス（明42.8.5大津地裁所長問，明42.8.18民刑第894号民刑局長回答）

6　裁判所ノ公証事務取扱開始ニ関スル件

（明42.8.24盛岡地裁所長照会）

（明42.9.6民刑987号民刑局長回答）

（要旨）公証人の職務を行わせる法務局若しくはその支局については，法務大臣が法務局長又は地方法務局長の具申に基づき告示する。

（照会）公証人法第８条ニヨリ区裁判所ヲシテ公証人ノ職務ヲ行ハシメラルル場合ハ其箇所ヲ指定シ一般ニ公示セラルルモノト思考候処未タ其公示無之右ハ特ニ其箇所ヲ取調具申ヲ要スル義ニ候哉準備ノ都合モ有之候間折返シ御回示ヲ煩シ度此段御照会候也

（回答）客月24日附日記第3492号ヲ以テ御照会相成候件公証人ノ職務ヲ行ハシムル区裁判所ハ当該地方裁判所長ノ具申ニ基キ必要止ムヘカラサルモノニ付之ヲ選定シ且経費ヲ要スル箇所ニ付テハ之ヲ要求シタル上順次其告示アルヘク公証人法第８条第１項ノ条件具備スルニ於テハ此際其総テノ区裁判所ヲシテ公証人ノ職務ヲ行ハシムル次第ニ無之儀ト存候此段及回答也

7　公正証書原本滅失ニ関スル件

（昭20.8.25中545号松山地裁所長照会）

（昭20.10.4民事甲440号民事局長回答）

（要旨）法務局保管にかかる公正証書の原本が滅失した場合には，適宜法務局の掲示場に掲示する等一般公証人の例に準じ処理すべく，又確定日附簿が滅失した場合には，原則として右の措置をとる必要がない。

（照会）当管内今治区裁判所ニ於テ公証事務取扱中ノ処前公証人長井好市ヨリ引継キタル公正証書原本及確定日附簿全部戦災ニ因リ昭和20年８月６日焼失シタルニ付同公証人ノ作成ニ係ル公正証書ノ正本又ハ謄本ヲ有スル者及同公証人役場ニ於テ確定日附ヲ付シタル私署証書ヲ所持スル者ハ昭和21年５月５日迄ニ差出スヘキ旨ノ告示相成度候

追テ今治区裁判所ニ於テ公証人ノ職務取扱開始以来取扱事件無之ニ付申添

候

（回答）８月25日付中第545号ヲ以テ上申ニ係ル標記ノ件公正証書ニ付テハ官報ニ依ル告示ハ適当ナラサルニ付貴庁掲示場ニ掲示スル等一般公証人ノ取扱ニ準シ適当御処理相成度確定日附簿ニ付テハ特ニ必要ナキ限リ斯ル処置ニ及ハサル儀ト思料候左様御承知相成度此段及回答候也

8　公証人の職務を行う地方法務局又は支局に納付させる日当旅費について

（昭25.4.18釧総244号釧路地方法務局長照会）

（昭25.4.26民事甲1126号民事局長回答）

（要旨）公証事務を取り扱う法務局又は支局に納付させる日当旅費は公証人手数料規則第29条による。

（照会）公証人法施行規則第42条の規定により地方法務局又は支局に勤務する法務府事務官が公証人の職務を行う場合その日当及旅費を収入印紙で納付させるその額は，

１　公証人手数料規則第29条の額によるべきか。

２　内国旅費規則の額によるべきか。

の何れによるべきか，何分の御指示を願い度御伺い致します。

（回答）本月18日付釧総第244号で照会のあった標記については，公証人手数料規則第29条及び公証人の手数料等の増額に関する勅令第６条の規定（昭和21年勅令第280号）（廃止）によるべきである。なお，その取扱については，別紙（略）訓令及び会計課長通達を参照されたい。

9　法務局で取り扱う公証事務について

（昭25.11.25函館地方法務局長照会）

（昭25.12.13民事甲3186号民事局長回答）

（要旨）１　公証人の職務を行う法務事務官の印は現に使用している職印を用いる。

２　公証事務取扱用紙は取扱庁の印刷のある丈夫な用紙を用いる。

３　公正証書作成の際の署名様式は何地方法務局法務事務官何某とする。

（照会）11月18日附民事甲2992号を以て，当局の管轄区域内における公証事務

について来る12月１日から，当局に勤務する法務府事務官をして，公証人の職務を行わせることとなった旨の御通知がありましたが，その取扱につき，左記事項に疑義を生じて居りますから，何分の御指示方御願い致します。

記

１　公証人法第８条の規定により，公証人の職務を行う法務府事務官の使用する印鑑の様式は函館地方法務局法務府事務官印（総理府令第40号の公印の寸法）にて差支えありませんか。

２　公正証書その他の書面を作成する用紙は，公証人法施行規則第８条の規定のものによるべきでしょうか。或は取扱庁の印刷ある用紙を使用すべきや。

３　公正証書作成する場合に於て署名する記載様式は函館地方法務局法務府事務官にて差支えなきや。

４　当局管轄区域の公証人定員２名のところ，現在１名欠員で，現公証人が兼務をして居りますが，法務府事務官が職務を行う場合，前公証人の兼務していた公証人の作成した原本の正本謄本を作成する場合の末尾署名様式。

（回答）客月25日付を以て貴局より照会のあった標記に関しては，左記のように考える。

記

１　法務府事務官の印は現に使用している職印を用いること。

２　後段貴見のとおり。但し，丈夫な用紙を使用のこと。

３　貴見のとおり。

４　４項の場合でも左のとおりの記載で差しつかえない。

函館地方法務局

法務府事務官　氏　　名　印

10　法務局で取り扱う公証事務について

（昭33.7.11民事甲1425号法務局長・地方法務局長あて民事局長心得通達）

（要旨）１　公証事務を取り扱う法務局又は支局において登記を受けている法

人が嘱託人である場合には，人違がないことの証明書及び代理権限を証する証書は提出させなくてもよい。

2　右の場合における法第36条第6号及び第7号に掲げる事項の記載要領

（通達）公証人法第8条により法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官が公証人の職務を行う場合において，嘱託人が法人であり，当該法人の登記がその庁になされているときは，当該法人の代表者の印鑑は印鑑簿により，また法人の代表者は当該法人登記簿により明かであるから，公証人法第31条による人違がないことの証明書（印鑑証書明等）及び同法第32条による代理権限を証すべき証書（登記簿抄本等）は，提出させなくてもさしつかえない。

なお，この場合には次のとおり処理されたい。

1　人違がないことの確認又は証明について

代表者本人によって嘱託される場合において，代表者の氏名を知らず，面識のないときは，法人の名称，所在，代表者氏名を記載し，その名下に代表者の印鑑を押印した書面を提出させ，公証人の職務を行う法務事務官が右印影と印鑑簿とを対照して相違がないと認めたときは，その旨を右書面の余白に附記認印し，これを附属書類として公正証書原本に添付し，公正証書には公証人法第36条第6号の記載事項として，右代表者某は，氏名を知らず面識がないので，その印鑑を提出させ，当庁備付の印鑑簿と対照し相違がないことを確認し，人違がないことを認めた旨記載する。

代表者が選任した代理人によって嘱託する場合は，同法第31条，第28条による。

2　代表者の代表権の確認について

公証人法第32条の代理人には法人の代表者を含むので（明治42年7月21日民刑第623号民刑局長回答参照），同条第2項但書の規定の趣旨に準じて取扱い，第36条第7号の記載事項として，右代表者某は当庁備付の登記簿により，年月日代表者に選任された登記があることを確認した旨記載する。

3　代表者が選任した代理人の代理権限の確認（代理嘱託の場合）は，同

法第32条第2項但書及び第36条第7号による。その記載事項としては，右代理人の権限は右代表者某の委任状を提出させて証明させ，右証書は認証を受けない私署証書であるので，右証書の委任者の印鑑を当庁備付の印鑑簿と対照し相違がないことを確認し，その証書の真正なことを認めた旨記載する。

追って代表者の年令の証明については，昭和29年2月23日付民事甲第413号により取り扱うべきものであるから，念のため。

11　支局における公証事務の取扱いについて

（昭40.1.27秘16号福島地方法務局長照会）

（昭40.1.28民事局第一課長電信回答）

（要旨）法8条による公証事務取扱支局は，兼務者又は後任者に該当しない。

（照会）公証人法第8条により当局郡山支局において，来る2月1日から公証事務を取り扱うことの内報を受けておりますが，これについて，左記のとおり取り扱って差支えないものと考えますがいささか疑義がありますので，至急電信で何分の御教示を願います。

記

1　支局において公証事務を取り扱う場合においては，公証人法に，いわゆる兼務者または後任者に該当しない。

2　前項然りとすれば，公証人法第70条，同施行規則第32条等はその適用がない。

（回答）27日付秘16号で照会の公証事務取扱の件については，貴見のとおり。

なお執行文の付与，謄本の交付等ができることは勿論であるから，念のため。

12　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に伴う公証事務の取扱いについて

（平13.10.3民総2542号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律に基づく保護命令に関する宣誓認証供述書の留意点

（通達）配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）が来る10月13日から施行され，法第20条の規定による指定の告示（平成13年法務省告示第449号。以下「告示」という。）が同日から効力を生ずることとなったが，これに伴う公証事務については，下記の点に留意し，事務処理に遺憾のないよう，貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らい願います。

記

第１　保護命令制度

法によって創設された保護命令制度とは，被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに，裁判所が，被害者からの申立てにより，その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため，当該配偶者に対し，一定の期間，被害者へのつきまとい等の禁止や住居からの退去を命じ，その命令の違反に刑罰が科されるという制度である（法第10条本文，第29条）。また，その内容は，①保護命令の効力が生じた日から起算して６か月間，被害者の身辺に「つきまとい」等を禁止すること（法第10条第１号），②保護命令の効力が生じた日から起算して２週間，被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること（同条第２号）である。

第２　宣誓認証

１　公証人による宣誓認証

裁判所への保護命令の申立てに当たっては，その申立書に，被害者が，①配偶者から暴力を受けた状況，②更なる配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる事情及び③配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し，配偶者からの暴力に関して相談し，又は援助若しくは保護を求めた事実の有無等を記載しなければならず（法第12条第１項），その申立書に③の事実の記載がないときは，申立書に①の状況及び②の事情についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ２第１項の認証を受けたもの（以下「宣誓認証供述書」という。）を添付しなければならないこととされている（法第12条第２項）。

なお，保護命令が発せられた場合には，当該保護命令の申立ての理由となった配偶者からの暴力と同一の事実を理由とする再度の申立ては，つきまとい等の禁止を内容とする保護命令（法第10条第１号）に限り，することができるとされている（法第18条第１項）。この再度の申立てをする場合においては，その申立書に，当該申立てをする時における上記②の事情についての宣誓認証供述書を添付しなければならないこととされている（法第18条第２項）。

２　法務事務官による宣誓認証

法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には，法務大臣は，当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に，第２の１に記載の宣誓認証供述書の認証を行わせることができることとされている（法第20条）。

そこで，告示において第２の１に記載の宣誓認証供述書の認証に関する事務を行わせる法務事務官の指定がされている。

３　留意すべき事項

配偶者からの暴力に係る被害者の保護，捜査，裁判等に職務上関係のある者（以下「職務関係者」という。）は，その職務を行うに当たり，被害者の心身の状況，その置かれている環境等を踏まえ，被害者の人権を尊重するとともに，その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならず（法第23条第１項），国及び地方公共団体は，職務関係者に対し，被害者の人権，配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとされている（同条第２項）。

したがって，法務局・地方法務局においても，職務関係者に対し，被害者の人権を尊重し，その安全の確保及び秘密の保持の重要性を認識させるとともに，被害者の人権，配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるさせるために必要な研修及び啓発を行うよう留意されたい。

13　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第12条第２項及び第18条第２項の認証事務の取扱いについて

（平14.９.12民総2149号法務局民事行政部長・地方法務局長あて民事局総務課長通知）

（要旨）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく認証を求める嘱託人の確認について

（通知）標記の取扱いについては，平成13年10月３日付け法務省民総第2542号をもって民事局長から法務局長及び地方法務局長あて通達されているところですが，嘱託人の確認に当たっては，下記の点に留意願います。

なお，この旨貴管下公証人に対しても周知方取り計らい願います。

記

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第12条第２項及び第18条第２項の認証を求める嘱託人は，配偶者からの暴力等を逃れるために避難生活等を余儀なくされている場合もあり，嘱託人が本人であることを証明する公的証明書の提出が困難な場合もあると考えられる。

したがって，供述書の宣誓認証における嘱託人の確認に当たっては，嘱託人に過度な負担を強いることのないような取扱いをする必要がある。

ついては，嘱託人の確認に当たって，印鑑証明書等の公的証明書の提出が困難な場合には，公証人法第28条第２項に定める「其ノ他之ニ準スヘキ確実ナル方法」である面識がある証人による本人確認の方法によるなどの柔軟な対応に配意願いたい。

14　不動産登記法の施行に伴う登記事務の取扱いについて

（平17.２.25民二457号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）不動産登記法の施行に伴う申請書等についての公証人の認証と登記事務の取扱い

（通達）不動産登記法（平成16年法律第123号。以下「法」という。），不動産登記令（平成16年政令第379号。以下「令」という。）及び不動産登記規則（平成17年法務省令第18号。以下「規則」という。）が本年３月７日から施行されることとなり，本日付け法務省民二第456号当職通達「不動産登記

事務取扱手続準則の改正について」（以下この通達による改正後の不動産登記事務取扱手続準則を「準則」といい，改正前の不動産登記事務取扱手続準則を「旧準則」という。）を発したところですが，これらに伴う登記事務の取扱いについては，下記に留意し，事務処理に遺憾のないよう，貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

第１　法の施行に伴う登記事務の取扱い

１から９まで　略

10　申請書等についての公証人の認証

申請人が正当な理由により登記識別情報を提供することができない場合において，申請書等について公証人から当該申請人が法第23条第１項の登記義務者であることを確認するために必要な認証がされ，登記官がその内容を相当と認めるときは，事前通知を省略することができることとされた（法第23条第４項第２号）。

なお，この取扱いの対象となる認証をすることができる者には，公証人法（明治41年法律第53号）の適用を受ける公証人のほか，同法第８条の規定により公証人の職務を行うことができる法務事務官も含まれる。

(1)　申請書等について次に掲げる公証人の認証文が付されている場合には，法第23条第４項第２号の本人確認をするために必要な認証としてその内容を相当と認めるものとする。

ア　公証人法第36条第４号に掲げる事項を記載する場合

「嘱託人何某は，本公証人の面前で，本証書に署名押印（記名押印）した。

本職は，右嘱託人の氏名を知り，面識がある。

よって，これを認証する。」

又は

「嘱託人何某は，本公証人の面前で，本証書に署名押印（記名押印）したことを自認する旨陳述した。

本職は，右嘱託人の氏名を知り，面識がある。

よって，これを認証する。」

イ　公証人法第36条第６号に掲げる事項を記載する場合

(ｱ)　印鑑及び印鑑証明書により本人を確認している場合の例

「嘱託人何某は，本公証人の面前で，本証書に署名押印（記名押印）した。

本職は，印鑑及びこれに係る印鑑証明書の提出により右嘱託人の人違いでないことを証明させた。

よって，これを認証する。」

又は

「嘱託人何某は，本公証人の面前で，本証書に署名押印（記名押印）したことを自認する旨陳述した。

本職は，印鑑及びこれに係る印鑑証明書の提出により右嘱託人の人違いでないことを証明させた。

よって，これを認証する。」

(ｲ)　運転免許証により本人を確認している場合の例

「嘱託人何某は，本公証人の面前で，本証書に署名押印（記名押印）した。

本職は，運転免許証の提示により右嘱託人の人違いでないことを証明させた。

よって，これを認証する。」

又は

「嘱託人何某は，本公証人の面前で，本証書に署名押印（記名押印）したことを自認する旨陳述した。

本職は，運転免許証の提示により右嘱託人の人違いでないことを証明させた。

よって，これを認証する。」

(2)　申請書等についてされた公証人の認証が，委任による代理人により嘱託された申請書等についての認証であるときは，法第23条第４項第２号に規定する「登記官が本人確認をするために必要な認証としてその内容を相当と認めるとき」に当たらないものとする。

(3)　申請書等についてされた公証人の認証が，急迫な場合で人違いでないことを証明させずにした認証（公証人法第36条第８号参照）であるときは，証書を作成した後３日以内に上記(1)の基準に適合する認証がされたもの（公証人法第60条において準用する第28条第３項）に限り，相当なものとして取り扱って差し支えない。

11から16まで　略

第２及び第３　略

第２編　公証実務編

第１章　公正証書

第１　公正証書（法律行為）全般に関するもの

１　認証ノ場合ニ於ケル当事者ノ意義ニ関スル件

（明41.5.4宮崎公証人広木幹照会）

（明42.7.21民刑623号民刑局長回答）

（要旨）認証の場合における当事者とは，認証すべき証書の署名捺印者であって，名宛人を含まない。

（照会）第58条　私署証書認証ノ場合ニ於ケル当事者ハ認証スヘキ証書ノ署名捺印者ヲ指シタルモノニ候哉又ハ相手方即其証書ノ交付ヲ受ケタル宛名人モ包含スルモノニ有之候哉

（回答）前段貴見ノ通

２　通事及立会人ニ関スル件

（明41.5.4宮崎公証人広木幹照会）

（明42.7.21民刑623号民刑局長回答）

（要旨）１　通事，立会人は，公証人が氏名を知り又は面識あることを要しない。

２　公証人が証書作成の際，欠格者を立会人としたときは，その証書の効力はないが当該立会人の資格につき相当の注意をしたのであれば公証人に制裁はない。

（照会）１　第34条第１項ニ於テ「通事及立会人ハ嘱託人又ハ其ノ代理人ニ於

テ之ヲ選定スルコトヲ要ス」ト有之而シテ別ニ明文存セサレハ右通事及立会人ハ公証人氏名ヲ知ラス面識ナキ者ニテモ差支ナキ義ニ有之候哉

２　前項愚見ノ如クナリトセハ立会人ニ関スル第34条第３項各号ノ欠格事項中ニハ公証人ニ於テ有無ヲ知ル能ハサルモノ有之（設令法律規定ノ趣旨ヲ説明シテ其有無ヲ推問スルモ其者ニ於テ黙秘スルニ於テハ他ニ之ヲ知ルノ途無之）就テハ其者ノ黙秘ニ依リ証書作成ノ際ニ於テ分ラサリシ欠格事項後日ニ至リ露顕シタル場合ハ其作成シタル証書ノ公正力ヲ滅却スヘキハ勿論ナルモ証書作成ニ際シ資格ノ取調ヲ欠カサル以上ハ公証人ニハ制裁ナキ義ニ有之候哉

（回答）１　貴見ノ通

２　貴見ノ通但資格ナキ者ヲ立会人ト為サハ証書ノ効力ニ影響ヲ及ホスコトニ関シ懇篤ニ注意ヲ与フルヲ相当トス

３　列席者ノ解釈等ニ関スル件

（明41.5.4宮崎公証人広木幹照会）

（明42.7.21民刑623号民刑局長回答）

（要旨）１　法第28条第２項による人違でないことの証人は，法第39条の列席者には含まれない。

２　証人をして，嘱託人の人違でないことを証明させる場合には，別にその旨の書面の提出は要しない。

（照会）第39条ニ於ケル列席者中ニハ通事及立会人ヲ包含スルハ勿論ノ義ト心得候処第28条第２項ニ依ル人違ナキコトノ証人ヲモ包含シ随テ該証人ハ証書ノ作成ニ列席セシメ倶ニ読聞セヲ為シ証書ニ署名捺印セシムヘキ義ニ候哉若シ該証人ハ同条列席者中ニ包含セストセハ其証明方法ハ適宜即其証明スヘキ嘱託人ト倶ニ公証人ノ役場ニ来ラシメ「人違ナキヲ証スル旨」ノ書面ヲ提出セシメ之ヲ公証人ノ作成スル証書ニ連綴スルカ如キニテ可然哉

（回答）公証人法第39条ノ列席者中ニハ第28条第２項ノ証人ヲ包含セス又此証人ヲシテ人違ナキコトヲ証明スル旨ノ書面ヲ提出セシムルコトヲ要セス

（参考）法28条ノ証人ハ列席者中ニ包含セサル旨ノ回答ニ付再議請求ノ件ハ再議不相成候（明42.9.1長野地方裁判所長問，明42.9.13民刑第1007号民刑局

長回答）

4　証書ノ正本ヲ交付シタル場合ノ記載方ニ関スル件

（明41.5.4宮崎公証人広木幹照会）

（明42.7.21民刑623号民刑局長回答）

（要旨）１　公証人が証書の正本を交付したときに，その証書の末尾に署名するときは，その所属及び役場所在地をも記載すべきである。

２　証書作成の際には，右事項を記載する余白となり得る用紙を適宜添綴しておかなければならない。

（照会）第50条ニ於テ「公証人証書ノ正本ヲ交代シタルトキハ其証書ノ末尾ニ云々署名捺印スヘシ」トノ規定有之本署名ノ場合モ第23条ニ依リ「所属及役場所在地」ヲ記載スルヲ要シ候哉又ハ単ニ「公証人何某」ト記載シ捺印スルヲ以テ足ル義ニ候哉又右ノ場合ニ於テ証書ノ末尾ニ其記載ヲ為シ得ヘキ余白存セサルトキハ更ニ役場用紙を添加シ公証人契印ノ上記載手続ヲシ可然候哉

（回答）第１項ハ前段貴見ノ通第２項ハ証書作成ノ場合ニ於テ其ノ末尾ニ相当ノ余白ヲ存スル様予メ用紙ヲ添綴シ置クコト要ス

5　証明書ノ欠缺追完ニ関スル件

（明41.5.4宮崎公証人広木幹照会）

（明42.7.21民刑623号民刑局長回答）

（要旨）証書作成に必要な証明書の不提出又は提出された書面に欠缺があることが明らかである場合は，証書を作成することはできない。そうでない場合には，公証人がその証明書の提出があり，かつ欠缺がないと認めて証書を作成したときは，たとえ証書に欠缺が生じても，公証人には制裁はない。但し，後日これを追完しない限り証書の効力は生じない。

（照会）第32条第３項ノ規定ハ証書作成ノ嘱託ニ際シ代理権限ヲ証スヘキ証書，第三者ノ許可又ハ同意アリタルコトヲ証スヘキ証書及証書ノ真正ナルコト又ハ人違ナキコトヲ証明スヘキ印鑑証明書等完備セサルコトアルモ事後追完ヲ期シテ証書ノ作成ヲ成シ得ルコトヲ認容シタルモノノ如ク解セラレ候

果シテ之ヲ認容セラレタルモノトセハ其作成後ニ於テ若シ嘱託人又ハ其代理人ニ於テ不備追完不能ノ事故発生スルカ若クハ其解怠ニ依リ其追完ノ約ヲ履行セサルトキハ其作成シタル証書カ公正ノ効力ヲ有セサルニ止リ公証人ニハ制裁ナキ義ニ有之候哉

（回答）公証人法第32条第１項，第２項，第33条ニ依リ提出セシムヘキ証書ノ提出ナク又ハ其証書中ニ欠缺アルコトヲ知リタル場合ニ於テハ公証人ハ証書ヲ作成スルコトヲ得サルモ其証書ノ提出アリ且其証書カ欠缺ナキモノト認メタル上公正証書ヲ作成シタル場合ナルニ於テハ貴見ノ通

6　附属書類の契印に関する件

（明42.7.9長野地裁所長照会）

（明42.7.30民刑704号民刑局長回答）

（要旨）附属書類の一つが２葉以上に渉るときでもその間に契印を要しない。

（照会）添附書類２葉以上ナルトキハ第40条第２項ニ依リ其相互ノ間契印ヲ要スルモノト解セラルルニ附属書類ニ付テハ該当スヘキ条文ナキニ付相互ノ間契印ヲ要セサルモノナルヤ特別授権ヲ証スル書面ヲ要スルモノトセハ其２葉以上ナルトキ相互ノ間契印ヲ要セサルヤ

（回答）貴見ノ通

7　証書ノ記載，字行ニ関スル件

（明42.7.9長野地裁所長照会）

（明42.7.30民刑704号民刑局長回答）

（要旨）１　年令記載にも壱弐参拾の文字を用いるべきである。

２　字行の関字（同一字行における文章と次の文章との間の空白）は法第37条の空白ではない。

（照会）１　年令ヲ記載スルニ生年月日ニ依ラスシテ何年何月何日ト計算シテ記載スル場合ニモ壱弐参拾ノ文字ヲ用フヘキヤ

２　字行ニ空白アルトハ文字ノ書終リト次行ノ空白ノ如キ場合ヲ云フヤ１行中ニ或事項ヲ記載シ了リ関字ヲ為シ更ニ其行ニ他ノ事項ヲ記載スル如キ場合ニハ該当セサルヤ

（回答）１及２　貴見ノ通

8　公証人外国語ニ通シタル時証書作成方ニ関スル件

（明42.7.9長野地裁所長照会）

（明42.7.30民刑704号民刑局長回答）

（要旨）遺言者が外国語により口述したときは，日本語に翻訳して遺言証書を作成することはできない。

（照会）遺言者カ日本語ヲ解セスシテ外国語ニ依リ口述シ公証人外国語ニ通シタルトキ日本語ニ訳シテ遺言証書ヲ作成スルヲ得サルヤ

（回答）貴見ノ通

9　当事者一方ノ嘱託ニ因ル証書作成ニ関スル件

（明42.7.19長野地裁所長照会）

（明42.7.30民刑776号民刑局長回答）

（要旨）１　当事者一方の嘱託により証書を作成する場合中には双面的法律行為をも包含する。

２　相手方の給付が金銭を目的とするものであるときとは，例えば相手方が買主で代金を支払う場合である。

（照会）１　当事者一方ノ嘱託ニ因リ証書ヲ作成スル場合中ニハ双面的法律行為ヲモ包含スルヤ

２　但書ノ相手方ノ給付カ金銭ヲ目的トスルモノナルトキトハ如何ナル場合ヲ云フヤ

（回答）１　貴見ノ通

２　例ヘハ相手方カ買主ニシテ代金ヲ支払フヘキ場合ノ如シ

10　附随ノ法律行為ノ解釈ニ関スル件

（明42.7.19長野地裁所長照会）

（明42.7.30民刑776号民刑局長回答）

（要旨）附随の法律行為とは，例えば質権又は抵当権の設定行為，保証契約等をいう。

（照会）附随ノ法律行為トハ主タル契約ニ主従ノ関係ナキ法律行為ト雖モ苟クモ主タル法律行為ニ附随スルモノヲ云フヤ

（回答）附随ノ法律行為トハ例ヘハ質権又ハ抵当権ノ設定行為，保証嘱託等ヲ指スモノナレトモ右ニテ疑義アラハ更ニ例ヲ挙示シテ御問アリ度シ

（同旨）売買契約ニ附随ノ保証契約アルトキハ附随ノ契約ニテハ手数料ヲ要セス（明42.7.19長野地裁所長照会，同.7.30民刑776号民刑局長回答）

11　当事者一方ノ嘱託ニ因ル証書作成ニ関スル件

（明42.7.22鳥取公証人関屋政治照会）

（明42.8.3民刑819号民刑局長回答）

（要旨）当事者一方の嘱託により作成する証書に記載される相手方の意思表示は，単に一の事実として記載されるものにすぎない。

（照会）公証人カ証書ヲ作成スルニ契約者一同ノ嘱託ヲ要セス其内一人ノ嘱託ノミニテ作成シ得ルモノナルヤ公証人法ニ依レハ契約ノ場合ニハ其ノ契約者ハ悉ク嘱託人ナルカ如シ然レトモ公証人手数料規則第４条及第５条（現手数料令第11条第１号及び第２号）ヲ一読スレハ契約者ト嘱託人トハ常ニ同一ニアラスシテ其内ノ一人嘱託者ト成リ得ルモノノ如シ如何ニ候ヤ

（回答）法律行為ニ付テノ証書ハ当事者一方ノ嘱託ニ因リ之ヲ作成スルコトヲ得ヘキハ勿論ナルモ此ノ如キ証書ニ記載サルル意思表示ハ其嘱託人ノ意思表示ニ限ラルヘク相手方ノ意思表示ノ記載ハ単ニ１個ノ事実トシテ之ヲ記載スルニ過キサルモノトス

12　署名スルコト能ハサル者ニ関スル件

（明42.8.2長野地裁所長照会）

（明42.8.20民刑877号民刑局長回答）

（要旨）列席者中に署名することができない者がある場合は，その者の署名は公証人が代署し，その者に捺印させるのが相当である。

（照会）列席者ニシテ署名スルコト能ハサル者アルトキハ其ノ旨ヲ証書ニ記載シ公証人及立会人之ニ捺印スルコトヲ要ストアリ署名スルコト能ハサル者ノ捺印及契印ニ付テハ規定ナキモ印鑑証明書ヲ以テ本人ノ人違ナキコトヲ

証明スルカ如ク法律ハ捺印ニ重キヲ置キタルニ証書中ニ捺印契印アラストセンカ従テ提出シタル印鑑証明書ト対照其ノ人違ナキヲ明確ニスルコト能ハサルカ如キ結果トナルヘキヲ以テ署名スルコト能ハサル者アルトキハ其ノ旨ヲ記載シ公証人及立会人捺印シタル次ニ其ノ者ノ捺印ヲ為サシメ尚契印ヲ為サシムル越旨ナルヤ

（回答）本月２日附第5058号御問合相成候公証人法ニ関スル質疑ノ件公証人法第39条ノ記載方法ハ自ラ署名スルコト能ハサル者ノ氏名ヲ相当箇所ニ公証人ニ於テ代署シ次行ニ右署名スルコト能ハサルニ付代署スト記載シ公証人及立会人之ニ捺印シ署名スルコト能ハサル者ノ氏名下ニハ其ノ者ヲシテ捺印セシムルヲ相当ト思考致候此段及回答候也

13　嘱託人多数ナルトキノ捺印等ニ関スル件

（明42.7.21東京公証人小川正直照会）

（明42.8.21民刑831号民刑局長回答）

（要旨）法第38条の訂正並びに第40条及び第41条の契印は，嘱託人又はその代理人全員でしなければならない。

（注）法第40条及び第41条の改正（昭和24年法律第141号）により，嘱託人又はその代理人は，本問の契印をしなくてもよいことになった。

（照会）第４条但書，第７条第１項，第29条，第30条，第34条第１項，第36条第１項第４号，第43条，第46条第１項第２号等各条項ニ就テ之ヲ視ルトキハ嘱託人トアルモノ必スシモ嘱託人ノ全部ヲノミ指スモノト解釈スルコトヲ得ス故ニ同法第38条ノ訂正ノ場合第40条第１項及第41条第２項ノ契印ノ場合ニ於テモ其ノ嘱託人トアルハ必スシモ其ノ全部ヲ指シタルモノトノミ解釈スルヲ要セサル義ト思料ス尤モ嘱託人双方共多数ナラサルトキハ敢テ差支ナシト雖モ嘱託人ノ双方又ハ一方ニ於テ多数ナル場合ニハ限リアル紙面ニ多数ノ捺印ヲ為スハ頗ル困難ノ事ニシテ手数鮮少ナラサルノミナラス多クノ時間ヲ要スモノナレハ此ノ場合ニハ嘱託人双方ノ内各１名ノ者他ニ代リテ捺印及契印ヲナストキハ同一ノ効果アルモノト思料スルニ付此ノ解釈ヲ以テ取扱可然哉多数ノ嘱託人アル場合ニハ意外ノ時間ヲ要スルモノニテ其ノ捺印及契印ノミニテモ６時間以上ニ渉ル実例往々有之候

（回答）公証人法第38条，第40条及第41条ノ嘱託人又ハ其代理人トハ其ノ全員ヲ指スモノナルニ付其ノ全員ノ捺印又ハ契印ヲ要スルモノトス

14　文字ヲ解シ得ルヤ否ノ標準ニ関スル件

（明42.7.21東京公証人小川正直照会）

（明42.8.21民刑831号民刑局長回答）

（要旨）文字を解するか否かは，単に署名ができるかどうかによって決定すべきではない。

（照会）文字ヲ解スル者ト之ヲ解セサル者トノ間ニ画然分界ヲ立ツルコトハ頗ル難事ニ属スルカ如シト雖モ同法第30条ニ依テ取扱ヲナス場合ニハ凡ソ其ノ程度ヲ定メサルニ於テハ過失ニ陥リ易シ故ニ此場合ニハ凡ソ自ラ署名シ得ル者ハ文字ヲ解スル者トシ病気ノ故ニ非スシテ自ラ署名スルコト能ハサル者ハ文字ヲ解セサル者トシテ取扱可然哉

（回答）文字ヲ解シ得ルト否トハ単ニ署名シ得ルト否トニ因リテ決スヘキモノニアラス

15　嘱託人多数ナル場合ノ取扱方ニ関スル件

（明42.8.14神戸公証人大出憲之照会）

（明42.8.30民刑958号民刑局長回答）

（要旨）嘱託人が多数いる事件については，役場が狭隘でやむを得ない場合に限り，数回に分けて本法第39条の手続をしても差し支えない。

（照会）１　公証人職務ノ執行ハ役場ニ於テスヘキカ正則ニ候処同業組合規約ノ如キ嘱託多人数ナル事件ニ付テハ役場狭隘ニシテ一時ニ其ノ嘱託人ヲ集会セシムル能ハス斯カル事件ハ之ヲ数回ニ分チ公証人法第39条等ノ手続ヲ為シ得ルモノト心得可然哉

２　前項数回ニ分ツヲ得ストスレハ法第18条第２項但書ニ依リ事件ノ性質カ之ヲ許ササルモノト看做シ役場外適当ノ場所ヲ選ミ之ニ嘱託人ヲ集会セシメテ読示捺印等ノ手続ヲ為シ可然哉

（回答）１　役場狭隘ニシテ止ムヲ得サル場合ニ限リ貴見ノ通取扱フモ差支ナシ

２　前項ニテ了知セラルヘシ

16　「他ノ書面」ノ解釈ニ関スル件

（明42.8.9宮崎公証人広木幹照会）

（明42.9.6民刑925号民刑局長回答）

（要旨）証書に引用された書面の趣旨は，証書の本旨の一部をなすものである。

（例）本書に記載のない抵当不動産の目録

（照会）第40条ノ「他ノ書面」トアルハ仮令ハ公証人ノ作成スル証書ノ基本若クハ之レニ関スル曽テ成立セル書面若クハ実地実物等ノ図面ノ如キノ義ニシテ作成スル証書ノ主眼タル物ノ目録ノ如キハ之ニ包含セサル義ニ候哉

（回答）公証人法第40条第１項ニ依リ証書ニ引用セラレタル書面ノ趣旨ハ証書ノ本旨ノ一部ヲ成スヘキモノナリ故ニ同条ニ所謂「他ノ書面」中ニハ例ヘハ本書ニ記載ナキ抵当不産動ノ目録ノ如キモノヲ含ムヘシ例示セラレタル書面カ之ニ包含セラルルヤ否ヤハ右説明ニ依リ自ラ明ナラン

17　法人ノ代表者ノ記載方ニ関スル件

（明42.8.9宮崎公証人広木幹照会）

（明42.9.6民刑925号民刑局長回答）

（要旨）１　法第36条第３号の代理人の表示として，公法人の代表者についてはその職務及び氏名を記載すれば足りるが私法人の代表者についてはその住所，職業及び年令の記載は省略できない。

２　公法人の表示にはその事務所の所在地を記載することを要しない。

（照会）第32条第１項ノ「代理人」ニハ公私法人ノ代表者ヲモ包含スルモノト解釈スルヲ相当トスル旨民刑局長ヨリ訓示相成候処第36条第３号ニ依ル記載方ハ法人ノ代表者ニ付キテハ其住所職業年令ヲ記スルノ必要ナキ義ニハ無之候哉（該条項ノ文面ニテ法人ト個人ノ別ナキモ）現ニ訴訟書類等ニ於テモ其主体タル法人（私法人ノ場合）ノ名称及事務所ヲ記シ次ニ代表者ノ職名及氏名ヲ記スコトニ為リ居ル趣ニシテ其住所其他ノ記載ナキモ何等差支ヲ生スル憂無之義ト思考仕候又公法人ノ主体ニ付テハ名称ハ自ラ其事務所ヲ表明シ居レハ（例之ハ東京府ト云ヘハ其大日本東京府東京市ニ在ルコ

ト明カナルカ如シ）故ニ其事務所ノ所在地ヲ記スルノ要ナキ義ト思考仕候ニ付此ノ義モ併セテ何分ノ御訓示ヲ仰キ候

（回答）公法人ノ代表者ニ付テハ其職務及氏名ヲ記載スルヲ以テ足リ其住所及年齢ヲ記載スルノ要ナカルヘキモ私法人ノ代表者ニ付テハ其住所，職業及年齢ヲ記載スヘキモノトス，後段公法人ノ表示方ニ付テハ貴見ノ通

（同旨）嘱託人カ法人ナルトキハ証書ニハ名称，事務所ノ外其代表者ヲ記載スルコトヲ要ス（明41.5.4宮崎公証人広木幹伺，明42.7.21民刑623号民刑局長回答）

18　証書ノ趣旨ニ付利害関係ヲ有スル者ニ関スル件

（明42.8.9宮崎公証人広木幹照会）

（明42.9.6民刑925号民刑局長回答）

（要旨）第三者のためにする契約においては，当該第三者が債務者に対して契約の利益を享受する意思を表示したことを証明しなければ，「証書の趣旨につき利害の関係を有する者」として取扱うことはできない。

（照会）第44条ニ於ケル「証書ノ趣旨ニ付利害ノ関係ヲ有スル者」ニシテ証書上明白ナル者ノ義ニ付証明要否相伺候処其事実ヲ具シテ更ニ伺出ツヘキ旨民刑局長ヨリ御訓示相成候ニ付左ニ12ノ例ヲ挙ケ何分ノ御訓示ヲ仰キ候（例之ハ或ル者カ第三者ノ利益ノ為メニ法律行為ヲ為シタル場合ニ於ケル第三者又ハ証書ニ明記セラレ居ル法律行為目的物ノ先所有者又ハ私権ニ関スル事実ノ証書ニ於テ表示セラレタル土地ノ隣接地ノ所有者ノ如キ）

（回答）例示第１ノ場合ト雖モ第三者ノ権利ハ第三者カ債務者ニ対シテ契約ノ利益ヲ享受スル意思ヲ表示シタル時ニ発生スヘキモノ（民法第537条）ナルニ付第三者其意思表示ヲ証明スルニ非サレハ証書ノ趣旨ニ付法律上利害ノ関係ヲ有スル者ト謂フコトヲ得サルニ由リ此ノ如キ例示ハ証書ノ明文上利害関係ノ証明セラルル場合ニ該当セサルヘシ第２第３ノ例示ニ付テハ尚ホ事実ノ詳細ヲ承知シ度シ

19　当事者一方ノ嘱託ニ因リ作成シタル証書ノ効力ニ関スル件

（明42.8.9宮崎公証人広木幹照会）

（明42.9.6民刑925号民刑局長回答）

（要旨）双務契約について，当事者一方の嘱託により証書を作成する場合に記載される相手方の意思表示は，嘱託人の事実上の陳述として記載されるにすぎない。従って，このような証書は債務名義とならないのはもちろん相手方の意思表示については公正の効力を有しない。

（照会）手数料規則第５条（現手数料令第11条第２号）ノ明文ニ依レハ公証人ハ当事者ノ一方ノ嘱託ニ依リテ証書ヲ作成スルコトヲ得ルモノノ如シ（双方的法律行為ニ付キテモ）

右ハ其法律行為ニ付キ義務ヲ負フ一方ヨリノ嘱託ニ依リ作成スルハ次ニ述フルカ如ク或場合ニ不便アルノミニテ別ニ差支ナキ義ト思考致候ヘ共権利者ノ一方ノミニヨリ嘱託ヲ為シ已ニ権利アル証書ヲ作成スルモ之ヲ以テ其証書ニ干与セサル者即義務者トセラレタル者ヲ拘束スルコトハ法理上能ハサル所ニ可有之要スルニ同条ハ甚ク其律意ヲ了解シ兼候ニ付何卒御例示ヲ以テ詳細ナル御訓示ヲ仰キ度候

義務ヲ負担スル当事者一方ノミノ嘱託ニ依リ証書ヲ作成シタル不便ハ，第１嘱託人ナラサル権利者即相手方ハ公証人法第47条ノ規定ニ依リ其証書ノ正本ヲ得ルコト能ハス尤モ嘱託人ナル義務者ニ於テ之ヲ請求シタル上権利者ニ交付セハ可ナルヘキモ若シ真正本ヲ紛失若クハ毀滅シタルトキハ再ヒ義務者ヲシテ之ヲ以テ已レニ交付セシムルコトハ至難ノ事ト云ハサルヘカラス，第２其権利カ義務者ノ認諾ニ依リ直ニ執行シ得ルモノナルトキハ債権者ハ民事訴訟法ニ依リ公証人ニ対シ執行文ノ付与ヲ請求スルコトヲ得ルカ否ノ点モ多少ノ疑問ナルカ如ク思料仕候

（回答）双務契約ニ付テモ当事者ノ一方ノ嘱託ニ因リ証書ヲ作成スルコトヲ得ヘキハ勿論ナルモ此ノ如キ証書ニ記載サルル意思表示ハ其嘱託人ノ意思表示ニ限ラルヘク相手方ノ意思表示ハ嘱託人ノ事実上ノ陳述トシテ之ヲ記載スルニ過キサルモノトス例之ハ売買ニ付売主ノミノ嘱託ニ因リ「相手方某ハ其物件ヲ代金若干ヲ以テ買受ケムコトヲ予ニ申込ミタルニ付予ハ之ヲ某ニ売渡スヘシ」云々ノ証書ヲ作成スル場合ノ如シ故ニ該証書ハ相手方ニ対スル強制執行ノ債務名義ト為ラサルハ勿論相手方ノ意思表示ニ付公正証書タルノ効力ヲモ有セサルモノトス

（同旨）例ヘハ債務者甲カ債権者乙ヨリ金銭ヲ借用シ甲１名ニテ公証役場ニ出頭該一方ノ嘱託ニ因リ公正証書ノ作成ヲ受ケ此正本（直チニ強制執行ヲ受クルモ異議ナキ旨ノ文旨アルモノ）ヲ乙ニ差入レタル後甲債務不履行ノ故ヲ以テ乙右正本ニ依リ執行文ヲ請求シ来レル場合ニ関シ，当事者ノ一方ノ嘱託ニ因リ作成シタル公正証書ハ債務名義タルノ効力ナキヲ以テ其証書ニ基キ執行文ヲ付与スルコトヲ得ス（明42.9.25福島公証人渡部泰伺，明42.10.11民刑第1102号民刑局長回答）

20　未タ成立セサル法律関係ニ付テノ証書作成ニ関スル件

（明42.9.8東京公証人菅原良三郎照会）

（明42.10.4民刑1036号民刑局長回答）

（要旨）未だ成立しない法律関係であっても，契約の申込のように独立した法律上の効力を有する意思表示である場合には，これについて証書を作成することができる。

（照会）公証人ハ当事者ノ嘱託ニ依リ法律行為ノ公正証書ヲ作成スル権限ヲ有スルハ公証人法第１条中ニ明示セラルル処ナル然ルニ法律行為ノ定義ニ付テハ民法中之ヲ説明スル明文ナシト雖モ私法上ノ効果ヲ生セシメント欲スル意思表示ナルコトハ何人モ疑ナキ処ナルヘシ故ニ其法律行為ノ双対行為ナル場合ト雖モ一方ノ嘱託ニ依リ其ノ意思表示ヲ公正証書ニ作成シ得ヘキハ勿論ニシテ仮令相手方ノ意思ト合致セサルカ為メ法律行為ノ成立セサルニ至ル場合ト雖モ公証人法第26条ニ違反スルモノニアラスト確信セシモ異論アルヲ以テ念ノ為メ稟伺ス

（回答）問合面ノ場合ハ当事者双方ノ意思ノ合致セサルカ為メ不成立ニ終リタル無効ノ法律行為ニ付キ証書ヲ作成スルニ非スシテ未タ成立セサル法律関係ニ関スル嘱託人ノ一方ノ意思表示ノミニ付キ証書ヲ作成スルモノナルヲ以テ此ノ如キ一方ノ意思表示ニシテ仮令ハ契約ノ申込ノ如ク独立シタル法律行為ノ効力ヲ有スル以上ハ其ノ意思表示ニ付テノ証書ノ作成ヲ以テ公証人法第26条ニ違反スルモノト為スヲ得ス

21　印鑑証明等アリタルコトヲ記載シタル書面ニ関スル件

（明42.8.20長野地裁所長照会）

（明42.10.7民刑970号民刑局長回答）

（要旨）１　本条（公証人法施行規則第14条）第２項の書面は独立に作成することを要し証書の末尾に記載することはできない。

２　該書面には公証人が其末尾に署名捺印するのが相当であり（注），連綴方に付ては法第41条第２項を適用すべきである。

（照会）１　第２項ノ記載ハ公正証書ノ末尾ニ記載スルコトヲ許ササルヤ

２　別ニ書面ヲ作リタルトキハ公正証書ニ契印ヲ要シ尚ホ其末尾ニ公証人ノ職印ヲ押捺スルヲ相当トスルヤ

（回答）１　貴見ノ通

２　施行細則第19条第２項ニ依ル書面ニハ公証人其末尾ニ署名捺印スルヲ相当トスヘク又其書面ノ連綴ニ付テハ公証人法第41条第２項ヲ適用スヘキモノトス

（注）回答２前段は昭37.5.14民事甲1323号民事局長通達により署名捺印を要しないことに変更された。

22　列席者ニ関スル件

（明42.8.20長野地裁所長照会）

（明42.10.7民刑970号民刑局長回答）

（要旨）契約当事者の一方のみが嘱託人の場合，他方の者は，たとえ役場に出頭しても列席者とはならない。

（照会）売買契約ニ付売主ノ一方ノミ嘱託人ナルトキモ買主当事者ナルヲ以テ公証人役場ニ出頭スルヲ要シ且列席者ト為ルヘキヲ以テ法第39条ニ依リ買主ニモ読ミ聞カセ尚其署名捺印ヲ要スルヤ

（回答）問合面ノ場合ニ於テ買主ハ契約ノ当事者ナルモ嘱託人ニ非サルヲ以テ公証人役場ニ出頭スルコトヲ要セス仮令出頭スルモ第39条ノ列席者ト為ルヘキニアラス

23　株主タル公証人ノ証書作成ニ関スル件

（明42.9.13東京公証人三輪義淵照会）

（明42.12.13民刑1047号民刑局長回答）

（要旨）公証人は，自己が株主である会社の総会決議について証書を作成できない。

（照会）株式会社ノ株主タル公証人ハ公証人法第22条第３号ニ依リ其総会ノ決議ニ付証書ヲ作成シ得サルヤ右執務上差当リ支障候間至急御訓示相成度此段及稟伺候也

（回答）貴見ノ通

24　公正証書ノ効力ニ関スル件

（明43.2.15高松地裁所長照会）

（明43.8.5民刑137号民刑局長回答）

（要旨）１　利息制限法の規定を潜脱する目的でした仮装の賃貸借契約は無効である。

２　競売期日の公告をせずに競売手続を完結すべき旨の契約は，公の秩序に反する無効の行為であるから，執行官はもちろん，当事者もこれに拘束されない。

（照会）１　動産賃貸借証書ニ賃借人カ賃借物ノ返還ヲ遅延シ若クハ之ヲ拒ミタルトキハ賃貸人ハ返還ニ代ヘ（「返還ニ代ヘ」トノ文字ヲ「賃貸物ノ所有権ヲ抛棄シ云々」ト書換ヘタルモノアリ）金幾100円ヲ請求スルコトヲ得ヘク賃借人ハ其金額ニ付キ強制執行ヲ受クヘキコトヲ約諾シタルモノアリ然レトモ賃借物ノ返還ヲ遅延シ若クハ之ヲ拒ムトキハ相当ノ手続ニヨリ権利ノ救済ヲ求ムヘク若シ損害ヲ生シタルトキハ之ヲ賠償セシムルコトヲ得ヘシ本契約ノ如キハ高利貸債権者カ債務者ニ一定ノ金額ヲ給付シ其所有動産ヲ買取スルト同時ニ之ヲ債務者ニ賃貸シ一定ノ賃料ヲ収メ期限ニ至リ先ニ給付シタル基本金ヲ取戻サン為メノ手段ニ出ツルモノニシテ契約ノ内容甚タ不穏当ナルノミナラス賃借人ヲ強制シテ賃借物ヲ買取セシメ其代金ニ対シ強制執行ヲ為サントスルモノニシテ不法ノ契約タルヲ免カレサルカ如シ右ノ契約ハ果シテ効力アリヤ否ヤ

2　一定ノ金額ノ支払ヲ目的トスル請求ニ付キ作成シタル公正証書ニ債務者ヲシテ債務ノ履行ヲ怠ルトキハ強制執行ヲ受ケ即時競売セラルヘキコトヲ約諾セシメ他日債権者ハ執行文ノ付与ヲ受ケ執達吏ニ委任シ債務者ノ動産ヲ差押フルト同時ニ公告ヲモ為サス直ニ競売シ其代金ヲ取得スルコトアリ畢意高利貸カ強制執行ニ際シ他債権者ノ配当要求ヲ避ケントスル手段ニシテ競売ノ日時場所ヲ公告セサルヲ以テ競売申出人僅少ニシテ競売価額ヲ適当ニ競リ上クルコトヲ得ス然レトモ（旧）民事訴訟法第575条但書ニハ利害関係ノ合意ニ依リ競売期日ヲ短縮スルコトヲ許シ殊ニ同条但書ニ依レハ腐敗シ易キ物ノ換価ニ付テハ公告ヲ為スナキコトアルヘケレハ利害関係人ノ合意アルトキハ公告ヲ為サス差押物ヲ即時競売ニ付スルコトヲ得サシメサルヘカラス又期日短縮ノ合意ハ予メ許ササル性質ノモノニアラサルニ付右ノ如ク公正証書ヲ以テ合意スルトキハ有効ト為ササルヘカラサルカ（競売完結前執行力アル正本ニ依リ配当ヲ要求スル債権者ヨリ法定期間ノ公告ヲ求ムルトキハ右合意ノ無効ナルハ勿論ナリ）他ニ時弊矯正ノ方法ナキヤ

（回答） 1　賃貸借契約カ真正ニ成立シタルモノトセハ本問ノ請求ハ損害賠償ノ額ヲ予定シ又ハ違約金ヲ約シタルモノト認ムルヲ相当トスヘキモ金銭消費賃借ノ事実ニ付キ賃貸借契約ヲ仮装シ利息制限法ノ規定ヲ潜脱スルノ目的ヲ以テ為シタル契約ナルニ於テハ其契約ノ無効ナルハ勿論ナリトス

2　有体動産ニ対スル強制執行ハ民事訴訟法ノ規定ニ従ヒ相当ノ期間ヲ以テ競売期日ヲ定メサルヘカラサルモノニシテ差押債権者及債務者間ニ於テ予メ期日公告ヲ為サスシテ競売手続ヲ完結スルコトニ付契約ヲ為スモ其契約ハ公ノ秩序ニ反スル事項ヲ目的トスルモノニシテ素ヨリ其効力ヲ生セサルモノトス従テ執達吏ハ勿論当事者ニ於テモ該契約ニ拘束セラルヘキモノニアラス

25　秘密遺言証書ノ取扱方ニ関スル件

（明43.6.22東京公証人菅原良三郎照会）

（明43.8.10民刑641号民刑局長回答）

（要旨） 秘密遺言証書の封紙には証書の番号を記載し，かつ証書原簿に記入すべきである。

（照会） 秘密遺言証書ノ封書ニハ番号ヲ記スルヲ要セサル哉又公証人法第46条ノ証書原簿ニ記入スヘキモノニハ無之候哉但受付簿ニ記入スルハ勿論トス

（回答） 遺言書ノ封書ニハ番号ヲ記載スルヲ相当トシ且其事件ハ証書原簿ニ記入スヘキモノトス

26　図面ノ記載ニ関スル件

（明43.4.26東京公証人中村一蔵照会）

（明43.8.24民刑392号民刑局長回答）

（要旨） 図面は必要があれば証書の本旨内に記載することができる。

（照会） 公証人ハ嘱託事項ノ必要上図面ヲ証書ノ本旨内ニ記載シテ可ナルモノナリヤ

（回答） 貴見ノ通

27　証書ニ図面ヲ引用スル場合ニ関スル件

（明43.4.26東京公証人中村一蔵照会）

（明43.8.24民刑392号民刑局長回答）

（要旨） 1　証書に図面を引用する場合において，これを証書に添付するには法第40条の規定による。

2　添付書面としない図面は，附属書類とすることができる。

（照会） 図面ヲ以テ当事者ノ意思ヲ明確ナラシムヘキ必要アル場合ニ之ヲ公正証書ニ添付スルトキハ添付書面トシテ附スヘキヤ又ハ附属書類トシテ附スヘキモノナリヤ

(イ)　図面中記入文字（例ヘハ間数，坪数ノ如シ）公証人法第37条及第38条ノ方式ニ適合スルモノナルトキハ之ヲ添付書面トシ公正証書ノ一部ト看做シテ差支ナキヤ

(ロ)　図面中前記ノ方式ヲ欠缺セルモノハ単ニ付属書類タルニ止マルモノナリヤ

（回答） 証書ノ作成ニ図面ヲ引用スル必要アル場合ニ於テ之ヲ証書ニ添付スルニハ公証人法第40条ノ規定ニ依ルコトヲ要ス而シテ右図面ハ之ヲ添付書面ト為ササル場合ニ於テハ単ニ付属書類ト為スコトヲ得ヘシ

28　公正証書ノ錯誤ノ訂正ニ関スル件

（明43.8.6仙台公証人追沼元三郎照会）

（明43.11.22民刑771号民刑局長回答）

（要旨）証書作成後錯誤あることを発見したときの訂正は，更正の証書作成の方式によるべきである。

（照会）証書作成ノ際ニ於ケル挿入削除ノ手続ニ付テハ法第38条第２項第３項ノ規定ニ依ルヘキハ勿論ナルヘキモ証書作成後数日ヲ経テ嘱託人ノ陳述又ハ公証人ノ録取ノ錯誤アルコトヲ発見シ之カ訂正ヲ為サントスル場合ニ於テハ如何ナル手続ニ依ルヘキモノニ有之候哉

例令ハ土地抵当金員貸借ノ契約ニ関シ証書ヲ作成シタルニ後日其土地ノ表示又ハ当事者ノ住所等ニ錯誤アルコトヲ発見シ之レカ訂正ヲ為ス場合ノ如キハ前ニ作成シタル証書ヲ法第38条第２項第３項ニ依リテ挿入削除ヲ為シ得ヘキモノニ候ヤ将又此場合ニ於テハ更ニ証書ヲ作成スヘキモノニ候ヤ更ニ証書ヲ作成スルモノトセハ追完ノ手続ニ準スヘキモノナルカ又ハ訂正証書トシテ作成スヘキモノニ候哉

（回答）本年８月６日附稟伺ニ係ル公証人法ノ疑義ニ関スル件ハ問合面ノ場合ニ於テハ更正ニ付テノ証書作成ノ方式ニ依ルヘキモノト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

29　資格証明並其証明書ノ取扱ニ関スル件

（明43.5.16宮崎公証人広木幹照会）

（明43.11.25民刑475号民刑局長回答）

（要旨）許可又は同意をした者の資格は，常に証明することを要し，その証明書は附属書類として公正証書に連綴すべきである。

（照会）公証人法第33条ニ於ケル第三者ノ資格ニ付テハ其証明ヲ要スヘキ明文無之ニ付公証人ハ職務上適宜ノ方法ニ依リ之ヲ確ムルハ勿論ニ候ヘ共強テ証明書ノ提出等ヲ要求スルヲ得ス就テハ左ノ如ク取扱可然候哉

１　公証人ハ於テ其資格者ナルコトヲ熟知スル者ニ付テハ許可又ハ同意アリタルコトヲ証スヘキ適法ノ証書ヲ提出セシムルニ止ム

２　前項以外ノ者ニ付テハ前項ノ証書提出ノ外許可又ハ同意者ノ資格ヲ呈

示セシメ公証人ニ於テ其資格ヲ認メタル上之ヲ還付ス

（回答）許可又ハ同意アリタルコトヲ証スヘキ証書ハ其許可又ハ同意アリタルコトノ外許可又ハ同意ヲ為シタル者ノ必要ノ資格ヲモ証スルモノナルヲ要スルハ勿論ノ義ニ付公証人ニ於テ其資格者ナルコトヲ熟知スル場合ト雖モ仍ホ其証書ヲ提出セシムルコトヲ要ス而シテ其証書ハ附属書類ト連綴スヘキモノナレハ之ヲ嘱託人ニ還附スルコトヲ得ス

30　数事件ヲ列記シタル証書及抄録正本ニ関スル件

（明43.5.16宮崎公証人広木幹照会）

（明43.11.25民刑475号民刑局長回答）

（要旨）１　「数事件を列記する証書」中には，金銭消費貸借契約と抵当権設定契約とを一の証書に記載したものを包含する。

２　右の証書については，抵当物件の記載を省略した抄録正本を作成することができる。

（照会）公証人法第49条ノ「数事件ヲ列記スル証書」ニハ金銭貸借ノ法律行為ト其債権担保ノ為メニスル抵当権設定ノ法律行為トヲ一ノ証書ニ記載シタルモノノ如キヲ包含スル義ニ候哉

右包含スルニ於テハ其証書中抵当物件記載ノ部分ヲ省キ其ノ他ノ部分ノミヲ記載シタル抄録正本ヲ請求スル者アルトキハ之ヲ作成交付シ得ル義ニ候哉

（回答）貴見ノ通

31　土地ノ「大字」ノ記載ニ関スル件

（明43.12.19宇都宮公証人生方一哉照会）

（明44.5.11民事179号民事局長回答）

（要旨）土地の名称中に大字の文字が含まれている場合には，住所又は不動産を表示する際，大字の文字を省略できない。

（照会）嘱託人ノ住所又ハ不動産ヲ表示スル場合大字ハ特ニ大字何々ト記載セス単ニ何村何々（例エハ神奈川県中郡大磯町高麗５番地）ト記載スルモ表示ニ欠クル所ナキヤ従来神奈川県静岡県内ニ於テハ大字ナル文字ヲ記載セ

サル実例ナルモ茨城県栃木県ノ如キハ大字何々ト記載セリ特ニ大字ナル二字ヲ記載スル為メ紙数ヲ増加シ嘱託人ノ費用ヲ多大ナラシムル場合アルヲ以テ大字ナル文字ヲ省略シテ記載スルモ不可ナキヤ

（回答）嘱託人ノ住所又ハ不動産所在地ノ表示ニ付テハ「大字」ナル文字カ該土地ノ名称中ニ包含スル場合ニ於テハ同文字ヲ附記スヘキモノニシテ然ラサル場合ニハ附記スヘキモノニアラス

32　公証人ト嘱託人等ト親族タルトキノ取扱ニ関スル件

（明44.6.29福島公証人味岡道雄照会）

（明44.7.17民事494号民事局長回答）

（要旨）前任者の作成した証書の当事者が，後任者の親族であるときは，執行文の付与等については，他の公証人に代理を嘱託するのが相当である。

（照会）前任者ノ作成シタル証書ノ当事者又ハ代理人カ後任者ノ四親等内ニ当ルモノニ対シ其執行文ヲ付与スルコトヲ得サルヤ此段相伺候也

（回答）客月29日付稟伺ニ係ル公証人ノ職務執行上ノ疑義ニ関スル件問合面ノ場合ニ於テハ公証人法第63条ニ準拠シ他ノ公証人ニ代理ヲ嘱託スルヲ相当ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

33　事実ニ付テノ証書ノ作成方ニ関スル件

（明44.7.1宮崎公証人広木幹照会）

（明44.9.2民事531号民事局長回答）

（要旨）法39条の規定は，法律行為でない事実について公正証書を作成する場合にも適用される。

（照会）公証人法第39条第１項乃至第５項ノ規定ハ法律行為ニ非サル事実ニ付キ公正証書ヲ作成スル場合ニモ総テ適用セラルル義ニ有之候哉

法律行為ニ非サル事実ニ付キ公正証書ヲ作成スル場合ハ必スシモ嘱託人ノ立会ヲ要セサル義ト相心得候ニ付キ其立会ナキ場合ニハ証書作成ノ場所ニ於テ嘱託人ニ読聞カセ及署名捺印ヲ為サシムル等ノ手続ハ事実之ヲ為ス能ハサル義ナルニ依リ本項ノ疑義ヲ生シ候

（回答）貴見ノ通

34　事実ニ関スル証書作成ニ関スル件

（明44.7.1宮崎公証人広木幹照会）

（明44.9.2民事531号民事局長回答）

（要旨）嘱託人の立会なしに法律行為でない事実についての公正証書を作成することはできない。

（照会）前伺（前項）ニ対シテハ卑見ノ通リ御訓示有之候処右ハ後段ノ事由ヲ認可セラレタルモノニ有之候哉

（回答）法律行為ニ非サル事実ニ付テノ証書ハ公証人実験ノ現場ニ於テ之ヲ作成シ公証人法第39条ノ手続ヲ為スヘキモノナルカ故ニ前稟伺後段ノ如ク嘱託人ノ立会ナクシテ証書ヲ作成スルコトヲ得ス

35　公証人ト嘱託人ト親族タルトキノ取扱ニ関スル件

（明44.9.30東京公証人樫原三四郎照会）

（明44.10.7民事89号民事局長回答）

（要旨）債権譲渡の結果，債権譲受人と公証人とが親族関係にあるときは，執行文の付与等については，他の公証人に代理を嘱託するのが相当である。

（照会）甲ハ乙ニ金１,000円ヲ貸与スルニ付金銭消費貸借ノ公正証書ヲ公証人丙某ニ嘱託シ其作成ヲ受ケ而シテ其後甲ハ該債権ヲ丙ノ四親等内ノ親族ニ当ル戊ニ譲渡シタリ

右ノ場合ニ於テ戊ハ乙ニ対スル強制執行ノ為メ執行文付与ヲ丙公証人ニ求メタルトキハ蓋シ丙ハ之ヲ拒絶シ得ルコトハ公証人法第22条ニハ単ニ公証人ハ左ノ場合ニ於テハ其職務ヲ行フコトヲ得ストアリテ同条第１号ニ嘱託人ハ云々配偶者，四親等内ノ親族トアルニヨリ明ナルモノノ如シ然レトモ熟々該条ノ精神ヲ考フルニ契約証書作成ノ場合ニ於テノ弊ヲ除ク為メニシテ単ニ執行文付与ノ場合ノ如キハ此弊ナキヲ以テ丙公証人ハ職務ヲ行フモ差支ナキモノト信ス然レトモ該条文アルニヨリ大ニ疑問トス果シテ条文ノ如クセハ戊ハ如何ニシテ執行文付与ヲ受クルコトヲ得ルヤ御教示ヲ受ケ度此段及御照会候也

（回答）客月30日付問合ニ係ル公証人ノ職務執行上疑義ニ関スル件問合面ノ場合ニ於テハ公証人法第63条ニ準拠シ他ノ公証人ニ代理ヲ嘱託スルヲ相当ト

思考致候此段及回答候也

36　書記カ嘱託人ノ代理人タル場合ニ関スル件

（明44.11.17富山公証人赤松小一郎照会）

（明44.12.28民事129号民事局長回答）

（要旨）公証人の書記が嘱託人の代理人である場合は，当該事件はなるべく取扱わないようにするのが相当である。

（照会）１　嘱託人ノ委任ニ因ル代理人カ其公証人ノ筆生ナルトキ此代理人ニ依リ嘱託セラレタル事件ニ付公証人法第22条ノ各号ニ該当セサル限リ公証人ハ其職務ヲ行フコトヲ得ル義ト心得可然哉

２　公証人カ前項ノ職務ヲ行フコトヲ得ルモノトスレハ其代理人タル筆生カ他ニ職業ヲ有セサル場合ニ於テ公証人法第36条第３号ニ依ル職業ハ如何ニ之ヲ記載シテ可然哉

３　公証人カ第１項ノ職務ヲ行フコトヲ得ルモノトスルモ其代理人タル筆生ハ当該事件ニ付テハ公証人法第24条ニ依リ執務ノ補助ヲ為スコトヲ得サル義ト心得可然哉

右ハ差掛リタル事件有之公証人法第３条ノ執行ニモ関係ヲ有シ居候ニ付至急何分ノ御訓示奉仰候也

（回答）客月17日付稟伺ニ係ル公証事務取扱方ニ関スル件公証人ノ筆生カ嘱託人ノ代理人タル場合ハ公証人法第22条ノ明文ニ該当セサルモ此ノ如キ嘱託事件ハ同条ヲ設ケラレタル精神ヨリ可成之ヲ取扱ハサル様努メラルルヲ相当ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

37　第三者ノ同意書ニ関スル件

（明44.11.20富山公証人赤松小一郎照会）

（明45.2.9民事1146号民事局長回答）

（要旨）数個の法律行為につき，同時に各別に証書を作成する場合，第三者の同意を証する書面は各別に提出させるべきである。

（照会）嘱託人ノ法定代理人カ第三者ノ同意アリタルコトヲ証スル証書ヲ提出シ其ノ同意ヲ証明シタル該同意証書ニハ各別ノ法律行為数個ヲ列記シアリテ同意ノ趣旨ハ法定代理人カ其内ノ或ル法律行為ノミニ付同時ニ公正証書ヲ作成スルコトヲ要スルニ在リ而シテ法定代理人ハ此ノ１通ノ同意証書及ヒ同意者各自１通ツツノ印鑑証明書ヲ提出シ其ノ同意ヲ証明シテ同時ニ此ノ各別ノ法律行為数個全部ニ付キ公正証書ノ作成ヲ嘱託シタリ此場合ニ於テハ１通ノ同意証書ニ依リ同時ニ数個全部ノ法律行為ニ付キ明カニ其ノ同意ヲ証明セシメタルモノニシテ公証人法第33条ノ要件ヲ欠如セルモノト断スヘキニアラスト雖モ同法第41条ノ手続ヲ為ス上ニ於テ支障ヲ生スルニヨリ必ス同時ニ各別ニ作成スル公正証書１件毎ニ各別２名ノ同意証書１通ツツヲ提出セシムルコトヲ要スヘク其ノ同意証書ニ付キ公証人法施行細則第19条第２項（現施行規則第14条）ニ準シタル取扱ヲ為スコトヲ得サル儀ト心得可為哉

（回答）　貴見ノ通

38　列席者ニ関スル件

（明45.6.28福島公証人服部幸作照会）

（明45.8.3民事1056号民事局長回答）

（要旨）法第28条による人違でないことの証人は，証書に署名の必要がないから，証人には法第34条第３項第３号は準用されない。

（照会）公証人法第39条ノ列席者中ニハ第28条第２項ノ証人ヲ包含セサルニ於テハ証書ニ其旨ヲ記載スルニ止マリ署名捺印セシムル要ナキモノナレハ証人ニ準用スヘキ第34条３項ノ３ニ自ラ署名スルコト能ハサル者トアル規定ハ準用セラレサル義ニ候哉疑義相生シ候条此段相伺候也

（回答）本年６月28日付稟伺ニ係ル公証人法ノ疑義ニ関スル件ハ貴見ノ通ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

39　私署証書ノ引用ニ関スル件

（明45.5.18岡山地裁所長照会）

（大元.9.4民事358号民事局長回答）

（要旨）１　公正証書は，さきに同一法律行為につき私署証書を作成したと否とにかかわらず作成することができる。

２　私署証書を作成した法律行為につき公正証書を作成する場合においても，法律行為の要綱を記載することを要し，その証書に私署証書の抵当物件の記載を引用しても，私署証書の記載は公正証書の一部とならないから，当然には私署証書による抵当権設定と同一の効力を生じない。又私署証書の物件目録のみを公正証書に引用しながらその全部を添付書面とすることは相当でない。

３　私署証書の全部を公正証書に引用するのは法第40条に該当しない。

４　公正証書に他の書面を引用すると否とにかかわらず，該公正証書のみにより債務名義の効力を有する場合には強制執行認諾条項を付することができる。

（照会）１　別紙甲号ノ如ク私署証書ニ依リ事実上金員ノ貸借行ハレ（稀ニハ金員ノ授受ハ公正証書ノ作成ト同時ナルトキモアリ）之ニ設定シタル抵当権ノ登記ヲモ終了シ而シテ凡ソ１ヵ月ヲ経過シタル後ニ至リテ乙号第１条ノ如ク法律行為トシテ再ヒ甲号ノ貸借契約ヲ公正証書ニ作成スルコトヲ得ヘキ乎

２　若シ公正証書ニ之ヲ作成シ得ヘシトセハ乙号公正証書ニハ其第１条但書ニアル如ク之レカ抵当物件ハ何々外何十何筆ト略記シ之レカ明示ヲ甲号私署証書ニ譲リ置クモ公正証書ニ於ケル抵当権ノ効力ヲ保持シ得ヘキ乎

３　若シ甲号私署証書ヲ以テ公証人法40条ニ所謂他ノ書面ヲ引用シ云々トアル他ノ書面ニ相当セルモノトセハ甲号私署証書ヲ乙号公正証書ニ添付スルト否トハ嘱託者の任意ニシテ公証人ハ必スシモ之ヲ添付セシムル要ナキモノナル乎

４　甲号私署証書ト乙号公正証書トハ其記載条項殆ント同一ニシテ乙号公正証書第11条以下火災保険ニ関スル補充的約定ヲ加ヘタルノミ然ルニ乙号公正証書第15条ノ如ク直チニ強制執行ヲ受クルモ異議ナキ旨記載シ之ニ基キ強制執行ヲ為スコトヲ得ヘシトセハ恰モ其ノ根本タル甲号私署証書ノ権利関係ニ対シテ乙号公正証書ヲ以テ強制執行ヲ許スカ如キ嫌アリ穏当ヲ欠ケルニアラサル乎ヲ慮ル然モ尚其ノ強制執行ハ之ヲ許スヘキモノナル乎

右疑義有之及御問合候也

別紙乙号

年賦償還貸借契約公正証書

本職ハ明治45年７月１日当事者ノ嘱託ニ因リ其ノ陳述ヲ聴取シ法律行為ニ付法定ノ方式ニ従ヒ当役場ニ於テ此証書ヲ作成ス

第１条　甲某ハ其所有ニ係ル地所及ヒ建物ヲ１番抵当トシ乙銀行ヨリ金何百円ヲ利息１ヵ年何分何厘ノ定メヲ以テ借受ケ乙銀行ハ之ヲ貸付ケ其金員ハ受渡ヲ終了シタリ

但此貸借ニ付キ債務者ハ債権者ニ対シ別ニ何郡何村大字何字何田何反何畝何歩他何拾何筆同地上ニアル建物何棟ニ付キ抵当権設定ノ登記ヲ経タル明治45年６月６日付ノ私署証書ヲ差入レタリ尚債務者ハ抵当建物ニ付属スル造作其ノ他総テ定着ノ儘抵当ト為シタルコトヲ承認シタリ

第２条乃至第14条　略

第15条　債務者ハ義務履行ノ期ニ至リ其義務ヲ尽ササルトキハ直ニ強制執行ヲ受クルモ異議ナキコトヲ確認セリ

（以下略）

別紙甲号

不動産抵当年賦償還金員借用証

一　金何百円也

右ノ金員ヲ左ノ契約ニテ正ニ借用申候

１乃至12　略

13　借用金ノ担保トシテ左ノ不動産ヲ１番抵当ニ差入申候

不動産ノ表示

一　何県何郡何村大字何何番地何反何畝何歩

一　何県何郡何村大字何何番地宅地何坪及同地上ニ在ル建物何棟何坪

（以下略）

（回答）本年７月18日付発第737号ヲ以テ御問合相成候公正証書作成方ニ関スル件ハ左ノ通思考致候

１　公正証書ハ嚢ニ同一法律行為ニ付キ私署証書ヲ作成シタルト否トヲ問ハス之ヲ作成スルコトヲ得ルモ本問乙号第１条但書ノ如キ明確ナラサル記載ハ之ヲ避クルヲ可トス

２　嚢ニ私署証書ヲ作成シタル法律行為ニ付キ更ニ公正証書ヲ作成スル場合

ニ於テモ公正証書ハ総テ法律行為ノ要綱ヲ記載スルコトヲ要シ問合面ノ如ク抵当物件ノ記載ヲ省略シテ私署証書ニ譲ルモ私署証書ノ記載ハ単ニ物件目録ノ記載トシテハ格別其他ノ部分ニ付テハ公正証書ノ一部ト為ラサルヲ以テ当然私署証書ニ因ル抵当権設定ト同一ノ効力ヲ生スルモノニアラス而モ私署証書ハ記載セル物件目録ノミヲ公正証書ニ引用シテ其点ノミニ関シ公証人法第40条ニ依ル添付書面ト為スカ如キハ誤解ヲ生スル虞アルヲ以テ之ヲ避クルヲ可トス

3　私署証書ノ全部ヲ公正証書ニ引用スルハ公証人法第40条ノ規定ニ相当セサルヲ以テ添付書面ト為スヘキモノニアラス

4　公正証書ニ他ノ書面ヲ引用シタルト否ニ拘ラス其公正証書ノミニ依リ完全ニ債務名義タル効力ヲ有スル場合ハ強制執行ヲ受クヘキ旨ノ記載ヲ為スコトヲ得ルモ然ラサル場合ハ之レカ記載ヲ為スヘキモノニアラス此段及回答候也

40　私署証書ノ援用ニ関スル件

（大2.2.1東京公証人今井万吉照会）
（大2.6.27民91号法務局長回答）

（要旨） 1　私署証書を公正証書に援用した場合においても，その証書により給付を約するものであれば，強制執行認諾条項を記載してよい。

2　不動産の抵当権設定登記を経た私署証書を公正証書に援用した場合においても同様である。

3　私署証書を公正証書に援用し，これに承認等の文字を用いても，該公正証書は手数料規則第22条の承認証書にあたらない。

（照会） 1　私署証書ノ債務ヲ承認又ハ確認シタル旨ヲ記載シタル公正証書ハ民事訴訟法第559条第５号（現第３号）ノ証書ニ該当セサルヲ以テ該証書ニハ強制執行ニ関スル記載ヲ為スコトヲ得ス従テ其ノ正本ニハ執行文ヲ付記スヘキモノニアラサル趣ハ従来多数ノ稟伺ニ対シ民刑局長ヨリ御回答有之候処明治44年㋆第226号明治45年２月７日大審院第二民事部ノ判決ハ右民刑局長ノ御回答ト異ナリ私署証書ニ因リ成立シタル消費貸借ヲ承認シタル旨ヲ記載シタル公正証書ハ民事訴訟法第559条第５号（現第３号）ニ該

当スル証書ニシテ強制執行ニ関スル記載ヲ為シ真正本ニハ執行文ヲ付記スルコトヲ得ル如ク判示セラレ候ニ付テハ右判決ノ趣旨ニ従ヒ公正証書ヲ作成スルモ差支ナキ義ト心得可然哉

2　前記判決ノ趣旨ニ従ヒ公正証書ヲ作成スルモ差支ナキ義ニ候ハハ当事者間ニ消費貸借契約ヲ締結シ債務者カ債務ノ担保トシテ其ノ所有不動産ニ抵当権ヲ設定シ之ヲ私署証書ニ作成シテ抵当権設定ノ登記ヲ受ケタル後右私署証書ノ債務ヲ承認シタル旨ヲ公正証書ニ作成スル場合（或ハ当事者ハ何年何月何日付私署証書ニ因リ消費貸借契約ヲナシ債務者所有ノ不動産ヲ債務ノ担保トシテ抵当権ヲ設定シ其ノ登記ヲ完了シタル旨ヲ記載スル公正証書ヲ作成スル場合）ノ如キモ強制執行ニ関スル記載ヲ為シ真正本ニハ執行文ヲ付記スルコトヲ得ル義ト心得可然哉

右稟伺候也

（回答） 本年２月14日付稟伺ニ係ル公正証書ノ作成方ニ関スル件ハ左ノ通思考致候

1　私署証書ノ債務ヲ承認又ハ確認シタル旨ヲ記載シタル公正証書ニハ強制執行ニ関スル記載ヲ為スコトヲ得サル旨ノ当省先例ハ明治43年11月23日民刑第1377号青森地方裁判所所属公証人館純吉ニ対スル民刑局長回答ニ依リ省議変更セラレタルモノニシテ該回答ノ趣旨ハ明治44年㋆第226号大審院判決ノ趣旨ト抵触スル処ナク該回答ノ趣旨ヲ再言スレハ私署証書ヲ援用シテ公正証書ヲ作成スル場合ニ於テモ其証書ニ依リ給付ヲ約スル趣旨ナル以上ハ之ニ強制執行ニ関スル記載ヲ為スコトヲ得ルモ凡ソ公正証書ハ法律関係ヲ明確ニシ疑義ヲ生セサル様努ムルヲ肝要トスルヲ以テ承認又ハ確認等ノ文詞ハ之ヲ避クルヲ可トス

2　証書ノ趣旨前項ノ如ク私署証書ヲ援用シ依テ給付ノ義務ヲ証スルモノナル以上ハ貴見ノ通リ解スヘシ但此場合ニ於テモ亦前項ノ場合ニ於テモ公正証書ニ承認又ハ確認等ノ文字ヲ用ユルモ該証書ハ公証人手数料規則第13条第１号ノ所謂承認ヲ証スル証書ニ非サルヲ以テ同条ニ依リ手数料ヲ算定スヘキ限ニ非ラサルハ勿論ナリトス此段本官ヨリ及回答候也

（参考） 公正証書の作成につき，さきに作成した私署証書を引用すると否とを問わず，該証書が法律行為の要項を具備する以上は強制執行の債務名義と

なり得るが「債務を確認し云々」のような文言は避けた方がよい（明42.11.29青森公証人館純吉照会，明43.11.23民刑1377号民刑局長回答）。

41　私署証書ヲ確認シタル公正証書ニ関スル件

（大元.12.27神戸公証人能勢恭三照会）

（大2.6.27民91号法務局長回答）

（要旨）私署証書を公正証書に援用した場合においても，その公正証書により給付を約するものである以上強制執行認諾条項を記載してよい。

（照会）明治42年８月16日静岡地方裁判所所属公証人千阪彦四郎稟伺第４条ニ対スル御省民刑第989号ノ御回答ヲ解釈シ抵当付債務ヲ確認シタル公正証書ニハ全然執行文ヲ付スヘカラスト説クモノアリ又一方ニハ前記御回答ノ趣旨ニ抵当付債務確認証書ヲ以テ必スシモ民事訴訟法第559条第５号（現第３号）ニ該当セスト云フニアラス同条ノ規定ハ単ニ一定ノ数量ノ給付ヲ以テ目的トスル請求ニ付キ作リタル証書トアルヲ以テ最初ノ証書タルト確認ノ証書タルトヲ区別スヘキモノニアラス殊ニ確認証書ハ一層事ヲ鄭重ニシタルモノ法律ニ反対ノ規定ナキ以上ハ執行文ノ付与ヲ拒ムヘキ理由ナシ唯同稟伺第一ニハ８月15日付私署証書ノ契約ニ因リ其証書記載ノ金500円トアリテ別約付ノ金員ナルカ如キ観アリ殊ニ其前文タル第４条ニハ契約約款ヲ私署証書ニ譲リ公正証書ニハ其ノ一部ヲ摘録スルコトノ記載アリテ或ハ請求権ノ変更ヲ来タスヘキ事由強制執行ヲ防止シ得ヘキ事由等私署証書ニ記載アルヤモ知ルヘカラス此ノ如ク単純明確ニ非サル請求ハ民事訴訟法ニ云フ所ノ一定ノ数量ノ請求ト云フヘカラストノ御見解ヲ以テ執行文ヲ付与スルコトヲ得スト御回答アリシモノト思考ス故ニ御回答ノ趣旨ハ請求ノ一定ヲ欠クカ為メニ執行文ヲ付与スルコトヲ得スト云フニアリテ確認証書ナルカ故ニ執行文ヲ付与スルコトヲ得スト云フニ非ラスト説ク者アリ此ニ様ノ解釈ノ為メニ現今執務ノ支障ヲ生シ居リ候何分ノ御指示相成度此段稟伺候也

（回答）客年12月27日付稟伺ニ係ル明治42年当省民刑第989号先例ハ明治43年11月22日民刑第1377号青森地方裁判所所属公証人館純吉ニ対スル民刑局長回答ニ依リ変更セラレタル義ニ有之候此段本官ヨリ及回答候也

（参考）（明42民刑989号民刑局長回答）

（照会）公証人法第40条ニ基キ別紙ノ如ク抵当権ノ設定アル私署証書ヲ提出シ左記ノ事項ノミヲ公正証書ニ作成シ且ツ私署証書ハ其公正証書ニ添付センコトヲ以テ嘱託スルモノアリトスルトキハ之ニ応シ妨ケナキハ論ヲ俟ス尚債務者カ其添付書類ノ約旨ニ背キタル場合ニ債務者ヨリ請求スルトキハ右公正証書ノ正本ニ執行文ヲ付与シ妨ケナキ義ト心得可然哉

別紙

公正証書契約要旨

第１　債務者乙ハ此証書ニ添付シタル別紙明治42年８月15日付私署証書（略）ノ契約ニ依リ其証書記載ノ金500円ハ正ニ債権者甲ヨリ借受ケタルコトヲ確認ス

第２　債務者乙ニ於テハ前記証書ノ契約ニ背キタル場合債権者甲ニ於テ一定ノ金額ノ請求ヲナス場合ニハ債務者（保証人）ハ直チニ強制執行ヲ受ケ異議ナシ

（回答）問合面ノ「公正証書契約要旨」ノ第１ハ民事訴訟法第559条第５号ニ謂ハユル一定ノ金額ノ支払ヲ以テ目的トスル請求ニ付作リタル証書ニ該当セサルヲ以テ同要旨ノ第２ハ該証書ニ之ヲ記載スルコトヲ得ス従テ該証書ノ正本ニハ執行文ヲ付記スヘキモノニ非ス

42　公証証書作成ニ関スル件

（大4.7.13甲府公証人志邨亮平照会）

（大4.8.6民1197号法務局長回答）

（要旨）弁済期日後，改めて給付の義務を約し，かつ強制執行を認諾する旨の契約については証書を作成することができる。

（照会）私署証書ヲ以テ金銭ヲ貸渡シタルモ其弁済期日ニ債務ヲ履行セサルニ付更ニ23日内ノ短期間内ニ其債務ヲ履行スヘク若シ不履行ノトキハ直チニ強制執行ヲ為スヘキ契約ノ嘱託ニ応スルモ差支ナキヤ

（回答）問合面ノ場合ニ於テ公証人ノ作成スヘキ公正証書ニ依リ給付ノ義務ヲ約スルモノナルニ於テハ貴見ノ通

43　許可同意ニ関スル件

（大4.7.13甲府公証人志郵亮平照会）

（大4.8.6民1197号法務局長回答）

（要旨）法律行為につき許可又は同意をしたことの陳述をすることを委任された者の陳述により公正証書を作成することはできない。

（照会）許可又ハ同意ヲ要スヘキ法律行為ヲ為スニ際シ（夫若クハ）親権ヲ行フ父母カ其行為ヲ許可又ハ同意スヘキコトヲ委任スルニアラスシテ其行為ニ許可又ハ同意ヲ為シタルニ付単ニ之カ陳述ヲ為スコトヲ委任シ得ルヤ

（回答）問合面ノ如キ委任ヲ受ケタル者ノ陳述ニ因リ公正証書作成スルコトヲ得ス

44　組合契約加入ノ公正証書ニ関スル件

（大6.6.8福岡地裁所長照会）

（大6.7.14民1449号法務局長回答）

（要旨）公正証書に他の公正証書を援用した場合でも，一定の金額の支払を約したものであれば，これに強制執行認諾条項を記載し得るが他の組合契約公正証書の条項を承認し，その組合に加入した旨を記載した公正証書には強制執行認諾条項を記載すべきでない。

（照会）公証人ニ於テ組合員カ或ル違反行為アルタルトキハ一定ノ違約金ヲ支払フヘキ罰款アル組合契約ノ公正証書ヲ作成シタル後該契約ニ基キ組合ヲ代表スヘキ組合員甲者ト新ニ其組合ニ加入スヘキ乙者トノ間組合加入ノ公正証書ヲ作成スルニ該リ嚢ニ作成シタル組合契約ノ各条項ヲ列記セス単ニ其ノ組合契約アル公正証書ヲ援用シ乙者ニ於テ該契約ノ各条項ヲ承認シ組合ニ加入セルコト及強制執行認諾ノ旨ヲ記載シタルモノアリ然ルニ後日右等甲乙両者間ノ嘱託ニ依リ作成シタル公正証書ニ基キ甲者ヨリ乙者ニ対シ違約金徴収ノ為メ公正証書ノ執行正本ヲ求ムルコトアルモ該証書自体ノミニテハ民事訴訟法第559第５号（現行第３号）ニ所謂一定ノ金額ノ支払ヲ以テ目的トスル請求ニ付キ作リタルモノナルコト判然セサルカ故ニ其援用シタル組合契約ハ公正証書謄本ヲ執行正本ニ添付シ付与スルコトヲ得ヘキヤ元来右等公正証書ニ対シテハ執行正本ヲ付与スヘキモノニ非ス従テ強制

執行認諾ノ旨ヲ記載スルコトヲ得サル義ニハ無之哉

（回答）公正証書ニ他ノ公正証書ヲ援用シタル場合ニ於テモ其証書ニ依リ一定ノ金額ノ支払ヲ約シタルモノナルトキハ之ニ強制執行ヲ受クヘキ旨ノ記載ヲ為スコトヲ得ルモ問合面ノ如ク公正証書ニ他ノ組合契約公正証書ヲ援用シテ之ヲ添付書面ト為シタルニ非ス単ニ組合契約ノ各条項ヲ承認シ該組合ニ加入セシコトノミヲ記載シタルモノハ之ニ依リ支払又ハ給付ノ義務ヲ約シタルモノトスルコトヲ得サルヲ以テ斯ル証書ニハ直ニ強制執行ヲ受クヘキ旨ノ記載ヲ為スヘキモノニ非ス従ツテ仮令之カ記載アリトスルモ該証書ニ援用シタル他ノ公証証書ヲ添付シテ之ニ執行文ヲ付与スヘキモノニ非ス

45　消費貸借消滅事項ノ記載

（大6.6.8福岡地裁所長照会）

（大6.7.14民1449号法務局長回答）

（要旨）公証人が前に証書を作成した消費貸借契約について，受取証書等を公正証書で作成したときは，右の契約にかかる証書原簿の備考欄に便宜弁済の旨を記載しておくのは差し支えない。

（照会）同一公証人ニ於テ前ニ金銭消費貸借ノ公正証書ヲ作成シタル後借主ノ弁済ニ依リ貸主一方ノ嘱託ニ依リ受取証書ヲ作成シ又ハ貸主借主双方嘱託ニヨリ弁済証書ヲ作成シタルモノノ如キハ前ニ作成シタル消費貸借カ消滅シタルモノナルコトヲ判然セシムル為メ証書原簿ニ記載シタル当該事件ノ備考欄ニ其旨付記セシメ置ク方可然思考候得共若シ其受取証又ハ弁済証書カ他ノ公証人役場ニ於テ作成セラレタルトキハ之レカ通知等ノ規定ナキヲ以テ其付記ヲ為スコトヲ得サルヘキカ故ニ果シテ同一公証人ニ於テ作成シタルモノト雖モ其儘トシ右等付記セシムヘキモノニ非ラサルヘキヤ

（回答）前段貴見ノ通証書原簿ノ備考欄ニ便宜弁済ノ旨ヲ記載シ置クハ差支ナシ

46　許可同意ノ証明ニ関スル件

（大6.10.22広島公証人岩佐樟坪照会）

（大6.11.9民2118号法務局長回答）

（要旨）嘱託人が許可又は同意を託すべき書面を提出しないときは，公証人はその嘱託を拒絶すべきであり，他日その欠缺を追完する条件の下に証書を作成することはできない。

（照会）卑職伏言公証人法第32条第33条ノ法文解釈ニ付下記甲乙両議アルコトヲ近頃聞知致候敢テ所信ナキニハアラサルモ此両議ノ取捨如何ハ職責上ニ重大ノ関係有之候ニヨリ慎重ノ研究ヲ要スヘキコトト奉存候因テ左ニ問題及面議ノ大意ヲ述ヘ御指令奉仰候

問題　法律行為ノ公正証書作成ノ嘱託人カ或ハ代理人ナル場合ニ代理権限ヲ証明スヘキ適法ノ証書ヲ提出セス或ハ第三者ノ許可又ハ同意ヲ要スヘキ場合ナルニ許可又ハ同意ヲ証明スヘキ適法ノ証書ヲ提出セサルトキハ公証人ハ絶対ニ其嘱託ヲ拒絶スヘキヤ或ハ公証人法施行細則第11条（現施行規則12条）ニ依リ嘱託人ニ注意ヲナシ其説明ヲ聞キタル後公証人ニ於テ相当ナリト思料シタルトキハ他日追完スヘキ条件ノ下ニ之ヲ受理シ公正証書ヲ作成スヘキヤ如何

甲議　公証人法第32条ノ代理人ノ権限ヲ証スヘキ証書及第33条ノ第三者ノ許可又ハ同意ヲ証スヘキ証書ハ何レモ各同条第１項ニ証書ヲ提出セシメ証明セシムルコトヲ要ストアルニ付キ公証人適法ナル証書ノ提出ナキコトヲ発見シタルトキハ其嘱託ヲ拒絶セサル可ラス只右両条共末項ニ欠缺ヲ追完シタルトキハ効力ヲ妨ケラルルコトナキ規定ヲ設ケラレタル所以ハ公証人其不適法ナル点アルコトヲ発見セス誤テ之ヲ受理シ証書ヲ作成シタル場合ニ於テ法律ハ嘱託人ニ同情シテ追完ノ便法ヲ設ケタルニ過キサルナリ若シ其レ追完ヲ条件トシテ之ヲ受理シ得ルモノトセハ代理ノ委任状ナキトキモ之ヲ受理シテ証書ヲ作成スルノ奇観ヲ呈スヘシ且同法第28条第１項ニモ嘱託人ノ氏名ヲ知リ且面識アルコトヲ要ストアリテ追完ノ規定ナキニヨリ同条ニ違反スルトキハ公証人始メヨリ其嘱託ヲ受理ス可ラサルコト勿論ナラン然ラハ其レト同文詞ヲ用ヒ要スト記載アル第32条第33条ノ場合ニ於テ偶々追完ノ規定アルカ為法律ノ要求条件不備ノ儘之ヲ受理シ証書ヲ作成シ得ヘシトナスハ事理ニ適セサル曲論ナリト云フニ在リ

乙議　公証人法第32条第33条ニ何々ヲ要スト記載シタルハ同法第２条ノ

公証人ノ作成シタル文書ハ本法及他ノ法律ノ定ムル要件ヲ具備スルニ非サレハ公正ノ効力ヲ有セストノ法文ヲ受ケ当然公正証書ノ効力ヲ発生スヘキ文書ヲ作成スル場合ヲ前提トシテ之ヲ要求シタル条件ト解スヘシ故ニ嘱託人ニ於テ直ニ公正証書ノ効力ヲ発生セシメサルモ可ナリト為ス場合ニ於テ公証人法施行細則第11条（現施行規則12条）ニ依リ注意ヲナシタル後日追完スヘキコトヲ条件トシテ之ヲ受理シ証書ヲ作成スルモ敢テ妨ケナキモノト做ササル可カラス何トナレハ同法第26条第27条ニハ何々云々証書ヲ作成スルコトヲ得ストアリテ厳然禁止セルニ拘ハラス特ニ第32条第33条ニハ文例ヲ異ニシテ何々ヲ要スト記載セルヲ以テナリ若シ甲議ノ如ク均シク禁止ナラシメンニハ立法者何ヲ苦シミテ如此二様ノ文法ヲ用ヒシヤ其理由ヲ解スルコト能サルニ至ルヘシ世豈ニ如是理由アランヤ甲議者曰ク第28条ニ違反シテ作成シタル法律行為ノ証書ハ同条ニ追完ノ規定ナキヲ以テ公正証書ヲ作成セシムルノ要ナカルヘシ然ルニ尚何々ヲ要スト記載シ何々シ得ストノ禁止文ナキヲ以テ見レハ其要スト云得スト云フ文詞ノ差異ハ敢テ重キヲ為スニ足ラスト曰ク否凡法律行為ニ於テ当事者相互ノ知氏名面識ハ其要素ニアラス要ハ人違ヒナキコトヲ期スルニ在ルヲ以テ一般的規定トナス故ニ氏名ノ真偽未タ確定セサルノ一事ヲ以テ直ニ証書作成ヲ禁止スルトセハ惹キテ要素ニ瑕瑾ナキ法律行為ヲ禁止スルノ結果トナリ立法論トシテ穏当ナラス何トナレハ若シ之ヲ禁止スルトセハ其禁モ犯シタル証書ハ絶対無効ノ反古紙ニ帰着シ意思表示ナキト等シキヲ以テナリ元来面知氏名面識ハ公正証書作成ノ一要式ニ過キス故ニ此要式ノ欠如ハ要スル公正証書ノ効力ヲ失却セシムルヲ以テ足リ之ヲシテ直チニ其法律行為ノ効力ヲモ併セテ失却セシメ絶対無効ニ帰セシムルハ民法上ノ一般的規定ト矛盾スルヲ免レス是ヲ以テ立法者敢テ之ヲ禁止セス以テ法律行為ノ成立ニ妨ケナカラシメタリ而シテ公証人ハ職トシテ公正証書ヲ作成スヘキモノナレハ公正ノ効力ナキ証書ノ作成ハ之ヲ拒絶スヘキコト固ヨリ其所ナリト雖モ禁止ノ明文ナキニヨリ之ヲ作成シタリトセハ只公証人手数料規則第32条ニ依リ手数料等ヲ徴収ス可ラサルノミ其証書ハ固ヨリ私署証書トシテ完全ナル証拠力ヲ有スルモノトス而シテ

公証人法ニ其追完ヲ許ササルモノハ法律行為ノ公正証書ハ私署証書ト異ナリ公証人法第35条ニ依リ嘱託人ノ陳述ヲ録取シテ之ヲ作成スルモノナレハ嘱託人ハ実ニ公正証書作成ノ要素ナリト做ササル可ラサルヲ以テナリ既ニ之ヲ要素トナス以上ハ其欠如ノ際追完ヲ許ス可ラサルコト更ニ多弁モ要セス甲議者曰ク公証人法第32条第33条ニ追完ノ規定アルヲ以テ証書ヲ作成シ得ヘシト做セハ全然委任状ノ提出ナキ場合モ漫然代理人トシテ証書ニ表示スルト奇観ヲ呈スヘシト曰ク然リ之ヲ奇観ナリトハ誠ニ奇観ナリ然レトモ民事訴訟法第70条ニモ委任状ノ欠缺アルトキ追完ヲ条件トシテ訴訟ヲ進行セシムルノ規定厳然トシテ存ス此場合ニ於テハ裁判所ハ口頭弁論調書ヲ作成シ敢テ怪マサルナリ此調書モ亦公正証書ナリ均シク公正証書ニシテ公証人ノミ独リ奇観ナリトシテ其作成ヲ禁止スヘキ理由果シテ正当ナリヤ大ニ疑ヒナキ能ハス甲議者曰ク公証人法第32条第33条ノ追完ヲ許シタルモノハ元来証書ノ作成ヲ禁止セラレタルモノナルモ公証人誤テ之ヲ受理作成シタル上ハ嘱託人ニ同情シテ其追完ヲ認メタルノミト曰ク此説ハ甚タ巧妙ナルニ似タルモ亦思ハサルノ甚シキモノナリ如此解スルトキハ公証人ノ注意疎密如何ニ因テ公正証書ヲ作成シ得ルト否トノ区別ヲ生シ公証人書類ノ調査如何ニ因リ一ハ条件付公正ノ効力アル証書ヲ得他ハ此証書ヲ得サルノ差異ヲ醸ス画一ヲ主義トスル公証人法ニシテ豈如此偏頗ノ規定ヲ設クルノ理由アランヤ

要之甲議ハ法律行為ノ成立条件ト公正証書ノ発効条件トヲ混同シ何々ヲ要ストノ法文ニ拘泥シテ他ヲ顧ミルノ遑ナク遂ニ不法ノ論決ヲ為スニ至リタルモノナリト云フニ在リ

前記両議ノ是非果シテ如何卑職ハ乙議ヲ相当ナリト思料スル者ニ候ヘ共甲議ハ有力者ノ唱道スル所ニシテ卑職殆ト其取捨ニ迷ヒ申候依テ茲ニ状ヲ具シ奉稟伺候冀クハ可成速ニ御指令奉願候以上

（回答） 本月22日附稟伺ニ係ル公正証書作成ニ関スル疑義ノ件公証人法第32条第１項ノ場合ニ於テ代理人カ代理権限ヲ証明スヘキ証書ヲ提出セス又ハ同法第33条第１項ノ場合ニ第三者ノ許可又ハ同意ヲ証明スヘキ証書ヲ提出セサルトキハ公証人ハ其嘱託ヲ拒絶スヘク他日其ノ欠缺ヲ追完スヘキ条件ノ

下ニ公正証書ヲ作成スルコトヲ得サル儀ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

47　株主タル公証人ノ証書作成ニ関スル件

（大7.6.5旭川公証人菅原景忠照会）

（大7.6.22民1325号法務局長回答）

（要旨） 公証人は，自己が株主である会社が他との間にした物品売買，金員貸借等の契約について公正証書を作成して差し支えない。

（照会） 株式会社ノ株主タル公証人ハ会社カ他ト物品売買又ハ金員貸借等ノ契約ヲ為シタル場合ハ其契約ニ付全然利害ノ関係ナシト謂フヲ得サルカ如クナルニ依リ其証書ヲ作成スルコトヲ得サル義ニ候哉

（回答） 問合面ノ場合ハ公証人法第22条第３号ニ所謂「利害ノ関係ヲ有スルトキ」ニ該当セス従テ此場合ニ於テハ公証人ハ公正証書ヲ作成スルコトヲ妨ケサルモノトス

48　取消シ得ヘキ法律行為ニ関スル件

（大8.1.31和歌山公証人平田二郎照会）

（大8.3.4民428号法務局長回答）

（要旨） 後見監督人が被後見人を代表して被後見人所有の不動産を後見人に贈与する旨の契約について，公正証書を作成することができる。

（照会） 甲ハ禁治産者ニシテ其妻乙ハ後見人タル場合ニ於テ後見監督人丙ハ民法第915条第４号（現第851条第４号）ニ依リ甲ヲ代表シテ其所有不動産ヲ無償ニテ後見人タル乙ニ与フルノ意思ヲ表示シ乙ハ之ヲ受諾スル贈与行為ニ付甲ノ親族会ノ同意アリタルコトヲ証明シ丙及乙ヨリ之カ公正証書ノ作成方嘱託アリタルトキハ公証人ハ之ヲ作成スルコトヲ得ルヤ民法第930条（現第866条）ニ依レハ後見人ハ被後見人ノ財産ヲ譲リ受ケタルトキハ被後見人ハ之ヲ取消スコトヲ得ルニ付公証人ハ公証人法第26条ニ依リ之カ証書ヲ作成スルコトヲ得サルカ如シト雖モ同条ニ所謂無能力ニ因リ取消スコトヲ得ヘキ法律行為トハ無能力者ノ法律行為ニシテ取消シ得ヘキ瑕疵アルモノヲ指称シ前述ノ如キ後見人及被後見人間ノ契約又ハ民法第792条（現第

754条）所定夫婦間ニ於テ契約ヲ為シタルトキハ其契約ハ婚姻中何時ニテモ夫婦ノ一方ヨリ之ヲ取消スコトヲ得ヘキ場合ノ如キハ能力ニ制限ヲ加ヘタルニアラス又行為自体カ瑕疵アルモノト云フヲ得ス恰モ民法第550条ニ依リ書面ニ依ラサル贈与ハ取消スコトヲ得ヘキカ如ク唯特別ノ保護ヲ与ヘタルニ過キサルヲ以テ無能力ニ因リ取消スコトヲ得ヘキ法律行為中ニ包含セサルモノト思考候得共先例ノ依ルヘキモノ無之疑義ニ渉リ候ニ付此段及稟伺候也

（回答）客月31日付ヲ以テ稟伺相成候公正証書作成ニ関スル件ハ貴見ノ通ト思考致候此段及回答候也

49　借地法ニ関スル件

（大10.6.4東京公証人加藤信存照会）

（大10.6.16民事2538号民事局長回答）

（要旨）処分の権限のない者は，建物所有のための土地の賃貸借契約をすることはできない（民法第602条参照）。

（照会）処分ノ権限ナキ者ハ借地法ニ依ル賃貸借契約ヲ為スコトヲ得ルヤ否ヤ

（回答）本年６月４日付稟伺ノ件ハ処分ノ権限ナキ者ハ借地法ニ依ル賃貸借契約ヲ為スコトヲ得サル儀ト思考致候

50　公正証書ノ効力ニ関スル件

（大12.7.18民事2650号各地裁所長あて民事局長通達）

（要旨）組合契約において，組合員総会の決議を経て違反者を除名し，一切の交際を拒絶する旨の条項は，公序良俗に反し無効である。

（通達）標記ノ件ニ関シ別紙ノ通富山地方裁判所長へ通牒致候ニ付テハ貴管内公証人ニ対シ相当御注意相成候様御配慮相煩度為念此段及通牒候也

別紙

司法省民事局民事第2649号

大正12年７月16日

司法省民事局長　池　田　寅二郎

富山地方裁判所長　堀　　確太郎　殿

客月30日付第4023号ヲ以テ御送付相成候小作奨励組合規約ニ関スル公正証書写中第19条第20条ニ組合員ニシテ本契約事項ニ違反シタル者ニ対シテハ総会ノ決議ヲ経テ之ヲ除名シ一切ノ交際ヲ拒絶スル旨ノ条項有之候モ右ハ公序良俗ニ反スル無効ノ契約ト被存候就テハ貴管内公証人ニ対シ斯ル趣旨ノ条項アル証書作成ノ嘱託ニハ応セサル様可然御注意相成候様致度此段及通牒候也

（参考）養子縁組ハ戸籍吏ニ届出ツルニ因リテノミ其効力ヲ生シ公正証書ニ依ル養子縁組ナルモノハ何等ノ効力ヲ生セサル無効ノ行為ナルヲ以テ公証人ハ斯ル証書作成ノ嘱託ニ応スルコトヲ得ス（大4.12.9大阪公証人松村正信伺，大5.3.28民第459号法務局長答）

51　嘱託人年令表示方ニ関スル件

（昭5.10.20東京公証人菅原良三郎照会）

（昭5.11.17民事1158号民事局長回答）

（要旨）嘱託人の年令は，「年齢計算ニ関スル法律」により算出した年令を記載すべきであるが嘱託人の出生年月日を記載してこれに代えることができる。

（照会）公証人法第36条第２項ニ依リ嘱託人ノ年令ヲ記載スルニハ明治35年12月法律第50号ニ依リ算出シタル年令ヲ記載スルヲ要スルヤ嘱託人ノ出生年月日ヲ記載シテ前項年令記載ニ代ルヲ得ヘキヤ

（回答）10月20日附稟伺公正証書ニ記載スヘキ嘱託人ノ年令表示ノ件ハ貴見ノ通リ思考致候

（参照）明治35年12月法律第50号

年令ハ出生ノ日ヨリ之ヲ起算ス

民法第143条ノ規定ハ年令ノ計算ニ之ヲ準用ス

明治６年第36号布告ハ之ヲ廃止ス

52　借地法違反の公正証書作成について

（昭33.9.11釧路公証人田利清照会）

（昭33.9.19民事甲1989号民事局長回答）

（要旨）借地法に規定する期間より短い存続期間を約定する宅地賃貸借契約については，一時使用の賃貸借と認められない限り，公正証書を作成してはならない。

（照会）本職は建物の所有を目的とする宅地賃貸借契約の公正証書作成を依頼受けたとき，その存続期間は借地法に準拠して作成しているのでありますが，時々賃貸借期間を３年又は５年とした短期間契約の作成を依頼して来る者があります。このような場合は借地法の強制規定に反する旨を述べてお断りしているのであります。

然るに「他の公証人においては３年でも５年でも希望通りの存続期間で作成して呉れるに」と言って本職に対し右の様な証書作成を強要して来る者があり，その公正証書を持参して示された者もあります。凡聞によると「当事者が希望する以上借地法にかかわらずして作成して差支えない」とし且つ慣習的に作成されているとの事であります。

本職就任以来日浅く慣習の存在等は知らざるも公証人の資格，従来貴庁よりの違法の公正証書作成に対する注意，及び公証人法第26条等によって，このような借地法を無視した短期間の契約公正証書は作成すべきでないと思考します。然し当事者の意思を尊重し借地法の期間より短かいのは期間の定めのないものと解して作成しても差支えないでせうか。御手数ながら折返し何分御指示を御願いします。

（回答）照会のあった借地法に規定する期間より短い存続期間を約定する宅地賃貸借契約公正証書は，（旧）同法第９条に該当すると認められない限り，貴見のとおり作成すべきでない。

53　公正証書の更正手続について

（昭34.5.15千葉公証人後藤卓幹照会）

（昭34.6.17民事甲1272号民事局長回答）

（要旨）１　証書の更正は，証書作成と同様の手続及び方法によらなければならない。

２　更正の証書は，原証書の嘱託当事者全員の嘱託によって作成すべきである。

３　代理人による更正の嘱託については，委任状の提出を要する。

（照会）前任公証人作成公正証書の記載に錯誤があることを今回当事者から謄本交付の請求があって判明し，その者から更正方の請求があったので別紙事項を公証人法施行規則第35条第36条により照会します。

別紙

甲外５名がその共有不動産を乙に譲渡したる不動産譲渡契約公正証書の本旨外要件の当事者の表示において譲渡人６名のうち１名が遺脱されている錯誤があることが同証書委任状に照らして明らかである場合の更正に関し左記疑義がありますので何分の御回示を賜りたくお伺いいたします。

１　更正の証書は公証人法第28条，第32条，第36条，第39条等により一般公正証書同様の手続方法をもってすべきものか。

２(1)　更正の証書は右譲渡人６名全員又はその代理人と譲受人との署名捺印を要するか。

(2)　遺脱された譲渡人と譲受人との２名の署名捺印で足るか。

(3)　遺脱された譲渡人，譲受人のいずれか１名の更正請求者の署名捺印で足るか。

３　更正の委任には更にその委任状を出させるべきか。

（回答）　５月15日付照会に係る標記の件は，左のとおり取り扱うのが相当である。

第１項　貴見のとおり。

第２項　更正の証書は譲渡人全員又はその代理人と譲受人の嘱託によって作成すべきである。

第３項　貴見のとおり。

54　法人格のない団体を当事者とする公正証書の作成について

（昭35.2.22日証1360神戸地方法務局長照会）

（昭35.3.28民事甲733号民事局長回答）

（要旨）代表者の定めがあっても，法人格のない団体については，これを当事者とする公正証書作成の嘱託には応ずべきでない。

（照会）当局所属公証人安長義美から，標記につき別紙伺書が提出され，本問

については昭和13年１月21日富山公証人吉野義憲照会に対する同年２月２日民甲第104号貴官御回答のとおり消極に解すべきものと思料しますが，何分の御回示を賜り度進達します。

別紙

代表者の定めがある法人格のない組合を当事者とする公正証書の作成について（伺い）

大阪府職員互助会は，昭和23年８月13日大阪府条例第71号に基いて，大阪府職員の相互共済と福利増進を計ることを目的として組織された組合でありまして，その規約に理事長が組合を代表し統轄する旨定めてありますが，法人格を認められていません。

右組合はその事業遂行について大阪府職員互助会理事長名義で，法律行為をしていますが，法人格を有する者でなければできない行為（例登記請求権）以外の法律行為について右組合を当事者とする公正証書作成の嘱託があった場合，これに応じても差し支えないでしょうか。民事訴訟法（第46条〔現第29条〕）では，法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは，当事者能力を認められているのですから右組合を当事者とする法律行為について公正証書を作成しても，別段不都合はないと思いますが，いささか疑義がありますので何分のご垂教を賜わりますようお願いいたします。

（回答） ２月15日付で照会のあった標記の件については，当該団体を当事者とする公正証書作成の嘱託には応じられないものと解する。

55　録取錯誤による公正証書の訂正について

（昭37.2.9日記総80号仙台法務局長照会）

（昭37.4.23民事（一）発226号民事局第一課長回答）

（要旨） 公正証書の瑕疵が極めて軽微であり，更正の必要はないとされた事例。

（照会） 左記公証事務取扱について疑義がありますので，至急何分のご指示をお願いします。

記

債務者の住所中「利府村稲葉嵜24番地」とあるのを公証役場において

「嵜」の字を２字と見誤って「利府村稲葉山奇24番地」と記載し，公証人法第39条の読聞の手続を下して作成された公正証書原本について後日その誤りを発見した場合の訂正は更正についての証書を作成すべきでありますが（明治43年11月22日民刑第771号民刑局長回答参照）この場合の錯誤は添付の印鑑証明書により明らかであり，かつ権利関係になんら消長をきたさない軽微の事項でありますので，原公正証書の嘱託人全員の参加をまたず，債権者の嘱託のみにより更正についての公正証書を作成して差し支えないと考えますがいかがでしょうか。右更正についての公正証書については録取の錯誤に基因するものであるから，手数料は徴すべきでないと考えます。この点はいかがでしょうか。

（回答） ２月９日付総日記第80号で民事局長あて照会のあった標記の件については，命により当職から左記のとおり回答する。

記

本件公正証書の瑕疵は極めて軽微であり，敢えてこれを更正しなくとも，その効力に影響がなく，また仮にこれが執行証書であっても，執行手続上支障を生ずることはないと考えるので，現証書のままにしておくのが公証事務の取扱上相当である。

56　公証人法施行規則第14条第２項の書面について

（昭37.5.14民事甲1323号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨） 規則第14条第２項の書面の末尾には，公証人は署名押印しなくとも差し支えない。

（通達） 別紙甲号のとおり東京法務局長から照会があり，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

なお，明治42年10月７日付民刑第970号民刑局長回答(1)は本通達に抵触するかぎり変更されることになり，その他については従来どおりであるから念のため申し添える。

別紙甲号

公証人法施行規則第14条第２項の書面について（照会）

標記の書面については，従来公証人がその末尾に署名捺押していますが，必ずしも公証人が署名押印しなくともさしつかえないものと考えますがいかがでしょうか。

別紙乙号

公証人法施行規則第14条第２項の書面について（回答）

４月30日付総第119号で照会のあった標記の件については，貴見のとおりと解する。

57　民法の一部を改正する法律及び公証人法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う公証事務の取扱い等について

（平17.2.9民総348号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）民法の一部を改正する法律及び公証人法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う公証事務の取扱い等について

（通達）民法の一部を改正する法律（平成16年法律第147号。以下「改正法」という。）が成立し，公布の日（平成16年12月１日）から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされるとともに，公証人法施行規則の一部を改正する省令（平成17年法務省令第14号。以下「改正省令」という。）が平成17年２月14日から施行されることとなりましたので，これに伴う公証事務の取扱い等については，下記の点に留意するよう，貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らい願います。

なお，本通達中，「新民法」とあるのは改正法による改正後の民法（明治29年法律第89号）を，「規則」とあるのは公証人法施行規則（昭和24年法務府令第９号）をいいます。

記

第１　改正法の概要について

改正法は，保証契約の内容の適正化の観点から，保証人の保護を図るため，貸金等根保証契約について極度額，元本確定期日等に関する規定を新設することその他の保証契約に関する規定の整備を行うとともに，民法を国民に理解しやすいものとするため，その表記を現代語化するこ

とを目的として，制定されたものである。

改正事項のうち公証実務に関するものは，次のとおりである。

１　保証関係

改正法は，貸金等根保証契約を対象として，極度額の定めのない根保証契約を無効とするとともに，その保証期間を制限することを主な内容とし，さらに，保証契約一般を対象として，書面によらない保証契約を無効としている。

(1)　貸金等根保証契約の意義

「貸金等根保証契約」に該当するためには，①根保証契約（一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約をいう。以下同じ。）であること，②主たる債務の範囲に貸金等債務（金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務をいう。以下同じ。）が含まれるものであること，③個人を保証人とするものであることが必要であるとされた（新民法第465条の２第１項）。

(2)　極度額の定め

貸金等根保証契約は，極度額を定めなければ効力を生じないとされた（新民法第465条の２第２項）。

なお，この極度額は，主たる債務の元本だけでなく，その利息，損害金等（同法第447条第１項参照）を含むものとして定めなければならず，かつ，保証債務についてのみ定められた違約金等がある場合（同条第２項参照）には，これも含むものとして定めなければならないとされた（同法第465条の２第１項）。

(3)　元本確定期日の定め（保証期間の制限）

ア　契約締結時の定め

貸金等根保証契約において元本確定期日を定める場合には，その期日は，貸金等根保証契約の締結の日から５年以内でなければならないとされた（新民法第465条の３第１項）。

また，貸金等根保証契約において元本確定期日の定めがない場合（貸金等根保証契約を締結した日から５年を経過する日より後の日を元本確定期日として定めた場合を含む。）には，その期日

は，当然に，貸金等根保証契約の締結の日から３年を経過する日とするとされた（同条第２項）。したがって，貸金等根保証契約においては，契約締結時において，必ず元本確定期日が定まることになる。

イ　契約締結後の変更

元本確定期日を契約締結後に変更する場合には，変更をした日から５年以内の日を変更後の元本確定期日としなければならないとされた（同条第３項本文）。「変更をした日から」とは，元本確定期日の変更に係る法律行為をした日からという意味であるから，貸金等根保証契約の締結時から５年を超える保証期間を確保する目的で，契約締結時にいわゆる自動更新の約定を付しても，その約定は無効である。ただし，元本確定期日の前２か月以内という近接した時期にその変更（いわゆる保証期間の更新）を行う場合については，変更をした日から５年以内という制限が緩和され，変更前の元本確定期日から５年以内の日を変更後の元本確定期日とすることができるとされた（同項ただし書）。

(4)　元本確定事由

貸金等根保証契約は，①主たる債務者若しくは保証人の財産に対する強制執行若しくは担保権の実行の申立て，②主たる債務者若しくは保証人に対する破産手続開始の決定又は③主たる債務者若しくは保証人の死亡により，元本が確定するとされた（新民法第465条の４）。

(5)　法人の根保証契約に関する特則

保証人が法人である根保証契約であって，その主たる債務の範囲に貸金等債務が含まれるものが一定の要件（①極度額の定めがあること，②元本確定期日の定めがあること並びに③元本確定期日の定め及びその変更が新民法第465条の３第１項及び第３項の規律に従ったものであること。）を具備していないときは，その法人が個人との間で締結する求償権の保証契約は，効力を生じないとされた（同法第465条の５）。

(6)　保証契約の要式行為化

保証契約（貸金等根保証契約又は根保証契約に限られない。）は，書面でしなければ，その効力を生じないとされた（新民法第446条第２項）。

なお，保証契約がその内容を記録した電磁的記録によってされた場合については，これを書面によってされたものとみなすとされた（同条第３項）。

さらに，これらの書面及び電磁的記録に関する規定は，貸金等根保証契約における極度額の定め，元本確定期日の定め及びその変更について準用され，書面への記載等がされていなければ，その定めの効力が生じないとされた（同法第465条の２第２項から第４項まで）。

(7)　経過措置

ア　極度額の定め及び保証契約の要式行為化関係

貸金等根保証契約の極度額の定めに関する新民法第465条の２の規定（前記(2)参照）並びに保証契約の要式行為化に関する同第446条第２項及び第３項の規定（前記(6)参照）は，改正法の施行前に締結された保証契約には，適用されないとされた（改正法附則第３条及び第４条第１項）。

イ　元本確定期日の定め関係

貸金等根保証契約の元本確定期日に関する新民法第465条の３の規定（前記(3)参照）については，改正法の施行日から３年を経過しても元本が確定しない（元本確定期日が改正法の施行日から３年を経過する日より後に定められている，又は元本確定期日の定めがない）既存の契約は，施行日から３年を経過する日が元本確定期日となるとされた（改正法附則第４条第２項第１号，第３項）。ただし，既存の契約であって極度額及び元本確定期日の定めがあるもののうち施行日から５年を経過しても元本が確定しないものは，施行日から５年を経過した日が元本確定期日となるとされた（改正法附則第４条第２項第２号）。

また，既存の契約であって貸金等根保証契約に当たるものについては，改正法の施行後は，元本確定期日を更に延ばす変更をすることができないとされた（同条第４項）。

ウ　元本確定事由関係

貸金等根保証契約の元本確定事由に関する新民法第465条の４の規定（前記(4)参照）は，既存の根保証契約であって貸金等根保証契約に当たるものにも，適用されるとされた（改正法附則第２条）。ただし，施行日前に元本確定事由が既に生じていた場合については，改正法の施行日にその事由が生じたものとみなして新民法第465条の４の規定を適用するとされた（改正法附則第４条第５項）。

エ　法人の根保証契約に関する特則関係

法人の根保証に関する特則である新民法第465条の５の規定（前記(5)参照）は，求償権の保証をした個人が負うこととなる責任の範囲を，法人の根保証における主たる債務の元本が施行日から３年から５年まで以内に発生したものに限定する措置が講じられた（改正法附則第４条第７項及び第８項）。

２　現代語化関係

民法典の規定のうち第１編から第３編までの部分は，片仮名文語体という条文の形式や用語の大半に手が加えられないまま，現在に至っていた。このため，日常用語との乖離が著しく，一般には極めて分かりにくいものも多数存在し，私人間の法律関係を規律する一般法・基本法としてふさわしくないとの指摘もあり，その早急な是正が求められていた。そこで，改正法は，すべての規定を平仮名口語体に改めるとともに，現代では一般に用いられていない用語を他の適当なものに置き換える等の現代語化を図っている。

この現代語化により民法第1編第２章第２節の節名が「能力」から「行為能力」と明確化されたことに伴い，公証人法（明治41年法律第53号）第26条の規定する「能力」も「行為能力」に改めるとされた（改正法附則第９条第１号）。

第２　改正省令による規則第13条の２の改正について

保証人の保護を図るために保証契約の内容の適正化を内容とする改正法が制定されたことを受け，公証事務についても，同様の観点から，改正省令が制定され，規則第13条の２第１項の通知（以下「事後通知」という。）は，書面でしなければならないとされるとともに，当該通知の対象となる公正証書の執行認諾文言の記載の有無に応じて，通知の書式が定められた（改正省令による改正後の規則第13条の２第２項，附録第１号の２及び同号の３）。

事後通知は，代理人の嘱託により公正証書が作成された場合について，公正証書作成の事実を本人に知らせるために行うものであり，公証制度に対する信用を害することのないよう，次の点に留意し，監督に遺憾のないようにされたい。

なお，通知の書式に記載された執行認諾文言の法的な意味を本人に理解させなければならないことは，代理人の嘱託により公正証書が作成される場合だけでなく，本人自身の嘱託による場合においても同様であるから，この場合も，公証人において，適宜，口頭又は書面により，本人に対しこれを説明する必要がある。

１　事後通知は，規則第13条の２第１項ただし書の適用がある場合を除き，例外なく，しなければならない。

２　事後通知は，公証人において書面を交付し，又は送付して行うべきものであり，嘱託人である代理人等を介して行うことは，許されない。

３　事後通知の実施を怠り，規則第13条の２に違反した公証人については，公証人法及び規則に基づく監督及び懲戒の対象となり得る。

４　事後通知の書式については，附録第１号の２又は同号の３の様式に従うほか，改正省令の制定の趣旨にかんがみ，問い合わせ先（公証人役場住所等）を明らかにするとともに，例えば，通知の対象となる債務者が保証人である場合には，「証書の件名」欄に「あなたは，何某　様の保証人となっております。」等を付記することが望ましい。

なお，附録第１号の２及び同号の３の様式には記載されていないが，通知を受けた本人に対する便宜等のため，「この公正証書の内容に疑

問のある方は，実印を御持参の上，公正証書原本の閲覧をお申出下さい（代理人による閲覧の場合は，あなたの印鑑証明書付きの委任状及び当該代理人の印鑑証明書及び実印が必要となります。）。」等の便宜の記載をすることは，差し支えない。

第３　規則第13条の釈明方法について

規則第13条第１項の釈明は，公正証書の内容となる法律行為が有効であるかどうか等（公証人法第26条参照）について存在する具体的疑い（最高裁判所平成６年（オ）第1886号平成９年９月４日第１小法廷判決・民集51巻８号3718頁参照）の内容，程度等に応じて，適宜の方法でしなければならない。

例えば，本人が主たる債務者及び保証人である債務確認公正証書をそれぞれの代理人の嘱託により作成する場合において，主たる債務者及び保証人の印鑑証明書は提出されているものの，委任状の筆跡が同一人のものであることや，委任状の記載がカーボン紙を用いて転写されたものであること等が窺われ，その結果，無権代理が具体的に疑われるようなときは，作成の嘱託のあった時点において，本人に対し，委任の意思の確認を書面等で公証人が直接行うなどした上で，嘱託に応じ，又はこれを拒絶すべきである。

第４　印鑑証明書の有効期間について

嘱託人の人違いでないこと又は証書の真正であることを証明するために提出する印鑑証明書その他に関する証明書（公証人法第28条第２項及び第32条第２項（同法第33条第２項において準用する場合を含む。）（これらの規定を同法第60条（同法第62条ノ３第４項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。））は，作成後３か月以内のものでなければならない。

この取扱いは，平成17年４月１日から実施するものとする。

58　公証人法施行規則第13条の２に規定する通知の取扱いについて

（平17.３.７民総594号法務局長・地方法務局長あて民事局総務課長通知）

（要旨）公証人法施行規則第13条の２に規定する通知の取扱いについて

（通知）標記の件について，別紙１のとおり日本公証人連合会理事長から照会があり，別紙２のとおり回報したので，参考までに通知します。

なお，貴管下支局において公証事務を取り扱うこととされている場合には，当該事務を取り扱う法務事務官に周知方お取り計らい願います。

別紙１

公証人法施行規則（昭和24年法務府令第９号。以下「規則」という。）第13条の２に規定する通知については，平成17年２月９日，公証人法施行規則の一部を改正する省令（平成17年法務省令第14号）が公布され，同日付け法務省民総第348号民事局長通達「民法の一部を改正する法律及び公証人法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う公証事務の取扱い等について」が発出されたところでありますが，下記のとおり取り扱って差し支えないか，貴見を伺いたく照会します。

記

１　債務者に対する通知は，規則第13条の２第２項，附録第１号の２及び同号の３の書面で行うこととなるが，負債者に対する通知は，規則の改正の趣旨を損なわない範囲で，別紙１のように適宜修正した書式の書面で行って差し支えない。

２　同一の債権者から多数の公正証書の作成の嘱託があった場合における債権者に対する通知は，その内容を分かりやすくするため，別紙２のように表を用いるなどとして，適宜修正した書式の書面で行って差し支えない。

（別紙１）

様

平成　　年　　月　　日

公正証書の作成について

あなたの代理人の嘱託により下記の公正証書を作成しましたので，公証

人法施行規則（昭和24年法務府令第９号）第13条の２第１項及び第２項の規定により，通知します。

記

１　作成された公正証書
　ア　証書の件名　　の件
　イ　証書の番号　平成　　年第　　号
　ウ　証書作成の年月日　　平成　　年　　月　　日

２　作成した公証人の氏名及び役場
　公証人　　（　　公証役場）

３　作成の当事者
　ア　あなたの代理人の住所及び氏名

　イ　相手方の住所及び氏名

４　執行認諾文言の有無

法務局（地方法務局）所属
公証人　　（　　役場）

（別紙２）

１　作成された公正証書（　　件）			３　作成の当事者		４　執行認諾文言の有無
ア　証書の件名	イ　証書の番号	ウ　証書の作成年月日	イ　相手方の住所及び氏名		
の件	平成　年第　号	平成　年　月　日			有　無
の件	平成　年第　号	平成　年　月　日			有　無
の件	平成　年第　号	平成　年　月　日			有　無
の件	平成　年第　号	平成　年　月　日			有　無
の件	平成　年第　号	平成　年　月　日			有　無
の件	平成　年第　号	平成　年　月　日			有　無
の件	平成　年第　号	平成　年　月　日			有　無
の件	平成　年第　号	平成　年　月　日			有　無
の件	平成　年第　号	平成　年　月　日			有　無
の件	平成　年第　号	平成　年　月　日			有　無

平成17年２月28日付け文書をもって照会のあった標記の件については，貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。

1　本人証明

1　列席者ノ解釈等ニ関スル件

（明41.5.4宮崎公証人広木幹照会）

（明42.7.21民刑623号民刑局長回答）

（要旨）１　法第28条第２項による人違でないことの証人は，法第39条の列席者には含まれない。

２　証人をして，嘱託人の人違でないことを証明させる場合には，別にその旨の書面の提出は要しない。

（照会）第39条ニ於ケル列席者中ニハ通事及立会人ヲ包含スルハ勿論ノ義ト心得候処第28条第２項ニ依ル人違ナキコトノ証人ヲモ包含シ随テ該証人ハ証書ノ作成ニ列席セシメ倶ニ読聞セヲ為シ証書ニ署名捺印セシムヘキ義ニ候哉若シ該証人ハ同条列席者中ニ包含セストセハ其証明方法ハ適宜即其証明スヘキ嘱託人ト倶ニ公証人ノ役場ニ来ラシメ「人違ナキヲ証スル旨」ノ書面ヲ提出セシメ之ヲ公証人ノ作成スル証書ニ連綴スルカ如キニテ可然哉

（回答）公証人法第39条ノ列席者中ニハ第28条第２項ノ証人ヲ包含セス又此証人ヲシテ人違ナキコトヲ証明スル旨ノ書面ヲ提出セシムルコトヲ要セス

（参考）法28条ノ証人ハ列席者中ニ包含セサル旨ノ回答ニ付再議請求ノ件ハ再議不相成候（明42.9.1長野地方裁判所長問，明42.9.13民刑第1007号民刑局長回答）

2　人違ナキコトノ証明手続ヲ追完セサル場合ノ証書ノ効力等ニ関スル件

（明41.5.4宮崎公証人広木幹照会）

（明42.7.21民刑623号民刑局長回答）

（要旨）嘱託人が人違でないことの証明手続を法定の期間内に追完しないときは，その証書は公正の効力を有しないが，公証人に対する制裁はない。

（照会）第28条第３項ニ依リ急迫ナル場合ニ人違ナキコトノ証明手続ヲ後ニ追完セシムルコトトシテ証書ヲ作成シタルニ嘱託人カ法定ノ期間内ニ於テ其証明手続ヲ追完セサルトキハ其作成シタル証書カ公正ノ効力ヲ有セサルニ止リ公証人ニハ制裁ナキ義ニ候哉

（回答）貴見ノ通

3　証人ニ依ル人違ナキコトノ証明方法ニ関スル件

（明41.5.4宮崎公証人広木幹照会）

（明42.7.21民刑623号民刑局長回答）

（要旨）証人により人違でないことを証明する場合，人違でない旨の書面の提出は要しない。

（照会）第39条ニ於ケル列席者中ニハ通事及立会人ヲ包含スルハ勿論ノ義ト心得候処第28条第２項ニ依ル人違ナキコトノ証人ヲモ包含シ随テ該証人ハ証書ノ作成ニ列席セシメ倶ニ読聞セヲ為シ証書ニ署名捺印セシムヘキ義ニ候哉若シ該証人ハ同条列席者中ニ包含セストセハ其証明方法ハ適宜即其証明スヘキ嘱託人ト倶ニ公証人ノ役場ニ来ラシメ「人違ナキヲ証スル旨」ノ書面ヲ提出セシメ之ヲ公証人ノ作成スル証書ニ連綴スルカ如キニテ可然哉

（回答）公証人法第39条ノ列席者中ニハ第28条第２項ノ証人ヲ包含セス又此証人ヲシテ人違ナキコトヲ証明スル旨ノ書面ヲ提出セシムルコトヲ要セス

（参考）乙公証人が甲公証人を代理して執務する場合に，甲公証人役場の書記中乙公証人と面識ある者二人をして，法第28条第２項後段により嘱託人の人違でないことを証明させるのはさしつかえない（昭3.6.6大阪公証人井上一照会，昭3.6.19大阪地方裁判所長回答）。

4　追完証書作成ニ関スル件

（明42.7.9長野地裁所長照会）

（明42.7.30民刑704号民刑局長回答）

（要旨）人違でないことの証明手続の追完については，別に証書を作成することを要する。

（照会）急迫ナル場合ニ第28条第２項ノ手続ヲ履マスシテ公正証書ヲ作成シタルトキ之ヲ追完スルニハ別ニ追完証書ヲ作成スヘキモノナルヤ

（回答）貴見ノ通

5　嘱託人多数ナル場合ノ取扱方ニ関スル件

（明42.8.14神戸公証人大出意之照会）

（明42.8.30民刑958号民刑局長回答）

（要旨）嘱託人が多数いる事件については，役場が狭隘でやむを得ない場合に限り，数回に分けて本法第39条の手続をしても差し支えない。

（照会）１　公証人職務ノ執行ハ役場ニ於テスヘキカ正則ニ候処同業組合規約ノ如キ嘱託多人数ナル事件ニ付テハ役場狭隘ニシテ一時ニ其ノ嘱託人ヲ集会セシムル能ハス斯カル事件ハ之ヲ数回ニ分チ公証人法第39条等ノ手続ヲ為シ得ルモノト心得可然哉

２　前項数回ニ分ツヲ得ストスレハ法第18条第２項但書ニ依リ事件ノ性質カ之ヲ許ササルモノト看做シ役場外適当ノ場所ヲ選ミ之ニ嘱託人ヲ集会セシメテ読示捺印等ノ手続ヲ為シ可然哉

（回答）１　役場狭隘ニシテ止ムヲ得サル場合ニ限リ貴見ノ通取扱フモ差支ナシ

２　前項ニテ了知セラルヘシ

6　嘱託人ニアラサル相手方ノ面識等ニ関スル件

（明42.8.20長野地裁所長照会）

（明42.9.28民刑970号民刑局長回答）

（要旨）売買契約について，売主だけが嘱託人であるときは，買主については公証人がその氏名を知り，面識あることを要しない。

（照会）売買契約ニ付売主ノ一方ノミ嘱託人タルトキハ買主ニ付テハ公証人カ其氏名ヲ知リ且面識アラサルモ差支ナキヤ

（回答）貴見ノ通

7　嘱託人ニアラサル相手方ノ能力等ニ関スル件

（明42.8.20長野地裁所長照会）

（明42.9.28民刑970号民刑局長回答）

（要旨）１　嘱託人でない者については，その人違でないことの証明は要しない。

２　法律行為の当事者双方が出頭し，その一方だけが嘱託人である場合には，他方の嘱託人でない者の無能力は，証書作成の妨げとならない。

（照会）１　公証人ハ当事者双方出頭スルモ其一方ヨリノ嘱託ナル場合ニ於テ相手方ニ対シテハ其人違ナキコトヲ証スル為メ法第28条ヲ適用スルニ及ハサルカ如シ如何

２　果シテ然ラハ嘱託人ニ非サル相手方ノ能力モ不明ニシテ或ハ無効又ハ取消ヲ為スニ至ルヤモ知ル可カラス法第26条トノ関係上如何

（回答）１　法律行為ノ当事者双方出頭スルモ其一方ノミ嘱託人タル場合ニ於テハ相手方ノ意思表示ニ付証書ヲ作成スヘキモノニ非サルヲ以テ第28条ノ規定ハ相手方ニ其適用ナカルヘシ

２　前項ノ場合ニ於テ嘱託人ノ意思表示カ無能力ニ因リテ取消スコトヲ得ヘキモノニ非サル以上ハ相手方ノ意思表示カ無能力ニ因リテ取消スコトヲ得ヘキモノナルトキト雖モ第26条ノ規定ヲ適用スヘキモノニ非ス

8　列席者ニ関スル件

（明42.8.20長野地裁所長照会）

（明42.10.7民刑970号民刑局長回答）

（要旨）契約当事者の一方のみが嘱託人の場合，他方の者は，たとえ役場に出頭しても列席者とはならない。

（照会）売買契約ニ付売主ノ一方ノミ嘱託人ナルトキモ買主当事者ナルヲ以テ公証人役場ニ出頭スルヲ要シ且列席者ト為ルヘキヲ以テ法第39条ニ依リ買主ニモ読ミ聞カセ尚其署名捺印ヲ要スルヤ

（回答）問合面ノ場合ニ於テ買主ハ契約ノ当事者ナルモ嘱託人ニ非サルヲ以テ公証人役場ニ出頭スルコトヲ要セス仮令出頭スルモ第39条ノ列席者ト為ルヘキニアラス

9　官公吏ノ人違ナキコトノ証明ニ関スル件

（明42.12.9福岡公証人辛木秀夫照会）

（明43.8.12民刑1413号民刑局長回答）

（要旨）官吏，市町村長等が嘱託人である場合においては，その所持する職印

によって人違でないことを証明できる。

（照会）市町村長又ハ官吏カ職務上公正証書ノ作成ヲ嘱託スル場合ハ仮令其氏名ヲ知ラス又之ト面識ナキモ公証人法第28条第２項ノ証明ヲ要セサルヤ右至急何分ノ御訓示相成度此段稟伺候也

（回答）客年12月９日附稟伺ニ係ル公証人法ノ疑義ニ関スル件ハ市町村長又ハ官吏カ嘱託人ナル場合ニ於テ職印ヲ所持スルトキハ之ニ依リ其人違ナキコトヲ認メ得ヘキヲ以テ公証人法第28条第２項ノ趣旨ニ従ヒ其印ヲ押捺セル書面ヲ提出セシメ証明ヲ為サシムルコトヲ得ル儀ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

10　外国人ノ証明ニ関スル件

（明45.6.11神戸公証人林勝造照会）

（明45.8.3民事986号民事局長回答）

（要旨）公証人が面識のない外国人の嘱託によって証書を作成する場合は，警察官又は領事の証明書を提出させるのが相当である。

（照会）公証人カ面識ナキ外国人ニシテ公正証書ノ作成ヲ嘱託シ来ル者近頃市長カ発シタル署名証明書ヲ齎スモノアリ右署名証明書ハ公証人法第28条ニ所謂市町村長ノ印鑑証明書ト云フヲ得ザルヤ又同性質即チ同一ノモノト解釈シテ取扱ヒ可然ヤ疑義有之請訓致候条至急何分ノ御訓示被下度候也

（回答）本年６月11日付稟伺ニ係ル公証事務取扱ニ関スル疑義ノ件問合面ノ場合ニ於テハ誤謬ヲ生スル虞ナキヲ保セサルヲ以テ警察官吏又ハ領事ノ証明書ヲ提出セシムルヲ相当ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

11　列席者ニ関スル件

（明45.6.28福島公証人服部幸作照会）

（明45.8.3民事1056号民事局長回答）

（要旨）法第28条による人違でないことの証人は，証書に署名の必要がないから，証人には法第34条第３項第３号は準用されない。

（照会）公証人法第39条ノ列席者中ニハ第28条第２項ノ証人ヲ包含セサルニ於テハ証書ニ其旨ヲ記載スルニ止マリ署名捺印セシムル要ナキモノナレハ証

人ニ準用スヘキ第34条３項ノ３ニ自ラ署名スルコト能ハサル者トアル規定ハ準用セラレサル義ニ候哉疑義相生シ候条此段相伺候也

（回答）本年６月28日付稟伺ニ係ル公証人法ノ疑義ニ関スル件ハ貴見ノ通ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

12　公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件

（昭24.5.30民事甲1282号各司法事務局長あて民事局長通達）

（通達）公証事務に関しては，公証人法等の一部改正並びに公証人審査会令，公証人身元保証金令，公証人法施行規則及び確定日附簿及び日附印章調製規則の制定により本年６月１日より相当広範囲に改正されることとなったから，その取扱については，右諸法令の外，左記に準拠し，万遺憾なきを期するとともに，所属公証人に対してもその周知徹底を図らわれたい。

右通達する。

記

１　公証人法第28条第２項の改正規定により嘱託人の人違でないことの証明方法として認められることとなった確実な方法としては，例えば証人の証言，写真のはってある身分証明書の提示等であって，またかかる程度に達しないものでも数個の方法を併せれば確証を得べきものをも含むものであるが，その方法は同項にも明示されているように，官公署の印鑑証明書の提出に準ずべき確実なものであることを要し，その運用に当たっては，緩に失し引いては，公証制度の信用を害することなきよう十分留意さるべきこと。

２から17まで　略

13　法務局で取り扱う公証事務について

（昭33.7.11民事甲1425号法務局長・地方法務局長あて民事局長心得通達）

（要旨）１　公証事務を取り扱う法務局又は支局において登記を受けている法人が嘱託人である場合には，人違がないことの証明書及び代理権限を証する証書は提出させなくてもよい。

２　右の場合における法第36条第６号及び第７号に掲げる事項の記載要領

（通達）公証人法第８条により法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官が公証人の職務を行う場合において，嘱託人が法人であり，当該法人の登記がその庁になされているときは，当該法人の代表者の印鑑は印鑑簿により，また法人の代表者は当該法人登記簿により明かであるから，公証人法第31条による人違がないことの証明書（印鑑証書明等）及び同法第32条による代理権限を証すべき証書（登記簿抄本等）は，提出させなくてもさしつかえない。

なお，この場合には次のとおり処理されたい。

１　人違がないことの確認又は証明について

代表者本人によって嘱託される場合において，代表者の氏名を知らず，面識のないときは，法人の名称，所在，代表者氏名を記載し，その名下に代表者の印鑑を押印した書面を提出させ，公証人の職務を行う法務事務官が右印影と印鑑簿とを対照して相違がないと認めたときは，その旨を右書面の余白に附記認印し，これを附属書類として公正証書原本に添付し，公正証書には公証人法第36条第６号の記載事項として，右代表者某は，氏名を知らず面識がないので，その印鑑を提出させ，当庁備付の印鑑簿と対照し相違がないことを確認し，人違がないことを認めた旨記載する。

代表者が選任した代理人によって嘱託する場合は，同法第31条，第28条による。

２　代表者の代表権の確認について

公証人法第32条の代理人には法人の代表者を含むので（明治42年７月21日民刑第623号民刑局長回答参照），同条第２項但書の規定の趣旨に準じて取扱い，第36条第７号の記載事項として，右代表者某は当庁備付の登記簿により，年月日代表者に選任された登記があることを確認した旨記載する。

３　代表者が選任した代理人の代理権限の確認（代理嘱託の場合）は，同法第32条第２項但書及び第36条第７号による。その記載事項としては，右代理人の権限は右代表者某の委任状を提出させて証明させ，右証書は認証を受けない私署証書であるので，右証書の委任者の印鑑を当庁備付

の印鑑簿と対照し相違がないことを確認し，その証書の真正なことを認めた旨記載する。

追って代表者の年令の証明については，昭和29年２月23日付民事甲第413号により取り扱うべきものであるから，念のため。

14　債権管理官が公正証書の作成を嘱託する場合における公証人法の規定による嘱託人の確認方法について

（昭33.10.4蔵計2889号大蔵省主計局長照会）

（昭33.10.10民事甲2117号民事局長回答通達）

（要旨）１　債権管理官が嘱託人である場合における人違のないことの証明は，債権管理官の官公職氏名及び公印を明示したその所属の長の作成にかかる証明書の提出によって行うことが相当である。

２　債権管理官が所属の職員を代理人として嘱託する場合は，右証明書のほか当該職員の官公職氏名及びその公印を明示した債権管理官の委任状（公印のない場合は印鑑及び市町村長の印鑑証明書添付）を提出させるものとする。

（通達）標記の件について別紙甲号のとおり大蔵省主計局長から照会があったので，別紙乙号のとおり回答したから，貴局所属公証人に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第26条第２項の規定により，債権管理官が履行延期の特約等をした債権について債務名義を取得するため，公証人に対し公正証書の作成を嘱託する場合における公証人法（明治41年法律第53号）第28条第２項の規定による嘱託人の確認方法としては，債権管理官の官公職氏名並びにその公印を明示した債権管理官の在勤する官公署の長（本省内部部局にあっては官房長，官房長の置かれていない省にあっては次官）の作成に係る証明書の提出によりこれを行うことが適当であると考えられるが，これについて貴見を承わりたい。

なお，債権管理官が所属の部課長その他の職員をして公正証書の作成に当らせる場合においては，上記の証明書のほか，当該職員の官公職氏名並

びにその公印を明示した債権管理官の委任状（公印のない場合は印鑑とし，市町村長の印鑑証明書を添附）を提出させることとしたい。

別紙乙号

10月４日付蔵計第2889号をもって照会のあった標記については，貴見のとおりと考える。

15　嘱託人の人違でないことの証明方法について

（昭35.1.16総15号東京法務局長照会）

（昭35.2.2民事甲260号民事局長回答）

（**要旨**）勤務先の発行した身分証明書（写真の貼付がない），銀行預金通帳，消費世帯用主要食糧購入通帳，国鉄通勤定期乗車券は，単独又は併用いずれも官公署の作成した印鑑証明書の提出に準ずる確実な方法として取り扱うことはできない。

（**照会**）所属公証役場を検閲した際，公証人法第28条第２項の標記証明として，勤務先の発行した身分証明書（写真の貼付がない），銀行預金通帳，消費世帯用主要食糧購入通帳，国鉄通勤定期乗車券の提示により，人違でないことを認めている役場がありましたが，これらの方法では，官公署の作成した印鑑証明書の提出に準ずべき確実なる方法にあたらないと考えますが，いかがでしょうか。お伺いいたします。

（**回答**）１月16日付総第15号で照会にかかる標記の件については，所掲４種の証明方法をもって公証人法第28条第２項に規定する印鑑証明書の提出に準ずる確実な方法として取扱うことは，単独使用又は数種併用のいずれを問わず相当でないと考える。

16　外国人の資格証明書，署名証明書の作成者について

（昭36.1.30民事甲233号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（**要旨**）外国人が，嘱託の際に提出する法人資格証明書，署名証明書等は，その本店の所在する国（自然人についてはその居住する国）の権限ある官公署又は公証人の作成したものでよい。

（**通達**）標記の件について，別紙甲号のとおり弁護士溜池英夫より照会があり，

別紙乙号のとおり回答したから，この旨を貴管下公証人及び公証事務を行う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

外国人が日本の株式会社の発起人として定款認証嘱託をする際の資格証明書，署名証明書の作成者について

日本国商法に基づき設立せんとする株式会社の発起人中に外国の法人又は自然人が加わっている場合，当該株式会社の定款認証嘱託に添付すべき右外国法人についての法人資格証明書並びにその代表者の代表権限証明書，同署名証明書及び右外国自然人についての署名証明書は之等を日本国の法務局，市町村長等より得る途がないので，従来その外国人の本店の所在する国又は居住する国の公証権限ある官公署（通例公証人NOTARY PUBLIC）の作成した各証明書を以て代用しているのが実情であります。

右取扱例は，従来東京法務局，神戸地方法務局等所属各公証人により実施されて来たところでありますが，今般私が某公証人に対し，前記事例の如き外国人が発起人中に参加している日本の株式会社の定款認証嘱託をしようとして右公証人に対し前記取扱例の実施方を願い出たところ，右公証人は前記取扱例と異る見解に立ち，前記各証明書は日本国官公署の作成にかかるものでなければならないと主張される。

しかし，在外外国人については日本国官公署より前記各証明書の付与を受ける途がなく，従って在外外国人が発起人として参加している日本の株式会社の定款認証を受けることができず，右会社の設立手続を進め得ない状態に直面しておりますので，何卒貴局において右につき御検討の上，願はくば可及的左記の趣旨の通達若しくはその他適当な方法を以って公証人に対し何分の御通知乃至御回答をなされ度く此の段お願い致します。

記

外国人が日本の株式会社発起人として定款認証の嘱託をなす場合，右外国人の法人資格証明書，その代表者の代表権限証明書，署名証明書（右外国人が自然人である場合はその署名証明書）は当該外国法人の本店の所在する国（自然人である場合はその居住する国）の公証権限ある官公署（公証人NOTARY PUBLICを含む）の作成したものでよい。

別紙乙号

外国人が日本の株式会社の発起人として定款認証嘱託をする際の資格証明書，署名証明書の作成者について

昭和35年12月18日付をもって照会のあった標記の件については，貴見のとおりの取扱いでさしつかえなく，また，所問の証明書が外国語をもって作られている場合はその訳文を添付するのが相当であると考えます。

なお，この旨を法務局長及び地方法務局長に対して管下公証人及び公証事務を行う法務事務官に周知するよう通達したから，申し添えます。

2　印鑑証明書

1　印鑑証明ノ欠缺ノ場合ニ関スル件

（明42.7.22鳥取公証人関谷政治照会）

（明42.8.3民刑817号民刑局長回答）

（要旨）証書作成後，印鑑証明書の提出を受け，これを原本に連綴することは，法第32条第３項の追完にあたらない。

（照会）公証人法第32条第３項ノ規定ハ印鑑証明書ヲ其原本作成ノ場合ニ提出セサルニ拘ハラス証書ヲ作成シ他日印鑑証明書ヲ提出シタルトキ之ヲ連綴スル場合ヲモ包含スル儀ハ候哉

（回答）御問合ノ如キ場合ハ公証人法第32条第３項ノ規定中ニ包含セス

2　印鑑証明書ノ兼用ニ関スル件

（明42.9.13前橋公証人高橋賢照会）

（明42.9.29民刑1048号民刑局長回答）

（要旨）嘱託人と同意を与えた者とが同一人であるときは，嘱託人の人違でないことを証する印鑑証明書と，同意証書の真正であることを証する印鑑証明書とは，１通で兼用することができる。

（照会）甲者即チ乙未成年者ノ親族会員カ乙者ノ親権ヲ行フ母若クハ後見人ト共ニ金銭ヲ借受クルニ付連帯債務名義ノ公正証書作成ノ嘱託アリタル際其嘱託人ノ氏名ヲ知ラス且之ト面識ナキトキハ公証人法第28条第２項ニ依リ其本籍地又ハ寄留地ノ市区町村長ノ作成シタル印鑑証明書ヲ提出セシムルハ勿論ナリト雖モ甲者ハ既ニ未成年者親族会ノ一員タリ因テ他ノ親族会員ト均シク第三者ト為リ連帯債務ヲ為ス義ニ関シ如上ノ法定代理人ニ対シ同意ヲ与ヘサルヘカラス然ルニ其同意ヲ証スヘキ証書カ認証ヲ受ケサル私署証書ナルニ依リ同法第33条第２項及同法第32条第２項ニ従ヒ各親族会員本籍地又ハ寄留地ノ市区町村長ノ作成シタル印鑑証明書ヲ提出セシメ同意証書ノ真正ナルコトヲ証セシムヘキ場合ニハ甲者ニモ尚其印鑑証明書ヲ提出セシムヘキ義ニ候哉将タ同一ノ契約ナルヲ以テ甲者ニハ連帯債務者タル其氏名ヲ知ラス且之ト面識ナキ為メニ要スル印鑑証明書ヲ兼ネ１通ヲ提出セシムレハ夫レニテ足ル義ニ候哉

（回答）後段貴見ノ通

3　代理人ニ依ル私署証書ノ認証ノ場合ノ証明ニ関スル件

（明42.9.2高松公証人田中義賢照会）

（明42.10.31民刑1046号民刑局長回答）

（要旨）代理人によって私署証書の署名捺印を自認することにより，その認証を求めた場合は，代理人の実印を携帯させ，印鑑証明書と対照し人違でないことを証明させることを要する。

（照会）私署証書認証ノ場合代理人ニ依リ署名捺印ヲ認メ嘱託ヲ為シ得ヘキコトハ勿論ナルヘキモ認証文ニ嘱託人代理人ノ署名捺印ヲ為スヘキ規定ナキヲ以テ代理人ノ印鑑証明書ヲ提出セシムルモ之ニ対照スヘキ印影ナク果シテ人違ヒナキヤ否ヲ認ムル能ハサルカ如シ差支ナキカ

（回答）公証人法第28条第２項ノ規定ハ印鑑証明書ニ依リ人違ナキコトヲ証明セシムル趣旨ナルヲ以テ本問ノ場合ニ於テハ実印ヲ携帯セシメ相当ノ方法ニ依リ印鑑ト対照スルコトヲ要ス

4　印鑑証明等ニ関スル件

（明42.11.27及び11.30宇都宮公証人天野武三郎照会）

（明42.12.15民刑1341号民刑局長回答）

（要旨）１　規則第14条は便宜的規定であるから，本条第２項の書面作成が煩雑でかつ費用を要する場合には原則に従い毎事件各別に一書面を提出させ

ることができる。

２　私法人の代表者の資格証明書の謄本作成手数料は，手数料規則第24条により算定する。

（照会）１　公証人法施行細則質疑ニ関シ公証人千葉元貞伺ニ対スル明治42年10月27日附民刑局長回答ニ依レハ公証人法施行細則第19条第２項（現行規則第14条第２項）ノ書面作成ニ付テハ手数料ヲ受クルヲ得サル御趣旨ニ相見候処勧業銀行貸付ニ係ル農工銀行代理貸付及ヒ農工銀行貸付ノ如キハ日々56件乃至10数件ヲ締結シ１ヶ月百十数件ニ渉ルコト屢々有之斯ル場合ニ於テハ一事件ニ付１枚宛ノ書面ヲ作ラサルヲ得サルヲ以テ日々数十枚１ヶ月百数十枚尚耕地整理組合ノ如キハ債務代表者ノ員数頗ル多数ナルヲ以テ之カ書面ヲ作ルトキハ数100枚ノ多キニ至ル場合少カラス之ニ他ノ事件ヲ加フルトキハ実ニ日々多数ノ書面ヲ作成セサルヘカラス為メニ書記ヲ増員シ且ツ之ニ対スル相当用紙ヲ費ササルヲ得サルニ至ルコトアリトスルモ尚手数料ヲ徴収スルコト能ハサル儀ニ候也聊カ疑義相生シ候

２　同上公証人広木幹伺ニ対スル明治42年９月６日附民刑局回答（法32条３）ニ依ル私法人代表者ノ資格証明書ノ写書ヲ公証役場ニ於テ作成スル場合ハ前項ノ書面ト併セテ日々大多数ニ至ルヘシ斯ル書面ニ付テモ亦手数料ヲ受クルコトヲ得サル哉（11月27日附公証人手数料規則ニ付疑義ニ関スル禀伺ノ補充）

全体公証人法ノ精神ヨリスレハ嘱託人ハ毎件ニ付１通宛印鑑証明書ヲ提出スヘキモノナルモ同施行細則第19条ニ於テ同時ニ数個嘱託スル場合ニ於テノミ１通ヲ以テ足ルモノトセラレタルハ主トシテ嘱託人ノ便利ヲ謀ラレタル規定ナリト思考致候故ニ偶々１件或ハ２件，３件ニ付書面ヲ作成スルハ敢テ難キニアラス然ルニ本禀伺第１項ノ如ク日々数多ノ書面ヲ作成スルニ至リテハ其繁ニ堪ヘサルノミナラス自然本事件ノ作成ニ影響ヲ来シ加フルニ過分ノ費用ヲ要スル次第ニ御座候之ニ反シテ当然其労ニ酬ユヘキ当事者ハ為メニ却テ公証料ヲ減スルノ利益ヲ得ルモノトスレハ（市区町村長ノ印鑑証明書ハ１枚ニ付10銭宛ヲ其役所ニ徴収セラレ）自ラ其必要ニ応シテ嘱託スル当事者ハ僥倖ニシテ公証人ノ労務ハ嘱託人ノ為メニ犠牲ニ供セラレ其報酬ヲ減殺スルニ至ル豈斯ノ如キノ理アランヤ然レハ権衡上甚タ其当ヲ

得サルモノト思考致候間右ハ手数料規則第26条第24条ヲ準用シ細則第19条第２項ノ書面ヲ附属書類ト看做スカ又ハ同規則第26条及第24条原本ノ超過紙数ト看做シ料金ヲ徴収セハ稍穏当ニ被存候此段追伺候也

（回答）客月27日並同月30日付禀伺ニ係ル公証人法施行細則公証人手数料規則中ニ付疑義ニ関スル件ハ左ノ通思考致候

１　貴見ノ通但シ公証人法施行細則第19条ハ公証人並ニ嘱託人ノ便宜ノ為メ設ケラレタル例外ノ規定ナルヲ以テ該条項ヲ適用スル為メ禀伺ノ如ク煩雑ニシテ且ツ費用ヲ要スルニ於テハ本則ニ従ヒ毎事件各別ニ書面ヲ提出セシムヘク必シモ此ノ規定ニ依ルコトヲ要セサルヘシ

２　私法人ノ代表者ノ資格ヲ証明スル証書ノ謄本ノ作成ニ付テハ公証人手数料規則第24条ニ依リ手数料ヲ受クヘキモノトス

5　遺言ノ証人ニ関スル件

（明43.6.22東京公証人菅原良三郎照会）

（明43.8.10民刑641号民刑局長回答）

（要旨）１　秘密証書による遺言者には法第28条が適用されるが証人には適用されない。

２　前項遺言者の印鑑証明書等は施行規則第25条第２項に従い取扱うべきである。

（照会）民法第1070条（現970条）秘密証書ニ依ル遺言者及ヒ証人ニ対シテモ公証人法第28条ヲ適用スヘキモノニ候哉之ヲ適用スルモノトスレハ印鑑証明書ノ如キ書類ハ公証人法施行細則第21条第２項（現規則25条２項）ニ依リ取扱ヒ可然哉

（回答）民法第1070条（現970条）ノ規定ニ依ル遺言者ニハ公証人法第28条ノ規定ヲ適用スヘキモノナレトモ同条ノ証人ハ嘱託人ニ非サルヲ以テ同証人ニハ右公証人法ノ規定ヲ適用スヘキ限リニ在ラス遺言者ノ印鑑証明書等ノ取扱ニ関シテハ貴見ノ通

6　同時ニ数個ノ嘱託アリタル場合ノ印鑑証明ニ関スル件

（大4.7.13甲府公証人志郷亮平照会）

（大4.8.6民1197号法務局長回答）

（要旨）同時に数個の嘱託があった場合には人違でないことを証すべき印鑑証明書についても規則第14条第２項の規定を適用すべきである。

（照会）同時ニ数個ノ嘱託アリタレ場合ニ於テ其ノ委任状ノ真正ヲ証スヘキ印鑑証明書ハ公証人法施行細則第19条（現行規則第14条第２項）ヲ適用シテ受附番号ノ最モ少キモノニ其ノ証明書ヲ連綴シ其他ノ嘱託ニハ其旨ヲ記載シタル書面ヲ作リ之ヲ連綴スヘキモ其人違ナキコトヲ証スヘキ証明書ハ受附番号ノ最モ少キモノニ連綴シ其他ノ嘱託ハ面識者トシテ取扱フヘキヲ以テ同条ノ適用ナキモノノ如シ如何

（回答）同時ニ数個ノ嘱託アリタル場合ニ於テハ人違ナキコトヲ証スヘキ印鑑証明書ニ付テモ公証人法施行細則第19条第２項ノ規定ヲ適用スヘキモノトス

7　印鑑証明ニ関スル件

（大3.12.7福井地裁所長照会）

（大3.12.10民1819号法務局長回答）

（要旨）１　代理人による嘱託の場合の本人については，法第28条の規定は適用がない。

２　外国在留の本邦人が代理人により証書を作成する場合，代理権限を証すべき証書の真正については，領事の作成した印鑑証明書をもって証明する。

（照会）公証人嘱託人ノ氏名ヲ知ラス又ハ之ト面識ナキトキハ公証人法第28条第２項ニ依リ基本籍地若クハ寄留地ノ市区町村長ノ作成シタル印鑑証明書ヲ提出セシムヘキ義ニ有之候処関東州若クハ外国ニ在住スル本邦人ニシテ内地ノ者ニ委託シ其代理人ニ依リ内地ニ於テ公正証書作成ヲ嘱託セントスルモ或ル町村役場等ニ在リテハ嘱託者本人カ自ラ出頭スルニアラサレハ印鑑証明ヲ与ヘサル為メ本人ハ関東州若クハ外国ニ在住シ代理人ヲシテ公正証書作成ノ嘱託ヲ為サシムルヲ得サルコトト相成リ其不便尠カラス就テハ関東州ニ在リテハ其在留者取締規則ニ基キ之レカ取扱ヲ為ス民政署吏員，外国ニ在リテハ其国駐在日本領事ノ印鑑証明ヲ得タルニ於テハ之ヲ公証人法第28条第２項市町村長ノ印鑑証明ト同視シ公証人ハ之ニ依リ公正証書作

成ノ嘱託ニ応シ差支無之哉右ハ目下差懸リタル儀ニ付及問合候条折返シ何分ノ御指示相成度候也

（回答）本月７日付日記第1662号ヲ以テ御問合相成候公証事務取扱方ニ関スル件関東州又ハ外国ニ在留スル本邦人カ内地ニ在ル者ヲ代理人トシテ公正証書ノ作成ヲ嘱託スル場合ニ於テハ其代理人ニ付キ公証人法第28条ノ規定ヲ適用スヘキモノナルモ本人ニ付テハ其ノ適用ナキヲ以テ人違ナキコトノ証明ヲ為サシムルコトヲ要セス若シ問合ノ趣旨代理人ノ権限ヲ証スヘキ証書カ認証ヲ受ケサル私署証書ニシテ其証書ノ真正ナルコトヲ証明セシムル為メ署名者ノ印鑑証明書ヲ提出セシムル場合ナルニ於テハ貴見ノ通取扱ヒ差支ナキ義ト思考致候此段及回答候也

8　公証人代理執務ノ場合ニ於ケル嘱託人ノ人違ナキコトニ関スル件

（昭3.6.6大阪公証人井上一照会）

（昭3.6.19大阪地方裁判所長回答）

（要旨）乙公証人が甲公証人を代理して執務する場合，甲公証人役場書記中乙公証人の面識ある者二人に嘱託人の人違がないことを証明させるのは差し支えない。

（照会）公証人法第63条第１項ニ依リ甲公証人ノ代理ヲ乙公証人ニ嘱託シタル場合ニ関シ左ノ疑義アリ

１　嘱託人カ甲公証人役場ニ於テ人違ナキコト顕著ナル場合即チ甲公証人及其役場ノ筆生ハ其嘱託人ニ数年又ハ数10年引続キ日頃頻繁ナル接見ニヨリ固ヨリ旧キ面識アルモノト雖モ乙公証人カ之ニ面識ナキトキハ公証人法第28条第２項ノ手続ヲ要スルコトハ疑ナキモノノ如シ

２　果シテ然リトセハ右ノ場合ニ甲公証人役場筆生中乙公証人ノ面識アル者２人ヲシテ法第28条第２項後段ニ依リ其嘱託人ノ人違ヒナキコトヲ証明セシメ毫モ差支ナカルヘシ

右事理明白ト存候得共異見有之向モ候ニ付為念請訓仕候

（回答）本月６日付請訓公証人法ノ疑義ニ関スル件左ノ通思考ス

１　貴見ノ通

２　貴見ノ通

9　定款ノ認証ノ付属書類ニ関スル件

（昭14.11.27東京公証人秀島雄次郎照会）

（昭14.12.8民事甲1341号民事局長回答）

（要旨）法第62条ノ４の「代理人の権限を証すべき証書等」には，戸籍謄本，又は委任状，印鑑証明書等を包含する。

（照会）商法第167条及其準用規定ニ依ル定款ノ認証ニ関シ左記疑義有之候間何分ノ御回示相成度此段奉伺候也

公証人法第62条ノ４「代理人ノ権限ヲ証スヘキ証書等」ニハ親権者カ未成者ニ代ハリ定款ニ署名シタル場合ノ法定代理権限ヲ証スル戸籍謄本（若シ母ナル場合ハ親族会ノ同意書及之ニ関スル書類）又委任代理ニ依リ定款ニ署名シタル場合ハ委任状，印鑑証明書等モ包含スルモノト解スヘキヤ

（回答）貴見ノ通ト思考致候此段及回答候也

10　公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件

（昭24.5.30民事甲1282号各司法事務局長あて民事局長通達）

（通達）公証事務に関しては，公証人法等の一部改正並びに公証人審査会令，公証人身元保証金令，公証人法施行規則及び確定日附簿及び日附印章調製規則の制定により本年６月１日より相当広範囲に改正されることとなったから，その取扱については，右諸法令の外，左記に準拠し，万遺憾なきを期するとともに，所属公証人に対してもその周知徹底を図らわれたい。

右通達する。

記

１　略

２　嘱託人の人違でないこと又は証書の真正であることを証明するために提出する印鑑証明書，登記又は戸籍の謄抄本その他の証明書は，作成後６月以内のものでなければならないこと。

３から17まで　略

11　印鑑証明書の謄本の作成について

（昭31.6.1総136号東京法務局長照会）

（昭31.6.19民事甲1396号民事局長回答）

（要旨）印鑑証明書の謄本は作成して差し支えない。

（照会）公証人法第54条の規定によって，作成することができる公正証書付属書類の謄本中には印鑑証明書は含まれないと考えますがいささか疑義もありますので，御回示願います。

（回答）６月１日付総第226号をもって照会のあった標記については，作成してさしつかえないものと考える。

12　印鑑証明書の原本還付について

（昭31.7.2富山地方法務局長電信照会）

（昭31.7.26民事局長電信回答）

（要旨）印鑑証明書は，原本を還付することができる。

（照会）昭和29年５月13日法務省民事甲第977号通達により公証人が委任状原本を還付するときは印鑑証明書も還付出来るものと思料しますが如何でしょうか，御意見お伺いいたします。

（回答）電照の公証事務取扱については，印鑑証明書についても，公証人法第41条により原本還付ができるものと解する。

13　公証人法第32条第２項による取扱について

（昭32.7.25民事甲1435号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）代理権限を証する私署証書の真正が，公証人の保存する書類で過去６ヶ月以内に作成されたものによって証明される場合は，印鑑証明書等の提出を要しない。

（通達）標記について別紙甲号のとおり問合せがあったので，別紙乙号のとおり回答したから，貴局所属公証人に周知方然るべく取り計らわれたい。

別紙甲号

公証人法第32条により代理権限を証する証書の真正なことを証するための印鑑証明書の提出については，公証人法施行規則第14条の場合を除くほか，その都度提出を要することは明治42.7.21民刑第623号，同8.3民刑第817号，同8.23民刑第953号，同42.12.15民刑第1364号等屡々通達回答があ

り，これが変更されない限り，なおこれら回答等によるべきものとして取扱うのが至当か，または右回答等はいずれも公証人法施行当時のものであって，その後改正せられた公証人法第32条第２項但書，並びに同法第36条第７号（昭和26.10.31民事甲第2129号民事局長回答の趣旨）により右通達回答はいずれも自然消滅したものとして取扱ってよろしいか，昭和24.5.30民事甲第1282号民事局通通達第２項による６月以内の期間制約との関係もあり，いささか疑問がありますので御伺いいたします。

別紙乙号

６月24日付をもって問合せのあった標記については，後段貴見のとおりと考える。

なお，公証人法第32条第２項ただし書の規定により証書の真正を証するには，昭和24年５月30日付民事甲第1282号通達第２項の趣旨により，公証人の保存する書類で過去６ヶ月以内に作成されたものによらなければならない。

14　一部不実記載の公正証書とその行使について

（昭32.11.12総二ノ四日記1159号秋田地方法務局長照会）

（昭32.12.25民事甲2428号民事局長回答）

（**要旨**）１　保証人の印鑑証明書が偽造であることが刑事裁判上確定した場合，債権者からの債務者に対する執行力ある正本及び謄本交付の請求には応じてもよいが，債権者には，その事実を告知するのが相当である。

２　右の処理をしたときは，印鑑証明書が偽造である旨を証書原本に符箋をもって表示し，かつ証書原簿備考欄にも記載すべきである。

（**照会**）標記のことについて，当局所属公証人藤盛亮三から別紙疑義事項が提出されましたので，御指示願いたく進達いたします。

註　本件事案の「不実の記載」であることが刑事裁判上確定したもので，後日検察官より，公証人に還付された印鑑証明書に付記されてある事項により，没収された事実が判明したものであります。

別紙

一部不実記載の公正証書とその行使について

金銭消費貸借に関する公正証書の作成の嘱託にあたって，債務者の提出した「保証人」の委任状と印鑑証明書は，債務者において「保証人」の印を盗用し偽造したものであって，「保証人」において債務を保証した事実のないこと，従って証書中の保証に関する部分はすべて不実の記載であることが裁判上確定した事実を公証人において知った後において，

１　証書中の真正な記載である債務者に関する部分にもとづいて債権者から債務者に対する執行力ある正本並びに謄本の下付申請のあった場合公証人はこれに応じ得るでしょうか。

２　若し応じ得るとせば下付すべき正本並びに謄本における不実記載の部分を表示するための何等かの方法をとる必要はないでしょうか。

３　右の表示方法をとる必要あるとせばその方法について御指示を仰ぎます。

公正証書の原本を役場に備付けること，これを関係人の閲覧に供すること，原本に基いて正本または謄本を作成下付すること等もすべて証書原本の行使であるとする判例の建前から考えますときは，公証人において公正証書の原本中に不実の記載あることを知った後においては，刑法第158条の正文に照らし無条件に全文の正本謄本等の下付ができないようにも思料されますので，お伺いする次第であります。

参照１　略

参照２

判　　決

本　籍　A県K郡T町170番地
住　所　右同町K五丁目14番地
飲食業　何　　某
明治42年１月16日生

右の者に対する詐欺，公文書偽造，同行使，私文書偽造同行使被告事件につき当裁判所は検察官副検事塩寺末吉出席して審理を遂げ左の通り判決する。

主　　文

被告人を懲役１年に処する。

但し本裁判確定の日から３年間右刑の執行を猶予する。

押収した公正証書（証第１号）中武田徳市に関する印鑑証明願並印鑑証明書各１通は之を没収する。

訴訟費用は全部被告人の負担とする。

理　　由

被告人は

第１　略

第２　同29年11月３日頃株式会社相互銀行から，妻Ｔ及びＳ，武田徳市の３名を連帯保証人として30万円の無尽契約給付金を受領したが，武田徳市については，同人の承諾がなかったのに拘らず恰もこれを得た如く擅に同人の氏名を申入れたものなので関係書類と共に右銀行に提出すべき右徳市の印鑑証明書を入手することができなかった。そこで被告人は右銀行Ｔ支店に対し別に保証人を立て，之を右徳市に代えんことを懇請したが，容れられず却て早急に徳市の印鑑証明書の提出方を督促されるに至ったので，その処置に窮し，遂に其の頃Ｓ村字Ｉ所在の自己の家屋に無償で居住していたＨがＳ村役場内に事務所を有する同村教育委員会に書記として勤務していたことを奇貨として，

１　同年11月12日夕刻，同家に赴き，右Ｈに対し印鑑証明書偽造の意を告げてその協力を求め，ここに両名共謀の上，行使の目的を以て，右Ｈに於て右役場事務室で印鑑証明願並に同証明書用紙に受付印，村長印等を押捺し，所要事項を記入すれば直に使用し得る様になし，被告人に於て所要事項を記入して前記の偽造を遂げようと企て，その時刻頃Ｈは右役場事務室に於て，同村庶務係Ｙの机側の書棚から，西洋紙半裁大の用紙の同一面に印鑑証明願と同証明書の各例文を謄写版で刷り込んだ用紙１枚を取り出し，その場で擅にその証明願右下部にＳ村役場の受付印を其の日付の12を11と願出する様に置換えて，押捺し，その受付番号欄にはインクを用いて算用数字222と記入して，正当に印鑑証明願の受付を下した様になし，次で之に連続する印鑑証明書の末尾に記載されたＳ村長Ｒ名下に前記机上の印鑑箱から「Ｋ郡Ｓ村長印」と刻した角型の村長職印を取り出して押捺した上，之に契印を施

し，之を同役場前に於て待機中の被告人に手交し，被告人は11月16日頃Ｔ町Ｋ五丁目14番地所在の自宅に於て，右用紙中印鑑証明願の末尾に証明願人として，武田徳市と冒書し，其の名下と印鑑欄とに擅武田と刻した有合せ印を押捺した外，同人の住所，生年月日，年齢等相当記入をなし，以て武田徳市名義の印鑑証明願１通を作成して偽造し，更に前記の如く右証明願の末尾に連続して記載された右印鑑に対する証明文句の後に証明年月日として，昭和29年11月11日と記載したＳ村長Ｒ作成名義の印鑑証明書１通を完成して偽造し，

２　前記11月15，６日頃前記自宅に於て，前記の如く偽造した各文書を恰も一は，武田徳市が真正に作成した印鑑証明願であるかの如く，一はＳ村長Ｒが正当に受付けて真正に作成した印鑑証明書であるかの如く，装うて前記Ａ銀行Ｔ支店員Ｙに一括手交して行使したものである。

（以下略）

昭和30年９月１日

甲地方裁判所乙支部

裁判長裁判官　何　某

裁　判　官　何　某

裁　判　官　何　某

右謄本である。

昭和32年11月13日

甲地方検察庁乙支部

検察事務官　何　某

参照３

第〇万〇1115号

無尽掛金払込契約公正証書

本職は昭和30年２月14日Ａ県Ａ市Ｎ町６番地本職役場において関係人の嘱託により聴取した法律行為に関する陳述の趣旨を左に録取し本契約公正証書を作成する。

第１条　債務者何某は保証人３名と連帯責任をもって債権者株式会社相互銀行から同会社無尽契約約款を承認し，その給付規定に基き昭和29年15

日30Ｂ組30万円会第１号第４回抽籤で契約給付金の給付を受けた而して債務者は爾後無尽契約約款掛金表に基き債権者へ払込むべき掛金総額金35万１,450円也を昭和29年11月から昭和32年７月まで33か月において毎月金１万650円也宛15日限り債権者の営業所へ持参の上支払うこと。

第２条　債務者において左記各号の一に該当したときは債権者の通知を要せず直ちに第１条所定の分割弁済に関する利益を失い即時未払掛金全部の弁済請求に応ずべきことを特約した。

１　第１条所定の掛金払込を１回以上怠ったとき。

２　現在の業務を廃止するかその営業の組織を変更するか他の郡市町村へ転住したとき。

３　死亡失際又は支払を停止し或は支払不能の状態に陥ったと認められたとき又は破産の宣告の申立を受けたとき。

４　債権者経営の無尽加入の組から脱退し若くは債権者の承諾を得ないでその権利義務を第三者に譲渡したとき。

５　第三者から仮差押仮処分強制執行の申立を受けたとき若くは和議の申立をしたとき。

６　相続開始した場合においてその相続人が限定承認又は抛棄をしたとき。

７　保証人の増員若くは増担保を求められた場合直ちにこれに応じないとき。

８　債権侵害の行為あったとき。

第３条　前条の場合債権者は債務者又は保証人の別に加入した給付前の無尽契約全部を解除し，その契約約款に基く掛戻金をもって本債務と相殺するも異議ないことを債務者及び保証人は約諾した。またこの場合債務者又は保証人の一人に対する相殺通知は他の債務者又は保証人に対してもその効力を生ずべきことを債務者及び保証人は約諾した。

第４条　第２条の場合における一時弁済請求に要した費用は総て債務者の負担とする。

第５条　債務者において第１条所定の期日に掛金の払込を怠ったときは，その期日から払込当日まで掛金100円につき日歩５銭の割合により違約

金を支払うこと。

第６条　保証人３名は債務者と連帯し且つ保証人間にもまた連帯して本債務履行の責に任ずることを約諾した。

第７条　債務者及び保証人において本契約に違反し，債務の履行を怠ったときは直ちに強制執行を受くべきことを各自は認諾した。

第８条　本契約に関する訴訟についてはＡ地方裁判所を管轄裁判所とすることを合意した。

Ａ市Ｄ町13番地
　債権者　株式会社　Ａ　相　互　銀　行
Ａ市Ｋ61番地
　右代表者　　取締役　　Ｏ
　　明治31年５月　　生
Ａ市Ｓ町３番地
　会社員
　右代理人　　Ｍ
　　昭和５年９月　　生

右本職氏名を知り且つ面識がある。

右代理人の提出した委任状は認証を受けない私署証書であるから法定の印鑑証明書を提出させてその証書の真正であることを証明せしめた。

Ａ県Ｋ郡Ｓ村Ｉ70番地
　飲　食　店
　債　務　者　　何　　某
　　明治42年１月　　生
Ａ県Ｋ郡Ｓ村Ｉ11番地ノ１
　雑　貨　商
　連帯保証人　　Ｓ
　　明治28年９月　　生
Ａ県Ｒ郡Ｓ村Ｉ61番地
　果　樹　園
　連帯保証人　　武　田　徳　市

明治43年６月　　生
A県K郡S村Ｉ70番地
飲　食　店
連帯保証人　　T
大正２年９月　　生
A市O一丁目32番地
商　　業
以上代理人　　K
大正２年５月　　生

右本職氏名を知り且つ面識がある。
右代理人の提出した委任状は認証を受けない私署証書であるから法定の印鑑証明書を提出させてその証書の真正であることを証明せしめた。
本証書は列席者に閲覧せしめたところ相違ないことを認めたので本職及び列席者各自左に署名押印する。

A市N６番地
A地方法務局所属
公　証　人　藤　盛　亮　三
M
K

（回答）11月12日付をもって問合せのあった標記については，左記のとおり回答する。

記

正本及び謄本の交付については，積極に解する。ただし，当局において取り寄せた本件公正証書及び刑事判決の各謄本の記載を綜合すれば，公正証書の付属書類たる連帯保証人の委任状に添付された印鑑証明書中，武田徳市に関するものが偽造である事実が確定したことが明かである。よって当該公正証書中，右徳市に関する記載は不実のものであるとの疑が濃厚であるから，公証人において，本件公正証書について執行力ある正本又は謄本を交付するに当っては，その請求者に対し，右の事実を告知するのが相当である。

なお，右のとおり告知して正本又は謄本を交付したときは，その旨を証書原本に符箋をもって表示し，かつ，証書原簿備考欄に記載しておかれたい。

15　再証明を受けた印鑑証明書の取扱い等について

（昭35.8.17民事甲2024号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）１　証明後６ヶ月を経過している印鑑証明書について新たなる日付による再証明を得て提出された場合，法第28条第２項等所定の印鑑証明書として取扱うことはできない。

２　陽画複写器を用いて公正証書の謄本を作成するのは，用紙が保存に適し，かつ写出の結果が鮮明で変色又は消色等の虞れがない場合に限る。

（通達）標記の件について，別紙甲号のとおり鹿児島地方法務局長から照会があったので，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴管下公証人及び公証事務を行う法務事務官に周知方しかるべく取り計らわれたい。

別紙甲号

公正証書作成嘱託の場合における再証明をうけた印鑑証明書の取扱等について（照会）

左記事項について疑義がありますので何分の御指示をお願いします。

記

１　公正証書作成嘱託の際，公証人法第28条第２項，第31条，第32条第２項，第33条第２項の規定により提出される印鑑証明書が，証明後６ヵ月の期間を経過しているため，その印鑑証明書について新たなる日付による再証明を得て提出された場合適法な証明書として取扱うことができるか。

２　公正証書謄本交付の請求があった場合において，複写器（コピヤ）を使用して謄本を作成することの可否。

別紙乙号

公正証書作成嘱託の場合における再証明を受けた印鑑証明書の取扱等について

６月28日付総第6565号をもって照会のあった標記の件については，左記

のとおり回答する。

記

1　所問の取扱は適当でないと考える。

2　複写器による陽画写真の用紙が保存に適するものであり，かつ，写出の結果が鮮明で将来変色又は消色等の虞れがないものに限り，積極に解してさしつかえない。なお，公証人が複写器により公正証書の謄本を作製する場合は，貴職においてその写出の適否について注意する取扱とされたい。

16　印紙税法等に関する疑義について

（昭37.5.7民事（一）発251号新潟地方法務局長あて民事局第一課長通達）

（要旨）印鑑証明書についても原本還付の手続をすることができる。

（通達）別紙（略）のとおり株式会社○○○代表取締役○○○から照会があったので，貴局において処理されたい。

なお，本件照会については左記のとおり考えるから参考とされたい。

記

1　略

2　印鑑証明書についても原本還付の手続をすることができる。

印鑑証明書の原本還付のために提出する謄本における印鑑の表示については，当該印鑑を押捺するのが相当である。

（照会）左の件について何分の御見解を賜わりたく御願い申上げます。

1　略

2　新潟公証人役場は印鑑証明書の原本還付は出来ない。との見解であります。しかし昭和34年12月１日民事甲第2742号通達は登記に関してでありますが，還付出来るとの事であり，公正証書についても同様と考えますが如何でしょうか。

3　又，右通達は，謄本に同一の印を押してある場合のみが出来るのであり，単に印とした場合は出来ぬ。との趣旨でなく，同一の印を押してない場合の事には判断をしていないと考えますが，単に印とした場合でも同一の印鑑を押した場合でも法的には，証明されていないのであるから，

何れも謄本としての効力しかない事。又，通常印鑑証明書は委任状と照合するのでありますが，何れもその原本と原本とを照合し，委任状の原本と印鑑証明書の謄本とを照合するものでない事。又，委任状の原本を還付してしまって後に委任状謄本に㊞とあるのに印鑑証明書の謄本にのみ同一の印が押してあっても意味がない事。等の理由から，単に㊞とある謄本でも何ら差支えないと考えますが如何でしょうか。

２の場合に関連しておたずね申上げます。又，登記の場合は如何でしょうか。

17　会社の債務につき代表者が個人保証する場合の印鑑証明書等について

（昭38.1.11民事甲20号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）1　会社の債務につき代表者が個人保証する場合，資格証明と代表者の印鑑証明があれば，必ずしも個人の印鑑証明書を提出させることを要しない。

2　略

（通達）別紙甲号のとおり高松法務局長から照会があり，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

公証事務の取扱について

標記の件について，左記のとおり疑義が生じましたので，何分のご指示を賜りたくお伺いいたします。

記

1　会社の債務につき代表者が個人保証する場合（公証人においてその者の氏名を知らず，且つ面識のないもの），資格証明（登記簿抄本等）と代表者の印鑑証明があれば，個人の印鑑証明書は必要ないか，

2　略

別紙乙号

公証事務の取扱について

客年10月27日付日記総第2666号で照会のあった標記の件については左記

のとおり回答する。

記

1　必ずしも個人の印鑑証明書を提出させることを要しないものと解する。

2　略

18　公証人法第33条に関する件

（昭40.5.10東京公証人三堀博照会）

（昭40.6.30民事甲1710号民事局長回答）

（要旨）取締役と会社間の取引についての証書作成の際，法33条所定の証書として取締役会の議事録の写を提出させる場合には，代表取締役（唯一又は全部の代表取締役が当該取引の相手方である等事故あるときは，取締役会の決議に参加した取締役）をして議事録の写に相違ない旨の証明をさせるのが相当である。

（照会）商法第265条有限会社法第30条等所定の取引に際し公証人法第33条所定の証書として，たとえば取締役会の議事録とその署名者全員の印鑑証明書を提出させているが取締役多数にして各地に散在または出張中などの場合には繁雑な手続となるので，議事録の写に代表取締役をして相違なき旨の証明をさせ，そのものの印鑑証明書のみを提出させている。この後の場合において(1)その代表取締役が当該取引の相手方であっても差し支えないか，(2)所管部課長等事務職員の証明でも差し支えないか，以上２点につき多少疑問がありますので御意見を伺いたく照会致します。

（回答）５月10日付をもって照会にかかる標記の件については，次のとおり考える。

(1)について　当該取引の相手方である代表取締役に証明させることは相当でない。

(2)について　代表取締役に証明させるのが相当である。なお，代表取締役に事故のある場合（前記(1)の場合を含む）には，当該取締役会で決議に参加した取締役に証明させるのが相当である。

19　印鑑登録証明書を公証人法及び供託規則等に規定する印鑑証明書として取り扱うことについて

（昭41.3.30民事甲1040号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）不動産登記法施行細則第42条の印鑑証明書として認容された印鑑登録証明書は，公証人法所定の印鑑証明書として扱っても差し支えない。

（通達）標記の件について，別紙甲号のとおり山口地方法務局長から照会があり，別紙乙号のとおり回答したので，この旨貴管下公証人及び関係職員に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

印鑑登録証明書の取扱いについて（照会）

標記について，別紙のとおり管内宇部市長から照会があり，当職としましては積極に解している次第でありますが，近時，管内市町村においても，いわゆる米沢方式（戸籍時報92号所載）にならった印鑑条例の改正が数多く行なわれる傾向にありますところ，戸籍関係の先例（昭和35年12月22日民事甲第3146号民事局長回答，昭和36年５月17日民事甲第1161号民事局長回答）では，引用の通達とは反対の解釈がなされており，これが改正に際して危ぐを感じる向があるようでありますので，何分の御指示を得たくお伺いいたします。

別紙

宇市第704号

昭和41年２月15日

宇部市長　星　出　寿　雄

山口地方法務局長　西　山　雪　朋　殿

印鑑登録証明書の取扱いについて（伺）

当市では，目下印鑑証明制度を，印鑑登録証明制度に改めるべく種々検討を進めておりますが，印鑑登録証明書の取り扱いについて多少疑義がありますので，左記につきお伺いいたします。

記

昭和40年10月11日付民事甲第2893号により印鑑登録証明書を不動産登記法施行細則第42条等の規定の印鑑証明書として取扱ってさしつかえない旨

の通達がなされましたが，これが取扱いについては，公証人法および供託規則に規定する印鑑証明書についても同様と解してよいでしょうか。

別紙乙号

印鑑登録証明書の取り扱いについて（回答）

２月17日付戸発111号をもって照会のあった標記の件について左記のとおり回答する。

記

昭和40年10月11日付民事甲第2893号本職通達は，公証人法および供託規則等に規定する印鑑証明書についても準用してさしつかえない。

（参考）

法務省民事甲第2893号

昭和40年10月11日

法務省民事局長　新　谷　正　夫

法務局長
地方法務局長　御中

印鑑登録証明書を不動産登記法施行細則第42条等の規定の印鑑証明書として取扱うことについて（通達）

標記の件について，別紙(1)のとおり米沢市長から従来の印鑑証明の手続を改め，別紙(2)（略）のごとく印鑑登録票を複写機で複写して証明した印鑑登録証明書を交付する手続に改めたので，その旨登記官に周知方の依頼があったが，右印鑑登録証明書は，不動産登記法施行細則第42条等の規定による印鑑証明書として取り扱ってさしつかえないものと考えるので，この旨貴管下登記官に周知方しかるべく取り計らわれたい。

別紙(1)

250－47

昭和40年７月21日

米沢市長　　吉　池　慶太郎

法務省民事局長　新　谷　正　夫　殿

印鑑登録証明書を不動産登記法施行細則の規定にいう証明として取扱うことの周知方について（依頼）

当市は長年の慣習と，古い形態による印鑑証明事務を取扱って参りましたが，最近では住民の経済活動に伴う需要の増大，および行政区域の拡大等によって，同一印鑑の確認と本人の識別が極めて困難となってきました。

それで不正事件を招来する可能性が多分にある現行の印鑑証明制度の欠陥を補うため，別紙（略）のような条例を制定公布し，抜本的な改正を行ない，不正事故の発生を防止して住民の利益を保護するとともに，印鑑証明事務の近代化をはかることにいたしました。

ついては，従来不動産登記法施行細則でご利用になっている印鑑証明制度については，本市の場合昭和40年10月１日から別紙のような制度に整備改正することになりましたので，ご了知の上貴管下登記官吏にご周知賜わりたくお願い申しあげます。

おって各登記官に指示されたときは，文書の写しをご恵送賜わるよう重ねてご依頼いたします。

20　市町村職員共済組合代表者の資格及び印鑑の証明について

（昭46.2.22津公証人小島与三郎照会）

（昭46.3.2民事甲1002号民事局長回答）

（要旨） １　市町村共済組合の代表者の代理権限を証する書面としては，便宜，地方公務員等共済組合法第14条第４項に基づき，その就職を公告した書面で差し支えない。

２　右代表者の印鑑を証する書面としては，その職印であることの都道府県知事の証明書の提出を要する。

（照会） 地方公務員等共済組合法によって設立される市町村共済組合は，法人登記が義務づけられていないため不動産に関する物権の変動については，昭和38年５月30日民事甲第1580号民事局長通達によりその代表者の代理権限を証するための書面として，同法第14条第４号の規定による理事長の就職を公告した書面の提出を以ってこれを証明せしめているが，

１　右の場合公正証書作成の嘱託を受けた場合に，右通達の趣旨に則って同一取扱をなして差支えなきや。

２　その場合印鑑証明書の提出を如何にすべきか，前記通達の趣旨に則っ

たとしてもこれを解決できないので，

甲説　市町村長による代表理事長の個人の資格による印鑑証明書を提出せしめて公正証書を作成すべきか。

乙説　同法第19条により公務に従事する職員とみなされるので（但し，罰則にのみ適用されるからこれを拡張解釈して）理事長自ら作成の印鑑証明書により証明あったとみなし得るや否や（印鑑の取扱方を誤るとき問題をおこす危険がある。）

右の件至急何卒の御指示を御願いいたします。

（回答）客月22日付をもって照会のあった標記の件は，左記のとおりと考える。

記

１　貴見のとおり。

２　共済組合理事長の職印を証明する都道府県知事作成の証明書を提出させるのが相当である。

なお，右の事務取扱いについては，自治省行政局と打合せ済みである。

21　公証人法第32条第２項の規定により提出される印鑑証明書の原本還付について

（昭51.1.17総154号福岡法務局長照会）

（昭51.2.17民一1495号民事局長回答）

（照会）　公証人法第32条第２項による印鑑証明書について原本還付のために提出する謄本は，陽画写真で印影が鮮明に写出され同一性が確認できる場合は，当該印鑑を謄本に押捺する必要はないと思考しますが，いささか疑義がありますので，何分の御指示をお願いします。

（回答）１月17日付け総第154号をもって照会のあった標記の件については，貴見のとおり処理して差し支えないものと考える。

22　民法の一部を改正する法律及び公証人法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う公証事務の取扱い等について

（平17.２.９民総348号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）民法の一部を改正する法律及び公証人法施行規則の一部を改正する省

令の施行に伴う公証事務の取扱い等について

（通達）民法の一部を改正する法律（平成16年法律第147号。以下「改正法」という。）が成立し，公布の日（平成16年12月１日）から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされるとともに，公証人法施行規則の一部を改正する省令（平成17年法務省令第14号。以下「改正省令」という。）が平成17年２月14日から施行されることとなりましたので，これに伴う公証事務の取扱い等については，下記の点に留意するよう，貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らい願います。

なお，本通達中，「新民法」とあるのは改正法による改正後の民法（明治29年法律第89号）を，「規則」とあるのは公証人法施行規則（昭和24年法務府令第９号）をいいます。

記

第１から第３　略

第４　印鑑証明書の有効期間について

嘱託人の人違いでないこと又は証書の真正であることを証明するために提出する印鑑証明書その他に関する証明書（公証人法第28条第２項及び第32条第２項（同法第33条第２項において準用する場合を含む。）（これらの規定を同法第60条（同法第62条ノ３第４項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）は，作成後３か月以内のものでなければならない。

この取扱いは，平成17年４月１日から実施するものとする。

3　代理人

1　認証ハ代理人ニ依リテ之ヲ為スコトヲ得ルヤ否ノ件

（明41.5.4宮崎公証人広木幹照会）

（明42.7.21民刑623号民刑局長回答）

（要旨）私署証書の謄本の認証，その署名，捺印を自認することによる認証，いずれも代理人により嘱託することができる。

（照会）（法）第58条第１項ノ法文ニ拠レハ私署証書認証ノ嘱託ハ本人ニ限ル

モノノ如シ然ルニ第60条ニハ「第26条乃至第34条外２カ条の規定ヲ認証ニ準用スル旨」ノ規定有之依観之トキハ代理人ヲ以テ認証嘱託ヲ為ス場合ヲ認メタルモノト解セサルヲ得ス右代理嘱託ヲ認容セラレタルハ謄本認証嘱託ノ場合ニテモ有之候哉又ハ本証書ノ認証ニ就テモ代理嘱託ヲ認容セラレタル義ニ有之候哉

（回答）私署証書ノ謄本ニ認証ヲ与ヘラレムコトヲ求ムル場合ノミナラス証書ノ署名若クハ捺印ヲ自認スルニ因リ其証書ニ認証ヲ与ヘラレムコトヲ求ムル場合ニ於テモ代理人ニ依リ嘱託スルコトヲ得ヘシ

2　代理人ノ解釈ニ関スル件

（明41.5.4宮崎公証人広木幹照会）

（明42.7.21民刑623号民刑局長回答）

（要旨）法第32条第１項の代理人中には公，私法人の代表者も包含される。

（照会）第32条第１項ノ「代理人」ニハ一般ノ代理人即チ「委任ニ依ル代理人及法定代理人」ヲ包含スル義ト心得候ヘ共公私法人ノ代表者ハ包含セサル義ニ候哉

（回答）公証人法第32条第１項ノ代理人中ニハ公私法人ノ代表者ヲモ包含スルモノト解釈スルヲ相当トス

（参考）準法人（（旧）民訴法第46条〔現第29条〕）ノ公正証書作成ノ嘱託ハ之ヲ認ムルコトヲ得サルモノト解ス，蓋夫自体カ実体上権利能力ナク然モ公証人法上特段ノ規定存セサレハナリ因ニ従来ノ実際例ハ多ク講会等ノ役員ノ個人名義ヲ以テ契約サレ然モ公正証書中其関係ヲ明示スルヲ通例トス（昭13.1.21富山公証人吉野義憲照会，同，2.2民甲104号民事局長回答）

3　代理人ニ依リ認証ヲ求メ得ルヤ否ノ件

（明42.7.9長野地裁所長照会）

（明42.7.30民刑704号民刑局長回答）

（要旨）法第58条第１項前段の場合は当事者自ら認証を求めなくてはならないがその他の場合は代理人により求めることができる。

（照会）代理人ニ依リ認証ヲ与フルヲ得ルヤ

（回答）公証人法第58条第１項前段ノ場合ニ於テハ当事者自ラ認証ヲ求メサルヘカラサルモ其他ノ場合ニ於テハ代理人ニ依リ之ヲ求ムルコトヲ得ヘシ

4　代理人ニ依ル私署証書ノ認証ノ場合ノ証明ニ関スル件

（明42.9.2高松公証人田中義賢照会）

（明42.10.31民刑1046号民刑局長回答）

（要旨）代理人によって私署証書の署名捺印を自認することにより，その認証を求めた場合は，代理人の実印を携帯させ，印鑑証明書と対照し人違でないことを証明させることを要する。

（照会）私署証書認証ノ場合代理人ニ依リ署名捺印ヲ認メ嘱託ヲ為シ得ヘキコトハ勿論ナルヘキモ認証文ニ嘱託人代理人ノ署名捺印ヲ為スヘキ規定ナキヲ以テ代理人ノ印鑑証明書ヲ提出セシムルモ之ニ対照スヘキ印影ナク果シテ人違ヒナキヤ否ヲ認ムル能ハサルカ如シ差支ナキカ

（回答）公証人法第28条第２項ノ規定ハ印鑑証明書ニ依リ人違ナキコトヲ証明セシムル趣旨ナルヲ以テ本問ノ場合ニ於テハ実印ヲ携帯セシメ相当ノ方法ニ依リ印鑑ト対照スルコトヲ要ス

5　代理人ニ依ル嘱託ニ付キ本人ニ関スル証明ノ件

（明42.12.9長野地裁所長照会）

（明43.4.13民刑1400号民刑局長回答）

（要旨）代理人による嘱託の場合には，公証人が本人の氏名を知らず，かつ面識がなくても，本人については第28条第２項の手続を要しない。

（照会）代埋人ニ依リ嘱託セラレタル場合ニハ第31条ニ依リ第28条ヲ適用シ公証人其ノ代理人ノ氏名ヲ知ラス又ハ之ト面識ナキトキハ市区町村長ノ作成シタル印鑑証明書ヲ提出セシムル等ノ手続ヲ為サシメ第36条ニ依リ其旨ヲ公正証書ニ記載シ又代理権限ヲ証スル書面カ認証ヲ受ケサル私署証書ナルトキハ署名者ノ本籍地又ハ寄留地ノ市区町村長ノ作成シタル印鑑証明書ヲ提出セシメテ証書ノ真正ナルコトヲ証明セシメ同シク第36条ニ依リ其旨ヲ公正証書ニ記載スヘキモノナレハ此場合ニ公証人カ本人ノ氏名ヲ知ラス又ハ之ト面識ナキトキト雖モ更ニ第28条第２項ノ手続ヲ為シ且ツ其旨ヲ公正

証書ニ記載スルヲ要セサルモノナルヤ

（回答）貴見ノ通

6　復代理ニ関スル件

（明44.11.20富山公証人赤松小一郎照会）

（明45.2.9民事1146号民事局長回答）

（要旨）株式会社の代表取締役が代理人に証書作成を嘱託させる場合は，法定代理人の復代理人として取扱うべきものとする。

（照会）商法第164条第２項（現第254条第３項）ノ規定ニ依レハ株式会社ト取締役トノ間ノ関係ハ委任ニ関スル規定ニ従フヲ以テ取締役ハ法定代理人ニアラスシテ委任代理人ナリト信ス既ニ委任代理人タル以上ハ復代理人ノ選任ニ関シテモ民法第106条ヲ適用セスシテ同法第104条ニ依ルコトヲ要スルカ如キモ商法第170条第２項ニ依リ同法第62条ノ規定ハ之ヲ取締役ニ準用スルヲ以テ取締役ハ其権限内ノ行為ニ付テハ法定代理人ノ民法第106条ニ於ケルト同シク其責任ヲ以テ復代理人ヲ選任スルコトヲ得ルモノト解釈シ取締役カ其権限内ニ於ケル或ル法律行為ニ付公正証書作成ノ為復代理人ヲ選任シ之ニ因リテ公正証書作成ノ嘱託アリタル場合ニハ公証人ハ公証人法第32条第１項第２項ニ依リ取締役ニ付テハ其ノ会社ノ商業登記簿ノ抄本ヲ提出セシメテ会社ノ代表者タル事ヲ証明セシメ復代理人ニ付テハ復代理権限ヲ証スヘキ証書ヲ提出セシメテ其権限ヲ証明セシメ之ヲ委任代理人ノ選任ニ復代理人ニ依リ嘱託セラレタル事件トシテ其嘱託ニ応シ公正証書ヲ作成スルコトヲ得ル義ト心得可然哉

（回答）商法第164条２項（現第254条第３項）ノ規定ハ株式会社ト取締役トノ間ノ関係ヲ定メタルモノニシテ取締役ノ業務執行ニ関シテハ依然法定代理人ナルカ故ニ問合面ノ場合ニ於テハ民法第106条ノ規定ニ依リ法定代理人ノ選任シタル復代理人トシテ証書ヲ作成スヘキモノトス

7　代理人ノ能力ニ関スル件

（大5.12.6長崎公証人杉野清次照会）

（大5.12.23民1948号法務局長回答）

（要旨）法第31条の委任による代理人は能力者であることを要しない。

（照会）公証人法第31条ノ委任ニ因ル代理人ハ民法第102条ニ依リ能力者タルコトヲ要セサルヤ右至急仰御訓示候也

（回答）本月６日付日記第80号ヲ以テ請訓相成候公証人法第31条ノ委任ニ因ル代理人ノ能力ニ関スル件ハ貴見ノ通ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

8　定款ノ認証ノ付属書類ニ関スル件

（昭14.11.27東京公証人秀島雄次郎照会）

（昭14.12.8民事甲1341号民事局長回答）

（要旨）法第62条ノ４の「代理人の権限を証すべき証書等」には，戸籍謄本，又は委任状，印鑑証明書等を包含する。

（照会）商法第167条及其準用規定ニ依ル定款ノ認証ニ関シ左記疑義有之候間何分ノ御回示相成度此段奉伺候也

公証人法第62条ノ４「代理人ノ権限ヲ証スヘキ証書等」ニハ親権者カ未成者ニ代ハリ定款ニ署名シタル場合ノ法定代理権限ヲ証スル戸籍謄本（若シ母ナル場合ハ親族会ノ同意書及之ニ関スル書類）又委任代理ニ依リ定款ニ署名シタル場合ハ委任状，印鑑証明書等モ包含スルモノト解スヘキヤ

（回答）貴見ノ通ト思考致候此段及回答候也

9　公証人法施行規則第13条の２の規定による通知費用について

（昭28.1.24民事甲2325号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）規則13条の２の通知の費用は公証人が負担する。

（通達）標記については，公証人が負担すべきであって，嘱託人の負担とすべきものではないと考えるから，この旨貴管下公証人に周知方然るべく取り計らわれたい。

10　公証人法施行規則第13条の２の規定による通知について

（昭28.11.9民事甲2132号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）代理嘱託の場合における本人通知の方法

（通達）公正証書の作成が代理人の嘱託によってなされる場合には，本人にお

いてその作成の事実を知らないままに経過している事例が少くないので，証書作成の事実を本人に知らせるため別紙案（略）のとおり公証人法施行規則を改正し，公証人が代理人の嘱託によって証書を作成した場合には一定期間内に一定事項を本人に通知することとしたから，左記の点につき留意の上，右規定の趣旨励行についても特に監督に遺憾のないようにされたい。

記

1　公証人法施行規則第13条の２第２項の通知は，適宜通常葉書又は封書をもってするのが相当であり，その文例を示せば次のとおりである。

通　知　書

本職は，貴殿及び　市　町（村）　番地何某を当事者とする左記証書を　年　月　日貴殿の代理人　市　町（村）　番地何某の嘱託により作成したから，公証人法施行規則第13条の２の規定により通知します。

記

2　第　　号債務弁済抵当権設定契約証書

3　強制執行認諾の文言あり（なし）

年　月　日

市　町　番地

（何公証役場）

公　証　人　何　　某

殿

（註）

1　肩書役場名はその通称を用いている場合にのみ記入すること。

2　株式会社の代表取締役その他法人の代表者が自らその資格において嘱託する場合には，本人が嘱託する場合に準じ取り扱ってさしつかえない。

3　代表権限のない法人の役員が当該法人の代理人として嘱託する場合には雇人が代理人として嘱託する場合に準じて取り扱うものとする。

4　公証人法施行規則第13条の２第２項の記載例を示せば次のとおりである。

年　月　日葉書（封書）により本人に通知済

11　公証人法施行規則第13条の２の解釈について

（昭28.11.16静岡地方法務局長電信照会）

（昭28.11.18民事局長電信回答）

（要旨）1　会社の事務員が代表者の代理人となって嘱託する場合は通知を要しない。

2　代理人が本人の雇人又は同居者であるかどうかは，代理人が疎明すれば足りる。

3　本人通知の経費は公証人が負担すべきである。

（照会）1　株式会社の代表取締役の代理人となったものがその会社に勤務する事務員である場合は同条但書の雇人の場合に準じて取扱うことは出来ないものと考えられるが如何

2　代理人が本人の雇人又は同居者であるかどうかについては証明をなさしめる要なく，代理人の疎明をもって公証人が本人の雇人又は同居者なることを認め得れば足るものと考えるが如何。

3　本人に通知するために要する費用（郵便料）は公証人が負担すべきものと考えるが如何。

（回答）1　代表取締役が会社を代表して選任した代理人は，会社の代理人であるから但書に該当する。

2，3　貴見のとおり。

12　委任者本人死亡後における代理人による公正証書作成の可否について

（昭33.6.20浦和公証人武田正二照会）

（昭33.6.30民事甲1330号民事局長心得回答）

（要旨）1　公正証書作成の嘱託を内容とする委任は，本人の死亡によって消滅する。

2　法人の代表者の附与した代理権は，その代表者の交替により左右されない。

（照会）１　債務者及び連帯保証人が銀行から金円を借入（又は相互銀行から相互掛金契約に基き融資を受ける際に）れる際に，該債務弁済契約の公正証書作成嘱託の委任状をその銀行の行員に差出してある間にその委任者本人が死亡したときは，その死亡者の分の代理権は消滅し該委任を受けた代理人の公正証書作成嘱託の権限は消滅するものと思料せられますが（民法第111条第１号及び同法第653条適用），他方該事案が銀行又は相互銀行の銀行業務に附随するものでありますす処から商法第506条により委任者本人の死亡によっては代理権は消滅せず，委任者死亡後も該代理人による公正証書作成嘱託を遂行し得るにあらざるやの疑義を生ずるものでありますが，如何なものでありませうか。

２　右に関連して銀行の社長（俗に頭取）がその在任中に前示貸付にたいする履行契約公正証書作成嘱託をその取引の日に委任を受けた行員は右社長退職後において公正証書作成嘱託を遂行することを得るや。

尚お，換言すれば右１，２の場合において公証人は該嘱託により作成した公正証書が適正なりや否やということを御伺い致し度い次第であります。

（回答）６月20日付で照会のあった標記については，次のとおり回答する。

１　公正証書作成の嘱託を内容とする代理権の委任は商行為と解することができないから，民法第111条の規定により，委任者本人が死亡すればその代理権は消滅したものと解される。従って，公証人は右委任に基く代理人による公正証書作成の嘱託に応ずべきでない。

２　法人の代表者が附与した代理権は，その代表者の交替により当然消滅するものではないから，たとえ前任者名義の委任状であっても前任者の在任中にその権限に基いて作成されたものであれば，後任者からその委任を解除しない限り，公証人は右委任状に基く代理人による公正証書作成の嘱託に応じてさしつかえない。

なお，この場合には新旧両代表者の資格証明書（公証人法第32条の書面）を提出させることが必要である。

13　水産業協同組合と組合の理事を含む数人との間の金銭消費貸借契約公正証書作成の場合における組合の代表者の記載方について

（昭38.4.9民事甲964号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）水産業協同組合と組合の理事との間で金銭消費貸借契約を締結するときは，当該理事以外の理事が組合を代表し，当該理事以外に理事が存しないときは，監事が組合を代表すべきである。

（通達）別紙甲号のとおり仙台法務局長から照会があり，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

公証事務の取扱いについて（水産業協同組合と組合の理事を含む数人との間の金銭消費貸借契約公正証書作成の場合における組合の代表者の記載方について）

水産業協同組合が債権者となり，その組合の理事４名を含む10名が連帯債務者となって金銭消費貸借契約公正証書を作成する場合，水産業協同組合法第37条によれば組合が理事と契約をするときは監事が組合を代表することになっているが，上記の場合には理事以外の者が債務者に含まれているので監事のみで組合を代表するものとは言い難いので，組合の代表者の記載方は左記のとおりでさしつかえないと考えますが何分のご指示をお願い申し上げます。

記

A漁業協同組合

理　事　　甲

（理事甲，理事乙，理事丙及び理事丁と組合との契約に関する組合代表として）

監　事　　○

別紙乙号

公証事務の取扱いについて（水産業協同組合と組合の理事を含む数人との間の金銭消費貸借契約公正証書作成の場合における組合の代表者の記載方について）

１月24日付総日記第34号で照会のあった標記の件については，当事者となる４名の理事以外の理事が組合を代表すべきものと考える。

なお，当事者となる４名の理事以外に理事が存在しないときは監事が組合を代表すべきものと考える。

14　公正証書の作成に関する包括委任状について

（昭38.9.14公証人森西高恒照会）

（昭38.10.8民事（一）発592号民事局第一課長回答）

（要旨）１　公証人は，委任状自体の有効期間を制限することはできない。

２(1)　住宅金融公庫支所長の代理権授与行為は，後日その支所長の更迭があっても影響を受けない。

(2)　証書作成の嘱託を委任された銀行の支店長が，支配人でないときは，その支店長の更迭により代理権は消滅する。

（照会）従来包括委任状には別紙第１例の如く委任期間（有効期間）を記載することが殆んど慣例となって居りましたが，今般住宅金融公庫に於ては昭和38年５月16日付法務省民事甲第1419号回答に基き別紙第２例の如き委任期間の定めのない包括委任状を作成するようになりました。ついては，左記事項につき御尋ね致します。

１　公証人が第２例の如き委任状を受理するに当ってはその有効期間を考慮（制限）せず無条件で之を受理しても差支えないか。

若しその有効期限を制限すべきであるとするならば，有効期間は委任状作成の日より何日までとすべきか。

２　元来住宅金融公庫の支所長甲より包括委任状に基き公正証書の作成の代理を或る銀行の支店長乙に委任した場合に於ては，支店長乙は，更に他の銀行員丙にその復代理を委任して結局丙に於て，公証人に対し公正証書の作成方を嘱託するのが公正証書作成の普通の方式であるが，住宅金融公庫の支所長も受託銀行の支店長も転勤退職等により更迭することが屢々あるので，その更迭又はその他の事情により無効に帰した旧委任状を故意又はあやまちによって使用することを防止するために住宅金融公庫の包括委任状も他の一般の夫れと同様に一定の有効期間を記載して

置き，期間満了の都度之を更新せしめる方法を講ずることが望ましいのではあるまいか。

第１例

私は　　を代理人とし，昭和　年　月　日から昭和　年　月　日に至る期間において，左記事項を処理する一切の権限を委任する。

第２例

委　任　状

私は何市何町何番地何銀行何支店長乙を代理人と定め左記事項を処理する一切の権限を委任します。

昭和　年　月　日

東京都文京区小石川町一丁目１番地

住　宅　金　融　公　庫

右代理人　支所長　甲

記

（以下略）

（回答）１　所問の場合包括委任状自体については有効期間の制限がない場合でも，この委任状の真正なることの証明のために提出する印鑑証明書については，作成後６ヶ月以内のものでなければならないことになっている（昭和24年５月30日付民事甲第1282号民事局長通達参照）ので，この点から委任者は間接的に委任状の無期限使用を抑制し得るものと考えられるから，委任状自体の有効期限を特に考慮しなくても差し支えないものと考える。

２　住宅金融公庫の代理人（住宅金融公庫法第14条）たる支所長が包括委任状を発行した場合その支所長の更迭があっても，その代理権授与行為は影響を受けないものと解する。

また，包括委任状により受託銀行の支店長乙を代理人に選任した場合，その支店長が支配人でないときは，支店長たる自然人乙を代理人に選任したものとみるべきであり，その支店長の更迭後はその包括委任状を使用して公正証書を作成することは相当でないと解する。

支店長が支配人であるときは，銀行自体を代理人に選任したものと解さ

れるから，支店長の更迭は代理権の存否に影響はないものと考える。

15　住宅金融公庫札幌支所長の更迭後，前支所長の委任による代理人の嘱託に基づいて作成した公正証書の効力について

（昭40.3.25旭法総236号旭川地方法務局長照会）

（昭40.4.26民一252号民事局第一課長回答）

（要旨）住宅金融公庫の支所長の代理権消滅後，なお支所長として委任した代理人の嘱託に基づいて作成された公正証書については，嘱託があれば追完に関する公正証書を作成すべきである。

（照会）標記について左記のとおりいささか疑義を生じましたので，至急何分の御指示を賜わりたくお伺いいたします。

記

住宅金融公庫札幌支所長は本年１月18日更迭，その登記が２月１日に完了したところ，当局所属旭川公証人合同役場において，１月19日より２月５日までの間に，右更迭前の支所長より委任された代理人の嘱託（添付の登記簿抄本は更迭の登記前に発行したもの）に基づいて，同公庫を債権者とする金銭消費貸借契約の公正証書を数件作成したことを発見した。

右の消費貸借契約は無権代理人による所為として後任の支所長から追認しなければならないか。もし，追認を必要とする場合，適宜の方法で相手方にその意思表示をすれば足りるか，それとも追認の公正証書を作成（相手方にその謄本を送付）する必要があるか。

（回答）３月25日付旭法総第236号で照会のあった標記の件は，支所長の変更登記後に，前支所長の選任にかかる代理人の嘱託に基づいて作成した公正証書については，嘱託があれば追完に関する公正証書を作成すべきものと考える。

16　法人の代表者が代理人により嘱託した公正証書における法人代表者の住所及び年齢の記載について

（昭63.4.7民一2085号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）法人の代表者が代理人を選任している場合の法人代表者の住所及び年

齢は記載しなくても差し支えない。

（通達）標記について，別紙甲号のとおり日本公証人連合会会長から照会があり，別紙乙号のとおり回答したので，貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

おって，本通達に抵触する従前の当職通達等は変更されたものと了知されたい。

別紙甲号

法人の代表者が代理人を選任している場合の法人代表者の住所，年齢記載について（照会）

公正証書における嘱託人の記載については公証人法36条の定めるところでありますが，会社の代表取締役が自社職員を任意代理人に選任し，その代理人が公証役場に出頭した場合の表示については，同条２号と３号とだけではっきりしないところがあります。ご高承のとおり，明治42年９月６日付け民刑局長回答は「法人代表者の記載」方に関して同条３号の代理人は法人代表者を含むものとしていますが，当該私法人の代表者自身出頭の場合ならばともかく，更に代理人が選任せられた場合についても適切であるか否かは，疑問の余地があるように思われます。

現在の実務では，右のような代理人出頭の場合，会社所在地の外，代表取締役の住所及び代理人の住所いずれも記載しているものも少なくありませんが，代表取締役の住所及び年齢は記載しなくても差し支えないのではないかと思料されますので，御照会に及びました。

別紙乙号

２月10日付け照会のあった標記の件については，貴見のとおりと考える。

17　民法の一部を改正する法律及び公証人法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う公証事務の取扱い等について

（平17.2.9民総348号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）民法の一部を改正する法律及び公証人法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う公証事務の取扱い等について

（通達）民法の一部を改正する法律（平成16年法律第147号。以下「改正法」

という。）が成立し，公布の日（平成16年12月１日）から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされるとともに，公証人法施行規則の一部を改正する省令（平成17年法務省令第14号。以下「改正省令」という。）が平成17年２月14日から施行されることとなりましたので，これに伴う公証事務の取扱い等については，下記の点に留意するよう，貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らい願います。

なお，本通達中，「新民法」とあるのは改正法による改正後の民法（明治29年法律第89号）を，「規則」とあるのは公証人法施行規則（昭和24年法務府令第９号）をいいます。

記

第１　略

第２　改正省令による規則第13条の２の改正について

保証人の保護を図るために保証契約の内容の適正化を内容とする改正法が規定されたことを受け，公証事務についても，同様の観点から，改正省令が制定され，規則第13条の２第１項の通知（以下「事後通知」という。）は，書面でしなければならないとされるとともに，当該通知の対象となる公正証書の執行認諾文言の記載の有無に応じて，通知の書式が定められた（改正省令による改正後の規則第13条の２第２項，附録第１号の２及び同号の３）。

事後通知は，代理人の嘱託により公正証書が作成された場合について，公正証書作成の事実を本人に知らせるために行うものであり，公証制度に対する信用を害することのないよう，次の点に留意し，監督に遺憾のないようにされたい。

なお，通知の書式に記載された執行認諾文言の法的な意味を本人に理解させなければならないことは，代理人の嘱託により公正証書が作成される場合だけでなく，本人自身の嘱託による場合においても同様であるから，この場合も，公証人において，適宜，口頭又は書面により，本人に対しこれを説明する必要がある。

１　事後通知は，規則第13条の２第１項ただし書の適用がある場合を除き，例外なく，しなければならない。

２　事後通知は，公証人において書面を交付し，又は送付して行うべきものであり，嘱託人である代理人等を介して行うことは，許されない。

３　事後通知の実施を怠り，規則第13条の２に違反した公証人については，公証人法及び規則に基づく監督及び懲戒の対象となり得る。

４　事後通知の書式については，附録第１号の２又は同号の３の様式に従うほか，改正省令の制定の趣旨にかんがみ，問い合わせ先（公証人役場住所等）を明らかにするとともに，例えば，通知の対象となる債務者が保証人である場合には，「証書の件名」欄に「あなたは，何某　様の保証人となっております。」等を付記することが望ましい。

なお，附録第１号の２及び同号の３の様式には記載されていないが，通知を受けた本人に対する便宜等のため，「この公正証書の内容に疑問のある方は，実印を御持参の上，公正証書原本の閲覧をお申出下さい（代理人による閲覧の場合は，あなたの印鑑証明書付きの委任状及び当該代理人の印鑑証明書及び実印が必要となります。）。」等の便宜の記載をすることは，差し支えない。

第３，第４　略

4　双方代理・利益相反行為

1　親子間ノ利害ニ関スル件

（大4.1.19福岡地裁所長照会）

（大4.2.13民129号法務局長回答）

（要旨）民法第826条の規定は，親権者と未成年の子との利益相反するすべての場合に適用される。

（照会）民法第888条（現第826条）ノ規定ニ因ル親権ヲ行フ父又ハ母ト未成年ノ子トノ利益相反スル行為トハ親子カ相対立スル行為例之ハ両者ノ間ニ売買，賃貸借若クハ訴訟行為ヲ為スカ如キ場合ニシテ金銭ノ借入（無担保又ハ各自所有財産ヲ担保ニ供シテ）ヲ為シ其ノ他親子カ共ニ契約者ノ一方ト為リテ他ト契約ヲ為シ連帯ノ責任ヲ負フカ如キ場合ニハ利害ノ関係ハ固ヨリ之レアルモ決シテ利益相反スルモノニ非ス云々宮崎地方裁判所所属公証

人広木幹ノ稟伺ニ対シ明治43年11月25日民刑第475号ヲ以テ貴省民刑局長ヨリ意見ノ通リナル旨御回答有之候処大正３年９月28日大審院ニ於ケル大正２年㋕第314号上告事件ニ対シテハ右ニ反シ即チ同条ノ所謂利益相反スル行為トハ単ニ親権ヲ行フ父又ハ母ト未成年ノ子トカ各一方ノ当事者ト為リテ其間ニ為ス所ノ行為ニシテ利益相反スル場合ノミニ限ラス親権ヲ行フ父又ハ母カ自己ノ為メニ他人ヨリ金銭ヲ借入ルニ当リ未成年ノ子ニ於テ連帯債務ヲ負担シ其所有不動産ニ抵当権ヲ設定スル行為ノ如キ親権者ノ為メニ利益ニシテ未成年者ノ為メニ不利益ナル場合ヲモ指称スル旨ノ判決有之候ニ付向後何レニ拠リ事務取扱可然哉管内公証人ヨリ伺出候者有之果シテ何レニ準拠セシメ可然哉御意見承知致度候間何分ノ御回示有之度此段及御問合候也

（回答）本年１月19日日記中第377号問合ノ件民法第888条（現第826条）解釈ニ関シ明治43年５月16日宮崎地方裁判所所属公証人広木幹稟伺ニ対シ同年11月25日民刑第475号ヲ以テ回答致候其後ノ省議ニテ同条ノ規定ハ苟クモ親権者ト其未成年ノ子トノ利益相反スルニ於テハ総テ其適用アルヘク其ノ果シテ利益相反スル行為ナリヤ否ヤハ各場合ニ付テ決スヘキ事実問題ニシテ必スシモ親権者ト其未成年ノ子トノ間ニ於ケル法律行為ノミニ限ルノ趣旨ニ非サルコトニ決定相成候得ハ該公証人稟伺ニ対シ為シタル回答ノ趣旨ハ自然省議変更セラレタル義ト御了知相成度此段及回答候也

（参考）親権行為ニ関スル件

（要旨）親子が連帯して金銭を借入れる等親子が同一の地位に立って為す行為は親権者と未成年の子との利益相反する場合には該らない（明43.5.16宮崎公証人広木幹照会，同.11.25民刑475号民刑局長回答）

（照会）民法第888条（現第826条）ニ於ケル「親権ヲ行フ父又ハ母ト未成年ノ子ト利益相反スル行為ニ付テハ父又ハ母ハ其ノ子ノ為特別代理人ノ選定ヲ親族会ニ請求スルコトヲ要ス」トノ規定ハ同第108条ニ於ケル「相手方ノ代理人タルコトヲ得ス」トノ総則ノ規定ヲ貫徹シタルモノニシテ親子カ相対立スル行為例之ハ両者ノ間ニ売買，賃貸借若クハ訴訟行為ヲ為スカ如キ場合ニ関シ，親子カ同一ノ地位ニ立チテ為ス行為則チ両者連帯シテ金銭ノ借入（無担保又ハ各自ノ所有財産ヲ担保ニシテ）ヲ為シ其他親子カ共ニ契

約者ノ一方ト為リテ他ト契約ヲ為シ連帯ノ責任ヲ負フカ如キ場合ニハ利害ノ関係ハ固ヨリ之アルモ決シテ利益相反スルモノニアラス随テ親ハ其行為ニ付キ其ノ子ノ為メ親権ヲ行フコトヲ得ルモノト心得居候処全国各裁判所ノ見解モ一致シ居ラス右後者ノ如キ行為ニ付テモ特別代理人ノ選定ヲ要スルモノトセル裁判所モ有之候ヤニ聞及候ニ付何レカ正当ナルヤ御訓示ヲ仰キ候

（回答）貴見ノ通

2　特別代理人ノ代表権限ニ関スル件

（大7.11.14下関区裁監督判事照会）

（大7.12.11民2498号法務局長回答）

（要旨）親子の利益相反する事項について，子の特別代理人が子を代表して契約を締結し，後日これを公正証書に作成する場合に子を代表すべきものは特別代理人である。

（照会）親権者ト其未成年ノ子トノ間ニ売買又ハ其親子連帯借ヲ為ス如キ親子ノ利益相反スル事項ニ付子ノ特別代理人カ其子ヲ代表シテ口頭契約ヲナシ又ハ私署証書ヲ作成シ置キ後日右口頭契約又ハ私署証書ニ基キ公正証書ヲ作成スル場合又ハ右私署証書ヲ原因トシテ登記ヲ申請スル場合其子ヲ代表スヘキ者ハ子ノ親権者ナルヤ又ハ特別代理人ナルヤ（明治40年㋕第374号同年10月30日言渡大審院第二民事部ニ於テハ右ノ如キ場合ニハ親権者ノ当然為スヘキ行為ニシテ特別代理人ニ代表権ナシトセリ）尚又右ノ場合親権者カ代表スヘキモノトセハ其公正証書ノ作成ニ付テハ特別代理人ノ資格及其者カ契約ヲ為シタルニ相違ナキコトヲ証明セシメ其事由ヲ公正証書中ニ記載シ又登記ノ申請ニ付テモ右二ケノ事実ヲ証スル書面ヲ添附セシムヘキヤ公証人及登記官吏ノ取扱上一定シ置キ度ニ付詳細御示シアリタシ

（回答）後段貴見ノ通特別代理人ニ於テ代表スヘキモノトス

3　許可又ハ同意ニ関スル件

（昭4.9.17東京公証人根本松美照会）

（昭5.2.20民事局長回答）

（要旨）合名会社又は合資会社の唯一の代表者は，その他の社員全員の同意を得てその会社と取引をすることができる。

（注）昭13年法律第72号商法改正により，第75条をもって自己取引に関する規定が新設され，合名会社の社員（代表社員を含む）が会社と取引をするには，他の社員の過半数の決議による同意を要することとなった（同法第147条により合資会社に準用）。

（照会）左ノ事項ニ付公正証書作成ノ嘱託アリタル場合ハ該契約ハ無効若クハ取消シ得可キ法律行為トシテ其証書ノ作成ヲ為ス可カラサルモノナリヤ又ハ適法ノ契約トシテ其証書ヲ作成ス可キモノナリヤ

1から3まで　略

4　合名会社又ハ合資会社代表社員1名ナルトキ総社員ノ同意ヲ得テ該代表社員カ会社ヲ代表シ該代表社員トノ間ニ利益相反スル契約ヲ為ストキ

（回答）1から3まで　略

4　合名会社又ハ合資会社ノ一人ノ代表社員ハ総社員ノ同意ヲ得テ其会社ト取引ヲ為スコトヲ得

4　合資会社ノ一人ノ無限責任社員ノ代表権ニ関スル件

（昭11.5.1金沢公証人市川仙太郎照会）

（昭11.6.30民事甲569号民事局長回答）

（要旨）合資会社の唯一の無限責任社員は，他の社員全員の同意があるときは，自己の債務につき会社財産を担保に供し，又は会社を連帯保証人とすることができる。

（照会）無限責任社員一人ノミヲ有スル合資会社ニ於テ其ノ無限責任社員個人ノ債務ニ付会社カ連帯保証ヲ為シ又ハ会社所有財産ヲ担保ニ供スル場合ニ其無限責任社員ハ当然会社ヲ代表スルコトヲ得ルヤ

右ニ対シ左記3説アリ

甲説　本問ノ場合ハ会社ト当該無限責任社員（以下単ニ代表者ト称ス）ト利益相反スル行為ナルヲ以テ当該代表者ハ他ノ総社員ノ同意ヲ得タルトキニ限リ会社ヲ代表スルコトヲ得ルモノトス真理由トスル所ハ本問利益相反スル行為ハ代表者カ会社ト利益相反スル「取引」ヲ為ス場合ト其ノ

軌ヲ一ニスルヲ以テ本問行為ハ則チ会社トノ利益相反スル「取引」ト解スルヲ相当トシテ代表者カ本問行為ヲナスニハ総社員ノ同意ヲ要スヘキモノトス（末記大審院判例其他参照）

附記　本問ノ場合ニハ其法律行為自体カ会社ノ営業ニ関スルヤ否ヤニ付問題ヲ生スル虞アリ公証人トシテハ公証人法第2条第26条第33条及公証人法施行細則第11条（現規則第13条）ノ精神ニ依リ甲説ヲ相当ト信ス

乙説　本問ノ場合ハ商法第58条（現行第72条）ノ規定ニ依リ総社員ノ同意ヲ得テ当該代表者会社ヲ代表スルコトヲ得ルモノト為シ同条ハ会社ノ内部ニ関スル規定ニ属スルモ同条ニ依ルヲ相当トス

丙説　本問ノ場合当該代表者ハ当然会社ヲ代表スルモノニシテ真理由トスル所ハ会社代表者ハ会社ヲ代表シテ会社ノ営業ニ関スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有シ苟モ会社ヲ代表シテ為ス行為ハ総テ会社ニ其効力ヲ及ホスコトハ商法第62条第1項第2項（現行第78条第1項，第2項）民法第44条第1項及第54条ノ規定ニ依リ明カナリ而シテ本問保証等ノ行為カ会社ノ営業ニ関スルヤ否ヤハ事実問題ニ属シ且其行為カ会社トノ取引ニ非スシテ単ニ利益相反スルニ過キサル場合ハ民法第108条ニ抵触セサルモノトス

右各説ノ内孰レヲ正当トスヘキヤ

（参考文献）1　昭和4年9月17日根本松美氏稟伺昭和5年2月20日司法省民事局長ノ回答

2　東京公証人会集会所昭和8年10月3日決議

「無限責任ノ一名ノミヲ有スル合資会社ニ於テ其無限責任社員個人ノ債務ニ付其会社カ担保ヲ提供シ連帯保証人トナル場合ニハ総社員ノ同意ヲ得テ無限責任社員其会社ヲ代表ス」

3　大審院民事部昭和9年6月15日判決（日判例大成1巻344頁）

4　商法中改正法律案第75条

（回答）客月11日附稟伺公証事務取扱方ニ関スル疑義ノ件ハ左ノ通リ思考致候他ノ社員全員ノ同意アルトキハ自己ノ債務ニ付会社財産ヲ担保ニ供シ又ハ会社ヲ連帯保証人ト為スコトヲ得

5　公証事務取扱に関する件

（昭28.10.1民事甲1333号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）１　株式会社の代表取締役が自己の債務につき会社を代表して連帯保証をし，又は会社所有の財産を担保に供するには，取締役会の承認を要する。

２　右承認は，第三者の許可又は同意に該当する。

３　右承認については，法第36条第５号により証書に記載する。

４(1)　取締役会の議事録の謄本は，第41条但書により公正証書に連綴する。

(2)　取締役会の議事録は，出席取締役の印鑑又は署名に関する官公署の証明書を提出させてその真正なことを証明させる。

(3)　第36条第５号による承認者の記載は単に会社の本店と何々株式会社取締役会と表示すれば足りる。

(4)　右(2)の取締役については，商業登記簿謄抄本を提出させて資格を証明させる。

（注）昭40.6.30民事甲1710号民事局長回答により取締役会の議事録の写の真正なることを証明する者は代表取締役で足りることとなった。なお現行制度上，登記所は会社の平取締役の印鑑の登録証明事務を取扱わないこととなっている（商業登記法20条，17条２項）

（通達）標記に関し，別紙甲号のとおり東京公証人会々長から照会があったので，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴局所属公証人に周知方しかるべく取り計らわれたい。

別紙甲号

別紙の通り高野会員から伺がありましたので貴局の御意見拝承いたしたく至急何分の御回示を御願い申上げます。

別紙

公証事務取扱上の疑に対する指示りん請

左記事項に関し公証事務取扱上疑義がありますので至急何分の御指示を頂きたくよろしく御願します。

第１　株式会社の代表取締役が自己個人の債務につき会社を代表して連帯保証をなし，或は会社所有の財産に抵当権の担保物権を設定するには商

法第265条に依り取締役会の承認を要するや。

この問題については消極積極の両説がある。

１　消極説　商法第265条はその法文の示す如く会社の取締役と会社との利益相反行為につき取締役会の承認を必要とするものである。然るに本問の場合における連帯保証行為若しくは担保権設定の契約は何れも会社と債権者間の契約であって取締役個人と会社間の取引でないから商法第265条に該当しない，従って取締役の承認を要しない。

２　積極説　本問題の場合，会社の債務保証行為若しくは担保権設定行為は表面的形態においては取締役個人と会社との直接的法律行為ではないけれども，商法第265条は取締役個人と会社との利害相反の取引につき取締役がその優越的地位を利用して自己に有利な条件をもって取引をなし会社に損害を蒙らしめるおそれあることを慮り，取締役の専横を抑止し会社の利益を保護するため取締役の権限に一種の制限を加えたものである。然るに消極説の如く取締役が単に自己個人の債務に会社をして保証させ或は会社の財産に担保権を設定するが如きは，間接的ではあるが取締役の専横を許し会社に不利益を蒙らせ，会社の利益保護に欠くる結果を招来し商法第265条が庶幾する目的精神の達成は遂に望み得ないことになるであろう，又これを経済的効果より観れば取締役個人が会社と直接取引して会社に損害を与えるのと毫も異る所がない，故に商法第265条の目的精神を類推拡張して本問の如き場合には取締役会の承認を必要とする。

参　考

小職は積極説を正当と思料する。

第２　右積極説の如く取締役会の承諾を要するとせば(イ)右承認は公証人法第33条の第三者の許可又は同意に該当するか如何か。

この点についても甲乙両説がある。

甲説　（消極）取締役会は会社内部の一機関，換言すれば同一人格内の一構成機関に過ぎない，会社に対する関係においては第三者的地位を有しない，未成年者に対する親権者又は後見人の関係とは異る。故に取締役会の承認は第三者の同意又は許可に当らない。

乙説　公証人法第33条の第三者は甲説の如く狭義に解すべきではなく，第三者の同意又は許可を必要とした法令の精神目的を考慮して広義に解すべきものである。従来の訓令回答は，市町村の理事者が一定の法律行為を為すには市町村議会の同意を必要とする場合，その同意又は許可は等しく同一法人格内の一機関である議会の同意又は許可であるが公証人法第33条の第三者の同意又は許可に該当すると解釈している。

故に取締役会の承認は会社内部機関の意思表示ではあるが会社の業務執行者である取締役に対しては取締役会を第三者とする方が立法の精神より見て正当である。

参　考

小職は乙説が正論であると思料する。

第３　若し前記の如く取締役会の承認が第三者の許可又は同意に該当するとせば，公証人は公正証書作成に際し公証人法第33条第36条第５号の手続を為すべきものと思料するが如何。

第４　右手続を採るべきものとせば，取締役会は人格を有せず従って住所，職業，氏名，年令，印鑑がない，又名称事務所がなく署名することも不可能である，公正証書に如何なる範囲程度に表示記載すべきか。

１　取締役の承認決議書は通常会社に保存することに定款で定めているから，一応その原本を提出させて承認事項を証明させ，公証人法第41条によりこれを嘱託人に還付し，その謄本を提出させてこれを公正証書に連綴すべきか。

２　承認決議書は多くの場合私署証書であるから，官公署の作成した印鑑又は署名に関する証明書を提出させて決議書の真正を証明させなければならないが，取締役会自体には印鑑，又は署名がない。従って，法第33条２項，第32条第２項による決議書の真正を証明させることが出来ないから，この手続を採らなくともよいのか或は，取締役会の構成員である取締役の印鑑又は署名に関する官公署の証明書を提出させて承認決議書の真正を証明させるべきか。

３　公証人法第36条第５号による記載は，単に会社の本店と何々株式会社取締役会と表示すれば足るか。或は何何会社取締役会として次に出

席した各取締役の氏名をも表示し，これに各その住所，年令，職業を表すべきや。

４　なお右取締役が真実その会社の取締役であるか否か確むるためこれを証明するに足る商業登記簿謄本を提出させる必要があるか。

別紙乙号

７月13日付をもって照会にかかる標記について左記のとおり回答する。

記

第１，第２，第３　積極に解する。

第４　１　「取締役の承認決議書」とあるのを「取締役会の議事録」とする外は，貴見のとおり。

２　「承認決議書」とあるのを「取締役会の議事録」とする外は，後段貴見のとおり。

３　前段貴見のとおり。

４　商業登記簿の謄本又は抄本を提出させるのが相当である。

6　合資会社が無限責任社員の個人の債務につき保証をなす場合について

（昭29.10.23日記総1411号静岡地方法務局長照会）

（昭29.12.6民事甲2535号民事局長回答）

（**要旨**）無限責任社員個人の債務につき会社が保証するには，他に無限責任社員がいないときは，有限責任社員の過半数の決議を要し，他に無限責任社員がいるときは，その社員及び有限責任社員の過半数の決議を要する。

（**照会**）合資会社において無限責任社員個人の債務につき会社が保証をなすには，他の無限責任社員の過半数の決議を必要とし，有限責任社員については，別段決議を要せざるものと思考せられますところ，無限責任社員が一名のみの場合においては，有限責任社員の過半数の決議があれば有効に保証をなし得るものと解すべきでしょうか（参照昭和８年(オ)第2432号，昭和９年６月15日大審院民事部判決，法曹会発行民事判例集第13巻(中)1473頁乃至1488頁所掲）。

管下公証人から伺出の次第でもありますので，御垂示を仰ぎます。

（**回答**）10月23日付日記総第1411号で照会のあった標記の件については，無限

責任社員が一名のみの場合は有限責任社員の過半数の決議があれば有効に保証をなし得るものと考える。

なお，無限責任社員が数人ある場合には，当該無限責任社員を除く他の社員（他の無限責任社員のほか，有限責任社員を含む）の過半数の決議を要するから，念のため申し添える。

7　親権者及び後見人の代理権について

（昭32.11.28総3853号福岡法務局長照会）

（昭32.12.17民事甲2392号民事局長回答）

（要旨）会社代表者が会社債務のため，その親権又は後見に服する未成年の子の不動産を担保に供する場合，その未成年の子を連帯保証人とする場合及び代表者，未成年の子ともに連帯保証人となる場合は，いずれも子のために特別代理人を選任することを要する。

（照会）公証事務取扱上，標記の代理権について，左記事案の場合については特別代理人の選任が必要であるという積極説と，その必要はないという消極説があります。当職は設問の場合においてはいずれも積極説を妥当と解しますが，適切な先例も見当らずいささか疑義があって決し兼ねますので，何分の御指示を仰ぎます。

参照　民法826条，851条４号，860条

記

１　金銭消費貸借並に抵当権設定契約において，株式会社又は有限会社の代表取締役が会社債務のため，その親権又は後見に服する未成年者所有の不動産を担保に供する場合。

２　前項の場合，更に未成年者を連帯保証人とするとき。

３　１項の場合，代表取締役も未成年者と共に連帯保証人となるとき。

（回答）11月28日総第3853号をもって照会のあった標記については，特別代理人を選任するのを相当と考える。

8　自己契約又は双方代理による嘱託の可否について

（昭34.9.22東京法務局所属公証人高野正保照会）

（昭35.5.23民事甲1262号民事局長回答）

（要旨）自己契約又は双方代理による公正証書作成の嘱託には応じないのが相当である。

（照会）左記公証事務の取扱に関し疑義がありますので何分の御指示をお願いする。

既に成立又は発生した契約その他の法律行為若しくは私権に関する事実につき代理人に依り公正証書の作成を嘱託する案件に付ては民法第108条の適用ありや，否や，即ち，当事者の一方が相手を代理し又は一人が当事者双方を代理して公正証書の作成を嘱託することができるか。

当職は右の如き公正証書の作成嘱託は私法上の法律行為ではなく国家機関である公証人に対し法律行為又は私権に関する事実につき公の証明力付与行為の遂行を申請する公法上の行為であるから民法第108条の適用がなく従って双方代理並に相手方代理は差支ないものと思料致しますが，聊か疑義がありますので御指示を給りたい。

（参考）大審昭19.2.4判決（登記申請に関するもの）大審昭18.5.18判決

（回答）昭和34年９月22日付をもって問合せのあった標記の件については，所問の代理による公正証書の嘱託には応じないのが相当である。

9　公証人法第33条に関する件

（昭40.5.10東京公証人三堀博照会）

（昭40.6.30民事甲1710号民事局長回答）

（要旨）取締役と会社間の取引についての証書作成の際，法33条所定の証書として取締役会の議事録の写を提出させる場合には，代表取締役（唯一又は全部の代表取締役が当該取引の相手方である等事故あるときは，取締役会の決議に参加した取締役）をして議事録の写に相違なき旨の証明をさせるのが相当である。

（照会）商法第265条有限会社法第30条等所定の取引に際し公証人法第33条所定の証書として，たとえば取締役会の議事録とその署名者全員の印鑑証明書を提出させているが取締役多数にして各地に散在または出張中などの場合には繁雑な手続となるので，議事録の写に代表取締役をして相違なき旨

の証明をさせ，そのものの印鑑証明書のみを提出させている。この後の場合において(1)その代表取締役が当該取引の相手方であっても差し支えないか，(2)所管部課長等事務職員の証明でも差し支えないか，以上２点につき多少疑問がありますので御意見を伺いたく照会致します。

（回答） ５月10日付をもって照会にかかる標記の件については，次のとおり考える。

(1)について　当該取引の相手方である代表取締役に証明させることは相当でない。

(2)について　代表取締役に証明させるのが相当である。なお，代表取締役に事故のある場合（前記(1)の場合を含む）には，当該取締役会で決議に参加した取締役に証明させるのが相当である。

10　国家公務員共済組合の資金貸付に関する契約締結上の疑義について

（昭43.9.14日本公証人連合会長照会）

（昭43.11.5民事甲3095号民事局長回答）

（要旨） 国家公務員共済組合の資金貸付について，支部長個人が借受人となる場合には，組合があらかじめ自己契約を許諾していない限り，支部長以外の者が組合の代理人となって借受人である支部長個人と契約を締結するのが相当である。

（照会） 別紙問題につき回答として３説が考えられ，当会法規委員会においては現在は第２説に賛するものが多数でありますが，何分の御教示を得たくお願いいたします。

別紙

問　題

国家公務員共済組合（以下「組合」という）から，その組合員である組合支部（以下「支部」という）職員に対し，資金の貸付が行われる場合は，借受人が所属する支部の支部長が組合の代理人となって借受人と金銭消費貸借契約が締結されているが，支部長個人が借受人となる場合にも，その支部長は組合の代理人となって，自己と金銭消費貸借契約を締結しても差支えないか。

回　答

第１説　組合の許諾が必要である。

貸主である組合の代理人の支部長が，一面組合を代理し，一面自己の資格で，組合，支部長個人間の契約を締結することは，いわゆる自己契約で，民法108条により原則として禁じられている。その理由は，専ら本人である組合を保護するためと解すべきであるから，組合が許諾するときは有効に成立するものと解すべきである。（大審院判例大正12.11.26ドイツ民法181条参照）

第２説　支部長代行者が組合の代理人となるべきである。

支部長の所属する庁の行政事務処理規程等で定められている，支部長の代行者が組合の代理人となって，支部長個人と契約を締結すべきものである。

例えば，裁判所長個人が借受人である場合は，所長代行者が組合の代理人となるべきである。

第３説　差支えない。

国家公務員共済組合法は，組合員で支部職員である支部長個人にも資金の貸付を行う場合のあることを予想して立法されたものであり，また貸付条件も予め法令に定められているので，支部長が一面組合を代理し，一面自己の資格で，組合，支部長個人間の契約を締結しても組合の利益が侵されるおそれがないから差支えないものと解する。

（回答） 昭和43年９月14日付照会の標記の件については，公証事務取扱のうえからは，支部長以外の者が組合の代理人となって借受人である支部長個人と契約を締結するのが相当であるが，組合があらかじめ自己契約を許諾するときは，支部長が組合の代理人となってもさしつかえないと考えます。

5　代理権限証書

1　法人ノ代表者ノ権限証明ニ関スル件

（明42.7.9長野地裁所長照会）

（明42.7.30民刑704号民刑局長回答）

（要旨） 特殊法人又は公法人の代表者についても其権限を証する書面を要する。

（照会）日本銀行，勧業銀行等特殊ノ法人ノ代表者ニ付テモ其権限ヲ証スル書面ヲ要スルヤ又知事，郡市長，町村長等公ノ法人ノ代表者ニ付テモ同様ナルヤ

（回答）貴見ノ通

（参考）会社代表者ノ資格証明ニ関スル件（昭8.10.7甲1528号民事局長通牒）

訴訟事件，執行事件，非訟事件又ハ公証事件ニ関シ会社ヲ代表スル権限ナキ無限責任社員又ハ取締役カ代表権証明ノ書類トシテ自己ニ関スル商業登記簿ノ抄本（単ニ無限責任社員又ハ取締役タルコトヲ証スル登記簿ノ抄本）ノミヲ提出シテ代表者名義ノ申請其他ノ行為ヲ為シ当該係員ニ於テモ其儘看過シテ之ヲ受理スルノ事例（正当ナル権限者ヨリ準完ノ場合ハ別問題トス）往々ニシテ有之哉ニ聞及候ニ付右代表権証明ノ書類ノ審査ニ付テハ固ヨリ十分ノ注意有之様貴管下職員，執達吏及公証人ニ対シ可然御通達相煩度為念及通牒候也

2　在監人ノ委任状ニ関スル件

（明42.7.9長野地裁所長照会）

（明42.7.30民刑704号民刑局長回答）

（要旨）在監人が拇印した委任状で，監獄官吏で認証したものは法第32条第１項の証書となり得る。

（照会）在監人ニシテ委任状ニ拇印ヲ用ヰタルモノハ代理権限ヲ証スル書面ト為スコトヲ得サルヤ

（回答）貴見ノ通ナルモ監獄官吏カ在監人ノ拇印シタル委任状ニ認証ヲ与フルコトハ従前ヨリノ慣例ナルニ付キ此ノ如キ委任状ハ認証ヲ受ケタル私署証書トシテ第32条第１項ノ証書タルヲ妨ケサルヘシ

3　多数時事件ノ嘱託ニ関スル件

（明42.7.21東京公証人小川正直照会）

（明42.8.21民刑831号民刑局長回答）

（要旨）１　同一法定代理人により屢々証書を作成する場合は，前の証書に附属書類として連綴した代理権を証する証書の謄本を作り後の証書に使用す

ることができる。

２　規則第14条の規定は，法定代理人が同時に数個の嘱託をする場合におけるその代理権限を証する書面に準用すべきではない。

（照会）法定代理人ノ代理権ヲ証スル証書ハ嘱託毎ニ之ヲ提出セシムヘキモノナルヤ一ノ債務者カ法定代理人ニ於テ屢々証書ノ作成ヲ嘱託スル場合ハ多数アルモノニ非サルカ故ニ同時ニ数事件ヲ嘱託スル場合ノ外法人ノ場合ト雖モ嘱託毎ニ之ヲ提出セシムルハ敢テ困難ヲ感セサルノミナラス寧ロ其ノ必要アルモノト思料スレトモ一人ノ法人カ法定代理人ニ依テ屢々証書ノ作成ヲ嘱託スルハ多ク債権者タル場合ニシテ其ノ著名ナル者ハ勧業銀行，農工銀行其他ノ銀行諸会社ナリ此ノ法定代理人ノ如キハ屢々変更スルモノニ無之又時ニ変更スルコトアルモ公示方法アルモノナルカ故ニ其変更ハ容易ニ知ルコトヲ得ヘシ故ニ此ノ場合ハ其ノ代表者ノ変更セサル間ハ先ノ証書ニ附属書類トシテ連綴シアル其ノ代理権ヲ証シタル証書ノ謄本ヲ作リ之ヲ後ノ嘱託ノ証書ニ連綴スルコトトシ差支無之哉又法定代理人ニ依テ同時ニ数個ノ嘱託ヲナス場合ニハ其ノ代理権ヲ証スル証書ハ公証人法施行細則第19条（現規則第14条）ノ例ニ準シテ取扱可然哉

（回答）代理人ノ権限ヲ証シタル証書カ認証ヲ受ケサル私署証書ニ非ス且其謄本カ公証人法第51条乃至第56条ノ規定ニ該当スルモノナルニ於テハ貴見ノ通第１項ノ振合ニ依ルコトヲ得ヘキモ施行細則第19条ノ規定ヲ準用スヘキモノニアラス

4　法人ノ代表者ノ資格証明ニ関スル件

（明42.8.9宮崎公証人広木幹照会）

（明42.9.6民刑925号民刑局長回答）

（要旨）１　公法人の代表者は，その都度職印を押捺した書面を提出することによってその資格を証明できる。

２　私法人の代表者については，一度資格証明書を提出した後は，その謄本を作ってその後の嘱託に使用することができる。

（照会）第32条第１項ノ代理権限ヲ証スル証明ノ要否ニ関シ政府委員ハ衆議院ノ調査委員会ニ於テ「公法人ノ代表者カ其法人ヲ代表シテ為シタル行為ノ

証書作成ヲ嘱託スル場合ハ其使用スル官印若クハ公印カ自ラ其資格ヲ証明シ居ルニ付キ別ニ資格ノ証明ヲ要セサル旨ノ説明有之又私法人ノ代表者ノ資格証明ニ関シテモ一度登記ノ謄本ヲ提出シ其謄本カ公証人役場ノ附属書類ト為リタルトキハ公証人ニ於テ其写ヲ作リ之ヲ其後ノ嘱託証書ニ貼付スルコトモ出来ル」トノ説明有之候ヘハ公法人ノ代表者ニ付テハ一度資格証明書ヲ提出シタル後ハ右写ヲ作リテ其後ノ嘱託ニ応用シ可然候哉

法人ノ代表者ハ素ヨリ永久不動ノモノニハ無之候ヘ共日本勧業又農工銀行ノ如キ毎日若クハ数日置キ（一日中ニ数個ノ嘱託ヲ為シ来ルコトモ往々有之）ニ嘱託ヲ為スモノニ対シ１個ノ嘱託毎ニ代表者ノ資格証明書ヲ提出セシムルカ如キハ実際ニ必要ナクシテ嘱託人ニ費用ト手数トヲ要セシムル義ニ付一度登記謄本ヲ提出セシメ其後ノ嘱託ニハ之カ写ヲ作リテ連綴スルコトニセハ事ニ害ナクシテ大ニ嘱託人ニ利便ヲ与フル義ト思考致候

（回答） 公法人ノ代表者ト雖モ其資格ヲ証明スヘキモノナルモ其職印ヲ押捺セル書面ヲ提出スルニ於テハ之ヲ以テ其資格ヲ証明シ得ヘキニ付必シモ他ノ証明書ヲ提出スルコトヲ要セサルヘシ議会ニ於ケル政府委員ノ説明モ右ノ趣意ニ外ナラス（稟伺者ノ引用シタル速記ノ写ニ誤記アリ）私法人ノ代表者ノ証明ニ付テハ貴見ノ通但現時尚代表者ナルヤ否ヤニ付疑アルトキハ可成最近ノ登記謄本ヲ提出セシムル様ニ努メラルヘシ

5　公法人ノ代表者ノ資格証明ニ関スル件

（明42.9.7長野地裁所長照会）

（明42.9.13民刑1025号民刑局長回答）

（要旨） 知事，市町村長が嘱託人である場合にもその資格を証明すべきものであるが，職印を押捺した書面を提出したときは，これによってその資格を証明することができる。

（照会） 知事，郡市長，町村長カ嘱託人ナルトキハ其法人ノ代表者ナルコトヲ証明セシムルニハ及ハサルヤ

前項若シ証明ヲ要スルモノトセハ如何ナル書面ヲ以テ証明セシムルヲ相当トスルヤ

右ハ本年７月30日民刑第704号御回答ニ依レハ公法人ノ場合ニ於テモ私法

人ノ場合ト同シク其代表者タルコトヲ証明セシムルヲ要スルカ如ク相見ヘ候ヘ共如此代表者ノ任命ハ官報又ハ県報ニ依リ一般ニ知得シ居ルモノナレハ之ヲ証明セシムルノ必要ナカルヘシト思料セラレ且ツ之ヲ証明セシムルモノトセハ如何ナル書面ヲ徴スルヲ相当トスルカ疑有之候ニ付今一応至急御意見承知致度此段及御問候也

（回答） 本月７日附二リノ二第5803号ヲ以テ御問合相成候公証人法ノ疑義ニ関スル件，知事，郡市長，町村長カ嘱託人ナルトキト雖モ其資格ヲ証明スヘキモノナルモ其職印ヲ押捺セル書面ヲ提出スルニ於テハ之ヲ以テ其資格ヲ証明シ得ヘシト思考致候此段及回答候也

6　代理権ノ証明ニ関スル件

（明42.8.23東京公証人小川正直伺）

（明42.9.14民刑990号民刑局長回答）

（要旨） 同一人から数日の間をおいて再度嘱託を受けた場合，前の事件で提出した登記又は戸籍の謄本があるときは，嘱託人の請求により，その謄本を作成して代理権を証明させることができる。

（照会） 代理人ノ権限ヲ証スヘキ証書ハ其作成ト提出トノ間ニ法令上別段ノ規定ナキヲ以テ其間１日乃至数月ノ差アリトモ之カ採否ハ公証人ノ心証ニ一任セラレタルモノト解スヘケレハ之ト等シク証書作成上登記若クハ戸籍謄本ニ依リ法定代理人ノ権限ヲ証セシムヘキ場合ニ於テ数日前同一人ヨリ嘱託ヲ受ケタル事件ニ付提出セシメル登記若クハ戸籍謄本アルトキハ公証人ハ嘱託人ノ請求ニ依リ其附属書類ノ謄本ヲ作成シ（此間資格ニ変動ナシト信シ得ヘキ場合）之ニ依リ代理権ヲ証明セシメ可然哉

（回答） 貴見ノ通

7　代理権ノ証明ニ関スル件

（明42.8.23東京公証人小川正直照会）

（明42.9.14民刑990号民刑局長回答）

（要旨） ２個の代理事項を１通の委任状に併記し，一の事項についての証書作成の際，これを提出した後，他の事項について嘱託するときは，当該委任

状の謄本を請求させ，これを提出させるのが相当である。

（注）昭32.7.25号民事甲1435号民事局長通達参照

（照会）例（甲「借金」乙「借地」２個ノ代理ヲ委任セラレタル者甲事件ノミノ証書作成ノ嘱託ニ付其権限ヲ一紙ニ併記シタル委任状及其署名者ノ印鑑証明書ヲ提出シタルヲ以テ公証人ハ之ヲ証書ノ原本ニ連綴セリ然ルニ其後数日ヲ過キ同代理人ハ乙事件ノ証書作成ヲ同一公証人ニ嘱託スルニ付公証人ノ作成シタル甲事件ノ附属書類タル前委任状ノ謄本ヲ提出シタリ）此委任状謄本ノ原書ハ甲事件ニ付既ニ印鑑証明書ヲ提出シ其真正ヲ証明シタルモノナレハ更ニ之ヲ繰返サシムルノ要ナキノミナラス印影ノ如キハ謄本ニ其形状等迄詳細ニ模写スヘキモノニアラサレハ印鑑アリトモ之ヲ対照スルニ由ナキヲ以テ斯ル場合ニハ公証人法施行細則第19条（現規則第14条）ノ規定ヲ準用シ可然哉

（回答）問合面ノ如キ場合ニ於テハ嘱託人ヲシテ甲事件ノ附属書類タル前委任状ノ謄本ヲ請求セシメ乙事件ノ嘱託ニ之ヲ提出セシムルヲ相当トス

8　委任状ノ記載方ニ関スル件

（明42.12.30東京公証人小川正直照会）

（明43.3.2民刑32号民刑局長回答）

（要旨）代理の委任状には，代理権限の範囲を明確に記載することを要する。

（照会）明治35年２月10日公証人菅原良三郎ヨリ代理ニ於ケル意思表示ハ代理人ノ意思表示ニシテ本人ノ意思表示ニアラサルヲ以テ代理権ヲ証スル書面即チ委任状中「拙者所有ノ土地又ハ動産物売渡契約ヲ結ヒ公正証書作成ヲ嘱託云々」ト記載アルトキハ代理人ハ其土地ノ所在反別又ハ動産物ノ種類数等明細ナル意思表示ヲ為スコトヲ得又委任状中ニ「特約付ニテ金何千円借用ノ契約ヲ結ヒ公正証書作成ヲ嘱託云々」ト記載アルトキハ代理人ハ債務者カ第三者ヨリ仮差押ヲ受ケタルトキハ期限ノ利益ヲ失ヒ即時借用金ノ弁済ヲ為スヘシ又ハ債務ヲ履行セサルトキハ直ニ強制執行ヲ受クヘシ等ノ意思表示ヲ為シ得ヘキモノトシ其嘱託ニ応シ証書ヲ作ルヲ得ル義ト相心得可然哉トノ伺ニ対シ同年３月19日民刑局長ヨリ御見込ノ通リトノ回答有之候処右ハ公証人法実施ノ今日ヨリ見ルトキハ前伺ニ例示スルカ如キ委任状

ニテハ其代理権ノ範囲明瞭ト認ムルヲ得サルモノノ如シト雖モ右伺ニ対スル民刑局長ノ回答ハ尚全部準用スルモ得ヘキヤ右稟伺候也

（回答）客年12月30日稟伺ニ係ル公証人法ノ疑義ニ関スル件ハ問合面ノ委任状ニ依リテハ代理人ハ問合ニ係ル代理権ヲ有スルモノト認ムルヲ得サル義ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

（参考）委任状記載方法ニ関スル件（昭11.4.22東京公証人会長照会，同12.12.28東京地裁所長通牒）

客年４月22日附委任状記載方法ニ関スル請訓ハ左記ノ通リ取扱ハレ度及通牒候

左記委任状公正証書ノ謄本ノ如キ特定ノ法律行為ニ付テ一定ノ代理権限ヲ定ムルコトナキ委任状ヲ提出シテ公正証書ノ作成ヲ嘱託セラルルモ之ヲ受理セサルヲ相当トスルニ付此ノ如キ委任状謄本ヲ提出シテ公正証書ノ作成ヲ嘱託セラルルモ之ヲ受理シテ公正証書ヲ作成スヘカラス，且此ノ如キ委任状公正証書ノ作成ヲ嘱託セラレタル場合ニ於テモ之ヲ受理シテ公正証書ヲ作成スヘカラス

1　土地又ハ建物ノ所有者カ甲ニ対シ一定ノ土地又ハ建物（目的物ヲ明確ニ表示）ニ付適当ト認ムル賃借人ト賃貸借ニ関スル要件ヲ協定シテ賃貸借契約ヲ締結スルコト及該賃貸借契約ニ基ク公正証書ヲ作成スルコトヲ各委任スル旨ノ委任状公正証書

2　貯蓄銀行ノ代表者カ甲ニ対シ一定ノ金額ニ付適当ト認ムル借主ト貸借ニ関スル要件ヲ協定シテ消費貸借契約ヲ締結スルコト及該契約ニ基ク公正証書ヲ作成セルコトヲ各委任スル旨ノ委任状公正証書

3　無尽会社ノ代表者カ甲ニ対シ無尽加入者ニ対スル落札金又ハ当籤金ニ付其ノ弁済ニ関スル要件ヲ協定シテ弁済契約ヲ締結スルコト及該契約ニ基ク公正証書ヲ作成スルコトヲ各委任スル旨ノ委任状公正証書

9　代理権証明書ノ提出方ニ関スル件

（明43.5.16宮崎公証人広木幹照会）

（明43.11.25民刑475号民刑局長回答）

（要旨）法定代理人の資格証明書は，嘱託人からその都度提出させるべきであ

って，公証人が前に提出された資格証明書の写を作成してこれに代えることはできない。

（照会）法定代理人ノ資格ヲ証明スヘキ証書（私法人ノ代表者ニ於ケル登記簿ノ如キ）ハ一度証書ノ嘱託ニ付キ之ヲ提出シ其証書カ公正証書ノ附属書類トナリタル後ハ公証人ニ於テ之カ写ヲ作成シ以テ爾後ノ嘱託ノ資格証明書ト為スコトヲ得ルコトハ嚢ニ伺ヲ為シ民事局長ノ御回答ヲ得候処右ハ其作成方式ニ於テ公証人法第52条ノ要件ヲ具備スヘキハ勿論ニ候得共嘱託人ヲシテ謄本交付ノ請求ヲ為サシメ随テ手数料ヲ支払ハシムルノ手続及費用ヲ省キ公証人ノ手許ニ於テ之ヲ作成ノ上其資格証明ニ充テ可然哉（之カ手数料ヲ徴収スルトキハ登記簿ノ抄本等ヨリ却テ費用ヲ増シ嘱託人ニ便宜ヲ与フル趣旨ニ副ハサル義ト思考致候）

（回答）法定代理人ノ資格ヲ証スヘキ証書ハ毎嘱託ニ付必ス之ヲ提出セシムヘク他ノ附属書類ノ謄本ヲ請求シテ之ヲ提出スルモ登記又ハ戸籍ノ謄本ヲ提出スルモ嘱託人ノ任意ナリト雖モ問合面ノ如キ手続ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得サルモノトス

10　代理権限及許可同意ノ証明ニ関スル件

（大6.10.22広島公証人岩佐樟坪照会）

（大6.11.9民2118号法務局長回答）

（要旨）嘱託人が代理権限又は許可同意を証すべき証書を提出しないときは，嘱託を拒絶すべきであって，他日追完する条件で証書を作成することはできない。

（照会）卑職伏言公証人法第32条第33条ノ法文解釈ニ付下記甲乙両議アルコトヲ近頃聞知致候敢テ所信ナキニハアラサルモ此両議ノ取捨如何ハ職責上ニ重大ノ関係有之候ニヨリ慎重ノ研究ヲ要スヘキコトト奉存候因テ左ニ問題及面議ノ大意ヲ述ヘ御指令奉仰候

問題　法律行為ノ公正証書作成ノ嘱託人カ或ハ代理人ナル場合ニ代理権限ヲ証明スヘキ適法ノ証書ヲ提出セス或ハ第三者ノ許可又ハ同意ヲ要スヘキ場合ナルニ許可又ハ同意ヲ証明スヘキ適法ノ証書ヲ提出セサルトキハ公証人ハ絶対ニ其嘱託ヲ拒絶スヘキヤ或ハ公証人法施行細則第11条（現

施行規則12条）ニ依リ嘱託人ニ注意ヲナシ其説明ヲ聞キタル後公証人ニ於テ相当ナリト思料シタルトキハ他日追完スヘキ条件ノ下ニ之ヲ受理シ公正証書ヲ作成スヘキヤ如何

甲議　公証人法第32条ノ代理人ノ権限ヲ証スヘキ証書及第33条ノ第三者ノ許可又ハ同意ヲ証スヘキ証書ハ何レモ各同条第１項ニ証書ヲ提出セシメ証明セシムルコトヲ要ストアルニ付キ公証人適法ナル証書ノ提出ナキコトヲ発見シタルトキハ其嘱託ヲ拒絶セサル可ラス只右両条共末項ニ欠缺ヲ追完シタルトキハ効力ヲ妨ケラルルコトナキ規定ヲ設ケラレタル所以ハ公証人其不適法ナル点アルコトヲ発見セス誤テ之ヲ受理シ証書ヲ作成シタル場合ニ於テ法律ハ嘱託人ニ同情シテ追完ノ便法ヲ設ケタルニ過キサルナリ若シ其レ追完ヲ条件トシテ之ヲ受理シ得ルモノトセハ代理ノ委任状ナキトキモ之ヲ受理シテ証書ヲ作成スルノ奇観ヲ呈スヘシ且同法第28条第１項ニモ嘱託人ノ氏名ヲ知リ且面識アルコトヲ要ストアリテ追完ノ規定ナキニヨリ同条ニ違反スルトキハ公証人始メヨリ其嘱託ヲ受理ス可ラサルコト勿論ナラン然ラハ其レト同文詞ヲ用ヒ要スト記載アル第32条第33条ノ場合ニ於テ偶々追完ノ規定アルカ為法律ノ要求条件不備ノ儘之ヲ受理シ証書ヲ作成シ得ヘシトナスハ事理ニ適セサル曲論ナリト云フニ在リ

乙議　公証人法第32条第33条ニ何々ヲ要スト記載シタルハ同法第２条ノ公証人ノ作成シタル文書ハ本法及他ノ法律ノ定ムル要件ヲ具備スルニ非サレハ公正ノ効力ヲ有セストノ法文ヲ受ケ当然公正証書ノ効力ヲ発生スヘキ文書ヲ作成スル場合ヲ前提トシテ之ヲ要求シタル条件ト解スヘシ故ニ嘱託人ニ於テ直ニ公正証書ノ効力ヲ発生セシメサルモ可ナリト為ス場合ニ於テ公証人法施行細則第11条（現施行規則12条）ニ依リ注意ヲナシタル後日追完スヘキコトヲ条件トシテ之ヲ受理シ証書ヲ作成スルモ敢テ妨ケナキモノト做ササル可カラス何トナレハ同法第26条第27条ニハ何々云々証書ヲ作成スルコトヲ得ストアリテ厳然禁止セルニ拘ハラス特ニ第32条第33条ニハ文例ヲ異ニシテ何々ヲ要スト記載セルヲ以テナリ若シ甲議ノ如ク均シク禁止ナラシメンニハ立法者何ヲ苦シミテ如此二様ノ文法ヲ用ヒシヤ其理由ヲ解スルコト能サルニ至ルヘ

シ世豈ニ如是理由アランヤ甲議者曰ク第28条ニ違反シテ作成シタル法律行為ノ証書ハ同条ニ追完ノ規定ナキヲ以テ公正証書ヲ作成セシムルノ要ナカルヘシ然ルニ尚何々ヲ要スト記載シ何々シ得ストノ禁止文ナキヲ以テ見レハ其要スト云得スト云フ文詞ノ差異ハ敢テ重キヲ為スニ足ラスト曰ク否凡法律行為ニ於テ当事者相互ノ知氏名面識ハ其要素ニアラス要ハ人違ヒナキコトヲ期スルニ在ルヲ以テ一般的規定トナス故ニ氏名ノ真偽未タ確定セサルノ一事ヲ以テ直ニ証書作成ヲ禁止スルトセハ惹キテ要素ニ瑕瑾ナキ法律行為ヲ禁止スルノ結果トナリ立法論トシテ穏当ナラス何トナレハ若シ之ヲ禁止スルトセハ其禁モ犯シタル証書ハ絶対無効ノ反古紙ニ帰着シ意思表示ナキト等シキヲ以テナリ元来面知氏名面識ハ公正証書作成ノ一要式ニ過キス故ニ此要式ノ欠如ハ要スル公正証書ノ効力ヲ失却セシムルヲ以テ足リ之ヲシテ直チニ其法律行為ノ効力ヲモ併セテ失却セシメ絶対無効ニ帰セシムルハ民法上ノ一般的規定ト矛盾スルヲ免レス是ヲ以テ立法者敢テ之ヲ禁止セス以テ法律行為ノ成立ニ妨ケナカラシメタリ而シテ公証人ハ職トシテ公正証書ヲ作成スヘキモノナレハ公正ノ効力ナキ証書ノ作成ハ之ヲ拒絶スヘキコト固ヨリ其所ナリト雖モ禁止ノ明文ナキニヨリ之ヲ作成シタリトセハ只公証人手数料規則第32条ニ依リ手数料等ヲ徴収ス可ラサルノミ其証書ハ固ヨリ私署証書トシテ完全ナル証拠力ヲ有スルモノトス而シテ公証人法ニ其追完ヲ許ササルモノハ法律行為ノ公正証書ハ私署証書ト異ナリ公証人法第35条ニ依リ嘱託人ノ陳述ヲ録取シテ之ヲ作成スルモノナレハ嘱託人ハ実ニ公正証書作成ノ要素ナリト做ササル可ラサルヲ以テナリ既ニ之ヲ要素トナス以上ハ其欠如ノ際追完ヲ許ス可ラサルコト更ニ多弁モ要セス甲議者曰ク公証人法第32条第33条ニ追完ノ規定アルヲ以テ証書ヲ作成シ得ヘシト做セハ全然委任状ノ提出ナキ場合モ漫然代理人トシテ証書ニ表示スルト奇観ヲ呈スヘシト曰ク然リ之ヲ奇観ナリトハ誠ニ奇観ナリ然レトモ民事訴訟法第70条ニモ委任状ノ欠缺アルトキ追完ヲ条件トシテ訴訟ヲ進行セシムルノ規定厳然トシテ存ス此場合ニ於テハ裁判所ハ口頭弁論調書ヲ作成シ敢テ怪マサルナリ此調書モ亦公正証書ナリ均シク公正証書ニシテ公証人ノミ独リ奇観ナリトシテ其作成ヲ禁止スヘキ理由果シテ正当ナリヤ大ニ疑ヒナキ能ハス甲議者曰ク公証人法第32条第33条ノ追完ヲ許シタルモノハ元来証書ノ作成ヲ禁止セラレタルモノナルモ公証人誤テ之ヲ受理作成シタル上ハ嘱託人ニ同情シテ其追完ヲ認メタルノミト曰ク此説ハ甚タ巧妙ナルニ似タルモ亦思ハサルノ甚シキモノナリ如此解スルトキハ公証人ノ注意疎密如何ニ因テ公正証書ヲ作成シ得ルト否トノ区別ヲ生シ公証人書類ノ調査如何ニ因リ一ハ条件付公正ノ効力アル証書ヲ得他ハ此証書ヲ得サルノ差異ヲ醸ス画一ヲ主義トスル公証人法ニシテ豈如此偏頗ノ規定ヲ設クルノ理由アランヤ

要之甲議ハ法律行為ノ成立条件ト公正証書ノ発効条件トヲ混同シ何々ヲ要ストノ法文ニ拘泥シテ他ヲ顧ミルノ遑ナク遂ニ不法ノ論決ヲ為スニ至リタルモノナリト云フニ在リ

前記両議ノ是非果シテ如何卑職ハ乙議ヲ相当ナリト思料スル者ニ候ヘ共甲議ハ有力者ノ唱道スル所ニシテ卑職殆ト其取捨ニ迷ヒ申候依テ茲ニ状ヲ具シ奉稟伺候翼クハ可成速ニ御指令奉願候以上

（回答）本月22日附稟伺ニ係ル公正証書作成ニ関スル疑義ノ件公証人法第32条第１項ノ場合ニ於テ代理人カ代理権限ヲ証明スヘキ証書ヲ提出セス又ハ同法第33条第１項ノ場合ニ第三者ノ許可又ハ同意ヲ証明スヘキ証書ヲ提出セサルトキハ公証人ハ其嘱託ヲ拒絶スヘク他日其ノ欠缺ヲ追完スヘキ条件ノ下ニ公正証書ヲ作成スルコトヲ得サル儀ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

11　嘱託人ノ資格証明書ニ関スル件

（大15.10.15岐阜公証人大熊三之照会）

（大15.12.9民事局長回答）

（要旨）嘱託人が資格証明書１通を提出し同時に数個の嘱託をしたときは，公証人は施行規則第14条第２項の取扱をすることができる。

（照会）公正証書作成ニ際シ同時ニ数個ノ嘱託ヲ為ス場合ニ於テハ資格証明書ハ印鑑証明書ト同様１通ヲ提出スレハ可ナリヤ（公証人法施行細則第19条）

（理由）公正証書作成ニ際シ印鑑証明書ヲ提出セシムル必要ト資格証明書ヲ提

出セシムル必要トハ軽重ノ区別アルヲ発見仕ラス殊ニ会社法人ノ如キハ必ス登記ノ上公告ヲ為スヘキ法規ナル以上ハ公知ノ事実ニ属ス然ルニ同時ニ受付タル事件ニ付件々資格証明書ヲ提出セシムルカ如キハ徒ニ労シテ其要ヲ認ムル能ハス右ハ施行細則ノ制定ニ際シ（第19条）脱漏セシモノナリヤ或ハ解釈上包含スルモノト見解スヘキ哉疑義有之候間何分ノ御指示相成度候也

（参考）不動産登記法施行細則第44条ノ５ノ法意御参酌ヲ乞フ

（回答）公正証書ノ作成ニ際シ同時ニ数個ノ嘱託アリタル場合ニ於テ嘱託人カ其資格ヲ証スル為登記簿又ハ戸籍簿ノ謄本，抄本其ノ他官公署ノ作成シタル書面１通ヲ提出シタルトキハ公証人ハ公証人法施行細則第19条第２項ノ取扱ヲ為スコトヲ得ヘシ

右本官ヨリ及回答候也

（参照）公証事務を取扱う法務局又は支局において登記を受けている法人が嘱託人である場合は，人違いでないことの証明書及び代理権限を証する証明は提出させなくてもよい（昭33．7.11民事甲1425号民事局長心得通達）。

12　資格証明書の取扱に関する件

（昭6.5.1岐阜公証人倉橋隼太郎伺）

（昭6.6.4民事502号民事局長回答）

（要旨）２個の委任事項を１通の委任状に併記し同時に２通の公正証書を作成する場合は，施行規則第14条に準じて取扱うことができる。

（照会）甲乙２個ノ委任事項ヲ１通ノ委任状ニ併記シタル場合ニ於テ甲事項ノ公正証書ヲ作成シタル後数日ヲ経過シテ更ニ同一代理人ニ依リ乙事項ノ公正証書ヲ作成セントスルトキハ前任委任状ノ謄本ヲ請求セシメ之ヲ提出セシメ得ルコトハ（東京）小川公証人ノ稟伺ニ対スル明治42年９月14日民刑局長ノ御回答モ有之候処若シ同一事例ニシテ同時ニ２通ノ公正証書ヲ作成スル場合ハ同時ニ数通ノ公正証書ヲ作成スル同一法定代理人ノ代理権ヲ証明スル資格証書提出ノ場合ニ於ケル取扱ニ付（岐阜）大熊公証人ノ稟伺ニ対スル大正15年12月９日民事局長御回答ノ趣旨ニ依リ施行細則第19条（現施行規則第14条）ニ準シ取扱フモ差支無之義ト相心得可然哉

（回答）貴見ノ通リ取扱フコトヲ得ヘシ

（参考）昭6.6.4民事504号民事局長回答（昭6.5.1岐阜公証人倉橋隼太郎照会）

（要旨）寄留簿の謄抄本の記載によって親権者であることの資格を証明させるのは相当でない。

（照会）親権者カ公正証書作成ヲ嘱託スルニ際シ其法定代理権限ヲ証明スルニハ戸籍簿ノ謄本若クハ抄本ヲ提出スルヲ本則トスルハ勿論ナルヘキノ処遠隔地ニ本籍ヲ有スル者ニ在リテハ相当ノ日時ト費用トヲ要シ不便不尠ヲ以テ寄留簿ノ謄本若クハ抄本ヲ提出シテ之ヲ証明セントスル者有之右ハ直接身分証明ノ公簿ニ非サルモ其内容ハ寄留手続令ニ依リ世帯主ト寄留者ノ続柄及家族ナルトキハ戸主トノ続柄其他本籍，出生年月日等ヲ記載シ此等ノ記載ニ依リ其親権者タル身分ノ明瞭ナルトキハ均シク公正証書ニ依ル証明トシテ取扱ヒ可然哉

（回答）寄留簿ノ謄本又ハ抄本ノ記載ニ依リテ親権者タルコトノ資格ヲ証セシムルハ相当ナラス

13　定款ノ認証ノ付属書類ニ関スル件

（昭14.11.27東京公証人秀島雄次郎照会）

（昭14.12.8民事甲1341号民事局長回答）

（要旨）法第62条ノ４の「代理人の権限を証すべき証書等」には，戸籍謄本，又は委任状，印鑑証明書等を包含する。

（照会）商法第167条及其準用規定ニ依ル定款ノ認証ニ関シ左記疑義有之候間何分ノ御回示相成度此段奉伺候也

公証人法第62条ノ４「代理人ノ権限ヲ証スヘキ証書等」ニハ親権者カ未成者ニ代ハリ定款ニ署名シタル場合ノ法定代理権限ヲ証スル戸籍謄本（若シ母ナル場合ハ親族会ノ同意書及之ニ関スル書類）又委任代理ニ依リ定款ニ署名シタル場合ハ委任状，印鑑証明書等モ包含スルモノト解スヘキヤ

（回答）貴見ノ通ト思考致候此段及回答候也

14　公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件

（昭24.5.30民事甲1282号各司法事務局長あて民事局長通達）

（通達）公証事務に関しては，公証人法等の一部改正並びに公証人審査会令，公証人身元保証金令，公証人法施行規則及び確定日附簿及び日附印章調製規則の制定により本年６月１日より相当広範囲に改正されることとなったから，その取扱については，右諸法令の外，左記に準拠し，万遺憾なきを期するとともに，所属公証人に対してもその周知徹底を図らわれたい。

右通達する。

記

１及び２　略

３　同時に数個の嘱託があった場合に代理人又は承継人が提出するその権限を証する証明書が登記又は戸籍の謄抄本その他官公署の作成したものであるときは，公証人法施行規則第14条の規定による取扱をしても差し支えないこと。

４から17まで　略

15　登記簿謄本の提出に関する件

（昭25.8.7東京公証人宮地貞顕照会）

（昭25.8.25民事甲2370号民事局長回答）

（要旨）公証役場に保存されている代理（代表）権限を証する登記簿謄本の内容に変更がなくても，以後の嘱託の際にはこれを援用することはできない。

（照会）公証人法第32条第１項により代理人の権限を証すべき登記簿謄本の記載事項が同一公証人役場に保存する登記簿謄本の記載事項と異ならないときは，その旨を記載した書面を作って公正証書の原本につづり，これで登記簿謄本が提出されたものとすれば嘱託人の為め簡便でありますから，公証人法第32条第２項但書の精神竝に公証人法施行規則第14条第２項に準じ右のように処理するも差支えありませんか，右御指示を願います。

（回答）問合せに係る標記の件に関しては代理人の代理権限を証する登記簿謄本が同一公証人役場に保存する登記簿謄本とその記載事項を異にしない場合でも嘱託の都度これを提出させるべきものと思考する。

なお，公証人法第32条第２項は代理権限を証する私署証書の真正なることの証明に関する規定であり，又同施行規則第14条は同時に数個の嘱託をする場合右に関連して当事者の便宜を考えて設けられた規定であるが，これらはいずれも代理権限を証する証書自体に関するものではないから，念のため申し添える。

16　公証人法第32条第２項但書の「公証人の保存する書類」の意義等について

（昭26.10.16釧総668号釧路地方法務局長照会）

（昭26.10.31民事甲2129号民事局長回答）

（要旨）法第32条第２項但書の「当該公証人ノ保存スル書類」は，印鑑及び署名に関する証明書に限らないが，登記簿又は戸籍の謄抄本は含まれる余地がない。

（照会）標記の件については左記事務取扱に疑義がありますので何分の御指示を願い度御伺い致します。

追って，本件は差掛りたる事件がありますので電信により御指示を願います。

記

公証人法第32条第２項の但書に「当該公証人の保存する書類により証書の真正なること明かなる場合はこの限りに在らず」と定められ，右但書中「公証人の保存する書類」とは，「官公署の作成したる印鑑又は署名に関する証明書」を指したもので，既に提出されて公証人が保存している書類（官公署の作成したる印鑑又は署名に関する証明書）によって証書の真正なることが明かなる場合は，公証人はその書類を援用して取扱うことができる限り，更に印鑑証明書又は署名に関する証明書を提出させなくとも良いと規定されていますが，この場合，登記又は戸籍の謄抄本は同法第32条第２項の「署名に関する証明書」の中に包含されないから，同条第２項但書の適用を受けないと解すべきでせうか。

（回答）本月16日付総第668号をもって照会の件，公証人法第32条第２項但書の「当該公証人ノ保存スル書類」は，同項本文の「官公署の作成したる印鑑又は署名に関する証書」に限らないと解するけれども登記簿又は戸籍の謄抄本によっては，代理人の権限を証すべき私署証書の真正なることを明

らかにし得ないから，これ等の書類には同項但書適用の余地がない。

17　公証人役場に提出する公庫登記簿抄本について

（昭28.1.7住公発一住宅金融公庫副総裁照会）

（昭28.2.5民事甲162号民事局長通知）

（要旨）代理（代表）権限を証する登記簿抄本は，法第32条第１項により嘱託の都度提出しなければならないが，原本の還付を請求することができる。

（通知）標記に関し，別紙甲号のとおりの住宅金融公庫副総裁の照会に対し，別紙乙号のとおり回答したから，参考までに通知する。

別紙甲号

住宅金融公庫においては，貸付資金に係る債権の確保を期するため債務者と公正証書による債務弁済抵当権設定契約を締結しているが，今回当公庫高松支所から別紙のような照会があり，当公庫の取扱をなるべく統一致したいので，これが方法につき，可然御教示賜りたい。

別紙

公証役場に提出の公庫登記簿抄本について

標記については従来公証人役場との交渉により同一役場に対しては一通提出すれば６か月間有効のことに了解済となっていたのであるが，一部公証人役場（松山地方法務局所属公証人○○○○役場）に於ては，過日法務局関係の査閲を受けた際この点を注意されたため，別紙写質疑応答書（略）の通り今後１回毎に１通を必要とする旨要求があり，他の３県と取扱が異っているので，当所としては管内４県の遣り方を統一致したいと思料するから，法務省当局より松山地方法務局に対し特別取扱方の依頼状を発する等の交渉方御配慮煩し度い。

別紙乙号

客月７日付住公発第１号をもって照会に係る標記については，嘱託の都度代理権限を証する登記簿抄本を添付しなければならないことは，公証人法第32条第１項によって明らかであるが,同法第41条の規定により，嘱託人は，付属書類の原本の還付を請求し得ることになっているから，後日再び当該登記簿抄本を使用する必要があれば，その都度還付を受けて，他日

の嘱託の際使用するよう取り扱われたい。但し，この場合にも，作成後６か月を経過した登記簿抄本は，使用しないこととされたく，念のため甲し添える。

18　白紙委任状による公正証書作成の代理嘱託について

（昭28.11.30民事甲2235号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）嘱託人が白紙委任状を交付したと見受けられる代理嘱託の場合は，委任事項について有効な授権がされていることを確認した上で処理すべきである。

（通達）公正証書の作成を嘱託するため，当事者の一方がその相手方に対して自己の代理人の選任を委任する場合において白紙委任状を相手方に交付する事例があるように見受けられるが，この場合には，右委任事項の特定が困難となり，代理人においてその権限を越える行為をし，又は完全な無権代理行為が行われる虞があり，ひいては法律行為の無効を来す危険を生ずる。

公証人が無効の法律行為につき証書を作成することができないことは，公証人法第26条の規定により明らかであるから，公証人としては，右の場合，当該代理人が特定の事項について代理権を有しているかどうか，代理人の選任自体が有効であるかどうかを確かめ，違法又は無効の法律行為につき証書を作成することのないように注意する責任があることは勿論である。

従って，前記のような白紙委任状による代理人の嘱託によって公正証書を作成する場合には，公証人において本人に連絡する等適宜の措置をとり，当該事項につき有効に授権がなされていることを確認した上で事件を処理するよう貴管下公証人に指示し，事務取扱上遺憾のないようにされたい。

19　中小企業金融公庫の貸付に関する公正証書作成嘱託の委任について

（昭29.4.24，29中公21中小企業金融公庫総裁照会）

（昭29.5.13民事甲977号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）中小企業金融公庫の貸付に関する公正証書作成嘱託の委任状の様式

（通達）標記の件について，今般別紙甲号のとおり中小企業金融公庫総裁から照会があったので，別紙乙号の通り同答したから，この旨貴管下登記官吏及び所属公証人に周知方しかるべく取り計らわれたい。

別紙甲号

標記の件について，当公庫の貸付手続上，左記の通り取り計らいたいと存じますが，公正証書作成並びに登記手続上差支えないか，折返し貴見御回示賜りたく御照会申し上げます。

なお御検討の上，差支えない場合は，貴管下法務局並びに地方法務局に対して周知方併せて御依頼申し上げます。

記

1　当公庫の貸付に関し，業務を委託した金融機関を当公庫の代理人として，金銭消費貸借契約，担保権設定契約，其の他貸付金債権に係る契約を締結する権限並びに右契約に基く公正証書作成の嘱託，担保権設定登記の申請をなす権限及び復代理人を選任する権限を委任するため，別紙の如き委任状を交付すること。

2　右の委任状はその委任の性質上，数回に亘り反覆使用する必要があるので，代理人又は復代理人をして原本と相違ない旨を記載し，且つ記名捺印の上本委任状の謄本を原本に添えて登記所又は公証人役場に提出し，原本について還付を受けること。

別紙

委　　任　　状

私は　　を代理人とし，昭和　年　月　日より昭和　年　月　日に至る期間において左記事項を処理する一切の権限を委任する。

昭和　年　月　日

東京都千代田区内幸町一丁目2番地

中小企業金融公庫

総　裁　坂　口　芳　久

記

1　中小企業金融公庫法に基く中小企業者に対する貸付について中小企業金融公庫を債権者又は抵当権者とする金銭消費貸借契約，担保権設定契約その他貸付金債権に係る契約の締結に関すること。

2　右契約に基く公正証書作成の嘱託並びに担保権設定登記の申請に関すること。

3　委任状原本の受領に関すること。

4　前2項の行為をなすにつき復代理人選任に関すること。

別紙乙号

4月24日附29中公第21号をもって照会のあった標記の件については，貴見の通り取り扱われてさしつかえないものと考える。

追って，この旨登記官吏及び所属公証人に周知させるよう各法務局長及び地方法務局長に通達したから，申し添える。

（参照）昭35.5.11民事甲1099号民事局長通達

20　公正証書に添付する資格証明書の原本還付について

（昭29.10.9総224号東京法務局長照会）

（昭29.10.25民事甲2240号民事局長通達）

（要旨）法人の代表者の資格証明書は，原本を還付することができる。

（通達）標記に関し，別紙甲号のとおり東京法務局長から照会があったので，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴局所属公証人に周知方しかるべく取り計らわれたい。

別紙甲号

嘱託人から，公正証書に添付する法人代表者資格証明書原本の還付請求があったときは，公証人法第41条但書の規定によって，これに応ずることができるものと考えられますがいかがでしょうか，お伺いいたします。

別紙乙号

本月9日付総第224号をもって照会にかかる標記については，貴見のとおりと考える。

21　公証事務の監督について

（昭29.12.28民事秘177号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）1　代理人による嘱託の場合，代理権限を証する書面の提出がないと

きは，嘱託に応ずべきでない。

2　代理権限の範囲の不明確な委任状については，本人又は代理人に具体的に補充させた上，嘱託に応ずべきである。

3　委任状の委任事項の筆跡が区々にわたる等，代理権限に疑義のあるものについては，あらかじめ代理人又は本人に確かめ，特に「執行受諾文言」の附記については代理権限の有無を慎重に調査する必要がある。

4　右に掲げる事項について相当の注意を与えたにもかかわらず，公証人が重ねて過誤を犯す場合には，法第79条前段の懲戒事由に該当すると認められる。

（通達）標記については，その実を挙げるため既に再三所要事項につき通達したところであるが（昭和28年11月30日民事甲第2235号，昭和29年10月５日民事秘第153号等参照），近時代理人の嘱託により作成された公正証書に関し種々問題を生じた事例があるので，特に左記事項に御留意の上，今後一層貴管下公証事務に対する監督を厳にされたい。

記

1　代理人による嘱託の場合において

(1)　代理権限を証する書面の提出のないときは，たとえ後刻その欠缺を追完する条件のもとに嘱託があった場合においても，その嘱託には応ずべきでない。

(2)　代理権限の範囲につき明確な記載のない委任状が提出されたときは，証書作成に先立ち，必ず本人又は代理人に委任事項を特定し得る程度に具体的に補充させた上嘱託に応ずべきである。

(3)　代理人として列席した者が，真実の代理人であるかどうかを確めるため，この者に対しその旨の十分の証明を求める必要があることは言うまでもない。殊に，委任状における委任事項の記載につき筆跡が区々に亘る等の理由により代理権に疑があると認められる場合等においては，さらにその者に対し委任事項の詳細について問を発し，もし疑があるときは本人についてこれを確める等の措置を講ずべきである。殊に「執行受諾文言」を附記する場合は，その行為に関する代理権限の有無について特に慎重に調査する必要がある。

(4)　嘱託人又は代理人の列席なくして証書を作成することは，絶対に許されない。又公正証書は公証人の署名押印によって完成するものであるから，その後の法律行為の補充，訂正又は嘱託人等の署名押印等も絶対に禁止すべきものである。

2　上記のごとき，通常の注意義務をもってすれば容易に過誤なきを期し得る事項について，注意を与えた後，重ねて同種事項について過誤を犯す事例のあるときは，明らかに公証人法第79条前段の懲戒事由に該当すると認められるので，この種の懲戒を相当とする事案については，貴職の意見を附し当該過誤事項を具体的かつ詳細に報告されたい。

22　一部不実記載の公正証書とその行使について

（昭32.11.12総二ノ四日記1159号秋田地方法務局長照会）

（昭32.12.25民事甲2428号民事局長回答）

（要旨）1　保証人の印鑑証明書が偽造であることが刑事裁判上確定した場合，債権者からの債務者に対する執行力ある正本及び謄本交付の請求には応じてもよいが，債権者には，その事実を告知するのが相当である。

2　右の処理をしたときは，印鑑証明書が偽造である旨を証書原本に符箋をもって表示し，かつ証書原簿備考欄にも記載すべきである。

（照会）標記のことについて，当局所属公証人藤盛亮三から別紙疑義事項が提出されましたので，御指示願いたく進達いたします。

註　本件事案の「不実の記載」であることが刑事裁判上確定したもので，後日検察官より，公証人に還付された印鑑証明書に付記されてある事項により，没収された事実が判明したものであります。

別紙

一部不実記載の公正証書とその行使について

金銭消費貸借に関する公正証書の作成の嘱託にあたって，債務者の提出した「保証人」の委任状と印鑑証明書は，債務者において「保証人」の印を冒用し偽造したものであって，「保証人」において債務を保証した事実のないこと，従って証書中の保証に関する部分はすべて不実の記載であることが裁判上確定した事実を公証人において知った後において，

1　証書中の真正な記載である債務者に関する部分にもとづいて債権者から債務者に対する執行力ある正本並びに謄本の下付申請のあった場合公証人はこれに応じ得るでしょうか。

2　若し応じ得るとせば下付すべき正本並びに謄本における不実記載の部分を表示するための何等かの方法をとる必要はないでしょうか。

3　右の表示方法をとる必要あるとせばその方法について御指示を仰ぎます。

公正証書の原本を役場に備付けること，これを関係人の閲覧に供すること，原本に基いて正本または謄本を作成下付すること等もすべて証書原本の行使であるとする判例の建前から考えますときは，公証人において公正証書の原本中に不実の記載あることを知った後においては，刑法第158条の正文に照らし無条件に全文の正本謄本等の下付ができないようにも思料されますので，お伺いする次第であります。

参照１　略

参照２

判　　決

本　籍　Ａ県Ｋ郡Ｔ町170番地
住　所　右同町Ｋ五丁目14番地
飲食業　何　　某
明治42年１月16日生

右の者に対する詐欺，公文書偽造，同行使，私文書偽造同行使被告事件につき当裁判所は検察官副検事塩寺末吉出席して審理を遂げ左の通り判決する。

主　　文

被告人を懲役１年に処する。

但し本裁判確定の日から３年間右刑の執行を猶予する。

押収した公正証書（証第１号）中武田徳市に関する印鑑証明願並印鑑証明書各１通は之を没収する。

訴訟費用は全部被告人の負担とする。

理　　由

被告人は

第１　略

第２　同29年11月３日頃株式会社相互銀行から，妻Ｔ及びＳ，武田徳市の３名を連帯保証人として30万円の無尽契約給付金を受領したが，武田徳市については，同人の承諾がなかったのに拘らず恰もこれを得た如く擅に同人の氏名を申入れたものなので関係書類と共に右銀行に提出すべき右徳市の印鑑証明書を入手することができなかった。そこで被告人は右銀行Ｔ支店に対し別に保証人を立て，之を右徳市に代えんことを懇請したが，容れられず却て早急に徳市の印鑑証明書の提出方を督促されるに至ったので，その処置に窮し，遂に其の頃Ｓ村字Ｉ所在の自己の家屋に無償で居住していたＨがＳ村役場内に事務所を有する同村教育委員会に書記として勤務していたことを奇貨として，

1　同年11月12日夕刻，同家に赴き，右Ｈに対し印鑑証明書偽造の意を告げてその協力を求め，ここに両名共謀の上，行使の目的を以て，右Ｈに於て右役場事務室で印鑑証明願並に同証明書用紙に受付印，村長印等を押捺し，所要事項を記入すれば直に使用し得る様になし，被告人に於て所要事項を記入して前記の偽造を遂げようと企て，その時刻頃Ｈは右役場事務室に於て，同村庶務係Ｙの机側の書棚から，西洋紙半裁大の用紙の同一面に印鑑証明願と同証明書の各例文を謄写版で刷り込んだ用紙１枚を取り出し，その場で擅にその証明願右下部にＳ村役場の受付印を其の日付の12を11と願出する様に置換えて，押捺し，その受付番号欄にはインクを用いて算用数字222と記入して，正当に印鑑証明願の受付を下した様になし，次で之に連続する印鑑証明書の末尾に記載されたＳ村長Ｒ名下に前記机上の印鑑箱から「Ｋ郡Ｓ村長印」と刻した角型の村長職印を取り出して押捺した上，之に契印を施し，之を同役場前に於て待機中の被告人に手交し，被告人は11月16日頃Ｔ町Ｋ五丁目14番地所在の自宅に於て，右用紙中印鑑証明願の末尾に証明願人として，武田徳市と冒書し，其の名下と印鑑欄とに擅武田と刻した有合せ印を押捺した外，同人の住所，生年月日，年齢等相当記入をなし，以て武田徳市名義の印鑑証明願１通を作成して偽造し，

更に前記の如く右証明願の末尾に連続して記載された右印鑑に対する証明文句の後に証明年月日として，昭和29年11月11日と記載したS村長R作成名義の印鑑証明書1通を完成して偽造し，

2　前記11月15,6日頃前記自宅に於て，前記の如く偽造した各文書を恰も一は，武田徳市が真正に作成した印鑑証明願であるかの如く，一はS村長Rが正当に受付けて真正に作成した印鑑証明書であるかの如く，装うて前記A銀行T支店員Yに一括手交して行使したものである。

（以下略）

昭和30年9月1日

甲地方裁判所乙支部

裁判長裁判官　何　某

裁　判　官　何　某

裁　判　官　何　某

右謄本である。

昭和32年11月13日

甲地方検察庁乙支部

検察事務官　何　某

参照3

第〇万〇1115号

無尽掛金払込契約公正証書

本職は昭和30年2月14日A県A市N町6番地本職役場において関係人の嘱託により聴取した法律行為に関する陳述の趣旨を左に録取し本契約公正証書を作成する。

第1条　債務者何某は保証人3名と連帯責任をもって債権者株式会社相互銀行から同会社無尽契約約款を承認し，その給付規定に基き昭和29年15日30B組30万円会第1号第4回抽籤で契約給付金の給付を受けた而して債務者は爾後無尽契約約款掛金表に基き債権者へ払込むべき掛金総額金35万1,450円也を昭和29年11月から昭和32年7月まで33か月において毎月金1万650円也宛15日限り債権者の営業所へ持参の上支払うこと。

第2条　債務者において左記各号の一に該当したときは債権者の通知を要

せず直ちに第1条所定の分割弁済に関する利益を失い即時未払掛金全部の弁済請求に応ずべきことを特約した。

1　第1条所定の掛金払込を1回以上怠ったとき。

2　現在の業務を廃止するかその営業の組織を変更するか他の郡市町村へ転住したとき。

3　死亡失際又は支払を停止し或は支払不能の状態に陥ったと認められたとき又は破産の宣告の申立を受けたとき。

4　債権者経営の無尽加入の組から脱退し若くは債権者の承諾を得ないでその権利義務を第三者に譲渡したとき。

5　第三者から仮差押仮処分強制執行の申立を受けたとき若くは和議の申立をしたとき。

6　相続開始した場合においてその相続人が限定承認又は抛棄をしたとき。

7　保証人の増員若くは増担保を求められた場合直ちにこれに応じないとき。

8　債権侵害の行為あったとき。

第2条　前条の場合債権者は債務者又は保証人の別に加入した給付前の無尽契約全部を解除し，その契約約款に基く掛戻金をもって本債務と相殺するも異議ないことを債務者及び保証人は約諾した。またこの場合債務者又は保証人の一人に対する相殺通知は他の債務者又は保証人に対してもその効力を生ずべきことを債務者及び保証人は約諾した。

第4条　第2条の場合における一時弁済請求に要した費用は総て債務者の負担とする。

第5条　債務者において第1条所定の期日に掛金の払込を怠ったときは，その期日から払込当日まで掛金100円につき日歩5銭の割合により違約金を支払うこと。

第6条　保証人3名は債務者と連帯し且つ保証人間にもまた連帯して本債務履行の責に任ずることを約諾した。

第7条　債務者及び保証人において本契約に違反し，債務の履行を怠ったときは直ちに強制執行を受くべきことを各自は認諾した。

第８条　本契約に関する訴訟についてはＡ地方裁判所を管轄裁判所とすることを合意した。

Ａ市Ｄ町13番地
債権者　株式会社　Ａ　相　互　銀　行
Ａ市Ｋ61番地
右代表者　　取締役　　Ｏ
明治31年５月　　生
Ａ市Ｓ町３番地
会社員
右代理人　　Ｍ
昭和５年９月　　生

右本職氏名を知り且つ面識がある。
右代理人の提出した委任状は認証を受けない私署証書であるから法定の印鑑証明書を提出させてその証書の真正であることを証明せしめた。

Ａ県Ｋ郡Ｓ村Ｉ70番地
飲　食　店
債　務　者　　何　　某
明治42年１月　　生
Ａ県Ｋ郡Ｓ村Ｉ11番地ノ１
雑　貨　商
連帯保証人　　Ｓ
明治28年９月　　生
Ａ県Ｒ郡Ｓ村Ｉ61番地
果　樹　園
連帯保証人　　武　田　徳　市
明治43年６月　　生
Ａ県Ｋ郡Ｓ村Ｉ70番地
飲　食　店
連帯保証人　　Ｔ
大正２年９月　　生

Ａ市Ｏ一丁目32番地
商　　業
以上代理人　　Ｋ
大正２年５月　　生

右本職氏名を知り且つ面識がある。
右代理人の提出した委任状は認証を受けない私署証書であるから法定の印鑑証明書を提出させてその証書の真正であることを証明せしめた。
本証書は列席者に閲覧せしめたところ相違ないことを認めたので本職及び列席者各自左に署名押印する。

Ａ市Ｎ６番地
Ａ地方法務局所属
公　証　人　　藤　盛　亮　三
Ｍ
Ｋ

（回答） 11月12日付をもって問合せのあった標記については，左記のとおり回答する。

記

正本及び謄本の交付については，積極に解する。ただし，当局において取り寄せた本件公正証書及び刑事判決の各謄本の記載を綜合すれば，公正証書の付属書類たる連帯保証人の委任状に添付された印鑑証明書中，武田徳市に関するものが偽造である事実が確定したことが明かである。よって当該公正証書中，右徳市に関する記載は不実のものであるとの疑が濃厚であるから，公証人において，本件公正証書について執行力ある正本又は謄本を交付するに当っては，その請求者に対し，右の事実を告知するのが相当である。

なお，右のとおり告知して正本又は謄本を交付したときは，その旨を証書原本に符箋をもって表示し，かつ，証書原簿備考欄に記載しておかれたい。

23　法務局で取り扱う公証事務について

（昭33.7.11民事甲1425号法務局長・地方法務局長あて民事局長心得通達）

（要旨）１　公証事務を取り扱う法務局又は支局において登記を受けている法人が嘱託人である場合には，人違がないことの証明書及び代理権限を証する証書は提出させなくてもよい。

２　右の場合における法第36条第６号及び第７号に掲げる事項の記載要領

（通達）公証人法第８条により法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官が公証人の職務を行う場合において，嘱託人が法人であり，当該法人の登記がその庁になされているときは，当該法人の代表者の印鑑は印鑑簿により，また法人の代表者は当該法人登記簿により明かであるから，公証人法第31条による人違がないことの証明書（印鑑証書明等）及び同法第32条による代理権限を証すべき証書（登記簿抄本等）は，提出させなくてもさしつかえない。

なお，この場合には次のとおり処理されたい。

１　人違がないことの確認又は証明について

代表者本人によって嘱託される場合において，代表者の氏名を知らず，面識のないときは，法人の名称，所在，代表者氏名を記載し，その名下に代表者の印鑑を押印した書面を提出させ，公証人の職務を行う法務事務官が右印影と印鑑簿とを対照して相違がないと認めたときは，その旨を右書面の余白に附記認印し，これを附属書類として公正証書原本に添付し，公正証書には公証人法第36条第６号の記載事項として，右代表者某は，氏名を知らず面識がないので，その印鑑を提出させ，当庁備付の印鑑簿と対照し相違がないことを確認し，人違がないことを認めた旨記載する。

代表者が選任した代理人によって嘱託する場合は，同法第31条，第28条による。

２　代表者の代表権の確認について

公証人法第32条の代理人には法人の代表者を含むので（明治42年７月21日民刑第623号民刑局長回答参照），同条第２項但書の規定の趣旨に準じて取扱い，第36条第７号の記載事項として，右代表者某は当庁備付の

登記簿により，年月日代表者に選任された登記があることを確認した旨記載する。

３　代表者が選任した代理人の代理権限の確認（代理嘱託の場合）は，同法第32条第２項但書及び第36条第７号による。その記載事項としては，右代理人の権限は右代表者某の委任状を提出させて証明させ，右証書は認証を受けない私署証書であるので，右証書の委任者の印鑑を当庁備付の印鑑簿と対照し相違がないことを確認し，その証書の真正なことを認めた旨記載する。

追って代表者の年令の証明については，昭和29年２月23日付民事甲第413号により取り扱うべきものであるから，念のため。

24　外国人の資格証明書，署名証明書の作成者について

（昭36.1.30民事甲233号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）外国人が，嘱託の際に提出する法人資格証明書，署名証明書等は，その本店の所在する国（自然人についてはその居住する国）の権限ある官公署又は公証人の作成したものでよい。

（通達）標記の件について，別紙甲号のとおり弁護士溜池英夫より照会があり，別紙乙号のとおり回答したから，この旨を貴管下公証人及び公証事務を行う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

外国人が日本の株式会社の発起人として定款認証嘱託をする際の資格証明書，署名証明書の作成者について

日本国商法に基づき設立せんとする株式会社の発起人中に外国の法人又は自然人が加わっている場合，当該株式会社の定款認証嘱託に添付すべき右外国法人についての法人資格証明書並びにその代表者の代表権限証明書，同署名証明書及び右外国自然人についての署名証明書は之等を日本国の法務局，市町村長等より得る途がないので，従来その外国人の本店の所在する国又は居住する国の公証権限ある官公署（通例公証人NOTARY PUBLIC）の作成した各証明書を以て代用しているのが実情であります。

右取扱例は，従来東京法務局，神戸地方法務局等所属各公証人により実

施されて来たところでありますが，今般私が某公証人に対し，前記事例の如き外国人が発起人中に参加している日本の株式会社の定款認証嘱託をしようとして右公証人に対し前記取扱例の実施方を願い出たところ，右公証人は前記取扱例と異る見解に立ち，前記各証明書は日本国官公署の作成にかかるものでなければならないと主張される。

しかし，在外外国人については日本国官公署より前記各証明書の付与を受ける途がなく，従って在外外国人が発起人として参加している日本の株式会社の定款認証を受けることができず，右会社の設立手続を進め得ない状態に直面しておりますので，何卒貴局において右につき御検討の上，願はくば可及的左記の趣旨の通達若しくはその他適当な方法を以って公証人に対し何分の御通知乃至御回答をなされ度く此の段お願い致します。

記

外国人が日本の株式会社発起人として定款認証の嘱託をなす場合，右外国人の法人資格証明書，その代表者の代表権限証明書，署名証明書（右外国人が自然人である場合はその署名証明書）は当該外国法人の本店の所在する国（自然人である場合はその居住する国）の公証権限ある官公署（公証人NOTARY PUBLICを含む）の作成したものでよい。

別紙乙号

外国人が日本の株式会社の発起人として定款認証嘱託をする際の資格証明書，署名証明書の作成者について

昭和35年12月18日付をもって照会のあった標記の件については，貴見のとおりの取扱いでさしつかえなく，また，所問の証明書が外国語をもって作られている場合はその訳文を添付するのが相当であると考えます。

なお，この旨を法務局長及び地方法務局長に対して管下公証人及び公証事務を行う法務事務官に周知するよう通達したから，申し添えます。

25　公正証書の作成に関する包括委任状について

（昭38.9.14公証人森西高恒照会）

（昭38.10.8民事（一）発592号民事局第一課長回答）

（要旨）公証人は，委任状自体の有効期間を制限することはできない。

（照会）従来包括委任状には別紙第１例の如く委任期間（有効期間）を記載することが殆んど慣例となって居りましたが，今般住宅金融公庫に於ては昭和38年５月16日付法務省民事甲第1419号回答に基き別紙第２例の如き委任期間の定めのない包括委任状を作成するようになりました。ついては，左記事項につき御尋ね致します。

１　公証人が第２例の如き委任状を受理するに当ってはその有効期間を考慮（制限）せず無条件で之を受理しても差支えないか。

若しその有効期限を制限すべきであるとするならば，有効期間は委任状作成の日より何日までとすべきか。

２　略

（回答）１　所問の場合包括委任状自体については有効期間の制限がない場合でも，この委任状の真正なることの証明のために提出する印鑑証明書については，作成後６ヶ月以内のものでなければならないことになっている（昭和24年５月30日付民事甲第1282号民事局長通達参照）ので，この点から委任者は間接的に委任状の無期限使用を抑制し得るものと考えられるから，委任状自体の有効期限を特に考慮しなくても差し支えないものと考える。

２　略

26　農林省共済組合貸付業務にかかる公正証書作成に関する委任状に押捺の同組合代表印について

（昭41.9.14日本公証人連合会長古橋浦四郎照会）

（昭41.12.26民事甲3688号民事局長回答）

（要旨）各省共済組合貸付業務にかかる公正証書作成に関する委任状に押捺の印が，同組合代表者印であっても，その証明は要しない。

（照会）法務省民事甲第2463号昭和41年８月24日付の御通知（農林省共済組合貸付業務にかかる公正証書作成嘱託に関する委任状様式）について左記取扱い致したいと存じますが聊か疑義がありますので御回示を願います。

記

右通知添付の別紙様式(1)の委任状（農林省共済組合代表者農林大臣の委

任状）押捺の印が同組合代表者印であっても農林大臣印の場合と同様にみなしその証明を必要としないものとして差支えないでしょうか。

最近各省共済組合より同種公正証書作成の嘱託が多くなされていますので事務簡捷のため右のような取扱いに致し度くこの段御伺い申し上げます。

（回答）昭和41年９月14日付照会の標記の件については，貴見のとおり取り扱って差支えないと考えます。

27　公法人の代表者の権限を証する書面等の提出の要否について

（昭41.11.11総912号東京法務局長照会）

（昭42.3.8民事甲390号民事局長回答）

（要旨）住宅金融公庫等公法人の任意代理人から嘱託があった場合でも，当該法人の代表者の権限を証する書面及び代表者の印鑑証明等を提出させるのが相当である。

（照会）住宅金融公庫及び国民金融公庫等の公法上の法人の任意代理人から公正証書の作成の嘱託があった場合には，公証人は，私法上の法人の任意代理人から当該嘱託があった場合と同様に，右法人の代表権限を証する書面及び委任状の真正なることを証明させるための代表者の印鑑証明書等を提出させるべきものと考えますが，いかがでしょうか。何分の御垂示を賜わりたくお伺いいたします。

（回答）客年11月11日付総第912号をもって照会のあった標記については，貴見のとおりと考える。

28　自動車割賦販売契約書及び公正証書作成嘱託委任状の様式について

（昭45.12.7総2143号福岡法務局民事行政部長照会）

（昭46.2.8民事（一）発40号民事局第一課長回答）

（要旨）割賦販売契約書が当該契約についての公正証書作成嘱託の委任状を兼ねることは差し支えない。

（照会）標記の件について，飯塚公証人役場椎重利公証人から，別紙様式（略）による委任状により公正証書の作成嘱託があった場合，証書の作成に応じてさしつかえないか照会があり，当職としては，さしつかえないものと考

えますが，何分のご指示を得たくお伺いします。

（回答）客年12月７日付総第2143号をもって照会のあった標記の件は，貴見のとおりと考える。

29　文部省共済組合の公正証書作成代理嘱託について

（昭45.12.22　45管福50号文部省管理局福利課長照会）

（昭46.2.12民事（一）発52号民事局第一課長回答）

（要旨）共済組合運営規則に，支部長が公正証書作成嘱託の代理権限を有すると定められている場合には，当該規則の写しの提出をもって，委任状に代えることができる。

（照会）文部省共済組合（以下「組合」という）においては，これまで組合代表者たる文部大臣から各支部長あてに委任状を交付しておりましたが，このたび事務簡素化のため，文部省共済組合運営規則（昭和34年７月９日文部省告示第68号）に左記の条文を加えることをもってその手続に代えたいと考えております。

ついては，組合の業務執行にかかる公正証書作成の嘱託手続において，このような方法でさしつかえないかどうかお伺いします。

記

「本部長および支部長は，組合の業務を執行するため，公正証書の作成の嘱託について，組合代表者たる文部大臣を代理する。」

（回答）昭和45年12月22日付45管福第50号をもってご照会にかかる標記については，貴職案のとおりでさしつかえないものと考えます。

なお，右により本部長もしくは支部長または復代理人が公正証書の作成を嘱託する場合には，(1)代理事項（復代理人の場合には復代理事項を含む）を記載した共済組合運営規則の写し，(2)本部長または支部長の任命に関する共済組合定款の抜すいおよび，(3)当該本部長または支部長の印鑑を証明する文部大臣（共済組合代表者たる文部大臣にても可）の証明書を提出するよう配意願います。

30　市町村職員共済組合代表者の資格及び印鑑の証明について

（昭46.2.22津公証人小島与三郎照会）

（昭46.3.2民事甲1002号民事局長回答）

（要旨） 1　市町村共済組合の代表者の代理権限を証する書面としては，便宜，地方公務員等共済組合法第14条第４項に基づき，その就職を公告した書面で差し支えない。

2　右代表者の印鑑を証する書面としては，その職印であることの都道府県知事の証明書の提出を要する。

（照会） 地方公務員等共済組合法によって設立される市町村共済組合は，法人登記が義務づけられていないため不動産に関する物権の変動については，昭和38年５月30日民事甲第1580号民事局長通達によりその代表者の代理権限を証するための書面として，同法第14条第４号の規定による理事長の就職を公告した書面の提出を以ってこれを証明せしめているが，

1　右の場合公正証書作成の嘱託を受けた場合に，右通達の趣旨に則って同一取扱をなして差支えなきや。

2　その場合印鑑証明書の提出を如何にすべきか，前記通達の趣旨に則ったとしてもこれを解決できないので，

甲説　市町村長による代表理事長の個人の資格による印鑑証明書を提出せしめて公正証書を作成すべきか。

乙説　同法第19条により公務に従事する職員とみなされるので（但し，罰則にのみ適用されるからこれを拡張解釈して）理事長自ら作成の印鑑証明書により証明あったとみなし得るや否や（印鑑の取扱方を誤るとき問題をおこす危険がある。）

右の件至急何卒の御指示を御願いいたします。

（回答） 客月22日付をもって照会のあった標記の件は，左記のとおりと考える。

記

1　貴見のとおり。

2　共済組合理事長の職印を証明する都道府県知事作成の証明書を提出させるのが相当である。

なお，右の事務取扱いについては，自治省行政局と打合せ済みである。

31　全国信用金庫連合会の貸付に関する抵当権設定登記申請並びに公正証書作成嘱託等の委任について

（昭34.3.26連業455号全国信用金庫連合会会長照会）

（昭34.4.14民事甲730号各法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨） 全国信用金庫連合会の貸付に関する公正証書作成嘱託の委任状の様式

（通達） 標記の件について，別紙甲号のとおり全国信用金庫連合会会長から照会があったので，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴管下登記官吏及び所属公証人に周知方しかるべく取り計らわれたい。

別紙甲号

標記の件について，当連合会の貸付手続上左記のとおり取扱いたいと存じますが，登記手続並びに公正証書作成上差支えないか，折返し貴見御回示賜わりたく御照会申し上げます。

なお，御検討のうえ差支えない場合は，貴管下法務局並びに地方法務局に対して周知方併せて御依頼申し上げます。

記

1　当連合会の貸付に関し，業務を委託した信用金庫を当連合会の代理人として，金銭消費貸借契約，担保権設定契約その他貸付金債権に係る契約を締結する権限並びに前記契約に基く公正証書作成の嘱託，担保権設定登記の申請をなす権限及び復代理人を選任する権限を委任するため，別紙の如き委任状を交付すること。

2　前記の委任状はその委任の性質上，数回に亘り反覆使用する必要があるので，委任状の原本にその謄本（代理人又は復代理人をして原本と相違ない旨を記載し且つ記名捺印する）を添えて登記所又は公証人役場に提出し，原本について還付を受けること。

3　担保権設定登記申請並びに公正証書作成嘱託に際して添付する資格証明書についても前記２に準じて，資格証明書の原本にその謄本（代理人又は復代理人をして原本と相違ない旨を記載し且つ記名捺印する）を添えて登記所又は公証人役場に提出し，原本について還付を受けること。

別紙

委　　任　　状

私儀　　信用金庫を代理人とし昭和　年　月　日から昭和　年　月　日に至る期間において左記事項を処理する一切の権限を委任します。

昭和　年　月　日

東京都中央区八重洲二丁目１番地

全国信用金庫連合会

代理理事　村　上　　義之助　㊞

記

1　全国信用金庫連合会を債権者または抵当権者とする金銭消費貸借契約，担保権設定契約その他貸付金債権に係る契約の締結に関すること。

2　右契約に基く公正証書作成の嘱託ならびに担保権設定登記の申請に関すること。

3　委任状の原本の受領に関すること。

4　前２項の行為をなすにつき復代理人選任に関すること。　　以上

別紙乙号

昭和34年３月26日付連業第455号で御照会のあった標記の件については，貴見のとおり取り扱ってさしつかえないものと考えます。

追って，この旨登記官吏及び所属公証人に周知させるよう各法務局長及び地方法務局長に通達したから，申し添えます。

32　中小企業金融公庫の担保権等の処分権限をも含めた包括委任状について

（昭35.5.11民事甲1099号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）中小企業金融公庫の包括委任状の委任事項の追加変更

（通達）標記の件について，別紙甲号のとおり中小企業金融公庫総裁から照会があったので，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴管下公証人及び登記官吏に周知方しかるべく取り計らわれたい。

別紙甲号

担保権等の処分権限をも含めた包括的委任状の使用について（照会）

当公庫の貸付には，貸付業務委託契約により金融機関に対し「中小企業者に対する公庫資金の貸付及び貸付金債権の管理回収ならびにこれらに附帯する業務」を包括的に委託する代理貸付方式がありますが，現実の担保

権登記等にあたっては，当公庫の委任状を提出しなければならないことになっています。しかし，全国の代理金融機関の扱う個別案件の登記毎に委任状を発行することは内部的に業務上困難な事情にあります。先に昭和33年２月10日付法務省民事甲第300号貴職回答により，かなり包括的な委任状の使用を認めていただいておりますが，今般左記のとおりその委任事項を整備するとともに委任事項を一部増やしてより包括的なものとし，別添のとおり委任状を使用できるようにしたいと存じますので，登記手続上差支えないか折り返し貴見御回示賜りたく御照会申し上げます。

なお，御検討のうえ差支えない場合は，貴管下法務局ならびに地方法務局に対して周知方御依頼申し上げます。

記

1　当公庫の貸付に関し，業務を委託した金融機関を当公庫の代理人として，金銭消費貸借契約の締結，担保権設定契約の締結権限のほか，債権管理，回収段階での貸付金債権の変更，処分および担保権の変更，処分権限をも委任し，債権譲渡，担保権の譲渡，放棄，解除といったこともできることを明確にする。

2　当公庫を担保権者とする担保権設定登記の申請権限のほか，他より担保権を譲り受ける場合の移転の登記，当公庫の担保権の変更登記，さらに担保権の譲渡，放棄といった処分の場合の登記，これらの登記の更正，抹消，回復の登記の申請権限を委任することを明確にする。

また，自動車抵当の登録等においても包括委任状の使用が認められることとなったので，かかる登録申請権限をも包括したものに改めるため「登記」に続けて「登録」を併記する。

3　弁済による担保権の解除にあたって，抹消登記の申請権限のほか，代理金融機関の作成した弁済受領証書を登記原因証書としうるように，代理金融機関に対し，弁済金の受領権限を委任する。

4　右以外の委任事項については，前記回答（昭和33年２月10日付法務省民事甲第300号）のまま。　　以　上

別添

第　　号

委　　任　　状

私は　　を代理人とし昭和　年　月　日から昭和　年　月　日に至る期間において左記事項を処理する一切の権限を委任する。

昭和　年　月　日

東京都千代田区大手町二丁目4番地
中小企業金融公庫
総　裁　　坂　口　芳　久

記

1　中小企業金融公庫法に基く中小企業者に対する貸付について中小企業金融公庫を債権者または担保権者とする金銭消費貸借契約，担保権設定契約の締結に関すること。
2　中小企業金融公庫を債権者または担保権者とする貸付金債権または担保権につき，その変更，処分の契約の締結に関すること。
3　前2号の契約につき，公正証書作成の嘱託に関すること。
4から7まで　略
8　委任状および資格証明書の原本受領に関すること。
9　第3号，第4号および第8号にかかげる行為をなすにつき復代理人選任に関すること。

別紙乙号

担保権等の処分権限をも含めた包括的委任状の使用について（回答）

昭和35年4月13日付35中公第8号で照会のあった標記の件については，貴見のとおり取り扱われてもさしつかえないものと考える。

なお，この旨を公証人及び登記官吏に周知させるよう各法務局長及び地方法務局長に通達したから，申し添える。

33　簡易生命保険契約者団体貸付にともなう公正証書作成のための委任状について

（昭37.8.16民事甲2352号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（**要旨**）簡易生命保険契約者団体に対する貸付に関する公正証書作成嘱託の委

任状の様式

（**通達**）別紙甲号のとおり郵政省簡易保険局長から照会があり，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

簡易生命保険契約者団体貸付にともなう公正証書作成の嘱託について（照会）

簡易生命保険約款第124条の2による団体貸付について，公正証書の作成を嘱託する場合は，別紙様式の委任状により行ないたいと思いますので，さしつかえないかお伺いします。

なお，別紙様式の委任状でさしつかえない場合は，貴管下関係機関に周知方お取り計らいくださるようあわせてお願いします。

別紙

委　　任　　状

私等本委任状末尾添付第1目録（以下「第1目録」〈略〉という。）記載の各債務者および各連帯保証人は　　を代理人と定め，左記内容の公正証書を作成する権限を委任する。

昭和　年　月　日

記

第1条　本証書第1目録記載の各債務者　　名は第1目録記載の簡易生命保険契約を基礎として　　を結成し，　　を本団体の代表者と定め，本日第1目録記載のとおり郵政省簡易保険局長（以下甲という。）から借り受けたにつき，簡易生命保険約款の定めおよび本証書の定めるところにしたがい，債務を履行することを甲に対し確約した。

第2条　借入金は　　資金として使用しなくてはならない。

第3条　借入金に対する利息は年6分，月をもって計算するものとし，各年分の利息を借入金完済まで元金支払のつど支払わなければならない。

第4条　借入金は，昭和　年　月末日までに完済しなくてはならない。

第5条　借入金は分割弁済とし，末尾添付第2目録記載（略）のとおり3

回年賦で弁済しなければならない。

第6条　第4条に定める貸付期間が満了する前において，第1条記載の保険契約が消滅したときは，その債務は，弁済期に達したものとみなされる。

第7条　貸付期間満了後2箇月を経過しても貸付金の弁済をしない場合は，第3条の利息相当額のほか貸付額100円またはその端数につき，遅滞期間が1年以内のときは2円，2年以内のときは4円，3年以内のときは7円，4年以内のときは10円の遅滞金を支払わなければならない。

第8条　借入金，利息および遅滞金の支払場所は　　県　　郵便局とする。

第9条　　以下　　名は，第1目録記載のとおり各債務者の保証人となり，各債務者と連帯して本債務を負担することを保証した。

第10条　第1条の団体の代表者は，左の各号のいずれかに該当するときは，すみやかに甲にその旨を報告しなければならない。

1　団体の名称またはその代表者を変更しようとするとき。

2　各債務者または各連帯保証人の住所氏名に変更があったとき。

3　各債務者もしくは各連帯保証人の死亡または各債務者もしくは各連帯保証人の資産，事業状況に著しい変動が生じ，もしくは生ずるおそれがあるとき。

第11条　各債務者は甲から本借入金の使途または本借入金を使用した施設について，調査または報告を求められたときは，これに応じなければならない。

第12条　各債務者および各連帯保証人は，将来債務履行が困難になるおそれがある場合において，甲がその資産，所得または事業の状況につき調査をなし，または資料の提供を求めたときは，これに応じなくてはならない。

第13条　左の各号に記載する事項を含め，この契約に違反したときは，甲の請求にしたがい，各債務者および各連帯保証人は，期限前でも元利金の全部または一部を返済しなければならない。

1　各債務者が借入金を目的外に使用し，または借入れ後6箇月以上使用しないとき。

2　各債務者または各連帯保証人が借入れに関し，または借入れ後甲に対し不実の申出もしくは報告をし，または必要な申出もしくは報告を怠ったとき。

第14条　本契約に関する証書を作成する費用および債務の弁済に要する費用は，各債務者がこれを負担する。

第15条　各債務者および各連帯保証人は，本契約による金銭債務を履行しないときは，ただちに強制執行を受けても異議のないことを認諾した。

第16条　本契約に基づく訴訟については，第1目録（略）記載の裁判所を管轄とすることに当事者は同意した。

別紙乙号

簡易生命保険契約者団体貸付にともなう公正証書作成のための委任状について（**回答**）

7月30日付郵運第637号で照会のあった標記の件については，貴見のとおり取り扱われてさしつかえないものと考えます。

なお，この旨公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知させるよう各法務局長及び地方法務局長に通達したから，申し添えます。

（**参照**）昭46.4.6民事甲1532号民事局長通達

34　農林漁業金融公庫の公正証書作成嘱託並びに担保権の変更，処分等に関する包括委任状について

（昭39.3.2民事甲426号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（**要旨**）農林漁業金融公庫の包括委任状の委任事項の追加変更

（**通達**）標記の件について，別紙甲号のとおり農林漁業金融公庫総裁から照会があり，別紙乙号のとおり回答したので，この旨貴管下公証人，公証事務を取り扱う法務事務官及び登記官吏に周知方しかるべく取り計らわれたい。

別紙甲号

担保権等の変更，処分等の権限をも含めた包括委任状の使用について（照会）

当公庫の貸付に関する公正証書作成の嘱託ならびに担保権設定登記の申請については，昭和28年５月14日付法務省民事甲第810号，昭和31年10月22日付法務省民事甲第2443号および昭和33年６月９日付法務省民事甲第1150号貴回答に基づく包括委任状をもって処理しておりますが，今般，当公庫の事務手続上，左記のとおり委任事項を追加するとともに委任事項を整備して別紙様式のとおりの委任状を使用したいと存じますので，公正証書の作成ならびに登記手続上差支えないか，折り返し貴見御回示賜わりたく，御照会申上げます。

なお，御検討の上さしつかえない場合には，貴管下法務局及び地方法務局に対して周知方御依頼申し上げます。

記

１　当公庫の貸付に関し，業務を委託した金融機関を当公庫の代理人として金銭消費貸借契約，担保権設定契約の締結の権限のほか，貸付金債権または担保権について，その変更，処分の契約の締結権限（公正証書作成の嘱託権限を含む。）をも委任することを明確にする。

２から４まで　略

５　申請人（代理人または復代理人）が原本と相違ない旨を記載し，かつ記名押印した謄本を原本に添えて登記所または公証人役場に提出することにより，原本の還付をうけることができるものは委任状および資格証明書であることを明確にする。

６　右記以外の委任事項については，右記貴回答のまま。

以　上

委　　任　　状

私は，　　を代理人に定め，左記の権限を委任する。

昭和　　年　　月　　日

東京都千代田区大手町一丁目５番地の６

農林漁業金融公庫

総裁の氏名，住所（又は農林漁業金融公庫法第15条の規定による代理人の氏名，住所）

記

農林漁業金融公庫法に基く農林漁業金融公庫の貸付について次にかかげる事項を処理すること。

１　農林漁業金融公庫を債権者又は担保権者とする金銭消費貸借契約，担保権設定契約の締結に関すること。

２　農林漁業金融公庫を債権者又は担保権者とする貸付金債権又は担保権について，その変更，処分の契約の締結に関すること。

３　前２号の契約について，公正証書作成の嘱託に関すること。

４から６まで　略

７　弁済金の受領に関すること。

８　委任状及び資格証明書の原本受領に関すること。

９　前第３号，第４号及び第８号に掲げる行為をなすについて復代理人選任に関すること。

別紙乙号

担保等の変更，処分等の権限をも含めた包括委任状の使用について（回答）

昭和39年２月17日付38農公第972号をもって照会のあった標記の件については，貴見のとおり取り扱われてさしつかえないものと考えます。

追って，この旨公証人，公証事務を取り扱う法務事務官及び登記官吏に周知させるよう各法務局長及び地方法務局長に通達したから申し添えます。

（参照） 昭41.8.11民事甲1951号民事局長通知

35　国家公務員共済組合連合会職員共済組合の貸付金弁済契約公正証書作成の嘱託に関する委任状様式について

（昭39.8.24民事甲2802号法務局長・地方法務局長あて民事局長通知）

（要旨） 国家公務員共済組合連合会職員共済組合の貸付金の弁済に関する公正証書作成嘱託の委任状の様式

（通知） 別紙甲号のとおり国家公務員共済組合連合会職員共済組合本部長から照会があり，別紙乙号のとおり回答したので，参考までに通知する。

なお，右委任状には委任者の資格証明書（登記簿抄本）及び印鑑証明書を添付させること。

別紙甲号

共済組合貸付金弁済契約公正証書作成の嘱託に関する委任状様式の制定について

国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第98条第１項第４号及び当組合定款第18条第４号による当組合の組合員に対する貸付金の弁済契約公正証書作成の嘱託に関する委任状様式を別紙のとおり制定いたしましたので，御高閲の上御意見承りたくお願いいたします。

別紙

委　　任　　状

私こと　　を代理人と定め左記の契約事項について公正証書作成嘱託に関する一切の権限を委任する。

記

第１条　債務者　　は，債権者国家公務員共済組合連合会職員共済組合（以下「組合」という。）より昭和　　年　　月　　日住宅資金として借受けた金　　円也について，左の約定により弁済する。

1　元金及び元金100円につき月50銭の割合により計算した利息は，昭和　　年　　月　　日より昭和　　年　　月　　日まで，　月間にわたり，毎月の俸給支給日に，債務者の所属する組合の所属所において，元利均等償還すること。

2　前項の元利均等償還の１回の償還額は，金　　円也とする。

3　債務者が，組合の組合員資格を喪失したときは，ただちに元金残額を返済し，未払利息相当額を支払うこと。

4　前項の場合において，債務者に対し支払われる国家公務員共済組合連合会の退職手当その他の退職給与金，又は，組合の退職給付金から，債務者が返済及び支払うべき額の限度において，債権者が控除しても，債務者に異議はない。

5　利息支払いの計算において，１ヶ月に満たない日数のあるときは，これを１ヶ月として計算するものとし，利息額に１円未満の端数の生じたときは，その端数金額は切捨てるものとする。

第２条　左の場合には，催告がなくても期限の利益を失い，ただちに債務

を完済するものとする。

1　債務者が，その借受けた金員を，借受目的以外の費途に使用したとき。

2　債務者が，前条に定める償還を１回にても遅滞したとき。

3　他の債務のため，組合の貸付の対象となった財産に対し，強制執行または執行保全の手続をうけ，もしくは，競売破産の申立があったとき。

第３条　債務者が本契約上の金銭債務を履行しないときは，ただちに強制執行をうけても異議がない旨を認諾する。

右のとおり相違なく委任した。

昭和　　年　　月　　日

東京都千代田区富士見町１の10

国家公務員共済組合連合会職員共済組合

東京都新宿区北山伏町36

国家公務員共済組合連合会

代表者　理事長　今　井　一　男

別紙乙号

共済組合貸付金弁済契約公正証書作成の嘱託に関する委任状様式の制定について

７月29日付連共本第46号をもって照会にかかる標記については，貴職案のとおりでさしつかえないものと考えます。

36　通商産業省共済組合貸付業務にかかる公正証書作成嘱託に関する委任状様式について

（昭40.2.16民事甲330号法務局長・地方法務局長あて民事局長通知）

（要旨）通商産業省共済組合の貸付に関する公正証書作成嘱託の委任状の様式

（通知）別紙甲号のとおり通商産業省共済組合本部長から照会があり，別紙乙号のとおり回答したので，参考までに通知する。

別紙甲号

通商産業省共済組合貸付業務にかかる公正証書作成の嘱託について

通商産業省共済組合が，国家公務員共済組合法第98条第１項第４号による貸付について，公正証書の作成を嘱託する場合は，別紙様式(1)および(2)の委任状により行いたいが，さしつかえないか。

なお，公証人法第32条の規定による，別紙様式(2)の委任状の真正なることを証明する方法として別紙様式(1)の委任状に支部長・単位所属所長の使用公印を明示することとしてさしつかえないか。

以上，２点につき何分宜しく御回示下さい。

別紙様式(1)

委　　任　　状

私は，通商産業省共済組合支部長・単位所属所長　　を代理人と定め，下記の権限を委任する。

昭和　　年　　月　　日

通商産業省共済組合代表者
通商産業大臣

記

通商産業省共済組合貸付規程に基づく貸付資金の貸付について，次に掲げる事項を処理すること。

1　通商産業省共済組合を債権者とする金銭消費貸借契約の締結に関すること。

2　上記契約につき，公正証書作成の嘱託に関すること。

3　抵当権および質権の設定に関すること。

4　上記の事項を処理するについて，復代理人を選任すること。

なお，上記事項を処理するに当って支部長・単位所属所長が使用する公印は，次のものとする。

支部長 印	単位所属長 印

別紙様式(2)

委　　任　　状

債務者　　および連帯保証人　　は　　を代理人と定め，左記内容の公正証書を作成する権限を委任する。

債権者通商産業省共済組合代表者通商産業大臣右代理人支部長単位所属部長　　を代理人と定め，左記内容の公正証書を作成する権限を委任する。

記

第１条　　（以下「乙」という。）は，国家公務員共済組合法および通商産業省共済組合貸付規程に基づき，昭和　　年　　月　　日金　　円を通商産業省共済組合（以下「甲」という。）から借り受けたので，本証書の定めるところに従い，債務を履行することを甲に対し確約した。

第２条　　は，本証書の定める乙の債務を乙と連帯して保証することを甲に対し確約した。

第３条　借入金の償還方法は，次のとおりとする。

1　元金は，昭和　　年　　月から昭和　　年　　月まで　　円あて　　回および昭和　　年　　月から昭和　　年　　月まで　　円あて　　回合計　　回で毎月俸給日に弁済しなければならない。

2　利息は，１ヶ月金100円につき金46銭とし，毎月元金支払と同時にその月分を支払わなければならない。

3　前号の利息は，貸付の日の属する月および最終の弁済期日の属する月については，その期間が１ヶ月にみたない場合でもそれぞれ１ヶ月として計算するものとする。

第４条　乙は，第３条の規定にかかわらず，元利金を繰り上げて弁済することができる。

前項により弁済をうけた後の貸付金残額の弁済方法については，分割弁済の期間を短縮するものとし，毎月の弁済金額は変更しないものとする。

第５条　最終の弁済期日または期限の利益を失った日の属する月の翌月初日より借入金の完済まで，乙は第３条第２号に定める利息と同率の延滞利息を支払わなければならない。

第3条第3号の規定は前項の場合に準用する。

第6条　通商産業省共済組合貸付規程の改正があった場合は，改正点について本契約も自動的に変更されるものとする。

第7条　甲は，乙が次の各号の一に該当した場合は，期限の利益を失わせることができる。

1　元金または利息の返済を1回でも怠ったとき

2　乙が通商産業省共済組合員たる資格を喪失したとき

3　所定数の連帯保証人をたてることができないとき

4　その他本契約の条項に違反したとき

第8条　連帯保証人が通商産業省共済組合員たる資格を喪失したときは，連帯保証人たる資格を喪失するものとし，乙は，他に連帯保証人を定め，乙の債務を保証させなければならない。

第9条　乙は，借入金で宅地を取得する場合は，借入時から起算して5年以内に住宅の建築に着工しなければならない。

第10条　乙は，債務の完済に至るまでは，借入金で取得した住宅または宅地について，甲の承諾なくその全部または一部を他に貸付け，譲渡しもしくはその価値を減少させるおそれのある行為をしてはならない。

第11条　乙および連帯保証人は，本契約による金銭債務を履行しないときは，直ちに強制執行を受けても異議のないことを認諾した。

昭和　　年　　月　　日

住　所
職　業　国家公務員
債　務　者　　㊞
年　　月　　日　生

住　所
職　業　国家公務員
連帯保証人　　㊞
年　　月　　日　生

住　所
職　業　国家公務員

連帯保証人　　㊞
年　　月　　日　生

住　所
職　業　国家公務員
連帯保証人　　㊞
年　　月　　日　生

主たる事務所　東京都千代田区霞ヶ関三丁目1番地
通商産業省共済組合
代表者　通商産業大臣
従たる事務所　　番地
通商産業省共済組合
支　　部
単位所属所
右代理人　支部長
単位所属所長　　㊞

別紙乙号

通商産業省共済組合貸付業務にかかる公正証書作成の嘱託について

2月11日付40通共第46号をもって照会にかかる標記について貴職案のとおりでさしつかえないものと考えます。

37　農林漁業金融公庫の包括委任状の委任事項文言の修正について

（昭41.8.11民事甲1951号法務局長・地方法務局長あて民事局長通知）

（要旨） 農林漁業金融公庫の包括委任状の委任事項の一部変更

（通知） 標記の件について，農林漁業金融公庫総裁から別紙のとおり包括委任状の文言を修正した旨の通知があったので，貴管下公証人，公証事務を取り扱う法務事務官及び登記官に周知方しかるべく取り計らわれたい。

別紙

当公庫業務委託金融機関に対する包括委任状の委任事項文言修正について

当公庫業務につきましては，毎度ご高配に与かり厚く御礼申し上げます。

さて，当公庫の業務委託金融機関に対する包括委任状については，去る昭和39年２月に改正し，このことについて貴局の御協力方御承認（39.3.2付民事甲426号）を得て実施いたしてきたところでありますが，今般，その一部につき左記のとおり字句の修正を行ないましたので（授権内容の実質的な変更は無い），ご了承いただきたく，なお，貴管下登記官及び公証人等に周知方依頼申し上げます。

記

包括委任状記の６の文言

「農林漁業金融公庫が質権者として附記登記した質権の目的である抵当権の抹消について登記上利害の関係を有する第三者としての同意を与えること」を

次のように改める。

「農林漁業金融公庫が抵当権の登記名義人となっている場合にその権利抹消の承諾を与えること及び被担保債権の質権者として附記登記されている抵当権の抹消につき登記上利害関係ある第三者として承諾を与えること」

委　　任　　状

私は，　　を代理人と定め，左記の権限を委任する。

昭和　　年　　月　　日

東京都千代田区大手町一丁目５番地の６

農　林　漁　業　金　融　公　庫

記

農林漁業金融公庫法に基づく農林漁業金融公庫の貸付について次に掲げる事項を処理すること。

1　農林漁業金融公庫を債権者又は担保権者とする金銭消費貸借契約，担保権設定契約の締結に関すること。

2　農林漁業金融公庫を債権者又は担保権者とする貸付金債権又は担保権について，その変更，処分の契約の締結に関すること。

3　前２号の契約について，公正証書作成の嘱託に関すること。

4から７まで　略

8　委任状及び資格証明書の原本受領に関すること。

9　前第３号，第４号及び第８号に掲げる行為をなすについて復代理人選任に関すること。

38　農林省共済組合貸付業務にかかる公正証書作成嘱託に関する委任様式について

（昭41.8.24民事甲2463号法務局長・地方法務局長あて民事局長通知）

（要旨）農林省共済組合の貸付に関する公正証書作成嘱託の委任状の様式

（通知）別紙甲号のとおり農林省共済組合本部長から照会があり，別紙乙号のとおり回答したので，この旨貴管下公証人，公証事務を取り扱う法務事務官に周知方しかるべく取り計らわれたい。

別紙甲号

農林省共済組合貸付業務にかかる公正証書作成の委任について

農林省共済組合が，国家公務員共済組合法第98条第１項第４号によって実施している貸付については，公正証書の作成を委任する必要があるのでこの場合，別紙様式(1)および(2)の委任状により行いたいが，さしつかえないか伺います。

なお，公証人法第32条の規定により，別紙様式(2)の委任状の適正なことを証明する方法として，別紙様式(1)の委任状に支部長の使用公印を明示することとしてさしつかえないか併せ伺います。

おって，さしつかえない場合は，貴職管下法務局長，地方法務局長あてこの旨御通知下さるようお願いします。

別紙様式(1)

委　　任　　状

私は，農林省共済組合　　支部長を代理人と定め，下記の権限を委任する。

昭和　　年　　月　　日

農林省共済組合代表者

農　林　大　臣

記

農林省共済組合貸付規程に基づく貸付資金の貸付について，次に掲げる事項を処理すること。

1　農林省共済組合を債権者とする金銭消費貸借契約の締結に関すること。

2　上記契約につき，公正証書作成に関すること。

3　上記事項を処理するについて復代理人を選任すること。

4　この委任状に基づく事項の処理にあたって代理人の使用する印鑑は，次のものとする。

支部長 印

別紙様式(2)

委　　任　　状

債務者　　および連帯保証人　　は

を代理人と定め，左記内容の公正証書を作成する権限を委任する。

農林省共済組合

債権者代表者農林大臣は　　を代理人を定め，左記内容の公正証書を作成する

右代理人支部長

権限を委任する。

記

第１条　　（以下乙という）は国家公務員共済組合法および農林省共済組合貸付規程に基づき昭和　年　月　日金　　円を農林省共済組合（以下甲という）から借り受けたので本証書の定めるところに従い債務を履行することを甲に対し確約した。

第２条　　は本証書の定める乙の債務を保証し乙と連帯して履行することを甲に対し確約した。

第３条　借受金の償還方法は次のとおりとする。

1　元金は昭和　年　月から昭和　年　月まで金　　円あて　　回で毎月　日に弁済するものとする。但し最終月は金

円を弁済するものとする。

2　利息は１ヶ月金1,000円につき金５円とし毎月元金支払と同時にその月分を支払うものとする。

3　前号の利息は貸付の日の属する月および最終の弁済期日の属する月についてはその期間が１ヶ月にみたない場合でもそれぞれ１ヶ月として計算するものとする。

第４条　乙は前条第１号の弁済を遅滞しまたは第７条により期限の利益を失ったときは弁済期日または期限の利益を失った日の翌日から完済まで第３条第２号に定める利息と同率の損害金を支払わなければならない。

債　務　者　氏　　名　㊞

年　月　日　生

住所

職業

連帯保証人　氏　　名　㊞

年　月　日　生

住所

職業

連帯保証人　氏　　名　㊞

年　月　日　生

住所

職業

連帯保証人　氏　　名　㊞

年　月　日　生

主たる事務所　東京都千代田区霞ヶ関二丁目１番地

農林省共済組合

代表者　農　林　大　臣

従たる事務所　　番地

農林省共済組合　　支部

右代理人支部長　　印

別紙乙号

農林省共済組合貸付業務にかかる公正証書作成の委任について（回答）

４月12日付41農共第417号をもって照会にかかる標記については，貴職案のとおりでさしつかえないものと考えます。

おって，この旨公証人，公証事務を取り扱う法務事務官に周知させるよう各法務局長及び地方法務局長に通知したから申し添えます。

39　簡易生命保険契約者団体貸付に伴う公正証書作成嘱託委任状について

（昭46.4.6民事甲1532号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）簡易生命保険契約者団体の委任状の様式改正

（通達）標記について別紙甲号のとおり郵政省簡易保険局長から照会があり，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

簡易生命保険契約者団体貸付に伴う公正証書作成の嘱託について

簡易生命保険約款第124条の２による団体貸付に伴ない，公正証書の作成を嘱託するときは，別紙様式１および様式２の委任状によって行ないたいと思いますが，不備はないかお尋ね致します。

なお，様式１および様式２の委任状に問題のない場合には，貴管下関係機関にご周知くださるようお取りはからいのほどお願い致します。

おって，様式２の委任状によって公正証書を作成するにあたっては，あらかじめ別紙様式３の決議書を債務者側から差し出させておくものとします。

様式１

委　　任　　状

私等本委任状末尾添付第１目録記載の各債務者および各連帯保証人ならびに　　は　　を代理人と定め，左記内容の公正証書を作成する権限を委任する。

昭和　　年　　月　　日

代理人の表示

住　　所

氏　　名　　㊞

年　　月　　日　生

記

第１条　本証書末尾添付第１目録（以下「第１目録」〈略〉という。）記載の各債務者（以下「各債務者」という。）　　名は，第１目録記載の簡易生命保険契約を基礎として　　を結成し，　　を本団体の代表者と定め，本日第１目録記載のとおり郵政省簡易保険局長（以下甲という）から借り受けたにつき，簡易生命保険約款の定めおよび本契約の定めるところにしたがい，債務を履行することを甲に対し確約した。

第２条　借入金は　　資金として使用しなくてはならない。

第３条　借入金に対する利息は年６パーセント，月をもって計算するものとし，各年分の利息を借入金完済まで元金支払いのつど支払わなければならない。

第４条　借入金は，昭和　　年　　月末日までに完済しなくてはならない。

第５条　借入金は分割弁済とし，本証書末尾添付第２目録（略）記載のとおり５回年賦で弁済しなければならない。

第６条　第４条に定める貸付期間が満了する前において，第１条記載の保険契約が消滅したときは，その債務は弁済期に達したものとみなされる。

第７条　貸付期間満了後２ヵ月を経過しても貸付金の弁済をしない場合は，第３条の利息相当額のほか未弁済元金額100円またはその端数につき，遅滞期間が１年以内のときは金２円，２年以内のときは金４円，３年以内のときは金７円，４年以内のときは金10円の遅滞金を支払わなければならない。

第８条　借入金，利息および遅滞金の支払場所は　　県　　郵便局とする。

第９条　第１目録記載の各連帯保証人（以下「各連帯保証人」という。）　　名は，第１目録記載のとおり各債務者の保証人となり，各債務者と連帯して本債務を負担することを保証した。

第10条　各債務者は，第１条の借入金によって建設する後記建物について，各債務者が各債務者の中から選んだ　　（以下「各所有名義人」という。）が所有名義人として登記し，各所有名義人が当該建物を目的として甲のために第１順位の抵当権を設定することを承諾した。

第11条　各所有名義人は，甲に対し，第１条の債務の担保に供するため，借入金をもって建設する後記建物につき第１順位の抵当権を設定することを約した。

第12条　各所有名義人は，後記建物についての保存登記完了後，甲がすみやかに前条の抵当権設定登記手続をすることができるように甲に協力するものとする。

第13条　各所有名義人は，後記建物について，甲の承認する保険会社と借入金の130パーセントに相当する金額以上の額を保険金とする火災保険契約を締結して債務完済のときまでこれを継続し，その保険金請求権のうえに甲のために質権を設定し，保険証券を甲に交付することを約した。

第14条　第１条の団体の代表者は，左の各号のいずれかに該当するときは，すみやかに甲にその旨を報告しなければならない。

1　団体の名称またはその代表を変更しようとするとき。

2　各債務者もしくは各連帯保証人の住所または氏名に変更があったとき。

3　各債務者もしくは各連帯保証人の死亡または各債務者もしくは各連帯保証人の資産もしくは事業状況に著しい変動が生じ，もしくは生ずるおそれがあるとき。

第15条　各債務者は，甲から本借入金の使途もしくは本借入金を使用した施設について，調査または報告を求められたときは，これに応じなければならない。

第16条　各債務者および各連帯保証人は，将来債務履行が困難になるおそれがある場合において，甲がその資産，所得もしくは事業の状況につき調査をなし，または資料の提供を求めたときは，これに応じなければならない。

第17条　左の各号に記載する事項を含め，この契約に違反したときは，甲

の請求にしたがい，各債務者および各連帯保証人は，期限前でも元利金の全部または一部を弁済しなければならない。

1　各債務者が，借入金を目的外に使用したとき。

2　各債務者もしくは各連帯保証人が，借入れに関し，もしくは借入後甲に対し，不実の申し出もしくは報告をし，または必要な申し出もしくは報告を怠ったとき。

第18条　本契約に関する証書を作成する費用および債務の弁済に要する費用は，各債務者がこれを負担する。

第19条　各債務者および各連帯保証人は，本契約による金銭債務を履行しないときはただちに強制執行を受けても異議のないことを認諾した。

第20条　本契約に基づく訴訟については，第１目録記載の裁判所を管轄裁判所とすることに当事者は合意した。

記

不動産の表示（設計図面による）

所　　在

種　　類

構　　造

床　面　積

様式２

委　　任　　状

私等本委任状末尾記載の各連帯保証人　　名および　　は

を代理人と定め，左記内容の公正証書を作成する権限を委任する。

代理人の表示

住　　所

氏　　名　　㊞

年　　月　　日　生

記

第１条　別紙債務明細書記載内容により，債権者郵政省簡易保険局長（以下甲という。）が，昭和　　年　　月　　日本証書末尾添付第１目録（以下「第１目録」という。）記載の各債務者（以下「各債務者」という。）

にそれぞれの頭書金額を貸付けたについて，第１目録記載の連帯保証人　　（以下「各連帯保証人」という。）は，おのおの自己が第１目録記載のとおり保証した各個別債務者等と連帯して，別紙債務明細書記載の内容に基づき，その債務履行の責に任ずることを甲に対し約諾した。

第２条　各連帯保証人は，おのおの自己が連帯して保証した第１目録記載の個別債務者がその金銭債務を履行しない場合は，連帯保証人として，別紙債務明細書記載の内容に基づきただちに強制執行を受けても異議ないことを認諾した。

第３条　　（以下「各所有名義人」という。）は，別紙債務明細書に記載した団体貸付にかかる債務の担保に供するため，借入金をもって建設する後記建物につき，第１順位の抵当権を設定することを約した。

第４条　各所有名義人は，後記建物の保存登記完了後，甲がすみやかに抵当権設定登記手続きをすることができるよう甲に協力するものとする。

第５条　各所有名義人は，後記建物について，甲の承認する保険会社と借入金の130パーセントに相当する金額以上の額を保険金とする火災保険契約を締結して債務完済のときまでこれを継続し，その保険金請求権のうえに甲のために質権を設定し，保険証券を甲に交付することを約した。

第６条　本契約に基づく訴訟については，第１目録記載の裁判所を管轄裁判所とすることに当事者は合意した。

記

不動産の表示（設計図面による）

所　　在
種　　類
構　　造
床 面 積
昭和　　年　　月　　日

連帯保証人
住　　所
職　　業
氏　　名　　㊞

年　　月　　日　生

（以下連帯保証人全員記入）

所有名義人
住　　所
職　　業
氏　　名　　㊞

年　　月　　日　生

（以下所有名義人全員記入）

債　務　明　細　書

１　債　権　者　郵政省簡易保険局長
１　債　務　者　第１目録に表示のとおり
１　貸借の日　昭和　　年　　月　　日
１　債務の内容

債務者　　ほか　　名は，いずれも簡易生命保険の契約者であって，その被保険者相互の共同利益をはかるため，　　を計画し，その　　金調達のため，　　を結成し，その代表者を　　と定め，簡易生命保険約款第124条の２による団体貸付の方法により債務者各自の契約せる簡易生命保険契約（第１目録の各債務者名下に表示する記号番号の契約）を基礎として合計金　　円也を借り受けた共同債務のうちの債務者各人の借受負担する債務にして，その額は，第１目録記載の各債務者の頭書の債務金額とする。

１　借入金に対する利息は，年６パーセント，月をもって計算するものとし，各年分の利息は借入金完済まで元金弁済のつど支払うものとする。

２　借入金は，債務者各自が昭和　　年　　月末日までに完済するものとし，これを５回に分け，本証書末尾添付第２目録記載のとおり第１回は昭和　　年　　月末日，第２回は昭和　　年　　月末日，第３回は昭和　　年　　月末日，第４回は昭和　　年　　月末日，第５回は昭和　　年　　月末日までに各自の負担する債務額をそれぞれの期限までに代表者　　に支払い，同代表者においてとりまとめのうえ，弁済するものとする。

3　前項の弁済期限が到来する前において各債務者の前示保険契約が消滅したときは，その保険契約を基礎とする債務のみは，そのときに弁済期が到来したものとする。

4　最終弁済期限の到来後なお未弁済元金があり，２か月を経過してもその弁済をしない場合には，前示利息のほかに未弁済元金額100円またはその端数につき，遅滞期間が１年以内のときは金２円，２年以内のときは金４円，３年以内のときは金７円，４年以内のときは金10円の遅滞金を支払うものとする。

5　借入金，利息および遅滞金の支払場所を　　県　　郵便局とする。

6　左の各号に記載する事項を含め，この契約に違反したときは，各債務者は期限の利益を失い，未弁済の元利金を一括して弁済しなければならない。

(1)　各債務者が借入金を目的外の用途に使用したとき。

(2)　各債務者が借入れに関し，または借入後甲に対し不実の申し出もしくは報告をなし，もしくは必要な報告を怠ったとき。

様式３

決　　議　　書

私等本決議書末尾記載の各債務者（以下「各債務者」という。）は，郵政省簡易保険局長（以下甲という。）から昭和　　年　　月　　日団体貸付の方法により借り受けた債務に伴ない，次のとおり決議した。

1　各債務者が各債務者の中から選んだ　　（以下「各所有名義人」という。）が，当該団体貸付にかかる借入金によって建設する後記建物（以下「建物」という。）についての所有名義人として登記すること。

2　各所有名義人が当該団体貸付にかかる債務の担保に供するため，建物について甲のために第１順位の抵当権を設定すること。

3　各所有名義人が，建物について，甲の承認する保険会社と借入金の130パーセントに相当する金額以上の額を保険金とする火災保険契約を締結し，甲のために当該保険金請求権のうえに質権を設定すること。

記

不動産の表示（設計図面による）

所　　在

種　　類

構　　造

床　面　積

昭和　　年　　月　　日

債　務　者

住　　所

氏　　名　　㊞

（以下債務者全員記入）

別紙乙号

簡易生命保険契約者団体貸付に伴う公正証書作成嘱託委任状の様式について

本年１月12日付郵保資第１号をもって照会にかかる標記については，貴職案のとおりでさしつかえないものと考えます。

おって，この旨法務局長及び地方法務局長に通知したので，申し添えます。

40　文部省共済組合の貸付業務に関する公正証書作成の代理嘱託並びに不動産登記の代理申請について

（昭46.5.19文管福100号文部省管理局長照会）

（昭46.9.2民事甲2849号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）共済組合運営規則に，支部長及び所属所長は，公正証書作成嘱託又は不動産登記の申請につき代理権限を有する旨定められている場合には，当該運営規則の写しの提出をもって委任状の提出に代えることができる。

（通達）標記について，文部省管理局長から別紙甲号のとおり照会があり，別紙乙号のとおり回答したから，了知のうえ，その取扱いに遺憾のないよう貴管下公証人，公証事務を取扱う法務事務官及び登記官に周知方しかるべくとりはからわれたい。

別紙甲号

このたび文部省共済組合においては，昭和46年５月４日付け文部省告示第134号（同日付け官報登載）により，文部省共済組合運営規則を改正し，下記の条項を追加しました。

ついては，組合の業務執行にかかる公正証書作成の嘱託手続及び不動産に関する登記の申請手続において，代理権限を証する書面として委任状に代えて当該運営規則の写しを添付したいと考えております。

このような方法で差し支えないかどうか貴見をうけたまわりたくお伺いいたします。

なお，差し支えない場合は，法務局および地方法務局への周知方よろしくお願いいたします。

記

文部省共済組合運営規則第５条の２

支部長又は貸付経理を設けている所属所の長は，定款第18条第３号に規定する事業に係る業務を執行するため，公正証書の作成の嘱託及び不動産に関する登記の申請について，組合の代表者たる文部大臣を代理する。

２　支部長又は貸付経理を設けている所属所の長は，前項の代理事項を処理するため，復代理人を選任することができる。

（参考）

文部省共済組合定款

第18条　組合は，法第98条第１項の規定により，次の各号に掲げる福祉事業を行なう。

１　組合員の保健，保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

２　組合員の利用に供する財産の取得，管理又は貸付

３　組合員の臨時の支出に対する貸付

４　略

別紙乙号

本年５月19日付文管福第100号をもってご照会にかかる標記については，貴見のとおり取り扱ってさしつかえないものと考えます。

なお，右により支部長若しくは貸付経理を設けている所属所の長又は復

代理人が公正証書の作成嘱託又は不動産に関する登記の申請をする場合には，左記の書類を提出されるよう配意願います。

記

１　代理事項（復代理人については選任事項を含む。）を記載した共済組合運営規則（以下「運営規則」と略称）の写し，所属所の長については，このほか，当該所属所に貸付経理が設けられていることを証する共済組合代表者の書面

２　支部長については，任命に関する共済組合定款（以下「定款」と略称）の抜すい，所属所の長については，任命に関する定款及び運営規則の抜すい。

３　公証人法第31条及び第32条の規定により，当該支部長又は所属所の長の印鑑証明書を提出する必要がある場合には，文部大臣の作成にかかる印鑑証明書。

41　公証事務の取扱いについて

（昭50.9.13総3161号名古屋法務局長照会）

（昭50.10.27民一6313号民事局長回答）

（要旨）委任状用紙の印刷と共に代表取締役印をも印刷した用紙を，代理権限を証すべき証書の原本として取扱うことは相当でない。

（照会）標記の件について，別紙のとおり愛知公証人会長から照会がありましたところ，当職としては，印刷された印影が委任状の真正であることを証明するため提出される印鑑証明書の印影と符合するときは，適法なものとして受理して差し支えないと考えますが，いささか疑義がありますので，何分の御指示を賜りたくお伺いします。

別紙

左記事項につき何分の御指示をお願いします。

契約内容が定型的な公正証書作成受託の際，嘱託人より提出された委任状に，委任状用紙印刷の際契約内容と共に会社名，代表者氏名の外に捺印欄に代表取締役印をも印刷してある委任状を適法なものとして受理して差し支えないか。

印刷の印影は法務局発行の印鑑証明書に押捺された印影と符合する。

（回答）９月13日付け総第3161号をもって照会のあった標記の件については，所問の委任状をもって，公証人法第32条第１項に定める代理権限を証すべき証書の原本として取扱うことは相当でないと考える。

6　第三者の許可・同意

1　第三者ノ許可同意ニ関スル件

（明41.5.4宮崎公証人広木幹照会）

（明42.7.21民刑623号民刑局長回答）

（要旨）許可又は同意を与えるべき第三者が嘱託人となり許可又は同意した旨を陳述し，これを証書に作成したときは，別にその証明書の提出を要しない。

（照会）第33条ニ於テ「第三者ノ許可又ハ同意ヲ要スヘキ法律行為ニ付公証人証書ヲ作成スルニハ其許可又ハ同意アリタルコトヲ証スヘキ証書ヲ提出セシメ其許可又ハ同意ヲ証明セシムルコトヲ要ス」トノ規定有之候処若シ其許可又ハ同意ヲ証スヘキ者カ証書ノ嘱託ニ参加シテ許可又ハ同意ヲ為シタル旨ヲ陳述スル場合ハ其陳述ヲ証書ニ記載シ而シテ列席者トシテ之ヲ読聞カセ且署名捺印セシメ以テ同条ノ証書ニ代ヘ差支ナキ義ニ候哉

（回答）貴見ノ通但許可又ハ同意ヲ与フル者ハ嘱託人トシテ参加スヘキモノトス許可ノ陳述ヲ為シタル者ヲシテ嘱託人トシテ署名捺印セシムルコトヲ要シ別ニ許可アリタルコトヲ証スヘキ証書ノ提出ヲ要セス（明42.10.6大阪公証人古宇田義鼎照会，同10.21民刑167号民刑局長回答）

2　町村会ノ決議其他特別授権ニ関スル件

（明42.7.9長野地裁所長照会）

（明42.7.30民刑704号民刑局長回答）

（要旨）町村会の決議その他特別授権のあったことは，嘱託の際に証明させることを要する。

（照会）町村会ノ決議ニ基キ町村長カ法律行為ヲ為ス場合其他特別授権ニ因ル場合ニハ町村会ノ決議其他特別授権ヲ証明セシムヘキヤ

（回答）貴見ノ通

3　謄本ニ認証ヲ与フル場合ノ許可，同意ノ証明ニ関スル件

（明42.7.9長野地裁所長照会）

（明42.7.30民刑704号民刑局長回答）

（要旨）第三者の許可，同意を要する法律行為に関する私署証書の謄本に認証を与える場合には，その許可，同意があったことを証明させなくてはならない。

（照会）私署証書ノ謄本ニ認証ヲ与フル場合ニ於テ第三者ノ許可同意ヲ要スル法律行為ニ関スルトキハ其許可同意アリタルコトヲ証明セシムヘキヤ

（回答）貴見ノ通

4　許可又ハ同意ヲ与ヘタル第三者ニ関スル件

（明42.8.9宮崎公証人広木幹照会）

（明42.9.6民刑925号民刑局長回答）

（要旨）１　法定代理人の行為につき同意を与えた親族会の各会員は，法第36条第５号の第三者にあたる。

２　同号の第三者の表示として，公法人の行為につき許可又は同意を与えた者が監督官の場合にはその職務及び氏名を記載すれば足り，府県会，郡会，市町村会，府県参事会，郡参事会等の場合には某府県会某県参事会等と記載すれば足りる。

（照会）第36条第５号ノ同意又ハ許可ヲ与ヘタル第三者中ニハ法定代理人ニ対スル特別授権機関タル親族会議ハ包含セサル義ト心得可然候哉（但第33条ニ依リ同意アリタルコト証明ヲ要シ且第36条第５号ノ記載「証明書提出ノ旨其他」ヲ為ヘキハ勿論ナルモ其住所職業氏名年齢等ノ記載ハ要セサルヘシ）若シ右ヲ包括スルモノトスレハ公法人ノ代表カ其法人ヲ代表シテ私法上ノ行為ヲナシ証書ノ作成ヲ嘱託スル場合ニハ之レニ対スル授権機関タル議会ノ会員又ハ許可ヲ与ヘタル監督官ノ住所職業年齢等モ記載セサルヘカラサルニ至ルヘク然レトモ右等ノ機関ニ付キテハ其ノ記載ヲ要セサルハ勿論ノ義ト思考致候

（回答）公証人法第36条第５号ノ第三者中ニハ法定代理人ノ行為ニ対シ許可又ハ同意ヲ与ヘタル親族会ノ各会員ヲ包含スヘシ但公法人ノ行為ニ付監督官ノ許可アリタル場合ニ於テハ其監督官ノ職務及氏名ヲ記載スルヲ以テ足リ其住所及年齢ヲ記載スルノ要ナカルヘク又府県会，郡会，市会，町会等ノ決議アリタル場合又ハ府県参事会，郡参事会等ノ決議若クハ許可アリタル場合ニ於テハ第三者ノ表示トシテ某府会，某県参事会等ト記載スルヲ以テ足リ各議員又ハ各参事会員ノ氏名等ヲ記載スルノ要ナカルヘシ

5　第三者ノ資格証明ヲ為ササル場合ニ関スル件

（明42.8.23東京公証人小川正直照会）

（明42.9.14民刑990号民刑局長回答）

（要旨）嘱託人が許可又は同意を与えた第三者の資格の証明書を提出しないときは，公証人はその嘱託を拒むことができる。

（照会）公証人法第33条規定ノ許可又ハ同意者ノ資格（例，夫，親権者，後見人，親族会員タルコト）ヲ特ニ証明セシムヘキ法令上別段ノ規定ナケレハ之ヲ強要スルコト能ハサルヲ以テ是等ノ者カ其証明ヲ拒絶シタル場合ト雖モ公証人ハ同法第３条ニ依リ其ノ嘱託ヲ拒ムコトヲ得サルモノト解シ可然哉

（回答）第三者ノ許可又ハ同意ノ証明中ニハ其第三者ノ資格ノ証明ヲモ包含スヘキニ付嘱託人第三者ノ資格ノ証明書ヲ提出セサル場合ニ於テハ公証人ハ嘱託ヲ拒ムコトヲ得ヘシ

6　資格証明並其証明書ノ取扱ニ関スル件

（明43.5.16宮崎公証人広木幹照会）

（明43.11.25民刑475号民刑局長回答）

（要旨）許可又は同意をした者の資格は，常に証明することを要し，その証明書は附属書類として公正証書に連綴すべきである。

（照会）公証人法第33条ニ於ケル第三者ノ資格ニ付テハ其証明ヲ要スヘキ明文無之ニ付公証人ハ職務上適宜ノ方法ニ依リ之ヲ確ムルハ勿論ニ候ヘ共強テ証明書ノ提出等ヲ要求スルヲ得ス就テハ左ノ如ク取扱可然候哉

１　公証人ニ於テ其資格者ナルコトヲ熟知スル者ニ付テハ許可又ハ同意アリタルコトヲ証スヘキ適法ノ証書ヲ提出セシムルニ止ム

２　前項以外ノ者ニ付テハ前項ノ証書提出ノ外許可又ハ同意者ノ資格ヲ呈示セシメ公証人ニ於テ其資格ヲ認メタル上之ヲ還付ス

（回答）許可又ハ同意アリタルコトヲ証スヘキ証書ハ其許可又ハ同意アリタルコトノ外許可又ハ同意ヲ為シタル者ノ必要ノ資格ヲモ証スルモノナルヲ要スルハ勿論ノ義ニ付公証人ニ於テ其資格者ナルコトヲ熟知スル場合ト雖モ仍ホ其証書ヲ提出セシムルコトヲ要ス而シテ其証書ハ附属書類ト連綴スヘキモノナレハ之ヲ嘱託人ニ還附スルコトヲ得ス

7　第三者ノ同意書ニ関スル件

（明44.11.20富山公証人赤松小一郎照会）

（明45.2.9民事1146号民事局長回答）

（要旨）数個の法律行為につき，同時に各別に証書を作成する場合，第三者の同意を証する書面は各別に提出させるべきである。

（照会）嘱託人ノ法定代理人カ第三者ノ同意アリタルコトヲ証スル証書ヲ提出シ其ノ同意ヲ証明シタル該同意証書ニハ各別ノ法律行為数個ヲ列記シアリテ同意ノ趣旨ハ法定代理人カ其内ノ或ル法律行為ノミニ付同時ニ公正証書ヲ作成スルコトヲ要スルニ在リ而シテ法定代理人ハ比ノ１通ノ同意証書及ヒ同意者各自１通ツツノ印鑑証明書ヲ提出シ其ノ同意ヲ証明シテ同時ニ此ノ各別ノ法律行為数個全部ニ付キ公正証書ノ作成ヲ嘱託シタリ此場合ニ於テハ１通ノ同意証書ニ依リ同時ニ数個全部ノ法律行為ニ付キ明カニ其ノ同意ヲ証明セシメタルモノニシテ公証人法第33条ノ要件ヲ欠如セルモノト断スヘキニアラスト雖モ同法第41条ノ手続ヲ為ス上ニ於テ支障ヲ生スルニヨリ必ス同時ニ各別ニ作成スル公正証書１件毎ニ各別２名ノ同意証書１通ツツヲ提出セシムルコトヲ要スヘク其ノ同意証書ニ付キ公証人法施行細則第19条第２項（現施行規則第14条）ニ準シタル取扱ヲ為スコトヲ得サル儀ト心得可為哉

（回答）　貴見ノ通

8　許可同意ニ関スル件

（大4.7.13甲府公証人志郡亮平照会）

（大4.8.6民1197号法務局長回答）

（要旨）法律行為につき許可又は同意をしたことの陳述をすることを委任された者の陳述により公正証書を作成することはできない。

（照会）許可又ハ同意ヲ要スヘキ法律行為ヲ為スニ際シ（夫若クハ）親権ヲ行フ父母カ其行為ヲ許可又ハ同意スヘキコトヲ委任スルニアラスシテ其行為ニ許可又ハ同意ヲ為シタルニ付単ニ之カ陳述ヲ為スコトヲ委任シ得ルヤ

（回答）問合面ノ如キ委任ヲ受ケタル者ノ陳述ニ因リ公正証書作成スルコトヲ得ス

9　許可同意ノ証明ニ関スル件

（大6.10.22広島公証人岩佐樟坪照会）

（大6.11.9民2118号法務局長回答）

（要旨）嘱託人が代理権限又は許可同意を証すべき証書を提出しないときは，嘱託を拒絶すべきであって，他日追完する条件で証書を作成することはできない。

（照会）卑職伏言公証人法第32条第33条ノ法文解釈ニ付下記甲乙両議アルコトヲ近頃聞知致候敢テ所信ナキニハアラサルモ此両議ノ取捨如何ハ職責上ニ重大ノ関係有之候ニヨリ慎重ノ研究ヲ要スヘキコトト奉存候因テ左ニ問題及面議ノ大意ヲ述ヘ御指令奉仰候

問題　法律行為ノ公正証書作成ノ嘱託人カ或ハ代理人ナル場合ニ代理権限ヲ証明スヘキ適法ノ証書ヲ提出セス或ハ第三者ノ許可又ハ同意ヲ要スヘキ場合ナルニ許可又ハ同意ヲ証明スヘキ適法ノ証書ヲ提出セサルトキハ公証人ハ絶対ニ其嘱託ヲ拒絶スヘキヤ或ハ公証人法施行細則第11条（現施行規則12条）ニ依リ嘱託人ニ注意ヲナシ其説明ヲ聞キタル後公証人ニ於テ相当ナリト思料シタルトキハ他日追完スヘキ条件ノ下ニ之ヲ受理シ公正証書ヲ作成スヘキヤ如何

甲議　公証人法第32条ノ代理人ノ権限ヲ証スヘキ証書及第33条ノ第三者ノ許可又ハ同意ヲ証スヘキ証書ハ何レモ各同条第1項ニ証書ヲ提出セ

シメ証明セシムルコトヲ要ストアルニ付キ公証人適法ナル証書ノ提出ナキコトヲ発見シタルトキハ其嘱託ヲ拒絶セサル可ラス只右両条共末項ニ欠缺ヲ追完シタルトキハ効力ヲ妨ケラルルコトナキ規定ヲ設ケラレタル所以ハ公証人其不適法ナル点アルコトヲ発見セス誤テ之ヲ受理シ証書ヲ作成シタル場合ニ於テ法律ハ嘱託人ニ同情シテ追完ノ便法ヲ設ケタルニ過キサルナリ若シ其レ追完ヲ条件トシテ之ヲ受理シ得ルモノトセハ代理ノ委任状ナキトキモ之ヲ受理シテ証書ヲ作成スルノ奇観ヲ呈スヘシ且同法第28条第1項ニモ嘱託人ノ氏名ヲ知リ且面識アルコトヲ要ストアリテ追完ノ規定ナキニヨリ同条ニ違反スルトキハ公証人始メヨリ其嘱託ヲ受理ス可ラサルコト勿論ナラン然ラハ其レト同文詞ヲ用ヒ要スト記載アル第32条第33条ノ場合ニ於テ偶々追完ノ規定アルカ為法律ノ要求条件不備ノ儘之ヲ受理シ証書ヲ作成シ得ヘシトナスハ事理ニ適セサル曲論ナリト云フニ在リ

乙議　公証人法第32条第33条ニ何々ヲ要スト記載シタルハ同法第2条ノ公証人ノ作成シタル文書ハ本法及他ノ法律ノ定ムル要件ヲ具備スルニ非サレハ公正ノ効力ヲ有セストノ法文ヲ受ケ当然公正証書ノ効力ヲ発生スヘキ文書ヲ作成スル場合ヲ前提トシテ之ヲ要求シタル条件ト解スヘシ故ニ嘱託人ニ於テ直ニ公正証書ノ効力ヲ発生セシメサルモ可ナリト為ス場合ニ於テ公証人法施行細則第11条（現施行規則12条）ニ依リ注意ヲナシタル後日追完スヘキコトヲ条件トシテ之ヲ受理シ証書ヲ作成スルモ敢テ妨ケナキモノト做ササル可カラス何トナレハ同法第26条第27条ニハ何々云々証書ヲ作成スルコトヲ得ストアリテ厳然禁止セルニ拘ハラス特ニ第32条第33条ニハ文例ヲ異ニシテ何々ヲ要スト記載セルヲ以テナリ若シ甲議ノ如ク均シク禁止ナラシメンニハ立法者何ヲ苦シミテ如此二様ノ文法ヲ用ヒシヤ其理由ヲ解スルコト能サルニ至ルヘシ世豈ニ如是理由アランヤ甲議者曰ク第28条ニ違反シテ作成シタル法律行為ノ証書ハ同条ニ追完ノ規定ナキヲ以テ公正証書ヲ作成セシムルノ要ナカルヘシ然ルニ尚何々ヲ要スト記載シ何々シ得ストノ禁止文ナキヲ以テ見レハ其要スト云得スト云フ文詞ノ差異ハ敢テ重キヲ為スニ足ラスト曰ク否凡法律行為ニ於テ当事者相互ノ知氏名面識ハ其要素ニ

アラス要ハ人違ヒナキコトヲ期スルニ在ルヲ以テ一般的規定トナス故ニ氏名ノ真偽未タ確定セサルノ一事ヲ以テ直ニ証書作成ヲ禁止スルトセハ惹キテ要素ニ瑕瑾ナキ法律行為ヲ禁止スルノ結果トナリ立法論トシテ穏当ナラス何トナレハ若シ之ヲ禁止スルトセハ其禁モ犯シタル証書ハ絶対無効ノ反古紙ニ帰着シ意思表示ナキト等シキヲ以テナリ元来面知氏名面識ハ公正証書作成ノ一要式ニ過キス故ニ此要式ノ欠如ハ要スル公正証書ノ効力ヲ失却セシムルヲ以テ足リ之ヲシテ直チニ其法律行為ノ効力ヲモ併セテ失却セシメ絶対無効ニ帰セシムルハ民法上ノ一般的規定ト矛盾スルヲ免レス是ヲ以テ立法者敢テ之ヲ禁止セス以テ法律行為ノ成立ニ妨ケナカラシメタリ而シテ公証人ハ職トシテ公正証書ヲ作成スヘキモノナレハ公正ノ効力ナキ証書ノ作成ハ之ヲ拒絶スヘキコト固ヨリ其所ナリト雖モ禁止ノ明文ナキニヨリ之ヲ作成シタリトセハ只公証人手数料規則第32条ニ依リ手数料等ヲ徴収ス可ラサルノミ其証書ハ固ヨリ私署証書トシテ完全ナル証拠力ヲ有スルモノトス而シテ公証人法ニ其追完ヲ許ササルモノハ法律行為ノ公正証書ハ私署証書ト異ナリ公証人法第35条ニ依リ嘱託人ノ陳述ヲ録取シテ之ヲ作成スルモノナレハ嘱託人ハ実ニ公正証書作成ノ要素ナリト做ササル可ラサルヲ以テナリ既ニ之ヲ要素トナス以上ハ其欠如ノ際追完ヲ許ス可ラサルコト更ニ多弁モ要セス甲議者曰ク公証人法第32条第33条ニ追完ノ規定アルヲ以テ証書ヲ作成シ得ヘシト做セハ全然委任状ノ提出ナキ場合モ漫然代理人トシテ証書ニ表示スルト奇観ヲ呈スヘシト曰ク然リ之ヲ奇観ナリトハ誠ニ奇観ナリ然レトモ民事訴訟法第70条ニモ委任状ノ欠缺アルトキ追完ヲ条件トシテ訴訟ヲ進行セシムルノ規定厳然トシテ存ス此場合ニ於テハ裁判所ハ口頭弁論調書ヲ作成シ敢テ怪マサルナリ此調書モ亦公正証書ナリ均シク公正証書ニシテ公証人ノミ独リ奇観ナリトシテ其作成ヲ禁止スヘキ理由果シテ正当ナリヤ大ニ疑ヒナキ能ハス甲議者曰ク公証人法第32条第33条ノ追完ヲ許シタルモノハ元来証書ノ作成ヲ禁止セラレタルモノナルモ公証人誤テ之ヲ受理作成シタル上ハ嘱託人ニ同情シテ其追完ヲ認メタルノミト曰ク此説ハ甚タ巧妙ナルニ似タルモ亦思ハサルノ甚シキモノナリ如此解スルトキハ公証人ノ注意疎密

如何ニ因テ公正証書ヲ作成シ得ルト否トノ区別ヲ生シ公証人書類ノ調査如何ニ因リ一ハ条件付公正ノ効力アル証書ヲ得他ハ此証書ヲ得サルノ差異ヲ醸ス画一ヲ主義トスル公証人法ニシテ豈如此偏頗ノ規定ヲ設クルノ理由アランヤ

要之甲議ハ法律行為ノ成立条件ト公正証書ノ発効条件トヲ混同シ何々ヲ要ストノ法文ニ拘泥シテ他ヲ顧ミルノ遑ナク遂ニ不法ノ論決ヲ為スニ至リタルモノナリト云フニ在リ

前記両議ノ是非果シテ如何卑職ハ乙議ヲ相当ナリト思料スル者ニ候ヘ共甲議ハ有力者ノ唱道スル所ニシテ卑職殆ト其取捨ニ迷ヒ申候依テ茲ニ状ヲ具シ奉稟伺候翼クハ可成速ニ御指令奉願候以上

（回答）本月22日附稟伺ニ係ル公正証書作成ニ関スル疑義ノ件公証人法第32条第１項ノ場合ニ於テ代理人カ代理権限ヲ証明スヘキ証書ヲ提出セス又ハ同法第33条第１項ノ場合ニ第三者ノ許可又ハ同意ヲ証明スヘキ証書ヲ提出セサルトキハ公証人ハ其嘱託ヲ拒絶スヘク他日其ノ欠缺ヲ追完スヘキ条件ノ下ニ公正証書ヲ作成スルコトヲ得サル儀ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

10　公証事務取扱に関する件

（昭28.10.1民事甲1333号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）１　株式会社の代表取締役が自己の債務につき会社を代表して連帯保証をし，又は会社所有の財産を担保に供するには，取締役会の承認を要する。

２　右承認は，第三者の許可又は同意に該当する。

３　右承認については，法第36条第５号により証書に記載する。

４(1)　取締役会の議事録の謄本は，第41条但書により公正証書に連綴する。

(2)　取締役会の議事録は，出席取締役の印鑑又は署名に関する官公署の証明書を提出させてその真正なことを証明させる。

(3)　第36条第５号による承認者の記載は単に会社の本店と何々株式会社取締役会と表示すれば足りる。

(4)　右(2)の取締役については，商業登記簿謄抄本を提出させて資格を証明

させる。

（注）昭40.6.30民事甲1710号民事局長回答により取締役会の議事録の写の真正なることを証明する者は代表取締役で足りることとなった。なお現行制度上，登記所は会社の平取締役の印鑑の登録証明事務を取扱わないこととなっている（商業登記法20条，17条２項）

（通達）標記に関し，別紙甲号のとおり東京公証人会々長から照会があったので，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴局所属公証人に周知方しかるべく取り計らわれたい。

別紙甲号

別紙の通り高野会員から何がありましたので貴局の御意見拝承いたしたく至急何分の御回示を御願い申上げます。

別紙

公証事務取扱上の疑に対する指示りん請

左記事項に関し公証事務取扱上疑義がありますので至急何分の御指示を頂きたくよろしく御願します。

第１　株式会社の代表取締役が自己個人の債務につき会社を代表して連帯保証をなし，或は会社所有の財産に抵当権の担保物権を設定するには商法第265条に依り取締役会の承認を要するや。

この問題については消極積極の両説がある。

１　消極説　商法第265条はその法文の示す如く会社の取締役と会社との利益相反行為につき取締役会の承認を必要とするものである。然るに本問の場合における連帯保証行為若しくは担保権設定の契約は何れも会社と債権者間の契約であって取締役個人と会社間の取引でないから商法第265条に該当しない，従って取締役の承認を要しない。

２　積極説　本問題の場合，会社の債務保証行為若しくは担保権設定行為は表面的形態においては取締役個人と会社との直接的法律行為ではないけれども，商法第265条は取締役個人と会社との利害相反の取引につき取締役がその優越的地位を利用して自己に有利な条件をもって取引をなし会社に損害を蒙らしめるおそれあることを慮り，取締役の専横を抑止し会社の利益を保護するため取締役の権限に一種の制限を

加えたものである。然るに消極説の如く取締役が単に自己個人の債務に会社をして保証させ或は会社の財産に担保権を設定するが如きは，間接的ではあるが取締役の専横を許し会社に不利益を蒙らせ，会社の利益保護に欠くる結果を招来し商法第265条が庶幾する目的精神の達成は遂に望み得ないことになるであろう，又これを経済的効果より観れば取締役個人が会社と直接取引して会社に損害を与えるのと毫も異る所がない，故に商法第265条の目的精神を類推拡張して本問の如き場合には取締役会の承認を必要とする。

参　考

小職は積極説を正当と思料する。

第２　右積極説の如く取締役会の承諾を要するとせば(イ)右承認は公証人法第33条の第三者の許可又は同意に該当するか如何か。

この点についても甲乙両説がある。

甲説　（消極）取締役会は会社内部の一機関，換言すれば同一人格内の一構成機関に過ぎない，会社に対する関係においては第三者的地位を有しない，未成年者に対する親権者又は後見人の関係とは異る。故に取締役会の承認は第三者の同意又は許可に当らない。

乙説　公証人法第33条の第三者は甲説の如く狭義に解すべきではなく，第三者の同意又は許可を必要とした法令の精神目的を考慮して広義に解すべきものである。従来の訓令回答は，市町村の理事者が一定の法律行為を為すには市町村議会の同意を必要とする場合，その同意又は許可は等しく同一法人格内の一機関である議会の同意又は許可であるが公証人法第33条の第三者の同意又は許可に該当すると解釈している。

故に取締役会の承認は会社内部機関の意思表示ではあるが会社の業務執行者である取締役に対しては取締役会を第三者とする方が立法の精神より見て正当である。

参　考

小職は乙説が正論であると思料する。

第３　若し前記の如く取締役会の承認が第三者の許可又は同意に該当するとせば，公証人は公正証書作成に際し公証人法第33条第36条第５号の手

続を為すべきものと思料するが如何。

第４　右手続を採るべきものとせば，取締役会は人格を有せず従って住所，職業，氏名，年令，印鑑がない，又名称事務所がなく署名することも不可能である，公正証書に如何なる範囲程度に表示記載すべきか。

１　取締役の承認決議書は通常会社に保存することに定款で定めているから，一応その原本を提出させて承認事項を証明させ，公証人法第41条によりこれを嘱託人に還付し，その謄本を提出させてこれを公正証書に連綴すべきか。

２　承認決議書は多くの場合私署証書であるから，官公署の作成した印鑑又は署名に関する証明書を提出させて決議書の真正を証明させなければならないが，取締役会自体には印鑑，又は署名がない。従って，法第33条２項，第32条第２項による決議書の真正を証明させることが出来ないから，この手続を採らなくともよいのか或は，取締役会の構成員である取締役の印鑑又は署名に関する官公署の証明書を提出させて承認決議書の真正を証明させるべきか。

３　公証人法第36条第５号による記載は，単に会社の本店と何々株式会社取締役会と表示すれば足るか。或は何何会社取締役会として次に出席した各取締役の氏名をも表示し，これに各その住所，年令，職業を表すべきや。

４　なお右取締役が真実その会社の取締役であるか否か確むるためこれを証明するに足る商業登記簿謄本を提出させる必要があるか。

別紙乙号

７月13日付をもって照会にかかる標記について左記のとおり回答する。

記

第１，第２，第３　積極に解する。

第４　１　「取締役の承認決議書」とあるのを「取締役会の議事録」とする外は，貴見のとおり。

２　「承認決議書」とあるのを「取締役会の議事録」とする外は，後段貴見のとおり。

３　前段貴見のとおり。

４　商業登記簿の謄本又は抄本を提出させるのが相当である。

7　原本還付

1　公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件

（昭24.5.30民事甲1282号各司法事務局長あて民事局長通達）

（通達）公証事務に関しては，公証人法等の一部改正並びに公証人審査会令，公証人身元保証金令，公証人法施行規則及び確定日附簿及び日附印章調製規則の制定により本年６月１日より相当広範囲に改正されることとなったから，その取扱については，右諸法令の外，左記に準拠し，万遺憾なきを期するとともに，所属公証人に対してもその周知徹底を図らわれたい。

右通達する。

記

１から３まで　略

４　公証人法第41条第１項の規定により原本の還付が認められた趣旨は，官公署の許可書のようにその数通を得ることが困難なものについて特に当事者の便宜を図ったものであるから，委任状又は印鑑証明書のような書面については，特段の事情のない限り，これを許すべきではないこと。

５から17まで　略

2　公証人役場に提出する公庫登記簿抄本について

（昭28.1.7住公発一住宅金融公庫副総裁照会）

（昭28.2.5民事甲162号民事局長通知）

（要旨）代理（代表）権限を証する登記簿抄本は，法第32条第１項により嘱託の都度提出しなければならないが，原本の還付を請求することができる。

（通知）標記に関し，別紙甲号のとおりの住宅金融公庫副総裁の照会に対し，別紙乙号のとおり回答したから，参考までに通知する。

別紙甲号

住宅金融公庫においては，貸付資金に係る債権の確保を期するため債務者と公正証書による債務弁済抵当権設定契約を締結しているが，今回当公庫高松支所から別紙のような照会があり，当公庫の取扱をなるべく統一致

したいので，これが方法につき，可然御教示賜りたい。

別紙

公証役場に提出の公庫登記簿抄本について

標記については従来公証人役場との交渉により同一役場に対しては一通提出すれば６か月間有効のことに了解済となっていたのであるが，一部公証人役場（松山地方法務局所属公証人○○○○役場）に於ては，過日法務局関係の査閲を受けた際この点を注意されたため，別紙写質疑応答書（略）の通り今後１回毎に１通を必要とする旨要求があり，他の３県と取扱が異っているので，当所としては管内４県の遣り方を統一致したいと思料するから，法務省当局より松山地方法務局に対し特別取扱方の依頼状を発する等の交渉方御配慮煩し度い。

別紙乙号

客月７日付住公発第１号をもって照会に係る標記については，嘱託の都度代理権限を証する登記簿抄本を添付しなければならないことは，公証人法第32条第１項によって明らかであるが，同法第41条の規定により，嘱託人は，付属書類の原本の還付を請求し得ることになっているから，後日再び当該登記簿抄本を使用する必要があれば，その都度還付を受けて，他日の嘱託の際使用するよう取り扱われたい。但し，この場合にも，作成後６か月を経過した登記簿抄本は，使用しないこととされたく，念のため甲し添える。

3　公正証書に添付する資格証明書の原本還付について

（昭29.10.9総224号東京法務局長照会）

（昭29.10.25民事甲2240号民事局長通達）

（要旨）法人の代表者の資格証明書は，原本を還付することができる。

（通達）標記に関し，別紙甲号のとおり東京法務局長から照会があったので，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴局所属公証人に周知方しかるべく取り計らわれたい。

別紙甲号

嘱託人から，公正証書に添付する法人代表者資格証明書原本の還付請求

があったときは，公証人法第41条但書の規定によって，これに応ずることができるものと考えられますがいかがでしょうか，お伺いいたします。

別紙乙号

本月９日付総第224号をもって照会にかかる標記については，貴見のとおりと考える。

4　印鑑証明書の原本還付について

（昭31.7.2富山地方法務局長電信照会）

（昭31.7.26民事局長電信回答）

（要旨）印鑑証明書は，原本を還付することができる。

（照会）昭和29年５月13日法務省民事甲第977号通達（法32条21）により公証人が委任状原本を還付するときは印鑑証明書も還付出来るものと思料しますが如何でしょうか，御意見お伺いいたします。

（回答）電照の公証事務取扱については，印鑑証明書についても，公証人法第41条により原本還付ができるものと解する。

5　印紙税法等に関する疑義について

（昭37.5.7民事（一）発251号新潟地方法務局長あて民事局第一課長通達）

（要旨）印鑑証明書についても原本還付の手続をすることができる。

（通達）別紙（略）のとおり株式会社○○○代表取締役○○○から照会があったので，貴局において処理されたい。

なお，本件照会については左記のとおり考えるから参考とされたい。

記

１　略

２　印鑑証明書についても原本還付の手続をすることができる。

印鑑証明書の原本還付のために提出する謄本における印鑑の表示については，当該印鑑を押捺するのが相当である。

（照会）左の件について何分の御見解を賜わりたく御願い申上げます。

１　略

２　新潟公証人役場は印鑑証明書の原本還付は出来ない。との見解であり

ます。しかし昭和34年12月１日民事甲第2742号通達は登記に関してでありますが，還付出来るとの事であり，公正証書についても同様と考えますが如何でしょうか。

3　又，右通達は，謄本に同一の印を押してある場合のみが出来るのであり，単に印とした場合は出来ぬ。との趣旨でなく，同一の印を押してない場合の事には判断をしていないと考えますが，単に印とした場合でも同一の印鑑を押した場合でも法的には，証明されていないのであるから，何れも謄本としての効力しかない事。又，通常印鑑証明書は委任状と照合するのでありますが，何れもその原本と原本とを照合し，委任状の原本と印鑑証明書の謄本とを照合するものでない事。又，委任状の原本を還付してしまって後に委任状謄本に㊞とあるのに印鑑証明書の謄本にのみ同一の印が押してあっても意味がない事。等の理由から，単に㊞とある謄本でも何ら差支えないと考えますが如何でしょうか。

２の場合に関連しておたずね申上げます。又，登記の場合は如何でしょうか。

6　公証人法第32条第２項の規定により提出される印鑑証明書の原本還付について

（昭51.1.17総154号福岡法務局長照会）

（昭51.2.17民一1495号民事局長回答）

（照会）　公証人法第32条第２項による印鑑証明書について原本還付のために提出する謄本は，陽画写真で印影が鮮明に写出され同一性が確認できる場合は，当該印鑑を謄本に押捺する必要はないと思考しますが，いささか疑義がありますので，何分の御指示をお願いします。

（回答）１月17日付け総第154号をもって照会のあった標記の件については，貴見のとおり処理して差し支えないものと考える。

8　利　息

1　公正証書ノ効力ニ関スル件

（明43.2.15高松地裁所長照会）

（明43.8.5民刑137号民刑局長回答）

（要旨）１　利息制限法の規定を潜脱する目的でした仮装の賃貸借契約は無効である。

２　競売期日の公告をせずに競売手続を完結すべき旨の契約は，公の秩序に反する無効の行為であるから，執行官はもちろん，当事者もこれに拘束されない。

（照会）１　動産賃貸借証書ニ賃借人カ賃借物ノ返還ヲ遅延シ若クハ之ヲ拒ミタルトキハ賃貸人ハ返還ニ代ヘ（「返還ニ代ヘ」トノ文字ヲ「賃貸物ノ所有権ヲ抛棄シ云々」ト書換ヘタルモノアリ）金幾100円ヲ請求スルコトヲ得ヘク賃借人ハ其金額ニ付キ強制執行ヲ受クヘキコトヲ約諾シタルモノアリ然レトモ賃借物ノ返還ヲ遅延シ若クハ之ヲ拒ムトキハ相当ノ手続ニヨリ権利ノ救済ヲ求ムヘク若シ損害ヲ生シタルトキハ之ヲ賠償セシムルコトヲ得ヘシ本契約ノ如キハ高利貸債権者カ債務者ニ一定ノ金額ヲ給付シ其所有動産ヲ買取スルト同時ニ之ヲ債務者ニ賃貸シ一定ノ賃料ヲ収メ期限ニ至リ先ニ給付シタル基本金ヲ取戻サン為メノ手段ニ出ツルモノニシテ契約ノ内容甚タ不穏当ナルノミナラス賃借人ヲ強制シテ賃借物ヲ買取セシメ其代金ニ対シ強制執行ヲ為サントスルモノニシテ不法ノ契約タルヲ免カレサルカ如シ右ノ契約ハ果シテ効力アリヤ否ヤ

２　一定ノ金額ノ支払ヲ目的トスル請求ニ付キ作成シタル公正証書ニ債務者ヲシテ債務ノ履行ヲ怠ルトキハ強制執行ヲ受ケ即時競売セラルヘキコトヲ約諾セシメ他日債権者ハ執行文ノ付与ヲ受ケ執達吏ニ委任シ債務者ノ動産ヲ差押フルト同時ニ公告ヲモ為サス直ニ競売シ其代金ヲ取得スルコトアリ畢竟高利貸カ強制執行ニ際シ他債権者ノ配当要求ヲ避ケントスル手段ニシテ競売ノ日時場所ヲ公告セサルヲ以テ競売申出人僅少ニシテ競売価額ヲ適当ニ競リ上クルコトヲ得ス然レトモ（旧）民事訴訟法第575条但書ニハ利害関係ノ合意ニ依リ競売期日ヲ短縮スルコトヲ許シ殊ニ同条但書ニ依レハ腐敗シ易キ物ノ換価ニ付テハ公告ヲ為スナキコトアルヘケレハ利害関係人ノ合意アルトキハ公告ヲ為サス差押物ヲ即時競売ニ付スルコトヲ得サシメサルヘカラス又期日短縮ノ合意ハ予メ許ササル性質ノモノニアラサルニ付右ノ如ク公正証書ヲ以テ合意スルトキハ有効ト為ササルヘカラサルカ（競

売完結前執行力アル正本ニ依リ配当ヲ要求スル債権者ヨリ法定期間ノ公告ヲ求ムルトキハ右合意ノ無効ナルハ勿論ナリ）他ニ時弊矯正ノ方法ナキヤ

（回答）1　賃貸借契約カ真正ニ成立シタルモノトセハ本問ノ請求ハ損害賠償ノ額ヲ予定シ又ハ違約金ヲ約シタルモノト認ムルヲ相当トスヘキモ金銭消費賃借ノ事実ニ付キ賃貸借契約ヲ仮装シ利息制限法ノ規定ヲ潜脱スルノ目的ヲ以テ為シタル契約ナルニ於テハ其契約ノ無効ナルハ勿論ナリトス

2　有体動産ニ対スル強制執行ハ民事訴訟法ノ規定ニ従ヒ相当ノ期間ヲ以テ競売期日ヲ定メサルヘカラサルモノニシテ差押債権者及債務者間ニ於テ予メ期日公告ヲ為サスシテ競売手続ヲ完結スルコトニ付契約ヲ為スモ其契約ハ公ノ秩序ニ反スル事項ヲ目的トスルモノニシテ素ヨリ其効力ヲ生セサルモノトス従テ執達吏ハ勿論当事者ニ於テモ該契約ニ拘束セラルヘキモノニアラス

2　公正証書ノ効力ニ関スル件

（昭4.9.17東京公証人根本松美照会）

（昭5.2.20民事局長回答）

（要旨）1　利息制限法の制限を超える利息については，証書を作成しないのが相当である。

2　元本に損失をきたした場合又は予定の利益を得なかった場合は，信託の受託者が，これを補顚する旨の契約は直ちに無効ということはできない。

（照会）左ノ事項ニ付公正証書作成ノ嘱託アリタル場合ハ該契約ハ無効若クハ取消シ得可キ法律行為トシテ其証書ノ作成ヲ為ス可カラサルモノナリヤ又ハ適法ノ契約トシテ其証書ヲ作成ス可キモノナリヤ

1　金銭消費貸借ニ於テ利息制限法ノ制限ヲ超過シタル利息ヲ附スル契約ヲ為ストキ

2　信託会社ニ非サル受託者カ委託者ト運用方法ノ特定セサル金銭信託ニ付元本ニ損失ヲ来シタル場合又ハ予メ一定シタル額ノ利益ヲ得サリシ場合ニ於テ之レヲ補顚シ又ハ補足スル契約ヲ為ストキ

（回答）1　利息制限法ノ制限ヲ超ユル利息ニ付公正証書ヲ作成セサルヲ相当トス

2　信託契約ニ伴フ問合面ノ如キ契約ヲ為シタル場合ニ於テ其契約ハ信託法第19条ノ適用上直チニ無効ナリト云フヲ得ス

（同旨）利息制限法ノ利率ヲ超過スル契約ニ付テハ公証人ハ公正証書ヲ作成スルコトヲ得ス（大10.3.4函館公証人横山吉四郎伺，大10.4.18民事第1052号民事局長答）

3　公正証書に現れている金利について

（昭25.6.21公一第1751号長野地方法務局長照会）

（昭25.7.3民事甲1860号民事局長回答）

（要旨）利息制限法の利率を超過する利息については，公正証書を作成することはできない。

（照会）標記の件につき最近当局が調査したところ，管内公証人中別表の如き公正証書を作成している者があり，金利の最高日歩50銭又は月1割5分に及ぶ契約もあるが，公証人が利息制限法を遙かに超ゆる様な公正証書を作成することは，果して差支えないか，どうか疑義があるので一応御意見拝承致し度くお伺い致します。

別表

公正証書に現われている金利の調査

（期間自昭和25年1月至同年5月取扱分）

管　内　合　計　件　数

	利　息	違約損害金
1　金利を日歩で定めたもの		
日歩10銭以上19銭迄のもの	－	－
日歩20銭以上29銭迄のもの	3	8
日歩30銭以上39銭迄のもの	－	3
日歩40銭以上49銭迄のもの	7	3
日歩50銭のもの	－	99
2　金利の利率で定めたもの		
月3分（年3割6分）以上のもの	1	
月6分（年7割2分）以上のもの	－	

月９分（年10割８分）以上のもの　　9
月１割２分（年14割４分）以上のもの　12
月１割５分（年18割）のもの　　72

（回答）客月21日付二公一第1751号を以て照会に係る標記に関し，利息制限法の利率を超過する利息については，公正証書を作成することはできない。右回答する。

4　利息制限法超過の利息について

（昭26.5.16津地方法務局長電信照会）

（昭26.7.2民事甲1390号民事局長回答）

（要旨）貸金業等取締に関する法律により大蔵大臣に受理された業務報告書に記載の利率であっても，利息制限法を超過するものについては，公正証書を作成すべきではない。

（照会）公証事務処理について疑義がありますので照会します。

貸金業等の取締に関する法律（昭和23年170）８条にて臨時金利調整法（昭和23年181）を準用され，昭和23年大蔵省告示第４号をもって臨時金利調整法２条１項の規定に基く金融機関の金利の最高限度が定められている処，最近個人の金融業者より右限度を超えた金利を以て大蔵大臣の認可をうけ，金銭消費貸借公正証書作成の嘱託をされたが，右大蔵省告示の最高限度内の金利に引下げしめますか，或はそのまま受理すべきか差迫った事件がありますので電報にて何分の回答を願います。

（回答）電照の貸金業者の金利に関する件については，左のとおり回答する。

記

貸金業等取締に関する法律第８条の規定は，大蔵大臣が貸金業者の貸付利率等の最高限度を定める必要を認める場合，臨時金利調整法に規定する手続に準じて別個にその定めをすることができる旨の規定であるが，現在その定めをなさず，同法第３条による貸金業による貸金業の届出の際添付すべき業務方法書（同条２項３号，昭和24年大蔵省告示第648号）に貸付利率の最高限度を記載せしめ，記載にかかる利率が妥当と認められるものに限り，届出を受理するという便宜の方法により，実質的な金利の調整を

行っている。しかしながら，貸金業等取締に関する法律は，利息制限法を変更するものではないから，大蔵大臣により届出が受理された場合における右の業務報告書記載限度内の利率であっても，公証人法第26条の規定により，利息制限法に照して無効な利息の定めを内容とする法律行為につき公正証書を作成することはできない。従って同法の制限を超える部分については，証書の嘱託に応ずることができない。

5　利息制限法の制限を超過する金融機関の金利に関する公正証書作成について

（昭27.10.22大阪法務局長電信照会）

（昭27.10.31民事甲562号民事局長通達）

（要旨）臨時金利調整法（昭和22年法律第181号）に定める限度内であっても，利息制限法の制限を超過する利息については，証書の作成嘱託に応ずべきではない。

（通達）標記に関し，別紙甲号の大阪法務局長の照会に対し，別紙乙号のとおり回答したから，貴局管内公証人に対しても右趣旨の周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

利息制限法所定の利率を超過する利息については，公正証書を作成し得ない旨かねて御通達（昭和25年７月３日民事甲第1860号，昭和26年７月２日民事甲第1390号）があり，各その伺の場合については当然のことと考えられますが，右は，金融機関に対しても同様に取り扱うべきものなる旨御指示があった様に聞きますが，果して如何ですか。金融機関については，臨時金利調整法の規定により別に金利の最高限度を決定し得られるから，金融機関が，同法の委任に基いて決定された限度内の利率による定めを内容とする法律行為につき公正証書の作成を委託した場合，公証人は，これに応ずべきものと解するのが相当と考えられ，目下差掛った事件がありますので，電信にて何分の御指示を仰ぎ度く，なお，消極に解すべき御意見の場合は，その理由をも併せてお示し願います。

別紙乙号

電照の金融機関の金利に関する件は，次のとおり回答する。

記

臨時金利調整法第５条は，金融機関の金利の統制を目的とする監督のための規定であって，利息制限法を変更する趣旨に解すべきでないこと貸金業等取締に関する法律第８条と何等異るものではない。従って，所問の場合と雖も，利息制限法の制限を超える部分については，証書作成の嘱託に応ずべきではないと考える。

6　利息制限法の施行について

（昭29.6.2民事甲1137号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（**要旨**）利息制限法（昭和29年法律第100号）の施行に伴う公証事務取扱上の留意事項

（**通達**）去る５月15日法律第100号として利息制限法が公布され，６月15日から施行されることとなったが，同法の運用上左の点に留意すべきものと考えるから，貴管下関係職員及び，公証人にこれを周知徹底させ，事務処理上遺憾のないようにされたい。

第１　利息の約定

１　金銭を目的とする消費貸借上の利息の限度は，新利息制限法の制定により，次のように改正された（第１条第１項）。

元本が10万円未満の場合	年２割
元本が10万円以上100万円未満の場合	年１割８分
元本が100万円以上の場合	年１割５分

利息が右の利率により計算した金額をこえるときは，利息の契約は，その超過部分については無効である。従って，右の限度をこえる利息の約定については，公正証書を作成することができない。

２　第１条第２項は，債務者が利息の限度超過部分を任意に支払ったときは，その返還を請求することができないと定めているけれども，その故に，利息の約定をその超過部分についても遡って有効とする趣旨ではない。超過部分の利息の約定自体は，あくまでも無効である。従って，利息の限度をこえる額を支払った場合には，その超過部分は，

元本債権の存する限り，元本の支払に充てたものとみるべきである。また，同項は，第１項の規定による無効を理由としては，すでに支払ったものの返還を請求することができないことを規定したにすぎない。従って，利息の約定が民法第90条の規定によって無効となる場合も考えられるが（例えば他の法律による罰則に触れる高利の如きは原則として公序良俗に反するものと認められるであろう。），この場合には，既に支払った金額の返還を請求することができるかどうかは，第１条第２項の規定によらず，民法の不当利得に関する規定に従うことになる。

３　本来１件の消費貸借であるにもかかわらず，利息制限法の制限をくぐる目的をもって数件に分割して証書を作成することが考えられる（例えば，100万円の消費貸借を締結するについて，100万円の貸借を１件としてみるときは，年１割５分を利息の限度とするが，これを50万円２口の貸借とするときは，年１割８分まで利息を徴し得ることとなるので，脱法的に50万円２口証書を作成する等）。しかし，元本の金額，従って利率の最高限度は，必ずしも証書面の記載のみによって定まるものではないことに留意を要する。

４　手形の割引は，厳格な意味においては，手形の売買であるから，これについて利息制限法の適用はないが，俗に手形の割引と称するものは，通例手形貸付すなわち消費貸借上の債務の支払のために手形を授受するものであり，いわゆる割引料と称するものが消費貸借上の利息の天引に当る場合が多く，この場合には，利息制限法の適用がある。

第２　準消費貸借及び複利

１　利息制限法所定の制限を超過した利息を消費貸借の目的としたときは，その準消費貸借は無効である。故に，たとえば，証書書換の場合には，従前の債務が制限超過利息か否かを検討しなければならない。

２　一定の時期に利息を元本に組み入れ，更に利息を附する契約，すなわち複利契約は，その利率が制限利率をこえるときは，超過部分につき無効であることは疑いないが，その利率が制限利率をこえない場合でも，１年より短い期間をもって元本に組み入れ，１年の終りには，組

み入れた利息と新元本に対する利息との累積額が，当初の元本に対する制限利息をこえるときは，やはりその複利契約は利息制限法に違反し，その限度において無効となるものといわなければならない。

第3　天引

1　新利息制限法は，新に利息を天引した場合に関し規定を設けた（第2条）。すなわち，利息を天引した場合において，天引額が債務者の受領額を元本と仮定して第1条第1項に定める利率によって計算した金額をこえるときは，その超過部分は，約定の元本の支払に充てたものとみなした。例えば，金100万円の貸借につき期限1年利息年2割と定め，20万円を天引したものとする。受領額は80万円であり，これに対する正規の利率年1割8分によって計算した金額は14万4,000円であり，天引額はこれを5万6,000円だけ超過するから，その金額は約定の元本の支払にあてたものとみなされ，残存する元本は94万4,000円となる。なお，ここにいう天引額とは現実に債務者の自由に使用し得る状態に置かれた金額と約定の元本との差額をいう。

もし，公証人が利息天引の事実を知ったときは，右に述べた計算方法により算出した元本の範囲内でのみ公正証書を作成しなければならない。

2　第2条の規定は，約定利率が利息制限法の制限をこえない場合でも適用がある。　例えば，金200万円を年1割5分で貸付け，30万円の利息を天引した場合でも，この計算方法により元本の支払にあてられた金額を算出しなければならない。

第4　みなし利息

1　金銭消費貸借に関し，債権者が債務者から，元利金の返済の外，受け取った金銭は，礼金，割引金，手数料，調査料その他何らの名義をもってするを問わず，利息とみなされる。しかし，契約の締結及び債務弁済の費用はこの限りではない（第3条）。

2　債権者の受ける元本以外の金銭は，第3条に列挙したものの外，割引料，割増金，担保物実地踏査費用，信用保険料，延期手数料，書換手数料等の名義が用いられ当初に天引される場合が多い。担保物実地

踏査費用その他の調査費は契約が締結されない場合でも，出費すべき費用であって，本来債権者の負担すべきものであるから，これを債務者から受けたときは，利息とみなすべきであって，契約の締結の費用とみるべきでない。

3　債権者が受ける金銭とは，債権者が現実に交付を受けるか，又は，その約定をした金銭をいい，債務者の出費により受けた利益の全部を含むものでない。

4　契約の締結の費用とは，例えば，公正証書作成費用，印紙代，抵当権設定登録税等であって，真実出費したものであることを要する。

第5　賠償額の予定及び違約金

1　賠償額の予定及び違約金に関しては，大きな改正が行われた。第1に，旧法では，賠償額の予定及び違約金は，実損額に比し著しく過大であるときに，裁判所が減額し得るものとしたが，新法では，一律に左の限度をこえてはならないものとされた（賠償額の予定と違約金の定の双方を含むときは，両者を加算したものが，左の限度をこえてはならないこととなる。）（第4条第1項）

元本が10万円未満の場合	年4割
元本が10万円以上100万円未満の場合	年3割6分
元本が100万円以上の場合	年3割

第2に，旧法では，商事に関する賠償額の予定及び違約金については，何等の制限もなかったが，新法では，第1に述べたと同様の制限に服しなければならないこととなった（附則3項）。

2　賠償額の予定（違約金を含む。）は，右に掲げた率をこえたときは，その超過部分につき無効である。従って，右の限度をこえる賠償額の予定については，公正証書を作成することができない（超過部分を任意に支払ったときは，債務者はその返還を請求できないが，その故に無効の契約が有効となるものではないこと，利息の約定の場合と同様である。）。

3　賠約金は，利息制限法の適用上は賠償額の予定とみなされる。従って，違約金は賠償額の予定と全く同様に取り扱ってよいわけであるが，

違約金と賠償額の予定とは合算して同法の制限をこえるかどうかを見なければならない。

償金，罰金，科料，違約罰等の名称を用いても，すべて賠償額の予定とみてよいのである。

4　賠償額の予定が，率をもって定められず，一定の金額で定められることがあり得る。例えば，貸金100万円を期限に返済しないときは違約金として金10万円を支払うことと約する場合である。このような賠償額の予定は，１日でも遅滞すれば，賠償予定額の全額を支払う趣旨と解されるから，これを有効なものとして公正証書を作成することはできない。

第６　施行期日及び経過規定

1　利息制限法は，公布の日（昭和29年５月15日）から起算して１月を経過した日，すなわち，昭和29年６月15日から施行される。

2　この法律の施行前になされた契約については，従前の規定が適用される。すなわち，６月14日以前においては，利息は，旧利息制限法の制限をこえて契約することができない。新法施行前に締結された利息の契約が，新法の制限をこえていなくても旧法の制限をこえているときは，新法施行後その超過部分を目的とする準消費貸借契約につき公正証書を作成すべきでないことは，従前と同様である。

3　この法律の施行後になされた契約について，この法律施行前の契約であるとして公正証書を作成させた場合には，刑法第57条第１項に該当するものと考えられるので，そのような公正証書作成の嘱託には，公証人としては応ずべきでない。この法律の施行前になされた契約について，この法律施行後の契約であるとして公正証書を作成させた場合も同様である。

7　出資の受入，預り金及び金利等の取締等に関する法律の解釈について

（昭29.6.25民事甲1285号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）１　出資の受入，預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和29年法律第195号）は一の取締法規であり，同法第５条の制限内の利率であっ

ても，利息制限法の限度を超過する利息は，その超過部分につき無効である。

2　同法第５条第２項による利息計算に関する期間の特例は，利息制限法には適用されない。

（通達）今般別紙（略）の通り出資の受入，預り金及び金利等の取締等に関する法律及び関係政令が公布されたが，同法第５条はさきに制定にかかる利息制限法と関連があるので，利息制限法の適用に関しては，左記事項に留意されるよう貴管下関係職員及び公証人に周知徹底させ，同法の運用上遺憾のないようにせられたい。

記

1　出資の受入，預り金及び金利等に関する法律（昭和29年６月23日公布法律第195号）第５条の規定の趣旨は，日歩30銭をこえる利息を契約し又は受領した場合に，貸主に対し刑罰を科することにあり，この規定のいかんにかかわらず，利息制限法所定の利息の最高限をこえる利息の契約は，その超過部分はすべて無効であって，ただ日歩30銭以下の契約にあっては，刑罰を科さないというにとどまるのである。

2　出資の受入，預り金及び金利等の取締等に関する法律第５条第２項は，貸付の期間が15日未満であるときは，これを15日として利息を計算するものとするが，利息制限法にあっては，このような特例を認めない。貸付の期間が15日未満であっても，１日は１日として計算する。

3　出資の受入，預り金及び金利等の取締等に関する法律第５条の規定は，10月１日から施行される。

8　旧利息制限法の制限を超える利息の定めある公正証書の執行文付与について

（昭37.8.29総619号津地方法務局長照会）

（昭37.10.13民事甲2950号民事局長回答）

（要旨）旧利息制限法の制限を超える利息の定めある公正証書についても執行文を付与せざるを得ない。

（照会）別紙の金銭貸借契約公正証書に基く金銭債権に対する執行文附与の請

求がありますところ，同証書の元金19万３,000円に対し，「利息は元金100円に付日歩金10銭」と定めた条項は利息制限法所定の利率に抵触するものと考えますが，その儘執行文を附与せざるを得ないものと解してさしつかえないでしょうか何分の御指示を仰ぎたく照会します。

別紙

証書第12077号

金銭貸借契約公正証書

三重県名賀郡名張町大字薦生○番地
貸　　主　○○農業協同組合
三重県名賀郡名張市大字西田原○番地
組合長理事　○　○　○　○
明治○年○月○日生
三重県上野市西町○番地
右貸主代理人
司法書士　○　○　○　○
明治○年○月○日生
三重県上野市愛宕町○番地
連帯借主　○　○　○　○
明治○年○月○日生
三重県上野市愛宕町○番地
連帯借主　○　○　○　○
明治○年○月○日生
三重県上野市忍町○番地
右借主代理人
司法書士　○　○　○　○
明治○年○月○日生

右嘱託者代理人は当職その氏名を知り且つ面識あり右嘱託者代理人は嘱託者より附与せられたる委任状を提出してその代理権限を証明し且つ嘱託者所轄地市町長の作成したる印鑑証明書を提出して委任状の真正なることを証明したり本職は各当事者より聴取したる陳述の趣旨を左に記載する

第１条　貸主○○農業協同組合は連帯借主○○○○，○○○○の間に後記表示の物件を担保として金19万３,000円也を昭和26年６月30日迄貸借することを約したり

第２条　利息は元金100円に付き日歩金10銭と定め６ヶ月毎に６ヶ月分を貸主の住所に持参して支払うこと

第３条　左の各項の一該当するときは催告その他何等の手続を要せず，貸主の任意に於て借主の全債務は勿論之が為に生ずる貸主の損害金及び一切の費用は借主連帯して一時に弁済すること

１　期日に契約の元利金の支払を怠りたるとき

２　本債権を侵害すべき行為ありと債権者に於て認められたるとき

３　他の債務の為財産の差押，仮差押，仮処分等を受くるかその他著しき不信用の行為ありたるとき

４　前項の外本契約条項の１に違背の行為ありたるとき

第４条　本証書抵当物件に対して貸主に通告して承認を得たる外に質権抵当権賃借権その他の権利の設定なきことを確約し尚自後と雖も債務未済中は貸主の承諾を得ずして本貸借の趣旨に違反すべき契約その他の行為をなさざるは勿論抵当物件を売買譲渡一切なさざること

第５条　貸主が担保物件を不足と認めたるときは増担保すること

第６条　借主は不履行の為め抵当権の実行を受くる場合には抵当物件は勿論その他借主の全財産に対しても何等の手続きを要せず直ちに強制執行を受くるも異議なきこと，且つ抵当物件が競売となるときはその物件を総括すると分割するとは貸主の任意たること及び明渡しのときは何等異議を申さざること

第７条　本約定は借主連帯して債務履行のこと

目的物件の表示

三重県上野市愛宕町○番地

１　宅地　144坪６合５勺
同所　○番の○

２　宅地　５坪５合２勺
同所　○番

家屋番号　愛宕町○番

3　木造瓦葺２階建居宅兼店舗　１棟

建坪　41坪７合

２階坪　６坪

附属

木造瓦葺平家建　納屋　　１棟

建坪　４坪

木造瓦葺平家建　物置　　１棟

建坪　３坪７合

この証書を列席者に読み聞かせたる処之れを承諾したり，仍て列席者と共に署名捺印す

昭和25年９月14日津地方法務局上野支局に於て

津地方法務局上野支局

法務事務官　森　　文太郎　印

神　戸　亀　六　印

浜　地　光　造　印

昭和25年９月14日○農業協同組合並に○○○○の請求により正本各１通を交付したり

津地方法務局上野支局

法務事務官　森　　文太郎　印

右は謄本である。

昭和37年８月３日

三重県上野市丸之内90番地の３

津地方法務局所属

公証人　前　田　　正　印

（回答） ８月29日付日記総第619号で照会のあった標記の件については，貴見のとおり解してさしつかえないものと考える。

9　貸金業規制法等に基づく金利の契約に関し公正証書作成嘱託があった場合の取扱いについて

（昭58.10.14民一5967号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨） 利息制限法に基づく上限率を上回る金利の契約に関し公正証書作成の嘱託がなされた場合，同法の限度内の利率に引直して公正証書を作成することについて，当事者双方の承諾があれば，これに応じて差し支えない。この場合において，委任状の利率の記載を変更させる必要はない。

（通達） 標記について別紙甲号のとおり日本公証人連合会会長から照会があり別紙乙号のとおり回答したので，貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

かねてから当連合会においては，本年11月１日から貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）（以下「法」と略称）が施行されることに伴い，利息制限法に基づく上限率を上回る金利の契約に関し公正証書作成嘱託がなされた場合の取扱いについて検討中のところ，このたび下記により嘱託に応ずることが相当であるとの意見を取りまとめましたが，貴職の御内意を承りたく度くお伺いします。

記

甲説　法20条は，公正証書作成を前提としているので，嘱託に応ずることが相当であるが，公正証書の内容は，公証人法26条に違反してはならない。

したがって，利息制限法に基づく限度内の利率に引直して公正証書を作成することについて，当事者双方の承諾があれば，嘱託に応じこれについて公正証書を作成すべきである。

右の場合，利息制限法に基づく制限の範囲内の利率ならば，真実の契約内容を変更したことにならないので，委任状の記載を変更させる必要はない。

乙説　法20条は，公正証書作成の委任状に貸付の利率を記載することを要求しているが，これは当然その利率が公正証書に記載されることを予定しているものである。

したがって，嘱託にあたり提出された委任状に記載されているものと同一の内容について公正証書を作成することとして嘱託に応ずべきであ

る。

右の場合，執行認諾は利息制限法に基づく限度内の利率の範囲内においてさせることとし，執行文は利息制限法に基づく利率の制限内の部分について付与するものとする。

別紙乙号

本年９月26日付け書面をもって照会のあった標記の件については，貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。

9　損害金

1　遅延損害金ニ関スル件

（昭8.2.16長野公証人大塚等照会）

（昭8.4.12民事甲236号民事局長回答）

（要旨）損害金が著しく高率であっても，之を以て一概に公序良俗に反するとはいえない。

（照会）遅延損害金金100円ニ付日歩50銭ノ如キ高率ノ特約事項ハ公序良俗ニ反スル無効ノモノトシテ公証人ハ公証人法第26条ニ依リ此点ニ関シ証書ヲ作成スルコトヲ得ルヤ

（参照）昭和６年(オ)第2910号同７年４月８日大審院民事第五部判決

同５年(オ)第1311号同６年２月13日同民事部判決

同６年(オ)第3436号同７年８月25日同院民事第四部判決

（回答）当事者カ特殊ノ事情ヲ勘酌シテ予定シタル損害金ニ付テハ例令形式上著シク高率ニシテ苛酷ニ失スル嫌アリトスルモ之ヲ以テ一概ニ公序良俗ニ反スト為スハ相当ナラス

（註）利息制限法（昭29年法律第100号）第４条によれば，同条所定の利率を超過する賠償額の予定（遅延損害金を含む）は超過分につき無効となる。

10　追　完

1　人違ナキコトノ証明手続ヲ追完セサル場合ノ証書ノ効力等ニ関スル件

（明41.5.4宮崎公証人広木幹照会）

（明42.7.21民刑623号民刑局長回答）

（要旨）嘱託人が人違でないことの証明手続を法定の期間内に追完しないときは，その証書は公正の効力を有しないが，公証人に対する制裁はない。

（照会）第28条第３項ニ依リ急迫ナル場合ニ人違ナキコトノ証明手続ヲ後ニ追完セシムルコトトシテ証書ヲ作成シタルニ嘱託人カ法定ノ期間内ニ於テ其証明手続ヲ追完セサルトキハ其作成シタル証書カ公正ノ効力ヲ有セサルニ止リ公証人ニハ制裁ナキ義ニ候哉

（回答）貴見ノ通

2　証明書ノ欠缺追完ニ関スル件

（明41.5.4宮崎公証人広木幹照会）

（明42.7.21民刑623号民刑局長回答）

（要旨）証書作成に必要な証明書の不提出又は提出された書面に欠缺があることが明らかである場合は，証書を作成することはできない。しからざる場合には，公証人がその証明書の提出があり，かつ欠缺がないと認めて証書を作成したときは，たとえ証書に欠缺が生じても，公証人には制裁はない。但し，後日これを追完しない限り証書の効力は生じない。

（照会）第32条第３項ノ規定ハ証書作成ノ嘱託ニ際シ代理権限ヲ証スヘキ証書，第三者ノ許可又ハ同意アリタルコトヲ証スヘキ証書及証書ノ真正ナルコト又ハ人違ナキコトヲ証明スヘキ印鑑証明書等完備セサルコトアルモ事後追完ヲ期シテ証書ノ作成ヲ成シ得ルコトヲ認容シタルモノノ如ク解セラレ候果シテ之ヲ認容セラレタルモノトセハ其作成後ニ於テ若シ嘱託人又ハ其代理人ニ於テ不備追完不能ノ事故発生スルカ若クハ其解怠ニ依リ其追完ノ約ヲ履行セサルトキハ其作成シタル証書カ公正ノ効力ヲ有セサルニ止リ公証人ニハ制裁ナキ義ニ有之候哉

（回答）公証人法第32条第１項，第２項，第33条ニ依リ提出セシムヘキ証書ノ提出ナク又ハ其証書中ニ欠缺アルコトヲ知リタル場合ニ於テハ公証人ハ証書ヲ作成スルコトヲ得サルモ其証書ノ提出アリ且其証書カ欠缺ナキモノト認メタル上公正証書ヲ作成シタル場合ナルニ於テハ貴見ノ通

3　追完証書作成ニ関スル件

（明42.7.9長野地裁所長照会）

（明42.7.30民刑704号民刑局長回答）

（要旨）人違でないことの証明手続の追完については，別に証書を作成することを要する。

（照会）急迫ナル場合ニ第28条第2項ノ手続ヲ履マスシテ公正証書ヲ作成シタルトキ之ヲ追完スルニハ別ニ追完証書ヲ作成スヘキモノナルヤ

（回答）貴見ノ通

4　欠缺ノ追完等ニ関スル件

（明42.7.21東京公証人小川正直照会）

（明42.8.21民刑831号民刑局長回答）

（要旨）1　追完に関する証書は新たに作成し，附属書類はその証書の原本に連綴すべきである。又当該証書は，追完される本証書に添附することはできない。

2　追完に関する証書には追完に直接関係ある者だけが署名捺印すれば足りる。

（照会）公証人法第28条第3項ニ依リ証書作成後3日内ニ同条第2項ノ規定ニ従ヒ人違ナキコトヲ証明セシムルノ手続ヲ為シタル場合及代理若クハ其ノ方式ノ欠缺ヲ追完スル場合ニハ此ノ手続ノ為メ徴シタル附属書類ハ其ノ証書ノ原本ニ連綴シ之カ為メ証書作成ニ関スル規定ニ依テ記載スヘキ事項ハ其ノ証書ノ欄外又ハ末尾ノ余白ニ記載シテ之ヲ為ストキハ追完ノ趣旨ニ適シタル便宜ノ手続ト思料ス若シ此場合ニモ更ニ証書ヲ作成シテ之ヲ為ストキハ本旨外ノ要件ハ重複ニ記載スルコトトナリ無益ノ手数ヲ要シ追完ノ趣旨ニ適セサルモノト思料スルニ付右ノ場合ハ新タナル証書ヲ作ラスシテ前段ノ如ク其ノ証書ノ欄外又ハ末尾ノ余白ニ記載シテ之ヲ為シ可然哉

証書ノ欄外又ハ末尾ノ余白ニ記載スルコトハ非ナリトスルモ追完ノ事項ハ追完セラルヘキ前ノ証書ノ一部ニシテ縦令日ヲ異ニシテ之ヲ為スモ前ノ証書ト分離スヘカラサル性質ノモノナレハ前ノ証書ニ添附スヘキ一部ノモノヲ作成スルヲ以テ足レリト思料ス然ルニ日ヲ異ニスルノ故ヲ以テ新事件ノ

如ク更ニ番号ヲ付シ一般ノ方式ヲ具備シタル独立ノ証書ヲ作成スルトキハ番号ヲ異ニスル為メ前ノ証書ト後ノ証書トハ互ニ原簿ノ記載及証書編綴ノ箇所ヲ異ニシ実際ニ於テハ全ク分離シタルモノトナル故ニ前ノ証書ノミ之ヲ見ルトキハ追完セラレタル事ハ何等ノ記載ナキカ故ニ是ハ後ニ追完セラレタルモノナルヤ或ハ欠缺ノ儘ニナシアルモノナルヤ之ヲ知ルニ由ナク又欠缺アル箇所ハ一見直ニ判別シ難キモノアルニ因リ後日ニ至リテハ追完セラルヘキ欠缺アル証書ナルコトサヘ心付カスシテ錯誤ノ取扱ヲ為スヤ難計尤モ注意スル者ハ原簿ノ備考欄ニ追完セラレタル旨ヲ記シ他日ニ備フヘシト雖モ原簿ノ備考欄ニ記載スルコトハ兎角遺脱シ易キモノニシテ余程注意深キ者ニ非スンハ遺脱ナキヲ期スヘカラス縦シ遺漏ナク記載セラレタリトスルモ日ヲ経タルカ為メ当時ノ事ヲ遺忘シテ欠缺アル証書ナルコトニ心付カサル場合ニハ原簿ヲ見ルノ必要ヲ感セサルカ故ニ此ノ場合ニハ備考欄ノ記載ハ何ノ効ヲモ奏セサルニ付斯ル手続ニテハ常ニ錯誤ニ陥リ易キモノト思考ス因テ前段ヲ非トセラルルニ於テハ左ノ如キ事項記載ノモノヲ作成シ之ニ関係ノ附属書類ヲ連綴シタル上追完セラルヘキ前証書ヘ添附スルコトトシ可然哉

但此ノ場合ニ同法第39条ノ手続ヲナスコト勿論ナレ共之ニ署名捺印及ヒ契印セシムル者ハ追完ニ直接関係ノ者即チ人違ナキコトヲ証シタル場合ナラハ其ノ者ノミニテ可ナルヤ又ハ前ノ証書ニ関係シタル者ハ悉皆之ニ立会ハシメテ署名捺印等ヲ為サシムル義ニ有之哉

（一例）　追完　　当事者　何　　某

右者本職役場第何号公正証書作成ノ際ハ急迫ノ場合ナリシヲ以テ其ノ本籍地区長作成ノ印鑑証明書ヲ提出セシメテ人違ナキコトヲ証明セシメ公証人法第28条第3項ノ規定ニ依リ追完ヲ為シタリ

（右列席者ニ読聞セ云々以下略ス）

（回答）公証人法第28条第3項又ハ第32条第3項ノ規定ニ依ル証書ハ新ニ之ヲ作成シ附属書類ハ其ノ証書ノ原本ニ之ヲ連綴スヘク，追完セラルヘキ本証書ノ欄外又ハ末尾ノ余白ニ該証書ヲ記載スルコトヲ得ス又施行細則第21条（現規則第25条）ノ規定アルヲ以テ新ニ作成セラレタル前記ノ証書ハ追完セラルヘキ本証書ニ添附スルコトヲ得ス但シ証書原簿中各証書ノ備考欄ニ

相互ノ関係ヲ明記シ置クハ相当ナリ但書ニ付テハ前段貴見ノ通

5　追完証書作成ニ関スル件

（明42.10.6大阪公証人古宇田義鼎照会）

（明42.10.21民刑1167号民刑局長回答）

（要旨）1　債権者の代理人が委任状の欠缺を追完するときには，その代理人一人のみが列席すれば足りる。

2　右の場合には追完証書の作成についての委任状の提出を要する。

（照会）(1)　法曹記事中公証人小川正直伺ニ対スル民刑局長回答ニ依レハ公証人法第28条第3項又ハ第32条第3項ノ追完証書作成ノ場合ニハ其追完直接関係人ノミニテ前証書関係人全員ノ列席ヲ要セサル旨趣ニ相見ヘ就テハ譬ハ債権者代理人カ其委任証ノ欠缺ヲ追完スルトキハ嚮ノ代理人一人ノミニテ前列席者タル債務者ノ出席ハ要セサル儀ニ候哉

(2)　前条追完ノ場合ニハ欠缺追完スヘキ委任証ノ外更ニ其追完証書ヲ作ル委任証ヲモ要スル儀ニ候哉又ハ其追完ハ嚮ノ委任ニ包含シ居ル継続手続ト做シ別ニ追完ニ関スル委任証ヲ要セサルヤ

（回答）(1)　貴見ノ通

(2)　前段貴見ノ通

6　追完証書作成ノ手数料ニ関スル件

（明43.4.26東京公証人中村一蔵照会）

（明43.8.24民刑392号民刑局長回答）

（要旨）法第28条第3項の追完証書作成の手数料は（旧）手数料規則第15条による。

（照会）公証人法第28条第3項ニヨリ追完証書ヲ作成シタル場合ノ手数料算定方法如何

（回答）公証人法第28条第3項ノ証書作成ニ付テハ（旧）公証人手数料規則第15条ノ規定ニ依リ手数料ヲ受ヘキモノトス

7　追完証書作成ノ手数料ニ関スル件

（明42.10.27岐阜公証人倉橋隼太郎照会）

（明43.11.22民刑1267号民刑局長回答）

（要旨）追完証書作成の手数料は手数料規則第26条，第15条により受けるべきである。

（照会）公正証書ノ追完証書ハ法律行為ノ補充ニアラサルモ本条（第13条）第4号ノ補充ニ準シ又既約条件タル期限利息等ヲ変更スル契約ハ同号更正ニ準シ取扱フコトヲ得サル義ニ候哉

（回答）手数料規則第26条及第15条ニ依リ手数料ヲ受クヘキモノトス

8　許可同意ノ証明ニ関スル件

（大6.10.22広島公証人岩佐樟坪照会）

（大6.11.9民2118号法務局長回答）

（要旨）嘱託人が許可又は同意を託すべき書面を提出しないときは，公証人はその嘱託を拒絶すべきであり，他日その欠缺を追完する条件の下に証書を作成することはできない。

（照会）卑職伏言公証人法第32条第33条ノ法文解釈ニ付下記甲乙両議アルコトヲ近頃聞知致候敢テ所信ナキニハアラサルモ此両議ノ取捨如何ハ職責上ニ重大ノ関係有之候ニヨリ慎重ノ研究ヲ要スヘキコトト奉存候因テ左ニ問題及面議ノ大意ヲ述ヘ御指令奉仰候

問題　法律行為ノ公正証書作成ノ嘱託人カ或ハ代理人ナル場合ニ代理権限ヲ証明スヘキ適法ノ証書ヲ提出セス或ハ第三者ノ許可又ハ同意ヲ要スヘキ場合ナルニ許可又ハ同意ヲ証明スヘキ適法ノ証書ヲ提出セサルトキハ公証人ハ絶対ニ其嘱託ヲ拒絶スヘキヤ或ハ公証人法施行細則第11条（現施行規則12条）ニ依リ嘱託人ニ注意ヲナシ其説明ヲ聞キタル後公証人ニ於テ相当ナリト思料シタルトキハ他日追完スヘキ条件ノ下ニ之ヲ受理シ公正証書ヲ作成スヘキヤ如何

甲議　公証人法第32条ノ代理人ノ権限ヲ証スヘキ証書及第33条ノ第三者ノ許可又ハ同意ヲ証スヘキ証書ハ何レモ各同条第1項ニ証書ヲ提出セシメ証明セシムルコトヲ要ストアルニ付キ公証人適法ナル証書ノ提出

ナキコトヲ発見シタルトキハ其嘱託ヲ拒絶セサル可ラス只右両条共末項ニ欠缺ヲ追完シタルトキハ効力ヲ妨ケラルルコトナキ規定ヲ設ケラレタル所以ハ公証人其不適法ナル点アルコトヲ発見セス誤テ之ヲ受理シ証書ヲ作成シタル場合ニ於テ法律ハ嘱託人ニ同情シテ追完ノ便法ヲ設ケタルニ過キサルナリ若シ其レ追完ヲ条件トシテ之ヲ受理シ得ルモノトセハ代理ノ委任状ナキトキモ之ヲ受理シテ証書ヲ作成スルノ奇観ヲ呈スヘシ且同法第28条第１項ニモ嘱託人ノ氏名ヲ知リ且面識アルコトヲ要ストアリテ追完ノ規定ナキニヨリ同条ニ違反スルトキハ公証人始メヨリ其嘱託ヲ受理ス可ラサルコト勿論ナラン然ラハ其レト同文詞ヲ用ヒ要スト記載アル第32条第33条ノ場合ニ於テ偶々追完ノ規定アルカ為法律ノ要求条件不備ノ儘之ヲ受理シ証書ヲ作成シ得ヘシトナスハ事理ニ適セサル曲論ナリト云フニ在リ

乙議　公証人法第32条第33条ニ何々ヲ要スト記載シタルハ同法第２条ノ公証人ノ作成シタル文書ハ本法及他ノ法律ノ定ムル要件ヲ具備スルニ非サレハ公正ノ効力ヲ有セストノ法文ヲ受ケ当然公正証書ノ効力ヲ発生スヘキ文書ヲ作成スル場合ヲ前提トシテ之ヲ要求シタル条件ト解スヘシ故ニ嘱託人ニ於テ直ニ公正証書ノ効力ヲ発生セシメサルモ可ナリト為ス場合ニ於テ公証人法施行細則第11条（現施行規則12条）ニ依リ注意ヲナシタル後日追完スヘキコトヲ条件トシテ之ヲ受理シ証書ヲ作成スルモ敢テ妨ケナキモノト倣ササル可カラス何トナレハ同法第26条第27条ニハ何々云々証書ヲ作成スルコトヲ得ストアリテ厳然禁止セルニ拘ハラス特ニ第32条第33条ニハ文例ヲ異ニシテ何々ヲ要スト記載セルヲ以テナリ若シ甲議ノ如ク均シク禁止ナラシメンニハ立法者何ヲ苦シミテ如此二様ノ文法ヲ用ヒシヤ其理由ヲ解スルコト能サルニ至ルヘシ世豈ニ如是理由アランヤ甲議者曰ク第28条ニ違反シテ作成シタル法律行為ノ証書ハ同条ニ追完ノ規定ナキヲ以テ公正証書ヲ作成セシムルノ要ナカルヘシ然ルニ尚何々ヲ要スト記載シ何々シ得ストノ禁止文ナキヲ以テ見レハ其要スト云得スト云フ文詞ノ差異ハ敢テ重キヲ為スニ足ラスト曰ク否凡法律行為ニ於テ当事者相互ノ知氏名面識ハ其要素ニアラス要ハ人違ヒナキコトヲ期スルニ在ルヲ以テ一般的規定トナス故

ニ氏名ノ真偽未タ確定セサルノ一事ヲ以テ直ニ証書作成ヲ禁止スルトセハ惹キテ要素ニ瑕瑾ナキ法律行為ヲ禁止スルノ結果トナリ立法論トシテ穏当ナラス何トナレハ若シ之ヲ禁止スルトセハ其禁モ犯シタル証書ハ絶対無効ノ反古紙ニ帰着シ意思表示ナキト等シキヲ以テナリ元来面知氏名面識ハ公正証書作成ノ一要式ニ過キス故ニ此要式ノ欠如ハ要スル公正証書ノ効力ヲ失却セシムルヲ以テ足リ之ヲシテ直チニ其法律行為ノ効力ヲモ併セテ失却セシメ絶対無効ニ帰セシムルハ民法上ノ一般的規定ト矛盾スルヲ免レス是ヲ以テ立法者敢テ之ヲ禁止セス以テ法律行為ノ成立ニ妨ケナカラシメタリ而シテ公証人ハ職トシテ公正証書ヲ作成スヘキモノナレハ公正ノ効力ナキ証書ノ作成ハ之ヲ拒絶スヘキコト固ヨリ其所ナリト雖モ禁止ノ明文ナキニヨリ之ヲ作成シタリトセハ只公証人手数料規則第32条ニ依リ手数料等ヲ徴収ス可ラサルノミ其証書ハ固ヨリ私署証書トシテ完全ナル証拠力ヲ有スルモノトス而シテ公証人法ニ其追完ヲ許ササルモノハ法律行為ノ公正証書ハ私署証書ト異ナリ公証人法第35条ニ依リ嘱託人ノ陳述ヲ録取シテ之ヲ作成スルモノナレハ嘱託人ハ実ニ公正証書作成ノ要素ナリト倣ササル可ラサルヲ以テナリ既ニ之ヲ要素トナス以上ハ其欠如ノ際追完ヲ許ス可ラサルコト更ニ多弁モ要セス甲議者曰ク公証人法第32条第33条ニ追完ノ規定アルヲ以テ証書ヲ作成シ得ヘシト倣セハ全然委任状ノ提出ナキ場合モ漫然代理人トシテ証書ニ表示スルト奇観ヲ呈スヘシト曰ク然リ之ヲ奇観ナリトハ誠ニ奇観ナリ然レトモ民事訴訟法第70条ニモ委任状ノ欠缺アルトキ追完ヲ条件トシテ訴訟ヲ進行セシムルノ規定厳然トシテ存ス此場合ニ於テハ裁判所ハ口頭弁論調書ヲ作成シ敢テ怪マサルナリ此調書モ亦公正証書ナリ均シク公正証書ニシテ公証人ノミ独リ奇観ナリトシテ其作成ヲ禁止スヘキ理由果シテ正当ナリヤ大ニ疑ヒナキ能ハス甲議者曰ク公証人法第32条第33条ノ追完ヲ許シタルモノハ元来証書ノ作成ヲ禁止セラレタルモノナルモ公証人誤テ之ヲ受理作成シタル上ハ嘱託人ニ同情シテ其追完ヲ認メタルノミト曰ク此説ハ甚タ巧妙ナルニ似タルモ亦思ハサルノ甚シキモノナリ如此解スルトキハ公証人ノ注意疎密如何ニ因テ公正証書ヲ作成シ得ルト否トノ区別ヲ生シ公証人書類ノ調

査如何ニ因リーハ条件付公正ノ効力アル証書ヲ得他ハ此証書ヲ得サルノ差異ヲ醸ス画一ヲ主義トスル公証人法ニシテ豈如此偏頗ノ規定ヲ設クルノ理由アランヤ

要之甲議ハ法律行為ノ成立条件ト公正証書ノ発効条件トヲ混同シ何々ヲ要ストノ法文ニ拘泥シテ他ヲ顧ミルノ遑ナク遂ニ不法ノ論決ヲ為スニ至リタルモノナリト云フニ在リ

前記両議ノ是非果シテ如何卑職ハ乙議ヲ相当ナリト思料スル者ニ候ヘ共甲議ハ有力者ノ唱道スル所ニシテ卑職殆ト其取捨ニ迷ヒ申候依テ茲ニ状ヲ具シ奉稟伺候翼クハ可成速ニ御指令奉願候以上

（回答）本月22日附稟伺ニ係ル公正証書作成ニ関スル疑義ノ件公証人法第32条第１項ノ場合ニ於テ代理人カ代理権限ヲ証明スヘキ証書ヲ提出セス又ハ同法第33条第１項ノ場合ニ第三者ノ許可又ハ同意ヲ証明スヘキ証書ヲ提出セサルトキハ公証人ハ其嘱託ヲ拒絶スヘク他日其ノ欠缺ヲ追完スヘキ条件ノ下ニ公正証書ヲ作成スルコトヲ得サル儀ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

9　公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件

（昭24.5.30民事甲1282号各司法事務局長あて民事局長通達）

（通達）公証事務に関しては，公証人法等の一部改正並びに公証人審査会令，公証人身元保証金令，公証人法施行規則及び確定日附簿及び日附印章調製規則の制定により本年６月１日より相当広範囲に改正されることとなったから，その取扱については，右諸法令の外，左記に準拠し，万遺憾なきを期するとともに，所属公証人に対してもその周知徹底を図られたい。

右通達する。

記

１から５まで　略

６　公証人が欠けつの追完に関する証書を作成したときは，証書原簿中本証書及び追完証書に関する備考欄に相互の関係の記入を要すること。

７から17まで　略

11　印紙税

1　印紙の消印者に関する件

（明41.5.4宮崎公証人広木幹照会）

（明42.7.21民刑623号民刑局長回答）

（要旨）１　印紙の消印は嘱託人又は代理人にさせるべきである。

２　印紙の消印は片務契約にあってはその義務者，双務契約にあっては当事者双方にさせるべきである。

（照会）１公証人ノ作成シタル証書ニ嘱託人又は其代理人ヲシテ貼用セシムル印紙ノ消印ハ其嘱託人又ハ代理人ヲシテ之ヲ為サシムヘキ義ニ候哉

２　右愚見ノ如クナリトセハ嘱託人ノ執レニ之ヲ為サシムヘキ義ニ候哉例之ハ其証書ノ義務者ナルヤ又双務契約ノ証書ニ就テハ如何可致候哉

（回答）１　貴見ノ通

２　印紙ノ消印ハ片務契約ニアリテハ其義務者ヲシテ双務契約ニアリテハ当事者双方ヲシテ之ヲ為サシムヘシ

（同旨）印紙ノ消印ハ貼用者タル嘱託人ヲシテ之ヲ為サシムヘキモノトス（明42.7.9長野地裁所長問，明42.7.30民刑第704号民刑局長回答）

（参考）法第43条ハ印紙ノ費用負担者ヲ定メタルニ止マラス印紙ノ貼用方ヲモ規定シタルモノナリ而シテ印紙ノ貼用者之ニ消印スルハ印紙税法ノ認ムル趣旨ナルニ付嘱託人ヲシテ証書ノ印紙ニ消印セシムルハ同法第９条（改正８条）ノ明文ニ抵触スルモノニアラス（明42.8.16前橋公証人番大亮伺，明42.8.30民刑第952号民刑局長回答）

（参考）印紙ニ消印スヘキ者数名若シクハ数10名ナルトキハ其内ノ１名若クハ２名位ニ之ヲ為サシムルモ差支ナシ（同上）

（参考）保証人ノ委任状ノ印紙ニ債務者カ誤テ消印シタル場合ハ更ニ印紙ヲ貼用セシムルコトヲ要セス（大元.11.19仙台公証人相沢兵之助伺，大元.12.11民第686号民事局長回答）

2　賃貸借証書ノ印紙貼用額ニ関スル件

（明42.3.1福岡公証人辛木秀夫照会）

（明43.8.24民刑199号民刑局長回答）

（要旨）賃貸借契約証書に物件の見積価格，損害金，違約金等附随の事項を記載しても，印紙税法第２条別表第１第16号により20円の印紙を貼用すればよい。

（照会）賃貸借契約ニ於ケル別紙ノ如キ場合印紙貼用額ニ付キ左記数説有之候処何レヲ相当トスヘキヤ

第１説　印紙税法第４条第１号（旧）ニ依り３銭ヲ以テ相当ナリトス本案第２条見積価額金ハ目的タル対価等ニ関係ナシ又第３条ノ賠償金，第４条ノ違約金ノ如キハ附随条件ニシテ之ヲ顧慮スルヲ要セス且之レカ為メ賃貸借ノ性質ニ毫モ影響ヲ及ホスヘキニアラス故ニ単ニ３銭貼用スルヲ相用トスヘキモノトス

第２説　賃貸借ノ性質ニ於ケル印紙３銭，第２条価額100円ニ対シ５銭，第５条ノ賠償金100円ニ対シ５銭，第４条ノ違約金60円ニ対シ３銭，合計16銭ヲ貼用スルヲ相当トス本案第１条ノ賃料金ノ如キハ賃貸借ニ於ケル必要条件タルヲ以テ之ニ対シ印紙ノ貼用ヲ要セサルハ勿論ナルヘキモ第２条以下ノ価格金，賠償金，違約金ハ必要条件ニアラサルヲ以テ各金額ニ対シ相当ノ印紙ヲ貼用スヘキハ当然ナルヘキモノトス

第３説　賃貸借ニシテ賃料ノ外別ニ金高記載ナケレハ３銭印紙貼用スヘキハ勿論ナリト雖モ本案ノ如ク第２条以下価額金，賠償金，違約金等記載シアルトキハ印紙税法ノ方面ヨリ観察スレハ元来ノ賃貸借ノ性質ヲ失ヒ普通ノ金高記載アル証書ト看做サルヘキヲ以テ賃貸借ニ要スル３銭ノ印紙ハ貼用スルニ及ハス第２条以下ノ価額金賠償金ニ対シ各５銭，違約金ニ対シ３銭，合計12銭貼用スルヲ相当ナリトス

第４説　本案第２条ノ見積価額ハ目的上ニ於ケル対価ニアラス故ニ之ニ対シ印紙ヲ貼用スヘキモノニアラス其他ハ第２説ノ通賃貸借ノ性質ニ於ケル３銭，第３条ノ賠償金100円ニ対シ５銭，第４条ノ違約金60円ニ対シ３銭，合計11銭ノ印紙ヲ貼用スルヲ相当ナリトス

別紙

賃貸借公正証書

第１条　賃貸人ハ明治42年２月１日第２条掲載ノ物件ヲ１ヶ月賃料金30円

ニテ明治45年１月30日迄賃借人ニ貸渡シタリ

第２条　賃貸借ヲ為セル物件左ノ如シ

１　総桐箪笥２個但見積価額金50円

２　総槻店戸棚２個但見積価額金50円

第３条　賃借人ノ故意又ハ過失ニ因り賃貸借物件ヲ毀損滅失セシメタルトキハ前条ノ見積価格金100円ヲ賃貸人ニ弁済スヘシ

第４条　賃借人ハ本契約期間満了シタルトキハ遅滞ナク賃借物件ヲ返還スベシ若シ遅滞シタルトキハ違約金60円ヲ支払フヘシ

（回答）第１説ヲ可トス

３　無尽ニ関スル証書

（大12.4.16京都公証人本多源蔵照会）

（大12.8.21民事1354民事局長回答）

（要旨）　印紙税法第４条無尽に関する証書中には無尽業法による場合と否（無尽講の場合等）とを問わず，又無尽掛込金証書は勿論無尽給付以後の掛戻金分割弁済証書と雖も，証書が無尽の規約により掛戻すためにすることが明ならば総てこれを包含する。

（照会）　無尽ニ関スル証書ハ大正12年３月27日公布法律第12号改正印紙税法ニヨリ３銭ノ印紙ヲ貼用スヘキコトニ相成候就テハ之ニ関シ左ノ３説有之至急何分ノ御訓示奉仰候也

第１説　無尽業法ニ依ル無尽契約約款ニ基ク定期無尽掛込金証書（俗ニ通帳ト云フ）及ヒ当籤若クハ落札ニ因り無尽金給付ヲ受ケタル以後ノ掛戻金分割弁済証書ナルト又警察署ノ許可ヲ受ケ社寺ノ維持保存等ヲ目的トシ組織スル無尽講ノ規約ニ基ク定期掛込金通帳及ヒ同上無尽金給付ヲ受ケタル以後ノ掛戻金分割済証書ナルトヲ問ハス何レモ無尽ニ関スル証書ナレハ凡ソ３銭ノ印紙ヲ貼用スヘシ

第２説　無尽業法ニヨル無尽契約約款ニ基ク定期無尽掛込金証書及ヒ無尽金給付以後ノ掛戻金分割弁済証書ニノミ３銭ノ印紙ヲ貼用スヘシ

第３説　無尽業法ニヨル無尽契約約款ニ基ク定期無尽掛金証書ニノミ３銭ノ印紙ヲ貼用スヘシ

今回改正法カ無尽ニ関スル証書ト云ヘル広汎ナル意味ノ文字ヲ用ヒタル趣旨ニ依拠スルトキハ無尽業ナルト否トヲ問ハス一般ノ無尽証書ニ適用スル第１説理由アリト思考スレトモ中流以下ノ資金運用ヲ為ス無尽業ニノミ適用スル趣旨ナリトスル第２説第３説ト又第３説カ最モ狭義ニ解シ掛戻金分割弁済証書ヲ無尽証書ヨリ除外シタルコトハ税法ノ目的ヨリ見テ亦理由ナキニアラス早急ニ解釈ヲ一定致度御訓示仰クニ至リタル次第ニ有之候

（回答）本年４月16日附請訓印紙税法第４条無尽ニ関する証書中ニハ無尽業法ニ依ル場合ナルト否トヲ問ハス又無尽掛込金証書ハ勿論無尽金給付以後ノ掛戻金分割弁済証書ト雖苛モ其証書カ無尽ノ規約ニ依り掛戻ノ為ニスルコト明ナルニ於テハ総テ之ヲ包含スルト思考致候

4　印紙税法第４条ノ解釈ニ関スル件

（昭6.9.28蔵税2112号大蔵省主税局長照会）

（昭6.11.6刑事11490号刑事局長回答）

（要旨）売買当事者の意思が立木のまま売買するのでなく，将来伐採された場合の所有権移転を目的とするものであるときは不動産売買でないから，法第２条別表第１項第１号に該当しない。

（照会）印紙税法上立木ノ売買証書ハ其ノ立木カ立木法ニ依り登記セラレタルモノナルト否トヲ問ハス印紙税法第４条第１号（旧）中ノ所謂不動産ノ移転ニ関スル証書トシテ印紙ヲ貼用スヘキモノニシテ従テ之ニ違反シタル場合ハ同法第11条（旧）ニ依り処罰セラルヘキモノト存候ヘ共貴管下検事局中ニハ右見解ノ下ニ地方税務官憲ノ告発シタル印紙税法違反事件ニ対シ「該立木ハ立木法ニ依り登記セラレタルモノニ非サルカ故ニ不動産ト看做スヲ得ス従テ当該売買証書ハ不動産ノ移転ニ関スル証書ト看做シ処罰スヘキモノニ非ス」トノ理由ノ下ニ不起訴処分ニ附セラレタル例モ有之斯ノ如ク両者其ノ見解ヲ異ニスルコトハ将来税務執行上ニ支障尠カラサルヘキヲ以テ其ノ取扱一途ニ出ツル様致度存候処本件ハ何レノ見解ヲ以テ可ト認メラレ候哉貴局ノ御意見一応承知致度此段及照会候也

追テ立木ハ立木法ニ依り登記セラレタルト否トヲ問ハス土地ニ密着セル間ハ不動産ト認ムヘキモノナルコトハ大審院判決例（明治32.4大審院民事

判決録第４巻第23頁，明33.2同院民事判決録第４巻第46頁及明34同院刑事判決録第４巻第57頁）ニ徴スルモ明ナル所ナルヲ以テ立木ノ売買証書ハ当該立木カ立木法ニ依リ登記セラレタルモノナルト否トヲ問ハス印紙税法第４条第１号（旧）ノ不動産ノ移転ニ関スル証書トシテ印紙貼用ヲ要スヘキモノト解スヘク又斯ク解スルトキハ其ノ取扱極メテ明瞭ナルモ若シ仮ニ立木ト雖モ伐採ノ目的ヲ以テ売買スルモノニシテ証書面ニ之ヲ明記スル場合ハ物品ノ売買証書トシテ印紙税法第５条第12号（旧）ニ依り印紙税ヲ課セサルヲ相当トストノ緩和的解釈ヲ容ルルトセハ可否ノ限界トナルヘキ伐採期間ノ長短ニ付何等理論的根拠ナキヲ以テ其ノ取扱区々ニ流レ且印紙税ノ逋脱ヲ誘致シ易ク（例ヘハ茲ニ記載金額１万円以上ノ立木売買証書ヲ作成スル場合其ノ立木カ伐採ノ目的ヲ有セサル場合ト雖一応伐採ノ目的ヲ有スル売買証書ヲ作成シ以テ其ノ印紙税１円ノ課税ヲ免レ然ル後其ノ伐採目的ノ変更証書ヲ作成スルトキハ後ノ証書ハ税法第４条第26号（旧）ニ依り３銭ノ印紙税ヲ以テ足リ差引97銭ノ脱税トナル）税務執行上当ヲ得サルモノト被認候ヘトモ右ニ対スル貴局ノ御意見ヲモ併テ承知致度

（回答）本年９月28日附蔵税第2112号ヲ以テ印紙税法第４条ニ関スル件御問合ノ趣了承凡ソ立木ハ立木法ニ拠ル登記ノ有無ニ拘ラス不動産タルコト貴見ノ通リト存セラレ候ヘトモ売買当事者ノ意思カ立木ヲ其儘立木トシテ売買スルニ非スシテ将来伐採セラレタル場合ニ於ケル所有権移転ヲ目的トスルトキ又ハ伐採セラレタル木材ト看做シテ取引スルトキノ如キハ之ヲ不動産売買ト認ムルヲ得サルモノト思料候尚貴照会追書後段ノ例示ノ場合ノ如キハ多クハ不動産売買ト認メ正規ノ処置ヲ為スヲ得ルモノト思考セラレ候条右御了知相成度候

5　公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件

（昭24.5.30民事甲1282号各司法事務局長あて民事局長通達）

（通達）公証事務に関しては，公証人法等の一部改正並びに公証人審査会令，公証人身元保証金令，公証人法施行規則及び確定日附簿及び日附印章調製規則の制定により本年６月１日より相当広範囲に改正されることとなった

から，その取扱については，右諸法令の外，左記に準拠し，万遺憾なきを期するとともに，所属公証人に対してもその周知徹底を図らわれたい。

右通達する。

記

１から７まで　略

８　証書の原本にはった印紙は，嘱託人（嘱託人多数のときはその一人だけで足りる。）に消印させ，且つ，公証人又は公証人の職務を行う法務府事務官において更に消印しなければならないこと。公証人法施行規則第42条の規定により納付書にはった印紙についても同様とすること。

９からし17まで　略

6　印紙税法の適用について

（昭25.2.7鳥取地方法務局長照会）

（昭25.2.16民事甲466号民事局長回答）

（要旨）消費貸借に関する証書として印紙税を徴収するものとされた事例

（照会）別紙雛形の如き内容をもつ債務弁済に関する契約公正証書を作成するに際し，全文趣旨により右公正証書原本に貼付する印紙税は消費貸借に関する証書と看做して印紙税法第４条２号（現第２条別表第１第１号）を適用し所定の記載金高に応じ印紙税を納付すべきものなりや，同条第31号（旧）を適用し前各号以外の証書と看做して印紙税２円を納付するを以て足るや。

別紙雛形

債務弁済ニ関スル契約公正証書

本職ハ当事者ノ嘱託ニヨリ法律行為ニ関シ聴取シタル陳述ヲ録取シ此ノ証書ヲ作成ス

第１条　債権者山陰電話建物株式会社ト債務者　　トノ間ニ於テ左記金額ニ相当スル末尾記載ノ抵当物件ヲ　　ニ依り給付ヲ受ケタルニ付之ヲ目的トシテ準消費貸借契約ヲ締結シ債務者ハ債権者ニ対シ該金員ヲ弁済スヘキ義務ヲ負担シタル処這般当事者間ニ其ノ弁済方法其他ニ関シ本契約ヲ締結スルモノナリ

一金

第２条　元金ハ昭和２　年　　月　　日迄ヲ期限トシ左記方法ニヨリ弁済スルモノトス但期限内無利息トス

昭和２　年　　月　　日ヲ初回トシ都合　　回ニ分割シテ其弁済ヲ完了スルモノトス

第３条　債務者ハ分割金ヲ所定期日ニ弁済セサルトキハ遅滞ニ附セラレタル日ノ翌日ヨリ現入金ノ日迄100円ニ付日歩10銭ノ割合ニ因ル損害ヲ附加賠償ス

第４条　債務者ハ左記各項ノ一ニ該当スル事実ノ生シタルトキハ当然弁済期限ノ利益ヲ失ヒ催告其他何等ノ手続ヲ要セシテ即時ニ残存債務金全額ノ取立ヲ受クルモ異議ナク之ニ応スヘキモノトス

１　分割金ノ支払ヲ１回タリトモ延滞シタルトキ

２　他ノ債務ノ為メ仮差押処分強制執行ノ一処分ヲ受ケ又ハ破産強制和議ノ一申立ヲ受ケタルトキ

３　債権者ヨリ背信又ハ債権侵害ノ行為アリト認メラレタルトキ

４　債権者ニ通知セスシテ住所又ハ居所ヲ移転シタルトキ

５　本契約ノ一事項ニテモ違背シタルトキ

第５条　債務者　　ハ本債務履行ノ担保トシテ第20条表示ノ不動産ノ上ニ第　　順位ノ抵当権ヲ設定シタリ

第６条　債務者ハ本債務完済前ニ於テ抵当物件ニ対シ所有権ヲ移転シ又ハ総テノ物件若クハ貸借権ヲ設定スルコトヲ得サルモノトス

第７条　債務者ハ法令ノ施行又ハ不可抗力ニ因り抵当物件カ原形ヲ変シ所有権ヲ失ヒ若クハ毀損滅失シタルトキ其他原因ノ如何ヲ問ハス物件ノ価格低落シタルトキハ速ニ其旨ヲ債権者ニ通知シ相当ノ代担保ヲ提供シ若クハ内入金ヲ為スコトヲ要ス

第８条　債務者ハ債務ノ弁済ヲ完了スル迄継続シテ抵当物件ニ対シ債務額ニ相当スル火災保険ヲ附シ事故発生ノ際債権者ヲシテ直接ニ該保険金ヲ受領セシムル為メ保険証券ニ裏書シテ之ヲ債権者ニ交附スヘシ

前項ノ場合ニ於テ債務者ハ債権者ノ指定スル保険会社ニ債権者ヲ経テ保険料ノ支払ヲ為スコトヲ要ス

第９条　債務者カ第８条ノ債務ヲ履行セサル為メ債権者ニ於テ保険料ヲ支払ヒタル場合ハ其保険料金ニ利息制限法最高ノ利率ニ依り利息ヲ附シ即時債権者ニ弁済スルコトヲ要ス

第10条　債務者ハ抵当権実行ノ場合ニ於テ物件ノ坪数構造等ニ小異動アルモ競売ノ決定ニ対シ之ヲ論争セサルモノトス

第11条　抵当物件ノ所有者ハ現時該物件ニ抵当権者ノ権利ヲ侵害スヘキ何等ノ負担ナキコトヲ確保ス

第12条　債務者ハ抵当物件ヲ債務附従ノ儘第三者ニ移転シ債務ノ更改ヲ為スモ債権者タル会社ノ発行スル左記証券ニ基キ其債務ヲ弁済スルコトヲ要ス

第13条　債務者ハ本債務不履行ノ場合ニ於テハ直ニ本抵当物件ノ競売其他一般ノ強制執行ヲ受クルモ異議ナキコトヲ認諾ス

第14条　債務者ハ債務履行不能ノトキハ停止条件トシテ第20条表示ノ抵当物件ヲ債権者ニ賃貸シ債権者ハ之ヲ賃借スヘキコトヲ契約シ以下ノ条款ヲ設クル旨当事者双方陳述シタリ

1　債務者ハ本条事由ノ発生ト同時ニ該抵当物件ヲ明渡シ債権者ヲシテ完全ニ賃借権ヲ行使セシムルコトヲ要ス

2　債権者ハ之ヲ賃借スルト同時ニ第三者ニ譲渡スルコトヲ得ヘシ

3　賃貸借ノ期間ハ本条ノ条件成就ノ日ヨリ昭和　　年　　月　　日迄ナリトス

4　賃料ハ１箇月ニ付　　ト定メ其支払期日ハ毎月　　日トシ債権者ノ営業所ニ於テ支払フモノトス

第15条　債権者（賃借人）ハ本契約成立後遅滞ナク前条停止条件付賃貸借契約ニ対スル請求権保全ノ仮登記ヲ為スコトヲ得ルハ勿論其条件成就シタル場合ニ於テ債権者（賃借人）ハ債務者（賃貸人）ニ対シ何等ノ通知又ハ催告ヲ用ヒス直ニ本登記手続ヲ為スコトヲ得ルモノトス債務者ハ右登記ヲ申請スルニ付必要ナル書類等ヲ予メ債権者ニ交付シ置クモノトス

第16条　債務者ハ第６条ノ約旨ニ違背シタルトキハ金　　ノ損害ヲ債権者ニ賠償スルコトヲ要ス

第17条　連帯債務者　　ハ本契約ノ全趣旨ヲ承認シ債務者　　ト連帯シテ本債務履行ノ責ニ任スルモノトス

第13条ニ依り債務者　　カ強制執行ヲ受クヘキ場合ニ於テ本条ノ債務者モ亦強制執行ヲ受クルモ異議ナキコトヲ認諾ス

第18条　第14条ノ条件成就ニ因り賃貸借契約成立シ賃料ヲ支払フヘキ時期ニ至リタルトキハ債権者（賃借人）ハ債務者（賃貸人）ニ対シ支払フヘキ賃料ヲ以テ直ニ債務者ノ支払フヘキ本借受金債務ノ弁済ニ充当スルコトヲ得ルモノトス

但債務者ノ債権者ニ対スル第13条ノ債務不履行ノ責任ハ本条ノ特約ニ依り消長ヲ来ササルモノトス

第19条　当事者ハ本契約ニ関シ訴訟行為ヲ為ス場合ハ債権者ノ所在地ヲ管轄スル裁判所ヲ以テ其管轄裁判所ト為スヘキコトヲ合意特約ス

第20条　抵当物件ヲ表示スルコト左ノ如シ

（回答）前段貴見のとおりと思考する。

7　附随の法律行為に関する印紙税について

（昭29.1.6総庶７号横浜地方法務局長照会）

（昭29.1.21民事甲139号民事局長回答）

（要旨）主たる法律行為とともに附随の法律行為について公正証書を作成する場合において，主たる法律行為について印紙税を納付すれば，附随の法律行為について印紙税を納付しなくてもよいかどうかは，一概に断定し得ない。

（照会）公証人は嘱託人をして印紙税法により証書の原本に印紙を貼用せしむべきことは，公証人法第43条の規定により明らかでありますが，主たる法律行為とともに附随の法律行為につき証書を作成する場合，主たる法律行為に関し印紙税法所定の額の印紙を貼用せしむる外，当該附随の法律行為に関しても別に同法所定の印紙を貼用せしむべきものでしょうか。

当職としては，右の場合における附随の法律行為に関しては，別に印紙を貼用せしむる要なきものと考えますが，昭和27年次公証役場事務視察の際，管内各役場において附随の法律行為に関し別に印紙を貼用せしめたものが相当数見受けられましたし，また他管内の公証役場においてもかかる

取扱がなされているものもあることと推察されますので，右について何分の御指示を得たく照会に及びます。

おって右に関しては，昭和26年５月23日付国税庁長官通達（印紙税法の取扱に関する通達）があるようでありますが，その，内容全部については，当職においても明らかではありません。

（回答）本月６日総庶第７号をもって照会にかかる公正証書原本作成に要する印紙税については，印紙税法第５条第15号（旧）に該当する場合には，印紙税を納めることを要しないが，その他の場合については，一概に断定することはできないので，具体的場合について問い合せられたい。

8　住宅金融公庫を一当事者とする公正証書と印紙の貼用について

（昭29.3.13民事甲577号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）住宅金融公庫を一当事者とする証書には，印紙の貼用を要する。

（通達）標記に関し，別紙甲号のとおり秋田地方法務局所属公証人藤盛亮三から照会があったので別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴局所属公証人に周知方しかるべく取り計らわれたい。

別紙甲号

住宅金融公庫の発する証書には印紙税法による印紙の貼用不要であることは同法第５条の規定により明らかでありますが，

１　本職は，公庫とその取引相手方なる一国民との双方からの嘱託によって公証人が作成する公正証書（例えば同公庫の嘱託により現在全国的に作成している債務弁済抵当権設定契約公正証書）の如きものは同法第５条に定める「公庫の発する証書」とは認められないから，印紙の貼用を要すると考えます。

（当市税務署も同じ見解であります。）

２　しかるに他管内の公証人のうちで右公正証書を「公庫の発する証書」であると認め，印紙を全然貼用せしめていないところもあるやに聞及びました。

右１，２項のうち何れが正当でありましょうか。

従来当役場には住宅金融公庫からの嘱託事件はありませんでしたが，今

月からは本管内住民を貸付の相手方とする公正証書の作成については全部当役場に嘱託する旨代理機関を介して同公庫仙台支所より連絡ありましたので至急御指示を仰ぎます。

別紙乙号

本月２日付で照会の住宅金融公庫を一当事者とする公正証書と印紙貼用の件は，貴見のとおり。

9　分割貸付契約公正証書に関する取扱

（昭32.6.4東京公証人大沢光吉照会）

（昭32.6.6民事甲1067号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）１　分割貸付契約公正証書においてすでに金銭の授受がされている部分は執行証書となり得るが，金銭の未授受の部分については消費貸借の予約が成立するにすぎず，執行証書となり得ない。

その後右の予約に基づき執行認諾約款を附した公正証書（追加証書）が作成されれば，それは執行証書となる。

２　印紙税の額は原始証書については消費貸借の成立している部分は印紙税法第４条第１項第２号（現行別表第１第１号）消費貸借の予約に過ぎない部分は同条第31号による。

追加証書については第４条第１項第１号による。

３　手数料の額は原始証書については借入金の総額につき，追加証書については各分割借入金額について第２条による。

（通達）標記について別紙甲号のとおり問合せがあったので別紙乙号のとおり回答したから，貴局所属公証人に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

分割貸付公正証書の執行力については，別紙記載の通り公証人により種々意見を異にしていますので，本件に関する実務上の取扱を統一する為，然るべく御指示されたく，御願申上げます。

尚小生の見解としましては，左記の通りに処理した方が妥当ではないかと考えますが，何卒宜敷く御指示の程願上げます。

記

1　消極説

追加公正証書作成のこと。尚之には強制執行認諾の文言記載のこと。

2　印紙税については原公正証書は第１回の貸借金額につき印紙税法第４条第２号による。

第２回以降の追加公正証書は其の際の貸借金額につき印紙税法第４条第２号による。

3　手数料については原公正証書作成のとき第１回貸付金額につき手数料規則第２条による。

第２回以降の追加公正証書作成の都度追加貸付金額につき手数料規則第２条による。

以　上

分割貸付公正証書に基く執行文の付与に係る件

1　別添のとおりの契約内容を有する公正証書（以下原公正証書という。）を作成した場合，執行文の付与に関し，次のとおり説が分れておりますが，いづれに従うべきか御伺い申し上げます。

(1)　積極説

別添の契約によれば，公正証書作成時に未貸出である第２回以降貸借額金750万円也については，未だ消費貸借は成立してないが，貸主が一定金額の貸付を約し，借主が，これに応じて返済を約しているので，ここに１個の債権債務関係が創設されている。而もその契約内容が，別添の如く特定した具体的請求権である限り，民事訴訟法第559条第３号に定める要件を充たし，債務名義となり得ると解する。即ち，貸借が将来の或る一定日（起工日，進水日及び竣工日）に行われることを先践的反対給付とする請求権が，分割貸付契約の成立と同時に発生したものと認め，これが，公証人がその権限内において正規の方式によって作成した公正証書に記載され，かつ，その公正証書に強制執行認諾の記載がある場合，債務名義となり得ると解する。

而して民事訴訟法第518条第２項は，執行が条件に係る場合には債権者が，証明書を以てその条件を履行したことを証明する場合に限り執行文を付与することができる旨規定しているから，貸主をして，

夫々の特定日に一定金額宛を受領した旨の借主の領収証を提出せしめ，貸付総額金１,000万円也の貸借が約定通り履行されたことを確認の上，貸付総額金１,000万円也につき，執行文の付与をすることを得ると解する。

(2)　消極説

別添契約による第１回貸借額金250万円也については，貸借が，公正証書作成時に既に行われているのであるから，当該公正証書は，右金額の限度においては民事訴訟法第559条第３号所定の要件を充たし，債務名義となり得ると解する。

然し，公正証書作成のときに，未貸出である第２回以降貸借額金750万円也に関しては，当該公正証書は，未だ発生しない請求権につき作成された証書であるので，債務名義となり得ないと解する。即ち，将来の或る一定日（起工日，進水日及び竣工日）に一定金額を貸出す旨約定した貸主及び借主両者間の権利関係を考察すれば，公正証書作成時においては貸主は，或る一定日に一定金額を貸金として給付すべき債務を負担し，又借主は，これが給付を受くべき債権を有するのみである。

従って，貸主は公正証書作成時においては，第２回以降貸借額金750万円也については，金銭の支払を請求すべき債権を有しないと解すべきである。従って，この第２回以降貸借額金750万円也に関する限りは，当該公正証書は，債務名義たるの要件を欠如しているので執行文の付与はなし得ず，公正証書作成時に既に貸借済の第１回貸借額金250万円也についてのみ執行文の付与が可能である。

2　前記問題１に関し消極説に従うのが妥当と解する場合，原公正証書記載の貸借が行われた後，第２回以降貸借額金750万円也に関し，特定日に夫々一定金額宛の貸借が行われた旨の公正証書（以下追加公正証書という。）が作成されておれば，貸付総額金１,000万円也につき，執行文の付与をなし得ると解して差支えないでしょうか，御伺い申し上げます。

3　前記問題２の追加公正証書に，あらためて強制執行認諾の意思表示がなされていない限り，執行文の付与はなし得ないと解すべきでしょうか，

或は原公正証書に強制執行認諾の意思表示がなされているので，追加公正証書には，その旨の記載は必要がないと解すべきでしょうか，御伺い申し上げます。

4　前記問題２の追加公正証書に記載される第２回以降貸借の解釈に関し，次のとおりの説がありますが，いずれの説に従うのが妥当でしょうか。手数料及び印紙税との関係もありますので，御伺い申し上げます。

(1)　補充説

消費貸借が成立するには，当事者の合意と目的物の引渡しが必要であるが，この両者が常に同時に行われる必要はない。別添原公正証書記載の契約によれば，両当事者は，先づ契約の成立に要する意思の表示をなし，後日更に他の成立要件である一定額の貸与をして，消費貸借契約を成立せしめる意思を有している。従って，一定額の貸与があったときは，消費貸借契約は，新たに当事者間において何等の意思表示なくして成立し，原公正証書においてなした意思の表示が，その時から効力を生ずると解する。

従って，第２回以降の貸借は，法律行為の補充たるの性格を有すると解する。

(2)　予約説

別添原公正証書記載の契約のうち，第２回以降貸借額金750万円也に関しては，消費貸借の予約がなされているものと解する。

従って，この予約に基いて消費貸借契約が締結されるのであるが，第２回以降の現実の貸借は右消費貸借契約成立の一要件である目的物の引渡し行為であり，他の要件である消費貸借締結の合意は，追加公正証書外においてなされたと解する。

(3)　履行説

別添原公正証書記載の契約のうち，第２回以降貸借額金750万円也に関しては，民法の消費貸借と異る諾成的消費貸借がなされているものと解する。この契約の効果として，貸主は将来或る一定日（起工日，進水日及び竣工日）に一定額を貸与すべき債務を負担し，借主は（貸与を受けた後）同額の返還債務を負うという法律関係が直ちに発生す

る。

従って第２回以降の貸借は，貸主が，この諾成的消費貸借契約に基き負担する給付義務の履行行為と解する。

5　前記問題２の追加公正証書作成手数料及び追加公正証書作成に関し納付すべき印紙税について，次のとおり説が分れていますが，いづれに従うべきか御伺い申し上げます。

(1)　補充説

(イ)　追加公正証書に記載する第２回以降の貸借は，公証人手数料規則第13条第４号にいう「法律行為ノ補充」に該当すると考えられるので手数料については，同条の適用を受ける。

(ロ)　「法律行為ノ目的ノ価額」は，第２回以降貸借額とする。

(ハ)　補充証書は，印紙税法第４条第31号「前各号以外ノ証書」に該当する。

(2)　予約説（その１）

(イ)　追加公正証書に記載する第２回以降の貸借は，消費貸借の予約に基き締結される本契約による目的物の引渡しであると解すべきであるから，手数料は前記規則第２条による。

(ロ)　「法律行為ノ目的ノ価額」は，第２回以降貸借額とする。

(ハ)　貸借証書は，印紙税法第４条第２号「消費貸借ニ関スル証書」に該当する。

(3)　予約説（その２）

(イ)　前記(2)の(イ)と同様。

(ロ)　原公正証書作成時に貸借全額について，手数料を既に納付しているので，追加公正証書の「法律行為ノ目的ノ価額」は前記規則第12条による。

(ハ)　貸借証書は，印紙税法第４条第31号「前各号以外ノ証書」に該当する。

(4)　履行説（その１）

(イ)　追加公正証書に記載される第２回以降の貸借は，前記規則第13条第４号にいう「法律行為ノ補充」と解すべきでない。諾成的消費貸

借契約に基く貸主の履行行為と解すべきであるから，手数料は前記規則第２条による。

(ﾛ)　「法律行為ノ目的ノ価額」は，第２回以降貸借額とする。

(ﾊ)　履行証書は，印紙税法第４条第31号「前各号以外ノ証書」に該当する。

(5)　履行説（その２）

(ｲ)　前記(4)の(ｲ)と同様。

(ﾛ)　「法律行為ノ目的ノ価額」は，前記規則第12条による。

(ﾊ)　前記(4)の(ﾊ)と同様。

別添

金銭消費貸借契約公正証書（関係条文のみ抜萃）

第１条　乙船舶株式会社（以下債務者という。）と甲保険株式会社（以下債権者という。）は，左の通り契約を締結し，債務者は第１回分を正に受領した。

１　使　　途　船舶建造資金

２　借入金額　金1,000万円也

３　借入日及び借入方法

第１回　契約時払分　昭和32年２月１日　金250万円也

第２回　起工時払分　昭和32年５月　　金250万円也

第３回　進水時払分　昭和32年８月　　金250万円也

第４回　竣工時払分　昭和32年10月　　金250万円也

ただし，債務者は，借入の都度この契約に基く借入金であることを表示した領収証を債権者に交付すること。

４　弁済期限　昭和33年10月末日

５　弁済方法　昭和33年１月末日を第１回とし，爾後毎月末日に金100万円宛を月賦弁済すること

６　利　　率　金100円につき日歩２銭７厘の割

７　利払方法　借入日に翌月末日迄の利息を前払し，爾後毎月末日に借入金現存残額に対する向う１ヶ月分宛の利息を前払すること。

第２条　（丙以下連帯保証人という。）は，この契約による一切の債務について，債務者との保証委託契約のいかんにかかわらず，債務者と連帯して保証の責に任ずる。

第３条　債務者又は連帯保証人が，この契約による債務を弁済しないときは，債務者又は連帯保証人は，その所有に属する財産に対して直ちに強制執行を受けることを認諾する。

別紙乙号

先般問合せにかかる標記については，左記のとおり回答する。

記

１　本公正証書（以下「原始証書」という。）は，金銭消費貸借契約ならびに金銭消費貸借の予約に対する公正証書であると解される。従って，すでに金銭の授受がなされて消費貸借が成立している部分（第１回分）は，執行証書と認め得るが，未だ金銭の授受がなく消費貸借の予約が成立しているに過ぎない部分（第２回以降の分）は公正証書作成当時執行証書の基本たる消費貸借に基く返還請求権が現存しないので，執行証書たり得ない。

なお，右消費貸借予約に基き，後日それぞれ強制執行認諾約款を付した消費貸借契約公正証書（以下「追加証書」という。）が作成されたときは，その公正証書は執行証書たり得る。

２　公証人法第43条による印紙税の額は，

(1)　原始証書においては，消費貸借の成立している部分につき印紙税法第４条第１項第２号により，消費貸借予約の成立している部分につき同条第31号による。

(2)　追加証書においては，それぞれ印紙税法第４条第１項第２号による。

３　公証人の受けるべき手数料の額は，原始証書においては借入金額の総額について，追加証書においては各分割借入金について公証人手数料規則第２条により算定する。

10　農林漁業金融公庫の土地改良区に対する貸付にかかる消費貸借契約証書を公正証書により作成する際の印紙税の納入について

（昭37.8.3民事甲2224号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）農林漁業金融公庫の土地改良区に対する貸付にかかる消費貸借契約証書を公正証書により作成する際には印紙税を納入する必要はない。

（通達）別紙甲号のとおり農林漁業金融公庫総裁から照会があり，別紙乙号のとおり回答したのでこの旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

当公庫の土地改良区に対する貸付にかかる消費貸借契約証書を公正証書により作成する際の印紙税の納入について当公庫が土地改良区に融資するに際しましては，消費貸借契約証書を公正証書により作成いたしておりますが，この場合，印紙税法第５条第５の３号（改正第５条別表第２）および同条第５の７の２号（改正第５条別表第２）の規定により印紙税を納入する必要はないものと解して差し支えないか，貴見折返し御回示願いたく御照会申し上げます。

なお，別添の当公庫九州支店の本店宛照会文のとおり，一部の公証人役場では上記と反対の解釈をされているむきもありますので，上記のとおり解して差し支えない場合には，その旨貴管下公証人役場に御連絡願いたく御依頼申し上げます。

以　上

土地改良区に対する農林漁業資金貸付契約（公正証書による）の締結に当り，印紙税納入の必要の有無について

当支店で36年度に土地改良区に対し，公正証書貸付で数件貸付決定をした（何れも熊本県）が，公正証書の締結を熊本市の公証人役場に依頼したところ同役場では，印紙税を納入すべしとのことであった。

印紙税法によれば農林公庫の発する証書，帳簿及び土地改良区の業務に関し発する証書，帳簿に関しては何れも印紙税課税を除外されている（同法第５条第５の３号（改正第５条別表第２）及び同条第５の７の２号（改正第５条別表第２））ので，当支店としては公正証書による金銭消費貸借契約の締結に当っても印紙税の納入は必要ないものと判断し，熊本の公証人役場と見解が対立しているため，公正証書の作成が出来ず実務上困却いたしております。

熊本の公証人役場の見解は「確かに私署証書で契約を締結する場合は印紙税の納入は不要であるが，公正証書で契約を締結する場合は，公正証書（原本）は公証人が発行するので，上記課税除外の適用がない」との解釈であります。

なお，このことにつき念のため福岡市の公証人役場の見解も質してみましたが，同役場では当支店と同じ見解で印紙税納入は不要とのことでありました。

以上の通り，公証人役場により見解が不統一であり，今後同様案件は累増するものと思われ，旁々差し当って，36年度貸付決定案件については，貸付実行も出来ず事務処理上困却いたしておりますので，早急に法務省の統一見解を質して御回示願いたく，又当局より右公証人役場に徹底するよう措置方をご依頼下さい。

別紙乙号

農林漁業金融公庫の土地改良区に対する貸付にかかる消費貸借契約書を公正証書により作成する際の印紙税の納入について（回答）

５月29日付農公管第137号で照会のあった標記の件については，印紙税を納めることを要しないものと考えます。

なお，右は国税庁とも打ち合せずみであり，本件については公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知せしめる措置をとったから，その旨申し添えます。

11　国家公務員共済組合が国家公務員共済組合法第98条第１項第４号の事業として組合員に資金を貸し付け公正証書を作成した場合の印紙税の納入の要否について

（昭38.11.20民事甲3131号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（通達）別紙甲号のとおり東京法務局所属公証人茂見義勝から照会があり，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

印紙税の納入の要否について

当庁所属公証人茂見義勝から標記について別紙のとおり問合せがありましたが，当職は印紙税を納めることを要しないものと解しますので意見を付して進達いたします。

別紙

印紙税の納入の要否について（照会）

国家公務員共済組合が，国家公務員共済組合法第98条第１項第４号の事業として，組合員に対して土地購入，住宅建築等のため臨時に資金を貸付け，これを金銭消貸借契約公正証書に作成する場合，この公正証書に印紙税の納入を要しますか。

印紙税法第５条６の10の８（改正第５条別表第３）によれば，この場合には印紙税を納めることを要しないものとも解されますが，従来の取扱いは区々であるやに見受けられ，なお今回，大蔵省共済組合において，全国にわたり，支部による組合員に対する臨時貸付を，すべて公正証書作成に統一するについて，右の印紙税納入要否の質問を受けた（大蔵省共済組合側は消極見解）次第であります。

至急何分の御指示をお願いいたします。

別紙乙号

国家公務員共済組合法第98条第１項第４号の事業として組合員に資金を貸し付け公正証書を作成した場合の印紙税の納入の要否について（回答）

９月10日付で照会のあった標記の件については，印紙税を納めることを要しないものと考えます。

なお，右は国税庁とも打ち合せずみであるから，念のため。

12　印紙税法の適用について

（昭44.2.27民事甲352号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨） 債務弁済契約公正証書には，印紙税法別表第１，第１号の「契約金額の記載のない契約書」として50円の収入印紙を貼用すべきである。（先例変更）

（通達） 別紙甲号のとおり高松法務局所属公証人岡村三郎から照会があり，別

紙乙号のとおり回答したから，この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

印紙税法の適用について

別添雛形の債務弁済契約公正証書は，債権者年金福祉事業団と債務者（私人）間の債務弁済契約につき作成したものであるが，これに貼付すべき印紙につき左記甲，乙，２説あり，小職役場においては乙説に従い記載金額のある証書として該公正証書に金額の区分による印紙を貼用せしめたところ，同公団より甲説に従い該公正証書は記載金額のない証書であるから50円の印紙を貼付すべきものであり，過誤納の分については還付請求したい旨の申出があり，差迫った問題でありますので甲乙いずれの説に従って印紙を貼付すべきか至急何分の御指示をお願い致します。

記

甲説　別添雛形の債務弁済契約公正証書に記載されている金額は，同公正証書に引用されている原始私署証書に記載の金額であって，同公正証書自体は記載金額がないので，右公正証書は印紙税法別表第１号の「契約金額の記載のない契約書」として50円の印紙を貼付すべきである。（金融法務事情484号23頁参照）

乙説　同公正証書はたとえ原始私署証書を引用してあっても記載金額，弁済方法，利率及び利息の支払方法，遅延損害金その他約款が記載されていて，記載金額の消費貸借の成立を証する証書と解すべきであるから，印紙税法別表第１号の契約金額の記載ある証書として契約金額の区分に応じた印紙を貼用すべきである。

（別添）

第１条　　（以下「乙」という。）は，年金福祉事業団（以下「甲」という。）との間の締結した昭和　　年　　月　　日付金銭消費貸借契約証書に基づき，乙が甲に対し負担する債務（以下「債務」という。）を次の条件により弁済するため，この契約を締結する。

１　金　　額　金　　円也

２　償還期限　新築資金，増築資金及び土地取得資金，金　　円也

については，昭和　　年　　月　　日とし，設備備品購入資金，金　　円也については，昭和　　年　　月　　日とする。

3　利　　率　　年　　分　　厘

4　償還方法　半年賦元金均等償還により新築資金，増改築資金及び土地取得資金，金　　円也については，昭和　　年　　月　　日を初回として金　　円を償還し，以後毎年３月及び９月の各20日に金　　円あてを計　　回に割拭償還し，期限までに皆済する。

5　利息支払方法及び時期　毎年３月及び９月の各20日に前６ヵ月分を後払いとする。

第２条ないし第15条　略

第16条　乙及び保証人は，この債務を履行しないときはこの債務から生ずる一切の債務金の請求につき強制執行を受くべきことを認諾した。

第17条ないし第20条　略

前貸資金に関する金銭消費貸借契約書

第１条　年金福祉事業団（以下「甲」という。）は，　　（以下「乙」という。）に対し，昭和　　年度融資決定に基づく前貸資金として，証書貸付の方法により金　　円を金員で貸渡すものとする。

2　乙は，この契約による貸付金を次のとおり建設又は購入に使用しなければならない。

(1)　土地取得資金　金　　円也
(2)　新　築　資　金　金　　円也
(3)　増　改　築　資　金　金　　円也
(4)　設備備品購入資金　金　　円也
合　　計　金　　円也

ただし，甲が承認した添付の設計図書記載のとおりとし，竣功期限は昭和　　年　　月　　日とする。

第２条　甲は，この契約に基づく貸付金を次の方法により貸付けるものとする。

(1)　土地取得資金は，乙が土地の所有権を取得し，かつ，甲のために当該土地の上に抵当権を設定し登記を了したときにおいて，甲の定める

方法により乙又は乙の指定人に交付する。

(2)　新築又は増改築資金は，乙が工事に着手したのち甲において工事の竣工につき審査し，工事の出来高に応じて甲の定める方法により乙又は乙の指定人に対して分割交付する。ただし，最終回の貸付資金については，公正証書による債務弁済抵当権設定契約を締結したのち交付する。

なお，前記貸付けに当たって，あらかじめ担保を徴すべきものについては，担保を提供し若しくは提供することを約した者乙又は乙以外の者（以下「丙」という。）が提供した当該物件の上に甲のための担当権を設定し，かつ，甲が登記済証によって登記を確認したのち交付するものとする。

(3)　設備備品購入資金は，乙が物件の所有権を取得し占有の引渡しを受けたのち，甲のために当該物件の上に譲渡担保設定契約を締結したときに，甲の定める方法により乙又は乙の指定人に交付する。

第３条ないし第４条　略

第５条　乙及び保証人は，甲が請求したときは何時でも貸付金に関し甲の指示に従い債務弁済抵当権設定契約証書を作成するために必要な手続きをとらなければならない。

第６条ないし第26条　略

別紙乙号

印紙税法の適用について（回答）

昭和43年６月７日付照会のあった標記の件については，甲説を相当と考える。

13　債務弁済公正証書に対する印紙税に関する件

（昭45.1.20総394号大阪法務局長照会）

（昭45.3.2民事甲874号民事局長回答）

（**要旨**）債務弁済契約公正証書は，印紙税法別表第１，第１号の「契約金額の記載のない契約書」に該当する。

（**照会**）別添雛形の公正証書は，印紙税法別表第１，第１号，「３消費貸借に

関する契約書」のうち，「契約金額の記載のない契約書」に該当するものと考えますが，反対意見（金融法務事情484号23，24頁）もあり，若干疑義がありますので，何分のご指示を賜わりたくお伺いいたします。

別添

金銭債務弁済契約公正証書

第１条　一金　　円也

右は債務者何某が昭和何年何月何日債権者何某から借受けた借用金債務であることを当事者はたがいに承認し，債務者は同債務を以下の条項に従って履行することを約し債権者はこれを諾した。

第２条　前条借受金の弁済期利息及び利息の支払期は左のとおりとする。

１　弁済期日　　昭和何年何月何日

２　利　　率　　元金100円につき日歩金何銭何厘

３　利息支払期　毎月末日限りその翌年分を前払いのこと

第３条から第８条　略

第９条　何某及び何某は本契約の各条項を承認し債務者の保証人となり債務者と連帯し，且つ，保証人相互間においても連帯して本債務弁済の責に任じ，且つ，連帯保証人が債権者に対して現に有する債権並びに将来取得すべき債権はすべて本債務の担保とすることを承認する。

第10条　債務者及び連帯保証人は債務不履行の場合には直ちに強制執行を受けても異議がないことを認諾した。

（回答）本年１月20日付総第394号をもって照会のあった標記の件について，貴見のとおりと考える。

14　認証済みの定款の内容の一部を変更する旨を記載した書面で認証を要するものに対する印紙税の取扱いについて

（昭49.10.7民一5479号法務局長・地方法務局長あて民事局第一課長通知）

（通知）標記について，別紙のとおり国税庁長官から各国税局長及び沖縄国税事務所長あて通達されたので，この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙

認証済みの定款の内容の一部を変更する旨を記載した書面で認証を要するものに対する印紙税の取扱いについて

会社の設立に当り，商法第167条（定款の認証），有限会社法第５条（定款の作成）２項又は保険業法第42条（商法の規定の準用）の規定により公証人の認証を受けた定款の内容を発起人等において変更する場合には，当該変更の旨を記載した書面によって公証人の認証を受けなければならないこととされているが，当該書面は，それのみで定款としての機能を有するものではないので，たとえ「変更定款」等と称するものであっても，印紙税法別表第１第７号（改正第６号）文書（定款）に該当しないこととして取扱われたい。

なお，上記定款変更の場合において，変更後の定款の規定の全文を記載した書面によって認証を受けるときは，当該書面のうち，公証人法第62条の３（定款の認証手続）第３項の規定により公証人が保存するものは，印紙税法別表第１第７号（改正第６号）文書（定款）として印紙税が課されるのであるから留意されたい。

第２　金銭消費貸借

１　数事件ヲ列記シタル証書及抄録正本ニ関スル件

（明43.5.16宮崎公証人広木幹照会）

（明43.11.25民刑475号民刑局長回答）

（要旨）１　「数事件を列記する証書」中には，金銭消費貸借契約と抵当権設定契約とを一の証書に記載したものを包含する。

２　右の証書については，抵当物件の記載を省略した抄録正本を作成することができる。

（照会）公証人法第49条ノ「数事件ヲ列記スル証書」ニハ金銭貸借ノ法律行為ト其債権担保ノ為メニスル抵当権設定ノ法律行為トヲ一ノ証書ニ記載シタルモノノ如キヲ包含スル義ニ候哉

右包含スルニ於テハ其証書中抵当物件記載ノ部分ヲ省キ其ノ他ノ部分ノミヲ記載シタル抄録正本ヲ請求スル者アルトキハ之ヲ作成交付シ得ル義ニ候哉

（回答）貴見ノ通

2　既往ニ成立シタル契約ニ付テ公正証書ヲ作成スル件

（大3.9.17安濃津公証人山田竜二照会）

（大3.10.2民1477号法務局長回答）

（要旨）既に成立した金銭消費貸借についても弁済前であれば，公正証書を作成することができる。

（照会）公証人ハ弁済期限経過シタル金銭消費貸借契約（例ヘハ大正２年８月１日金若干円ヲ消費貸借シ弁済期限ヲ大正３年７月10日ト定メタル契約ニ付キ大正3年７月11日以後ニ於テ証書作成ノ嘱託アリタル如キモノ）ニ付キ公正証書ヲ作成シ差支ナキヤ

（回答）本年９月17日付稟伺ニ係ル公正証書作成ニ関スル件既往ニ成立シタル金銭消費貸借契約ニ付テモ弁済前ナルニ於テハ公正証書ヲ作成スルコトヲ得ル義ト思考致候此段及回答候也

（同旨）公証人ハ弁済期限経過後ノ金銭貸借契約ニ付テモ，公正証書ヲ作成スルコトヲ得ヘク，且其証書ニ執行文ヲ付与スル事ヲ得。（大7.2.12仙台公証人片山知伺，大7.3.4民395号法務局長回答）

（同旨）公証人は既往に成立した弁済期到来後の金銭消費貸借についても公正証書を作成して差し支えない（昭29.8.16民事甲1682号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）。

3　無記名債権ノ貸借契約ニ関スル件

（大5.5.12東京公証人菅原良三郎照会）

（大5.6.24民750号法務局長回答）

（要旨）無記名債権は，消費貸借，使用貸借及び賃貸借の目的となり得る。

（照会）無記名債権ハ消費貸借ノ目的タルヲ得ルモ使用貸借又ハ賃貸借ノ目的タルヲ得サルヤ

（回答）無記名債権ハ消費貸借ノ目的タルヲ得ルノミナラス使用貸借又ハ賃貸借ノ目的ト為スコトヲ得ヘシ

4　消費貸借消滅事項ノ記載

（大6.6.8福岡地裁所長照会）

（大6.7.14民1449号法務局長回答）

（要旨）公証人が前に証書を作成した消費貸借契約について，受取証書等を公正証書で作成したときは，右の契約にかかる証書原簿の備考欄に便宜弁済の旨を記載しておくのは差し支えない。

（照会）同一公証人ニ於テ前ニ金銭消費貸借ノ公正証書ヲ作成シタル後借主ノ弁済ニ依リ貸主一方ノ嘱託ニ依リ受取証書ヲ作成シ又ハ貸主借主双方嘱託ニヨリ弁済証書ヲ作成シタルモノノ如キハ前ニ作成シタル消費貸借カ消滅シタルモノナルコトヲ判然セシムル為メ証書原簿ニ記載シタル当該事件ノ備考欄ニ其旨付記セシメ置ク方可然思考候得共若シ其受取証又ハ弁済証書カ他ノ公証人役場ニ於テ作成セラレタルトキハ之レカ通知等ノ規定ナキヲ以テ其付記ヲ為スコトヲ得サルヘキカ故ニ果シテ同一公証人ニ於テ作成シタルモノト雖モ其儘トシ右等付記セシムヘキモノニ非ラサルヘキヤ

（回答）前段貴見ノ通証書原簿ノ備考欄ニ便宜弁済ノ旨ヲ記載シ置クハ差支ナシ

5　連帯債務者の一人が嘱託に参加しない消費貸借契約公正証書の作成について

（昭28.8.5旭川公証人板井一治照会）

（昭28.9.5民事甲1622号民事局長回答）

（要旨）債権者甲，連帯債務者乙丙間の消費貸借契約において，甲乙間の法律関係のみを公正証書に作成するのであれば，甲乙のみの嘱託に応じて差し支えない。

（照会）甲は乙，丙両人を連帯債務者として金円を丙に交付して貸付けたとの契約を公正証書とせんとする嘱託に於て，交付を受けたる丙は其嘱託に加わらず敢て甲，乙のみにて「丙が金円を受領して成立せる消費貸借に乙が連帯債務者となること並に強制執行認諾の条項」ある公正証書作成の嘱託に応じ支障なきや御垂示仰度

丙は株式会社として権限ある代表者が金円を受領せるも受領後会社更生法

による更生手続開始決定ありたる為め代表権が管財人に移り管財人は進んで公正証書作成に加わらざるに依り乙のみにてなさんとする事情なり。

（回答）本年８月５日付をもって照会にかかる標記については，甲乙間の法律関係のみを定める内容のものであればさしつかえないものと考える。

6　金銭消費貸借公正証書について

（昭29.8.16民事甲1682号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）既往に成立した弁済期到来後の金銭消費貸借についても公正証書を作成して差し支えない。

（通達）標記について，別紙甲号のとおり福岡法務局長から問合せがあったので，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴管下公証人に周知方然るべく取り計らわれたい。

別紙甲号

昭和28年６月25日東京公証人会長問合せに対する同年12月12日附民事甲第2382号貴職回答（民事執行法27条５参照）の解釈について，当庁所属公証人間に左記甲説，乙説と見解を異にする向もあり，いささか疑義もありますので，何分の御指示を仰ぎます。

甲説　公証人は，公正証書作成後１週間以内に執行文を付与することはできないが，既往に成立した弁済期経過後の金銭消費貸借の公正証書作成をも禁止する趣旨ではない。

乙説　公証人は，公正証書作成後１週間以内に執行文付与のできないことは勿論であるが，既往に成立した弁済期経過後の金銭消費貸借契約の公正証書作成もできない趣旨である。

別紙乙号

本年７月26日附総第1302号をもって問合せにかかる標記については甲説を相当と考える。

7　分割融資契約について

（昭31.7.7東京公証人高野正保照会）

（昭31.8.30民事甲1961号民事局長回答）

（要旨）分割融資契約は，手数料徴収上１個の法律行為と見るべきであり，手数料は，貸付金総額を手数料規則第２条の価額として徴収する。

（照会）左記公証事務の取扱につき疑義がありますので何分の御指示をお願いする。

１　当事者が一定の金額を一定の期日に数回に分割して一定の金額を順次交付をなす，所謂分割融資契約を締結し，その後１回分又は数回分の金額を授受したが，未だ一部数回分の金額授受未了の場合その法律行為の箇数は

(1)　全分割金授受完了に依る将来に於ける１箇の債権発生を目的とする１箇の法律行為であるか。

(2)　又は一定金額の消費貸借の予約と分割金を授受した都度成立した１箇又は数箇の消費貸借が併存するものと解すべきや。

右は解釈の如何に依り手数料の計算並に公証人法第43条に依る印紙貼用額に影響する。

２から４まで　略

目下差迫った事実がありますので至急御回示願い度い。

公証事務取扱上の指示申請書に対する補足

昭和31年７月７日附当職提出の公証事務取扱上の指示申請書に左記の補足を致しますから宜敷お願します。

左記

１　右申請書１の末尾に

手数料は，

(1)　消費貸借の予約と，金銭授受により成立した各消費貸借につき夫々別個に算出したものを徴収すべきか。

(2)　或は金銭授受に依り成立した消費貸借は何れも消費貸借予約に附随の法律行為（手数料規則第６条）と認め，消費貸借予約上の金額に依り算出した手数料のみを徴収すべきか。

２　略

（回答）７月７日付をもって照会にかかる標記について，左記のとおり回答する。

記

1　手数料徴収に当っては，所問は１個の法律行為と解すべきである。
手数料は分割融資契約における貸付金総額を公証人手数料規則第２条の法律行為の目的の価額として徴収すべきである。

2から4まで　略

8　水産業協同組合と組合の理事を含む数人との間の金銭消費貸借契約公正証書作成の場合における組合の代表者の記載方について

（昭38.4.9民事甲964号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）水産業協同組合と組合の理事との間で金銭消費貸借契約を締結するときは，当該理事以外の理事が組合を代表し，当該理事以外に理事が存しないときは，監事が組合を代表すべきである。

（通達）別紙甲号のとおり仙台法務局長から照会があり，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

公証事務の取扱いについて（水産業協同組合と組合の理事を含む数人との間の金銭消費貸借契約公正証書作成の場合における組合の代表者の記載方について）

水産業協同組合が債権者となり，その組合の理事４名を含む10名が連帯債務者となって金銭消費貸借契約公正証書を作成する場合，水産業協同組合法第37条によれば組合が理事と契約をするときは監事が組合を代表することになっているが，上記の場合には理事以外の者が債務者に含まれているので監事のみで組合を代表するものとは言い難いので，組合の代表者の記載方は左記のとおりでさしつかえないと考えますが何分のご指示をお願い申し上げます。

記

A漁業協同組合

理　事　　甲

（理事甲，理事乙，理事丙及び理事丁と組合との契約に関する組合代表として）

監　事　　○

別紙乙号

公証事務の取扱いについて（水産業協同組合と組合の理事を含む数人との間の金銭消費貸借契約公正証書作成の場合における組合の代表者の記載方について）

1月24日付総日記第34号で照会のあった標記の件については，当事者となる４名の理事以外の理事が組合を代表すべきものと考える。

なお，当事者となる４名の理事以外に理事が存在しないときは監事が組合を代表すべきものと考える。

9　地方住宅供給公社法に関する件について

（昭41.3.16総経193社団法人日本損害保険協会照会）

（昭41.4.5民事甲1071号民事局長回答）

（要旨）住宅協会が地方住宅供給公社に組織変更した場合，後者は前者の債務を当然承継する。

（照会）昭和40年６月10日法律第124号として公布されました地方住宅供給公社法附則第２号は公益法人である地方住宅協会等が地方住宅供給公社へ組織変更することについて定めて居ります。

而して，当協会加盟損害保険会社（社員会社20社）は政府・地方公共団体の住宅政策にご協力申し上げる意味合いから，昭和30年以来各地住宅協会等に対し損害保険会社20社が共同して相当の融資を実施して参りました。

この融資に際しましては，その都度金銭消費貸借契約を締結し，公正証書を作成することにより融資を実施して居ります。

先般，上記各地住宅協会等のうち，財団法人兵庫県住宅協会より地方住宅供給公社法に基づき，昭和40年11月15日兵庫県住宅供給公社に組織変更した旨通知がありましたが今後も各地住宅協会等より財団法人兵庫県住宅協会と同様の組織変更があるものと予測される次第であります。

つきましては，前記損害保険会社20社の共同融資に係る債権保全の関係上，財団法人兵庫県住宅協会が地方住宅供給公社法附則第２号に基づき兵

庫県住宅供給公社に組織変更されたことに伴い，両者間に人格上の変動はないと解釈し，後者は前者の債務を別段の意思表示がなくとも当然に承継するものでありましょうか。因みに信用金庫法は同法第60条第２項において，合併後存続する金庫又は合併に因って成立した金庫は，合併に因って消滅した金庫の権利義務を承継する旨定めて居りますが地方住宅供給公社法には斯かる明文がございません。しかし同法の立法主旨からみて，本件の組織変更は前者の債務を後者が当然に承継するものと考えますがもし左様な解釈に誤りがなければ，同法に基づく組織変更につきましては融資当初に作成した公正証書を書換える必要はないものと考えますがこの点につき法制ご当局のご見解をご教示賜りたく，ご多用中誠に恐縮に存じますがなるべく早急にご回答下さいますようお願い申し上げます。

（回答） ３月16日付で照会のありました標記の件は，貴見のとおりと考えます。

10　貸金業規制法等に基づく金利の契約に関し公正証書作成嘱託があった場合の取扱いについて

（昭58.10.14民一5967号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨） 利息制限法に基づく上限率を上回る金利の契約に関し公正証書作成の嘱託なされた場合，同法の限度内の利率に引直して公正証書を作成することについて，当事者双方の承諾があれば，これに応じて差し支えない。この場合において，委任状の利率の記載を変更させる必要はない。

（通達） 標記について別紙甲号のとおり日本公証人連合会会長から照会があり別紙乙号のとおり回答したので，貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

かねてから当連合会においては，本年11月１日から貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）（以下「法」と略称）が施行されることに伴い，利息制限法に基づく上限率を上回る金利の契約に関し公正証書作成嘱託がなされた場合の取扱いについて検討中のところ，このたび下記により嘱託に応ずることが相当であるとの意見を取りまとめましたが，貴職の御内意を承りたく度くお伺いします。

記

甲説　法20条は，公正証書作成を前提としているので，嘱託に応ずることが相当であるが，公正証書の内容は，公証人法26条に違反してはならない。

したがって，利息制限法に基づく限度内の利率に引直して公正証書を作成することについて，当事者双方の承諾があれば，嘱託に応じこれについて公正証書を作成すべきである。

右の場合，利息制限法に基づく制限の範囲内の利率ならば，真実の契約内容を変更したことにならないので，委任状の記載を変更させる必要はない。

乙説　法20条は，公正証書作成の委任状に貸付の利率を記載することを要求しているが，これは当然その利率が公正証書に記載されることを予定しているものである。

したがって，嘱託にあたり提出された委任状に記載されているものと同一の内容について公正証書を作成することとして嘱託に応ずべきである。

右の場合，執行認諾は利息制限法に基づく限度内の利率の範囲内においてさせることとし，執行文は利息制限法に基づく利率の制限内の部分について付与するものとする。

別紙乙号

本年９月26日付け書面をもって照会のあった標記の件については，貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。

11　執行文の付与の期間等について

（平2.3.29民一1149号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨） 強制執行認諾約款を含む金銭消費貸借公正証書に記載する弁済期等を証書作成の日から１週間以内の日とすることができるとした事例

（通達） 標記について，別紙甲号のとおり日本公証人連合会会長から照会があり，別紙乙号のとおり回答したので，貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

強制執行認諾約款を含む金銭消費貸借公正証書（債務弁済契約公正証書を含む。以下同じ。）に記載する弁済期及び当該公正証書につき執行文を付与する時期に関しては，公正証書作成の日から起算して１週間以内の日とすべきでないとする取扱いが妥当である旨の先例（昭和28年12月12日民事甲第2382民事局長回答）が示されているところでありますが，この先例は，債務者保護の観点によるものと解されるところ，この趣旨にかんがみますと，上記の弁済期及び執行文付与の時期につき，下記のような取扱いをすることも差し支えないと考えております。ついては，この点につき貴見を伺いたく，照会致します。

記

１　強制執行認諾約款を含む金銭消費貸借公正証書を作成する場合において，嘱託当事者の権利関係の内容，短期の弁済期を定める理由その他諸般の事情に照らし，債務者保護の理念に反しないと認められるときは，公正証書作成の日から起算して１週間以内の日を弁済期とするものを作成すること。

２　強制執行認諾約款を含む金銭消費貸借公正証書上の債務者の給付が割賦弁済その他の定期給付にかかるものであって，その第１回目の弁済期が公正証書作成の日から起算して１週間以内の日である場合であっても，債権者の権利保護を緊急に図る必要があると認められるときは，その公正証書につき作成の日から起算して１週間以内の日に執行文を付与すること。

別紙乙号

本月22日付け日公連庶第14号をもって照会のあった標記の件については，貴見のとおり取り扱って差し支えない。

第３　（根）抵当権設定

１　根抵当権設定契約証書ニ執行文付与ニ関スル件

（明42.8.2名古屋地裁所長照会）

（明42.10.22民刑872号民刑局長回答）

（要旨）根抵当権設定契約公正証書には民事訴訟法第559条第３号に該当する請求の金額の記載がないから執行ある正本を付与することができない。

（照会）公正証書ヲ以テ不動産ヲ抵当トシ金500円ヲ限度トシ金銭貸借ノ契約ヲ為シ其額ハ通帳ニ依ルコトトセリ（所謂根抵当）而シテ通帳計算ノ結果300円弁済ヲ怠レリ法ノ場合ニ於テ公証人ハ動産ニ対スル執行正本ヲ付与シ得ルヤ否ヤ（勿論公正証書ニハ弁済ヲ怠リタル場合ニハ直チニ執行ヲ受クルモ異議ナキ旨約諾ノ記載アリ）ニ関シ左記２説アリ何レヲ可トスヘキヤ差掛リタル事件有之候ニ付キ一応貴局ノ御意見承知致度此段及御問合候也

第１説　執行正本ハ付与スルコトヲ得ス

公正証書ニ依ル債務名義ハ民訴第559条第５号ニ明定セシ如ク一定ノ金額ノ支払ヲ目的トスル請求ナラサルヘカラス然ルニ本問ノ如キハ或程度（500円）迄金銭カ貸借スヘキコトヲ予約シタルニ過キサレハ民訴第559条第５号ニ該当スヘキモノニアラス

第２説　執行正本ノ付与ハ適法ナリ

当事者双方合意ノ上金500円迄貸借スヘキ契約ヲ締結シ此契約ニ基キ貸借シタル金銭ノ弁済ヲ怠リタルトキハ直チニ執行ヲ受クルモ異議ナキ旨約シタル公正証書ニ基ク以上ハ金500円ヲ超過シタルモノニ付テハ執行シ得サルコト勿論ナリト雖モ其範囲内ニ於ケル請求ハ之ヲ執行シ得サルノ道理ナシ若シ第１説ノ如キ狭義ノ解釈ヲ為サンカ金500円ヲ貸与シ其弁済ヲ怠リタルトキ内金300円ヲ請求スル場合ニ於テモ尚ホ執行シ得スト云ハサルヘカラサルノ不条理ヲ来タサム

（回答）本年８月２日附ヲ以テ御問合相成候公正証書ノ執行力アル正本付与ニ関スル件ハ公正証書ニ依ル執行シ得ヘキ債務名義ニハ執行ニ必要ナル原因ノ記載ナカルヘカラス然ルニ根抵当権設定契約公正証書ニハ民事訴訟法第559条第５号ニ該当スル請求ノ金額ニ付キ記載ナキモノナルヲ以テ公証人ハ之ニ対シ執行力アル正本ヲ付与スルコトヲ得サル義ト思考致候此段及回答候也

2　債権ノ一部ニ対シ抵当権設定ノ件

（昭16.10.22神戸公証人高橋浅太郎照会）

（昭16.11.7民事甲987号民事局長回答）

（要旨）債権の一部を被担保債権として抵当権を設定することは妨げない。

（照会）左記ノ如キ案件ニ付事務取扱上疑義相生シ候ニ付何分ノ御指示相成度此段及稟伺候也

記

貸主甲借主乙間ノ貸金（又ハ貸越契約ノ極度金額）８万円也ニ付キ乙及第三者丙ハ全額ニ対シ，丁ハ内金６万円也ニ対シ各抵当権（又ハ根抵当権）ヲ設定シタリ

右丁ノ抵当権設定ニ付左ノ数説アリ

1　債権額ノ一部ニ対スル抵当権ノ設定ハ許スヘカラス

2　債権額ノ一部ニ対スル抵当権ノ設定モ有効ナリ

3　普通貸金ニ付テハ１ノ説可ナルモ，根抵当ハ極度金額ノ一部ニ対スル根抵当権ノ設定モ之ヲ認ムヘキモノナリ

（回答）債権ノ一部ヲ被担保債権トシテ抵当権ヲ設定スルハ之ヲ妨ケサルモノト思考致候条此段及御回答候也

3　求償担保に対する件

（昭25.1.30民事甲254号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）債務の保証人が将来主たる債務者に対して取得すべき求償権を担保するため，あらかじめ主たる債務者に抵当権を設定させることは可能である。

（通達）標記の件については別紙甲号の通り農林中央金庫復興融資部長から照会があったので，別紙乙号の通り回答しておいたから，この旨貴管下登記官吏に周知方然るべく取り計らわれたい。右通達する。

別紙甲号

金銭消費貸借契約の債務保証人が将来保証債務を履行した場合取得する主たる債務者に対する求償権を担保せしむるためあらかじめ，抵当権を設定せしむることは可能であると存じますが，若干の疑義もあり且つところによっては之が登記申請を受理せられない地方法務局もあるやに聞及びますので，之について貴局の御見解と御方針を御教示願いたく御伺い致します。

別紙乙号

昭和25年１月14日附で照会のあった標記の件については，貴見の通り将来発生することあるべき求償権を担保するため，抵当権を設定することができるものと考える。右回答する。

4　根抵当権設定金銭消費貸借契約公正証書に基く執行文付与に関する件

（昭28.11.11民事甲2145号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）極度額を貸付額とみなす趣旨の約旨があっても，根抵当権設定金銭消費貸借契約公正証書は，執行証書とならない。

（通達）標記の件について別紙甲号のとおり高知地方法務局所属公証人戸梶重明，同川島祐雄から問合せがあったので別紙乙号のとおり回答したから，貴局所属公証人に周知方然るべく取り計らわれたい。

別紙甲号

手形取引による根抵当権設定契約公正証書には，民事訴訟法第559条第３号に該当する請求の金額につき記載なきをもって，執行力ある正本を付与することを得ないとの先例（明治42.10.22民刑第872号民刑局長回答）がありますが，右証書の強制執行認諾の条項を「債務者は債務不履行のときは債権者に対し，金何円（極度額を表示する）をもって債務金額とし，即時弁済することを特約し，該債務不履行の場合は，直ちに強制執行を受けても異議がないことを認諾した」とした場合にも，なおかつ執行力ある正本を付与することができませんか。お伺いいたします。

別紙乙号

本年６月29日付をもって問合せのあった標記の件については，所問に掲げる条項は，単に執行文の付与を受けるために用いた形式的表現にすぎず，極度額を債権金額とする債権が確定的に生じているものとは認められないから，執行文を付与することはできないものと考える。なお，貸付金債権について債務名義を得るには，現実の貸付金債権を表示した公正証書を別個に作成する外はない。

5　分割融資契約について

（昭31.7.7東京公証人高野正保照会）

（昭31.8.30民事甲1961号民事局長回答）

（要旨）１　分割融資契約は，手数料徴収上１個の法律行為とみるべきである。手数料は，貸付金総額を手数料規則第２条の価額とする。

２　分割融資契約には普通の抵当権を設定すべきである。

３　分割融資契約公正証書については，既に金銭の援受があった部分にのみ強制執行認諾約款を付しうる。

４　分割融資契約における未融資金の授受証明は，民訴第528条第２項の債権者の証明事項でない。

（照会）左記公証事務の取扱につき疑義がありますので何分の御指示をお願いする。

１　当事者が一定の金額を一定の期日に数回に分割して一定の金額を順次交付をなす，所謂分割融資契約を締結し，その後１回分又は数回分の金額を授受したが，未だ一部数回分の金額授受未了の場合その法律行為の箇数は

(1)　全分割金授受完了に依る将来に於ける１箇の債権発生を目的とする１箇の法律行為であるか。

(2)　又は一定金額の消費貸借の予約と分割金を援受した都度成立した１箇又は数箇の消費貸借が併存するものと解すべきや。

右は解釈の如何に依り手数料の計算並に公証人法第43条に依る印紙貼用額に影響する。

２　第１掲記の事案における債権を担保するため抵当権を設定する場合

(1)　将来発生する債権を担保するものであるから，所謂根抵当権を設定すべきであるか。

(2)　一定した金額の将来の債権であるから，普通の単純な抵当権を設定することができるか。

参照　大審院大正15年12月３日判決並に大審院昭和８年判例同年ツ第60号民事判例集第12巻330頁，法務省民事局長昭和25年１月30日回答，昭和26年３月８日民事甲463号民事局長通達

３　前記事実においては借主に一定の事由あるときは爾後の融資即ち分割金の授受をしない旨の約定が定められているが，

(1)　かかる事実の公正証書には債権金額が一定しないから，債務者の債務不履行を条件とする強制執行認諾条項を付し得ないか，若し付し得ないとせば既に金銭の授受があった部分についてのみ消費貸借が成立したものとして強制執行認諾条項を付するを可とするか。

(2)　公正証書作成当時においては将来の債権金額が一応一定しているのであるから，債権全額につき強制執行認諾条項を付け得るか。

４　前記事実における金銭授受は民事訴訟法第528条第２項に所謂債権者の証明すべき事項であるか如何，一般には債権発生の事項は債権者において証明すべきものと解釈される。

右解釈如何に依り，強制執行開始の条件として公正証書の謄本の外，同条項の執行文の謄本の交付及債権者提出の証明書の謄本の作成の要否も分れて来る。

目下差迫った事実がありますので至急御回示願い度い。

公証事務取扱上の指示申請書に対する補足

昭和31年７月７日附当職提出の公証事務取扱上の指示申請書に左記の補足を致しますから宜敷お願します。

左記

１　右申請書１の末尾に

手数料は，

(1)　消費貸借の予約と，金銭援受により成立した各消費貸借につき夫々別個に算出したものを徴収すべきか。

(2)　或は金銭授受に依り成立した消費貸借は何れも消費貸借予約に附随の法律行為（手数料規則第６条）と認め，消費貸借予約上の金額に依り算出した手数料のみを徴収すべきか。

２　申請書４中「金銭授受は」とは申請書１記載の金銭授受未了分につき将来引渡さるべき金銭の授受と御了承を請う。

（回答）７月７日付をもって照会にかかる標記について，左記のとおり回答する。

記

1　手数料徴収に当っては，所問は１個の法律行為と解すべきである。

手数料は分割融資契約における貸付金総額を公証人手数料規則第２条の法律行為の目的の価額として徴収すべきである。

2　(2)のとおり。

3　(1)後段のとおり。

4　消極に解すべきである。

第４　譲渡担保

1　売渡抵当契約ニ関スル件

（大4.6.24及大4.7.8福井地裁所長照会）

（大4.9.4民1137号法務局長回答）

（要旨）売渡抵当契約は，当事者がその効力を生ぜしめる真意のない虚偽の意思表示であるときは無効であるが，信託行為としての効果を生ぜしめるものであるときは必ずしも無効ではない。

（照会）甲者カ其所有動産ヲ担保トシテ乙者ヨリ金員ヲ借用スルニ当リ所有権移転ノ効力ヲ生セシムル意思ヲ以テ其動産ヲ売渡抵当ト為シ之カ売買公正証書ヲ作成セシメタル後其弁済方法トシテ甲者ハ其動産ノ賃借人，乙者ハ其賃貸人名義ヲ用ヒ右売渡動産ノ賃貸借契約公正証書ヲ作成セシメントスルハ勢ヒ不得止カ如クナルモ右ハ虚偽ノ公正証書ニシテ無効ナルヘク従テ公証人ニ於テ其事実ヲ知ルニ於テハ公正証書ヲ作成スヘキモノニ非ス但嘱託アルニ於テハ内部関係タル金員貸借ノ事実ニ基キ金員貸借契約公正証書ヲ作成スルハ有効ニシテ当然ノ義ト思考候モ聊カ疑義有之及御問合候条至急何分ノ御回答相成度候也

（法務局長ノ照会ニ対スル再問合）本月24日付日記第1159号ヲ以テ公正証書作成ノ件問合ニ対シ民第1015号ヲ以テ御照会ノ越了承従前一定ノ家具類ヲ売買シ其家具類ヲ買主ニ於テ売主ニ賃貸シ即チ前記ノ売買当事者間ニ於テ賃貸借契約ヲ為シ賃貸主ハ賃貸物件ヲ売戻ス権利アル旨ノ約款ヲ附シ公正証書ヲ作成セシメタル者有之右ハ前記ノ売買ハ其実売渡抵当ニ過キサリシモノト思考ス売渡抵当ハ其売買当事者間ニハ所有権移転セス従テ其売渡

抵当後即チ別紙第１号売買公正証書（証書面ハ通常売買ノ形式ヲ採ル）作成後売主カ売渡物件ヲ継続使用センカ為メ其買主トノ間ニ別紙第２号ノ如ク賃貸借契約公正証書ノ作成ヲ嘱託スルモ所有権移転ナキ売買当事者間ニ賃貸借契約ノ成立スヘキ謂ハレナキヲ以テ公証人ニ於テ相当注意ノ上前記ノ売買カ其実売渡抵当タルノ情ヲ知ルニ於テハ右賃貸借契約公正証書作成ノ嘱託ヲ拒ムヲ相当トスヘク而モ売渡抵当ニ於ケル売買代金ハ其売買当事者間ノ関係ニアリテハ一種ノ貸借金員ニ外ナラサレハ若シ其嘱託アルニ於テハ別紙第１号売買公正証書作成後即時即チ貸借金員ハ前記ノ売渡抵当代金タルノ情ヲ知リツツ別紙第３号ノ如ク金員貸借公正証書ヲ作成スルモ敢テ虚偽違法ノモノニ非サルヘシト思考ス右卑見ノ当否ニ付御意見承知致度別紙相添ヘ更ニ及御問合候也

（別紙第１号）

動産売買公正証書（抄）

第１条　売渡人甲ハ其所有ニ属スル何町何番地建物ニ附属スル畳何枚－（以上詳細明確ニ記載ス）ヲ代金120円ニテ売渡シ買受人乙ハ之ヲ買受ケタリ

第２条　買受人乙ハ代金120円ヲ支払ヒ売渡人甲ハ之ヲ受領シタリ

（別紙第２号）

動産賃貸借公正証書（抄）

第１条　賃貸人乙ハ其所有ニ属スル何町何番地建物ニ附属スル畳何枚－（物件ハ詳細明確ニ記載ス而シテ前号売買物件ト同一ナリ）ヲ１ヶ年間１ヶ月10円ノ賃料ヲ以テ貸渡シ貸借人甲ハ之ヲ借受ケタリ

第２条　賃料ノ支払期日ハ毎月末日トス

第３条　賃貸期間内ニ拘ラス賃借人甲ハ120円（支払済ノ賃料アレハ之ヲ控除ス）ヲ提供シ賃貸物件ヲ買受クルノ権利アリ賃貸人乙ハ之ニ応シ売渡ス義務アリ

第４条　賃貸人乙ハ賃貸期間満了後ニ在リテハ代金120円（支払済ノ賃料アレハ総テ之ヲ控除ス）ヲ以テ賃貸物件ヲ売渡ス権利アリ賃借人甲ハ之ヲ買受クル義務アリ

（附言）売渡抵当ノ場合ハ買主ニ於テハ金員ノ返済ヲ希望シ売主ハ売渡

物件ノ完全ニ己レニ帰属センコトヲ希望スルニ依リ右第3第4条ノ如キ約款ヲ付シタルモノナリ

（別紙第3号）

金員貸借公正証書（抄）

第1条　貸主乙ハ金120円ヲ貸渡シ借主甲ハ之ヲ借受ケタリ

第2条　返済期限ハ何年何月ヨリ毎月末日10円ヲ支払ヒ12ヶ月後何年何月マテニ完済スルモノトス

第3条　借主甲ハ120円ヲ完済スルニ至リシトキハ先キニ公正証書ヲ以テ借主甲ヨリ貸主乙ニ貸渡セシ何町何番地建物ニ附属スル畳何枚－（物件ハ詳細明確ニ記載ス）ノ売渡ハ当然解除ス

（回答）本年7月8日付日記第1232号ヲ以テ御問合相成候公正証書作成ニ関スル疑義ノ件ハ問合面前段設例ノ如キ契約ハ当事者カ行為ノ効力ヲ生セシムル真意ナキ虚偽ノ意思表示ヲ為シタルモノナルトキハ固ヨリ無効タルヘキモ反之信託行為トシテ所謂売渡抵当契約ヲ為スモノナルトキハ必シモ無効ニアラサルヘク然カモ後段設例ノ如ク売買証書ト消費貸借証書トノ授受ヲ為ストキハ契約面ニ於ケル計算関係ハ当事者ノ意思ニ吻合セサルコトトナリ信託行為トシテ法律上ノ効果ヲ生セシムルコト能ハサルヲ以テ斯ル契約ニ付テハ公正証書作成ノ嘱託ニ応スヘキモノニ非スト思考致候此段及回答候也

第5　賃貸借

1　公正証書ノ効力ニ関スル件

（明43.2.15高松地裁所長照会）

（明43.8.5民刑137号民刑局長回答）

（要旨）1　利息制限法の規定を潜脱する目的でした仮装の賃貸借契約は無効である。

2　競売期日の公告を為さずに競売手続を完結すべき旨の契約は，公の秩序に反する無効の行為であるから，執行官はもちろん，当事者もこれに拘束されない。

（照会）1　動産賃貸借証書ニ賃借人カ賃借物ノ返還ヲ遅延シ若クハ之ヲ拒ミ

タルトキハ賃貸人ハ返還ニ代ヘ（「返還ニ代ヘ」トノ文字ヲ「賃貸物ノ所有権ヲ抛棄シ云々」ト書換ヘタルモノアリ）金幾100円ヲ請求スルコトヲ得ヘク賃借人ハ其金額ニ付キ強制執行ヲ受クヘキコトヲ約諾シタルモノアリ然レトモ賃借物ノ返還ヲ遅延シ若クハ之ヲ拒ムトキハ相当ノ手続ニヨリ権利ノ救済ヲ求ムヘク若シ損害ヲ生シタルトキハ之ヲ賠償セシムルコトヲ得ヘシ本契約ノ如キハ高利貸債権者カ債務者ニ一定ノ金額ヲ給付シ其所有動産ヲ買取スルト同時ニ之ヲ債務者ニ賃貸シ一定ノ賃料ヲ収メ期限ニ至リ先ニ給付シタル基本金ヲ取戻サン為メノ手段ニ出ツルモノニシテ契約ノ内容甚タ不穏当ナルノミナラス賃借人ヲ強制シテ賃借物ヲ買取セシメ其代金ニ対シ強制執行ヲ為サントスルモノニシテ不法ノ契約タルヲ免カレサルカ如シ右ノ契約ハ果シテ効力アリヤ否ヤ

2　一定ノ金額ノ支払ヲ目的トスル請求ニ付キ作成シタル公正証書ニ債務者ヲシテ債務ノ履行ヲ怠ルトキハ強制執行ヲ受ケ即時競売セラルヘキコトヲ約諾セシメ他日債権者ハ執行文ノ付与ヲ受ケ執達吏ニ委任シ債務者ノ動産ヲ差押フルト同時ニ公告ヲモ為サス直ニ競売シ其代金ヲ取得スルコトアリ畢竟高利貸カ強制執行ニ際シ他債権者ノ配当要求ヲ避ケントスル手段ニシテ競売ノ日時場所ヲ公告セサルヲ以テ競売申出人僅少ニシテ競売価額ヲ適当ニ競リ上クルコトヲ得ス然レトモ（旧）民事訴訟法第575条但書ニハ利害関係ノ合意ニ依リ競売期日ヲ短縮スルコトヲ許シ殊ニ同条但書ニ依レハ腐敗シ易キ物ノ換価ニ付テハ公告ヲ為スナキコトアルヘケレハ利害関係人ノ合意アルトキハ公告ヲ為サス差押物ヲ即時競売ニ付スルコトヲ得サシメサルヘカラス又期日短縮ノ合意ハ予メ許ササル性質ノモノニアラサルニ付右ノ如ク公正証書ヲ以テ合意スルトキハ有効ト為ササルヘカラサルカ（競売完結前執行力アル正本ニ依リ配当ヲ要求スル債権者ヨリ法定期間ノ公告ヲ求ムルトキハ右合意ノ無効ナルハ勿論ナリ）他ニ時弊矯正ノ方法ナキヤ

（回答）1　賃貸借契約カ真正ニ成立シタルモノトセハ本問ノ請求ハ損害賠償ノ額ヲ予定シ又ハ違約金ヲ約シタルモノト認ムルヲ相当トスヘキモ金銭消費賃借ノ事実ニ付キ賃貸借契約ヲ仮装シ利息制限法ノ規定ヲ潜脱スルノ目的ヲ以テ為シタル契約ナルニ於テハ其契約ノ無効ナルハ勿論ナリトス

2　有体動産ニ対スル強制執行ハ民事訴訟法ノ規定ニ従ヒ相当ノ期間ヲ以テ

競売期日ヲ定メサルヘカラサルモノニシテ差押債権者及債務者間ニ於テ予メ期日公告ヲ為サスシテ競売手続ヲ完結スルコトニ付契約ヲ為スモ其契約ハ公ノ秩序ニ反スル事項ヲ目的トスルモノニシテ素ヨリ其効力ヲ生セサルモノトス従テ執達吏ハ勿論当事者ニ於テモ該契約ニ拘束セラルヘキモノニアラス

2　無記名債権ノ貸借契約ニ関スル件

（大5.5.12東京公証人菅原良三郎照会）

（大5.6.24民750号法務局長回答）

（要旨） 無記名債権は，消費貸借，使用貸借及び賃貸借の目的となり得る。

（照会） 無記名債権ハ消費貸借ノ目的タルヲ得ルモ使用貸借又ハ賃貸借ノ目的タルヲ得サルヤ

（回答） 無記名債権ハ消費貸借ノ目的タルヲ得ルノミナラス使用貸借又ハ賃貸借ノ目的ト為スコトヲ得ヘシ

3　借地法ニ関スル件

（大10.6.4東京公証人加藤信存照会）

（大10.6.16民事2538号民事局長回答）

（要旨） 処分の権限のない者は，建物所有のための土地の賃貸借契約をすることはできない（民法第602条参照）。

（照会） 処分ノ権限ナキ者ハ借地法ニ依ル賃貸借契約ヲ為スコトヲ得ルヤ否ヤ

（回答） 本年６月４日付稟伺ノ件ハ処分ノ権限ナキ者ハ借地法ニ依ル賃貸借契約ヲ為スコトヲ得サル儀ト思考致候

4　借地法違反の公正証書作成について

（昭33.9.11釧路公証人田利清照会）

（昭33.9.19民事甲1989号民事局長回答）

（要旨） 借地法に規定する期間より短い存続期間を約定する宅地賃貸借契約については，一時使用の賃貸借と認められない限り，公正証書を作成してはならない。

（照会） 本職は建物の所有を目的とする宅地賃貸借契約の公正証書作成を依頼受けたとき，その存続期間は借地法に準拠して作成しているのでありますが，時々賃貸借期間を３年又は５年とした短期間契約の作成を依頼して来る者があります。このような場合は借地法の強制規定に反する旨を述べてお断りしているのであります。

然るに「他の公証人においては３年でも５年でも希望通りの存続期間で作成して呉れるに」と言って本職に対し右の様な証書作成を強要して来る者があり，その公正証書を持参して示された者もあります。凡聞によると「当事者が希望する以上借地法にかかわらずして作成して差支えない」とし且つ慣習的に作成されているとの事であります。

本職就任以来日浅く慣習の存在等は知らざるも公証人の資格，従来貴庁よりの違法の公正証書作成に対する注意，及び公証人法第26条等によって，このような借地法を無視した短期間の契約公正証書は作成すべきでないと思考します。然し当事者の意思を尊重し借地法の期間より短かいのは期間の定めのないものと解して作成しても差支えないでせうか。御手数ながら折返し何分御指示を御願いします。

（回答） 照会のあった借地法に規定する期間より短い存続期間を約定する宅地賃貸借契約公正証書は，（旧）同法第９条に該当すると認められない限り，貴見のとおり作成すべきでない。

5　建物賃貸借契約における保証金差入条項について

（昭36.11.27民事甲2975号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨） 建物賃貸借契約とともにされる保証金差入契約は，附随の法律行為に該当する。

（通達） 別紙甲号のとおり東京法務局所属公証人高野正保から照会があり，別紙乙号のとおり回答したからこの旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

左記公証事務の取扱に関し疑義がありますので，何分の御指示をお願いします。

建物賃貸借契約に関連し為される保証金差入契約につき手数料を徴収す

べきや否や。

建物賃貸借契約を締結するに当り賃借人が賃貸人に対し相当額の敷金を差入れる外別途に相当多額（敷金の数倍に当る）の保証金を差入れる契約をする事例がある而も右保証金は敷金と異り賃貸借存続期間中と雖も一定の据置期間後年賦償還を為し且つ極めて低率であるが利息（年２分乃至４分）を支払う約定をしている敷金契約は賃借人の賃借契約上の債務を担保する契約であって附随行為と見るべきであるから手数料を徴収すべきものでないこと勿論であるが，

保証金差入契約については

1　賃借人の契約上の債務を保証する一種の担保行為であって賃貸借契約に附随する法律行為と観るべきであるから手数料を徴収すべきものでない

2　本事案の場合は既に賃借人の債務を担保するに足る敷金を差入れている上に更に多額の保証金を差入れ而も賃貸借の存続中に償還し且利息支払の約定を為すものであるから保証金契約は賃貸借契約と同時に成立しても該契約とは別個独立の契約であって実質上は寧ろ消費寄託又は消費貸借に近い性質を有する従って手数料を徴収すべきである

との両説あり，手数料の徴否に関し公証役場の取扱も区々に分れているのでこれ統一する必要がある。

別紙乙号

８月７日付で照会のあった標記の件は，公証人手数料規則第６条にいう附随の法律行為と解する。

第６　使用貸借

１　無記名債権ノ貸借契約ニ関スル件

（大5.5.12東京公証人菅原良三郎照会）

（大5.6.24民750号法務局長回答）

（要旨）無記名債権は，消費貸借，使用貸借及び賃貸借の目的となり得る。

（照会）無記名債権ハ消費貸借ノ目的タルヲ得ルモ使用貸借又ハ賃貸借ノ目的タルヲ得サルヤ

（回答）無記名債権ハ消費貸借ノ目的タルヲ得ルノミナラス使用貸借又ハ賃貸借ノ目的ト為スコトヲ得ヘシ

第７　売　買

１　嘱託人ニアラサル相手方ノ面識等ニ関スル件

（明42.8.20長野地裁所長照会）

（明42.9.28民刑970号民刑局長回答）

（要旨）売買契約について，売主だけが嘱託人であるときは，買主については公証人がその氏名を知り，面識あることを要しない。

（照会）売買契約ニ付売主ノ一方ノミ嘱託人タルトキハ買主ニ付テハ公証人カ其氏名ヲ知リ且面識アラサルモ差支ナキヤ

（回答）貴見ノ通

２　売買契約ノ解除ニ関スル件

（明43.5.16宮崎公証人広木幹照会）

（明43.11.25民刑475号民刑局長回答）

（要旨）１　解除条件付売買についての条件成就は事実にすぎないので，法律行為についての証書の作成を必要としない。

２　履行を終えた売買を解除する契約は，手数料規則第22条第２号にあたらない。

（照会）賃貸借ノ残期間ニ付其契約ヲ解除スル場合ノ手数料ハ手数料規則第13条第１号ニ依ルヘキ旨民刑局長ヨリ某公証人ノ伺ニ対シ御回答相成居候処当事者ノ双方カ既ニ履行シタル売買行為ヲ当初其売買ニ附帯セシメタル解除条件ヲ満タシタルニ因リ売買ヲ解除スル証書作成ノ手数料モ右ニ準シ可然候哉（双方トモ既ニ履行セシモノナレハ規則ノ明文ニ適合セスト雖モ最初ノ売買行為ト同一ノ手数料ヲ受クルハ嘱託人ニ酷ナルノ感有之候）

（回答）問合ノ趣旨解除条件附売買ノ条件成就ニ付テノ証書作成ニ関スルカ将タ契約ニ因ル売買ノ解除ニ付テノ証書作成ニ関スルカ判明セサルモ前段ノ趣旨ナリトセハ解除条件ノ成就ハ単純ノ事実ナルヲ以テ法律行為ニ付テノ証書作成ヲ要セサルヘク又後段ノ趣旨ナリトセハ履行ヲ終ヘタル売買ノ解

除ノ意思表示ナルヲ以テ手数料規則第13条第２号ヲ適用スヘキ限リニ非サルハ勿論ナリトス

3　売買契約ト同時ニ為ス相殺ニ関スル件

（昭6.11.30長野公証人大塚等照会）

（昭6.12.24民事1289号民事局長回答）

（要旨）売買契約と同時に，売主が買主に対して負担する旧債務を承認し，その債務額と売買代金の相当額とを相殺した旨を記載した証書を作成した場合は，売買についてのみの手数料を受けるべきである。

（照会）当事者双方ノ嘱託ニ依リ売買ト同時ニ売主ハ買主ニ対シ従来其負担シタル一又ハ二以上ノ債務ヲ承認シ売買代金ニ付テハ右承認シタル債務額ノ内一部カ其対等額ニ於テ当事者双方相殺ヲ為ス契約ヲ為シタル事項ヲ同一公正証書ニ作成シタル場合ニ於テ右売買，承認，相殺ノ各行為ハ各々独立シタル法律行為ナルヲ以テ売買ニ付テハ規則第２条第４条ニ依リ債務承認ニ付テハ同第２条第13条第１号ニ依リ相殺ニ付テハ同第２条第４条ニ依リ各別ニ手数料ヲ徴収スヘキモノナルヤ或ハ又相殺ハ売買ノ附随ノ法律行為ニシテ承認ハ相殺ノ附随ノ法律行為ナリト解シ同第６条ニ従ヒ承認相殺ニ付テハ何レモ之カ手数料ヲ徴収セス単ニ売買ニ付テノミ手数料ヲ徴収スヘキモノニ候ヤ疑義有之候ニ付何分ノ御回示相煩シ度此如稟伺候也

（回答）客月30日附稟伺首題ノ件売買契約ト同時ニ其ノ代金ノ支払ニ関シ当事者ニ於テ現実ノ授受ヲ為サス旧債務ノ相当額マテ相殺ヲ為シタル旨ヲ記載セル証書ヲ作成シタル場合売買ニ付テノミノ手数料ヲ受クヘキ儀ト思考ス右本官ヨリ及回答候也

（参考）債権者債務者保証人間ニ於テ金１万円也ノ貸借契約ヲ為スト同時ニ他ニ亦債務者保証人間ニ於テ特殊ノ契約ヲ為シ之ヲ同一公正証書ニ作成スル場合ノ公証人ノ手数料ハ３円50銭（昭和46年政令第42号改正により600円）トス（大4.8.3青森区裁監督判事照会，大4.8.16民1322号回答）

4　公証人手数料規則第６条の附随の法律行為の手数料算定について

（昭40.6.24総2499号山形地方法務局長照会）

（昭40.7.21民事甲1912号民事局長回答）

（要旨）不動産売買契約とともになされる境界標識設定特約，登記費用負担の特約，債務不履行による損害賠償特約，危険負担特約及び公正証書作成費用負担の特約は，いずれも附随の法律行為である。

（照会）別添不動産売買契約書に基づき公正証書を作成する場合，公証人は境界標識設定特約（第５条），登記費用負担の特約（第８条），債務不履行による損害賠償特約（第９条），危険負担特約（第10条）及び公正証書作成費用負担の特約（第12条）も各別個の法律行為として各別に手数料を算定すべきものであるとの見解を有しておりますが，当職は，その何れも附随の法律行為であるから，不動産売買契約（主たる法律行為）によって手数料を算定すべきものと考えますが，いささか疑義がありますので，何分のご指示をお願いいたします。

別添

不動産売買契約書

○○○○（以下甲という）と○○生命保険相互会社（以下乙という）との間に次の条項により不動産の売買契約を締結する。

第１条　甲はその所有する末尾記載の物件（以下売買物件という）を金400万円也（坪当り単価５万円也の割合）で乙に売渡し，乙はこれを甲から買受ける。

第２条　乙は前条の売買代金を次の方法で甲に支払う。

１　本契約締結と同時に手附金として金40万円也を乙は甲に支払い，甲はこれを受領した。

２　第４条の所有権移転登記が完了した時残額金360万円也。この場合前号の手附金は売買代金に充当される。

第３条　本契約締結と同時に甲は次に定める手続きを完了する。

売買物件に乙を権利者とする所有権移転請求権保全仮登記を設定する。

第４条　甲及び乙は履行期日を昭和40年７月26日と定め，甲は同日までに次に定める手続を完了し，売買物件を無瑕疵の更地として乙に引渡した上，その所有権移転登記を完了する。

甲及び乙は協力して売買物件の農地転用許可申請を行ない，甲はその

許可書を乙に提出すること。

第５条　売買物件の面積は実測による。

甲はその責任で第４条の履行期日までに売買物件の隣地所有者立会いの上前項の実測を行ない，必要な場所に境界石を埋設し，甲は乙に対し隣地所有者の承諾印を押捺した実測図を提出する。

甲及び乙は前項の実測費用及び境界石埋設費用をその半額ずつ負担する。

第６条　売買物件に対する公租公課，その他すべての賦課金並びに売買物件から生ずるすべての収益は所有権移転の日で区分し，甲は同日前に発行された通知書等に対する支出並びに同日前に生ずる収益を負担収得し，乙は同日以後のものを負担収得する。ただし，売買物件に対する固定資産税は所有権移転の日で区分し，甲，乙，それぞれ日割によりこれを分担する。

第７条　甲及び乙は売買物件が都市計画法，土地区画整理法，その他土地収用に関する法規に抵触しないものとしてこの契約を締結するもので，所有権移転登記の日以前にこれに抵触していたことが後日判明し，乙が売買物件の取得につき所期の目的を達成できない場合乙はこの契約を解除することができる。この場合甲はこれに関し損害賠償等の請求を行なわない。

第８条　甲はこの売買に必要な売渡証書の作成費用，その他この契約の履行に要する費用を負担し，乙は所有権移転請求権保全仮登記及び所有権移転登記申請に要する費用を負担する。

第９条　甲がこの契約を履行しないときは，甲は第２条第１号の手附金の倍額を乙に支払い，乙がこの契約を履行しないときは，甲は第２条第１号の手附金を収得する。ただし，第４条の農地転用が関係当局において許可されないため，この契約が履行不能になった場合は甲及び乙はこの契約を無償で解除することができる。

この場合甲は第２条第１号の手附金を直ちに乙に返還しなければならない。

第10条　天災，その他の不可抗力により売買物件が第４条に定める所有権

移転登記完了前に滅失または毀損したときは，甲はその損害を負担し，乙に対して売買代金，その他の請求を行なわない。

第11条　甲及び乙は本契約に基づく金銭債務不履行のときは自己所有の全財産につき直ちに相手方より強制執行を受けても何等異議なきことを認諾した。

第12条　本証書作成費用は甲，乙折半負担とする。

物件の表示

寒河江市大字寒河江字家浦○○番の○

田　　２畝20歩

（回答）６月24日付日記総第2499号で照会のあった標記の件は，貴見のとおり。

第８　贈与（死因贈与）

１　取消シ得ヘキ法律行為ニ関スル件

（大8.1.31和歌山公証人平田二郎照会）

（大8.3.4民428号法務局長回答）

（要旨）後見監督人が被後見人を代表して被後見人所有の不動産を後見人に贈与する旨の契約について，公正証書を作成することができる。

（照会）甲ハ禁治産者ニシテ其妻乙ハ後見人タル場合ニ於テ後見監督人丙ハ民法第915条第４号（現第851条第４号）ニ依リ甲ヲ代表シテ其所有不動産ヲ無償ニテ後見人タル乙ニ与フルノ意思ヲ表示シ乙ハ之ヲ受諾スル贈与行為ニ付甲ノ親族会ノ同意アリタルコトヲ証明シ丙及乙ヨリ之カ公正証書ノ作成方嘱託アリタルトキハ公証人ハ之ヲ作成スルコトヲ得ルヤ民法第930条（現第866条）ニ依レハ後見人ハ被後見人ノ財産ヲ譲リ受ケタルトキハ被後見人ハ之ヲ取消スコトヲ得ルニ付公証人ハ公証人法第26条ニ依リ之カ証書ヲ作成スルコトヲ得サルカ如シト雖モ同条ニ所謂無能力ニ因リ取消スコトヲ得ヘキ法律行為トハ無能力者ノ法律行為ニシテ取消シ得ヘキ瑕疵アルモノヲ指称シ前述ノ如キ後見人及被後見人間ノ契約又ハ民法第792条（現第754条）所定夫婦間ニ於テ契約ヲ為シタルトキハ其契約ハ婚姻中何時ニテモ夫婦ノ一方ヨリ之ヲ取消スコトヲ得ヘキ場合ノ如キハ能力ニ制限ヲ加ヘタルニアラス又行為自体カ瑕疵アルモノト云フヲ得ス恰モ民法第550条ニ

依リ書面ニ依ラサル贈与ハ取消スコトヲ得ヘキカ如ク唯特別ノ保護ヲ与ヘタルニ過キサルヲ以テ無能力ニ因リ取消スコトヲ得ヘキ法律行為中ニ包含セサルモノト思考候得共先例ノ依ルヘキモノ無之疑義ニ渉リ候ニ付此段及稟伺候也

（回答）客月31日付ヲ以テ稟伺相成候公正証書作成ニ関スル件ハ貴見ノ通ト思考致候此段及回答候也

2　死因贈与契約において執行者指定の可否について

（昭41.5.6総日記369号松山地方法務局照会）

（昭41.6.14民事（一）発277号民事局第一課長回答）

（要旨）死因贈与契約において，その執行者を指定することができる。

（照会）当局所属公証人中村国一より標記について別紙のとおり貴職あて照会があったので，左記意見を付して進達します。

おって，本件は照会者からの申出の次第もありますので，至急何分の御回示を賜わりたく申し添えます。

記

１，２ともに積極に解する。

死因贈与契約において執行者指定の可否について（照会）

１　甲贈与者乙受贈者間の公正証書による死因贈与契約においてその執行者の指定は可なるものでしょうか。

２　右可なりとすればその証書において，これが執行者を指定して後甲死亡したときは当該目的物が不動産であれば，その指定された執行者はその権限においてその目的物につき所有権移転の登記申請ができるでしょうか。

３　本件の右甲は老齢につき前記その執行者の指定が有効ならば公正証書による死因贈与契約をしたいとの希望でありますので，至急に何分の御指示をお願いします。

（回答）５月６日付総日記第369号をもって進達のあった標記についての貴局所属公証人中村国一の民事局長あて照会の件は，貴職意見のとおりであるから，その旨公証人に伝達されたい。

第9　遺　言

1　公証人外国語ニ通シタル時証書作成方ニ関スル件

（明42.7.9長野地裁所長照会）

（明42.7.30民刑704号民刑局長回答）

（要旨）遺言者が外国語により口述したときは，日本語に翻訳して遺言証書を作成することはできない。

（照会）遺言者カ日本語ヲ解セスシテ外国語ニ依リ口述シ公証人外国語ニ通シタルトキ日本語ニ訳シテ遺言証書ヲ作成スルヲ得サルヤ

（回答）貴見ノ通

2　秘密遺言証書ノ取扱方ニ関スル件

（明43.6.22東京公証人菅原良三郎照会）

（明43.8.10民刑641号民刑局長回答）

（要旨）秘密遺言証書の封紙には証書の番号を記載し，かつ証書原簿に記入すべきである。

（照会）秘密遺言証書ノ封書ニハ番号ヲ記スルヲ要セサル哉又公証人法第46条ノ証書原簿ニ記入スヘキモノニハ無之候哉但受付簿ニ記入スルハ勿論トス

（回答）遺言書ノ封書ニハ番号ヲ記載スルヲ相当トシ且其事件ハ証書原簿ニ記入スヘキモノトス

3　遺言ノ証人ニ関スル件

（明43.6.22東京公証人菅原良三郎照会）

（明43.8.10民刑641号民刑局長回答）

（要旨）１　秘密証書による遺言者には法第28条が適用されるが証人には適用されない。

２　前項遺言者の印鑑証明書等は施行規則第25条第２項に従い取扱うべきである。

（照会）民法第1070条（現970条）秘密証書ニ依ル遺言者及ヒ証人ニ対シテモ公証人法第28条ヲ適用スヘキモノニ候哉之ヲ適用スルモノトスレハ印鑑証

明書ノ如キ書類ハ公証人法施行細則第21条第２項（現規則25条２項）ニ依リ取扱ヒ可然哉

（回答）民法第1070条（現970条）ノ規定ニ依ル遺言者ニハ公証人法第28条ノ規定ヲ適用スヘキモノナレトモ同条ノ証人ハ嘱託人ニ非サルヲ以テ同証人ニハ右公証人法ノ規定ヲ適用スヘキ限リニ在ラス遺言者ノ印鑑証明書等ノ取扱ニ関シテハ貴見ノ通

4　秘密証書ニ依ル遺言ノ付記ヲ為シタル場合ノ取扱ニ関スル件

（明43.4.26東京公証人中村一蔵照会）

（明43.8.24民刑392号民刑局長回答）

（要旨）秘密遺言証書を作成した場合においては，証書原簿に記入すべきである。

（照会）民法第1070条（現970条）ノ規定ニ基キ公証人カ秘密証書ニ依ル遺言ノ付記ヲ為セシ場合ニハ受付簿ニ記入スルノ外公証人法施行細則第15条（現施行規則第18条）中何レノ帳簿ニ記入スヘキモノナルヤ或ハ別ニ帳簿ヲ作成スルモノニヤ若シ然リトセハ其雛形及ヒ記入事項ハ何々ナリヤ

（回答）公証人カ民法第1070条（現970条）ノ規定ニ依リ遺言ノ方式ニ関スル記載ヲ為ス場合ニ於テハ受付簿ニ記入スルノ外公証人法第46条第１項及第２項ノ規定ニ依リ証書原簿ニモ記載スヘキモノトス

5　遺言証書ノ作成ニ関スル件

（大2.1.9仙台公証人利部定吉照会）

（大2.2.6民事33号民事局長回答）

（要旨）遺言証書の作成については，嘱託人が盲者又は文字を解しない場合であっても立会人は必要でない。

（照会）遺言証書作成ノ場合ニハ嘱託人盲者又ハ文字ヲ解セサル場合ト雖モ立会人ヲ要セサルヤ

遺言証書ノ場合ハ民法第1069条（現第969条）ニ依リ証人ノ立会ヲ要スル特別ノ規定アリ保護十分ナルヲ以テ公証人法第30条ノ立会人ヲ要セサルカ如シ蓋シ右第30条ハ遺言証書ノ如ク特別ノ規定ナキ一般ノ場合ヲ規定シタ

ルモノニアラサルカ疑義相生シ候ニ付此段及稟伺候也

（回答）客月９日付稟伺ニ係ル遺言証書作成ノ場合ニ関スル件ハ貴見ノ通ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

6　遺言証書ノ正本謄本作成ノ場所ニ関スル件

（大3.7.15宇都宮公証人高木英灼照会）

（大3.9.26民1201号法務局長回答）

（要旨）公証人が出張して，遺言証書を作成した場所で，その正本又は謄本を作成することができる。

（照会）公証人法第57条ニ依リ同第18条第２項ノ規定ハ遺言証書ヲ作成スル場合ニ適用セサルヲ以テ出張シテ作成シタル遺言証書ノ正本，謄本ハ原本ヲ作リタル場所ニ於テ作成スルヲ得ルヤ

（回答）貴見ノ通

7　遺言証書作成ニ書記ヲ補助セシムル件

（大10.4.27富山公証人赤松小一郎照会）

（大10.5.30民事1894号民事局長回答）

（要旨）公正証書によって遺言を行う場合，遺言者が遺言の趣旨を口授する際に，書記は，公証人の執務の補助として，口授を筆記することができる。

（照会）民法第1069条（現969条）ニ定メタル方式ニ従ヒ公正証書ニ依リテ遺言ヲ為ス遺言者カ遺言ノ趣旨ヲ公証人ニ口授シ公証人カ遺言者ノ口述ヲ筆記スルニ当リ公証人法第24号第１項ニ依リテ置キタル筆生ハ此場合ニ於ケル公証人ノ執務ノ補助トシテ右口述ノ筆記ヲ為スコトヲ得ルモノト相心得可然哉

（回答）貴見ノ通

8　遺言証書作成ニ不動産目録提出アリタル件

（大10.4.27富山公証人赤松一郎照会）

（大10.5.30民事1894号民事局長回答）

（要旨）公正証書による遺言証書作成の場合，遺言者が不動産目録を提出し，

証書に添付されたいと申出たときは，法第40条第1項の手続をするのが相当である。

（照会）遺言者カ遺言ノ趣旨ノ口述中ニ自分所有ニ係ル不動産ノ内何郡何村大字何字何々番何畝何歩外田畑合セテ何百筆此合計反別何程ヲ何某ニ遺贈毎筆ノ明細ハ此目録記載ノ通リナリトテ土地ノ目録ヲ公証人ニ提出シ毎筆ノ明細ハ此目録ヲ引用シ且目録ヲ公正証書ニ添付アリタシト求メ公証人カ此ノ口述ノ全部ヲ筆記シタルトキハ目録ニ付キ遺言者ノ求メヲ容レ公証人法第40条第1項ノ手続ヲ為スコトヲ得ルモノト相心得可然哉

（回答）貴見ノ通リ取扱フヲ相当トス

9　遺言執行者の指定について

（昭37.11.30日記総4857号高知地方法務局長照会）

（昭38.1.14民事甲32号民事局長回答）

（要旨）受遺者は，同時に遺言執行者となることができる。

（照会）公正証書による遺言にあって，遺言者が市立小中学校・市所在の養老院及び高等学校の運営資金並びに同市内の困窮遺家族の援護資金として，市に自己の財産を遺贈し，その遺言執行者として，市長または市を指定することは，ともに有効であると考えますが，聊か疑義もありますので，何分の御指示を賜わりたく，関係書類を添えてお伺いします。

昭和37年登簿第36383号

遺言公正証書

本公証人は遺言者○○○○の嘱託により証人○○○○同○○○○の両名立会の上真意でなした遺言者の遺言の趣旨を左の通り録取してこの証書を作成する。

第1条乃至第5条省略

第6条　遺言者は高知県土佐清水市に対し現金200万円也を遺贈する。

但しこの金200万円也は土佐清水市立の小中学校及高知県土佐清水市所在養老院，土佐清水市所在高等学校の運営資金並びに同市内困窮遺家族の援護資金として遺贈するものである。

第7条　略

第8条　以上各遺贈の効力は遺言者死亡のときに於てその相続財産につき発生するものとす。

第9条　遺言者は本遺言の執行者として左記の両名を指定した。

記

高知県中村市渡川

(1)　遺言執行者（遺言者の実弟）　○　○　○　○

当50歳

(2)　高知県土佐清水市長

右執行者両名は共同して本遺言を執行するものとする。

第10条　遺言者は遺言者並びにその祖先の祭祀を主宰する者として前記実弟○○○○の子を指定する。

本旨外事項

高知県土佐清水市清水○番○号地

遺言者　○　○　○　○

明治○年○月○日生

右者印鑑証明書を提出してその人違いないことを証明した。

高知市永国寺町○番県

証　人　○　○　○　○

明治○年○月○日生

右者本公証人氏名を知り面識がある。

高知市八軒町○番地

証　人　○　○　○　○

明治○年○月○日生

右者本公証人氏名を知り面識がある。

此の証書は右遺言者の嘱託により民法第969条所定の方式に従い，昭和37年8月14日高知県高知市中島町○番地公証人○○役場に於て遺言者の口述を録取して作成した。

本証書を右遺言者並びに立会の証人に読み聞かせたところ各自その趣旨の相違ないことを承認した。依て本公証人は列席者と共に署名捺印した。

高知県高知市中島町○番地

高知地方法務局所属
公証人　○　○　○　○　印
○　○　○　○　印
○　○　○　○　印

此の抄本は嘱託人高知地方法務局の請求により昭和37年11月28日本職役場に於て原本により作成し同人に交付する。

高知県高知市中島町○番地
高知地方法務局所属
公証人　○　○　○　○　印

（回答）客年11月30日付日記総第4857号をもって照会のあった標記の件については，所問のような公正証書遺言作成の嘱託には応じてさしつかえないものと考える。

10　遺言の効力について

（昭41.3.18松山公証人中村国一照会）
（昭41.3.31民事甲1044号民事局長回答）

（要旨）公正証書による遺言で，相続人廃除の意思表示をした者が相続人廃除の調停の申立を取下げても，右遺言を取り消したことにはならない。

（照会）１　遺言者甲は公正証書による遺言で「虐待，侮辱，著しい非行」を理由にその推定相続人長男Ａに対し相続人廃除の意思表示をなし，かつその遺言執行者も指定した。

２　しかしその後甲自から所轄の家庭裁判所へ右Ａに対する相続人廃除の調停の申立をしたが不調となって，これを取下げた。

３　この場合前項の事実があっても第１項の遺言自体はそのまま有効か。

４　遺言者甲はもし前記事実によって当該遺言が失効したのであれば，他の遺言事項にも関連するので更に改めて遺言をするというのでありますところいささか疑義がありますので，照会しますから，第３項につきこれが有効か失効したものかにつき何分の御指示を下さるようお願い申します。

追って右はさしかかったものでありますから至急に御指示願います。

参照　民法839条，1022条，1023条第２項

（回答）３月18日付照会の件について左記のとおり回答します。

記

相続人廃除の調停の申立を取下げたことが，本件遺言と抵触するものとは解せられない。

11　遺言公正証書の作成及び所有権移転登記について

（昭47.4.17日付法務局長・地方法務局長あて民事甲1442号民事局長通達）

（通達）標記について別紙甲号のとおり東京法務局所属公証人長谷川信蔵から照会があり，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴管下公証人，公証事務を取り扱う法務事務官及び登記官に周知方しかるべく取り計らわれたい。

別紙甲号

左記事案において，各設例の条項を内容とする遺言公正証書の作成嘱託があった場合，これに応じてさしつかえないか。また，これを可とした場合，相続人甲は，相続開始後Ａ不動産（設例(4)の場合はその他の不動産を含む）につき，相続を登記原因とする所有権の移転登記をすることができるか。

以上の問題につき，当職はいずれも積極に解したいと考えますが，いささか疑義もあり，何分のご回示を賜わりたく照会します。

記

長男甲，二男乙の推定相続人のあるＸが，遺言しようとする場合。

設例(1)　遺言者Ｘは，その遺産について，次のとおり相続させる。

1　長男甲にＡ不動産

2　二男乙にＢ不動産

3　その他の財産は甲，乙均分とする。

設例(2)　遺言者Ｘは，その遺産について，次のとおり相続させる。

1　長男甲にＡ不動産

2　二男乙にＢ不動産

設例(3)　遺言者Ｘは，その遺産について，次のとおり相続させる。

Ａ不動産は長男甲

設例(4)　遺言者Ｘは，その遺産の全部を長男甲に相続させる。

別紙乙号

２月14日付照会のあった標記の件は，いずれも貴見のとおりと考える。

12　秘密証書遺言作成の場合の封紙の控えの作成について

（昭50.8.5総200号広島法務局民事行政部長照会）

（昭50.10.11民一5955号民事局第一課長回答）

（要旨）秘密証書遺言に際しては，当該封紙の控えの作成を要しない。

（照会）秘密証書遺言の作成については，公証人は民法第970条第１項第４号による手続をするのみであるが,後日の証としてその事跡を明確にしておくため，封紙に記載した事項の控えを作成して証書原本つづり込帳に編てつ保存するのが相当であるとの意見もあり（三堀博著公証必携255頁参照）その必要があるかどうか。いささか疑義がありますので，何分の御指示を賜わりたく照会いたします。

（回答）８月５日付け総第200号をもって照会のあった標記の件については，公証人は，民法第970条第１項第４号の規定による手続をするほか，公証人法第46条第１項，第２項の規定による所要事項を証書原簿に記載する取扱いとなっているので，当該封紙の控えを作成する必要はないものと考える。

なお，この場合，証書原簿の備考欄を活用し，証人の氏名等を記載しておく取扱いが望ましいと考えるので，念のため申し添える。

13　民法の一部を改正する法律等の施行に伴う公証事務の取扱いについて

（平12.3.13民一634号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）１　公正証書遺言等を手話通訳等の通訳又は筆談により行う手続の留意点

２　任意後見契約公正証書を作成する場合及び登記の嘱託をする場合の留意点

（通達）民法の一部を改正する法律（平成11年12月８日法律第149号。以下「民法改正法」という。）中遺言の方式の改正に関する部分が本年１月８日

に施行され（民法改正法附則１条ただし書），成年後見制度の改正に関する部分が本年４月１日から施行される（同条本文）が，これらの施行とあわせて，「任意後見契約に関する法律」（平成11年12月８日法律第150号。以下「任意後見契約法」という。）。「後見登記等に関する法律」（平成11年12月８日法律第152号。以下「後見登記法」という。），「後見登記等に関する政令」（平成12年１月28日政令第24号），「後見登記等に関する省令」（平成12年１月28日法務省令第２号）及び「任意後見契約に関する法律第３条の規定による証書の様式に関する省令」（平成12年２月24日法務省令第９号。以下「様式令」という。）が同日から施行される。

これらの法令により公正事務に関して改正された事項は，第１に，民法改正法により，公正証書遺言及び秘密証書遺言を手話通訳等の通訳又は筆談により行う手続が設けられたこと，第２に，任意後見契約法により，任意後見制度が設けられたこと，第３に，後見登記法により，成年後見登記制度が設けられ，任意後見契約の公正証書を作成した公証人に登記の嘱託の義務が課せられたことである。

また，民法改正法の施行に伴い，「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第151号）よる公証人法の改正により，公証人の欠格事由及び職務執行の除斥事由が整備され，任意後見制度及び成年後見登記制度の創設に伴い，「登記手数料令等の一部を改正する政令」（平成12年１月28日政令第25号）により公証人手数料令（平成５年６月25日政令第224号）について，「公証人法施行規則の一部を改正する省令」（平成12年２月24日法務省令第８号）により公証人法施行規則（昭和24年６月１日法務府令第９号）について，それぞれ所要の改正がされている。

改正に係る制度の概要及び公証事務の運用上の留意点は，次のとおりであるので，貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

第１　手話通訳等による遺言

１　遺言の方式に関する改正の趣旨及び概要

民法改正法によって，民法第969条の２の規定が新設された。これにより，口がきけない者（言語機能障害を有する者）又は耳が聞こえない者（聴覚障害を有する者）が遺言公正証書の作成を嘱託した場合には，公証人は，「口述」，「口授」又は「読み聞かせ」の手続に代えて「通訳人の通訳による申述」又は「自書」により，遺言公正証書を作成することができることとされた。

また，民法改正法によって，民法第972条の規定が改正された。これにより，口がきけない者が秘密遺言証書の作成を嘱託した場合には，公証人は，「自書」のほか，「通訳人の通訳」により証書の作成を行うことができることとされた。

これらの改正は，手話の発達した現在の状況等にかんがみ，聴覚又は言語機能に障害を有する者についても，公証人の関与による遺言の適法性の担保などのメリットを有する公正証書遺言を利用することができるようにすべきであるとの社会的要請にこたえ，もって聴覚又は言語機能に障害を有する者の権利擁護に資することを目的とするものである。

なお，これらの改正とあわせて，民法第969条第３号が改正され，読み聞かせに代えて閲覧の方法によることもできることとされた。これは，耳が聞こえない者だけでなく，健常者についても行える一般的な手続とされたものである。

２　手話通訳等による遺言証書の作成

手話通訳等による遺言証書の作成については，通常の遺言証書の作成手続によるほか，次のとおりとする。

(1)　公正証書遺言

ア　遺言者が口がきけない者である場合

証人２人以上の面前で，遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述させ，又は自書させて口授に代える（民法第969条の２第１項）。

ある程度の発話はできるが，聴覚障害等のために発音が不明瞭で公証人においてその聴取が困難な者も，「口がきけない者」に当たるので，留意する。

手話通訳等の通訳人は，遺言者において確保する必要があるが（公証人法第39条），必要に応じて，各都道府県の手話通訳派遣協会等を通じて一定の水準の能力を有する手話通訳者を確保することが可能である旨を教示するものとする。

イ　遺言者が耳が聞こえない者である場合

遺言者の口述の内容を筆記し，その筆記内容を通訳人の通訳により嘱託人に伝え，又は遺言者に閲覧させて，筆記の正確性を確認する（民法第969条の２第２項，第969条第３号）。

通訳人の確保については，アと同様てある。

ウ　手続の明確化及び証拠化

ア又はイの方式に従って公正証書を作ったときは，その旨をその証書に付記しなければならない（民法第969条の２第３項）。

本人の事理を弁識する能力に疑義があるときは，遺言の有効性が訴訟や遺産分割審判で争われた場合の証拠の保全のために，診断書等の提出を求めて証書の原本とともに保存し，又は本人の状況等の要領を録取した書面を証書の原本とともに保存するものとする。これは，民法改正法に基づく手続に限らず，一般の遺言公正証書の作成においても行うものとする。

エ　証人が耳が聞こえない者である場合

証人が耳が聞こえない者である場合には，通訳人の通訳又は閲覧によって筆記内容を証人に伝えることができる（民法第969条の２第２項，第969条第３号）。

(2)　秘密証書遺言

ア　口がきけない者が手話通訳等の通訳を用いて秘密証書によって遺言をする場合には，証人２人以上の面前で，その証書は自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を通訳人の通訳により申述させて，民法第970条第１項第３号の申述に代える（民法第972条第１項）。遺言者が通訳人の通訳により申述したときは，その旨を遺言者の封紙に記載しなければならない（同条第３項）。

口がきけない者の意義及び通訳人の確保については，(1)アと同

様である。

イ　手続の明確化及び証拠化

本人の事理を弁識する能力に疑義があるときの取扱いについては，(1)ウと同様である。

第２　任意後見契約の公正証書の作成及び登記の嘱託

１　任意後見制度及び成年後見登記制度の趣旨及び概要

(1)　任意後見制度

任意後見契約法の制定により公的機関の監督を伴う任意代理制度（任意後見制度）が創設された。この制度は，本人が自ら締結した代理権授与を内容とする委任契約に対して本人保護のための必要最小限の公的な関与（家庭裁判所の選任する任意後見監督人の監督）を法制化することにより，本人の意思が反映されたそれぞれの契約の趣旨に沿った本人保護の制度的な枠組みを構築し，もって本人の自己決定を尊重しつつ，その保護を図ることを目的とするものである。

この任意後見契約は，公正証書によってすることを要し（任意後見契約法第３条），また，任意後見監督人の選任前における任意後見契約の解除は，公証人の認証を受けた書面によることを要することとされた（任意後見契約法第９条第１項）。

(2)　成年後見登記制度

後見登記法の制定により，成年後見登記制度が創設された。この制度は，民法改正法により禁治産及び準禁治産の制度が後見，保佐及び補助の制度に改められ（法定後見制度），任意後見契約法により新たに任意後見制度が創設されたことに伴い，取引の安全の要請と本人のプライバシー保護の要請との調和を図る観点から，禁治産宣告・準禁治産宣告を受けたことの戸籍記載に代わる法定後見・任意後見の公示方法として創設された登記制度である。

任意後見契約の公正証書を作成したときは，公証人は，成年後見登記事務を取り扱う登記所に対し，任意後見契約の登記の嘱託をしなければならないこととされた（公証人法第57条ノ３第１項）。

２　任意後見契約の意義及び要件

任意後見契約とは，委任者（以下「本人」という。任意後見契約法第２条第２号）が，受任者（以下「任意後見受任者」又は「任意後見人」という。任意後見契約法第２条第３号，第４号）に対し，精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活，療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部について代理権を付与する委任契約で，任意後見監督人が選任された時から契約の効力が生ずる旨の特約を付したものをいう（任意後見契約法第２条第１号）。

「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況」とは，少なくとも民法上の補助の要件（民法第14条第１項）に該当する程度以上に事理を弁識する能力が不十分な状況を表す趣旨であり，任意後見契約法第４条第１項所定の任意後見監督人選任の審判の要件と同旨である。

代理権付与の対象となる法律行為は，財産管理に関する法律行為（預貯金の管理・払戻し，不動産その他重要な財産の処分，遺産分割，賃貸借契約の締結・解除等）だけでなく身上監護（生活又は療養看護）に関する法律行為（介護契約，施設入所契約，医療契約等）を含む。

任意後見契約においては，任意後見監督人が選任された時から契約の効力が発生する旨の特約を付すことを要する。すなわち，任意後見監督人の選任が任意後見契約の効力発生の停止条件となるのであり，任意後見人は任意後見監督人の監督の下においてのみ代理権を行使することができるものとすることによって，任意後見人の権限の濫用を防止しようとするものである。また，任意後見契約法上，任意後見契約の停止条件を「任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる旨の定め」と規定しているのは，他の停止条件や期限が付加されることによって，任意後見監督人の選任と任意後見契約の効力発生の時期に乖離が生ずることを防止する趣旨である。したがって，本人が意思能力を喪失したことを停止条件とする旨の特約や，本人が一定の年齢（例えば，満80歳）に達した時を始期とする旨の特約を付した契約

は，任意後見契約の要件に適合せず，無効である。仮に本人がそのような時点に達するまで任意後見契約の効力の発生を望まない場合には，本人としては，家庭裁判所による任意後見監督人の選任について同意をしなければ，任意後見契約の効力を発生させないことが可能である（任意後見契約法第４条第３項）。

３　任意後見契約の公正証書の作成

任意後見契約の公正証書の作成については，通常の公正証書の作成手続によるほか，次のとおりとする。

(1)　本人との面接等

ア　任意後見契約の公正証書を作成するに当たっては，本人の事理を弁識する能力及び任意後見契約を締結する意思を確認するため，原則として本人と面接するものとする（本人が病気等のため公証人役場に赴くことができない場合は，公証人法第18条第２項ただし書の「事件ノ性質カ之ヲ許ササル場合」に当たる。）。

イ　本人の事理を弁識する能力に疑義があるときは，任意後見契約の有効性が訴訟や審判で争われた場合の証拠の保全のために，本人が契約の性質及び効果を理解するに足りる能力を有することを証すべき診断書等の提出を求め，証書の原本とともに保存し，又は本人の状況等の要領を録取した書面を証書の原本とともに保存するものとする。

(2)　任意後見契約の公正証書の様式

ア　任意後見契約の公正証書を作成する場合には，公証人法第35条及び第36条の規定により記載すべき事項のほか，本人の出生の年月日及び本籍（外国人にあっては，国籍）を記載しなければならない（様式令第１項）。この際，本人及び任意後見受任者の住所は，住民票上の住所地（外国人の場合は外国人登録上の居住地）を記載する。住民票上の住所地が現住所と異なる場合は，両者を併記するものとする。

本人の氏名，出生の年月日，住所及び本籍（外国人にあっては，国籍）については戸籍謄抄本（外国人にあっては，外国人登録証

明書，旅券等）及び住民票の写し（外国人にあっては，外国人登録証明書）を，任意後見受任者の氏名及び住所（法人にあっては，名称又は商号及び主たる事務所又は本店）については住民票の写し（法人にあっては，登記簿謄抄本）を，それぞれ提出させて確認するものとする。

イ　任意後見契約の公正証書は，様式令附録第１号様式又は附録第２号様式（以下これらを併せて「代理権目録」という。）による用紙に，任意後見人が代理権を行うべき事務の範囲を特定して記載して作成しなければならない。作成に用いる用紙は，公証人法施行規則第８条第１項の規定にかかわらず，日本工業規格Ｂ列４番の丈夫な紙とする（同令第２項，第３項）。

ウ　代理権目録には，任意後見人が代理権を行うべき事務（任意後見人が弁護士である場合における訴訟行為を含む。）のみを記載し，事実行為に関する事務は記載しないものとする。

エ　様式令附録第１号様式を用いる場合には，任意後見人が代理権を行うべき事務の事項欄にチェックした上，それ以外の事項については，斜線を引いて職印を押印するものとする。

オ　様式令附録第１号様式に添付する別紙には，同様式中に記載のとおりの表題を付するものとする。

カ　様式令附録第２号様式を用いて任意後見人が代理権を行うべき事務の範囲を記載する場合，金融機関との取引に関する事項は，次の要領で対象行為を特定するものとする。

①　金融機関とのすべての取引

②　金融機関との取引のうち，○○取引（当座勘定取引，当座勘定取引以外の預金取引，貸金庫・保護預り取引，融資取引，保証取引，担保提供取引，証券取引（国債，公共債，金融債，投資信託及び普通社債），為替取引等）

キ　弁護士である任意後見受任者が代理権を行うべき事務の範囲に訴訟行為が含まれる場合には，代理権目録に訴訟代理権の授権事項を明記するとともに，民事訴訟法第55条第２項に規定する事項

について授権する場合には，当該事項を明記するものとする。

ク　その他代理権目録の記載については，様式令附録第１号様式及び附録第２号様式の（注）に従うものとする。

(3)　任意後見契約の公正証書の通数

任意後見受任者が数人ある場合には，次に掲げるとおりとする。

ア　任意後見受任者が権限を単独で行使できるとき又は権限の分掌の定めがあるときは，嘱託人の選択に従い，各人ごと又は一括して１通の公正証書を作成する（各人ごとに契約は別個となる。）。

イ　権限の共同行使の定めがあるときは，一括して１通の公正証書を作成する（契約は不可分で１個となる。）。この場合には，代理権目録とは別に「代理権の共同行使の特約目録」にその旨を記載する。また，任意後見受任者の一人について欠格事由その他不適任の事由があるときは，契約全体について任意後見監督人を選任することができない（任意後見契約の効力が発生しない。任意後見契約法第４条第１項）ことを依頼者に教示するものとする（次項ア参照）。

(4)　嘱託人に対する教示等

任意後見契約の公正証書を作成する場合には，次に掲げる事項を嘱託人に教示するものとする。

ア　任意後見契約法第４条第１項各号に規定する事由があるときは，任意後見監督人を選任することができない（任意後見契約の効力が発生しない）こと。なお，当該事由の有無を可能な範囲で確認するものとする。

イ　本人又は任意後見受任者（任意後見人）の氏名・住所・本籍等に変更があった場合には，変更の登記の申請をする必要があること。

ウ　任意後見監督人選任前の解除は，公証人の認証を受けた書面を，任意後見監督人選任後の解除は，家庭裁判所の許可をそれぞれ要すること。

エ　任意後見契約を解除したときは，任意後見監督人の選任の前後

を問わず，終了の登記の申請をすべきこと。

オ　任意後見契約の解除により任意後見の終了の登記の申請をするときは，解除の意思表示を記載した書面（任意後見監督人の選任前の解除の場合には，公証人の認証を受けた書面）の原本を相手方に送達した上で，その送達を証する書面（例えば，配達証明付内容証明郵便の謄本）を登記申請書の添付書類として登記所に提出する必要があること。

カ　合意解除により任意後見の終了の登記の申請をするときは，合意解除の意思表示を記載した書面（任意後見監督人の選任前の解除の場合には，公証人の認証を受けた書面）の原本又は認証ある謄本を登記申請書の添付書類として登記所に提出する必要があること。

(5)　任意後見契約の公正証書の作成手数料等

手数料の額は，任意後見契約１件につき１万１,000円である（公証人手数料令第９条，第16条及び別表参照）。

なお，本人が公証人役場に赴くことができないために出張して公正証書を作成する場合にのみ出張旅費を請求することができ，本人と面接するだけでは原則として出張旅費を請求することはできない（公証人手数料令第43条）。

(6)　任意後見契約の変更

任意後見契約の変更については，次に掲げるとおり取り扱うものとする。

ア　代理権を行うべき事務の範囲を拡張する場合は，既存の任意後見契約を解除して，新たに拡張した代理権を含めた任意後見契約を締結し，又は既存の任意後見契約を維持して，拡張した代理権のみを付与する任意後見契約の公正証書を作成すること。

イ　代理権を行うべき事務の範囲を縮減する場合は，任意後見契約の一部解除が許されないので，既存の任意後見契約を全部解除した上で，新規の任意後見契約の公正証書を作成すること。

ウ　代理権の行使方法（単独行使・共同行使，本人又は第三者の同

意の要否等）を変更する場合には，既存の任意後見契約を全部解除した上で，新規の任意後見契約の公正証書を作成すること。

エ　代理権を行うべき事務以外の事項（例えば，報酬の額等）を変更する場合には，変更契約の公正証書を作成すること。この場合，私署証書による変更契約は認められない。

4　登記の嘱託

公証人法第57条ノ３第１項の規定による登記の嘱託の手続は，次のとおりとする。

(1)　嘱託先の登記所

登記の嘱託は，法務大臣が後見登記法第２条第１項により登記所として指定する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所に対して行う。平成12年２月24日付け法務省告示第83号により，東京法務局がこの登記所に指定された。

(2)　嘱託書の様式等

ア　公証人法第52条ノ３第２項の登記の嘱託書の様式は，別紙のとおりとする。この嘱託書の用紙は，日本工業規格Ａ列４番の丈夫な紙を用いなければならない（公証人法施行規則第８条第２項）。

イ　登記の嘱託書に別紙として添付する「代理権目録」及び「代理権の共同行使の特約目録」は，日本工業規格Ａ列４番の丈夫な紙を用い（ただし，様式令附録第１号様式による場合には，日本工業規格Ｂ列４番の用紙を用いることもできる。），12ポイント程度の文字を使用し，横書で記載する。

ウ　１通の公正証書で複数の任意後見契約が締結されたときは，契約ごとに登記の嘱託書を作成する。

(1)　嘱託書の記載事項等

登記の嘱託書には，次に掲げる事項を記載し，嘱託者である公証人が記名押印しなければならない（後見登記等に関する政令第８条第２項，第９条第２項）。

ア　嘱託者の氏名及び住所並びに嘱託者の資格

嘱託者の氏名に，嘱託者の資格として公証人との肩書きを付する。嘱託者の住所については，公証人役場の所在地を記載する。

イ　登記の事由

「任意後見契約の締結」と記載する。

ウ　登記すべき事項

①　任意後見契約に係る公正証書を作成した公証人の氏名及び所属法務局並びにその証書の番号及び作成の年月日（後見登記法第５条第１号）

②　本人の氏名，出生の年月日，住所及び本籍（外国人にあっては，国籍）（後見登記法第５条第２号）

氏名には，片仮名で振り仮名を付し，住所には，住民票上の住所（外国人にあっては，外国人登録上の居住地）を記載するものとする（③において同じ。）。

③　任意後見受任者の氏名及び住所（法人にあっては，名称又は商号及び主たる事務所又は本店）（後見登記法第５条第３号）

④　任意後見受任者又は任意後見人の代理権の範囲（後見登記法第５条第４号）

代理権の範囲は，嘱託書の別紙として，「代理権目録」にも記載する。

様式令附録第１号様式による「代理権目録」に添付する別紙には，同様式中に記載のとおりの表題を付する。

⑤　数人の任意後見人が共同して代理権を行使すべきことを定めたときは，その定め（後見登記法第５条第５号）

代理権の共同行使の定めは，嘱託書の別紙として，「代理権の共同行使の特約目録」に記載する。

エ　登記手数料の額

オ　嘱託の年月日

カ　登記所の表示

(4)　嘱託書の添付書面

登記の嘱託書には，任意後見契約の公正証書の謄本を添付しなければならない（公証人法第57条ノ３第２項）。

(5)　登記手数料の納付

任意後見契約の締結の登記の登記手数料は，１件につき４,000円とされた（登記手数料令第６条の４第１項）。

登記手教科の納付は，登記印紙を登記の嘱託書に貼付してしなければならない（後見登記法第11条第２項，後見登記等に関する省令第26条第１項）。

(6)　嘱託書等の郵送

登記の嘱託書及びその添付書類を登記所に郵送する場合には，書留郵便によらなければならない（後見登記等に関する政令第８条第２項，後見登記等に関する省令第８条）。

(7)　登記の嘱託についての手数料

登記の嘱託についての手数料の額は，１,400円とされた（公証人手数料令第39条の２）。

別紙

登　記　嘱　託　書

登記の事由		
任意後見契約の本人	フリガナ	
	氏　名	
	生年月日	明治・大正・昭和　　年　　月　　日
	住　所	
	本籍（国籍）	
①任意後見受任者	フリガナ	
	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
②任意後見受任者（代理権共同行使の定めのある場合）	フリガナ	
	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
代理権の範囲	別紙「代理権目録」記載のとおり	
代理権共同行使の定め	無　　有　　別紙「代理権の共同行使の特約目録」記載のとおり	
公正証書の内容	公証人の氏名	
	所属法務局	法務局
	証書番号	平成　　年第　　号
	作成年月日	平成　　年　　月　　日
添付書類		
登記手数料の額	円	

上記のとおり嘱託します。　　平成　　年　　月　　日

法務局　御中

嘱託人　所在地

公証人　　㊞

（電話）

※代理権共同行使の定めの欄は，無・有のいずれかを○で囲む。
※住所は，住民票上の住所（外国人の場合には，外国人登録上の居住地）を記入する。
※任意後見受任者が３人以上いる場合は，適宜「任意後見受任者」の欄を補充する。

登記印紙貼付欄

第10　成年後見

１　民法の一部を改正する法律等の施行に伴う公証事務の取扱いについて

（平12.3.13民一634号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）１　公正証書遺言等を手話通訳等の通訳又は筆談により行う手続の留意点

２　任意後見契約公正証書を作成する場合及び登記の嘱託をする場合の留意点

（通達）民法の一部を改正する法律（平成11年12月８日法律第149号。以下「民法改正法」という。）中遺言の方式の改正に関する部分が本年１月８日に施行され（民法改正法附則１条ただし書），成年後見制度の改正に関する部分が本年４月１日から施行される（同条本文）が，これらの施行とあわせて，「任意後見契約に関する法律」（平成11年12月８日法律第150号。以下「任意後見契約法」という。）。「後見登記等に関する法律」（平成11年12月８日法律第152号。以下「後見登記法」という。），「後見登記等に関する政令」（平成12年１月28日政令第24号），「後見登記等に関する省令」（平成12年１月28日法務省令第２号）及び「任意後見契約に関する法律第３条の規定による証書の様式に関する省令」（平成12年２月24日法務省令第９号。以下「様式令」という。）が同日から施行される。

これらの法令により公正事務に関して改正された事項は，第１に，民法改正法により，公正証書遺言及び秘密証書遺言を手話通訳等の通訳又は筆談により行う手続が設けられたこと，第２に，任意後見契約法により，任意後見制度が設けられたこと，第３に，後見登記法により，成年後見登記制度が設けられ，任意後見契約の公正証書を作成した公証人に登記の嘱託の義務が課せられたことである。

また，民法改正法の施行に伴い，「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第151号）よる公証人法の改正により，公証人の欠格事由及び職務執行の除斥事由が整備され，任意後見制度及び成年後見登記制度の創設に伴い，「登記手数料令等の一部を改正する政令」（平成12年１月28日政令第25号）により公証人手数料

令（平成５年６月25日政令第224号）について，「公証人法施行規則の一部を改正する省令」（平成12年２月24日法務省令第８号）により公証人法施行規則（昭和24年６月１日法務府令第９号）について，それぞれ所要の改正がされている。

改正に係る制度の概要及び公証事務の運用上の留意点は，次のとおりであるので，貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

第１　略

第２　任意後見契約の公正証書の作成及び登記の嘱託

１　任意後見制度及び成年後見登記制度の趣旨及び概要

(1)　任意後見制度

任意後見契約法の制定により公的機関の監督を伴う任意代理制度（任意後見制度）が創設された。この制度は，本人が自ら締結した代理権授与を内容とする委任契約に対して本人保護のための必要最小限の公的な関与（家庭裁判所の選任する任意後見監督人の監督）を法制化することにより，本人の意思が反映されたそれぞれの契約の趣旨に沿った本人保護の制度的な枠組みを構築し，もって本人の自己決定を尊重しつつ，その保護を図ることを目的とするものである。

この任意後見契約は，公正証書によってすることを要し（任意後見契約法第３条），また，任意後見監督人の選任前における任意後見契約の解除は，公証人の認証を受けた書面によることを要することとされた（任意後見契約法第９条第１項）。

(2)　成年後見登記制度

後見登記法の制定により，成年後見登記制度が創設された。この制度は，民法改正法により禁治産及び準禁治産の制度が後見，保佐及び補助の制度に改められ（法定後見制度），任意後見契約法により新たに任意後見制度が創設されたことに伴い，取引の安全の要請と本人のプライバシー保護の要請との調和を図る観点から，禁治産

宣告・準禁治産宣告を受けたことの戸籍記載に代わる法定後見・任意後見の公示方法として創設された登記制度である。

任意後見契約の公正証書を作成したときは，公証人は，成年後見登記事務を取り扱う登記所に対し，任意後見契約の登記の嘱託をしなければならないこととされた（公証人法第57条ノ３第１項）。

2　任意後見契約の意義及び要件

任意後見契約とは，委任者（以下「本人」という。任意後見契約法第２条第２号）が，受任者（以下「任意後見受任者」又は「任意後見人」という。任意後見契約法第２条第３号，第４号）に対し，精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活，療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部について代理権を付与する委任契約で，任意後見監督人が選任された時から契約の効力が生ずる旨の特約を付したものをいう（任意後見契約法第２条第１号）。

「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況」とは，少なくとも民法上の補助の要件（民法第14条第１項）に該当する程度以上に事理を弁識する能力が不十分な状況を表す趣旨であり，任意後見契約法第４条第１項所定の任意後見監督人選任の審判の要件と同旨である。

代理権付与の対象となる法律行為は，財産管理に関する法律行為（預貯金の管理・払戻し，不動産その他重要な財産の処分，遺産分割，賃貸借契約の締結・解除等）だけでなく身上監護（生活又は療養看護）に関する法律行為（介護契約，施設入所契約，医療契約等）を含む。

任意後見契約においては，任意後見監督人が選任された時から契約の効力が発生する旨の特約を付すことを要する。すなわち，任意後見監督人の選任が任意後見契約の効力発生の停止条件となるのであり，任意後見人は任意後見監督人の監督の下においてのみ代理権を行使することができるものとすることによって，任意後見人の権限の濫用を防止しようとするものである。また，任意後見契約法上，任意後見契約の停止条件を「任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる旨の定め」と規定しているのは，他の停止条件や期限が付加されることによって，任意後見監督人の選任と任意後見契約の効力発生の時期に乖離が生ずることを防止する趣旨である。したがって，本人が意思能力を喪失したことを停止条件とする旨の特約や，本人が一定の年齢（例えば，満80歳）に達した時を始期とする旨の特約を付した契約は，任意後見契約の要件に適合せず，無効である。仮に本人がそのような時点に達するまで任意後見契約の効力の発生を望まない場合には，本人としては，家庭裁判所による任意後見監督人の選任について同意をしなければ，任意後見契約の効力を発生させないことが可能である（任意後見契約法第４条第３項）。

3　任意後見契約の公正証書の作成

任意後見契約の公正証書の作成については，通常の公正証書の作成手続によるほか，次のとおりとする。

(1)　本人との面接等

ア　任意後見契約の公正証書を作成するに当たっては，本人の事理を弁識する能力及び任意後見契約を締結する意思を確認するため，原則として本人と面接するものとする（本人が病気等のため公証人役場に赴くことができない場合は，公証人法第18条第２項ただし書の「事件ノ性質カ之ヲ許ササル場合」に当たる。）。

イ　本人の事理を弁識する能力に疑義があるときは，任意後見契約の有効性が訴訟や審判で争われた場合の証拠の保全のために，本人が契約の性質及び効果を理解するに足りる能力を有することを証すべき診断書等の提出を求め，証書の原本とともに保存し，又は本人の状況等の要領を録取した書面を証書の原本とともに保存するものとする。

(2)　任意後見契約の公正証書の様式

ア　任意後見契約の公正証書を作成する場合には，公証人法第35条及び第36条の規定により記載すべき事項のほか，本人の出生の年月日及び本籍（外国人にあっては，国籍）を記載しなければならない（様式令第１項）。この際，本人及び任意後見受任者の住所

は，住民票上の住所地（外国人の場合は外国人登録上の居住地）を記載する。住民票上の住所地が現住所と異なる場合は，両者を併記するものとする。

本人の氏名，出生の年月日，住所及び本籍（外国人にあっては，国籍）については戸籍謄抄本（外国人にあっては，外国人登録証明書，旅券等）及び住民票の写し（外国人にあっては，外国人登録証明書）を，任意後見受任者の氏名及び住所（法人にあっては，名称又は商号及び主たる事務所又は本店）については住民票の写し（法人にあっては，登記簿謄抄本）を，それぞれ提出させて確認するものとする。

イ　任意後見契約の公正証書は，様式令附録第１号様式又は附録第２号様式（以下これらを併せて「代理権目録」という。）による用紙に，任意後見人が代理権を行うべき事務の範囲を特定して記載して作成しなければならない。作成に用いる用紙は，公証人法施行規則第８条第１項の規定にかかわらず，日本工業規格Ｂ列４番の丈夫な紙とする（同令第２項，第３項）。

ウ　代理権目録には，任意後見人が代理権を行うべき事務（任意後見人が弁護士である場合における訴訟行為を含む。）のみを記載し，事実行為に関する事務は記載しないものとする。

エ　様式令附録第１号様式を用いる場合には，任意後見人が代理権を行うべき事務の事項欄にチェックした上，それ以外の事項については，斜線を引いて職印を押印するものとする。

オ　様式令附録第１号様式に添付する別紙には，同様式中に記載のとおりの表題を付するものとする。

カ　様式令附録第２号様式を用いて任意後見人が代理権を行うべき事務の範囲を記載する場合，金融機関との取引に関する事項は，次の要領で対象行為を特定するものとする。

①　金融機関とのすべての取引

②　金融機関との取引のうち，○○取引（当座勘定取引，当座勘定取引以外の預金取引，貸金庫・保護預り取引，融資取引，保

証取引，担保提供取引，証券取引（国債，公共債，金融債，投資信託及び普通社債），為替取引等）

キ　弁護士である任意後見受任者が代理権を行うべき事務の範囲に訴訟行為が含まれる場合には，代理権目録に訴訟代理権の授権事項を明記するとともに，民事訴訟法第55条第２項に規定する事項について授権する場合には，当該事項を明記するものとする。

ク　その他代理権目録の記載については，様式令附録第１号様式及び附録第２号様式の（注）に従うものとする。

(3)　任意後見契約の公正証書の通数

任意後見受任者が数人ある場合には，次に掲げるとおりとする。

ア　任意後見受任者が権限を単独で行使できるとき又は権限の分掌の定めがあるときは，嘱託人の選択に従い，各人ごと又は一括して１通の公正証書を作成する（各人ごとに契約は別個となる。）。

イ　権限の共同行使の定めがあるときは，一括して１通の公正証書を作成する（契約は不可分で１個となる。）。この場合には，代理権目録とは別に「代理権の共同行使の特約目録」にその旨を記載する。また，任意後見受任者の一人について欠格事由その他不適任の事由があるときは，契約全体について任意後見監督人を選任することができない（任意後見契約の効力が発生しない。任意後見契約法第４条第１項）ことを依頼者に教示するものとする（次項ア参照）。

(4)　嘱託人に対する教示等

任意後見契約の公正証書を作成する場合には，次に掲げる事項を嘱託人に教示するものとする。

ア　任意後見契約法第４条第１項各号に規定する事由があるときは，任意後見監督人を選任することができない（任意後見契約の効力が発生しない）こと。なお，当該事由の有無を可能な範囲で確認するものとする。

イ　本人又は任意後見受任者（任意後見人）の氏名・住所・本籍等に変更があった場合には，変更の登記の申請をする必要があるこ

と。

ウ　任意後見監督人選任前の解除は，公証人の認証を受けた書面を，任意後見監督人選任後の解除は，家庭裁判所の許可をそれぞれ要すること。

エ　任意後見契約を解除したときは，任意後見監督人の選任の前後を問わず，終了の登記の申請をすべきこと。

オ　任意後見契約の解除により任意後見の終了の登記の申請をするときは，解除の意思表示を記載した書面（任意後見監督人の選任前の解除の場合には，公証人の認証を受けた書面）の原本を相手方に送達した上で，その送達を証する書面（例えば，配達証明付内容証明郵便の謄本）を登記申請書の添付書類として登記所に提出する必要があること。

カ　合意解除により任意後見の終了の登記の申請をするときは，合意解除の意思表示を記載した書面（任意後見監督人の選任前の解除の場合には，公証人の認証を受けた書面）の原本又は認証ある謄本を登記申請書の添付書類として登記所に提出する必要があること。

(5)　任意後見契約の公正証書の作成手数料等（略）

(6)　任意後見契約の変更

任意後見契約の変更については，次に掲げるとおり取り扱うものとする。

ア　代理権を行うべき事務の範囲を拡張する場合は，既存の任意後見契約を解除して，新たに拡張した代理権を含めた任意後見契約を締結し，又は既存の任意後見契約を維持して，拡張した代理権のみを付与する任意後見契約の公正証書を作成すること。

イ　代理権を行うべき事務の範囲を縮減する場合は，任意後見契約の一部解除が許されないので，既存の任意後見契約を全部解除した上で，新規の任意後見契約の公正証書を作成すること。

ウ　代理権の行使方法（単独行使・共同行使，本人又は第三者の同意の要否等）を変更する場合には，既存の任意後見契約を全部解除した上で，新規の任意後見契約の公正証書を作成すること。

エ　代理権を行うべき事務以外の事項（例えば，報酬の額等）を変更する場合には，変更契約の公正証書を作成すること。この場合，私署証書による変更契約は認められない。

4　登記の嘱託

公証人法第57条ノ３第１項の規定による登記の嘱託の手続は，次のとおりとする。

(1)　嘱託先の登記所

登記の嘱託は，法務大臣が後見登記法第２条第１項により登記所として指定する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所に対して行う。平成12年２月24日付け法務省告示第83号により，東京法務局がこの登記所に指定された。

(2)　嘱託書の様式等

ア　公証人法第52条ノ３第２項の登記の嘱託書の様式は，別紙（略）のとおりとする。この嘱託書の用紙は，日本工業規格Ａ列４番の丈夫な紙を用いなければならない（公証人法施行規則第８条第２項）。

イ　登記の嘱託書に別紙として添付する「代理権目録」及び「代理権の共同行使の特約目録」は，日本工業規格Ａ列４番の丈夫な紙を用い（ただし，様式令附録第１号様式による場合には，日本工業規格Ｂ列４番の用紙を用いることもできる。），12ポイント程度の文字を使用し，横書で記載する。

ウ　１通の公正証書で複数の任意後見契約が締結されたときは，契約ごとに登記の嘱託書を作成する。

(3)　嘱託書の記載事項等

登記の嘱託書には，次に掲げる事項を記載し，嘱託者である公証人が記名押印しなければならない（後見登記等に関する政令第８条第２項，第９条第２項）。

ア　嘱託者の氏名及び住所並びに嘱託者の資格

嘱託者の氏名に，嘱託者の資格として公証人との肩書きを付する。

嘱託者の住所については，公証人役場の所在地を記載する。

イ　登記の事由

「任意後見契約の締結」と記載する。

ウ　登記すべき事項

①　任意後見契約に係る公正証書を作成した公証人の氏名及び所属法務局並びにその証書の番号及び作成の年月日（後見登記法第5条第1号）

②　本人の氏名，出生の年月日，住所及び本籍（外国人にあっては，国籍）（後見登記法第5条第2号）

氏名には，片仮名で振り仮名を付し，住所には，住民票上の住所（外国人にあっては，外国人登録上の居住地）を記載するものとする（③において同じ。）。

③　任意後見受任者の氏名及び住所（法人にあっては，名称又は商号及び主たる事務所又は本店）（後見登記法第5条第3号）

④　任意後見受任者又は任意後見人の代理権の範囲（後見登記法第5条第4号）

代理権の範囲は，嘱託書の別紙として，「代理権目録」にも記載する。

様式令附録第1号様式による「代理権目録」に添付する別紙には，同様式中に記載のとおりの表題を付する。

⑤　数人の任意後見人が共同して代理権を行使すべきことを定めたときは，その定め（後見登記法第5条第5号）

代理権の共同行使の定めは，嘱託書の別紙として，「代理権の共同行使の特約目録」に記載する。

エ　登記手数料の額

オ　嘱託の年月日

カ　登記所の表示

(4)　嘱託書の添付書面

登記の嘱託書には，任意後見契約の公正証書の謄本を添付しなければならない（公証人法第57条ノ3第2項）。

(5)　登記手数料の納付

任意後見契約の締結の登記の登記手数料は，1件につき4,000円とされた（登記手数料令第6条の4第1項）。

登記手教料の納付は，登記印紙を登記の嘱託書に貼付してしなければならない（後見登記法第11条第2項，後見登記等に関する省令第26条第1項）。

(6)　嘱託書等の郵送

登記の嘱託書及びその添付書類を登記所に郵送する場合には，書留郵便によらなければならない（後見登記等に関する政令第8条第2項，後見登記等に関する省令第8条）。

(7)　登記の嘱託についての手数料

登記の嘱託についての手数料の額は，1,400円とされた（公証人手数料令第39条の2）。

第11　信　託

1　売渡抵当契約ニ関スル件

（大4.6.24及大4.7.8福井地裁所長照会）

（大4.9.4民1137号法務局長回答）

（要旨）売渡抵当契約は，当事者がその効力を生ぜしめる真意のない虚偽の意思表示であるときは無効であるが，信託行為としての効果を生ぜしめるものであるときは必ずしも無効ではない。

（照会）甲者カ其所有動産ヲ担保トシテ乙者ヨリ金員ヲ借用スルニ当リ所有権移転ノ効力ヲ生セシムル意思ヲ以テ其動産ヲ売渡抵当ト為シ之カ売買公正証書ヲ作成セシメタル後其弁済方法トシテ甲者ハ其動産ノ賃借人，乙者ハ其賃貸人名義ヲ用ヒ右売渡動産ノ賃貸借契約公正証書ヲ作成セシメントスルハ勢ヒ不得止カ如クナルモ右ハ虚偽ノ公正証書ニシテ無効ナルヘク従テ公証人ニ於テ其事実ヲ知ルニ於テハ公正証書ヲ作成スヘキモノニ非ス但嘱託アルニ於テハ内部関係タル金員賃借ノ事実ニ基キ金員賃借契約公正証書ヲ作成スルハ有効ニシテ当然ノ義ト思考候モ聊カ疑義有之及御問合候条至急何分ノ御回答相成度候也

（法務局長ノ照会ニ対スル再問合）本月24日付日記第1159号ヲ以テ公正証書作成ノ件問合ニ対シ民第1015号ヲ以テ御照会ノ趣了承従前一定ノ家具類ヲ売買シ其家具類ヲ買主ニ於テ売主ニ賃貸シ即チ前記ノ売買当事者間ニ於テ賃貸借契約ヲ為シ賃貸主ハ賃貸物件ヲ売戻ス権利アル旨ノ約款ヲ附シ公正証書ヲ作成セシメタル者有之右ハ前記ノ売買ハ其実売渡抵当ニ過キサリシモノト思考ス売渡抵当ハ其売買当事者間ニハ所有権移転セス従テ其売渡抵当後即チ別紙第１号売買公正証書（証書面ハ通常売買ノ形式ヲ採ル）作成後売主カ売渡物件ヲ継続使用センカ為メ其買主トノ間ニ別紙第２号ノ如ク賃貸借契約公正証書ノ作成ヲ嘱託スルモ所有権移転ナキ売買当事者間ニ賃貸借契約ノ成立スヘキ謂ハレナキヲ以テ公証人ニ於テ相当注意ノ上前記ノ売買カ其実売渡抵当タルノ情ヲ知ルニ於テハ右賃貸借契約公正証書作成ノ嘱託ヲ拒ムヲ相当トスヘク而モ売渡抵当ニ於ケル売買代金ハ其売買当事者間ノ関係ニアリテハ一種ノ貸借金員ニ外ナラサレハ若シ其嘱託アルニ於テハ別紙第１号売買公正証書作成後即時即チ貸借金員ハ前記ノ売渡抵当代金タルノ情ヲ知リツツ別紙第３号ノ如ク金員貸借公正証書ヲ作成スルモ敢テ虚偽違法ノモノニ非サルヘシト思考ス右卑見ノ当否ニ付御意見承知致度別紙相添ヘ更ニ及御問合候也

（別紙第１号）

動産売買公正証書（抄）

第１条　売渡人甲ハ其所有ニ属スル何町何番地建物ニ附属スル畳何枚－（以上詳細明確ニ記載ス）ヲ代金120円ニテ売渡シ買受人乙ハ之ヲ買受ケタリ

第２条　買受人乙ハ代金120円ヲ支払ヒ売渡人甲ハ之ヲ受領シタリ

（別紙第２号）

動産賃貸借公正証書（抄）

第１条　賃貸人乙ハ其所有ニ属スル何町何番地建物ニ附属スル畳何枚－（物件ハ詳細明確ニ記載ス而シテ前号売買物件ト同一ナリ）ヲ１ヶ年間１ヶ月10円ノ賃料ヲ以テ賃渡シ賃借人甲ハ之ヲ借受ケタリ

第２条　賃料ノ支払期日ハ毎月末日トス

第３条　賃貸期間内ニ拘ラス賃借人甲ハ120円（支払済ノ賃料アレハ之ヲ控除ス）ヲ提供シ賃貸物件ヲ買受クルノ権利アリ賃貸人乙ハ之ニ応シ売渡ス義務アリ

第４条　賃貸人乙ハ賃貸期間満了後ニ在リテハ代金120円（支払済ノ賃料アレハ総テ之ヲ控除ス）ヲ以テ賃貸物件ヲ売渡ス権利アリ賃借人甲ハ之ヲ買受クル義務アリ

（附言）売渡抵当ノ場合ハ買主ニ於テハ金員ノ返済ヲ希望シ売主ハ売渡物件ノ完全ニ己レニ帰属センコトヲ希望スルニ依リ右第３第４条ノ如キ約款ヲ付シタルモノナリ

（別紙第３号）

金員賃借公正証書（抄）

第１条　貸主乙ハ金120円ヲ貸渡シ借主甲ハ之ヲ借受ケタリ

第２条　返済期限ハ何年何月ヨリ毎月末日10円ヲ支払ヒ12ヶ月後何年何月マテニ完済スルモノトス

第３条　借主甲ハ120円ヲ完済スルニ至リシトキハ先キニ公正証書ヲ以テ借主甲ヨリ貸主乙ニ貸渡セシ何町何番地建物ニ附属スル畳何枚－（物件ハ詳細明確ニ記載ス）ノ売渡ハ当然解除ス

（回答）本年７月８日付日記第1232号ヲ以テ御問合相成候公正証書作成ニ関スル疑義ノ件ハ問合面前段設例ノ如キ契約ハ当事者カ行為ノ効力ヲ生セシムル真意ナキ虚偽ノ意思表示ヲ為シタルモノナルトキハ固ヨリ無効タルヘキモ反之信託行為トシテ所謂売渡抵当契約ヲ為スモノナルトキハ必シモ無効ニアラサルヘク然カモ後段設例ノ如ク売買証書ト消費貸借証書トノ授受ヲ為ストキハ契約面ニ於ケル計算関係ハ当事者ノ意思ニ吻合セサルコトトナリ信託行為トシテ法律上ノ効果ヲ生セシムルコト能ハサルヲ以テ斯ル契約ニ付テハ公正証書作成ノ嘱託ニ応スヘキモノニ非スト思考致候此段及回答候也

2　公正証書ノ効力ニ関スル件

（昭4.9.17東京公証人根本松美照会）

（昭5.2.20民事局長回答）

（要旨）１　利息制限法の制限を超える利息については，証書を作成しないの

が相当である。

2　元本に損失をきたした場合又は予定の利益を得なかった場合は，信託の受託者が，これを補塡する旨の契約は直ちに無効ということはできない。

（照会）左ノ事項ニ付公正証書作成ノ嘱託アリタル場合ハ該契約ハ無効若クハ取消シ得可キ法律行為トシテ其証書ノ作成ヲ為ス可カラサルモノナリヤ又ハ適法ノ契約トシテ其証書ヲ作成ス可キモノナリヤ

1　金銭消費貸借ニ於テ利息制限法ノ制限ヲ超過シタル利息ヲ附スル契約ヲ為ストキ

2　信託会社ニ非サル受託者カ委託者ト運用方法ノ特定セサル金銭信託ニ付元本ニ損失ヲ来シタル場合又ハ予メ一定シタル額ノ利益ヲ得サリシ場合ニ於テ之レヲ補塡シ又ハ補足スル契約ヲ為ストキ

（回答）1　利息制限法ノ制限ヲ超ユル利息ニ付公正証書ヲ作成セサルヲ相当トス

2　信託契約ニ伴フ問合面ノ如キ契約ヲ為シタル場合ニ於テ其契約ハ信託法第19条ノ適用上直チニ無効ナリト云フヲ得ス

（同旨）利息制限法ノ利率ヲ超過スル契約ニ付テハ公証人ハ公正証書ヲ作成スルコトヲ得ス（大10.3.4函館公証人横山吉四郎伺，大10.4.18民事第1052号民事局長答）

3　企業担保附社債信託証書について

（昭33.6.12証総33－33号株式会社日本興業銀行証券部長照会）

（昭33.7.15民事甲1316号民事局長回答）

（要旨）企業担保附社債信託証書及び発行契約証書の作成要領等

（照会）企業担保附社債信託証書及び発行契約証書に関し，以下の諸点につき貴見を承りたくお伺い申し上げます。

記

1　企業担保権の設定又は変更を目的とする契約は，公正証書によってしなければならないが，社債発行契約はこの契約に該当しないと解し，私署証書で作成してよいか。

2　企業担保の場合，公正証書による契約の成立により受託会社に担保権

の設定登記請求権が発生することになると解されるが，この場合，

(1)　信託証書における担保権設定取得条項は以下のような文言でよいか。

甲（委託会社）は本社債の総額×億円の担保としてその総財産の上に第×順位の企業担保権を設定し，乙（受託会社）は総社債権者のためにこれを取得する。

甲は前項の担保権設定登記手続を速かに完了し，その登記簿謄本を乙に提出するものとする。

(2)　担保権設定登記申請の場合「登記原因ヲ証スル書面」は信託証書と解してよいか。

3　担保附社債信託法第19条第9号により信託証書に「先順位ノ担保ヲ附シタル債権金額」を記載することになっているが，企業担保附社債信託証書の場合，この債権金額とは先順位の企業担保権によって担保されている債権金額のみで足りるか。

4　担保附社債信託法第20条の規定では信託会社，受託会社が各自1通を保存し，その原本を本店に，その謄本を各支店に備え置くものとされているが，企業担保附社債の場合信託証書としての公正証書はその原本を公証人が保存するから，上記の本店に備え置く信託証書は公正証書の謄本，支店はその謄本の写で足りると解してよいか。

（回答）昭和33年6月12日証総第3333号をもって照会のあった標記の件については，いずれも貴見のとおりと考えます。

第12　企業担保

1　企業担保附社債信託証書について

（昭33.6.12証総33－33号株式会社日本興業銀行証券部長照会）

（昭33.7.15民事甲1316号民事局長回答）

（要旨）企業担保附社債信託証書及び発行契約証書の作成要領等

（照会）企業担保附社債信託証書及び発行契約証書に関し，以下の諸点につき貴見を承りたくお伺い申し上げます。

記

1　企業担保権の設定又は変更を目的とする契約は，公正証書によってし

なければならないが，社債発行契約はこの契約に該当しないと解し，私署証書で作成してよいか。

2　企業担保の場合，公正証書による契約の成立により受託会社に担保権の設定登記請求権が発生することになると解されるが，この場合，

(1)　信託証書における担保権設定取得条項は以下のような文言でよいか。

甲（委託会社）は本社債の総額×億円の担保としてその総財産の上に第×順位の企業担保権を設定し，乙（受託会社）は総社債権者のためにこれを取得する。

甲は前項の担保権設定登記手続を速かに完了し，その登記簿謄本を乙に提出するものとする。

(2)　担保権設定登記申請の場合「登記原因ヲ証スル書面」は信託証書と解してよいか。

3　担保附社債信託法第19条第９号により信託証書に「先順位ノ担保ヲ附シタル債権金額」を記載することになっているが，企業担保附社債信託証書の場合，この債権金額とは先順位の企業担保権によって担保されている債権金額のみで足りるか。

4　担保附社債信託法第20条の規定では信託会社，受託会社が各自１通を保存し，その原本を本店に，その謄本を各支店に備え置くものとされているが，企業担保附社債の場合信託証書としての公正証書はその原本を公証人が保存するから，上記の本店に備え置く信託証書は公正証書の謄本，支店はその謄本の写で足りると解してよいか。

（回答）昭和33年６月12日証総第3333号をもって照会のあった標記の件については，いずれも貴見のとおりと考えます。

2　会社の合併に伴う企業担保権の登記手続等について

（昭44.4.18日本興業銀行取締役総務部長照会）

（昭44.4.28民事（三）発513号民事局第三課長回答）

（要旨）1　企業担保法第８条第２項による合併後の企業担保権の順位に関する担保権者間の協定は，全員が有するすべての企業担保権の順位を定めなければならない。

2　右の協定は公正証書によってすることを要する。

（照会）会社の総財産に企業担保権が設定され，その登記を完了している甲，乙会社が合併し，甲会社が存続する場合において，下記の事項についてご回答賜わりたくお願いいたします。

記

1　企業担保法第８条第２項の規定による合併後の企業担保権の順位に関する企業担保権者間の協定は，企業担保権者全員がその有するすべての企業担保についての順位を定めるべきものと考えますがいかがでしょうか。

2　略

3　企業担保法第８条第２項の規定による順位に関する企業担保権者間の協定は，同法第３条の規定により公正証書によってしなければならないものと考えますが，いかがでしょうか。

（回答）４月18日付書面をもって当局局長あて問合せのあった標記の件については，いずれも貴見のとおりと考えます。

第13　その他の証書

1　承認ノ場合ニ関スル件

（明42.7.21東京公証人小川正直照会）

（明42.8.21民刑831号民刑局長回答）

（要旨）承認の意思表示であって証書の作成に適するものは，民法に特定してある場合に限らない。

（照会）同則第13条第１項ノ１号ニ在ル承認ノ場合ハ左記ノ如ク特ニ民法ニ定メアルモノニ適用スヘキモノニシテ其他ノモノニハ適用セサルモノト解釈シ可然哉

民法第147条第３号ニ在ル時効中断ノ効力ヲ生スヘキ承認

同第166条第２項但書ニ在ル占有者ノ承認

同第168条第２項ニ在ル債務者ノ承認

同第753条但書ニ在ル家督相続人タルヘキ承認

同第824条（現第776条）ニ在ル嫡出子ノ承認

同相続編第3章（現第4章）ニ在ル相続ノ承認
同第1089条（現第989条）ニ在ル遺贈ノ承認

（回答）承認ノ意思表示ニシテ証書ノ作成ニ適スルモノハ民法ニ特定セル場合ニ限ラス総テ手数料規則第13条第1号中ニ包含セラルヘシ

2　公正証書ノ効力ニ関スル件

（明43.2.15高松地裁所長照会）
（明43.8.5民刑137号民刑局長回答）

（要旨）　競売期日の公告を為さずに競売手続を完結すべき旨の契約は，公の秩序に反する無効の行為であるから，執行官はもちろん，当事者もこれに拘束されない。

（照会）1　略

2　一定ノ金額ノ支払ヲ目的トスル請求ニ付キ作成シタル公正証書ニ債務者ヲシテ債務ノ履行ヲ怠ルトキハ強制執行ヲ受ケ即時競売セラルヘキコトヲ約諾セシメ他日債権者ハ執行文ノ付与ヲ受ケ執達吏ニ委任シ債務者ノ動産ヲ差押フルト同時ニ公告ヲモ為サス直ニ競売シ其代金ヲ取得スルコトアリ畢竟高利貸カ強制執行ニ際シ他債権者ノ配当要求ヲ避ケントスル手段ニシテ競売ノ日時場所ヲ公告セサルヲ以テ競売申出人僅少ニシテ競売価額ヲ適当ニ競リ上クルコトヲ得ス然レトモ（旧）民事訴訟法第575条但書ニハ利害関係ノ合意ニ依リ競売期日ヲ短縮スルコトヲ許シ殊ニ同条但書ニ依レハ腐敗シ易キ物ノ換価ニ付テハ公告ヲ為スナキコトアルヘケレハ利害関係人ノ合意アルトキハ公告ヲ為サス差押物ヲ即時競売ニ付スルコトヲ得サシメサルヘカラス又期日短縮ノ合意ハ予メ許ササル性質ノモノニアラサルニ付右ノ如ク公正証書ヲ以テ合意スルトキハ有効ト為ササルヘカラサルカ（競売完結前執行力アル正本ニ依リ配当ヲ要求スル債権者ヨリ法定期間ノ公告ヲ求ムルトキハ右合意ノ無効ナルハ勿論ナリ）他ニ時弊矯正ノ方法ナキヤ

（回答）1　略

2　有体動産ニ対スル強制執行ハ民事訴訟法ノ規定ニ従ヒ相当ノ期間ヲ以テ競売期日ヲ定メサルヘカラサルモノニシテ差押債権者及債務者間ニ於テ予メ期日公告ヲ為サスシテ競売手続ヲ完結スルコトニ付契約ヲ為スモ其契約

ハ公ノ秩序ニ反スル事項ヲ目的トスルモノニシテ素ヨリ其効力ヲ生セサルモノトス従テ執達吏ハ勿論当事者ニ於テモ該契約ニ拘束セラルヘキモノニアラス

3　承認証書ニ関スル件

（明42.10.27岐阜公証人倉橋隼太郎照会）
（明43.11.22民刑1267号民刑局長回答）

（要旨）1　公正証書中に「承認」という文字を用いても，法律行為の要項の記載があるときは，該証書は法律行為についての証書である。

2　承認証書は，承認の対象となる法律行為について私署証書が作成されているとを問わず作成できる。

（照会）1　承認ノ文字ハ民法中ノ規定ニ付テ見ルモ必スシモ一定シタル特殊ノ意義ヲ有スルモノニアラス従テ本条ノ適用ハ同法規定ノ場合ニ限ラサルコト既ニ民刑局長回答ノ次第モ有之候ニ付キテハ一旦適法ニ成立シタル法律関係ヲ更ニ明確ナラシムルノ目的ヲ以テ同一当事者間ニ於テ之ヲ承知認諾スルノ行為ハ総テ承認トシテ取扱フヘキ義ト相心得候モ右承認（特ニ承認ノ文字ヲ使用セサルモ其内容ヲ有スル記載ヲ為シタルトキ亦同シ）ト同時ニ之ニ新ナル左掲ノ如キ約款ヲ追加スルトキハ最早例外規定タル本条承認ノ範囲ヲ超脱シタルモノニシテ本条ヲ適用スヘカラサルト共ニ如此場合ハ其承認ハ多クハ追約ノ参照若クハ援用ノ目的ニ出ツルニ過キスシテ却テ契約ノ附随行為ト看做スヘキモノナレハ第6条ヲ適用シテ追約事項ノミニ付キ各所定ノ手数料ヲ算定スヘキ義ニ候哉

(1)　承認シタル法律関係カ民事訴訟法第559条第5号（現行同条第3号）ニ適スル場合ニ於テ之ヲ援用シテ「右承認シタル債務ヲ其所定期日ニ遅滞ナク支払フコト若シ之ヲ履行セサルトキハ直ニ強制執行ヲ受クルコト」ヲ追約シタルトキ

(2)　承認シタル契約条件ノ一部仮令ハ期日若クハ期間又ハ利息額等ノ変更ヲ追約シタルトキ

(3)　厳格ナル意味ニ於テハ承認シタル法律関係中ニ当然包含スヘキ事項ナルモ従来不明確ナリシ事項仮令ハ自己ノ名義ヲ以テ他人ノ不動産ヲ保管

スル者カ其所有者ニ対シテ所有権者タルコトヲ承認スルト共ニ管理返還時期ヲ追約シタルトキ

2　法律行為ノ成立ニハ必シモ書面ヲ要セサルヲ以テ既往ノ口頭契約ヲ承認スル形式ニ依リ証書作成ヲ嘱託スルモノアルトキハ私署証書アル場合ト均シク承認トシテ総テノ取扱（印紙貼用ニモ関係アリ）ヲ為スヘキ義ニ候哉

（回答）1　公正証書中承認ナル文字ヲ用ウルモ法律行為ノ要項ヲ証スル趣旨ノ記載アルトキハ私署証書ノ文言ヲ援用スルト否トニ拘ハラス其公正証書ハ承認証書ニ非ス又固ヨリ１個ノ法律行為ニ付テノ証書ト解ヘキモノナレトモ「承認」ノ文字ハ誤解ナキヲ保セサルニ付之ヲ証書ニ記載セサルヲ可トス

2　承認ニ付テノ公正証書ノ作成ハ法律行為ニ関シ私署証書ヲ作成シタルト否トニ依リテ区別アルコトナシ但既ニ成立セル法律行為ニ付テモ普通ノ公正証書ヲ作成スルコトヲ妨ケサルモノトス

4　組合契約加入ノ公正証書ニ関スル件

（大6.6.8福岡地裁所長照会）

（大6.7.14民1449号法務局長回答）

（要旨）公正証書に他の公正証書を援用した場合でも，一定の金額の支払を約したものであれば，これに強制執行認諾条項を記載し得るが他の組合契約公正証書の条項を承認し，その組合に加入した旨を記載した公正証書には強制執行認諾条項を記載すべきでない。

（照会）公証人ニ於テ組合員カ或ル違反行為アリタルトキハ一定ノ違約金ヲ支払フヘキ罰款アル組合契約ノ公正証書ヲ作成シタル後該契約ニ基キ組合ヲ代表スヘキ組合員甲者ト新ニ其組合ニ加入スヘキ乙者トノ間組合加入ノ公正証書ヲ作成スルニ該リ嚢ニ作成シタル組合契約ノ各条項ヲ列記セス単ニ其ノ組合契約アル公正証書ヲ援用シ乙者ニ於テ該契約ノ各条項ヲ承認シ組合ニ加入セルコト及強制執行認諾ノ旨ヲ記載シタルモノアリ然ルニ後日右等甲乙両者間ノ嘱託ニ依リ作成シタル公正証書ニ基キ甲者ヨリ乙者ニ対シ違約金徴収ノ為メ公正証書ノ執行正本ヲ求ムルコトアルモ該証書自体ノミニテハ民事訴訟法第559第５号（現行第３号）ニ所謂一定ノ金額ノ支払ヲ

以テ目的トスル請求ニ付キ作リタルモノナルコト判然セサルカ故ニ其援用シタル組合契約ハ公正証書謄本ヲ執行正本ニ添付シ付与スルコトヲ得ヘキヤ元来右等公正証書ニ対シテハ執行正本ヲ付与スヘキモノニ非ス従テ強制執行認諾ノ旨ヲ記載スルコトヲ得サル義ニハ無之哉

（回答）公正証書ニ他ノ公正証書ヲ援用シタル場合ニ於テモ其証書ニ依リ一定ノ金額ノ支払ヲ約シタルモノナルトキハ之ニ強制執行ヲ受クヘキ旨ノ記載ヲ為スコトヲ得ルモ問合面ノ如ク公正証書ニ他ノ組合契約公正証書ヲ援用シテ之ヲ添付書面ト為シタルニ非ス単ニ組合契約ノ各条項ヲ承認シ該組合ニ加入セシコトノミヲ記載シタルモノハ之ニ依リ支払又ハ給付ノ義務ヲ約シタルモノトスルコトヲ得サルヲ以テ斯ル証書ニハ直ニ強制執行ヲ受クヘキ旨ノ記載ヲ為スヘキモノニ非ス従ツテ仮令之カ記載アリトスルモ該証書ニ援用シタル他ノ公証証書ヲ添付シテ之ニ執行文ヲ付与スヘキモノニ非ス

5　漁業財団の譲渡に関する契約公正証書の作成の可否について

（昭34.12.10東京公証人高野正保照会）

（昭35.5.10民事甲1117号民事局長回答）

（要旨）漁業財団を譲渡した場合において，その組成物件である登記した船舶につき，財団の移転登記とは別個にその所有権移転登記をなすべき旨の契約について証書を作成しても法26条に違反しない。

（照会）漁船を組成物件とする漁業財団を譲渡した場合第三者対抗要件としては

(1)　単に同財団所有権移転登記のみを為せば足るものであるか

(2)　或は財団所有権移転登記の外，別個に財団組成漁船そのものについても所有権移転登記を為すことを要するか。

従ってこれが手続を為すことを内容とする契約条項を公正証書に記載する必要があるか如何か。

当職は漁業財団の譲渡契約につき公正証書作成の嘱託を受けたがその契約条項中譲渡に因る財団所有権の移転登記の外，別個に財団に属する漁船につきその所有権移転登記手続を履践する旨の条項の記入を要請された。然し漁業財団は１個の不動産であるから（漁業財団抵当法に依り

準用される工場抵当法第14条参照）当該漁業財団の所有権移転登記を為せば足り第三者に対する対抗要件としてはこれを以て必要にして且つ十分な要件を具備するものと思料する（民法第177条）。従って財団所有権移転登記の外更に財団組成漁船につき別個に所有権移転の登記を申請させる必要なきものと解し，かかる申請を為す契約条項を公正証書に記入することを差控えた。

然るに右見解に反し財団所有権移転登記の外財団組成物件である漁船についても当事者の申請に依り別個に所有権移転登記を為すべきである。このことは独り漁業財団に限らず工場財団，及その他の財団についても同様であってその組成物件中登記，登録を要するものについては同様の取扱をすべきであるとの説がある（香川保一氏著　工場及鉱業抵当法163頁　当職の照会に対する東京法務局登記担当官の御回答）。然しながら

(1)　本事案は漁業財団という1箇の不動産の譲渡契約に因る所有権の移転であってその財団の組成物件である漁船そのものの所有権移転契約でないから右学説及取扱は物権変動の実態に添わない嫌がある。

(2)　不動産物権の得喪変更を第三者に対抗するには他の法令に別段の規定あらば格別，然らざれば登記法の定むる所に従いその登記を為せば足り，これ以て必要且つ十分な要件を具備することは前記の如くである。

然るに不動産登記法，漁業財団抵当法，漁業財団抵当登記取扱手続，工場財団抵当法，漁業法，漁船法，船舶登記規則，船舶登記取扱手続等の関係法規を観るも反対説を肯定し得る法規がないようである。小職浅学寡聞にしてその他の法令にも積極に解すべき法規であることを承知しない。

故に本案の場合には単に財団所有権移転登記をすれば十分であり，更に当事者をして組成物件につき別個に所有権移転登記を申請させる必要がないと思われる。果して然らば右の如く2箇の登記を為すことは徒に屋上屋を重ねる類であるばかりでなく当事者に対し不必要な労力と時間の浪費並に失費を強うるもので経済的にも妥当とは謂い難い。殊に登録税の関係は如何うなるか，不当徴税の疑問も生じて来るので再考の価値ある様に思料する。

反対説は登記簿上における財団の表示が極めて抽象的でその個々の組成物件を記載していないから取引の動的安全を期する関係上，第三者対抗要件として財団の組成物件中登記登録を要する物件については財団所有権移転登記の外別個に当該組成物件につき所有権移転登記，登録をする必要ありとなすものであろうか。若し然りとせば財団を組成する物件中登記登録を要する物件については必ずその所有権保存登記が為され（漁業財団抵当法に依り準用される工場抵当法第12条参照）且つ該登記簿用紙中相当事項欄に同物件が財団に属していることを示している（工場抵当法第34条参照）しかのみならず財団所有権保存の登記申請者は財団組成物件を表示した財団目録を提出している（工場抵当法第22条参照）かつ利害関係人はこれ等を閲覧して如何なる物件が財団に属しているかをたやすく了知し得べく又その財団所有権移転登記に依り組成物件についてその所有権の移転があったことを容易に知ることができる筈である。若し仮に右の方法に依るも取引の動的安全を期する上に不十分であり，財団組成物件についてもその所有権移転登記を為すことを要するとするも工場抵当法第34条の趣旨を類推解釈して職権を以て財団の組成物件の登記用紙中相当事項欄に当該財団の所有権が移転した旨を記入すべきであって，これが登記義務なき当事者をしてこれが登記を申請させるべきではない様に思われる。

以上の通りであるが，尚反対説が正当であって財団組成物件についても別個に所有権登記を要するとの御見解でありますならば恐縮でありますがその法的根拠或は解釈上の論拠の概要も併せて御教示給わりたい。

（回答）客年12月10日付照会の標記の件については，次のとおり回答する。

漁業財団を譲渡した場合には，同財団の所有権移転登記の外，財団組成物件である漁船についても登記した船舶である限り，漁業財団の譲渡を登記原因とする所有権移転登記（商法第687条参照）をすることができるものと考える。

従って公証人が嘱託人からその登記手続をなすべきことを内容とする契約について公正証書の作成の嘱託を受けた場合には，これを拒むことはできないと考える。

6　指名債権質の対抗要件について

（昭46.6.1付46号農公融一第８号農林漁業金融公庫融資第一部長照会）

（昭46.8.31民事（一）発279号民事局第一課長回答）

（要旨）民法施行法第５条第４号により，指名債権の質権設定（民法第364条）証書の確定日附が，第三債務者の質権設定承諾書の確定日附とされた例。

（照会）当公庫の貸付にかかる担保として債権を質入させる場合に，別紙１の質権設定証書に確定日附を附することにより第三者対抗要件を備えるものと思われますが，ご意見を拝承いたしたく，ご照会いたします。なお，上記質権設定証書に添付する質権設定承諾書の様式は別紙２または別紙３のいずれによっても差し支えないと存じますが，これについても，併せてご照会いたします。

また，以上のとおりで差し支えない場合は，貴管下法務局および地方法務局に対して周知方ご依頼申し上げます。

（理由）民法施行法第５条第４号の規定に基づき，上記質権設定証書の確定日附は，当該質権設定証書第３条において引用されている第三債務者の質権設定承諾書の確定日附とみなされる。

別紙１

収　入 印　紙

質　権　設　定　証　書

第１条　　は，昭和　　年　　月　　日付借用証書に基づき貴公庫に対し負担する一切の債務を担保するため，末尾記載の債務者に対する債権及びこれに付随する抵当権の上に質権を設定した。

第２条　前条記載の借用証書に規定する契約条項中担保に関する条項は，すべてこの証書に適用又は準用する。

第３条　末尾記載の債務者は，それぞれ第１条記載の質権設定につき昭和　年月日付質権設定承諾書のとおり承諾した。

昭和　　年　　月　　日

質権設定者　住　　所

名　　称

上記代表者　住　　所

氏　　名　㊞

農林漁業金融公庫

総裁　　殿

質　権　の　表　示

１　債　権　額　金　　円也

内　訳　元本金　　円也

利息金　　円也（昭和　　年　　月　　日から昭和　　年　　月　　日までの分）

２　利　息　年　　パーセント

３　損　害　金　　元利金につき年14.5パーセント

別紙２

質　権　設　定　承　諾　書

昭和　　年　　月　　日付借用証書により私が貴組合から御融通を受けた金　　円也に関する債権及びこれに付随する抵当権を貴組合が昭和　　年　　月　　日付農林漁業資金借用証書により農林漁業金融公庫に対して負担している債務の担保として質入されることについては，私は何等の異議なく承諾致します。

昭和　　年　　月　　日

住　　所

債務者　氏　　名

組　　合

組合長理事　　㊞

（注）抵当権を伴わず債権のみ質入する場合は「及びこれに付随する抵当権」を抹消する。

担　保　目　的　の　表　示

債務者	証書	証書面	質入債	最終債	担保			
氏名	日付	日付	還期限	還期限	抵当権設定者	抵当権の表示	担保目的である物件	順位

(注) 1　抵当権の表示は，たとえば「昭和○年○月○日○○地方法務局○○支局受付第○号」と記入する。
2　抵当権を伴わず債権のみ質入する場合は次の部分を抹消する。
(1)　第１条中「及びこれに付随する抵当権」(2)質権の表示(3)担保目的の表示「中担保」欄

別紙３

質　権　設　定　承　諾　書

わたくしたちが貴組合から御融通を受けた末尾記載の借入金に関する債権及びこれに付随する抵当権を貴組合が昭和　　年　　月　　日付農林漁業資金借用証書により農林漁業金融公庫に対して負担している債務の担保として質入されることについては，わたくしたちは何等の異議なく承諾致します。

昭和　　年　　月　　日

住　　所
債務者　氏　　名　　㊞
住　　所
債務者　氏　　名　　㊞

組合長理事　　殿

担　保　目　的　の　表　示

債務者氏名	証書日付	証書面金額

(注) 抵当権を伴わず債権のみ質入する場合は本文中「及びこれに付随する抵当権」を抹消する。

(回答) 本年６月１日付46農公融一第８号をもってご照会のあった標記の件については，質権設定承諾書の日付が，質権設定証書の確定日附より以前である場合には，その確定日附が，質権設定承諾書の確定日附となるものと考えます。

なお，質権設定承諾書の様式は貴職案のとおりでさしつかえないものと考えます。

おって，この旨当局発行の「民事月報」に記載し，周知をはかることとしたから，了知願います。

7　手形債務の追認証書への執行文付与について

(昭63.10.11民一5583号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 支払期日に未払いの約束手形金債務を債務者が追認する追加契約の公正証書について，執行文を付与することができる。

(通達) 標記について，別紙甲号のとおり日本公証人連合会会長から照会があり，別紙乙号のとおり回答したので，貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

おって，明治43年８月24日民刑第199号民刑局長回答は，昭和63年10月11日民一第5582号当職回答（別紙乙号）により変更されたものと了知されたい。

別紙甲号

債務者甲が債権者乙宛に振出した約束手形金債務が支払期日に未払いであることから，債務者がその債務を追認するとともに，当事者間で支払期

日を延期するなどの追加契約をし，債務者が同契約債務不履行の場合は直ちに強制執行を受けても異議がないことを認諾する旨の公正証書については，執行文を付与することができない旨の民刑局長回答（明治43年8月24日民刑199号）がありますが，現行の法体系の下においては，このような強制執行認諾文言の記載が無効であって公証人がその旨の公正証書に執行文を付与することができない，と解する理由はないのではないかと考えますので，この点照会に及びます。

別紙乙号

客月13日付け照会のあった標記の件については，貴見のとおりと考える。

なお，公証人がその旨の公正証書を作成するに当たっては，債権者が手形を所持していることを確認するのが相当である。

第14　私権の事実証書

1　私権ニ関スル事実ニ付テノ証書ノ作成ニ関スル件

（明42.8.9宮崎公証人広木幹照会）

（明42.9.6民刑925号民刑局長回答）

（要旨）公証人は，自ら目撃した事実以外の事実については証書を作成することができない。

（照会）「私権ニ関スル事実」ニ付キ公証人カ証書ヲ作成スヘキ範囲ノ義ハ民刑局長ノ御訓示ニ依リ了解仕候ヘ共尚ホ左ノ点ニ付キ疑義相生シ候ニ付更ニ何分ノ御訓示ヲ仰キ度候

「私権消長ノ証拠タルヘキ有形ノ事実ヲ目撃シタル者ノ陳述」ノ如キニ就キテモ証書ヲ作成シ得ル義ニ有之候哉

（回答）問合面ノ如キ事実ハ公証人自ラ目撃シタルモノニ非サレハ之ニ付テ証書作成スルコトヲ得ス

（同旨）(1)他人間ノ売買ヲ目撃シタリトノ陳述ニ付テハ公正証書ヲ作成スルコトヲ得ス(2)子ノ出生ノ如キ事実ニ付テハ証書ヲ作成スルコトヲ得ルモ届出又ハ選任等ニ依リ得ヘキ資格ニ付（夫妻ノ関係，親族会員檀徒総代等ノ資格アリトノコトヲ一方又ハ双方ノ陳述ニ依リ）公正証書ヲ作成スルコトヲ得ス（大3.7.15宇都宮公証人高木英灼伺，大3.9.26民1201号法務局長回答）

（同旨）委任者カ委任状ニ就カスシテ其証書ノ署名捺印ヲ自認スル旨（例ヘハ裁判所ニ提出シタル訴訟代理ノ委任状ヲ相手方ニ否認セラレタル為メ委任者カ公証人役場ニ出頭シ現証書ニ就カスシテ其署名捺印ヲ自認シ其旨）ノ陳述ニ付テハ公正証書ヲ作成スルコトヲ得ス（大2.2.9及大2.2.1仙台公証人利部定吉伺，大2.6.10民第795号司法次官回答）

2　「私権に関する事実」の意義の件

（明42.11.19福岡公証人辛木秀夫照会）

（明43.8.10民刑1329号民刑局長回答）

（要旨）1　私権に関する事実には次の事実も含まれる。

(1)　人の出生，生存，死亡等

(2)　身体，財産に加えた損害の形状，程度等

(3)　動産，不動産の品質，種類，大小，形状，数量，現存状態等

(4)　会社，組合の総会の議事

(5)　支払停止の状況等

(6)　動産，不動産の専有の状況等

(7)　財産目録の調製

2　物件の引渡，授受の意思表示は法律行為である。

（照会）公証人法第1条ノ所謂私権ニ関スル事実トハ左ノ事例ノ如キ場合モ其事実ナリトシテ公正証書作成スヘキモノニ有之候哉

1　人ノ出生現存死亡等事実ノ証明ヲ要スヘキ場合

2　各会社又ハ組合総会若クハ親族会ノ議事ヲ筆記スル場合

3　商人其他ノ人カ支払ヲ拒絶スルトキ被拒絶者ノ請求ニ因リ現場ニ出張シ其拒絶ノ事実ヲ見聞スルカ如キ場合

4　物品売買前ニ其物ノ現存状態数量等取調ノ場合

5　山林ノ立木売買前ニ其樹木ノ大小数量取調ノ場合

6　他人ノ動産又ハ不動産ヲ押奪シ現ニ之ヲ占有スル実況ノ場合

7　身体ニ対スル傷害ノ形状及程度調ノ場合

8　財産ニ対スル損害ノ形状及程度調ノ場合

9　売買又ハ賃貸借契約ヲ為シ其公正証書ヲ作成完結後該物件引渡前ニ売

主買主又ハ賃貸人賃借人ノ請求ニ因リ其目的物ノ所在地ニ出張シ其物ノ形状数量等取調フヘキ場合

10　前記売買又ハ賃貸借公正証書完結後其物件ノ引渡ニ立会フ場合

11　前記売買又ハ賃貸借公正証書完結シ当事者双方ニ於テ其目的物ヲ既ニ授受完了シタル後買主又ハ賃借人ヨリノ請求ニ因リ其引渡ヲ受ケタル物ノ形状品質数量等取調ノ場合

12　会社又ハ個人ニ於テ他日所有財産売買ノ必要アリ又ハ其必要ヲ生スルヤモ知ルヘカラサルノ故ヲ以テ其財産目録ノ作成方嘱託スルトキハ之ニ応スルヲ相当トスヘキヤ果シテ然ラハ如斯場合

13　金銭貸借又ハ小物品ノ使用貸借ニシテ公正証書作成ノ際公証人役場ニ於テ其金銭物品ヲ授受スルニ当リ立会ヲ求ムルコトアリ

如斯金銭物品ノ授受ハ意思表示ニシテ法律行為ナルカ如シ然レトモ是等金銭物品授受ノ如キハ私権ニ関スル事実ト称シヘキヤ

右設例ノ事項ハ取扱方区々相成居可申被存候間至急何分ノ御訓示相成候様致度此段請訓仕候他

（回答）客年11月19日付請訓ニ係ル公証人法中疑義ニ関スル件ハ左ノ通思考致候

１，２，４乃至９，12ニ掲ケタル事実ハ公証人法第１条ノ私権ニ関スル事実ニシテ法律行為ニ非サルモノトス

３，支払ノ拒絶カ遅滞ノ責任ノ原因ト為リ又ハ支払停止ノ状況タル場合等ノ如キ苟クモ私権ニ影響スヘキ事実ナルニ於テハ貴見ノ通但手形ノ拒絶証書ノ作成ヲ必要トスル場合ニ於テハ商法規定ノ方式ニ依ルヘキハ勿論ナリトス

10，11，13，問合面ノ場合ニ於テ引渡又ハ授受ノ物件ノ品質，種類，形状，数量等ニ付公証人ノ目撃シタル事実ノミヲ証書ニ記載スルトキハ其証書ハ法律行為ニ非サル事実ニ付テノ証書ナレトモ併テ引渡又ハ授受ノ意思表示ヲ記載スルトキハ其証書ハ法律行為及ヒ法律行為ニ非サル事実ニ付テノ証書ナリトス

此段本官ヨリ回答候也

3　法律行為並法律行為ニ非サル事実ニ付テノ証書ノ作成ニ関スル件

（明42.11.29福岡公証人辛木秀夫照会）

（明43.8.12民刑1381号民刑局長回答）

（要旨）１　物件の形状，数量等は，私権に関する事実である。

２　売買契約履行のための目的物又は貸借の目的物の引渡行為は法律行為であり，該目的物の品質，数量等は私権に関する事実である。

（照会）公証人法第１条ノ所謂法律行為ト私権ニ関スル事実トノ分界実際ニ於ケル執務上疑問ニ渉リ確乎判明セサル感有之候爰ニ石炭鉱区ニ設備ノ機械其他多数ノ物件ノ売買又ハ使用貸借スルモノアリト仮定シテ左ノ通リ解釈シ其当否如何ニ可有之候也

１　本案売買又ハ貸借前ニ公証人ニ対シ物件所在地ニ出張シ物件ノ形状数量等調査シ証書ノ作成ヲ嘱託スル場合ハ未タ法律行為ニアラサルヤ明白ナルヲ以テ私権ニ関スル事実トシテ其所在地ニ出張シ証書ヲ作成スヘキハ当然ナルヤ

２　本案売買又ハ貸借ノ意思ヲ表示シ当事者双方ヨリ公証人ニ証書ノ作成ヲ嘱託シ且物件ヲ引渡スニ付其所在地ニ出張立会シ形状，数量，授受ノ日時其他ノ顛末ヲ証書ニ記入スヘキコトヲ請求スルトキハ公証人ハ其請求ニ応シ出張立会シ相当ノ手続ヲ為スヘキハ当然ナルヘシト雖此場合ハ売買ト貸借トハ彼是区別シ左ノ通決定スルヲ相当トスヘキヤ

(1)　売買ハ旧民法ノ所謂諾成合意ニシテ物件ノ引渡等ヲ要セス当事者双方ノ意思合致スルニ於テハ茲ニ売買ナル法律行為ハ完成シ他亦何等ノ行為ヲ要セス故ニ事後ニ於ケル物件ノ引渡ハ最早法律行為ト云フヲ得サルハ明白ニシテ所謂私権ニ関スル事実ト称スルヲ相当ナリトス

(2)　貸借ハ旧民法ノ所謂要物合意ニシテ物件ノ引渡ハ貸借ニ於ケル法律行為ノ要素タルヲ以テ其引渡ハ意思表示ニシテ法律行為タリヤ当然ナリトス元来意思表示ハ無形的ナル当事者ノ陳述ヲ以テ之ヲ為スコト普通多数ナルヘシト雖モ本案物件ノ引渡ノ如キハ亦有形的ノ行為ニ依ル意思表示ニシテ法律行為ナルコト明瞭ナリトス

３　本案売買又ハ貸借成立シ物件引渡ノ後買主又ハ借主ヨリ其ノ物件所在地ニ出張シ形状，数量ヲ調査シ証書ノ作成ヲ公証人ニ嘱託スル場合ハ純

然タル私権ニ関スル事実トシテ出張シ相当ノ手続ヲ為スハ当然ナルヘキヤ

（回答）1　貴見ノ通

2(1)　売買契約履行ノ為メニスル物件ノ引渡ノ行為ハ法律行為ナルコト勿論ナルモ其引渡行為外ノ事実即チ物件ノ位置，形状，大小，品質，数量等詳細ナル事項ヲ特ニ其引渡ノ証書ニ記載スルハ法律行為及ヒ法律行為ニ非サル事実ニ付テノ証書ノ作成ナリトス

(2)　引渡行為ニ付テハ貴見ノ通

3　貴見ノ通

4　法律行為及準連事実ノ証書作成ノ手数料ニ関スル件

（明42.3.7福岡公証人辛木秀夫照会）

（明43.8.12民刑1395号民刑局長回答）

（要旨）1　質物引渡に立会って，物件の形状，数量及び授受の顛末を証書に記載するのは，法律行為及び準連事実についての証書の作成であって，その手数料は手数料規則第17条によるべきである。

2　法律行為及び準連事実についての証書の作成については，役場外に出張して職務を行うことができる。

（照会）1　金銭貸借ノ担保トシテ石炭数100万斤ニ質権ヲ設定シ当事者双方ヨリ公正証書ノ作成ヲ嘱託シ且該質物タル石炭ヲ借主ヨリ貸主ニ引渡スニ付キ出張立会シ形状，数量及ヒ其授受ノ顛末ヲ公正証書ニ記入方請求スル者アリ此場合ニ私権ニ関スル事実トシテ其石炭所在地ニ出張立会スルコトヲ得ヘキヤ又如斯引渡ハ有形的ノ意思表示ナルカ故ニ所謂法律行為トシテ出張立会スヘキヤ若シ法律行為トシテ出張立会スルモノトスレハ其処分例令数日ニ渉ルモ普通ノ法律行為ノ手数料ノ外何等ノ手数料ヲモ徴収スルコトヲ得サルヤ或ハ手数料規則第26条ニ依リ第15条ノ手数料ヲ徴収スルコトヲ得ヘキモノナルヤ

2　前項ノ質物引渡ヲ法律行為トスレハ公証人出張立会スルハ不適当ナルカ如クナレトモ役場外職務執行ノコトハ公証人法第18条ノ外法律行為ナルノ故ヲ以テ禁止スルノ法文モ之ナク且如斯立会ハ他日ノ争議ヲ防止スル方法

トシテ必要ナル適当ノ処分ナルヲ以テ出張立会スヘキハ適法ノ処分ナルヤ

（回答）1　問合面ノ事項ニ付キ証書ヲ作成スルコトヲ得ヘキハ勿論ニシテ其証書ノ作成ハ法律行為及ヒ準連事実ニ付テノ証書ノ作成ナリ従ツテ其手数料ハ手数料規則第17条ニ依リ之ヲ算定スヘキモノトス

2　貴見ノ通

（参考）法律行為とともに事実についての証書を作成する場合において，事実についての証書の作成が法第18条第2項但書に該当するときは，役場外の事実実験の場所で同一証書に作成することができる（明42.10.27岐阜公証人倉橋隼太郎照会，明43.11.22民刑1267号民刑局長回答）。

5　法律行為及準連事実ニ付キ役場外ノ事務取扱ニ関スル件

（明42.10.27岐阜公証人倉橋隼太郎照会）

（明43.11.22民刑1267号民刑局長回答）

（要旨）法律行為とともに事実について証書を作成する場合，事実についての証書の作成が法第18条第2項但書に該当するときは，役場外の事実実験の場所で同一証書に作成することができる。

（照会）公証人法第18条　法律行為ト共ニ之レニ準連スル事実ヲ同一証書ニ作成シ得ルコトハ手数料規則第17条（現手数料令第31条）ニ依リ推知シ得ラレ候処右事実カ役場外ナルニ於テハ法律行為ハ本条第2項但書ニ適セサルモ役場外ナル事実実験ノ場所ニ於テ同一証書ニ作成スルモ妨ナキ義ニ候ヤ

（回答）問合面ノ場合ニ於テ事実ニ付テノ証書ノ作成カ第2項但書ニ該当スルトキハ貴見ノ通

（参考）イ　拒絶証書ノ謄本ハ原本作成ノ場所ニ於テ作成スルコトヲ得ルモ手数料ヲ受クルコトヲ得ス（大3.7.15宇都宮公証人高木英灼問，大3.9.26民1201号法務局長回答）

ロ　遺言証書ヲ出張シテ作成シタルトキハ其正本謄本ハ原本作成ノ場所ニ於テ作成スルコトヲ得（同上同答）

6　事実実験公正証書作成方について

（昭43.9.16旭法総796号旭川地方法務局長照会）

（昭43.10.3民事甲3117号民事局長回答）

（要旨）種類等を正確に表示しがたい貸金庫の内蔵品を他の場所に移す場合の事実実験公正証書の作成方法

（照会）今般当局所属公証人三原次郎から貴職あて標記の件について別紙のとおり伺いがあったので，当職意見を付して進達しますので，至急何分のご指示を願います。

当職意見　公証人意見のとおり取り扱うのが相当と考えます。

別紙

事実実験公正証書作成方について（伺い）

標記のことにつき左記1の事案の場合，2の如く取り扱ってさしつかえないものと思料いたしますが，いささか疑義があり，目下さしかかった事件でありますので，至急何分のご指示をお願いします。

記

1　貸金庫を業とする甲銀行（以下甲という）と，その金庫を使用するため賃貸借契約を結んだ乙が使用料を支払わないので（1回にても使用料を支払わないときは契約を解除する旨を定めているが，借受人乙はその後所在不明である）甲がその金庫を開き内蔵物品を，乙が来行するまで別の場所に保管したく，これが事実実験公正証書を作成願いたい旨，甲の代理人から嘱託があり，これに応ずべく，甲の所在地に赴き金庫を開いたところ，内蔵物品が，本職においてその種類，品質等を正確に表示しがたい物（例えば一見して宝石または貴金属らしく見えるもその事実の判定に困る物）であった場合，いかに取り扱ってよいか。

2　この場合は

(1)　公正証書に記載する物件目録の表示として「宝石らしき物または貴金属らしき物」と記載（専門家の鑑定をうけることなく），なお，これに形状，数量，大きさ等をも明記し，種類及び品質は不明と記載する。

(2)　目的物件は甲銀行使用の封筒に入れたうえ，これに嘱託代理人と本職の封印，署名捺印及び証書番号を記載してこれを右嘱託代理人に交付したうえ，別の保管場所に存置せしめこれを現認する。

(3)　右(2)の状態をも公正証書に詳記する。

ことによって内蔵物品と公正証書面との同一性を保証することができるものと考える。

参照　明治43年8月10日民刑第1329号民事局長回答

（回答）9月16日旭法総第796号をもって進達のあった標記の件は，貴職意見のとおりであるから貴局所属公証人三原次郎にその旨伝達されたい。

第２章　規約公正証書

１　建物の区分所有等に関する法律の規定による規約設定公正証書について

（昭58.10.14日本公証人連合会会長照会）

（昭58.10.21民一6085号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（通達）標記について別紙甲号のとおり日本公証人連合会会長から照会があり，別紙乙号のとおり回答したので通知する。

おって，この旨を貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

来る昭和59年１月１日から施行される建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律（昭和58年法律第51号）によりますと，建物の区分所有等に関する法律は，一定の場合には公正証書により規約を設定することができる旨定めております。

当会で検討致しました結果，右の公正証書は，建物の区分所有等に関する法律第32条の場合には別紙(1)（その別案を含む。）あるいは(2)の，同法第67条第２項の場合は別紙(3)の各文例によるのが相当であるとの結論を得ました。

同法施行後右のように取りはからって差し支えないかどうかについて貴職の御意見を伺いたく申請に及びます。なお，別紙(1)の別案の別表（略）内訳欄は，当事者の便宜と記載の誤りをできる限り避けるため（すなわち，桁数が多く多角文字で記載するとかえって明確を欠く場合が生ずるので），この場合に限り算用数字で記載しても差し支えない取扱いに致したいと考えておりますが，この点についても併せて御意見を承りたいと存じます。

別紙(1)　第32条関係

規約設定公正証書

本公証人は建物の区分所有等に関する法律第32条の規約の設定者株式会

社○○建設の嘱託によりこの証書を作成する。

第１条　嘱託人は建築中の左記建物の完成後最初に当該建物の専有部分の全部（122個）を所有する。

記

所　在　甲市乙町三丁目１番地

構　造　鉄筋コンクリート造陸屋根地下１階付９階建

床面積　１階　　1236.74平方メートル

２階　　1296.59平方メートル

３階　　1447.35平方メートル

４階　　1447.35平方メートル

５階　　1447.35平方メートル

６階　　1447.35平方メートル

７階　　1447.35平方メートル

８階　　1447.35平方メートル

９階　　935.50平方メートル

地下１階　1492.74平方メートル

一棟の建物の番号　霞が関マンション１号館

新築（完成予定）年月日　昭和何年何月何日

第２条　嘱託人は左記１及び２の各土地の所有権並びに左記３の土地の賃借権を有する。

記

１　甲市乙町三丁目１番　　宅　地　2067.75平方メートル

２　甲市乙町三丁目３番１　宅　地　330.05平方メートル

３　甲市乙町三丁目４番１　雑種地　552平方メートル

第３条　前条記１の土地（法定数地）のほか，記２及び３の土地を第１条の建物に係る建物の敷地（規約敷地）と定める。

第４条　左記各建物を区分所有者全員の共用に供すべき共用部分（規約共用部分）と定める。

記

１　第１条の建物中１階管理人室　別添図面(1)（略）斜線の部分

２　第１条の建物中９階集会室　　別添図面(2)（略）斜線の部分

３　甲市乙町三丁目３番地１　集会所　木造スレート葺２階建　床面積
１階105.04平方メートル，２階50.00平方メートル　家屋番号
１番１の建物

第５条　第１条の建物の各専有部分に係る第２条記１，２及び３の各土地についての敷地利用権の割合は各100分の１と定める。

又は

第５条　第１条の建物の各専有部分に係る第２条記１，２及び３の各土地についての敷地利用権の割合は別表に定めるところによるものとする。

第６条　第２条記１及び２の各土地の所有権の各３分の２並びに同条記３の土地の賃借権の３分の２は第１条の建物の各専有部分と分離して処分することができるものとする。

別紙(2)　第32条関係（分離処分可能規約のみの規約）

規約設定公正証書

本公証人は建物の区分所有等に関する法律第32条の規約の設定者甲野一郎の嘱託によりこの証書を作成する。

第１条　嘱託人は左記建物の専有部分の全部（２個）を所有する。

記

所　在　甲市乙町35番地

構　造　木造スレート葺２階建

床面積　１階　126.56平方メートル

２階　76.80平方メートル

新築年月日　昭和何年何月何日

第２条　嘱託人は左記土地の所有権を有する。

記

甲市乙町35番　宅地　205.56平方メートル

第３条　第１条の建物の各専有部分と前条の土地の所有権とは分離して処分することができるものとする。

別紙(3)　第67条第２項関係

団地規約設定公正証書

本公証人は建物の区分所有等に関する法律第67条第２項の規約の設定者株式会社○○建設の嘱託によりこの証書を作成する。

第１条　嘱託人は一団地内に左記１，４及び５の各建物を所有し，建築中の左記２及び３の各建物の完成後当該各建物を所有する。

記

１　甲市乙町１丁目３番地１

鉄筋コンクリート造陸屋根６階建

床面積　１階　348.89平方メートル

２階　447.50平方メートル

３階　447.50平方メートル

４階　447.50平方メートル

５階　447.50平方メートル

６階　447.50平方メートル

建物の番号　　ひばりが丘１号館

新築年月日　　昭和何年何月何日

２　同所同番地

鉄筋コンクリート造陸屋根６階建

床面積　１階　480.54平方メートル

２階　480.54平方メートル

３階　480.54平方メートル

４階　480.54平方メートル

５階　480.54平方メートル

６階　480.54平方メートル

建物の番号　　ひばりが丘２号館

完成予定年月日　昭和何年何月何日

３　同所同番地

鉄筋コンクリート造陸屋根６階建

床面積　１階　480.54平方メートル

２階　480.54平方メートル

３階　480.54平方メートル

４階　480.54平方メートル
５階　480.54平方メートル
６階　480.54平方メートル
建物の番号　ひばりが丘３号館
完成予定年月日　昭和何年何月何日

４　甲市乙町１丁目３番地２
集会所　鉄骨造スレート葺２階建
床面積　１階305.60平方メートル
２階　84.33平方メートル　家屋番号３番２

５　甲市乙町１丁目３番地３
店舗・居宅　木造瓦葺２階建
床面積　１階140.50平方メートル
２階　80.37平方メートル　家屋番号３番３の１

第２条　左記建物及び専有部分を団地建物所有者全員の共用に供すべき共用部分（団地共用部分）と定める。

記

１　第１条記１の建物中１階部分管理人室　別添図面(1)（略）斜線の部分

２　第１条記４の建物

別紙乙号

本年10月14日付け書面をもって照会のあった標記の件については，貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。

２　建物の区分所有等に関する法律の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて

（昭58.11.10民一6100号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）建物の区分所有等に関する法律の一部改正等に伴う公証事務取扱上の留意点

（通達）建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律（昭和58年法律第51号）の施行に伴い，公証人手数料規則（明治42年勅

令第174号）の一部が明年１月１日から改正されることになったが，これに伴う公証事務の取扱いについては，左記の点に留意し，事務処理に遺憾のないよう配意されたい。

おって，この旨を貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

第１　公正証書による規約

１　改正後の建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）第32条の規定により，最初に建物の専有部分の全部を所有する者は，公正証書により次の規約を設定することができることとなった。

(1)　規約共用部分を定める規約（区分所有法第４条第２項）

(2)　建物が所在する土地以外の土地を建物の敷地と定める規約（区分所有法第５条１項）

(3)　専部分とその専有部分に係る敷地利用権とを分離して処分することができる旨を定める規約（区分所有法第22条第１項ただし書，第３項）

(4)　専有部分に対応する敷地利用権を専有部分の床面積の割合と異なった割合とする規約（区分所有法第22条第２項ただし書，第３項）

なお，嘱託人が将来全専有部分の所有権を原始取得することとなることを前提としてあらかじめ公正証書を作成することは差し支えない。この場合公正証書が規約としての効力を有することになるのは建物が完成した時である。

２　一団地内の数棟の建物の全部を所有する者は，公正証書により団地共有部分を定める規約を設定することができることとなった（区分所有法第67条第２項）。

３　区分所有者の委任を受けた管理者等から，前記１及び２の規約を除く区分所有法の規約について，公正証書作成の嘱託があった場合は，これに応じて差し支えない。

第２　公証人手数料規則の一部改正

１　第13ノ４関係

(1)　第１項関係（前記第１の１参照）

区分所有法第32条の規定による規約の設定についての証書作成の手数料は，規約の事項数（前記第１の(1)ないし(4)の数）にかかわらず，建物の専有部分の個数に応じ，順次加算して手数料を算定することとされた。

(2)　第２項関係（前記第１の２参照）

区分所有法第67条第２項の規定による規約（団地共有部分を定める規約）の設定についての証書作成の手数料は，専有部分の個数によらず建物の棟数に応じ算定することとされた。この場合の棟数には，附属建物の棟数は含まない。

(3)　第３項関係（前記第１の３参照）

区分所有法第32条及び第67条第２項の規定による規約以外の同法の規定による規約について証書を作成する場合の手数料は，前記１（第１項関係）と同様に算定することとされた。

(4)　第４項関係

区分所有法第67条第２項の規定による規約以外の団地規約について証書を作成する場合における手数料は，団地内の建物の全部が非区分所有建物であるときは，その建物の個数を，団地内の建物の一部が非区分所有建物であるときは，非区分所有建物の個数に専有部分の個数を加算した個数を，それぞれ占有部分の個数と読み替えて第３項の規定により手数料を算定することとされた。

(5)　第５項関係

第１項ないし第３項に掲げる契約の変更についての証書作成の手数料は，原則としてその設定についての証書作成の手数料と同額とされた。ただし，当該規約が同一の公証人役場において証書に作成されたものである場合には，設定の手数料の10分の５の額とし，その額が２万円に満たないときは２万円とされた。

(6)　第６項関係

区分所有法の規定による規約の廃止についての証書作成の手数料は２万円とされた。

(7)　区分所有法の規定による規約の補充又は更正については，公証人手数料規則第26条及び第13条第４項を適用して手数料を算定することとなる。

２　第21条関係

(1)　第２項関係

株主総会その他の集会の議事録の認証の手数料は２万円とされた。

(2)　第３項関係

区分所有法第45条第１項（同法第66条において準用する場合を含む）の書面の認証の手数料は２万円とされた。

第３　計算簿等

公証人手数料規則の一部改正に伴い，建物の専有部分の個数又は建物の棟数により手数料を算定すべきものについては，計算簿及び計算書の目的の価額欄に括弧書で専有部分の個数又は建物の棟数を記載するものとする。

第４　公証事務一覧月（年）表

１　公証人手数料規則の一部改正に伴い，公証事務一覧月（年）表の様式（昭和55年９月９月24日法務省民一第5,770号通達）を別紙（略）のとおり改める。

建物専有部分の個数又は建物の棟数により手数料を算定すべきものについては，公証人手数料規則第13条ノ４第１項又は第２項の専有部分の個数又は建物の棟数の区分ごとの内訳を同表の備考欄（又は別紙）に記載するものとする。

２　改正前の等式による印刷済みの用紙がある場合には，その用紙中の備考欄又は別紙に「規約証書」の欄を設ける等所要の修正を加えた上，これを使用することは差し支えない。

第３章　拒絶証書

1　手形ノ複本又ハ謄本ニ拒絶証書作成ノ旨ヲ記載スル場合ノ手数料ニ関スル件

（明44.7.4名古屋公証人江島良弾照会）

（明44.8.30民事517号民事局長回答）

（要旨）拒絶証書令第４条第２項により手形の複本又は謄本に支払拒絶証書作成の旨を記載する場合には，別に手数料を徴収することは許されない

（照会）拒絶証書作成ノ手数料ハ公証人手数料規則第20条ニ規定セラレタルモ本年法律第73号改正商法実施ノ上同法第515条ノ３第２項（現拒絶証書令第４条第２項）ニ依リ手形ノ複本又ハ謄本ニ拒絶証書作成ノ旨ヲ記載スルニハ其複本，謄本数通アルトキハ各通ニ之ヲ記載シ而シテ記載ノ場所及公証人法第23条ニ依リ署名スルニハ多少ノ手数ヲ要シ候ニ付キ此場合ニ別ニ手数料ヲ徴シ差支ナキヤ其時間１時間以内ナルトキハ徴収スルコトヲ得サルヤ

複本，謄本ノ各通ニ付キテ手数料ヲ徴スヘキモノトセハ手数料規則第何条ニ依リ徴収スヘキヤ

（回答）問合面ノ記載ハ拒絶証書ノ作成ト同時ニ為スヘキモノナルカ故ニ拒絶証書作成ノ手数料ノ外別ニ其手数料ヲ徴収スルコトヲ得ス

2　拒絶証書ノ作成方等ニ関スル件

（明44.7.1宮崎公証人広木幹照会）

（明44.9.27民事531号民事局長回答）

（要旨）１　拒絶証書には番号の記載を要しないが，執務の便宜上記載しても差し支えない。

２　拒絶証書には「何々拒絶証書」という文字の記載を要しない。

（照会）改正商法ニ依リ作成スル拒絶証書ニ於テモ従前ノ通リ番号及「何々拒絶証書」ナル記載ヲ要スル儀ニ有之候哉

（回答）改正商法ニ依ル拒絶証書ニハ番号及「何々拒絶証書」ナル文字ノ記載ヲ要セス但シ番号ハ執務ノ便宜上之ヲ記載スルモ差支ナシ又「何々拒絶証書」ナル文字ハ拒絶証書ノ趣意ニ依リ証書ノ性質自ラ明カナルヘキニ由リ之ヲ記載スルノ必要ナカルヘシ

3　拒絶証書ノ作成方ニ関スル件

（明44.7.1宮崎公証人広木幹照会）

（明44.9.27民事531号民事局長回答）

（要旨）拒絶証書を作成する場合には，手形の裏面に不動文字が印刷してあるときは黒線をもって抹消し，手形の後部又は下部に附箋をつけ，これに拒絶証書の記載をすることができる。但しこの場合には不動文字を抹消した黒線に捺印すべきである。

（照会）改正商法第515条ノ５（現拒絶証書令第３条）ニ於テ「云々第515条（現拒絶証書令第２条第１項）ニ掲ケタル事項ハ手形ノ裏面ニ記載シタル事項ニ接続シテ之ヲ記載スルコトヲ要ス」トノ規定有之然ルニ通例手形ハ印刷シタル用紙ヲ用ヒ其裏面ハ全部裏書ノ際記載スヘキ不動文字ヲ印刷シアリテ拒絶証書ノ記載ヲ為シ得ヘキ余白無之如此手形ニ付キ支払拒絶証書ヲ作成スル場合ハ余白ナキモノトシ附箋ニ依リ拒絶証書ノ記載ヲ為シ裏書ノ為メ印刷セル不動文字間ノ空白ニハ黒線ヲ施シ置キ可然候哉又右ノ場合ニ於テ為ス附箋ハ裏書ヲ為シタル記載ニ接続シテ貼附シ可然候哉

（回答）貴見ノ通取扱ハレ可然モ附箋ハ手形自体ノ後部又ハ下部ニ為スモ差支ナシ但此場合ニ於テハ印刷セル不動文字ヲ抹消シタル黒線ニ捺印スルヲ相当トス

4　拒絶証書謄本ノ用紙ニ関スル件

（明44.7.1宮崎公証人広木幹照会）

（明44.9.27民事531号民事局長回答）

（要旨）拒絶証書の謄本の作成には公正証書作成に使用する用紙を用いるべきである。

（照会）改正商法第517条及同条第２項（現拒絶証書令第８条第２項）ノ請求ニ依リ作成スル拒絶証書ノ謄本ハ公正証書ノ作成ニ使用スル罫紙ヲ作成シ可然哉

（回答）貴見ノ通

5　拒絶証書ノ謄本作成方ニ関スル件

（明44.7.1宮崎公証人広木幹照会）

（明44.9.27民事531号民事局長回答）

（要旨）拒絶証書令第８条第２項の拒絶証書謄本には同条第１項各号の事項を記載するのが相当である。

（照会）改正商法第517条第２項（現拒絶証書令第８条第２項）ノ請求ニ依リ作成スル拒絶証書ノ謄本ニハ同条第１項各号（前同第１項各号）ノ事項ヲモ記載スルヲ要シ候哉

（回答）改正商法第517条第２項（現拒絶証書令第８条第２項）ノ拒絶証書謄本ニハ同条第１項各号ノ事項ヲ記載スルヲ相当トス

6　拒絶証書ノ番号ノ記載ニ関スル件

（明44.8.10東京公証人三輪義源照会）

（明44.10.2民事653号民事局長回答）

（要旨）拒絶証書には番号を附することを要しないが，若しこれを附する場合には，従前の帳簿の番号を追っても，また新たに番号を起してもよい。

（照会）拒絶証書ニハ登簿番号ヲ附スヘキヤ若シ附スヘキモノトセハ従前ノ番号ノ順序ヲ追ヒテ之ヲ記載スルモ可ナリヤ

（回答）拒絶証書ニハ登簿番号ヲ附スルコトヲ要セス但執務ノ便宜上之ヲ附スルモ差支ナシ若シ之ヲ附スヘキ場合ニ於テハ従前ノ拒絶証書簿ノ番号ヲ追フモ新タニ番号ヲ起スモ亦随意タルヘシ

7　拒絶証書ノ作成方ニ関スル件

（明44.8.10東京公証人三輪義源照会）

（明44.10.2民事653号民事局長回答）

（要旨）拒絶証書には拒絶証書令第２条第１項第１号の拒絶者及び被拒絶者の住所，職業，年令等の記載を要しない。

（照会）拒絶証書ニハ商法第515条第１号（現拒絶証書令第２条第１項第１号）ニ於ケル拒絶者及被拒絶者ノ氏名又ハ商号ノ外住所，職業，年令ヲ記載スルコトヲ要セサルヤ

（回答）貴見ノ通

8　商法第515条第２号ノ解釈ニ関スル件

（明44.8.10東京公証人三輪義源照会）

（明44.10.2民事653号民事局長回答）

（要旨）拒絶証書令第２条第１項第２号に「請求」又は「面会スルコト能ハサリシコト」とは公証人自ら請求をし又は面会することができない場合をいう。

（照会）商法第515条第２号（現拒絶証書令第２条第１項第２号）ニ於ケル拒絶者ニ対スル請求又ハ拒絶者ニ面会スルコトハ公証人自ラ請求ヲ為シ又ハ面会スル能ハサル場合ナリヤ

（回答）貴見ノ通

（参考）

旧商法第515条（抄）

拒絶証書ニハ左ノ事項ヲ記載シ公証人又ハ執達吏之ニ署名，捺印スルコトヲ要ス

1　拒絶者及ヒ被拒絶者ノ氏名又ハ商号

2　拒絶者ニ対スル請求ノ趣旨及ヒ拒絶者カ其請求ニ応セサリシコト又ハ営業所，住所若クハ居所カ知レサリシコト（以下略）

9　公証人ノ職務執行ノ区域ニ関スル件

（明44.8.1東京公証人三輪義源照会）

（明44.10.2民事653号民事局長回答）

（要旨）拒絶証書令第７条第２項の場合において，拒絶者の営業所，住所，居所が公証人の職務執行の区域外にあるときは，その公証人は拒絶証書を作

成することができない。

（照会）商法第442条第2項（現拒絶証書令第7条第2項）ニ依リ官署ニ問合ヲ為シタル結果拒絶者ノ営業所，住所又ハ居所カ判明シタルモ公証人ノ職務執行ノ区域外ナル場合ニハ何レニ於テ拒絶証書ヲ作成スヘキヤ

（回答）問合面ノ場合ニ於テハ其公証人ハ拒絶証書ヲ作成スルコトヲ得ス

10　拒絶証書謄本ノ記載事項ニ関スル件

（明44.8.10東京公証人三輪義濃照会）

（明44.10.2民事653号民事局長回答）

（要旨）拒絶証書令第8条第1項の記載事項はどの手形であるかを特定するために必要な記載であるから謄本の前後上下何れの部分にしても差し支えない。

（照会）商法第517条第1項（現拒絶証書令第8条第1項）ノ記載事項ハ拒絶証書ノ謄本ノ末尾ニ附記シテ可ナリヤ

（回答）改正商法第517条第1項（現拒絶証書令第8条第1項）ノ記載事項ハ何レノ手形ナルヤヲ特定スル為メ必要ナル記載事項ナルニ付キ謄本ノ前部タルト後部タルト上部タルト下部タルトヲ問ハス執務上ノ便宜ニ依ルヘシ

11　拒絶証書謄本ノ支払地ノ記載方ニ関スル件

（明44.8.10.東京公証人三輪義濃照会）

（明44.10.2民事653号民事局長回答）

（要旨）手形に支払地の記載がない場合には，拒絶証書令第8条第1項第5号の支払地は手形法第2条第3項，第76条第3項第4項の支払地を記載すべきである。

（照会）商法第45条（現手形法第2条第3項）ノ場合ニハ支払人ノ氏名又ハ商号ニ附記シタル地ヲ以テ，同第526条（現手形法第76条第3項，第4項）ノ場合ニハ振出地ヲ以テ支払地ト為スニ因リ拒絶証書ノ謄本ニ同第517条第1項第4号（現拒絶証書令第8条第1項第5号）ノ支払地トシテ之ヲ記載スヘキヤ

（回答）貴見ノ通

12　拒絶証書作成ノ時間計算方

（大3.7.15宇都宮公証人高木英灼照会）

（大3.9.26民1201号法務局長回答）

（要旨）拒絶証書の作成に関する時間は，原本作成につき現実に要した時間によるべきで，謄本作成に要した時間を算入することはできない。又日当を受ける場合の時間は，右の両方の時間を控除した残時間によるべきである。

（照会）公証人手数料規則第20条第2項ノ拒絶証書作成ニ関スル時間ハ出発ノ時ヨリ帰場シ謄本作成ヲ終ル時迄ヲ計算スルヤ

（回答）拒絶証書ノ作成ニ関スル時間ノ計算ハ証書ノ原本ノ作成ニ付キ現実ニ要シタル時間ニ依ルヘク商法第517条第1項ニ依リ役場ニ備フヘキ謄本ノ作成ニ付キ要シタル時間ヲ算入スルコトヲ得ス又日当ヲ受クヘキ場合ニ於ケル時間ノ計算方ニ付テハ前項ニテ了知アリタシ

（参考）公証人手数料規則第29条の日当を受けるべき時間の計算は，役場出発の時から執務を終り帰場する迄の全時間中執務に要した時間を控除した残時間によるべきである（大5.10.16相川区裁判事照会，大5.10.25民1596号法務局長回答）。

13　拒絶証書作成ニ関スル疑義ノ件

（大13.9.11福岡公証人岩倉惣蔵照会）

（大13.11.22民事10805号民事局長回答）

（要旨）1　裏書人のない約束手形の受取人から振出人に対する支払拒絶証書作成の嘱託があった場合でも，公証人はこれに応じなければならない。

2　支払請求のためにする手形の呈示は破産者又は破産管財人の何れに対してもすることができる。

（照会）1　大正12年オ第923号大審院民事第一部ノ判決ニ依レハ約束手形ノ振出人ハ為替手形ノ引受人ト同シク絶対的ニ手形金額ヲ支払フヘキ債務ヲ負担スルモノナレハ償還義務者ニ非ス商法第529条ニ依リ約束手形ニ準用セラルル同第486条（現手形法第43条）第487条（現手形法第38条第1項及び第44条第1，3項）ニ所謂前者中ニハ包含セサルモノトストアリ右判決例ニ依レハ裏書人ナキ約束手形ノ受取人ヨリ振出人ニ対シ支払拒絶証書作

成ノ嘱託ヲ受ケタル場合公証人ハ事実証明ニ関スル証書ナレハ格別拒絶証書ハ之カ作成ヲ拒絶スヘキモノニ候哉

2　破産法上支払ノ為メニスル手形ノ呈示ハ破産者又ハ破産管財人ノ何レニ対シテ之ヲ為スヘキモノニ候哉

右事務取扱上疑義ニ渉ルヲ以テ稟伺ス

（回答）本年9月11日附稟伺ノ件左ノ通思考致候此段及回答候也

1　問合面ノ場合ニ於テモ公証人ハ其ノ嘱託ニ応スヘキモノトス

2　支払請求ノ為メニスル手形ノ呈示ハ破産者又ハ破産管財人ノ何レニ対シテモ之ヲ為シ得ルモノトス

14　支払場所タル会社カ満期日当時移転又ハ他会社へ合併セル場合ノ拒絶証書作成ニ関スル件

（昭4.10.30富山公証人吉野義憲照会）

（昭5.2.5民事140号民事局長回答）

（要旨）手形支払場所とされた会社が満期日当時地の場所へ移転又は他の会社へ合併されている場合には，支払場所に肩書地の記載があると否とに拘らず，従前の支払場所と同一市町村内にある限り，移転の営業所又は合併した会社の営業所について拒絶証書を作成することができる。

（照会）約束手形ノ支払場所タル会社カ満期日当時既ニ他へ移転シ又ハ他会社ニ合併セル場合支払拒絶証書ノ作成場所ニ付キ支払場所ノ記載カ単ニ株式会社何々銀行トアルカ如キ其建物ニ重キヲ置ケルモノト解スルトキハ其移転又ハ合併サレタル会社ニ於テ之ヲ作成スヘク又肩書地アル等土地的場所ニ重キヲ置ケルモノト解スルトキハ其場所ニ於テ之ヲ作成スヘキ儀ト相心得可然哉

（回答）客年10月30日附稟伺ニ係ル標記ノ件左ノ通思考致候

問合面ノ場合ニ於テ拒絶証書ハ従来手形ニ記載セル支払場所ニ肩書地ノ記載アルト否トニ拘ハラス従前ノ支払場所ト同一市町村内ニ在ル限リ移転ノ営業所又ハ合併シタル会社ノ営業所ニ就キ之ヲ作成スルコトヲ得

15　公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件

（昭24.5.30民事甲1282号各司法事務局長あて民事局長通達）

（通達）公証事務に関しては，公証人法等の一部改正並びに公証人審査会令，公証人身元保証金令，公証人法施行規則及び確定日附簿及び日附印章調製規則の制定により本年6月1日より相当広範囲に改正されることとなったから，その取扱については，右諸法令の外，左記に準拠し，万遺憾なきを期するとともに，所属公証人に対してもその周知徹底を図らわれたい。

右通達する。

記

1から4まで　略

5　確定日附又は拒絶証書の作成の場合のように公証人役場に保存する書類によっては嘱託人の住所が明確でない場合には，計算簿に嘱託人の住所をも記載すべきこと。

6から17まで　略

16　拒絶証書の作成について

（昭28.10.26民事甲1907号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）1　支払場所，振出地及び振出人の名称に附記した住所又は事務所が何れも支払地外にある約束手形については，公証人は官公署に対する問合せ（拒絶証書令第7条第2項）をするまでもなく直ちに自己の役場において，支払地内に請求をするべき場所がない旨を記載して，拒絶証書を作成することができる。

2　振出人の手形上の住所と現実の住所とが異なる場合，所持人が支払地内に現実の住所を発見したときは，その住所において手形を呈示することができるが，現実の住所の有無を調査する義務はない。

（通達）標記に関し別紙甲号のとおり東京法務局所属公証人高野正保から問合せがあったので，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴局所属公証人に周知方しかるべく取計らわれたい。

別紙甲号

左記公証事務取扱について疑義がありますので，至急何分の御指示を仰

ぐ。

第１　支払場所，振出地及び振出人の名称に附記した住所又は事務所が何れも支払地外にある約束手形につき，公証人は支払拒絶証書を作成することができる（以下略）。

別紙乙号

本年９月７日付をもって問合せのあった標記については，次のとおり回答する。

約束手形に記載された支払場所が支払地外にあるときは，支払場所の記載のない場合と同視すべく，手形法第76条第３項により振出人の住所（営業所を含む。以下同じ）の所在地とみなされる振出地もまた支払地外にあるときは，支払をなすべき場所（商法第516条）が支払地にないことになるから，満期以後支払地内において振出人を発見し手形を呈示することができた場合を除く外，直ちに拒絶証書を作成してさしつかえない。この場合においては，拒絶証書令第７条第２項の規定による官公署に対する問合せをするまでもなく，同項の規定に準拠し自己の役場において拒絶証書を作成することができる。また，同令第２条第１項第２号後段の適用に関しては，支払地内に請求をなすべき場所がない旨を記載すれば足りる。

なお，振出人の手形上の住所と現実の住所とが異なるときは，所持人は，その選択に従い現実の住所において手形を呈示することもできると解すべきであるから，支払地内に現実の住所を発見したときは，現実の住所において呈示することを妨げないが，支払地内における現実の住所の有無を調査する義務はないものと解する。

17　拒絶証書作成手数料の時間の計算について

（昭32.10.17東京法務局長照会）

（昭32.10.30民事（一）発319号民事局第一課長回答）

（要旨）手数料規則第15条但書による拒絶証書作成手数料の超過時間の計算については，その原本作成に現実に要した時間により計算すべきである。

（照会）公証人手数料規則第15条但書による拒絶証書作成手数料の超過時間の計算については，大正２年９月26日付民第1201号法務局長回答によれば，

原本作成について現実に要したる時間によるべきものとされておりますが，当庁管内には，大正４年３月15日の東京公証人会打合会においてなされた，役場出発の時より帰りまでに要した時間をもって計算すべきであるとの決議による取扱をしている役場がありますが，何分古くからの取扱なので，右先例が変更され，右決議による取扱が認められたとの先例も見当らないので，念のためお伺いする次要であります。

（回答）10月17日付総第415号をもって民事局長あて照会のあった標記については，引用の法務局長回答のとおりその原本作成に現実に要した時間により計算すべきである。

18　公証人が手形の支払拒絶証書作成の嘱託を受けた場合の取扱について

（昭32.11.28福岡法務局長照会）

（昭32.12.19民事甲2411号民事局長回答）

（要旨）１　支払拒絶証書作成の嘱託を受けた公証人が，支払場所において手形を呈示したところ支払に応ずる旨の申し出があった場合は，支払人の請求により手形に受取を証する記載をした上これを支払人に交付し，嘱託人には支払人から受取った金銭を引渡すことを要する。

２　右の場合，公証人の手数料は，手数料規則第28条に準じて徴収する。

（照会）公証人が標記の嘱託を受け，支払場所におもむき手形を呈示したところ支払に応ずるとの申出があった場合，公証人はこれが受領の権限を有するものと解しますが，事務処理上左記の点につきいささか疑義がありますので何分の御指示を仰ぎます。

記

１　公証人が支払いを受けた場合，公証人は支払人及び嘱託者に対していかなる手続をしたらよいか。

２　右の場合拒絶証書を作成しないのであるが，手数料はいかになるのか。

（回答）客月28日付総第3854号をもって照会のあった標記の件について，次のとおり回答する。

１については，公証人は，支払人の請求があれば，手形に受取を証する記載をした上，支払人にこれを交付し，嘱託人に対しては，支払人から受

け取つた金銭を引き渡すことを要する。

2については，公証人手数料規則第28条の規定に準じ，徴収するのが相当である。

第4章　認　証

第1　私署証書の認証

1　認証ノ方法ニ関スル件

（明41.5.4宮崎公証人広木幹照会）

（明42.7.21民刑623号民刑局長回答）

（要旨）法第62条第4号の「認証の方法」の意義。

（照会）第62条第4号ノ「認証ノ方法」トハ本証書ノ認証ニ於テハ当事者自ラ署名若クハ捺印ヲ為シ又ハ署名若クハ捺印ヲ自認シタルコト又謄本ノ認証ニ於テハ証書ト対照シ符合スルヲ認メタルコト等ヲ指シタルモノト心得可然哉

（回答）貴見ノ通

2　認証ハ代理人ニ依リテ之ヲ為スコトヲ得ルヤ否ノ件

（明41.5.4宮崎公証人広木幹照会）

（明42.7.21民刑623号民刑局長回答）

（要旨）私署証書の謄本の認証，その署名，捺印を自認することによる認証，いずれも代理人により嘱託することができる。

（照会）第58条第1項ノ法文ニ拠レハ私署証書認証ノ嘱託ハ本人ニ限ルモノノ如シ然ルニ第60条ニハ「第26条乃至第34条外2カ条の規定ヲ認証ニ準用スル旨」ノ規定有之依観之トキハ代理人ヲ以テ認証嘱託ヲ為ス場合ヲ認メタルモノト解セサルヲ得ス右代理嘱託ヲ認容セラレタルハ謄本認証嘱託ノ場合ニテモ有之候哉又ハ本証書ノ認証ニ就テモ代理嘱託ヲ認容セラレタル義ニ有之候哉

（回答）私署証書ノ謄本ニ認証ヲ与ヘラレムコトヲ求ムル場合ノミナラス証書ノ署名若クハ捺印ヲ自認スルニ因リ其証書ニ認証ヲ与ヘラレムコトヲ求ム

ル場合ニ於テモ代理人ニ依リ嘱託スルコトヲ得ヘシ

3　認証ノ場合ニ於ケル当事者ノ意義ニ関スル件

（明41.5.4宮崎公証人広木幹照会）

（明42.7.21民刑623号民刑局長回答）

（要旨）認証の場合における当事者とは，認証すべき証書の署名捺印者であって，名宛人を含まない。

（照会）第58条　私署証書認証ノ場合ニ於ケル当事者ハ認証スヘキ証書ノ署名捺印者ヲ指シタルモノニ候哉又ハ相手方即其証書ノ交付ヲ受ケタル宛名人モ包含スルモノニ有之候哉

（回答）前段貴見ノ通

4　代理人ニ依リ認証ヲ求メ得ルヤ否ノ件

（明42.7.9長野地裁所長照会）

（明42.7.30民刑704号民刑局長回答）

（要旨）法第58条第１項前段の場合は当事者自ら認証を求めなくてはならないがその他の場合は代理人により求めることができる。

（照会）代理人ニ依リ認証ヲ与フルヲ得ルヤ

（回答）公証人法第58条第１項前段ノ場合ニ於テハ当事者自ラ認証ヲ求メサルヘカラサルモ其他ノ場合ニ於テハ代理人ニ依リ之ヲ求ムルコトヲ得ヘシ

5　謄本ニ認証ヲ与フル場合ノ許可，同意ノ証明ニ関スル件

（明42.7.9長野地裁所長照会）

（明42.7.30民刑704号民刑局長回答）

（要旨）第三者の許可，同意を要する法律行為に関する私署証書の謄本に認証を与える場合には，その許可，同意があったことを証明させなくてはならない。

（照会）私署証書ノ謄本ニ認証ヲ与フル場合ニ於テ第三者ノ許可同意ヲ要スル法律行為ニ関スルトキハ其許可同意アリタルコトヲ証明セシムヘキヤ

（回答）貴見ノ通

6　謄本ノ認証ノ場合ニ於ケル方式及条件ニ関スル件

（明42.8.9宮崎公証人広木幹照会）

（明42.9.6民刑925号民刑局長回答）

（要旨）私署証書の謄本の認証については，証書の認証と同一の方式条件によるべきである。

（照会）私署証書ノ認証ニ付テハ第60条ニ依リ総テ証書作成ニ関スル規定ニ従フヘキコトニ相成居候処右ハ謄本ノ認証ニモ総テ適用セラルル義ニ有之候哉

(1)　謄本ハ単ニ本書ト符合スルコトヲ認証スルニ過キスシテ其認証アルカ為メ毫モ本書ノ効力ヲ増加スルモノニアラサレハ其記載事項カ法令ニ違反スルカ又ハ全然無効ノモノナラサル限リ認証ヲ与フルモ差支ナシトノ説ト

(2)　第60条ノ規定ニ於テ本書ト謄本トノ間ニ区別ヲ為ササルニ付キ総テ本書ニ関スル認証ト同一ナル方式条件ニ依ルヘシトノ２説アリ而シテ(1)説ヲ主張スルモノハ尚取消シ得ヘキ行為ノ認証ノ如キハ其謄本ヲ作リ認証ヲ受ケ之レヲ送致シテ民法第19条ノ追認ニ関スル交渉ヲ為ス如キハ大ニ必要アリト弁ス右何レヲ正当トシ可然候哉

（回答）(2)ノ説ヲ可トス

7　私署証書ノ認証方法ニ関スル件

（明42.9.11高松公証人田中義賢照会）

（明42.10.31民刑1046号民刑局長回答）

（要旨）私署証書に余白がないときは，役場用紙を連綴してこれに認証文を記載し，公証人はその綴目に契印すべきである。

（照会）認証文ハ私署証書ニ余白アルトキハ直チニ之レニ記載シ其余白ナキトキハ役場用紙ヲ連綴シ記載スヘキ儀ト心得可然哉

（回答）貴見ノ通公証人及立会人（若之アラハ）綴目ニ契印ヲ為スヘキハ勿論トス

8　代理人ニ依ル私署証書ノ認証ノ場合ノ証明ニ関スル件

（明42.9.2高松公証人田中義賢照会）

（明42.10.31民刑1046号民刑局長回答）

（要旨）代理人によって私署証書の署名捺印を自認することにより，その認証を求めた場合は，代理人の実印を携帯させ，印鑑証明書と対照し人違でないことを証明させることを要する。

（照会）私署証書認証ノ場合代理人ニ依リ署名捺印ヲ認メ嘱託ヲ為シ得ヘキコトハ勿論ナルヘキモ認証文ニ嘱託人代理人ノ署名捺印ヲ為スヘキ規定ナキヲ以テ代理人ノ印鑑証明書ヲ提出セシムルモ之ニ対照スヘキ印影ナク果シテ人違ヒナキヤ否ヲ認ムル能ハサルカ如シ差支ナキカ

（回答）公証人法第28条第２項ノ規定ハ印鑑証明書ニ依リ人違ナキコトヲ証明セシムル趣旨ナルヲ以テ本問ノ場合ニ於テハ実印ヲ携帯セシメ相当ノ方法ニ依リ印鑑ト対照スルコトヲ要ス

9　認証簿ヲ役場外ニ持出シ得ル場合ニ関スル件

（明43.3.12金沢公証人小川信行照会）

（明43.4.14民刑231号民刑局長回答）

（要旨）役場外において，私署証書に認証を与える場合には，認証簿を出張先に持参して差し支えない。

（照会）公証人役場ヨリ数里以外ノ地ニ病床ニ在ツテ委任状ノ認証ヲ請求スルモノアリ依テ出張ノ上公証人法第58条ノ規定ニ依リ之レカ手続ヲ為スヘキハ勿論尚同法第59条ニ依リ委任状ト認証簿トニ契印ヲナスヘキモノタル論ヲ俟タサルナリ然ルニ同法第25条ニ依レハ公証人ノ調製シタル帳簿ハ事変ヲ避クル為メニスル場合ヲ除ク外之レヲ役場外へ持出スコトヲ得ストアリテ前顕ノ如キ出張先ニ於テ認証ヲ与フヘキ場合ニハ認証簿ノ契印ヲ為スヲ得サルニ至ルヘシ依テ右ノ場合ニハ出張先ニ係ルヲ以テ契印ヲ為ササル旨ヲ認証中ニ附記シ可然哉

右稟伺候也

（回答）客月12日附稟伺ニ係ル公証人法ノ疑義ニ関スル件ハ認証ヲ与フヘキ証書ト認証簿トニ契印ヲ要スルトキハ認証簿ヲ其出張先ニ持行クモ妨ナキ儀

ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

10　謄本ノ認証ノ付与方ニ関スル件

（明43.6.22東京公証人菅原良三郎照会）

（明43.8.10民刑641号民刑局長回答）

（要旨）私署証書の謄本の認証は，その署名者でない証書所持人からも嘱託することができる。

（照会）明治42年８月９日公証人広木幹稟伺ニ対スル同年９月６日民刑局長ノ回答ニ依レハ公証人法第60条ノ規定ハ私署証書謄本ノ認証ニ付テモ総テ適用セサルヲ得ス右回答ノ趣替ニ依レハ私署証書ノ謄本ニ認証ヲ与フルハ本証書ノ作成者又ハ作成者ノ代理人ノ嘱託ニ因ルヘキモノニシテ其以外ノ人ノ嘱託ニ因リ認証ヲ与フルヲ得サルモノト解釈セサルヲ得ス候哉例エハ甲者カ相手方タル乙者ノ作リタル私署証書ヲ所持スル場合ニ於テ甲者ヨリ其謄本認証ノ嘱託ヲ受クルモ認証ヲ与フルヲ得サルノ類

（回答）私署証書ノ認証ハ証書ノ署名者又ハ其代理人ノ嘱託アル場合ニ限ラス債権者ノ如キ其証書ヲ所持スル者ノ嘱託アリタル場合ニ於テモ之ヲ与フルコトヲ得ヘシ

11　認証ノ方式ニ関スル件

（明42.9.13宮崎公証人広木幹照会）

（明43.11.24民刑1054号民刑局長回答）

（要旨）認証については法第36条に該当する事項の記載を要しない。

（照会）公証人法第60条ニ於テハ認証ニ付キ証書作成ノ嘱託ニ関スル第28条乃至第33条ヲ準用セルニ拘ハラス第36条ノ準用規定ナキハ奇異ノ感アレトモ明文ナキ以上ハ準用各条ノ方式サヘ履行スレハ第36条各号ニ該当スル事項ノ記載ハ要セサル義ニ有之候ヤ為念相伺ヒ候

（回答）貴見ノ通

12　外国文ヲ以テ記載シタル証書ノ認証ニ関スル件

（大5.9.30特許局長照会）

（大5.10.11民1465号法務局長回答）

（要旨）公証人は，外国文で記載した証書の謄本に認証を与えることができる。

（照会）商標権移転登録申請ニ付外国文（欧文）ニテ記載シタル委任状謄本ニ対シ公証人認証シタルモノヲ提出致来候処公証人ハ外国文ノ原文ニ対照シテ其謄本ニ認証ヲ為シ得ルモノナリヤ何分ノ御意見承知数度此段及照会候也

（回答）客月30日付特発第836号ヲ以テ御照会ノ趣了承公証人ハ外国文ヲ以テ記載シタル証書ノ謄本ニ認証ヲ与フルコトヲ得ル義ト思考致候此段及回答候也

13　外国文ヲ以テ記載シタル私署証書ノ認証ニ関スル件

（大7.5.31和歌山地裁所長照会）

（大7.6.15民1210号法務局長回答）

（要旨）公証人は，外国文で記載され，日本人が外国文字で署名した私署証書に，その内容，効力が法第26条に抵触しないと認められる限り，認証を与えることができる。

（照会）大正６年７月20日付民第1464号貴官ヨリ大阪地方裁判所長ニ対シ外国文書ノ認証ニ付テハ外国文ヲ以テ記載シタル証書ノ謄本ニ之ヲ与フルコトヲ得ル先例ニシテ又外国人ノ署名ニ付テハ自国ノ文字ヲ以テ署名スルコトヲ得ル旨通牒相成候就テハ公証人ノ面前ニ於テ外国文ヲ以テ記載シタル私署証書ニ日本人カ外国文字ヲ以テ署名シタルトキ又ハ其外国文字ヲ以テ為シタル署名ヲ本人若クハ代理人ニ於テ自認シ認証ヲ求メタル場合ニハ公証人法第60条第27条ニ依リ拒絶セサルヘカラサルヤ若シ前段日本人カ外国文ヲ以テ署名シタル傍ニ日本文字ノ署名若クハ捺印ヲ為シタル場合ニモ同様ナルヤ

右ハ当地方ニハ多数ノ海外出稼人アリテ其出稼人ノ死亡ニ際シ遺族カ外国保険会社ヨリ保険金受領ノ必要上屢々外国文ヲ以テ記載シタル私署証書ニ日本人カ外国文字ヲ以テ署名シ認証ヲ求ムルモノアリ管内公証人ヨリ斯ル場合ニ関スル取扱方ニ付指示ヲ乞フモノ有之候ニ付貴見承知致度候

（回答）本年５月31日付日記第1269号ヲ以テ御問合相成候外国文ヲ以テ記載シ

タル私署証書ノ認証ニ関スル件ハ認証ヲ与フルコトヲ得ル儀ト思考致候然レトモ公証人法第60条ニ依リ同第26条ニ抵触スル証書ニ付テハ認証ヲ与フルコトヲ得サルモノナルニ依リ公証人カ該証書ノ内容及効力ヲ解スルコトヲ得サルトキハ其嘱託ヲ拒ムコトヲ得ル儀ト思考致候此段及回答候也

14　認証付与ノ可否ニ関スル件

（昭4.10.30富山公証人吉野義憲照会）

（昭5.2.5民事140号民事局長回答）

（要旨）１　白紙委任状には確定日附を付し得ないが認証を与えることは差し支えない。

２　他人に代署させた署名を自認する旨の陳述があっても，認証を与えるべきではない。

（照会）１　白紙委任状ニ確定日附，認証ヲ付与シ得ルモノト相心得可然哉

２　他人ニ代署セシメテノ署名ノ認証ヲ認メテ可然哉又然リトスルモ其署名ニ付キ公証人法第58条第１項前段ト同後段トヲ区別シテ解釈スヘキモノナリヤ右至急何分ノ御訓示ヲ奉仰候也

（回答）１　白紙委任状ニハ確定日附ヲ付シ得サルモ認証ヲ与フルコトハ差支ナシ但認証文中委任状ノ或部分ノ記載ヲ欠キ空白ナルコトヲ示シ其白紙委任状タルコトヲ明確ニスルヲ要ス

２　他人ニ代署セシメテノ署名ヲ承認スル旨ノ陳述アルモ之ニ認証ヲ与フヘキモノニアラス

右本官ヨリ及回答候也

15　私署証書の認証文を欧訳しこれを和文認証文に貼付契印することの可否について

（昭33.11.13大阪法務局長より法務局長事務打合会の議題として提出）

（昭33.12.1民事（一）発350号民事局第一課長回答）

（要旨）私署証書を欧文で認証することの要求があった場合，便宜，和文で認証した上，これを公証人が欧訳して，その訳文を認証文に貼付，契印する取扱をして差し支えない。

（問題）公証人は欧文の私署証書を認証する場合にも公証人法第27条の規定によって日本語で認証しなければならないのであるが，欧文で認証を要求する者が多いため，これに対し便宜的措置として和文の認証をした上，その認証文を公証人において欧訳してこれを和文の認証文に貼付契印する取扱を認めてよいか。（その一括文書に，法務局長又は地方法務局長が公証人の認証の付与は在職中の公証人によってなされ，かつ，そのなつ印が真実である旨の証明をすることになる）

（回答）11月13日付日記庶第3248号をもって法務局長事務打合会協議問題として提出のあった標記については，便宜貴見により取り扱ってさしつかえないものと考える。

16　マイクロフィルムに対する認証について

（昭36.10.5民事甲2344号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）株主総会議事録を撮影したマイクロフィルムについては，当該フイルムと認証文用紙とを強靱な用紙で接続させ，その用紙と認証文用紙とに契印した上で，当該議事録の謄本として認証を与えることができる。

（通達）別紙甲号のとおり東京法務局所属公証人岡本吾市から照会があり，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

マイクロフィルムに対する認証に関し請訓

株式会社の株主総会議事録綴（その他認証の対象となり得る私署証書）の内容の全部をマイクロフィルム（ネガ）に撮影し作成人の署名捺印ある右趣旨を記載した文書を添付してその作成人から認証を求められた場合に左の諸点につき疑義がありますから何分の御指示相成度請訓に及びます。

1　右のマイクロフィルムは右議事録綴の謄本と認めて公証人法第58条第２項により原本と符合する旨の認証を与えて差支なきや。

又は右添付文書の署名捺印に対し同条第１項による目撃認証又は自認認証をなすべきものなりや。

2　右各認証を右添付文書の余白に記載してこれをなした場合に公証人法

第60条第39条第５項により此の文書と右フィルムとに公証人の押捺すべき契印は平素使用印章を以てしてはフィルムに対しては殆ど効果なきにつき特別に此の為の契印用として打出印か打抜印の如きものを準備する必要があると思料しますが公証人法第21条により特にマイクロフィルム契印用印章として所轄法務局に届け出てれば此の使用は差支えなきものなりや否や。

尚此の印章の大きさも公証人法施行規則第４条によるものを踏襲する必要ありや否や実際にはもっと小さきものを適当と思料します。

3　若し前項の方法が不適当と認められた場合には契印について他に良策あれば御教示仰ぎ度し。

別紙乙号

マイクロフィルムに対する認証について　（回答）

７月３日付で照会のあった標記の件について，左記のとおり回答する。

記

嘱託人から，株式会社の株主総会議事録をマイクロフィルムに撮影し，このフイルムについて株主総会議事録の謄本としての認証を求められた場合には，公証人は通常の私署証書の謄本認証に要する手続のほか次の手続を履践した上公証人法第58条第２項の認証をすることができると考える。

1　強靱な紙を貼付する等して当該マイクロフィルムと認証文記載の用紙（証書用紙）とが互いに剥離しないよう一体化する（別添図面〈略〉）。

1　右の貼付用紙と証書用紙とに契印する（したがって，特殊の契印用印章の使用を必要としない。）

17　英文文書の中に用いるべき「公証人」の語について

（昭63.12.20民一7336号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）英文文書の中に用いるべき「公証人」の語に対応する英語表現は，"NOTARY"として差し支えない。

（通達）標記について，別紙甲号のとおり日本公証人連合会会長から照会があり，別紙乙号のとおり回答したので，貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

私書証書の認証文を英訳する場合等に用いるべき「公証人」の語に対応する英語表現として，従来"NOTARY PUBLIC"の語が用いられてまいりましたが，"NOTARY PUBLIC"の語は，署名認証のみにかかわり，公正証書を作成する権限のない英米法系の公証人を意味するもので，大陸法の系統を受け，公正証書の作成を中心的な任務とする我が国の「公証人」には，"NOTARY"という表現がふさわしいとの見解に基づき，既に相当数の公証人は，その表現を用いていますが，目下のところ両者は混在の状態であります。

そこで，日本公証人連合会においては，この取扱いを統一することが望ましいと考え，本年11月開催の全国理事会において，"NOTARY"に統一する事務取扱いをすることで全員の意見の一致を見るに至りました。

よって，上記取扱いで差し支えないかどうか，貴職の御見解を伺いたく，照会いたします。

別紙乙号

本月12日付け日公連庶第31号をもって照会のあった標記の件については，貴見のとおりの取扱いで差し支えない。

18　外国語で作成された私書証書にする認証等の取扱いについて

（平10.2.6日公連庶４日本公証人連合会理事長照会）

（平10.2.16民一293号法務局民事行政部長・地方法務局長あて民事局第一課長通知）

（要旨）外国語で作成された私書証書に認証する場合，公証人が外国語を理解できる場合は翻訳を提出させなくても差し支えない。

（通知）標記について，別紙１のとおり日本公証人連合会理事長から照会があり，別紙２のとおり回答したので，この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方お取り計らい願います。

別紙１

外国語で作成された私署証書にする認証等について，下記のとおり取り扱って差し支えないか，貴見を伺いたく照会します。

記

１　外国語で作成された私署証書に認証を与える場合には，公証人は，日本語による翻訳の提出を求めるべきであるが，公証人がその証書に用いられている外国語を理解することができるときは，翻訳を提出させないこととしても差し支えない。

２　嘱託人が，日本語を解しない場合又は言語を発することが出来ないものであって文字を解しない場合には，通訳を立ち会わせなければならないが（公証人法第60条による公証人法第29条の準用），公証人が外国語等を理解することができるときは，通訳を立ち会わせないこととしても差し支えない。

別紙２

平成10年２月６日付け日公連庶第４号をもって照会のあった標記の件については，貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。

19　公証人の私書証書への認証の可否について

（平13.8.28総861号山形地方法務局長照会）

（平13.9.19民総2352号法務局長・地方法務局長あて民事局総務課長通知）

（要旨）利息制限法に違反する私書証書（金銭消費貸借契約書）については認証を与えることができない。

（通知）標記について，別紙１のとおり山形地方法務局長から照会があり，別紙２のとおり回答したので，通知します。

なお，この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方お取り計らい願います。

別紙１

今般，当局所属公証人に対して，利息制限法の制限を超過する利息の支払いを定めた金銭消費貸借契約書（債権者　関東財務局長の登録を受けた貸金業者Ａ，債務者Ｂ，連帯保証人Ｃ，債権額金100万円，利息年29.200%）についての認証嘱託（自認認証）がありました。当職としては，下記の理由により嘱託には応じるべきでないと考えますが，いささか疑義がありますので，照会します。

記

「出資の受入れ，預り金及び金利等の取締りに関する法律」（以下「出資等取締法」という。）が，不当に高い利息若しくは損害金を契約し，又はこれを受領した者に対して刑罰を科すことを主な内容とする刑事法規であるのに対し，利息制限法は，元本の額に応じて許容される利息又は損害金の制限額を定め，その制限を超えて利息又は損害金が契約された場合の私法上の効力及び実際にその支払がされた場合の返還請求権の有無について規定した民事法規である。

したがって，出資等取締法と利息制限法とは，その制度の目的及び性格を異にしており，契約の私法上の効力は，貸金業者が業として行う契約の場合であっても，一律に利息制限法に照らして判断されることになる。

また，「貸金業の規制等に関する法律」（以下「貸金業規制法」という。）第43条第１項は，利息制限法第１条１項を前提とした例外規定ではあるが，貸金業者が業として行う金銭消費貸借に対して利息制限法の規定の適用を排除するものではない。すなわち，貸金業規制法第43条第１項は，一定の要件の下に利息制限法の制限額を超える利息の支払いが有効な利息の弁済とみなされ，刑罰が科せられないことを規定しているにとどまり，いわゆるグレーゾーンの利息（利息制限法の制限を超え，出資等取締法の制限内の利息）が利息制限法に違反するものであることには変わりがない。

さらに，利息制限法に違反する契約は違法であるから，利息制限法を超過する利息については，公正証書の作成に応ずるべきではないし（昭和27.10.31民事甲第562号民事局通達），私署証書の認証については，公正証書の作成に係る規定が準用（公証人法第60条，第26条）されていることから，公証人は，私署証書の内容が法令に違反し，又は無効若しくは無能力により取り消し得べき行為であるときは，認証を与えることができない。

別紙２

平成13年８月28日付け総第861号をもって照会のあった標記の件については，貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。

20　不動産登記法の施行に伴う登記事務の取扱いについて

（平17.２.25民二第457号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨） 不動産登記法の施行に伴う申請書等についての公証人の認証と登記事務の取扱い

（通達） 不動産登記法（平成16年法律第123号。以下「法」という。），不動産登記令（平成16年法令第379号。以下「令」という。）及び不動産登記規則（平成17年法務省令第18号。以下「規則」という。）が本年３月７日から施行されることとなり，本日付け法務省民二第456号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則の改正について」（以下この通達による改正後の不動産登記事務取扱手続準則を「準則」といい，改正前の不動産登記事務取扱手続準則を「旧準則」という。）を発したところですが，これらに伴う登記事務の取扱いについては，下記に留意し，事務処理に遺憾のないよう，貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

第１　法の施行に伴う登記事務の取扱い

１から９まで　略

10　申請書等についての公証人の認証

申請人が正当な理由により登記識別情報を提供することができない場合において，申請書等について公証人から当該申請人が法第23条第１項の登記義務者であることを確認するために必要な認証がされ，登記官がその内容を相当と認めるときは，事前通知を省略することができることとされた（法第23条第４項第２号）。

なお，この取扱いの対象となる認証をすることができる者には，公証人法（明治41年法律第53号）の適用を受ける公証人のほか，同法第８条の規定により公証人の職務を行うことができる法務事務官も含まれる。

(1)　申請書等について次に掲げる公証人の認証文が付されている場合には，法第23条第４項第２号の本人確認をするために必要な認証としてその内容を相当と認めるものとする。

ア　公証人法第36条第４号に掲げる事項を記載する場合

「嘱託人何某は，本公証人の面前で，本証書に署名押印（記名押印）した。本職は，右嘱託人の氏名を知り，面識がある。

よって，これを認証する。」

又は

「嘱託人何某は，本公証人の面前で，本証書に署名押印（記名押印）したことを自認する旨陳述した。

本職は，右嘱託人の氏名を知り，面識がある。

よって，これを認証する。」

イ　公証人法第36条第６号に掲げる事項を記載する場合

(ｱ)　印鑑及び印鑑証明書により本人を確認している場合の例

「嘱託人何某は，本公証人の面前で，本証書に署名押印（記名押印）した。

本職は，印鑑及びこれに係る印鑑証明書の提出により右嘱託人の人違いでないことを証明させた。

よって，これを認証する。」

又は

「嘱託人何某は，本公証人の面前で，本証書に署名押印（記名押印）したことを自認する旨陳述した。

本職は，印鑑及びこれに係る印鑑証明書の提出により右嘱託人の人違いでないことを証明させた。

よって，これを認証する。」

(ｲ)　運転免許証により本人を確認している場合の例

「嘱託人何某は，本公証人の面前で，本証書に署名押印（記名押印）した。

本職は，運転免許証の提示により右嘱託人の人違いでないことを証明させた。

よって，これを認証する。」

又は

「嘱託人何某は，本公証人の面前で，本証書に署名押印（記名押印）したことを自認する旨陳述した。

本職は，運転免許証の提示により右嘱託人の人違いでないことを証明させた。

よって，これを認証する。」

(2)　申請書等についてされた公証人の認証が，委任による代理人により嘱託された申請書等についての認証であるときは，法第23条第4項第2号に規定する「登記官が本人確認をするために必要な認証としてその内容を相当と認めるとき」に当たらないものとする。

(3)　申請書等についてされた公証人の認証が，急迫な場合で人違いでないことを証明させずにした認証（公証人法第36条第８号参照）であるときは，証書を作成した後３日以内に上記(1)の基準に適合する認証がされたもの（公証人法第60条において準用する第28条第３項）に限り，相当なものとして取り扱って差し支えない。

11から16まで　略

第２　宣誓認証

１　民事訴訟法の施行に伴う公証事務の取扱いについて

（平9.12.19民一2256号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）民事訴訟法の施行に伴う宣誓認証制度，公証人による交付送達の取扱いの留意点

（通達）民事訴訟法（平成８年６月26日法律第109号。以下「新民事訴訟法」という。）が，平成10年１月１日に施行される（民事訴訟法の施行期日を定める政令（平成９年11月19日政令第332号））が，これに伴い，「民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成８年６月26日法律第110号，以下「整備法」という。）及び「民事訴訟法及び民事訴訟規則の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則」（平成８年12月17日最高裁判所規則第６号，以下「整備規則」という。）も同日施行される。

これらの法令により公証事務に関して改正がされた事項は，第１に，整備法による公証人法の改正により，当事者が宣誓をした場合における私署証書の認証（以下「宣誓認証」という。）の手続が設けられたこと，第２に，整備規則による民事執行規則（昭和54年11月８日最高裁判所規則第５

号）第20条の改正により，債務者が執行証書の作成を公証人に嘱託するために公証役場に出頭した場合に，当該執行証書等を公証人自らがその場で債務者に交付してする送達（以下「公証人による交付送達」という。）の制度が設けられたことである。

また，宣誓認証の制度の創設に伴い，「民事訴訟法及び民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（平成９年11月19日政令第333号）により公証人手数料令（平成５年６月25日政令第224号）が改正されるとともに，平成９年12月19日法務省令第74号により公証人法施行規則（昭和24年６月１日法務府令第９号）についても所要の改正が行われた。

改正にかかる制度の概要及び公証事務の運用上の留意点は，次のとおりであるので，貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

第１　宣誓認証

１　宣誓認証制度の趣旨及び概要

整備法によって公証人法第58条ノ２の規定が新設された。これにより，公証人は，私署証書に認証を与える場合において，当事者がその面前において証書の記載が真実であることを宣誓した上，証書に署名若しくは捺印し，又は証書の署名若しくは捺印を自認したときは，その旨を記載してこれをしなければならないこととされた（公証人法第58条ノ２第１項）。証書の記載が虚偽であることを知ってこの宣誓をした者は，10万円以下の過料に処せられる（公証人法第60条ノ５）。

この宣誓認証の制度の新設は，民事訴訟の実務において訴訟の促進の観点から利用されることが多い当事者又は第三者が供述した内容を記載した書面（いわゆる陳述書）等について，その正確性を担保するための手段として制裁の裏付けがある宣誓を用い，もって証拠を保全し，適正かつ迅速な裁判の実現に資することをねらいとするものである。また，外国の官庁等に対して，私署証書の内容が真実であることを当事者が宣誓し，そのことを公証人が認証した証書の提出を求めら

れる例があるが，この改正は，そのような認証手続についても，宣誓認証の手続によって対応することを可能とするものである。

２　宣誓認証を行うことができる場合

宣誓認証が行われるのは，公証人が私署証書に認証を与える場合に限られる（公証人法第58条ノ２）。私署証書に認証を与える権限については，これまでも，公証人法第１条により，公正証書を作成する権限及び商法第167条及びその準用規定により定款に認証を与える権限とともに規定が置かれていた。新設された公証人法第58条ノ２の規定は，公証人法第１条に定める権限に基づき公証人が私署証書に認証を与える場合において，当事者が宣誓をするときの手続を定めたものである。すなわち，宣誓認証は，公証人法第１条に定める私署証書に認証を与える公証人の権限の行使の一環として行われる手続である。

ところで，公証人法第１条により私署証書に認証を与える権限は，私署証書の作成名義の真正を認証する「署名認証」（公証人法第58条第１項）と文書の作成名義の認証はせず，私署証書の謄本が原本と一致することのみを認証する「謄本認証」（公証人法案58条第２項）とに区別される。宣誓認証は，このうちの署名認証の一類型として新たに設けられた手続であり，謄本認証には，宣誓認証の手続に関する公証人法第58条ノ２の規定は適用されない。

商法第167条及びその準用規定による定款の認証は，整備法による改正前と同一の手続により行われ（公証人法第62条ノ２から第62条ノ５まで），この場合にも，宣誓認証の手続に関する公証人法第58条ノ２の規定は，適用されない。

宣誓の趣旨は，証書の記載が真実であることを宣誓することにある。この宣誓の趣旨に照らせば，認証を与えるべき私署証書は，単に過去の事実を記載した内容のものである場合が一般的であると考えられる。契約書など証書の作成者の意思表示そのものを含む私署証書のうち，約束の意思を表示する部分については，過去の事実を記載するものとは受け取りにくいが，このような法律行為を記載した私署証書について，その記載が真実であることを当事者が宣誓する場合には，当該私

署証書に記載された意思表示を当事者が行ったという過去の事実について，これが真実であることを宣誓した趣旨であると理解することができないわけではない。したがって，契約書など当事者の意思表示を記載した私署証書であっても，宣誓の趣旨をこのように理解した上で宣誓認証の手続を採ることを妨げるものではない。

3　宣誓認証の手続

(1)　嘱託の手続

ア　代理人による嘱託の禁止

一般の私署証書又は定款に認証を与える場合には，代理人によって嘱託をすることが認められているが（公証人法第31条，第60条及び第62条ノ３第４項参照），宣誓認証の嘱託は，代理人によってすることができない（公証人法第58ノ２第３項）。宣誓認証は，偽証の制裁を背景とする宣誓を公証人の面前で行うという厳粛かつ厳格な手続を経ることによって証書の記載内容の真実性を担保しようとする趣旨の制度であり，代理人による嘱託を認めると，証書の作成者が公証人の面前で宣誓するという厳粛な手続を採ることができないため，その真実性を担保するための手続的な前提が欠けることとなるからである。

なお，病気などにより公証人の役場に出頭することができない者が証拠を保全するために宣誓認証による供述書を作成しようとする場合等においては，代理人による嘱託は認められないが，公証人は出張して職務を執行することができる（公証人法第18条第２項ただし書）。

イ　嘱託人の確認

宣誓認証の嘱託人の確認の方法については，一般の私署証書の認証と同様，公正証書の作成に関する公証人法第28条の規定が準用される（公証人法第60条）。

ウ　証書２通の提出

宣誓認証の嘱託をするには，同一の内容が記載された証書を２通提出しなければならない（公証人法第58条ノ２第２項）。

外国の官庁等に提出する書面で提出先から認証文を含めて定型用紙に記載された証書に対する宣誓認証が求められる場合においては，当事者がその証書の複写を作成して２通の証書とし，これに署名又は押印する方法を採ることも，便宜差し支えない。

証書が外国語で作成されている場合には，公証人は，日本語による翻訳の提出を求めることができる。

エ　通訳及び立会人

証書の作成に当たっての通訳及び立会人に関する公証人法第29条，第30条及び第34条の規定は，宣誓認証を与える場合に準用される（公証人法第60条）。

したがって，嘱託人が，日本語を解しない場合又は言語を発することができない者であって文字を解しない場合には，通訳を立ち合わせなければならない（公証人法第60条による公証人法第29条の準用）。

(2)　宣誓の方式

宣誓は，公証人の面前で行われなければならない（公証人法第58条ノ２第１項）。宣誓は，起立して厳粛に行わなければならない（公証人法施行規則第13条の３第２項）。ただし，病気や身体の障害等により起立することができない当事者については起立することを要しない。また，公証人その他の宣誓に立ち会う当事者以外の者は，宣誓の際に起立することを要しない。

宣誓は，良心に従って証書の記載が真実であることを誓う趣旨のものとする（公証人法施行規則第13条の３第１項）。宣誓の趣旨は，当事者本人が，口頭で陳述することを原則とするが，言語を発することができない者又は日本語を解しない者は，通訳を介して宣誓の趣旨を述べることができる。

また，宣誓の方式として，宣誓の趣旨を記載した宣誓書（参考様式１及び２参照）を朗読させてこれに署名させる方式を採ることも差し支えない。

公証人は，宣誓の前に，当事者に対し，宣誓の趣旨を説明し，か

つ，証書の記載が虚偽であることを知って宣誓したときは過料の制裁があることを告げなければならない（公証人法施行規則第13条の３第３項）。

宣誓には，過料の制裁が伴うことから，公証人は，宣誓の趣旨を理解することができない者に対して宣誓をさせることはできない。嘱託者が16歳未満の者であっても，証人の場合における民事訴訟法第201条第２項とは異なり，当然に宣誓をすることができないこととはされていないが，このような場合には，公証人は，宣誓をさせるに当たって，嘱託者が宣誓の趣旨を理解しているかどうかを十分に確認しなければならない。

公証人は，宣誓の趣旨を説明するに当たって，嘱託人が宣誓認証における宣誓の趣旨を十分に理解しているかどうかを確認する観点から必要があるときは，証書に記載された事実の陳述が嘱託人がその記憶をありのままに述べたものであるかどうか，嘱託人が証書に記載されている内容や意味を十分に理解しているかどうかなどについて，嘱託人に注意をし，かつ，必要な説明を求めることができる。

(3)　認証の手続

ア　当事者の証書への署名又は押印

宣誓認証を与える場合には，当事者が公証人の面前で証書に署名若しくは押印し，又は証書の署名若しくは押印を自認しなければならない（公証人法第58条ノ２第１項）。署名と押印を併せて行い，又は署名と押印を併せて自認することも差し支えない。署名又は押印は，証書２通ともにされなければならない。

イ　認証の記載

認証の記載は，当事者が公証人の面前で宣誓をした上で，証書に署名若しくは押印し，又は証書の署名若しくは押印を自認した旨を，公証人が証書２通ともに記載して行う（公証人法第58条ノ２第１項）。認証の記載の様式として，当事者が署名又は押印をした場合について参考様式３，当事者が署名又は押印を自認した場合について参考様式４を参照されたい。

公証人の認証は，日本語を用いてしなければならない（公証人法第60条による公証人法第27条の準用）。外国の官庁等に提出する証書で，当事者から認証文の記載について翻訳の作成を求められた場合には，便宜，翻訳を作成してこれを証書に記載して公証人の署名を付することも差し支えない（認証文の記載の英語による翻訳の例につき，当事者が署名若しくは押印をした場合についての参考様式５及び当事者が署名若しくは押印を自認した場合についての参考様式６を参照）。外国の官庁等から指定された様式による定型用紙に記載された証書に宣誓認証を行う場合において，その定型用紙に記載された認証文の趣旨が公証人法第58条ノ２第１項に規定されている認証文の記載の趣旨と同一であるときは，日本語による同趣旨の認証文を記載した上で，定型用紙に記載された外国語による認証文の記載に公証人が署名を付することにより，便宜，公証人による認証文の記載の翻訳に代えることも差し支えない。

ウ　無効の法律行為等に関する認証の禁止

公証人は，法令に違反している事項，無効の法律行為及び無能力によって取り消すことができる法律行為については，宣誓認証を与えることができない（公証人法第60条による公証人法第26条の準用）。

また，宣誓認証についても公証人法第58条第３項の規定が適用される。したがって，私署証書に文字の挿入，削除，改ざん，欄外の記載，その他の訂正があるとき，又は破損若しくは外見上著しく疑うべき点があるときは，その状況を認証文に記載しなければならない（公証人法第58条第３項）。

なお，宣誓認証は，謄本認証（公証人法第58条第２項）とは異なる手続であるが，文書の写しを持参して真正な原本が存在する旨陳述した証書につき認証を求める事例において，その写しが偽造文書について作成されたものであって真正な原本の存在を仮装することを目的とするものであった場合があるので，このような

趣旨の証書に宣誓認証を与える場合には，十分に留意する必要がある（((2)参照)。

エ　証書の作成に関する規定の準用

公正証書の作成に関する公証人法第37条（用字），第38条（訂正の方法）及び第39条第５項（契印）の規定は，宣誓認証の手続に準用される（公証人法第60条)。この場合の契印の方法については，公証人法施行規則第４条第２項が適用される。

オ　証書の還付及び保存

公証人は，宣誓認証を与えた私署証書２通のうちの１通を自ら保存し，他の１通を嘱託人に還付しなければならない（公証人法第58条ノ２第４項)。

官公署の証明書，第三者の許可又は同意を証すべき証書その他の附属書類は，公証人の保存する私署証書に連綴しなければならない（公証人法第60条ノ２第１項)。嘱託人の本人確認のために用いた印鑑証明書，宣誓のために作成された宣誓書，外国語の証書につき当事者が提出した翻訳文書等がこれに当たる。

附属書類の取扱いに関する公証人法第41条第１項ただし書及び第２項は，宣誓認証の場合に準用される（公証人法第60条ノ２第２項)。

公証人法第58条ノ２第４項の規定により公証人の保存する私署証書及びその附属書類は，事変を避けるためにする場合を除き，これを役場外に持ち出すことができない(公証人法第25条第１項)。ただし，裁判所の命令又は嘱託があったときは，この限りでない(公証人法第25条第１項ただし書)。

公証人の保存する私署証書が滅失したときは，公証人は，嘱託人に還付した証書によって謄本を作成し，又は既に交付した証書の謄本を徴し，その所属する法務局又は地方法務局の長の認可を受け，滅失した証書に代えてこれを保存しなければならない（公証人法第60条ノ３第１項)。この場合には，当該私署証書への記載に関する公証人法第42条第２項の規定が準用される（公証人法

第60条ノ３第２項)。

宣誓認証を与えた場合に公証人が保存すべき証書の保存期間は，20年である（公証人法施行規則第27条第１項第１号)。

カ　認証簿の記載

認証簿の調製に関する公証人法第61条及び第62条の規定は，宣誓認証についても適用される。宣誓認証の場合には，公証人法第62条第４号により認証簿に記載する「認証の方法」として，「宣書認証」と記載する。宣誓認証についての認証簿の保存期間は，20年である（公証人法施行規則第27条第１項第１号)。

宣誓認証を除く私署証書のみにつき調製した認証簿の保存期間は，これと異なり，５年とされているので（公証人法施行規則第27条第１項第３号)，宣誓認証を除く私署証書の認証のみについての認証簿を，宣誓認証及び定款の認証についての認証簿とは別に調製して差し支えない。

また，宣誓認証と定款の認証について認証簿を各別に調製して差し支えない。

4　閲覧及び謄本の交付

公正証書の原本の閲覧に関する公証人法第44条の規定及び公正証書の謄本の交付に関する公証人法第51条から第56条までの規定は，宣誓認証に係る私署証書及び附属書類について準用される（公証人法第60条ノ４)。したがって，嘱託人，その承継人又は証書の趣旨につき法律上利害の関係を有することを証明した者は，宣誓認証に係る私署証書の原本の閲覧を請求することができ（公証人法第44条第１項)，また，当該私署証書及びその附属書類の謄本の交付を請求することができる。

なお，宣誓認証を受けた私署証書については，公証人法第51条により謄本の交付を求めることができるので，宣誓認証に係る私署証書のうち嘱託人に還付された１通を所持する者は，その証書の謄本につき公証人法第58条第２項の手続により謄本認証を求めることはできない。

5　虚偽の宣誓に対する過料の制裁

証書の記載が虚偽であることを知って宣誓をした者は，10万円以下の過料に処せられる（公証人法第60条ノ５）。

6　手数料

宣誓認証も公証人法第１条にいう私署証書に認証を与える場合に当たるから，その手数料についても，公証人手数料令第34条第１項が適用される。ただし，宣誓認証についての手数料については，公証人手数料令第34条第１項ただし書の規定は，適用されない（公証人手数料令第34条第２項）。したがって，宣誓認証についての手数料は，「当該私署証書を証書として作成するとしたときの手数料の額」にかかわらず，一律に１万１,000円である。

宣誓認証を与える私署証書が外国語で記載されているときは，公証人手数料令第34条第１項の手数料の額１万１,000円に６,000円を加算する（公証人手数料令第34条第３項）。

株主総会その他の集会の議事録又は建物の区分所有等に関する法律第45条第１項（同法第66条において準用する場合を含む。）の書面（いわゆる書面決議）の宣誓認証についての手数料の額は，公証人手数料令第34条第１項の適用の例外として，２万３,000円となり（公証人手数料令第34条第５項），一般の認証の場合と宣誓認証の場合とで違いはない。

執務の中止等による手数料に関する公証人手数料令第33条の規定は，宣誓認証の場合についても準用される（公証人手数料令第36条）。

第２　公証人による交付送達

1　制度の趣旨

公証人法第57条ノ２は，執行証書の正本若しくは謄本又は民事執行法第29条後段の執行文（いわゆる条件成就・承継執行文）及びその執行文の付与を受けるために債権者が提出した文書の謄本の送達は，郵便又は最高裁判所規則の定める方法による旨規定している。この最高裁判所規則で定める方法として，民事執行規則は，従来，執行官による送達と公示送達とを定めていた。

今回，民事執行規則第20条第２項の改正により，債務者が執行証書

の作成を公証人に嘱託するためにその役場に出頭したときは，債権者は，当該公証人に対し，当該執行証書に係る公証人法第57条ノ２第１項に規定する書類について，公証人自らがその場で債務者に交付してする送達の申立てをすることができることとされた。

この公証人による交付送達は，債務者が執行証書の作成を公証人に嘱託するためにその役場に出頭した場合には，公証人法第28条の規定により嘱託人の確認が厳格に行われることが法律上担保されることを前提として，公証人自らがその場で債務者に送達する権限を認めたものである。このように，今回の改正の趣旨は，執行証書を作成した場合における当事者の執行手続上の費用や手数の負担を軽減することを目的とするものであり，これにより，法律上の紛争予防及び権利の簡易迅速な実現につき，公正証書が一層活用されることを期するものである。

2　公証人による交付送達の申立てをすることができる場合

債権者がする公証人による交付送達の申立ては，債務者が執行証書の作成を公証人に嘱託するためにその役場に出頭した場合のみを対象としてすることができる（民事執行規則第20条第２項）。これは，債務者が執行証書の作成を嘱託する場合には，公証人法第28条により，公証人が嘱託人を確認することにより，送達を受ける債務者の確認が確実にされるからである。したがって，債務者が公証人の役場に出頭していても，その目的が執行証書の作成を嘱託するため以外の目的である場合には，嘱託人の確認がされることが法律上担保されないので，公証人による交付送達の申立てをすることはできない。

また，債務者が，執行証書の作成の嘱託を他の者に委任したときは，債務者が出頭している場合であっても，債務者が執行証書の作成を嘱託するために出頭している場合には当たらないから，公証人による交付送達の申立てをすることはできない。

3　送達の手続

(1)　送達の申立て

送達の申立ては，債権者が執行証書を作成した公証人に対して行

う。債権者から送達の申立てについて委任を受けた代理人によって，送達を申し立てることもできる。申立書の様式については，参考様式7（略）を参照されたい。

(2)　送達される書類

送達の申立てをすることができる書類は，「当該執行証書に係る公証人法第57条ノ2第1項に規定する書類」（民事執行規則第20条第2項）である。したがって，執行証書の作成を嘱託するために債務者が出頭した場合であっても，別の機会に同一の債務者が作成を嘱託した他の執行証書に係る書類につき，その送達の申立てをすることはできない。

「公証人法第57条ノ2第1項に規定する書類」とは，執行証書の謄本のほか，民事執行法第29条後段の執行文及び文書の謄本，すなわち，いわゆる条件成就執行文又は承継執行文の謄本及びその執行文の付与を受けるために債権者が提出した証明文書の謄本である。ただし，送達の方法が，債務者が当該執行証書の作成を公証人に嘱託するために出頭したその場で交付することとされているため，執行文及びその証明文書の謄本の送達が行われる場合は，執行証書の作成と同時にこれらの執行文の付与が行われるような例外的な場合に限られる。したがって，実際上は，公証人による交付送達の対象は，執行証書の謄本に限られることになろう。

(3)　送達の相手方

送達は，債務者に対して行う。債務者が未成年者などの訴訟無能力者（民事訴訟法第28条，第31条）であるときは，その法定代理人に対して送達を行う（民事執行規則第20条第5項によって準用される民事訴訟法第102条第1項）。親権者が複数である場合など，数人が共同して代理権を行うべき場合には，送達は，その一人にすれば足りる（民事執行規則第20条第5項によって準用される民事訴訟法第102条第1項）。したがって，一人の法定代理人が他の共同の法定代理人を代理して単独で出頭している場合であっても，その出頭している代理人に対して送達をすることができる。

民事執行法第20条によって準用される民事訴訟法第37条により，法定代理人に対する送達に関する民事執行法の規定は，法人の代表者に準用される。したがって，債務者が法人であるときは，訴訟無能力者の法定代理人に対する送達についての民事訴訟法第102条第1項及び第2項の規定が準用される。

なお，同一の執行証書の債務者が法人とその代表者である自然人である場合において，その双方に対して送達の申立てがあったときは，それぞれについて送達の手続をとらなければならない。

(4)　送達の方法

送達の方法は，執行証書の作成の嘱託の際に，公証人の役場において，公証人自らが債務者に交付する方法に限定される。公証人が送達をする場合には，受領書（参考様式8（略））を作成して，これに送達を受ける者に署名をさせるものとする。

公証人は，送達に関する報告書を作成することを要しない。

送達に関する書類は，送達関係書類綴込帳につづって保存しなければならない（公証人法施行規則第18条，第27条）。

(5)　手数料

送達についての手数料の額は，1,400円である（公証人手数料令第39条第1項）。公証人による交付送達は，債務者に交付することを前提としているから，公証人手数料令第39条第2項の規定は適用されない。

送達に関する証明についての手数料の額は，250円である（公証人手数料令第39条第3項）。

参考様式1（宣誓書）

宣　誓　書

良心に従ってこの証書の記載が真実であることを誓います。

平成　年　月　日

氏名

（注）氏名欄には，嘱託人が署名する。

参考様式２（英語を用いた宣誓書の例）

宣　誓　書
Oath

良心に従ってこの証書の記載が真実であることを誓います。

I swear upon my conscience that the statement in this document is trurthful

平成　年　月　日
Date

氏名
name　　(Signature)

（注）氏名欄には，嘱託人が署名する。

参考様式３（面前において嘱託人が署名をした場合の認証の記載）

平成　年登簿第　号

認　　証

嘱託人（注１）は，法定の手続に従って，本公証人の面前で，この証書の記載が真実であることを宣誓した上，これに署名（注２）した。

よって，これを認証する。

平成　年　月　日，本公証人役場において

法務局所属
公証人

（注１）必要に応じて嘱託人の氏名を記載する。
（注２）嘱託人が押印をした場合には「押印」とし，署名及び押印をした場合には「署名押印」とする。

参考様式４（面前において嘱託人が署名を自認した場合の認証の記載）

平成　年登簿第　号

認　　証

嘱託人（注１）は，法定の手続に従って，本公証人の面前で，この証書の記載が真実であることを宣誓した上，この証書の署名（注２）が自己のものに相違ないことを認めた。
よって，これを認証する。

平成　年　月　日，本公証人役場において

法務局所属
公証人

（注１）必要に応じて嘱託人の氏名を記載する。
（注２）嘱託人が証書の押印を自認した場合には「押印」とし，署名及び押印を自認した場合には「署名押印」とする。

参考様式５（嘱託人が署名をした場合の認証の英語訳の例）

Registered No.

Certificate

This is to certify that(嘱託人の氏名)swore before me, in accordance with legal procedure, that the statement in the attached document is truthful, and he/she signed（注）the document in my presence on this day of , 1998.

（公証人の署名）
（公証人の氏名の活字による記載）
Notary,
Attached to the（法務局の名称）(District) Legal Affeirs Bureau

（注）嘱託人が押印をした場合は「sealed」，署名及び押印をした場合は「signed and sealed」と記載する。

参考様式６（嘱託人が署名を自認した場合の認証の英語訳の例）

Registered No.

Certificate

This is to certify that(嘱託人の氏名)swore before me, in accordance with legal procedure, that the statement in the attached document is truthful, and he/she acknowledged to me that the signature（注）on the foregoing document is his/her own on this day of ,1998.

（公証人の署名）
（公証人の氏名の活字による記載）
Notary,
Attached to the（法務局の名称）(District) Legal Affairs Bureau

（注）嘱託人が押印を自認した場合は「seal」，署名及び押印を自認した場合は「signature and seal」と記載する。

２　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に伴う公証事務の取扱いについて

（平13.10.3民総2542号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律に基づく保護命令に関する宣誓認証供述書の留意点

（通達）配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）が来る10月13日から施行され，法第20条の規定による指定の告示（平成13年法務省告示第449号。以下「告示」という。）が同日から効力を生ずることとなったが，これに伴う公証事務については，下記の点に留意し，事務処理に遺憾のないよう，貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らい願います。

記

第１　保護命令制度

法によって創設された保護命令制度とは，被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに，裁判所が，被害者からの申立てにより，その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため，当該配偶者に対し，一定の期間，被害者へのつきまとい等の禁止や住居からの退去を命じ，その命令の違反に刑罰が科されるという制度である（法第10条本文，第29条）。また，その内容は，①保護命令の効力が生じた日から起算して６か月間，被害者の身辺に「つきまとい」等を禁止すること（法第10条第１号），②保護命令の効力が生じた日から起算して２週間，被害者と共に生活の本拠

としている住居から退去すること（同条第２号）である。

第２　宣誓認証

１　公証人による宣誓認証

裁判所への保護命令の申立てに当たっては，その申立書に，被害者が，①配偶者から暴力を受けた状況，②更なる配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる事情及び③配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し，配偶者からの暴力に関して相談し，又は援助若しくは保護を求めた事実の有無等を記載しなければならず（法第12条第１項），その申立書に③の事実の記載がないときは，申立書に①の状況及び②の事情についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ２第１項の認証を受けたもの（以下「宣誓認証供述書」という。）を添付しなければならないこととされている（法第12条第２項）。

なお，保護命令が発せられた場合には，当該保護命令の申立ての理由となった配偶者からの暴力と同一の事実を理由とする再度の申立ては，つきまとい等の禁止を内容とする保護命令（法第10条第１号）に限り，することができるとされている（法第18条第１項）。この再度の申立てをする場合においては，その申立書に，当該申立てをする時における上記②の事情についての宣誓認証供述書を添付しなければならないこととされている（法第18条第２項）。

２　法務事務官による宣誓認証

法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には，法務大臣は，当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に，第２の１に記載の宣誓認証供述書の認証を行わせることができることとされている（法第20条）。

そこで，告示において第２の１に記載の宣誓認証供述書の認証に関する事務を行わせる法務事務官の指定がされている。

３　留意すべき事項

配偶者からの暴力に係る被害者の保護，捜査，裁判等に職務上関係

のある者（以下「職務関係者」という。）は，その職務を行うに当たり，被害者の心身の状況，その置かれている環境等を踏まえ，被害者の人権を尊重するとともに，その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならず（法第23条第１項），国及び地方公共団体は，職務関係者に対し，被害者の人権，配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとされている（同条第２項）。

したがって，法務局・地方法務局においても，職務関係者に対し，被害者の人権を尊重し，その安全の確保及び秘密の保持の重要性を認識させるとともに，被害者の人権，配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるさせるために必要な研修及び啓発を行うよう留意されたい。

３　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第12条第２項及び第18条第２項の認証事務の取扱いについて

（平14.9.12民総2149号法務局民事行政部長・地方法務局長あて民事局総務課長通知）

（要旨）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく認証を求める嘱託人の確認について

（通知）標記の取扱いについては，平成13年10月３日付け法務省民総第2542号をもって民事局長から法務局長及び地方法務局長あて通達されているところですが，嘱託人の確認に当たっては，下記の点に留意願います。

なお，この旨貴管下公証人に対しても周知方取り計らい願います。

記

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第12条第２項及び第18条第２項の認証を求める嘱託人は，配偶者からの暴力等を逃れるために避難生活等を余儀なくされている場合もあり，嘱託人が本人であることを証明する公的証明書の提出が困難な場合もあると考えられる。

したがって，供述書の宣誓認証における嘱託人の確認に当たっては，嘱託人に過度な負担を強いることのないような取扱いをする必要がある。

ついては，嘱託人の確認に当たって，印鑑証明書等の公的証明書の提出が困難な場合には，公証人法第28条第2項に定める「其ノ他之ニ準スヘキ確実ナル方法」である面識がある証人による本人確認の方法によるなどの柔軟な対応に配意願いたい。

第3　定款認証

1　認証ノ方法ニ関スル件

（明41.5.4宮崎公証人広木幹照会）

（明42.7.21民刑623号民刑局長回答）

（要旨）法第62条第4号の「認証の方法」の意義。

（照会）第62条第4号ノ「認証ノ方法」トハ本証書ノ認証ニ於テハ当事者自ラ署名若クハ捺印ヲ為シ又ハ署名若クハ捺印ヲ自認シタルコト又謄本ノ認証ニ於テハ証書ト対照シ符合スルヲ認メタルコト等ヲ指シタルモノト心得可然哉

（回答）貴見ノ通

2　定款ノ認証ノ付属書類ニ関スル件

（昭14.11.27東京公証人秀島雄次郎照会）

（昭14.12.8民事甲1341号民事局長回答）

（要旨）法第62条ノ4の「代理人の権限を証すべき証書等」には，戸籍謄本，又は委任状，印鑑証明書等を包含する。

（照会）商法第167条及其準用規定ニ依ル定款ノ認証ニ関シ左記疑義有之候間何分ノ御回示相成度此段奉伺候也

公証人法第62条ノ4「代理人ノ権限ヲ証スヘキ証書等」ニハ親権者カ未成者ニ代ハリ定款ニ署名シタル場合ノ法定代理権限ヲ証スル戸籍謄本（若シ母ナル場合ハ親族会ノ同意書及之ニ関スル書類）又委任代理ニ依リ定款ニ署名シタル場合ハ委任状，印鑑証明書等モ包含スルモノト解スヘキヤ

（回答）貴見ノ通ト思考致候此段及回答候也

3　定款の認証について

（昭14.11.27東京公証人秀島雄次郎照会）

（昭14.12.8民事甲1341号民事局長回答）

（要旨）認証は定款2通を提出して受くべきであり，2通以外に認証を求めることはできない。

（照会）商法第167条及其ノ準用規定ニ依ル定款ノ認証ニ関シ左記疑義有之候間何分ノ御回示相成度此段奉伺候也

定款ノ認証ノ嘱託ヲ為ス場合ニ（公証人法第62条ノ2，同条ノ3）嘱託人ハ定款2通以外ニ数通ヲ提出シ其ノ各通ニ認証ヲ求メ得ルヤニ付キ左ノ両説アリ何レヲ可トスヘキヤ

甲説　求ムルコトヲ得

理由　第62条ノ3ニハ何等ノ制限ナキノミナラス各支店ニ備付又ハ登記所ニ提出スル等ノ必要アリ或ハ定款ノ署名者各自ニ保有スルノ入用アリ2通ノミニ限ルヘキ理由ナク何十通提出スルモ之ニ認証ヲ与フヘキモノトス

乙説　2通ノ外認証ヲ求ムルコトヲ得ス

理由　甲説ニ言フ所ノ各支店ヘノ備付，登記所ヘノ提出署名者各自ノ保有等ハ定款ノ謄本ニテ十分ナリ認証ヲ経テータヒ定款カ効力ヲ生シタル以上後日ニ至リ更ニ定款ヲ作リ認証ヲ求メ得ヘキモノニアラス，サレハ後日ニ支店ヲ設置シタル場合ノ如キ之ニ備付クヘキモノハ常ニ其ノ謄本ナリ，又甲説ニハ法ニ何等ノ制限ナシト言ヘトモ同条ニ「2通ヲ提出スルコトヲ要ス」トアルハ其ノ文言自体2通以外ノ提出ヲ認メサルコトヲ看取シ得ヘキノミナラス第3項ニハ「1通ヲ自ラ保存シ他ノ1通ヲ嘱託人ニ還付スルコトヲ要ス」ト規定シテ其他ニハ認証ヲ為シタル定款ノ存在ヲ認メ居ラス若シ2通外ニ認証ヲ為シタルトキハ公証人自ラ保存スヘキカ嘱託人ニ還付スヘキカ不明ナリ，尚又同条5項ニハ公証人ノ保存スル定款ノ滅失シタル場合ニ公証人ハ還付シタル定款ニ依リテ謄本ヲ作成スルカ又ハ既ニ交付シタル定款ノ謄本ヲ徴シテ善後処置ヲ為スヘキコトヲ規定セリ，若シ認証シタル定款カ何十通モ存スヘキモノトセハ既ニ交付シタル謄本ヲ徴スルト同様ニ既ニ交付シタル認証アル定款ヲ徴シ得ヘキ

筋合ニシテ其ノ旨ノ規定ヲモ為スヘキ筈ナリ蓋若シ２通以外ニ認証アル定款アリトセハ其ノ定款ハ謄本ニテ事足ルヘキコトニ使用セラレアルヘキヲ以テ謄本ヲ徴シ得ヘクンハ認証アル定款其ノ者ヲモ徴シ得ヘキナリ

（回答）客月27日付ヲ以テ稟伺ニ係ル標記ノ件第１項ノ認証ハ定款２通ヲ提出シテ之ヲ受クヘク２通以外ニ付之ヲ求ムルヲ得サル儀ニ有之候

4　商法ニ関スル質疑ノ件

（昭15.12.5上野区裁判所判事照会）

（昭15.2.1民事甲122号民事局長回答）

（要旨）組織変更により，有限会社が株式会社となり，又は株式会社が有限会社となった場合，各新会社の定款については公証人の認証を要しない。

（照会）組織変更ニ因リ有限会社株式合資会社カ株式会社トナリ株式会社カ有限会社トナリタル場合ニ於ケル新会社ノ定款ニ付テハ公証人ノ認証ヲ要セサル儀ニ有之候哉御省承知致度及稟伺候也

（回答）１月25日付ヲ以テ御問合ノ標記ノ件ハ公証人ノ認証ヲ要セサルモノト思考致候此段及回答候也

5　定款ノ認証ニ関スル件

（昭15.3.12東京公証人宮地貞顕照会）

（昭15.3.29民事甲350号民事局長回答）

（要旨）１　(1)定款認証後でも，商法第173条の手続終了まで又は株式の募集に着手するまでは，発起人が脱退又は加入することは差し支えない。(2)右の場合，７人以上の発起人が存する限り，残留発起人と脱退発起人又は加入発起人が，その脱退又は加入の旨を明らかにした定款を作成し，認証を受ければ足り，その手数料は，手数料規則第21条ノ２によるべきである。

２　発起人全員が公証人の面前で署名（又は記名捺印）したときでも，定款を認証することができる。

（照会）定款ノ認証ニ関シ左記疑義有之何分ノ御回示煩度此段及稟伺候也

１　株式会社定款ニ認証ヲ受ケタル後ト雖モ商法第173条ノ手続終了迄又ハ株式申込証作成迄ハ発起人ハ新ニ加入シ又ハ脱退スルコトヲ得ルヤ若シ得

ルトセハ認証定款ニ於ケル発起人ト加入又ハ脱退シタル者全員ニ於テ署名又ハ記名捺印ヲ為シ加入又ハ脱退シタル趣旨ヲ明カニシタルノミノ定款ヲ作成シ更ニ公証人法第62条ノ３ニ依リ認証ヲ受クルヲ以テ足ルヤ又ハ全然新ナル定款ヲ作成スヘキヤ若シ前段ニテ可ナリトセハ其認証ノ手数料ハ公証人手数料規則第21条ノ２ニ依ルヘキヤ

２　公証人法第62条ノ３ノ法文ニ依レハ定款認証ハ自認認証ニ限ラレタルカ如ク解セラルルモ発起人全員カ公証人役場ニ出頭シ公証人ノ面前ニ於テ定款２通ニ署名（又ハ其記名下ニ捺印）ヲ完了シ認証ヲ求メタル場合其旨ヲ記載シ認証スルモ差支ナキヤ

（回答）３月12日付ヲ以テ稟伺ニ依ル標記ノ件ハ左ノ通思考致候此段及回答候也

１　(1)定款ニ公証人ノ認証ヲ受ケタル後ト雖モ発起設立ノ場合ニ於テハ商法第173条ノ手続ノ終了迄募集設立ノ場合ニ於テハ株式ノ募集ニ着手スル迄ハ発起人脱退シ又ハ新ニ発起人ヲ加入セシムルコトヲ得ルモノト解スルヲ相当トス(2)右ノ場合ニ於テハ脱退ニ因リ７人以上ノ発起人ヲ欠クニ至リタル場合ヲ除クノ外他ノ発起人及脱退シタル発起人又ハ従来ノ発起人及新ニ加入シタル発起人ニ於テ脱退又ハ加入ノ趣旨ヲ明ニシタル定款ヲ作成シ公証人ノ認証ヲ受クルヲ以テ足ルヘク其ノ手数料ハ公証人手数料規則第21条ノ２ノ規定ニ依ルヘキモノトス

２　後段貴見ノ通

（参考）登記事務ニ関スル件（昭15.4.17民甲第476号仙台地裁所長宛民事局長通牒）

本月２日付日記第1085号ヲ以テ御報告相成候仙台区裁判所管内登記主任書記会議ノ決議事項中第７項ニ付テハ問意ノ通第８項，第12項及第20項ニ付テハ裁判所創立総会株主総会又ハ社員総会ニ於テ定款ヲ変更シタル場合ハ公証人ノ認証ヲ要セサルモ発起人ニ於テ定款ヲ変更シタル場合ハ公証人ノ認証ヲ要スルモノト思考致候条御考慮相成度此段申進候也

（参照）昭和15年３月３日仙台区裁判所管内登記主任書記会議決議事項（昭和15年４月２日日記第1085号仙台地方裁判所長報告）

７　商法第97条ノ会社継続登記期間ハ同法第95条中ノ第１項ノ同意同第２

項ノ加入ノ時ヨリ起算スヘキヤ

（決議）継続決議ノ時ヨリ起算スヘキモノトス

8　株式会社ノ定款ヲ一部変更シタル場合モ公証人ノ認証ヲ要スヘキヤ

（決議）要セス

12　株式会社定款ニ変更ノアリタル都度公証人ノ認証ヲ要スヘキヤ

（決議）第8問ニ依リ解決

20　商法第173条第3項等及有限会社法第47条ノ定款ノ変更ニハ商法第167条ヲ準用スヘキヤ

（決議）準用スヘキニ非ス

6　会社定款ヲ公正証書ニ作成スル場合ノ管轄ニ関スル件

（昭16.9.15神戸公証人山崎敬義照会）

（昭16.9.27民事甲888号民事局長回答）

（要旨）1　商法第167条が適用される定款の公正証書による作成については，法第62条ノ2を類推適用すべきである。

2　商法第167条の規定が適用されない定款の認証又は公正証書による作成については，右の制限はない。

（照会）1　商法第167条及其ノ準用規定ニ依ル定款ヲ公正証書ヲ以テ作成スル場合ニ於テモ公証人法第62条ノ2ノ類推適用ニヨリ会社ノ本店所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ所属公証人ノミ之ヲ取扱フヘキモノニ候哉

2　合名会社又ハ合資会社ノ如ク商法第167条準用ナキ定款ノ認証又ハ公正証書作成ノ嘱託アリタリタルトキハ会社ノ本店ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ所属以外ノ公証人ニ於テモ之ヲ取扱ヒテ差支無之候哉

（回答）1，2共貴見ノ通ト思考致候

7　株式会社定款ノ認証ニ関スル件

（昭22.12発66号松山司法事務局長代理照会）

（昭22.9.25民事甲1071号民事局長回答）

（要旨）公証人の認証を要しない既登記の株式会社の定款が焼失したため，新たに作成した定款については，認証を与えるべきでない。

（照会）商法改正前に設立登記したる株式会社定款を戦災に因り焼失した為新たに定款を作成し商法第167条に依り認証の申請があった場合受理すべきでせうか。聊か疑義がありますから何分の御回答をお願い致します。

（回答）本月12日付発第66号を以て問合せに係る標記の件は認証を与うべきものでないと考える。

右回答する。

8　定款認証に関する件

（昭24.11.18札幌公証人土井栄知照会）

（昭24.12.21民事甲2918号民事局長回答）

（要旨）「株券喪失者は当会社の書式により所定の手数料を納付して再発行を請求しなければならない」旨の規定のある定款は，認証して差し支えない。

（照会）左記設例に於ける会社定款認証の嘱託を受けた場合，商法第230条第2項の規定に違反するものとして其嘱託を拒むべきものか御指示を御願い致します。

1　株券を喪失した者は当会社の書式に依りて再発行を請求せねばならない。

2　株券を喪失した者は其事由を記載した書面を提出し，所定の手数料を納付して其再発行を請求しなければならない。

（回答）客月21日付札法総第410号で進達のあった標記については，その嘱託を拒むべきではない。

右回答する。

9　公証人の手数料について

（昭25.3.16日記1440号青森地方法務局長照会）

（昭25.3.25民事甲807号民事局長回答）

（要旨）すでに認証を受けた定款を更に認証することはあり得ない。自作謄本に公証人の署名捺印のみを請求する場合の手数料は，手数料規則第24条第1項但書による。

（照会）商法第167条及びその準用規定による定款認証の場合においても，す

でに認証を受けた定款につき再度認証ができるや否や。（認証文左のとおり）認証ができるとすればその手数料は公証人手数料規則第21条と同第21条の2いずれによるべきや。目下差し掛つた事件がありますので至急何分の御指示願いたく稟伺致します。

記

右定款ハ当役場保存定款ト符合ス

右認証ス

（回答）本月16日付日記第1440号で照会のあった標記については，すでに認証を受けた定款を更に認証することはあり得ない。しかし問合に係る認証文によれば，請求者が定款の謄本を自作し，それに公証人の署名捺印のみを請求した場合（公証人法第62条ノ6，第55条参照）のように思われるが，その場合の手数料は，公証人手数料規則第24条但書及び公証人の手数料等の増額に関する勅令第2条（廃止）により徴収すべきである。

右回答する。

10　定款認証の効力について

（昭25.12.2秋田地方法務局長照会）

（昭26.1.9民事甲11号民事局長回答）

（要旨）同一町内に本店を有する同一商号の株式会社の定款認証は，いずれも有効である。

（照会）公証人が同一町内に本店を有する同じ名称の（横手運送株式会社）の定款を本年4月及び8月に認証した場合，何れも認証は有効なりや。

又右8月に認証した会社は主務官庁の許可を得て登記済であるから4月認証のものは許可とならない。

（回答）電報照会の定款認証の件，公証人が法定の手続に従い認証したものであれば，何れも有効である。

11　株式会社の定款中支店設置条項の可否に関する件

（昭33.2.4総1045号大津地方法務局長照会）

（昭33.2.13民事甲355号民事局長心得回答）

（要旨）「将来必要に応じ支店を適宜の地に設置する」旨の規定のある定款は，認証しないのが相当である。

（照会）当局所属公証人上田啓次より株式会社定款認証に関して別紙法務大臣あて問合せを提出しましたが，これに対して当職は，かかる定款の認証を求められた場合公証人において一応の注意を与えて訂正せしめ，もしこれに肯ぜざるときは，認証を拒絶することはできないものと考えます。したがって昭和28年3月23日民事甲第485号公証役場検閲の結果による参考資料に示された指示事項中本件該当事項は貴局の指導方針を示されたものと解しますが，いささか疑義がありますので意見を付して進達します。

別紙

株式会社の定款中支店設置条項の可否に関する件

問合わせ

株式会社定款の条項中に「当会社は本店を某市に置き将来必要に応じ支店又は出張所を適宜の地に設置することができる」と記載しあるは違法と解すべきであるか。

問合わせの事由

右条項中「将来必要に応じ」云々以下の部分は無用の記載と考えられますが，この部分の記載があるからと云って直ちにこの条項を違法と解することは妥当でないと考えますが如何でしょうか。若しこの条項を違法と解されるならば理由を付して御説明を願いたく存じます。

（回答）本月4日付日記総第1045号で照会のあった標記の件については，所問定款中支店に関する規定は，商法第166条第1項第8号に定める支店所在地を定めたものとは認められないから，全く無意味な規定であるのみならず，右規定に基き定款の変更をしないで適宜の地に支店を設けることができるとの誤解を生ずるおそれもあり有害な規定であるので認証しないのが相当である。

12　取締役会の決議が可否同数のときは議長が決する旨の定款の規定の効力について

（昭34.2.14総発1552号大阪法務局長照会）

（昭34.4.21民事甲772号民事局長回答）

（要旨）取締役会の決議が可否同数のときは議長これを決する旨の定款の規定は，無効である。

（照会）株式会社の定款に，取締役会の決議は出席した取締役の過半数をもって決し可否同数のときは議長これを決するとの規定は，社会通念に照らし有効と考えますが，決議要件を軽減することになるから商法第260条ノ２第１項の規定に反し無効であるとの説があって決しかねますので，何分の御指示をお願いいたします。

（参照）商法（会社法Ⅱ）石井照久著307頁，下級裁判所民事裁判例集第４巻第６号890頁（昭和28.6.19言渡の大阪地方裁判所判決）

（回答）本年２月14日付記総第1552号で問合せのあった標記の件については，後段意見のとおり無効と考える。

13　株式会社の定款の認証について

（昭35.3.1総第962号佐賀地方法務局長照会）

（昭35.6.9民事甲1422号民事局長回答）

（要旨）会社が他の会社の設立発起人となった定款を認証する場合には，その発起人となることがその会社の目的の範囲内にあることを確認すべきである。

（照会）株式会社が他の株式会社の設立発起人となった定款の認証の嘱託があった場合，当該公証人は，下記２説のうち甲説によるのが相当であると考えられますが，いささか疑義があり，決しかねますので何分の御垂示を賜わりたく，お伺いします。

記

甲説　他の会社の発起人となり得ることを証する書面（例えば，会社の目的に「他の会社設立の発起人となる」旨の記載ある定款）を添付せしめる。

乙説　他の会社の発起人となり得ることを立証させる必要はない。

（回答）昭和35年３月１日付総第962号をもって問合せのあった標記の件については，左記のとおりと考える。

記

所間の場合には，他の株式会社の発起人となることが当該株式会社の目的の範囲内にあることを公証人において確認した上，定款の認証をなすべきである。なお，定款に「他の会社設立の発起人となる旨の定め」がないからといって直ちに目的の範囲外と判断することは相当でないので念のため申し添える。

14　合併により新設する株式会社の定款の認証の要否について

（昭35.10.13日記7147神戸地方法務局長照会）

（昭35.12.27民事甲2868号民事局長回答）

（要旨）合併により新設する株式会社の定款については，公証人の認証を要しない。

（照会）設立委員が，合併により新設する株式会社の定款を作成した場合には一般の原始定款と異なり，公証人の認証は要しないものとして取り扱っておりますが，かかる場合でも，商法第413条第３項には別に準用規定を設けていないが解釈上，同法第167条の規定を類推適用して公証人の認証を要するとの説もありまして（根本松男・非訟事件手続法釈義，921頁，石井照久註解株式会社法第１巻設立210頁参照），いささか疑義が生じましたから，至急に何分の御指示をお願いします。

（回答）10月13日付日記第7147号で照会の件は，現在の取扱どおりでさしつかえないと考える。

15　外国人の資格証明書，署名証明書の作成者について

（昭36.1.30民事甲233号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）外国人が，嘱託の際に提出する法人資格証明書，署名証明書等は，その本店の所在する国（自然人についてはその居住する国）の権限ある官公署又は公証人の作成したものでよい。

（通達）標記の件について，別紙甲号のとおり弁護士溜池英夫より照会があり，別紙乙号のとおり回答したから，この旨を貴管下公証人及び公証事務を行う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

外国人が日本の株式会社の発起人として定款認証嘱託をする際の資格証明書，署名証明書の作成者について

日本国商法に基づき設立せんとする株式会社の発起人中に外国の法人又は自然人が加わっている場合，当該株式会社の定款認証嘱託に添付すべき右外国法人についての法人資格証明書並びにその代表者の代表権限証明書，同署名証明書及び右外国自然人についての署名証明書は之等を日本国の法務局，市町村長等より得る途がないので，従来その外国人の本店の所在する国又は居住する国の公証権限ある官公署（通例公証人NOTARY PUBLIC）の作成した各証明書を以て代用しているのが実情であります。

右取扱例は，従来東京法務局，神戸地方法務局等所属各公証人により実施されて来たところでありますが，今般私が某公証人に対し，前記事例の如き外国人が発起人中に参加している日本の株式会社の定款認証嘱託をしようとして右公証人に対し前記取扱例の実施方を願い出たところ，右公証人は前記取扱例と異る見解に立ち，前記各証明書は日本国官公署の作成にかかるものでなければならないと主張される。

しかし，在外外国人については日本国官公署より前記各証明書の付与を受ける途がなく，従って在外外国人が発起人として参加している日本の株式会社の定款認証を受けることができず，右会社の設立手続を進め得ない状態に直面しておりますので，何卒貴局において右につき御検討の上，願はくば可及的左記の趣旨の通達若しくはその他適当な方法を以って公証人に対し何分の御通知乃至御回答をなされ度く此の段お願い致します。

記

外国人が日本の株式会社発起人として定款認証の嘱託をなす場合，右外国人の法人資格証明書，その代表者の代表権限証明書，署名証明書（右外国人が自然人である場合はその署名証明書）は当該外国法人の本店の所在する国（自然人である場合はその居住する国）の公証権限ある官公署（公証人NOTARY PUBLICを含む）の作成したものでよい。

別紙乙号

外国人が日本の株式会社の発起人として定款認証嘱託をする際の資

格証明書，署名証明書の作成者について

昭和35年12月18日付をもって照会のあった標記の件については，貴見のとおりの取扱いでさしつかえなく，また，所問の証明書が外国語をもって作られている場合はその訳文を添付するのが相当であると考えます。

なお，この旨を法務局長及び地方法務局長に対して管下公証人及び公証事務を行う法務事務官に周知するよう通達したから，申し添えます。

16　株式会社の定款認証について

（昭39.11.10釧路地方法務局長電信照会）

（昭39.11.13民事局長電信回答）

（**要旨**）会社の目的中「事務管理並びに労務管理に関する手続一切」「労使協約並びに関連する手続一切」との定款の規定は，無効である。

（**照会**）株式会社定款認証について，左記目的中１，２は営業目的の範囲が不明確であり無効と考えられるが，いささか疑義がありますので，至急何分の御指示を願います。

1　事務管理並びに労務管理に関する手続一切
2　労使協約並びに関連する手続一切
3　事業経営相談並びに診断
4　事務用品販売業
5　水産物加工並びに販売業

（**回答**）11月10日電照の定款認証の件は貴見のとおりと考える。

17　定款の認証について

（昭40.2.17日記総117号津地方法務局長照会）

（昭40.3.15民事甲522号民事局長回答）

（**要旨**）社員がその持分の全部又は一部を譲渡する場合には，取締役会の承認を要する旨の規定のある有限会社の定款は，認証すべきでない。

（**照会**）標記について当局所属公証人伊藤春蔵氏から別紙のとおり照会がありましたが，有限会社法第19条第２項，第３項，及び第８項の規定により認証できないものと考えますが，いささか疑義がありますので何分の御指示

をお願いします。

別紙

定款認証について

左記定款（抜粋）は認証して差支えないか，何分の御指示を得たく，お伺い致します。

第1条　略

第2条　本社は「有限会社菊一文字本店」と称する。

（中略）

第18条　社員は其の持分の全部又は一部を社員に非ざる者に譲渡せんとする時は譲渡の相手方を明示し，取締役の承認を得ることを要す。

他の社員に譲渡せんとする場合も同様である。

第19条　前条の場合に於て取締役が持分の譲渡を承認しない場合は，新たに譲渡の相手方を指定すること，或は反対の取締役個人が持分を買取るべきことを請求することが出来る。

（中略）

第22条　本社の業務執行は取締役一致の意思により之を行う。

（後略）

（回答）2月17日付日記総第117号をもって照会のあった標記の件は，認証すべきでないと考える。

18　有限会社（農業生産法人）の定款記載事項について

（昭40.4.15農地625号山口県知事照会）

（昭40.7.20民事甲1741号民事局長回答）

（要旨）農地法上の農業生産法人として発足する有限会社にあっても，その定款に同法第2条第7項第2号ないし第5号の規定を明記する必要はなく，また，解散事由として各号違反を明記する必要もない。

（照会）上記会社が，この度，有限会社として設立され，同時に農地法（昭和27年法律229号）上の農業生産法人として発足することになり，別添の定款を作成し，有限会社法第5条第2項で準用する商法第167条の規定に基づいて公証人の認証を求めたところ，拒否されました。

理由は，農地法第2条第7項中，第1号および第6号の規定は明記されてあるが，他の各号（第2号ないし第5号）の規定が本定款中明文化されていないからということです。

ついては，農業生産法人として発足する有限会社にあっては，その定款に，上記各号の規定を明記しないといけないものかお伺いするとともに，併せて，本会社解散事由に上記各号違反をも明記する必要があるかご照会します。

なお，本会社は設立登記を非常に急いでいますので，ご多忙中誠に恐縮ですが，大至急ご回答下さるようおねがいします。

別添

有限会社　○○農場定款

第1章　総　則

（目　的）

第1条　この会社は，社員の農業生産についての協業を図ることにより，その生産性を向上させ，社員の共同の利益を増進することを目的とする。

（事　業）

第2条　この会社は左の事業を行なう。

1　農産物（米麦，青果，家畜等）の生産加工および販売に関する事業。

2　前号に掲げる事業に付帯する一切の事業。

（名　称）

第3条　この会社は，有限会社○○農場という。

（本　店）

第4条　この会社の本店は，山口県下関市に置く。

（公告の方法）

第5条　この会社の公告は，この会社の掲示場に掲示して行なう。

第2章　出資及び社員

（資本の総額）

第6条　この会社の資本の総額は，金102万円とする。

（出資1口の金額および払込方法）

第7条　出資1口の金額は金1,000円とし，全額一時払とする。

（出資義務）

第８条　社員は，出資１口以上もたなければならない。

２　この会社に出資する社員の氏名，住所，および出資口数並びに，現物出資にあっては，出資の目的たる財産，その価額およびこれに対して与える出資口数は，別表のとおりとする。

（社員の新規加入）

第９条　この会社の社員になろうとするものは，引受けようとする出資の口数並びに現物出資にあっては，出資の目的たる財産〔農地等についての所有権もしくは使用収益権（地上権・永小作権・使用貸借権又は賃借権をいう）をこの会社に移転または設定する場合にあっては，その農地等についての権利の内容を記載した書面を添付する〕について記載した加入申込書を，この会社に提出してしなければならない。

２　前項の加入申込書の提出があったときは，社員総会（以下「総会」という）でその加入の諾否を決する。この場合において，当該加入をしようとする者が社員となることによって，この会社が農地法第２条第７項各号の要件を欠くこととなる場合は，加入の承諾をしないものとする。

３　前項の規定によりその加入を承諾したときは，その旨を申込者に通知し，出資の払込み（現物出資にあっては，出資の目的たる財産の給付）をさせるとともに，社員名簿に記載するものとする。

４　加入の申込をした者は，前項の規定による出資の払込をした時に社員となる。

（相続による加入）

第10条　社員の相続人で，その社員の死亡により持分の払戻請求権の全部，もしくは一部を取得した者が，この会社に社員として加入の申込をし，死亡の日より６カ月以内に取締役全員がこれを承認したときは，その相続人は，被相続人の持分を取得したものとみなす。

（脱　退）

第11条　社員は当該事業年度の終了する60日前までにその旨を書面をもってこの会社に予告し，当該事業年度末において脱退することができる。

（除　名）

第12条　社員が次の各号の一に該当するときは，総会の議決を経て，除名することができる。

この場合には，その社員に対し，総会の会日の１週間前までに，その旨を通知し，かつ，総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1)　この会社に対する義務の履行を怠ったとき。

(2)　この会社の事業を妨げる行為をしたとき。

(3)　この会社の定款もしくは規約に違反し，その他会社の信用を著しく失わせるような行為をしたとき。

(4)　農地法に定める農業生産法人の社員として要件を欠いたとき。

２　この会社は，除名を決議したときは，その理由を明らかにした書面をもってその旨　をその社員に通知するものとする。

（持分の払戻し）

第13条　社員が脱退した場合には，脱退した事業年度の終りにおけるこの会社の財産につき第33条第１項第１号の規定により算定した持分の額を払い戻しするものとする。

２　脱退した社員が，この会社に対して払込むべき債務を有するときは，前項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。

第３章　役　　員

（役員の定数）

第14条　この会社に役員として取締役６名以内，監査役２名以内を置く。

（役員の選任）

第15条　役員は総会において選任する。

２　役員の半数以上が欠員となったときは，次の総会において，欠員となった役員を選任する。

（代表取締役の選任）

第16条　取締役は代表取締役１名を互選するものとする。

（取締役の職務）

第17条　代表取締役は，この会社を代表し，その業務を掌理する。

２　取締役は，あらかじめ取締役の過半数で定めた順位に従い代表取締役に事故のあるときは，その職務を代理し，代表取締役が欠員のときは，

その職務を行なう。

第18条　この会社の業務の運営については，法令，定款，規約および事業計画に定めるもののほか取締役の過半数でこれを決する。

（監査役の職務）

第19条　監査役は少くとも毎事業年度1回この会社の財産および業務執行の状況を監査し，その結果につき，総会および代表取締役に報告し，意見を述べなければならない。

（役員の任期）

第20条　役員の任期は，2年とし，前任者の任期満了の翌日から起算する。ただし，役員に欠員が生じた結果選任される役員の任期は，退任した役員の残任期間とする。

2　役員の任期の満了の日がその任期中の最終の決算期に関する総会の会日以前であるときは，その任期を当該総会が終了する日まで延長する。

3　任期の満了または辞任により退任した役員は，後任者が就職するまでなおその職務を行なう。

（役員の解任）

第21条　役員は，任期中でも，総会の決議をもって，これを解任することができる。

第4章　社員総会

（社員総会およびその招集）

第22条　総会は，定時総会と臨時総会の2種とする。

2　定時総会は，代表取締役が毎決算期後2カ月以内に招集する。

3　臨時総会は，代表取締役が次の場合に招集する。

(1)　取締役の過半数が必要と認めたとき。

(2)　総社員の5分の1以上の社員もしくは，資本の10分の1以上に当る出資口数を有する社員の同意を得て，会議の目的たる事項および招集の理由を記載した書面を取締役に提出して請求したとき。

4　取締役は，前項第2号の規定による請求があったときは，その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

（総会の招集手続）

第23条　総会招集の通知は，その会日から1週間前までに，その会議の目的たる事項を示してこれを行なうものとする。

2　総会は，総社員の同意ある時は，前項の手続を省略することができる。

（総会の議決事項および議決方法）

第24条　次の各項に掲げる事項は，総会の議決を経なければならない。

1　出席社員の過半数の同意を要するもの。

(1)　社員の新規加入

(2)　役員の選任

(3)　役員の報酬

(4)　毎事業年度の事業計画の設定および変更

(5)　財産目録，貸借対照表，営業報告書，損益計算書，並びに準備金および利益の配当に関する事項

(6)　規約の制定および変更

(7)　第33条第1項に規定する算定方法

(8)　その他法令に規定する事項

2　出席社員の3分の2以上の同意を要するもの

(1)　社員の除名

(2)　役員の解任

3　出席社員の4分の3以上の同意を要するもの

(1)　定款の変更

(2)　解散及び合併

（総会の定足数）

第25条　総会は，社員の半数以上が出席しなければ議事を開き，議決することができない。

この場合において第29条の規定により書面または代理人をもって議決権を行なう者は，これを出席者とみなす。

（議決権および議長）

第26条　社員は各々1個の議決権を有する。

2　第24条第1項に掲げる事項の議決について，可否同数のときは議長の決するところによる。

3　議長は，総会において出席した社員の互選により，毎総会ごとに選任する。

（緊急議案）

第27条　総会では第23条第１項の規定による場合には，あらかじめ通知した事項について議決するものとする。ただし，緊急を要する事項についてはこの限りでない。

（書面による議決）

第28条　総会の議決をなすべき場合，総社員の同意あるときは，書面による議決をなすことができる。

2　議決の目的たる事項につき総社員が書面をもって同意を表わしたるときは，書面による議決があったものとみなす。

3　書面による議決は総会の議決と同一の効力を有す。

4　総会に関する規定は，書面による議決にこれを準用する。

（書面または代理人による議決）

第29条　社員は，書面または代理人をもって議決権を行なうことができる。

2　前項の規定により書面をもって議決権を行なおうとする社員は，あらかじめ通知のあった事項につき書面にそれぞれ賛否を記入してこれに署名または記名押印のうえ，総会の会日の前日までにこの会社に提出しなければならない。

3　第１項の規定により社員が議決権を行なわせようとする代理人はその社員の成年の世帯員（農地法に規定する世帯員）かまたは他の社員でなければならない。

4　代理人は，２人以上の社員を代理することができない。

5　代理人は，別に定める委任状をこの会社に提出しなければならない。

（議事録）

第30条　総会の議事については，議事録を作成し，議長および出席した取締役が，これに署名または記名押印する。

2　総会において現物出資の目的たる財産の価格およびこれに対して与える出資の口数の決定に係る定款の変更を議決したときは，当該議決に同意した社員の氏名を当該総会の議事録に記載するものとする。

（事業年度）

第31条　この会社の事業年度は毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（規　約）

第32条　この定款に定めるもののほか，事務の執行，会計その他に関し必要な事項は規程で定める。

（持　分）

第33条　この会社の財産についての社員の持分は，次の基準によってこれを定める。

(1)　出資の総額に相当する財産については，各社員の口数に応じて算定する。

ただしその財産が出資の総額より減少したときは，各社員の出資口数に応じて算定する。

(2)　その他の財産については，この会社の解散の場合に限って算定するものとし，その算定の方法は，総会で定める。

2　持分の算定に当っては，１円未満の金額は，これを切り捨てるものとする。

（準備金）

第34条　この会社の積立てるべき準備金は法令に定める範囲内において総会で定める。

（利益の処分）

第35条　毎事業年度の利益は，欠損をてん補し，前条の規定による準備金を差し引き，なお残余があるときは，これを社員に配当し，また翌事業年度に繰越すものとする。

2　前項の配当は，社員の出資の額に応じて年６分以内でこれをし，なお残余があるときは社員がこの会社の事業に従事した程度に応じてこれをするものとする。

（残余財産の分配）

第36条　この会社が解散した場合において各社員に第33条の規定により計算した持分の額を払い戻しするものとする。

2　前項の規定による持分の払戻しについては，第13条第２項の規定を準

用する。

第37条　この会社の設立に要したる登記料，設立事務費，旅費および日当等の費用はこの会社の負担とする。

附　　則

この会社の設立当初の役員は第15条の規定にかかわらず次のとおりとし，その任期は第20条の規定にかかわらず昭和41年４月　日までとする。

別　表

社員の氏名	住　所	出資口数（金銭出資）	現物出資の場合		
			現物出資の目的たる財産	当該財産の価額	当該社員に与える出資口数

（回答）４月15日付農地第625号をもって照会のあった標記について次のとおり回答します。

農業生産法人として発足する有限会社にあっても，その定款に農地法第２条第７項第２号ないし第５号の規定を明記する必要はなく，また，解散事由として上記各号違反を明記する必要もないと考えます。

なお，本件定款中第10条（持分相続の制限），第11条（脱退），第12条及び第24条第２項第１号（除名），第13条（持分の払戻し）の各規定，並びに第25条（総会の定足数），第29条（書面または代理人による議決）の各規定のうち書面による決議に関する部分は，有限会社においては認められないので削除することを要し，第15条第２項の規定はその趣旨が不明であり，第24条第３項（定款の変更等）の規定は，有限会社法第48条，第59条第２項，第60条第４項及び第69条第２項に違反し，第９条及び第24条第１

項第１号（社員の新規加入）の規定は資本増加（有限会社法第49条以下）に関するものとして規定し直すのが相当であり，また第37条に規定する会社の負担する設立費用は，金額を明示すべきものと考えるので，念のため申し添えます。

19　定款の認証について

（昭41.7.1名古屋法務局長電信照会）

（昭41.8.23民事局長電信回答）

（要旨）会社の目的を「道路上における交通事故の一切事務処理」「車輌運行における事故の全コンサルタント」とした定款の認証の嘱託には応ずべきでない。

（照会）本日名古屋法務局所属公証人山田義盛から左記目的の定款認証嘱託についての受否につき意見を求められたが，当職としては第１項は違法であり，第２項は抽象的に過ぎ，かつ，違法の疑いもあるので，嘱託に応ずべきでないと考えるが，いささか疑義があるので照会します。

記

目的第１項

道路上における交通事故の一切事務処理

目的第２項

車輌運行における事故の全コンサルタント

（回答）７月１日付電照の件，貴見のとおりと考える。

20　定款認証の認証文の横書きの可否について

（昭42.12.22総第932号東京法務局長照会）

（昭43.3.27民事甲763号民事局長回答）

（要旨）定款の認証文は横書きでも差し支えない。

（照会）公正証書については，従前どおり縦書きにより作成する取扱いの先例（昭和42年７月19日付民事（一）発第275号民事局第一課長依命回答）がありますが，定款認証については先例もなく，当局所属公証人の一部には既に横書きを用いている者もあり，さらに今回横書きの可否についての照会

が公証人からありましたが認証については，公証人手数料規則第14条との関係もなく横書きにしてもさしつかえないと考えますがいささか疑義がありますので，何分の御垂示を賜わりたくお伺いします。

（回答）昭和42年12月22日付総第932号をもって照会のあった標記の2件については，貴見のとおり取り扱ってさしつかえない。

21　定款の認証について

（昭43.12.13二総庶四第4676号千葉地方法務局長照会）

（昭44.1.9民事甲23号民事局長回答）

（要旨）陽画複写器を用いて作成された定款を認証することは相当でない。

（照会）定款を認証する場合，複写器（リコピー等）による陽画写真により写出して作成された定款について認証することは，公証人法施行規則第27条第1項第2号に規定する保存期限からみて相当でないと考えますが，昭和37年9月7日付民事甲第2565号通達の次第もあり，いささか疑義がありますので，何分の御垂示を賜わりたくお伺いいたします。

（回答）昭和43年12月13日付二総庶四第4676号をもって照会のあった標記の件については，貴見のとおりと考える。

22　議決権行使の代理人資格を株主に制限する定款の定めの効力について

（昭44.3.5民事甲381号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）株主の議決権行使の代理人資格を自社の株主に限る趣旨の定款の定めは，有効である。

（注）本件通達により，右の資格制限を無効とする昭和36.5.1民事甲949号通達は，変更された。

（通達）標記の件について，別紙甲号のとおり日本公証人連合会長から照会があり，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴管下登記官及び公証事務を行なう法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

改正商法と「議決権行使の代理人資格を制限する定款の定め方について」の疑義について

昭和36年5月1日民事甲第949号民事局長通達によれば，議決権行使の代理人資格を株式会社にあっては，当該会社の株主に限るとする定款の定めは無効，有限会社にあっては，当該会社の社員に限るとする定めは有効とされた。

ところが，改正商法第204条第1項但書の規定（昭和41年7月1日より施行）によれば，定款を以て一般的に，株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨を定めたいわゆる閉鎖会社の存在を認めているのであるから，株式会社の内，少くともこの種の会社にあっては，有限会社の場合と同様に有効と解すべきではないかとの疑義がある。

よって，右疑義について，ご回答を賜わり度く，照会に及びます。

別紙乙号

議決権行使の代理人資格を株主に制限する定款の定めの効力について（回答）

昭和42年10月1日付で照会のあった標記の件については，定款に株式譲渡制限の定めがあると否とを問わず，有効であると解する。

おって，昭和36年5月1日付民事甲第949号当職通達は，これによって変更されたものと了知されたい。

23　ゼロックス用紙を用いて作成された定款の認証について

（昭48.5.1付福岡法務局民事行政部長電話照会，同18付第一課長回答）

（昭48.6.21民一4423号法務局長・地方法務局長あて民事局第一課長通知）

（通知）標記について，別紙甲号のとおり福岡法務局民事行政部長から照会があり，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴管内公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

発起人がゼロックス複写器により写出した用紙を用いて定款を作成し，これについて公証人の認証を求めた場合には，保存にたえ得るものと認めてこれに応じてさしつかえないと考えますが，いささか疑義がありますので何分のご教示を願います。

別紙乙号

電照のゼロックスを用いて作成された定款の認証の件については，写出が鮮明で消色のおそれがないと認められる場合には，応じてさしつかえない。

24　認証済みの定款の内容の一部を変更する旨を記載した書面で認証を要するものに対する印紙税の取扱いについて

（昭49.10.7民一5479号法務局長・地方法務局長あて民事局第一課長通知）

（通達）標記について，別紙のとおり国税庁長官から各国税局長及び沖縄国税事務所長あて通達されたので，この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙

認証済みの定款の内容の一部を変更する旨を記載した書面で認証を要するものに対する印紙税の取扱いについて

会社の設立に当り，商法第167条（定款の認証），有限会社法第5条（定款の作成）2項又は保険業法第42条（商法の規定の準用）の規定により公証人の認証を受けた定款の内容を発起人等において変更する場合には，当該変更の旨を記載した書面によって公証人の認証を受けなければならないこととされているが，当該書面は，それのみで定款としての機能を有するものではないので，たとえ「変更定款」等と称するものであっても，印紙税法別表第1第7号文書（定款）に該当しないこととして取扱われたい。

なお，上記定款変更の場合において，変更後の定款の規定の全文を記載した書面によって認証を受けるときは，当該書面のうち，公証人法第62条の3（定款の認証手続）第3項の規定により公証人が保存するものは，印紙税法別表第1第7号（現6号）文書（定款）として印紙税が課されるのであるから留意されたい。

25　公証人の定款認証について

（昭51.5.12札総165号札幌法務局民事行政部長照会）

（昭51.5.26民一3210号民事局第一課長回答）

（照会）当局滝川出張所においては，登記事務委任規則第42条の規定により，

旭川地方法務局深川出張所管内の雨竜郡雨竜町に属する地域内の登記事務を取り扱っております。

ところで，右雨竜郡雨竜町に本店を有する会社の定款の認証事務については，左記のとおり考えますが，いささか疑義がありますので，何分のご指示をお願いします。

記

定款の認証事務は，公証人法第62条ノ2の規定により，会社の本店所在地を管轄する法務局又は地方法務局の所属公証人が，これを取り扱うこととされているが，同条の「管轄」とは登記管轄の意味ではなく，法務省設置法第13条の2第3項及び別表3に定める一般的管轄をいうのであって，したがって雨竜郡雨竜町に本店を有する会社の定款の認証事務は旭川地方法務局所属公証人がなすべきで札幌法務局所属公証人は，これをなし得ない。

（回答）5月12日付け札総第165号をもって照会のあった標記の件については，貴見のとおりと考える。

【参考掲載】

26　中間法人法の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて

（平14.1.15民商85号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）中間法人法の施行に伴う法人登記事務の取扱い

（通達）中間法人法（平成13年法律第49号。以下「法」という。）の施行に伴う法人登記事務の取扱いについては，下記の点に留意するよう，貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお，本通達中，「商登法」とあるのは商業登記法（昭和38年法律第125号）を，「法登規」とあるのは法人登記規則（昭和39年法務省令第46号）を，「商登規」とあるのは商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）を，「登税法」とあるのは登録免許税法（昭和42年法律第35号）をいいます。

記

第1　中間法人制度の創設

1　中間法人の意義

中間法人とは，社員に共通する利益を図ることを目的とし，かつ，剰余金を社員に分配することを目的としない社団であって，法によって設立されたものをいう（法第２条第１号）。

中間法人は，社員に共通する利益，すなわち，社員ら自身の利益を図ることを目的とする点において不特定多数の者の利益を図ることを目的とする公益法人と異なり，剰余金，すなわち，対外的活動により得た利益を社員に分配することを目的としない点において営利法人と異なる。

また，中間法人は，社員に共通する利益を図ることを目的とする社団であるので，社員の存在を要素としない財団法人の形態を採ることはできない。

２　中間法人の種類

中間法人には，有限責任中間法人と無限責任中間法人の２種類がある。

(1)　有限責任中間法人

有限責任中間法人とは，法第２章第１節の規定により設立された中間法人をいい（法第２条第２号），社員が法人の債権者に対して責任を負わない一方，設立及び運営について，おおむね有限会社に準じた規定が設けられている。

(2)　無限責任中間法人

無限責任中間法人とは，法第３章第１節の規定により設立された中間法人をいい（法第２条第３号），社員が法人の債権者に対して責任を負う一方，簡易な設立及び運営が可能となるよう，おおむね合名会社に準じた規定が設けられている。

第２　有限責任中間法人の登記

１　有限責任中間法人の設立の登記

(2)　有限責任中間法人の設立の手続

ア　定款の作成

有限責任中間法人を設立するには，その社員になろうとする者が，共同して定款を作成し，各自これに署名しなければならないこととされた（法第10条第１項）。この定款には，公証人の認証を受けなければならない（同条第３項，商法（明治32年法律第48号）第167条）。

(ア)　定款の絶対的記載事項

定款には，次の事項を記載しなければならないこととされた（法第10条第２項）。

①　目的

中間法人は，収益事業又は公益事業をも目的として差し支えなく，定款に定める目的については，違法なものでない限り，特段の制限はない。

なお，定款に定める目的は，中間法人の権利能力の範囲を画するものである（法第９条第１項，民法第43条）ので，抽象的な目的だけでなく，権利能力の範囲を明確にし得る程度に，その行う事業内容を具体的に記載しなければならない（昭和28年10月15日付け民事甲第1897号当職通達「民法法人の登記事項の記載について」参照）。

②　名称

有限責任中間法人は，その名称中に「有限責任中間法人」という文字を用いなければならない（法第８条第１項）。

また，中間法人の名称については，他の中間法人（有限責任中間法人又は無限責任中間法人の別を問わない。）が登記した名称は，同市町村内において同一の事業のために登記することができないこととされている（法第９条第２項第１号，商法第19条，法第151条第２項，商登法第27条）。

このほか，中間法人の名称については，登記された名称の保護，名称の譲渡及び譲り受けた名称の続用の場合の責任等について，商号に関する規定が準用される（法第９条第２項）。ただし，中間法人については，商号の仮登記に相当する制度は設けられていない。

③　基金の総額

有限責任中間法人の成立の時における基金の総額は，300万円を下ることができない（法第12条）。

④　基金の拠出者の権利に関する規定

基金は，有限責任中間法人に拠出された金銭その他の財産であって，法及び当該有限責任中間法人と拠出者との間の合意に従い返還義務を負うものをいい（法第２条第４号），有限責任中間法人の財産的基礎となるものであるが，会社の資本とは異なり，基金の拠出者の地位は，法人の社員の地位から切り離されている。

「基金の拠出者の権利に関する規定」とは，基金の拠出者が有限責任中間法人に対して有する権利の内容についての定めを指す。基金の拠出者の権利の主要なものは，有限責任中間法人に対する基金返還請求権であるが，具体的な規定の内容としては，例えば，「基金は，基金拠出契約に定める期日までは返還しない。」，「基金は，法人が解散するときまで返還しない。」等が考えられる。

なお，基金の返還に係る債権には，利息を付してはならず（法第66条），また，法人に対する他の債権に劣後する（法第90条，第154条第１項）とされているので，これに反する事項を定款に記載することはできない。

⑤　基金の返還の手続

基金の返還は，定時社員総会における剰余金処分案を承認する旨の決議に基づき（法第65条第１項），かつ，次の事業年度に関する定時社員総会の日の前日までに限り（同条第３項），することができる。また，貸借対照表上の純資産額が，a）基金の総額，b）既に積み立てた損失てん補準備金の額，c）資産を時価評価した場合における評価益及びd）当該事業年度において損失てん補準備金として積み立てなければならない額の合計額を超える場合でなければ，基金を返還することができない（同条第２項，第64条第１項）。

定款に記載する基金の返還の手続としては，「定時社員総会において，返還すべき基金の総額について決議を経た後，理事が決定したところに従って返還する。」等が考えられる。

⑥　公告の方法

具体的な公告の方法については，法は，特段の規定を置いていないが，官報若しくは時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載又は事務所の掲示場における掲示等，社員その他の利害関係人に周知するのに適した方法を定めなければならない。

⑦　社員の氏名又は名称及び住所

有限責任中間法人の社員は，２人以上でなければならない（法第10条第１項，第81条第１項第４号）。

⑧　主たる事務所の所在地

⑨　社員たる資格の得喪に関する規定

社員資格の取得に関する規定の例としては，「○○学校の卒業生（又は，○○市内において○○業を営む者）は，当会の会員となる資格を有する。当会の会員となる資格を有する者は，当会が別に定めるところにより入会届を当会に提出することにより，当会の会員となる。」等が，社員資格の喪失に関する規定の例としては，「○○業を廃業したこと。」等が考えられる。

⑩　事業年度

(イ)　変態設立事項

現物拠出（金銭以外の財産を基金の目的として拠出することをいう。）等に関する次の事項は，定款に記載しなければ，その効力を生じないこととされた（法第11条第１項）。

①　現物拠出者の氏名又は名称，現物拠出財産及びその価格

現物拠出が効力を生ずるには，定款に記載するほか，所定の事項を記載した用紙に，現物拠出者が，現物拠出事項を承認する旨を記載してこれに署名し，理事に交付しなければな

らない（法第11条第２項）。

② 有限責任中間法人の成立後に譲り受けることを約した財産，その価格及び譲渡人の氏名又は名称

③ 有限責任中間法人の負担に帰すべき設立費用（定款の認証の手数料及び基金の払込みの取扱いについて銀行又は信託会社に支払うべき報酬を除く。）

(ウ) その他の記載事項

その他定款に記載することができる事項で主なものは，次のとおりである。

① 設立当初の理事及び監事（法第13条第１項）

② 社員の経費負担義務（法第23条）

③ 社員の任意退社の制限及び退社事由の定め（法第24条第１項ただし書，第２項，第25条第１号）

④ 社員総会の決議事項，議決権に関する定め並びに定足数及び議決要件（法第28条，第33条，第34条第１項）

⑤ 社員による総会招集請求手続（法第30条第２項）

⑥ 社員総会の招集通知期間の短縮（法第31条）

⑦ 理事及び監事の任期の定め（法第41条第２項，第53条第３項）

⑧ 理事及び監事の報酬（法第43条第２項，第54条第２項，第３項）

⑨ 理事が数人ある場合の業務執行方法（法第44条第２項）

⑩ 代表理事の定め又は代表理事の互選の定め（法第45条第２項ただし書）

⑪ 共同代表の定め（法第45条第３項前段）

⑫ 解散事由（法第81条第１項第１号）

⑬ 残余財産の帰属（法第86条第１項）

⑭ 清算人及び代表清算人並びに清算人の共同代表に関する定め（法第87条第１項第２号，第91条第２項，第45条第２項ただし書，同条第３項前段）

イ　理事及び監事の選任

設立当初の理事及び監事は，定款で定めることができるが，定款に定めがないときは，有限責任中間法人の成立前に，社員総会において理事又は監事を選任しなければならない（法第13条第１項）。

ウ　基金の募集等

(ア) 基金の募集，申込み及び割当て

理事は，基金の総額（現物拠出者があるときは，定款に記載された現物拠出財産の価格を控除した額）を募集しなければならない（法第14条第１項）。募集に応じて基金の拠出の申込みをしようとする者は，理事が作成する申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載し，署名の上，理事に交付しなければならない（同条第２項，第４項）。

理事は，基金の申込みをした者について，拠出すべき基金の額を割り当てる（法第15条）。

(イ) 基金の払込み

基金の総額について拠出者が確定したときは，理事は，遅滞なく，拠出すべき基金の額を割り当てられた者に対し，割当額の払込みをさせなければならない（法第16条第１項）。

エ　現物拠出等の調査

定款に法第11条第１項各号に掲げる事項の記載があるときは，検査役の調査を受けるため，理事は，選任後遅滞なく検査役の選任を裁判所に請求しなければならない（法第17条第１項）。

検査役の調査を受けることを要しない場合が法第17条第６項各号に掲げられているが，その具体的な場合及び取扱いは，株式会社の場合における商法第173条第２項及び第３項の場合と同様である。

オ　設立手続の調査

理事及び監事は，基金の拠出及び払込み並びに現物拠出に関する事項について調査を行い，調査の結果，法令若しくは定款に違

反し，又は不当な事項があると認めるときは，社員に対し，その旨を通知しなければならない（法第18条）。

(2)　有限責任中間法人の設立の登記の手続

有限責任中間法人は，主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより成立する（法第６条）。設立の登記の手続は，次のとおりである。

ア　登記期間

主たる事務所の所在地においては検査役の調査に係る手続又は理事及び監事の調査に係る手続が終了した日から２週間以内に，従たる事務所の所在地においては主たる事務所の所在地における登記をした日から２週間以内に，設立の登記をしなければならない（法第19条第１項，第３項）。

イ　登記すべき事項

登記すべき事項は，次のとおりである（法第19条第２項，第７条第１項，第２項）。

(ア)　目的

(イ)　名称

(ウ)　主たる事務所及び従たる事務所

(エ)　定款において定めた解散事由

(オ)　基金の総額

設立後基金の返還がされる場合には，返還される基金に相当する金額が代替基金として積み立てられる（法第67条）が，登記すべき基金の総額には，代替基金を含む。

(カ)　基金の拠出者の権利に関する規定

(キ)　基金の返還の手続

(ク)　公告の方法

(ケ)　理事及び監事の氏名及び住所

(コ)　理事であって有限責任中間法人を代表しない者があるときは，当該有限責任中間法人を代表すべき理事の氏名

この場合においては，代表者の資格は，「代表理事」と登記

する。

(サ)　数人の理事が共同して有限責任中間法人を代表すべきことを定めたときは，当該定め

ウ　申請人

有限責任中間法人の設立の登記は，当該有限責任中間法人を代表すべき者の申請によってする（法第151条第２項，商登法第55条第１項）。

なお，申請人として登記の申請書に押印すべき者は，あらかじめ，その印鑑を登記所に提出しなければならない（法第151条第２項，商登法第20条）。印鑑の提出に関しては，届出書に押印した印鑑につき市区町村長の作成した証明書で作成後３月以内のものを添付すべきこと等，会社の登記の場合と同様である（法登規第９条，商登規第９条）。委任による代理人によって登記の申請をする場合も，委任者が委任状に押印すべき印鑑について，前記と同様である。

エ　申請書

登記の申請は書面でしなければならないこと等は，商業登記の場合と同様である（法第151条第２項，商登法第17条）。

申請書に記載すべき登記すべき事項は，登記用紙と同一の用紙に記載しなければならない（法登規第９条，商登規第68条第１項）。

オ　添付書面

有限責任中間法人の主たる事務所所在地においてする設立の登記の申請書に添付すべき書類は，次のとおりである（法第151条第３項，商登法第80条（第３号，第６号，第７号及び第９号を除く。），第94条）。

(ア)　定款

(イ)　基金の拠出の申込み及び引受けを証する書面

(ウ)　理事及び監事又は検査役の調査報告並びに法第17条第６項第３号の弁護士又は弁護士法人の証明を記載した書面並びにその附属書類並びに有価証券の取引所の相場を証する書面

(エ)　検査役の報告に関する裁判があったときは，その謄本

(オ)　理事及び監事が就任を承諾したことを証する書面

定款，社員総会議事録又は理事の決定を証する書面がこの書面を兼ねる場合があることについては，有限会社の登記の場合と同様である。

なお，法登規第９条は商登規第82条第２項を準用していないことから，理事が就任を承諾したことを証する書面に市区町村長の作成した証明書を添付する必要はない。

(カ)　払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

(キ)　社員総会議事録

次の場合に添付しなければならない。

①　定款で理事及び監事を定めなかったため，社員総会で理事及び監事を選任したとき。

②　社員総会の決議によって代表理事を定めたとき。

③　社員総会の決議によって共同代表の定めを置いたとき。

(ク)　ある理事の一致を証する書面

次の場合に添付しなければならない。

①　定款で主たる事務所の最小行政区画までを定めていたため，具体的な所在地を理事の一致により定めたとき。

②　従たる事務所を設置した場合（法第44条第３項）

③　定款の規定に基づき理事の互選によって代表理事を定めた場合（法第45条第２項ただし書）

カ　登録免許税額

有限責任中間法人の設立の登記の登録免許税額は，主たる事務所の所在地においては基金の総額の1000分の７（これによって計算した税額が６万円に満たないときは，申請１件につき６万円），従たる事務所の所在地においては申請１件につき９,000円である（登税法別表第一第19号（一）ハ，（二）イ）。

キ　登記の記載

有限責任中間法人の設立の登記の記載は，別紙記載例１〈略〉による。

２　目的，名称，解散事由，基金の拠出者の権利に関する規定，基金の返還の手続又は公告の方法の変更の登記

(1)　目的，名称，解散事由，基金の拠出者の権利に関する規定，基金の返還の手続又は公告の方法の変更の手続

目的，名称，基金の拠出者の権利に関する規定，基金の返還の手続及び公告の方法は，定款の記載事項である（法第10条第２項第１号，第７条第１項第１号，第２号，同条第２項第２号，第３号，第４号）ので，これらを変更するには，定款の変更をしなければならない。解散事由を定款に定めた場合において（法第81条第１項第１号），これを変更するときも，同様である。

定款を変更するには，総社員の半数以上であって，総社員の議決権の４分の３以上の議決権を有する者の賛成による社員総会の決議（以下「社員総会の特別決議」という。）によらなければならない（法第72条，第26条第２項）。

(2)　目的，名称，解散事由，基金の拠出者の権利に関する規定，基金の返還の手続又は公告の方法の変更の登記の手続

ア　登記期間

変更の登記は，変更を生じたときから，主たる事務所の所在地においては２週間以内に，従たる事務所の所在地においては３週間以内にしなければならない（法第７条第４項）。

イ　申請書

目的の変更の登記の申請書に記載すべき変更後の目的は，目的欄の用紙と同一の用紙に記載しなければならない（法登規第９条，商登規第80条第１項）。

ウ　添付書面

登記の申請書には，定款の変更を決議した社員総会議事録を添付しなければならない（法第151条第３項，商登法第94条）。

エ　登録免許税額

目的，名称，解散事由，基金の拠出者の権利に関する規定，基金の返還の手続又は公告の方法の変更の登記の登録免許税額は，申請1件につき，主たる事務所の所在地においては3万円，従たる事務所の所在地においては9,000円である（登税法別表第一第19号（一）ツ，（二）イ）。

3　主たる事務所移転の登記

(1)　主たる事務所移転の手続

主たる事務所の移転は，定款の変更を要する場合には社員総会の特別決議により，定款の変更を要しない場合には理事の決定（理事が数人あるときは，定款に別段の定めがある場合を除き，理事の過半数の意見により決定する（法第44条第2項）。以下同じ。）による。

なお，いずれの場合においても，定款で主たる事務所の最小行政区画までを定めたときは，具体的な所在地は，理事の決定による。

(2)　主たる事務所移転の登記の手続

ア　登記期間等

有限責任中間法人がその主たる事務所を同一登記所の管轄区域内に移転したときは，その移転の日から，主たる事務所の所在地においては2週間以内に移転の登記を（法第7条第6項，商法第66条第2項），従たる事務所の所在地においては3週間以内に主たる事務所移転による変更の登記を（法第7条第4項）しなければならない。

有限責任中間法人がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合において，主たる事務所の新所在地の管轄登記所の管轄区域内に既存の従たる事務所がないときは，その移転の日から2週間以内に，旧所在地においては移転の登記を，新所在地においては法第7条第1項及び第2項に掲げる事項を登記しなければならない（法第7条第6項，商法第66条第1項）。主たる事務所の新所在地を管轄する登記所の管轄区域内に既存の従たる事務所があるときは，主たる事務所の新所在地においては，移転の登記をすれば足りる。

有限責任中間法人がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記の申請及び印鑑の提出は，旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならず，かつ，この登記の申請は，旧所在地における登記の申請と同時にしなければならない（法第151条第2項，商登法第57条第1項，第2項）。

また，従たる事務所の所在地においては，移転の日から3週間以内に，主たる事務所移転による変更の登記をしなければならない（法第7条第4項）。

イ　添付書面

登記の申請書に添付すべき書類は，次のとおりである（法第151条第3項，商登法第94条）。

(ア)　定款の変更を要するときは，定款の変更を決議した社員総会議事録

(イ)　理事の決定を証する書面

ウ　登録免許税額

主たる事務所の移転の登記の登録免許税額は，主たる事務所の所在地においては3万円，従たる事務所の所在地においては申請1件につき9,000円である（登税法別表第一第19号（一）ヲ，（二）イ）。

4　従たる事務所の設置，移転及び廃止の登記

(1)　従たる事務所設置の手続

有限責任中間法人が成立後に従たる事務所を設置するには，理事の決定をもって，その設置の場所，時期等を定める（法第44条第3項）。

(2)　従たる事務所設置の登記の手続

ア　登記期間等

有限責任中間法人が成立後に従たる事務所を設置したときは，その設置の日から，主たる事務所の所在地においては2週間以内に，他の従たる事務所の所在地においては3週間以内に，従たる

事務所設置による変更の登記をし，当該従たる事務所の所在地においては3週間以内に，法第7条第1項及び第2項に掲げる事項，法人成立の年月日並びに従たる事務所を設置した旨及びその年月日を登記しなければならない（法第7条第6項，商法第65条第1項，法第151条第2項，商登法第56条第3項）。ただし，従来の主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けた場合には，当該従たる事務所設置による変更の登記をすれば足りる（法第7条第6項，商法第65条第2項）。

イ　添付書面

登記の申請書に添付すべき書類は，理事の決定を証する書面である（法第151条第3項，商登法第94条）。

ウ　登録免許税額

従たる事務所の設置の登記の登録免許税額は，主たる事務所の所在地においては設置する従たる事務所の数1か所につき6万円，従たる事務所の所在地においては申請1件につき9,000円である（登税法別表第一第19号（一）ル，（二）イ）。

(3)　従たる事務所移転の手続

従たる事務所の移転についても，その設置の場合と同様，理事の決定をもって，その移転する場所，時期等を定める。

(4)　従たる事務所移転の登記の手続

ア　登記期間等

有限責任中間法人が従たる事務所を移転したときは，その移転の日から，主たる事務所の所在地においては2週間以内に，他の従たる事務所の所在地においては3週間以内に，従たる事務所移転による変更の登記をしなければならない。当該従たる事務所については，旧所在地においては3週間以内に従たる事務所移転による変更登記をし，新所在地においては4週間以内に，法第7条第1項及び第2項に掲げる事項及び法人成立の年月日並びに従たる事務所を移転した旨及びその年月日を登記しなければならない

（法第7条第6項，商法第66条第1項，法第151条第2項，商登法第56条第3項）。ただし，主たる事務所若しくは従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に従たる事務所を移転した場合又は同一の登記所の管轄区域内において従たる事務所を移転した場合には，移転による変更の登記をすれば足りる（法第7条第6項，商法第66条第2項）。

イ　添付書面

登記の申請書に添付すべき書類は，(2)イと同様である。

ウ　登録免許税額

従たる事務所の移転の登記の登録免許税額は，主たる事務所の所在地においては移転する従たる事務所の数1か所につき3万円，従たる事務所の所在地においては申請1件につき9,000円である（登税法別表第一第19号（一）ヲ，（二）イ）。

(5)　従たる事務所廃止の手続

従たる事務所の廃止は，理事の決定をもってする。

(6)　従たる事務所廃止の登記の手続

ア　登記期間等

有限責任中間法人が従たる事務所を廃止したときは，その廃止の日から，主たる事務所の所在地においては2週間以内に，従たる事務所の所在地においては3週間以内に，従たる事務所廃止による変更の登記をしなければならない（法第7条第4項）。

イ　添付書面

登記の申請書に添付すべき書類は，(2)イと同様である。

ウ　登録免許税額

従たる事務所廃止による変更の登記の登録免許税額は，申請1件につき，主たる事務所の所在地においては3万円，従たる事務所の所在地においては9,000円である（登税法別表第一第19号（一）ツ，（二）イ）。

5　理事，監事及び代表理事に関する事項の変更の登記

(1)　理事，監事及び代表理事に関する事項の変更

ア　理事

理事は，社員総会で選任され（法第40条），その任期は２年（最初の理事は１年）である（法第41条第１項）。理事の任期は，定款により，これを短縮し，又は法定の任期中に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会が終結するまで伸長することができる（同条第２項）。

理事は，社員総会の決議によって解任することができる（法第42条第１項本文）。

イ　監事

監事は，社員総会で選任され（法第52条第１項），その任期は，就任後３年（商法及び株式会社の監査に関する商法の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第150号）の施行後は，４年（同法第27条）。ただし，同法の施行の際現に存する中間法人の監事で同法施行後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結前に在任するものについては，なお従前の例による（同法第28条第２項）。）以内に終了する事業年度のうち最終のもの（最初の監事については，就任後最初に終了する事業年度）に関する定時社員総会の終結の時までである（法第53条第１項，第２項）。任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は，定款により，当該退任した監事の任期の満了すべき時までとすることができる（同条第３項）。

監事は，社員総会の決議によって解任することができる（法第58条第１項，第42条第１項本文）。

なお，理事又は有限責任中間法人の使用人は，監事となることができない（法第52条第２項）。

ウ　代表理事

理事が数人あるときは，定款，定款の定めに基づく理事の互選又は社員総会の決議によって，理事の中から代表理事を定めることができる（法第45条第２項ただし書）。

代表理事に係る変更の手続については，代表理事が理事としての任期の満了に伴って資格を喪失し，退任することがあるほか，有限会社における代表取締役の場合と同様である。

エ　共同代表の定め

定款又は社員総会の決議により，数人の理事が共同して有限責任中間法人を代表すべきことを定めることができる（法第45条第３項前段）。

(2)　理事，監事及び代表理事に関する事項の変更の登記の手続

ア　登記期間

理事，監事又は代表理事に関する事項の変更があったときは，その変更の日から，主たる事務所の所在地においては２週間以内に，従たる事務所の所在地においては３週間以内に，変更の登記をしなければならない（法第７条第４項）。

イ　添付書面

登記の申請書に添付すべき書類は，次のとおりである（法第151条第３項，商登法第81条，第94条，法登規第９条，商登規第82条第１項，第３項）。

なお，理事又は監事の氏，名又は住所の変更の登記の申請書については，住居表示の実施による住所変更等の場合には，登録免許税の免除を受けるための免税証明書を添付するときを除き，変更を証する書面の添付を要しない。

(ｱ)　社員総会の決議を要する場合には，社員総会議事録

(ｲ)　理事の決定を要する場合には，理事の決定を証する書面

なお，互選による代表理事の就任による変更の登記の申請書に理事の決定を証する書面を添付する場合においては，当該書面の印鑑と変更前の代表理事が登記所に提出している印鑑とが同一であるときを除き，当該書面の印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付しなければならない（法登規第９条，商登規第82条第３項）。

(ｳ)　就任による変更の登記の場合には，就任を承諾したことを証

する書面

社員総会議事録又は理事の決定を証する書面がこの書面を兼ねる場合があることについては，有限会社の登記の場合と同様である

なお，法登規第9条は商登規第82条第2項を準用していないことから，理事が就任を承諾したことを証する書面に市区町村長の作成した証明書を添付する必要はない。

(エ)　退任による変更の登記の場合には，退任を証する書面

(オ)　定款の定めがなければ登記すべき事項につき無効又は取消しの原因が存することとなる場合には，定款

ウ　登録免許税額

理事，監事又は代表理事に関する事項の変更の登記の登録免許税額は，申請1件につき，主たる事務所の所任地においては3万円，従たる事務所の所在地においては9,000円（ただし，基金（代替基金を含む。）の総額が1億円以下の有限責任中間法人については，それぞれ1万円，6,000円）である（登税法別表第一第19号（一）ワ，（二）イ）。

6　基金増加による変更の登記

(1)　基金増加の手続

ア　基金増加の定款変更決議

基金（代替基金を含む。）の総額は，定款の絶対的記載事項である（法第10条第2項第1号，第7条第2項第1号）ので，これを増加するには，基金増加の定款変更決議を経なければならない（法第73条第2項）。

基金の増加をする場合において，現物拠出者があるときは，基金増加の定款変更決議のほか，社員総会の特別決議により，現物拠出の決議をしなければならない（同条第3項）。この場合において，現物拠出者が現物拠出を承認する旨の書面を作成して理事に交付しなければ，その効力を生じないこと及び検査役による現物拠出の調査等については，設立の場合と同様である（同条第4項，第75条）。

イ　基金の募集等

基金増加の定款変更決議があったときは，理事は，増加すべき基金の額を募集しなければならない。この場合における基金の申込み，割当て及び払込み等の手続については，設立の場合と同様である（法第74条）。

基金増加及び基金増加の定款変更決議による定款の変更は，主たる事務所の所在地において基金増加による変更の登記をすることによって，効力を生ずる（法第77条）。

(2)　基金増加による変更の登記の手続

ア　登記期間等

払込み及び現物拠出財産の給付が完了した日（検査役の調査を経るべき場合にあっては，当該手続も終了した日）から，主たる事務所の所在地においては2週間以内に，従たる事務所の所在地においては3週間以内に，基金増加による変更の登記をしなければならない（法第76条）。

イ　添付書面

申請書に添付すべき書類は，次のとおりである（法第151条第3項，第82条，第94条）。

(ア)　基金増加の定款変更決議に関する社員総会議事録

(イ)　基金の拠出の申込み及び引受けを証する書面

(ウ)　検査役の調査報告及び法第75条第2項において準用する法第17条第6項第3号の弁護士又は弁護士法人の証明を記載した書面並びにその附属書類並びに有価証券の取引所の相場を証する書面

(エ)　検査役の報告に関する裁判があったときは，その謄本

(オ)　払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

ウ　登録免許税額

基金増加による変更の登記の登録免許税額は，主たる事務所の所

在地においては増加した基金の総額の1000分の7（これによって計算した税額が3万円に満たないときは，申請1件につき3万円），従たる事務所の所在地においては申請1件につき9,000円である（登税法別表第一第19号（一）二，（二）イ）。

7　解散の登記及び清算人の登記

(1)　解散事由

有限責任中間法人は，次の事由によって解散する（法第81条第1項）。

ア　定款に定めた事由の発生

イ　社員総会の特別決議

ウ　合併（当該中間法人が当該合併により消滅する中間法人である場合に限る。）

エ　社員が1人となったこと。

オ　破産

カ　解散を命ずる裁判

(ア)　解散命令

設立が不法の目的をもってされたとき等商法第58条第1項各号に掲げる場合において，公益を維持するため有限責任中間法人の存立が許されないものと認められるときは，裁判所は，法務大臣又は社員，債権者その他の利害関係人の請求により，有限責任中間法人の解散を命ずることができる（法第9条第5項，商法第58条）。

(イ)　解散判決

法第83条第2項各号に掲げる事情があり，かつ，やむを得ない事由があるときに限り，裁判所は，総社員の議決権の10分の1以上を有する社員の訴えに基づき，判決をもって有限責任中間法人を解散することができる（法第83条）。

(2)　解散の登記の手続

ア　登記期間等

有限責任中間法人が解散したときは，合併又は破産の場合を除

き，主たる事務所の所在地においては2週間以内，従たる事務所の所在地においては3週間以内に，解散の登記をしなければならない（法第84条，商法第96条）。

なお，破産又は解散を命ずる裁判により解散した場合には，裁判所から，裁判書の謄本を添付して登記の嘱託がされる（破産法（大正11年法律第71号）第120条，法第152条，非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第135条，第140条）。

イ　登記すべき事項

解散の登記において登記すべき事項は，解散の旨，その事由及び年月日である（法第151条第2項，商登法第61条第1項）。

ウ　添付書類

申請書に添付すべき書類は，次のとおりである（法第151条第2項，第3項，商登法第61条第2項，第3項本文，第94条）。

(ア)　社員総会の特別決議によって解散したときは，社員総会議事録

(イ)　定款に定めた事由の発生によって解散したときは，その事由の発生を証する書面

(ウ)　有限責任中間法人を代表すべき清算人が申請するときは，その資格を証する書面

エ　登録免許税額

解散の登記の登録免許税額は，申請1件につき，主たる事務所の所在地においては3万円，従たる事務所の所在地においては9,000円である（登税法別表第一第19号（一）レ，（二）イ）。

(3)　清算人の就任等

有限責任中間法人が解散したときは，合併又は破産の場合を除き，清算人を置かなければならない。清算人となるべき者は，次のとおりである（法第87条，商法第122条）。

ア　定款に定めた事由の発生又は社員総会の特別決議により解散した場合には，理事（定款又は解散に係る社員総会の特別決議において別段の定めがある時を除く。），定款に定める者又は社員総会

において選任された者

イ　アにより清算人となる者がないときは，利害関係人の請求により裁判所が選任した者

ウ　社員が１人となったこと又は解散を命ずる裁判によって解散したときは，裁判所が，利害関係人若しくは法務大臣の請求により，又は職権をもって選任した者

清算人は，有限責任中間法人を代表し，清算人が数人あるときは定款，定款の規定に基づく清算人の互選若しくは社員総会の決議により代表清算人を定め，又は定款若しくは社員総会の決議により共同代表の定めを置くことができること等，理事の法人代表に関する規定が準用される（法第91条第２項，第45条）。

なお，清算人は，裁判所によって選任された者を除き，いつでも社員総会の決議等によって解任することができる（法第88条第１項）。

(4)　清算人の就任等による変要の登記の手続

ア　登記期間等

理事が清算人に就任したとき若しくは清算人の選任があったとき又は登記した清算人に関する事項に変更を生じたときは，主たる事務所の所在地においては２週間以内に，従たる事務所の所在地においては３週間以内に，清算人の登記又は清算人の変更の登記をしなければならない（法第91条第１項，商法第123条第１項，第２項，法第７条第４項）。

イ　登記すべき事項

清算人の登記において登記すべき事項は，清算人の氏名及び住所，清算人のうち有限責任中間法人を代表しない者があるときは有限責任中間法人を代表すべき者（その資格は，「代表清算人」と登記する。）の氏名並びに共同代表の定めがあるときはその規定である（法第91条第１項，商法第123条第１項，第２項）。

ウ　添付書面

申請書に添付すべき書類は，次のとおりである（法第151条第

２項，商登法第62条）。

(ｱ)　理事が清算人に就任した場合には，定款

(ｲ)　社員総会において選任した場合には，社員総会議事録及び清算人が就任を承諾したことを証する書面

(ｳ)　定款の規定に基づき清算人の互選をもって代表清算人を定めた場合には，定款，代表清算人選任に関する清算人の過半数の一致があったことを証する書面及び代表清算人が就任を承諾したことを証する書面

(ｴ)　社員総会の決議により代表清算人又は共同代表の旨を定めた場合には，社員総会議事録

(ｵ)　裁判所が選任した場合には，その選任を証する書面及び代表清算人又は共同代表の定めを証する書面

(ｶ)　清算人の退任による変更の場合には，退任を証する書面（法第151条第２項，商登法第63条第１項）

(ｷ)　裁判所が選任した代表清算人又は共同代表の定めの変更の場合には，変更の事由を証する書面（法第151条第２項，商登法第63条第２項）

エ　登録免許税額

登録免許税額は，主たる事務所の所在地又は従たる事務所の所在地のいずれにおいても，初めてする清算人の登記については申請１件につき９,000円，登記した事項の変更等の登記については申請１件につき６,000円である（登税法別表第一第19号（四）イ，ニ）。

8　継続の登記

(1)　継続の手続

定款で定めた事由の発生又は社員総会の特別決議により解散した場合には社員総会の特別決議により，社員が１人となったことにより解散した場合には新たに社員を加入させて，有限責任中間法人を継続することができる（法第82条）。

清算中又は破産宣告後の有限責任中間法人について民事再生法に

よる再生手続が開始された場合において，再生計画案が可決されたときは，定款の変更に関する規定（法第72条）に従って社員総会の特別決議を経ることにより，有限責任中間法人を継続することができる（民事再生法（平成11年法律第225号）第173条第１項）。

(2)　継続の登記の手続

ア　登記期間

有限責任中間法人を継続したときは，主たる事務所の所在地においては２週間以内に，従たる事務所の所在地においては３週間以内に，継続の登記をしなければならない（法第84条，商法第97条）。

イ　添付書面

社員総会の特別決議による継続の登記の申請書には，当該特別決議に関する社員総会議事録を添付しなければならない（法第151条第３項，商登法第94条）。

新たに社員を加入させて継続した場合の継続の登記の申請書には，社員の加入を証する書面の添付を要しない。

ウ　登録免許税額

継続の登記の登録免許税額は，申請１件につき，主たる事務所の所在地においては３万円，従たる事務所の所在地においては9,000円である（登税法別表第一第19号（一）ソ，（二）イ）。

9　清算結了の登記

(1)　清算結了の手続

清算事務が終了したときは，清算人は，決算報告書を作成し，これを社員総会に提出してその承認を求めることを要し（法第91条第１項，商法第427条），社員総会は，その報告書を調査するため，特に検査役を選任することができる（法第92条第１号，第38条第１項前段，商法第238条）。

(2)　清算結了の登記の手続

ア　登記期間等

有限責任中間法人の清算が結了したときは，社員総会における

決算報告の承認後，主たる事務所の所在地においては２週間以内に，従たる事務所の所在地においては３週間以内に，清算結了の登記をしなければならない（法第91条第１項，商法第134条）。

イ　添付書面

申請書には，清算人がその計算につき社員総会の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない（法第151条第２項，商登法第64集第２項）。

ウ　登録免許税額

清算結了の登記の登録免許税額は，主たる事務所の所在地又は従たる事務所の所在地のいずれにおいても，申請１件につき，2,000円である（登税法別表第一第19号（四）ハ）。

10　その他の登記等

理事，監事又は清算人の職務執行停止及び職務代行者に関する登記（法第７条第５項），設立無効の判決若しくは設立取消しの判決に関する登記（法第22条，商法第137条，法第152条，非訟事件手続法第135条ノ６，第140条），社員総会決議の取消し若しくは無効又は不存在の確認の判決に関する登記（法第38条第２項，第３項，商法第250条），理事，監事又は清算人の職務を一時行う者に関する登記（法第50条第２項，第58条第１項，第91条第２項，商法第258条第２項，法第152条，非訟事件手続法第139条第４号），基金増加無効の判決に関する登記（法第79条第３項，商法第137条），破産，民事再生若しくは外国倒産処理手続の承認援助に関する登記，債権譲渡登記に関する登記並びに登記の更正及び登記の抹消については，会社の場合と同様である。

第３　無限責任中間法人の登記

1　無限責任中間法人の設立の登記

(1)　無限責任中間法人の設立の手続

ア　定款の作成

無限責任中間法人を設立するには，その社員になろうとする者が，共同して定款を作成し，各自これに署名しなければならないことは，有限責任中間法人の場合と同様である（法第93条第１項）。

ただし，この定款には，有限責任中間法人の場合と異なり，公証人の認証を受けることを要しない。

(ｱ)　定款の絶対的記載事項

定款には，次の事項を記載しなければならない（法第93条第２項）。

①　目的

目的についての留意事項は，有限責任中間法人の場合と同様である。

②　名称

名称についても，有限責任中間法人の場合と同様である。

③　社員の氏名又は名称及び住所

無限責任中間法人の社員は，有限責任中間法人と同様，２人以上でなければならない（法第93条第１項，第108条第４号）。

④　主たる事務所及び従たる事務所の所在地

有限責任中間法人と異なり，従たる事務所の所在地も，定款の絶対的記載事項である。

(ｲ)　その他の記載事項

その他定款に記載することができる事項で主なものは，次のとおりである。

①　社員の任意退社の制限及び退社事由の定め（法第98条第１項，第99条第１号，第25条１号）

②　社員の経費負担義務（法第101条，第23条）

③　業務の執行方法及び業務を行うべき社員（以下「業務執行社員」という。）の定め（法第102条第２項，第３項，第４項）

④　代表社員の定め（法第103条第２項ただし書）

⑤　共同代表の定め（法第103条第３項，第45条第３項前段）

⑥　事業の全部譲渡又は定款変更に関する同意の要件（法第104条第２項，第107条第２項）

⑦　解散事由（法第108条第１号）

⑧　残余財産の帰属（法第113条第１項）

⑨　清算人に関する定め（法第114条第１項第１号，第２号）

イ　その他

無限責任中間法人は，合名会社と同様，定款を作成した上，主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより，成立する。

(2)　無限責任中間法人の設立の登記の手続

無限責任中間法人の設立登記の手続は，次のとおりである。

ア　登記期間

主たる事務所の所在地における登記期間について特に定めがないことについては，合名会社の場合と同様である。従たる事務所の所在地においては，主たる事務所の所在地における登記をした日から２週間以内に，設立の登記をしなければならない（法第94条第３項）。

イ　登記すべき事項

登記すべき事項は，次のとおりである（法第94条第２項，第７条第１項，第３項）。

(ｱ)　目的

(ｲ)　名称

(ｳ)　主たる事務所及び従たる事務所

(ｴ)　定款において定めた解散事由

(ｵ)　社員の氏名及び住所

(ｶ)　社員であって無限責任中間法人を代表しない者があるときは，当該無限責任中間法人を代表すべき社員の氏名

定款又は総社員の同意により無限責任中間法人を代表すべき社員を定めたとき（法第103条第２項ただし書）は，当該社員の氏名を登記する。定款で業務執行社員を定めたが，特に無限責任中間法人を代表すべき社員が定められなかったときは，当該業務執行社員について，同様である（法第103条第１項，第２項本文，第102条第３項）。

この場合においては，代表者の資格は，「代表社員」と登記する。

(ｷ)　数人の社員が共同して無限責任中間法人を代表すべきことを定めたときは，当該定め

ウ　申請人及び申請書

無限責任中間法人の設立の登記の申請人及び申請書に関しては，有限責任中間法人の場合と同様である。

エ　添付書面

無限責任中間法人の主たる事務所所在地においてする設立の登記の申請書に添付すべき書類は，次のとおりである（法第151条第４項，商登法第54条，第55条第２項）。

(ｱ)　定款

(ｲ)　総社員の同意を証する書面

次の場合に添付しなければならない。

①　総社員の同意により代表社員を定めたとき（法第103条第２項ただし書）。

②　総社員の同意により共同代表の定めを置いたとき（法第103条第３項，第45条第３項前段）。

(ｲ)　ある社員の一致を証する書面

定款で主たる事務所又は従たる事務所の最小行政区画までを定めていたため，具体的な所在地を社員の過半数の一致（定款で業務執行社員を定めたときは，業務執行社員の過半数の一致）により定めた場合に添付する。

オ　登録免許税額

無限責任中間法人の設立の登記の登録免許税額は，申請１件につき，主たる事務所所在地においては６万円，従たる事務所の所在地においては９,000円である（登税法別表第一第19号（一）イ，（二）イ）。

カ　登記の記載

無限責任中間法人の設立の登記の記載は，別紙記載例２〈略〉

による。

２　目的，名称又は解散事由の変更の登記

(1)　目的，名称又は解散事由の変更の手続

目的，名称及び解散事由は，定款の記載事項である（法第93条第２項第１号，第７条第１項第１号，第２号，第108条第１号）ので，これらを変更するには，定款の変更をしなければならない。

定款の変更には，総社員の同意を要する（法第107条第１項）。ただし，定款の定めにより，２分の１を上回る一定割合以上の社員の同意により定款の変更をすることができる旨を定めることができる（法第107条第２項，第104条第２項）。

(2)　目的，名杯又は解散事由の変更の登記の手続

ア　登記期間

変更の登記は，変更を生じたときから，主たる事務所の所在地においては２週間以内に，従たる事務所の所在地においては３週間以内にしなければならない（法第７条第４項）。

イ　申請書

目的の変更の登記の申請書に記載すべき変更後の目的は目的欄の用紙と同一の用紙に記載しなければならないことは，有限責任中間法人の場合と同様である（法登規第９条，商登規第80条第１項）。

ウ　添付書面

登記の申請書に添付すべき書類は，次のとおりである（法第151条第４項，商登法第54条，法登規第９条，商登規第82条第１項）。

(ｱ)　定款の変更についての総社員（定款で異なる割合を定めたときは，当該割合の社員。定款の変更の場合について，以下同じ。）の同意を証する書面

(ｲ)　定款の変更につき同意を要する社員の割合について法と異なる定めをしたときは，定款

エ　登録免許税額

目的，名称又は解散事由の変更の登記の登録免許税額は，申請1件につき，主たる事務所の所在地においては3万円，従たる事務所の所在地においては9,000円である（登税法別表第一第19号(一)ツ，(二)イ）。

3　主たる事務所移転の登記

(1)　主たる事務所移転の手続

主たる事務所の移転は，定款の変更を要する場合には総社員の同意により，定款の変更を要しない場合には社員又は業務執行社員の過半数の一致により決定する。

なお，いずれの場合においても，定款で主たる事務所の最小行政区画までを定めたときは，具体的な所在地は，社員又は業務執行社員の過半数の一致による。

(2)　主たる事務所移転の登記の手続

ア　登記期間等

有限責任中間法人の場合と同様である。

イ　添付書面

登記の申請書に添付すべき書類は，次のとおりである（法第151条第4項，商登法第54条，法登規第9条，商登規第82条第1項）。

(ア)　定款の変更を要するときは，定款の変更についての総社員の同意を証する書面

(イ)　ある社員の一致を証する書面

定款に主たる事務所の最小行政区画までが定められている場合における具体的な所在地についての社員又は業務執行社員の過半数の一致を証する書面である。

(ウ)　定款の変更につき同意を要する社員の割合について法と異なる定め又は業務執行社員の定めがあるときは，定款

ウ　登録免許税額

有限責任中間法人の場合と同様である。

4　従たる事務所の設置，移転及び廃止の登記

(1)　従たる事務所設置の手続

無限責任中間法人においては，従たる事務所も定款記載事項であるので，無限責任中間法人の成立後に従たる事務所を設置するには，定款の変更をしなければならない。

なお，定款で従たる事務所の最小行政区画までを定めたときは，具体的な所在地は，社員又は業務執行社員の過半数の一致による。

(2)　従たる事務所設置の登記の手続

ア　登記期間等

有限責任中間法人の場合と同様である。

イ　添付書面

登記の申請書に添付すべき書類は，次のとおりである（法第151条第4項，商登法第54条，法登規第9条，商登規第82条第1項）。

(ア)　定款の変更についての総社員の同意を証する書面

(イ)　ある社員の一致を証する書面

定款に主たる事務所の最小行政区画までが定められている場合における具体的な所在地についての社員又は業務執行社員の過半数の一致を証する書面である。

(ウ)　定款の変更につき同意を要する社員の割合について法と異なる定め又は業務執行社員の定めがあるときは，定款

ウ　登録免許税額

有限責任中間法人の場合と同様である。

(3)　従たる事務所移転の手続

従たる事務所の移転の手続は，主たる事務所の移転の場合（3(1)）と同様である。

(4)　従たる事務所移転の登記の手続

ア　登記期間

有限責任中間法人の場合と同様である。

イ　添付書面

登記の申請書に添付すべき書類は，無限責任中間法人の主たる

事務所移転の登記（3(2)）と同様である。

ウ　登録免許税額

有限責任中間法人の場合と同様である。

(5)　従たる事務所廃止の手続

従たる事務所の廃止には，定款の変更をしなければならない。

(6)　従たる事務所廃止の登記の手続

ア　登記期間等

有限責任中間法人の場合と同様である。

イ　添付書類

登記の申緒書に添付すべき書類は，2(2)ウと同様である。

ウ　登録免許税額

有限責任中間法人の場合と同様である。

5　社員及び代表社員に関する変更の登記

(1)　社員の入社の手続

無限責任中間法人の成立後における社員の入社については，有限責任中間法人の場合と異なり，定款の変更をしなければならない。

なお，中間法人においては，社員の持分が観念されないので，合名会社と異なり，既存社員の持分の全部又は一都の譲受けによる入社は，生じない。

(2)　社員の入社による変更の登記の手続

ア　登記期間

社員が新たに入社したときは，主たる事務所の所在地においては2週間以内に，従たる事務所の所在地においては3週間以内に，社員の入社による変更の登記をしなければならない（法第7条第4項）。

イ　添付書面

登記の申請書には，次の書面を添付しなければならない（法第151条第4項，商登法第60条，法登規第9条，商登規第82条第1項）。

(ア)　入社の事実を証する書面として，定款の変更についての総社

員（新入社員を含む。）の同意を証する書面

(イ)　定款の変更又は入社につき同意を要する社員の割合について法と異なる定めがあるときは，定款

ウ　登録免許税額

社員の入社による変更の登記の登録免許税額は，申請1件につき，主たる事務所の所在地においては1万円，従たる事務所の所在地においては6,000円である（登税法別表第一第19号（一）ワ，(二）イ）。

(3)　社員の退社の手続

無限責任中間法人の社員は，次の場合に退社する。

ア　任意退社

無限責任中間法人の社員は，定款に別段の定めがある場合を除き，いつでも退社することができる（法第98条第1項）。ただし，やむを得ない事由があるときは，いつでも退社することができる（法第98条第2項）。

イ　法定退社

無限責任中間法人の社員は，次の事由により退社する（法第99条）。

(ア)　定款所定の事由の発生

(イ)　総社員の同意

(ウ)　除名

正当な事由があるときに限り，他の社員の一致によって社員を除名することができる。ただし，除名した社員にその旨を通知しなければ，これをもって当該社員に対抗することができない（法第100条）。

(エ)　死亡

(オ)　破産

(カ)　後見開始の審判

(4)　社員の退社による変更の登記の手続

ア　登記期間

社員が退社したときは，主たる事務所の所在地においては2週間以内に，従たる事務所の所在地においては3週間以内に，社員の退社による変更の登記をしなければならない(法第7条第4項)。

イ　添付書面

登記の申請書には，退社の事実を証する書面として，次の書面を添付しなければならない（法第151条第4項，商登法第60条，法登規第9条，商登規第82条第1項)。

(ア)　任意退社の場合には，退社員の退社届その他の任意退社を証する書面

(イ)　法定退社の場合には，次に掲げる書面

①　定款所定の事由の発生による退社のときは，定款及び当該事由の発生を証する書面及び定款

②　総社員の同意による退社のときは，退社についての総社員の同意を証する書面

③　除名による退社のときは，他の社員の一致を証する書面

④　死亡による退社のときは，戸籍謄抄本又は医師の死亡診断書

⑤　破産又は後見開始の審判による退社のときは，破産宣告の決定書又は後見開始の審判書の謄本及び確定証明書

ウ　登録免許税額

社員の入社による変更の登記の場合と同様である。

(5)　代表社員又は共同代表の定めの変更の手続

ア　代表社員

代表社員とは，定款若しくは総社員の同意により特に無限責任中間法人を代表すべき社員と定められた者（法第103条第2項ただし書）又は特に無限責任中間法人を代表すべき社員と定められた者がないときにおける定款により業務執行社員と定められた者（法第103条第1項，第2項本文，第102条第3項）である。したがって，代表社員の選任及び解任は，総社員の同意（又は総社員の同意による定款の変更）によって行われる。

なお，代表社員が退社したときは，当然に代表社員についても退任する。

イ　共同代表の定め

定款又は総社員の同意により，数人の社員又は代表社員が共同して無限責任中間法人を代表すべきことを定めることができる(法第103条第3項，第45条第3項前段)。

(6)　代表社員又は共同代表の定めの変更の登記の手続

ア　登記期間

代表社員又は共同代表の定めについて変更があったときは，主たる事務所の所在地においては2週間以内に，従たる事務所の所在地においては3週間以内に，代表社員又は共同代表の定めの変更の登記の申請をしなければならない（法第7条第4項)。

イ　添付書面

申請書には，次の書類を添付しなければならない（法第151条第4項，商登法第54条，法登規第9条，商登規第82条第1項)。

(ア)　定款の変更又は代表社員若しくは共同代表の定めの変更についての総社員の同意を証する書面

(イ)　定款の変更又は代表社員若しくは共同代表の定めの変更につき同意を要する社員の割合について法と異なる定め又は業務執行社員の定めがあるときは，定款

ウ　登録免許税額

社員の入社による変更の登記の場合と同様である。

6　解散の登記及び清算人の登記

(1)　解散事由

無限責任中間法人は，次の事由によって解散する（法第108条)。

ア　定款に定めた事由の発生

イ　総社員の同意

ウ　合併（当該中間法人が当該合併により消滅する中間法人である場合に限る。)

エ　社員が1人となったこと。

オ　破産

カ　解散を命ずる裁判

(ア)　解散命令

有限責任中間法人の場合と同様である。

(イ)　解散判決

やむを得ない事由があるときに限り，裁判所は，社員の訴えに基づき，判決をもって有限責任中間法人を解散することができる（法第110条）。

(2)　解散の登記の手続

ア　登記期間等

無限責任中間法人が解散したときは，合併又は破産の場合を除き，主たる事務所の所在地においては２週間以内，従たる事務所の所在地においては３週間以内に，解散の登記をしなければならない（法第111条，商法第96条）。

なお，破産又は解散を命ずる裁判による解散の場合に，裁判所から登記の嘱託がされることについては，有限責任中間法人の場合と同様である。

イ　登記すべき事項

解散の登記において登記すべき事項は，有限責任中間法人の場合と同様である。

ウ　添付書類

申請書に添付すべき書類は，次のとおりである（法第151条第２項，第４項，商登法第61条第２項，第３項本文，第54条）。

(ア)　総社員の同意によって解散したときは，総社員の同意を証する書面

(イ)　定款に定めた事由の発生によって解散したときは，その事由の発生を証する書面

(ウ)　無限責任中間法人を代表すべき清算人が申請するときは，その資格を証する書面

エ　登録免許税額

解散の登記の登録免許税額は，有限責任中間法人の場合と同様である。

(3)　清算人の就任等

無限責任中間法人が解散したときは，合併又は破産の場合を除き，次に掲げる者が清算人となる（法第114条，商法第122条）。

ア　定款に定めた事由の発生又は総社員の同意により解散した場合には，社員（定款により業務執行社員を定めたときは，業務執行社員），定款に定める者又は社員の過半数の意見によって選任された者

イ　社員が１人となったこと又は解散を命ずる裁判によって解散した場合には，裁判所が，利害関係人若しくは法務大臣の請求により，又は職権をもって選任した者

清算人は，無限責任中間法人を代表し，清算人が数人あるときは，社員の過半数の意見により，代表清算人又は共同代表の旨を定めることができる（法第118条第１項から第３項まで）。ただし，社員が１人となったこと又は解散を命ずる裁判によって無限責任中間法人が解散した場合に裁判所が選任する清算人については，代表清算人又は共同代表の旨は，裁判所が定める（法第118条第４項，商法第129条第３項）。

なお，清算人は，裁判所によって選任されたものを除き，いつでも社員の過半数の意見によって解任することができる（法第115条第１項）。

(4)　清算人の就任等による変更の登記の手続

ア　登記期間等

社員が清算人に就任したとき若しくは清算人の選任があったとき又は登記した清算人に関する事項に変更を生じたときは，主たる事務所の所在地においては２週間以内に，従たる事務所の所在地においては３週間以内に，清算人の登記又は清算人の変更の登記をしなければならない（法第120条第１項，商法第123条第１項，第２項，法第７条第４項）。

イ　登記すべき事項

清算人の登記において登記すべき事項は，清算人の氏名及び住所，清算人のうち無限責任中間法人を代表しない者があるときは無限責任中間法人を代表すべき者（代表清算人）の氏名並びに共同代表の定めがあるときはその規定である（法第120条第１項，商法第123条第１項，第２項）。

ウ　添付書面

申請書に添付すべき書類は，次のとおりである（法第151条第２項，商登法第62条，法第151条第４項，商登法第54号）。

(ｱ)　社員が清算人に就任した場合には，定款

(ｲ)　社員の過半数の意見により選任した場合には，社員の過半数の一致があったことを証する書面及び清算人が就任を承諾したことを証する書面

(ｳ)　社員の過半数の意見により代表清算人又は共同代表の旨を定めたときは，社員の過半数の一致を証する書面

(ｴ)　裁判所が選任した場合には，その選任を証する書面及び代表清算人又は共同代表の定めを証する書面

(ｵ)　清算人の退任による変更の場合には，退任を証する書面（法第151条第２項，商登法第63条第１項）

(ｶ)　裁判所が選任した代表清算人又は共同代表の定めの変更の場合には，変更の事由を証する書面（法第151条第２項，商登法第63条第２項）

エ　登録免許税額

清算人の登記に関する登録免許税額は，有限責任中間法人の場合と同様である。

7　継続の登記

(1)　継続の手続

定款で定めた事由の発生又は総社員の同意により解散した場合には総社員の同意により，社員が１人となったことにより解散した場合には新たに社員を加入させて，無限責任中間法人を継続することができる（法第109条）。

清算中又は破産宣告後に民事再生法による再生手続が開始された無限責任中間法人が再生計画案に基づいて総社員の同意により無限責任中間法人を継続することができることについては，有限責任中間法人の場合と同様である。

(2)　継続の登記の手続

ア　登記期間

無限責任中間法人を継続したときは，主たる事務所の所在地においては２週間以内に，従たる事務所の所在地においては３週間以内に，継続の登記をしなければならない（法第111条，商法第97条）。

イ　登記すべき事項

新たに社員を加入させて継続した場合には，継続の旨及びその年月日のほか，新たに加入した社員の住所及び氏名を登記しなければならない。

ウ　添付書面

総社員の同意による継続の登記の申請書には，その同意があったことを証する書面を添付しなければならない（法第151条第４項，商登法第54条）。

新たに社員を加入させて継続した場合の継続の登記の申請書には，社員の入社を証する書面として，定款の変更についての総社員（新入社員を含む。）の同意を証する書面を添付する（法第151条第４項，商登法第60条。定款の変更又は入社につき同意を要する社員の割合について法と異なる定めがあるときは，定款をも添付する。法登規第９条，商登規第82条第１項）。

エ　登録免許税額

継続の登記の登録免許税額は，申請１件につき，主たる事務所の所在地においては３万円（新たに社員を加入させて継続した場合は，４万円），従たる事務所の所在地においては９,000円である（登税法別表第一第19号（一）ソ・ワ，(二) イ）。

8　清算結了の登記

(1)　清算結了の手続

ア　清算の手続

清算事務が終了したときは，清算人は，遅滞なく計算を行い，各社員の承認を求めなければならない。清算人から承認を求められた計算に対して社員が１月以内に異議を述べなかったときは，清算人に不正の行為があった場合を除き，承認したものとみなされる（法第120条第１項，商法第133条）。

イ　任意清算

定款又は総社員の同意によって解散の場合における財産の処分の方法を定めたときは，定款に定めた事由の発生又は総社員の同意により解散した場合に限り，任意清算の手続によることができる（法第121条）。

任意清算の手続は，次のとおりである。

(ア)　債権者に対し，当該財産の処分の方法に異議がある場合には，１月を下らない一定の期間内に異議を述べるべき旨を官報で公告するとともに，知れている債権者には各別に催告しなければならない。

(イ)　債権者が前記の期間内に異議を述べなかったときは，当該財産の処分の方法を承認したものとみなされる。

(ウ)　債権者が異議を述べたときは，当該財産の処分の方法が当該債権者を害するおそれがないときを除き，弁済し，若しくは相当の担保を提供し，又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

(2)　清算結了の登記の手続

ア　登記期間等

無限責任中間法人の清算が結了したとき又は任意清算の場合において財産の処分を完了したときは，各社員の承認後又は財産の処分の完了後，主たる事務所の所在地においては２週間以内に，

従たる事務所の所在地においては３週間以内に，清算結了の登記をしなければならない（法第120条第１項，商法第134条，法第121条第５項，商法第119条ノ２）。

イ　添付書面

申請書には，清算人がその計算につき各社員の承認を得たことを証する書面又は財産の処分が完了したことを証する総社員が作成した書面を添付しなければならない（法第151条第２項，商登法第64条第２項，法第151条第４項，商登法第64条第１項）。

ウ　登録免許税額

清算結了の登記の登録免許税額は，有限責任中間法人の場合と同様である。

9　その他の登記等

社員又は清算人の職務執行停止及び職務代行者に関する登記（法第７条第５項），設立無効の判決若しくは設立取消しの判決に関する登記（法第95条，商法第137条，法第152条，非訟事件手続法第135条ノ６，第140条），破産，民事再生若しくは外国倒産処理手続の承認援助に関する登記，債権譲渡登記に関する登記，登記の更正及び登記の抹消については，会社の場合と同様である。

第４　中間法人の合併の登記

1　中間法人の合併

中間法人は，他の中間法人と合併することができる（法第122条第１項）。

(1)　合併の当事者

合併の当事者が有限責任中間法人同士又は有限責任中間法人及び無限責任中間法人の組合せである場合には，合併後存続する中間法人（以下「存続中間法人」という。）又は合併により設立される中間法人（以下「新設中間法人」という。）は，有限責任中間法人でなければならない（法第122条第２項第１号）。

合併の当事者が無限責任中間法人同士の組合せである場合には，存続中間法人又は新設中間法人は，無限責任中間法人でなければな

らない（法第122条第２項第２号）。

解散後の中間法人の合併は，存立中の中間法人を存続中間法人とする場合に限り，許される（法第123条）。

(2)　新設中間法人の定款

新設中間法人の定款には，合併の当事者となる中間法人を代表すべき理事又は社員が署名しなければならない（法第122条第３項）。

なお，この定款については，公証人の認証を受けることを要しない。

(3)　合併の効果

有限責任中間法人が存続中間法人又は新設中間法人である場合には，合併により消滅した有限責任中間法人の基金の拠出者に対する返還義務を承継する（法第124条）ほか，存続中間法人又は新設中間法人は，合併により消滅した中間法人（以下「消滅中間法人」という。）の権利義務を包括的に承継する。

(4)　合併無効の訴え

中間法人の合併無効の訴え（法第125条）については，会社の場合と同様である。

2　有限責任中間法人と有限責任中間法人との合併

(1)　合併の手続

ア　合併契約書の作成及び社員総会の承認

有限責任中間法人と有限責任中間法人とが合併するには，合併契約書を作成し，社員総会の特別決議による承認を得なければならない（法第126条）。合併する各有限責任中間法人は，合併契約書の承認を行う社員総会の日の２週間前から合併の日後６月を経過する日まで，合併契約書並びに各有限責任中間法人の最終の貸借対照表及びこれとともに作成した損益計算書を（当該最終の貸借対照表が社員総会の日の前６月以内の日に作成したものでないときは，当該６月以内の日に作成した貸借対照表（これとともに作成した損益計算書があるときは，当該貸借対照表とともに当該損益計算書）をも），主たる事務所に備え置かなければならない

（法第127条）。

合併契約書の記載事項は，次のとおりである（法第128条，第129条）。

(ア)　吸収合併の合併契約書の記載事項

①　合併後存続する有限責任中間法人（以下「存続有限責任中間法人」という。）が合併により定款を変更するときは，その規定

②　存続有限責任中間法人の基金，代替基金及び準備金に関する事項

③　各有限責任中間法人において合併契約書の承認決議をする社員総会の期日

④　合併をする時期

⑤　存続有限責任中間法人につき合併に際して就任すべき理事又は監事を定めたときは，当該定め

なお，存続有限責任中間法人の理事又は監事で合併前に就任したものは，合併契約書に別段の定めがあるときを除き，合併後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時に退任する（法第135条）。

(イ)　新設合併の合併契約書の記載事項

①　合併により設立される有限責任中間法人（以下「新設有限責任中間法人」という。）の定款の規定

②　新設有限責任中間法人の基金，代替基金及び準備金に関する事項

③　各有限責任中間法人において合併契約書の承認決議をする社員総会の期日

④　合併をする時期

⑤　新設有限責任中間法人の理事及び監事の氏名

イ　代替基金等の積立て及びその限度額

存続有限責任中間法人又は新設有限責任中間法人は，合併に際して，代替基金又は損失てん補準備金を積み立てることができる

（法第130条）。この場合において，積み立てる額の総額は，合併により消滅した有限責任中間法人（以下「消滅有限責任中間法人」という。）から承継した財産の価額から当該有限責任中間法人から承継した債務の額を控除した額を超えることができない。また，代替基金として積み立てる額は，消滅有限責任中間法人の代替基金の額を超えることができない。

ウ　債権者保護手続

合併に際しては，次のとおり債権者保護手続を執らなければならない。ただし，有限責任中間法人の基金の返還に係る債権については，債権者保護手続を執ることを要しない（法第131条第３項）。

(ｱ)　債権者に対する告知

合併をする各有限責任中間法人は，それぞれの社員総会における合併契約書の承認決議の日から２週間以内に，それぞれの債権者に対し，合併に異議があれば一定の期間内（１月を下回ることができない。）にこれを述べるべき旨を告知しなければならない。この期間内に債権者が異議を述べなかったときは，合併を承認したものとみなされる（法第131条第２項，第121条第３項）。

なお，債権者に対する告知は，官報に掲載して公告するとともに，次のいずれかの方法を組み合わせて行わなければならない（法第131条第１項）。

①　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してする公告（定款に公告の方法として定めた場合に限る。）

②　知れている債権者に対する各別の催告

(ｲ)　債権者の異議

債権者が合併について異議を述べた場合には，有限責任中間法人は，合併が当該債権者を害するおそれがないときを除き，当該債権者に対し，弁済し，若しくは相当の担保を提供し，又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若

しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない（法第131条第２項，第121条第４項）。

(2)　合併の登記の手続

有限責任中間法人と有限責任中間法人との合併は，存続有限責任中間法人又は新設有限責任中間法人の主たる事務所の所在地において合併による変更又は設立の登記をすることによって，効力を生ずる（法第133条）。

ア　登記期間等

有限責任中間法人が合併したときは，主たる事務所の所在地においては２週間以内に，従たる事務所の所在地においては３週間以内に，存続有限責任中間法人については合併による変更の登記を，消滅有限責任中間法人については合併による解散の登記を，新設有限責任中間法人については合併による設立の登記として法第19条第１項及び第３項に規定する登記をしなければならない（法第132条）。合併による変更の登記及び合併による設立の登記においては，消滅有限責任中間法人の名称及び主たる事務所並びに合併した旨をも登記しなければならない（法第151条第２項，商登法第66条）。

なお，①合併による解散の登記又は合併による設立の登記の申請人，②消滅有限責任中間法人の主たる事務所を管轄する登記所の管轄区域内に存続有限責任中間法人又は新設有限責任中間法人の主たる事務所がない場合においては，合併による解散の登記の申請を当該存続有限責任中間法人又は当該新設有限責任中間法人の主たる事務所を管轄する登記所を経由してすべきこと及び③主たる事務所の所在地における合併による解散の登記と合併による変更又は設立の登記の同時申請については，会社の合併の登記の場合と同様である（法第151条第２項，商登法第55条第１項，第68条第２項，第69条，第70条）。

イ　添付書面

申請書には，次の書面を添付しなければならない（法第151条

第３項，商登法第90条（第６号及び第９号を除く。），第91条，第94条）。

(ｱ)　合併による変更の登記

①　合併契約書

②　存続有限責任中間法人の社員総会の議事録

③　消滅有限責任中間法人の社員総会の議事録

④　法第131条第１項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは，その者に対し弁済し，若しくは担保を供し，若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

⑤消滅有限責任中間法人の登記簿の謄本（その主たる事務所が存続有限責任中間法人を管轄する登記所の管轄区域内にあるときを除く。）

⑥消滅有限責任中間法人の基金の総額を証する書面並びに合併により代替基金を増加するときは，法第130条第２項及び第３項に規定する限度額を証する書面

⑦合併に際して就任する理事又は監事があるときは，就任を承諾したことを証する書面

(ｲ)　合併による設立の登記

①　合併契約書

②　消滅有限責任中間法人の社員総会の議事録

③　法第131条第１項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは，その者に対し弁済し，若しくは担保を供し，若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

④　消滅有限責任中間法人の登記簿の謄本（その主たる事務所が新設有限責任中間法人を管轄する登記所の管轄区域内にあるときを除く。）

⑤　新設有限責任中間法人の定款

⑥　理事及び監事が就任を承諾したことを証する書面

⑦　消滅有限責任中間法人の基金の総額を証する書面並びに法第130条第２項及び第３項に規定する限度額を証する書面

(ｳ)　合併による解散の登記

主たる事務所の所在地においてする合併による解散の登記の申請書に何らの添付書面を要しないことは，会社の場合と同様である（法第151条第２項，商登法第69条第４項）。

ウ　登録免許税額

主たる事務所の所在地においては，合併による有限責任中間法人の設立の登記又は基金の増加の登記の登録免許税額は，基金の総額又は増加した基金の総額の１,000分の1.5（消滅有限責任中間法人の当該合併の直前における基金の総額を超える基金の総額に対応する部分については，１,000分の７），これによって計算した額が３万円に満たないときは３万円，合併による解散の登記の登録免許税額は，１件につき３万円である（登税法別表第一第19号（一）ヘ，ホ，レ）。

従たる事務所の所在地においては，いずれの登記も，申請１件につき９,000円である（登税法別表第一第19号（二）イ）。

3　無限責任中間法人と無限責任中間法人との合併

(1)　合併の手続

ア　合併契約書の作成及び総社員の同意

無限責任中間法人と無限責任中間法人とが合併するには，合併契約者を作成し，総社員の同意を得なければならない（法第136条）。

合併契約書の記載事項は，次のとおりである（法第137条，第138条）。

(ｱ)　吸収合併の合併契約書の記載事項

①　合併後存続する無限責任中間法人（以下「存続無限責任中間法人」という。）が合併により定款を変更するときは，その規定

②　合併をする時期

(イ)　新設合併の合併契約書の記載事項

①　合併により設立される無限責任中間法人（以下「新設無限責任中間法人」という。）の定款の規定

②　合併をする時期

イ　債権者保護手続

合併をする各無限責任中間法人は，合併契約書についてそれぞれ総社員の同意を得た日から2週間以内に，それぞれの債権者に対し，異議があれば1月を下回らない一定の期間内に申し出るべき旨を告知しなければならない。告知の方法は，①官報に掲載してする公告及び②知れている債権者に対する各別の催告である（法第139条第1項）。

債権者が前記の期間内に異議を述べなかった場合の効果及び債権者が異議を述べた場合に合併が当該債権者を害するおそれがないときを除き弁済等をしなければならないことについては，有限責任中間法人と有限責任中間法人との合併の場合と同様である（法第139条第2項，第121条第3項，第4項）。

(2)　合併の登記の手続

合併の効力の発生時期については，有限責任中間法人と有限責任中間法人の合併の場合と同様である（法第141条）。

ア　登記期間等

無限責任中間法人が合併したときは，主たる事務所の所在地においては2週間以内に，従たる事務所の所在地においては3週間以内に，存続無限責任中間法人については合併による変更の登記を，合併により消滅する無限責任中間法人（以下「消滅無限責任中間法人」という。）については合併による解散の登記を，新設無限責任中間法人については合併による設立の登記として法第94条第1項及び第3項に規定する登記をしなければならない（法第140条）。

その他，合併による変更の登記及び合併による設立の登記において消滅無限責任中間法人の名称及び主たる事務所並びに合併し

た旨をも登記しなければならないこと，登記の申請人，登記の申請の経由及び登記の同時申請については，有限責任中間法人と有限責任中間法人との合併の場合と同様である（法第151条第2項，商登法第66条，第55条第1項，第68条第2項，第69条，第70条）。

イ　添付書面

申請書には，次の書面を添付しなければならない（法第151条第4項，商登法第54条，第67条，第68条第1項）。

(ア)　合併による変更の登記

①　合併契約書

②　存続無限責任中間法人の総社員の同意があったことを証する書面

③　消滅無限責任中間法人の総社員の同意があったことを証する書面

④　法第139条第1項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは，その者に対し弁済し，若しくは担保を供し，若しくは信託したこと又は合併してもその者を害するおそれがないことを証する書面

⑤　消滅無限責任中間法人の登記の謄本（その主たる事務所が存続無限責任中間法人を管轄する登記所の管轄区域内にあるときを除く。）

(イ)　合併による設立の登記

①　合併契約書

②　新設無限責任中間法人の定款

③　消滅無限責任中間法人の総社員の同意があったことを証する書面

④　法第139条第1項の規定による広告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは，その者に対し弁済し，若しくは担保を供し，若しくは信託したこと又は合併をしてもそのものを害するおそれがないことを証する書面

⑤　消滅無限責任中間法人の登記簿謄本（その主たる事務所が

新設無限責任中間法人を管轄する登記所の管轄区域内にあるときを除く。）

(ウ)　合併による解散の登記

主たる事務所の所在地においてする合併による解散の登記の申請書に何らの添付書面を要しないことは，有限責任中間法人の合併の場合と同様である（法第151条第２項，商登法第69条第４項）。

ウ　登録免許税額

主たる事務所の所在地においては，合併による無限責任中間法人の設立の登記の登録免許税額は，申請１件につき６万円，合併による変更又は解散の登記の登録免許税額は，１件につき３万円である（登税法別表第一第19号（一）イ，ツ，レ）。

従たる事務所の所在地においては，いずれの登記も，申請１件につき9,000円である（登税法別表第一第19号（二）イ）。

4　有限責任中間法人と無限責任中間法人との合併

(1)　合併の手続

ア　合併解約書の作成及び社員総会の承認

有限責任中間法人と無限責任中間法人とは，有限責任中間法人を存続中間法人又は新設中間法人とする合併を行うことができる。この場合には，合併契約書を作成し，社員総会の特別決議による承認及び総社員の同意を得なければならない（法第142条）。合併する各中間法人が合併契約書の承認を行う社員総会の日の２週間前から合併の日後６月を経過する日まで，合併契約書等を主たる事務所に備え置かなければならないことは，有限責任中間法人と有限責任中間法人の合併の場合と同様である（法第143条。なお，無限責任中間法人の損益計算書については，作成した場合に備え付ければ足りる。）。

合併契約書の記載事項は，次のとおりである（法第144条，第145条）。

(ア)　吸収合併の合併契約書の記載事項

①　存続有限責任中間法人が合併により定款を変更するときは，その規定

②　存続有限責任中間法人の準備金に関する事項

③　存続有限責任中間法人において合併契約書の承認決議をする社員総会の期日

④　合併をする時期

⑤　存続有限責任中間法人につき合併に際して就任すべき理事又は監事を定めたときは，当該定め

なお，存続有限責任中間法人の理事又は監事で合併前に就任したものの任期は，有限責任中間法人と有限責任中間法人の合併の場合と同様である（法第149条，第135条）。

(イ)　新設合併の合併契約書の記載事項

①　新設有限責任中間法人の定款の規定

②　新設有限責任中間法人の基金，代替基金及び準備金に関する事項

③　消滅有限責任中間法人において合併契約書の承認決議をする社員総会の期日

④　合併をする時期

⑤　新設有限責任中間法人の理事及び監事の氏名

イ　損失てん補準備金等の積立て及びその限度額

吸収合併の場合には，存続有限責任中間法人は，合併に際して，消滅無限責任中間法人から承継した財産の価額から当該無限責任中間法人から承継した債務の額を控除した額を限度として，損失てん補準備金を積み立てることができる（法第146条第１項）。

新設合併の場合には，新設有限責任中間法人は，合併に際して，代替基金及び損失てん補準備金を積み立てることができる。この場合においては，積み立てる額の総額は，各消滅中間法人から承継した財産の価額から当該各消滅中間法人から承継した債務の額を控除した額を超えることができない。また，代替基金として積み立てる額は，消滅有限責任中間法人の代替基金の額を超えるこ

とができない（法第146条第2項から第4項まで）。

ウ　債権者保護手続

合併をする各中間法人は，それぞれの債権者に対し，合併に異議があれば一定の期間内（1月を下回ることができない。）にこれを述べるべき旨を告知しなければならない（法第147条第1項）。

告知の時期及び告知の方法は，有限責任中間法人にあっては2(1)ウ(ア)，無限責任中間法人にあっては3(1)ウと同様である（法第147条第2項，第3項，第131条第1項）。

債権者が前記の期間内に異議を述べなかった場合の効果及び債権者が異議を述べた場合に合併が当該債権者を害するおそれがないときを除き弁済等をしなければならないこと並びに有限責任中間法人の基金の返還に係る債権につき債権者保護手続を執ることを要しないことについては，有限責任中間法人と有限責任中間法人との合併の場合と同様である（法第147条第4項，第121条第3項，第4項，第147条第5項）。

(2)　合併の登記の手続

合併の効力の発生時期については，有限責任中間法人と有限責任中間法人との合併の場合と同様である（法第149条，第133条）。

ア　登記期間等

有限責任中間法人と無限責任中間法人とが合併した場合における合併の登記をすべき期間，合併による変更の登記及び合併による設立の登記において消滅中間法人の名称及び主たる事務所並びに合併した旨をも登記しなければならないこと，登記の申請人，登記の申請の経由及び登記の同時申請については，有限責任中間法人と有限責任中間法人の合併の場合と同様である（法第149条，第132条，第151条第2項，商登法第66条，第55条第1項，第68条第2項，第69条，第70条）。

イ　添付書面

申請書には，次の書面を添付しなければならない（法第151条第3項，商登法第90条（第6号及び第9号を除く。），第91条，第94条）。

(ア)　合併による変更の登記

①　合併契約書

②　存続有限責任中間法人の社員総会の議事録

③　消滅無限責任中間法人の総社員の同意があったことを証する書面

④　法第147条第1項から第3項までの規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは，その者に対し弁済し，若しくは担保を供し，若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

⑤　消滅無限責任中間法人の登記簿の謄本（その主たる事務所が存続有限責任中間法人を管轄する登記所の管轄区域内にあるときを除く。）

⑥　合併に際して就任する理事又は監事があるときは，就任を承諾したことを証する書面

(イ)　合併による設立の登記

①　合併契約書

②　消滅有限責任中間法人の社員総会の議事録及び消滅無限責任中間法人の総社員の同意を証する書面

③　法第147条第1項から第3項までの規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは，その者に対し弁済し，若しくは担保を供し，若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

④　消滅中間法人の登記簿の謄本（その主たる事務所が新設有限責任中間法人を管轄する登記所の管轄区域内にあるときを除く。）

⑤　新設有限責任中間法人の定款

⑥　理事及び監事が就任を承諾したことを証する書面

⑦　消滅有限責任中間法人の基金の総額を証する書面並びに法第146条第3項及び第4項に規定する限度額を証する書面

有限責任中間法人と有限責任中間法人との合併の場合と同様である。

(ウ)　合併による解散の登記

主たる事務所の所在地においてする合併による解散の登記の申請書に何らの添付書面を要しないことは，会社の場合と同様である（法第151条第2項，商登法第69条第4項）。

ウ　登録免許税額

主たる事務所の所在地においては，合併による有限責任中間法人の設立の登記又は基金の増加の登記の登録免許税額は，増加した基金の総額又は基金の総額の1,000分の1.5（消滅中間法人の当該合併の直前における基金の総額（消滅無限責任中間法人については，これを900万円として算定する。）を超える基金の総額に対応する部分については，1,000分の7），これによって計算した税額が3万円に満たないときは3万円，合併による解散の登記の登録免許税額は，1件につき3万円である（登税法別表第一第19号（一）ヘ，ホ，レ）。

従たる事務所の所在地においては，いずれの登記も，申請1件につき9,000円である（登税法別表第一第19号（二）イ）。

第5　その他

1　登記簿の様式

登記用紙の様式は，法登規附録第1号のとおりである。

2　印鑑の提出

登記の申請書に押印すべき者が，あらかじめ，その印鑑を登記所に提出しなければならないことは，商業登記の場合と同様である（法第151条第2項，商登法第20条）。

3　登記申請事件以外の事務の取扱い

中間法人に関する登記申請以外の事務の取扱いは，商業登記又は会社以外の法人の登記に関する事務と同様である（法第151条第2項で

準用する商登法及び法登規第9条で準用する商登規の各規定）。

4　法施行前における定款の作成等

法施行前においては，中間法人の定款を作成することはできないものと解されるので，法施行前の日付をもって作成された定款を添付して中間法人の設立の登記の申請があった場合には，これを受理することはできない。

5　休眠有限責任中間法人のみなし解散

最後の登記後5年を経過している休眠有限責任中間法人について，株式会社の場合と同様のみなし解散の制度が設けられた（法第84条，商法第406条ノ3）。

第５章　確定日付

１　裁判所ニ於テ公証事務ヲ取扱フ場合ニ関スル諸件

（明42.7.15甲府地裁所長照会）

（明42.8.3民刑758号民刑局長回答）

（要旨）法務局若しくは地方法務局又はその支局において公証事務を取扱う場合には，

１から４まで　略

５　確定日附の事務は登記所としてすること。

６から９まで　略

（照会）公証人法実施ニ付テハ尚ホ委細ノ手続御制定ノ事ト被考候得共差当リ公証人ノ希望者ナキノ故ヲ以テ裁判事務ヲ取扱ハサル区裁判所ノ書記ヲシテ之ヲ取扱ハシメ候場合ニ関シ左ノ諸点疑義ニ渉リ候ニ付準備ノ都合モ有之候条至急何分ノ御指示相成度此段及請訓候也

１から５まで　略

６　公証人法ニ依ルモノトシテ特ニ確定日附印及日附簿ヲ設クヘキヤ

７から10まで　略

（回答）本月15日付日記第1215号請訓裁判所職員ヲシテ公証事務ヲ取扱ハシムル場合ノ疑義ニ関スル件ハ左ノ通リ思考致候

１から５まで　略

６　公証人ノ職務ヲ取扱フ区裁判所ト雖モ確定日附ノ事務ハ登記所トシテ之ヲ為スヘキモノトス

７から10まで　略

２　認証付与ノ可否ニ関スル件

（昭4.10.30富山公証人吉野義憲照会）

（昭5.2.5民事140号民事局長回答）

（要旨）１　白紙委任状には確定日附を付し得ないが認証を与えることはさしつかえない。

２　他人に代署させた署名を自認する旨の陳述があっても，認証を与えるべきではない。

（照会）１　白紙委任状ニ確定日附，認証ヲ付与シ得ルモノト相心得可然哉

２　他人ニ代署セシメテノ署名ノ認証ヲ認メテ可然哉又然リトスルモ其署名ニ付キ公証人法第58条第１項前段ト同後段トヲ区別シテ解釈スヘキモノナリヤ右至急何分ノ御訓示ヲ奉仰候也

（回答）１　白紙委任状ニハ確定日附ヲ付シ得サルモ認証ヲ与フルコトハ差支ナシ但認証文中委任状ノ或部分ノ記載ヲ欠キ空白ナルコトヲ示シ其白紙委任状タルコトヲ明確ニスルヲ要ス

２　他人ニ代署セシメテノ署名ヲ承認スル旨ノ陳述アルモ之ニ認証ヲ与フヘキモノニアラス

右本官ヨリ及回答候也

３　公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件

（昭24.5.30民事甲1282号各司法事務局長あて民事局長通達）

（通達）公証事務に関しては，公証人法等の一部改正並びに公証人審査会令，公証人身元保証金令，公証人法施行規則及び確定日附簿及び日附印章調製規則の制定により本年６月１日より相当広範囲に改正されることとなったから，その取扱については，右諸法令の外，左記に準拠し，万遺憾なきを期するとともに，所属公証人に対してもその周知徹底を図られたい。

右通達する。

記

１から４まで　略

５　確定日附又は拒絶証書の作成の場合のように公証人役場に保存する書類によっては嘱託人の住所が明確でない場合には，計算簿に嘱託人の住所をも記載すべきこと。

６から17まで　略

4　確定日附の附与について

（昭28.8.29総3468号大津地方法務局長照会）

（昭28.9.4民事甲1612号民事局長回答）

（要旨）確定日附簿が滅失した場合でも，最終番号が他の書類等により確認できるときは，次号から附与して差し支えない。

（照会）当局管内信楽出張所の備付の確定日附簿は水害により流失したことは本月26日日記総第3446号で報告したところであるが，標記についての今後の処置として流失した確定日附簿の最終登簿番号が昭和27年度最終登簿番号第807号（請求書にて確認）本年１月から７月まで16件（当局に報告の統計表で確認）８月１日から事変発生当日までには受理件数なく（出張所長報告で確認）附与登簿番号第823号と確認できうるときは次号から附与して差しつかえありませんか，また本年度分確定日附請求受付帳も流失（本日附日記総第3467号で追報）したので，受附帳の受附番号の起番方法等についても前記と同様に取り扱って差しつかえありませんか，何分の御指示をお願いいたします。

（回答）８月29日附日記総第3468号をもって照会にかかる標記の件は，最終番号を確認し得るならば，貴見のとおり取り扱ってさしつかえない。

5　確定日附簿の登簿番号の更新について

（昭38.11.27民事甲3149号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）確定日附の登簿番号は毎年更新して差し支えない。

（通達）標記の件について，別紙甲号のとおり岐阜地方法務局長から問合せがあり，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴管下登記官吏，公証事務を取り扱う法務事務官及び公証人に周知方しかるべく取り計らわれたい。

別紙甲号

確定日附簿の登簿番号の更新について（伺い）

確定日附簿の登簿番号は，各登記所又は各公証人ごとは連年継続して一連番号を付していますが，近時厖大な数字になって，これが取り扱いに不便がありますので，かかる場合には，昭和28年12月22日民事甲第2491号通達の趣旨に基づき，毎年登簿番号を更新することとし，「昭和何年第何号」

と改めてはいかがでしょうか，お伺いします。

別紙乙号

確定日附簿の登簿番号の更新について　（回答）

本年10月14日付総第2368号をもって問合せのあった標記の件については，貴見による取扱いをしてもさしつかえないものと考える。

おって，確定日附簿の番号欄及び私署証書に登簿番号を記載するには，更新年度の記載を省略してさしつかえないから，申し添える。

6　確定日附の訂正について

（昭41.5.17総420号東京法務局長照会）

（昭41.7.12民事甲1871号民事局長回答）

（要旨）私署証書に確定日附の印章を誤って押捺した場合，確定日附の訂正はできないが，嘱託があれば証書に押捺した印章及び登簿番号を抹消の上，新たな確定日附を附することができる。

（照会）公証人が私署証書に確定日附の印章をあやまって押捺した場合たとえば，昭和41年５月４日付の印章をもって確定日附をすべきを，同年５月１日付の印章をもって行なったことを後日発見した場合には，これを同年５月４日付の確定日附とする訂正はできないが，帳簿及び証書に押捺した印章（帳簿と証書とにした割印及び証書の綴目又は継目にした契印を含む）及び証書に記載した登簿番号を抹消し，帳簿の該当欄中の適宜の個所及び証書中の抹消した印章のそばに「錯誤につき印章まっ消」と記載して公証人が職印を押捺し，当該証書に新たに所定の手続をすることはさしつかえないものと考えますが，いかがでしょうか。

（回答）客月17日付総第420号で照会のあった標記については嘱託があった場合には貴見のとおり取り扱ってさしつかえないが，証書及び確定日附簿に印章を抹消した年月日をも記載すべきものと考える。

7　指名債権質の対抗要件について

（昭46.6.1付46号農公融一第８号農林漁業金融公庫融資第一部長照会）

（昭46.8.31民事（一）発279号民事局第一課長回答）

（要旨）民法施行法第5条第4号により，指名債権の質権設定（民法第364条）証書の確定日附が，第三債務者の質権設定承諾書の確定日附とされた例。

（照会）当公庫の貸付にかかる担保として債権を質入させる場合に，別紙1の質権設定証書に確定日附を附することにより第三者対抗要件を備えるものと思われますが，ご意見を拝承いたしたく，ご照会いたします。なお，上記質権設定証書に添付する質権設定承諾書の様式は別紙2または別紙3のいずれによっても差し支えないと存じますが，これについても，併せてご照会いたします。

また，以上のとおりで差し支えない場合は，貴管下法務局および地方法務局に対して周知方ご依頼申し上げます。

（理由）民法施行法第5条第4号の規定に基づき，上記質権設定証書の確定日附は，当該質権設定証書第3条において引用されている第三債務者の質権設定承諾書の確定日附とみなされる。

別紙1

収　入 印　紙

質　権　設　定　証　書

第1条　　は，昭和　年　月　日付借用証書に基づき貴公庫に対し負担する一切の債務を担保するため，末尾記載の債務者に対する債権及びこれに付随する抵当権の上に質権を設定した。

第2条　前条記載の借用証書に規定する契約条項中担保に関する条項は，すべてこの証書に適用又は準用する。

第3条　末尾記載の債務者は，それぞれ第1条記載の質権設定につき昭和年月日付質権設定承諾書のとおり承諾した。

昭和　年　月　日

質権設定者　住　所

名　称

上記代表者　住　所

氏　名　㊞

農林漁業金融公庫

総裁　殿

質　権　の　表　示

1　債　権　額　金　　円也

内　訳　元本金　　円也

利息金　　円也（昭和　年　月　日から昭和　年　月　日までの分）

2　利　息　年　　パーセント

3　損　害　金　　元利金につき年14.5パーセント

別紙2

質　権　設　定　承　諾　書

昭和　年　月　日付借用証書により私が貴組合から御融通を受けた金　　円也に関する債権及びこれに付随する抵当権を貴組合が昭和　年　月　日付農林漁業資金借用証書により農林漁業金融公庫に対して負担している債務の担保として質入されることについては，私は何等の異議なく承諾致します。

昭和　年　月　日

住　所

債務者　氏　名

組　合

組合長理事　　㊞

（注）抵当権を伴わず債権のみ質入する場合は「及びこれに付随する抵当権」を抹消する。

担　保　目　的　の　表　示

債務者	証書	証書面	質入債	最終債	担保			
					抵当権	抵当権の	担保目的で	順位
氏名	日付	日付	還期限	還期限	設定者	表示	ある物件	

（注）１　抵当権の表示は，たとえば「昭和○年○月○日○○地方法務局○○支局受付第○号」と記入する。
２　抵当権を伴わず債権のみ質入する場合は次の部分を抹消する。
(1)　第１条中「及びこれに付随する抵当権」(2)質権の表示(3)担保目的の表示「中担保」欄

別紙３

質　権　設　定　承　諾　書

わたくしたちが貴組合から御融通を受けた末尾記載の借入金に関する債権及びこれに付随する抵当権を貴組合が昭和　　年　　月　　日付農林漁業資金借用証書により農林漁業金融公庫に対して負担している債務の担保として質入されることについては，わたくしたちは何等の異議なく承諾致します。

昭和　　年　　月　　日

住　　所
債務者　氏　　名　　㊞
住　　所
債務者　氏　　名　　㊞

組合長理事　　殿

担　保　目　的　の　表　示

債務者氏名	証書日付	証書面金額

（注）抵当権を伴わず債権のみ質入する場合は本文中「及びこれに付随する抵当権」を抹消する。

（回答）本年６月１日付46農公融一第８号をもってご照会のあった標記の件については，質権設定承諾書の日付が，質権設定証書の確定日附より以前である場合には，その確定日附が，質権設定承諾書の確定日附となるものと考えます。

なお，質権設定承諾書の様式は貴職案のとおりでさしつかえないものと考えます。

おって，この旨当局発行の「民事月報」に記載し，周知をはかることとしたから，了知願います。

８　確定日附の付与に関する事務取扱いについて

（昭57.10.26民一6304号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）後日の記入を前提とするような形式上，未完成な文書につき確定日附の付与の請求があった場合，これに応ずべきではない。

（通達）標記について別紙甲号のとおり東京法務局長から照会があり，別紙乙号のとおり回答したから，この旨，貴管下登記官及び公証人に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

標記の件について，別紙のような未完成の文書につき民法施行法６条の規定による確定日附の付与の請求があった場合，昭和52年２月５日民一140号貴職回答の趣旨に準じ，これに応ずべきでないと考えますが，付与に応ずるのが相当であるとする説もあり，いささか疑義がありますので何

分の御指示を賜わりたくお伺いします。

別紙

営業権譲渡及び立退承諾書

昭和　　年　　月　　日　　に於いて　　間で左記の通り契約が成立したので後日の証として本書を作成する。

記

1　昭和　　年　　月　　日迄借入金一金　　円也を返済出来ない場合には後記物件を債権者　　に営業権及び什器備品を居抜のまま明渡します。

2　本物件には現在第三者の居住者はなく本件債務者のみが占有使用していることに間違いありません。

3　債権者の明渡し請求の意志表示がありしだい即刻明渡します。

4　明渡しに関し法人，個人を問わず何人と言えども此の行為を阻止することは認めない。

5　本契約は他の如何なる債務にも優先し東京法務局所属公証人役場に於いて確定日付をなしたる後は本契約書は公正証書の効力をもつ事を双方合意の上認めるものとする。

物件の表示

昭和　　年　　月　　日

住　所　東京都千代田区大手町二丁目2番3号

氏　名　株式会社　甲　野　商　事

代表取締役　甲　野　太　郎　㊞

住　所　東京都千代田区大手町二丁目2番3号

氏　名　　甲　野　太　郎　㊞

殿

売　渡　書

1　物件の表示

右記載の物件は別紙領収書通りの金額にて正に貴殿に売り渡しました。

本日売渡済の物件は貴殿に於いて本書に御自由に記入しても何等異議はありませんと同時に売渡の物件に対し私の権利は放棄することを誓約申し上げます。

右売渡人

住　所　東京都千代田区大手町二丁目2番3号

氏　名　株式会社　甲　野　商　事

代表取締役　甲　野　太　郎　㊞

住　所　東京都千代田区大手町二丁目2番3号

氏　名　　甲　野　太　郎　㊞

別紙乙号

客月13日付け二総公1第936号をもって照会のあった標記の件については，貴見のとおりと考える。

9　代理・兼務公証人の確定日附の付与について

（昭61.2.26民一1470号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）代理・兼務公証人が確定日附を付与する場合に使用する日附印は，代理者である公証人の役場備え付けの日附印を使用して差し支えない。

（通達）標記について別紙甲号のとお本日本公証人連合会会長から照会があり，別紙乙号のとおり回答したので通知する。

おって，この旨を貴管下公証人に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

公証人が公証人法第63条第1項又は第64条第1項規定により代理人として被代理公証人の役場において職務を執行する場合において，確定日附の付与の請求を受けたときは，代理者である公証人の役場備付けの日附印を使用して差し支えないものと考えますが，被代理公証人の役場備付けの日附印を使用するとの見解もあり，決しかねますので，御照会いたします。

なお，公証人が公証人法第67条第1項又は第72条第1項の規定により兼務者として元公証人又は停職中の公証人の役場において職務を執行する場合においても，同様の取扱いで差し支えないものと考えますが，併せて御指示方お願いします。

別紙乙号

本年２月14日付け書面をもって照会のあった標記の件については，いずれも貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。

なお，いずれの場合においても，証書に登簿番号を記入するには，職務を行う役場をも表示する（例えば，「何公証役場登簿第○○○○号」等）のが相当である。

10　確定日付の付与に関する事務取扱いについて

（平元.11.9民一4590号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）翌日の日付印請求する確定日付交付請求には応ずべきではない。

（通達）標記について，別紙甲号のとおり東京法務局長から照会があり，別紙乙号のとおり回答したので，貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

確定日付けの付与に関する事務取扱いについて

標記について，東京公証人会会長から別紙のとおり伺いがあり，当職としては，１の取扱いによるのが相当であると考えますが，いささか疑義がありますので，何分の御指示をお願いいたします。

（別紙）

確定日付けの付与に関する事務取扱いについて（伺い）

標記に関する事務取扱いについて，左記のいずれによるべきか何分の御指示を賜わりたくお伺いいたします。

記

確定日付の請求人から請求文書（以下「本文書」という。）について，請求日の翌日の確定日付の交付を求められた場合，次の取扱いによる。

1　請求日当日の確定日付の付与を求めるのでなく，その翌日の日付印を請求するのであるから，これに応すべきではない。（請求日当日の日付印を押印するしかないことを説明し，請求人がこの扱いで困るというのであれば，付与を拒絶し，翌日改めて本文書を持参させる。）

2　本文書を受け付け，請求日の翌日の日付印を押捺し，請求日当日これを請求人に交付する。

3　本文書を受領し，請求日当日その翌日の日付印を押捺しておき，本文書を公証役場で保管し，翌日朝請求人にこれを交付してもよい。

おって，近時，譲渡性預金の譲渡通知書について，請求人から，請求日の翌日の日付印を押捺し，かつ，請求当日その交付を要請される事例があり，これに対して前記３のとおりの取扱いがなされているとのことであるので，その取扱いを統一するために本伺いに及んだ次第です。なお，当会法規委員会において検討した結果，前記２は，圧倒的多数が違法，３は，違法とする意見があるが，適法とする意見が多数あること及び３は仮に適法としても，実際の取扱上，２と同じ扱いとなるおそれが多く認めるべきでないとする意見があることを付記いたします。

別紙乙号

確定日付の付与に関する事務取扱いについて

客月11日付け二総公一第382号をもって照会のあった標記の件については，貴見のとおりと考える。

第6章　執行証書

1　根抵当権設定契約証書ニ執行文付与ニ関スル件

（明42.8.2名古屋地裁所長照会）

（明42.10.22民刑872号民刑局長回答）

（要旨）根抵当権設定契約公正証書には民事訴訟法第559条第3号に該当する請求の金額の記載がないから執行ある正本を付与することができない。

（照会）公正証書ヲ以テ不動産ヲ抵当トシ金500円ヲ限度トシ金銭貸借ノ契約ヲ為シ其額ハ通帳ニ依ルコトトセリ（所謂根抵当）而シテ通帳計算ノ結果300円弁済ヲ怠レリ法ノ場合ニ於テ公証人ハ動産ニ対スル執行正本ヲ付与シ得ルヤ否ヤ（勿論公正証書ニハ弁済ヲ怠リタル場合ニハ直チニ執行ヲ受クルモ異議ナキ旨約諾ノ記載アリ）ニ関シ左記2説アリ何レヲ可トスヘキヤ差掛リタル事件有之候ニ付キ一応貴局ノ御意見承知致度此段及御問合候也

第1説　執行正本ハ付与スルコトヲ得ス

公正証書ニ依ル債務名義ハ民訴第559条第5号ニ明定セシ如ク一定ノ金額ノ支払ヲ目的トスル請求ナラサルヘカラス然ルニ本問ノ如キハ或程度（500円）迄金銭カ貸借スヘキコトヲ予約シタルニ過キサレハ民訴第559条第5号ニ該当スヘキモノニアラス

第2説　執行正本ノ付与ハ適法ナリ

当事者双方合意ノ上金500円迄貸借スヘキ契約ヲ締結シ此契約ニ基キ貸借シタル金銭ノ弁済ヲ怠リタルトキハ直チニ執行ヲ受クルモ異議ナキ旨約シタル公正証書ニ基ク以上ハ金500円ヲ超過シタルモノニ付テハ執行シ得サルコト勿論ナリト雖モ其範囲内ニ於ケル請求ハ之ヲ執行シ得サルノ道理ナシ若シ第1説ノ如キ狭義ノ解釈ヲ為サンカ金500円ヲ貸与シ其弁済ヲ怠リタルトキ内金300円ヲ請求スル場合ニ於テモ尚ホ執行シ得スト云ハサルヘカラサルノ不条理ヲ来タサム

（回答）本年8月2日附ヲ以テ御問合相成候公正証書ノ執行力アル正本付与ニ関スル件ハ公正証書ニ依ル執行シ得ヘキ債務名義ニハ執行ニ必要ナル原因ノ記載ナカルヘカラス然ルニ根抵当権設定契約公正証書ニハ民事訴訟法第559条第5号ニ該当スル請求ノ金額ニ付キ記載ナキモノナルヲ以テ公証人ハ之ニ対シ執行力アル正本ヲ付与スルコトヲ得サル義ト思考致候此段及回答候也

2　競売手続ノ合意ニ関スル件

（明43.2.5高松地裁所長照会）

（明43.8.5民刑137号民刑局長回答）

（要旨）競売期日の公告を為さずに競売手続を完結すべき旨の契約は，公の秩序に反する無効の行為であるから，執行官はもちろん，当事者もこれに拘束されない。

（照会）一定ノ金額ノ支払ヲ目的トスル請求ニ付キ作成シタル公正証書ニ債務者ヲシテ債務ノ履行ヲ怠ルトキハ強制執行ヲ受ケ即時競売セラルヘキコトヲ約諾セシメ他日債権者ハ執行文ノ付与ヲ受ケ執達吏ニ委任シ債務者ノ動産ヲ差押フルト同時ニ公告ヲモ為サス直ニ競売シ其代金ヲ取得スルコトアリ畢竟高利貸カ強制執行ニ際シ他債権者ノ配当要求ヲ避ケントスル手段ニシテ競売ノ日時場所ヲ公告セサルヲ以テ競売申出人僅少ニシテ競売価額ヲ適当ニ競リ上クルコトヲ得ス然レトモ（旧）民事訴訟法第575条但書ニハ利害関係ノ合意ニ依リ競売期日ヲ短縮スルコトヲ許シ殊ニ同条但書ニ依レハ腐敗シ易キ物ノ換価ニ付テハ公告ヲ為スナキコトアルヘケレハ利害関係人ノ合意アルトキハ公告ヲ為サス差押物ヲ即時競売ニ付スルコトヲ得サシメサルヘカラス又期日短縮ノ合意ハ予メ許ササル性質ノモノニアラサルニ付右ノ如ク公正証書ヲ以テ合意スルトキハ有効ト為ササルヘカラサルカ（競売完結前執行力アル正本ニ依リ配当ヲ要求スル債権者ヨリ法定期間ノ公告ヲ求ムルトキハ右合意ノ無効ナルハ勿論ナリ）他ニ時弊矯正ノ方法ナキヤ

（回答）有体動産ニ対スル強制執行ハ民事訴訟法ノ規定ニ従ヒ相当ノ期間ヲ以テ競売期日ヲ定メサルヘカラサルモノニシテ差押債権者及債務者間ニ於テ

予メ期日公告ヲ為サスシテ競売手続ヲ完結スルコトニ付契約ヲ為スモ其契約ハ公ノ秩序ニ反スル事項ヲ目的トスルモノニシテ素ヨリ其効力ヲ生セサルモノトス従テ執達吏ハ勿論当事者ニ於テモ該契約ニ拘束セラルヘキモノニアラス

3　当事者一方ノ嘱託ニ因リ作成シタル公正証書ノ執行力ニ関スル件

（明42.10.27岐阜公証人倉橋隼太郎照会）

（明43.11.22民刑1267号民刑局長回答）

（要旨）当事者一方の嘱託により作成した公正証書は，その内容の如何に拘わらず強制執行の債務名義とならない。

（照会）公証人ハ当事者一方ノ嘱託ニ依リ公正証書ヲ作成シ得ルコトト相成候ニ付テハ義務者カ其義務事項ヲ記載シタル公正証書ノ正本ヲ債権者ニ交付シタル場合ニ於テ其証書カ民事訴訟法第559条第５号ニ適スルトキハ債権者ノ之ヲ受諾シタル記載ヲ欠クモ執行文請求夫レ自体ニ依リテ其受諾ヲ認定シ得ヘク又送達謄本ハ利害関係人トシ之ヲ交付シ得ヘク従テ之ヲ債務名義トシテ執行スルニ妨ナキカ如ク認メラレ候右ハ曩ニ広木公証人稟伺ニ対スル民刑局長回答ノ次第モ有之候得共一方嘱託ニ依ル証書ハ其種類内容ノ如何ヲ問ハス総テ執行ヲ許ササル趣旨ナリヤ又ハ回答面御例示ノ如キ場合ノミ執行シ能ハサル義ナリヤ疑義相生シ候ニ付茲ニ重ネテ相伺候

（回答）民事訴訟法第559条，当事者一方ノ嘱託ニ依リ作成シタル公正証書ハ其内容ノ如何ニ拘ラス強制執行ノ債務名義タル効力ナキモノトス

4　有体動産競売手続ノ合意等ニ関スル件

（明44.7.8広島地裁所長照会）

（明44.9.13民事518号民事局長回答）

（要旨）１　有体動産の競売を早くすることの合意は，差押をした後執行官に対し申出るべきであって，強制執行前債権者債務者間に於て予め合意をしても，民訴第575条但書の「合意」とはならない。

２　差押後競売を早くすることの合意があった場合でも，民訴第576条第２項の公告は必要である。

（照会）近時公証人ノ作成スル公正証書ニハ「強制執行ノ場合即時競売セラルルモ債務者ニ依テ異議ナキ事」ト云ヘル条項殆ント例文トシテ掲ケラレタリ之レ民事訴訟法第575条但前段ニ「差押債権者云々及債務者カ競売ヲ更ニ早ク為サンコトヲ合意シタルトキ」トアル法文ニ胚胎シ債務者ハ金銭若クハ米穀借入ノ急ニ迫マラレ債権者就中高利貸ノ強要ヲ甘諾スルノ已ムヲ得サルニ出テタルモノナランモ斯ル意思表示ノ条項アルカ為メ債権者ハ弁済期限経過スルヤ猶予ナク債務者ノ所有ト否トニ拘ハラス其占有スル動産ノ差押ヲ為シ即時ニ競売ヲ為サシメ以テ其間ニ奇利ヲ博シ同時ニ差押物件ニ付キ利害ノ関係ヲ有スル第三者並ニ一般債権者ヲシテ異議ノ申立ハ配当加入ヲ為スヘキ猶予ナク不測ノ損害ヲ蒙ラシムルノ弊害アリ又一面ニハ狡猾ナル債務者債権者ト相通シ如上ノ公正証書ヲ作成シ之ニ依リ一般債権者又ハ利害関係ヲ有スル第三者ヲ害スルノ虞ナシトセス民訴575条ノ但書ニハ何程ノ猶予期間ヲ存スヘキ制限ナキヲ以テ執達吏ハ債権者ノ求ニ因リ如上ノ弊害アルニ拘ハラス即時ニ競売ヲ施行シ差支ナキヤ若シ即時競売ヲ為シ得ルモノトセハ此場合ニ於テハ民訴576条２項ノ公告ハ必要トセサルヤ又此場合ニ於テ執達吏ハ第三者ノ異議申立若クハ他債権者ノ執行力アル正本ニ因リ配当ヲ要求シ得ヘキ相当ノ期間ヲ存スヘキモノナルヤニ付疑義有之御省議承リ度候

又即時競売ヲ予メ承諾スル意思表示ハ有効ナルヤ否ヤニ付数説アリ即チ法律上何等制限スル処ナキノ故ヲ以テ全然有効ナリト主張スルモノアリ又民事訴訟法第575条ハ公益規定ニシテ同条但書ノ合意ハ差押ニ際シテ為シタルコトヲ要シ予メ合意スルモ効力ナシトノ論者アリ又利害関係ヲ有スル第三者若クハ執行力アル正本ニ因リ配当ヲ要求セントスル債権者アル場合ニハ無効トナルヘキモ其他ノ場合ニハ有効ナリトノ折衷説ヲ主張スル者有之候若シ全然無効ナリトノ説ヲ正当ナリトセハ公証人ヲシテ始メヨリ斯ル意思表示ノ公正証書作成セシメサルヲ得策ト思考致候此点ニ付御省議ハ何レニ有之候哉何分ノ御垂示ニ預リ度此段及御問合候也

（回答）本年７月８日附日記発第687号ヲ以テ御問合相成候有体動産ノ競売ニ関スル疑義ノ件ニ民事訴訟法第575条但書ノ競売ヲ早ク為スコトノ合意ハ執達吏カ差押ヲ為シタル後差押債権者，執行力アル正本ニ因リ配当ヲ要求

スル債権者及ヒ債務者カ執達吏ニ対シ合意ノ申出ヲ為スヘキモノニシテ強制執行開始前予メ債権者債務者間ニ於テ合意ヲ為シタリトスルモ右法条ノ所謂合意トナルヘキモノニアラス次ニ差押後競売ヲ早ク為スコトノ合意アリタル場合ト雖モ民事訴訟法第576条第2項ノ公告ハ必要ニ有之其幾何ノ時間ヲ存スヘキヤハ差押物ノ性質其他ノ事情ヲ斟酌シ適宜定ムヘキモノト思考致候此段及回答候也

5　私署証書ノ援用ニ関スル件

（大2.2.14東京公証人今井万吉照会）

（大2.6.27民91号法務局長回答）

（要旨）1　私署証書を公正証書に援用した場合でも，その公正証書により給付を約するものである以上，強制執行に関する記載をすることができる。

2　不動産の抵当権設定登記を経た私署証書を公正証書に援用した場合でも，その公正証書により給付の義務を証するものである以上，強制執行に関する記載を為すことができる。

（照会）1　私署証書ノ債務ヲ承認又ハ確認シタル旨ヲ記載シタル公正証書ハ民事訴訟法第559条第5号（現第3号）ノ証書ニ該当セサルヲ以テ該証書ニハ強制執行ニ関スル記載ヲ為スコトヲ得ス従テ其ノ正本ニハ執行文ヲ付記スヘキモノニアラサル趣ハ従来多数ノ稟伺ニ対シ民刑局長ヨリ御回答有之候処明治44年(ｲ)第226号明治45年2月7日大審院第二民事部ノ判決ハ右民刑局長ノ御回答ト異ナリ私署証書ニ因リ成立シタル消費貸借ヲ承認シタル旨ヲ記載シタル公正証書ハ民事訴訟法第559条第5号（現第3号）ニ該当スル証書ニシテ強制執行ニ関スル記載ヲ為シ真正本ニハ執行文ヲ付記スルコトヲ得ル如ク判示セラレ候ニ付テハ右判決ノ趣旨ニ従ヒ公正証書ヲ作成スルモ差支ナキ義ト心得可然哉

2　前記判決ノ趣旨ニ従ヒ公正証書ヲ作成スルモ差支ナキ義ニ候ハハ当事者間ニ消費貸借契約ヲ締結シ債務者カ債務ノ担保トシテ其ノ所有不動産ニ抵当権ヲ設定シ之ヲ私署証書ニ作成シテ抵当権設定ノ登記ヲ受ケタル後右私署証書ノ債務ヲ承認シタル旨ヲ公正証書ニ作成スル場合（或ハ当事者ハ何年何月何日付私署証書ニ因リ消費貸借契約ヲナシ債務者所有ノ不動産ヲ債

務ノ担保トシテ抵当権ヲ設定シ其ノ登記ヲ完了シタル旨ヲ記載スル公正証書ヲ作成スル場合）ノ如キモ強制執行ニ関スル記載ヲ為シ真正本ニハ執行文ヲ付記スルコトヲ得ル義ト心得可然哉

右稟伺候也

（回答）本年2月14日付稟伺ニ係ル公正証書ノ作成方ニ関スル件ハ左ノ通思考致候

1　私署証書ノ債務ヲ承認又ハ確認シタル旨ヲ記載シタル公正証書ニハ強制執行ニ関スル記載ヲ為スコトヲ得サル旨ノ当省先例ハ明治43年11月23日民刑第1377号青森地方裁判所所属公証人館純吉ニ対スル民刑局長回答ニ依リ省議変更セラレタルモノニシテ該回答ノ趣旨ハ明治44年(ｵ)第226号大審院判決ノ趣旨ト抵触スル処ナク該回答ノ趣旨ヲ再言スレハ私署証書ヲ援用シテ公正証書ヲ作成スル場合ニ於テモ其証書ニ依リ給付ヲ約スル趣旨ナル以上ハ之ニ強制執行ニ関スル記載ヲ為スコトヲ得ルモ凡ソ公正証書ハ法律関係ヲ明確ニシ疑義ヲ生セサル様努ムルヲ肝要トスルヲ以テ承認又ハ確認等ノ文詞ハ之ヲ避クルヲ可トス

2　証書ノ趣旨前項ノ如ク私署証書ヲ援用シ依テ給付ノ義務ヲ証スルモノナル以上ハ貴見ノ通リ解スヘシ但此場合ニ於テモ亦前項ノ場合ニ於テモ公正証書ニ承認又ハ確認等ノ文字ヲ用ユルモ該証書ハ公証人手数料規則第13条第1号ノ所謂承認ヲ証スル証書ニ非サルヲ以テ同条ニ依リ手数料ヲ算定スヘキ限ニ非ラサルハ勿論ナリトス此段本官ヨリ及回答候也

（参考）公正証書の作成につき，さきに作成した私署証書を引用すると否とを問わず，該証書が法律行為の要項を具備する以上は強制執行の債務名義となりうるが「債務を確認し云々」のような文言は避けた方がよい（明42.11.29青森公証人館純吉照会，明43.11.23民刑1377号民刑局長回答）。

6　公正証書ノ作成ニ関スル件

（大4.7.13甲府公証人志邨亮平照会）

（大4.8.6民1197号法務局長回答）

（要旨）私署証書の債務を公正証書に改めることによって給付の義務を約し，かつ強制執行を受けても差し支えない旨の契約については，証書を作成する

ことができる。

（照会）私署証書ヲ以テ金銭ヲ貸渡シタルモ其弁済期日ニ債務ヲ履行セサルニ付更ニ23日内ノ短期間内ニ其債務ヲ履行スヘク若シ不履行ノトキハ直チニ強制執行ヲ為スヘキ契約ノ嘱託ニ応スルモ差支ナキヤ

（回答）問合面ノ場合ニ於テ公証人ノ作成スヘキ公正証書ニ依リ給付ノ義務ヲ約スルモノナルニ於テハ貴見ノ通

7　組合契約加入ノ公正証書ニ関スル件

（大6.6.8福岡地裁所長照会）

（大6.7.14民1449号法務局長回答）

（要旨）公正証書に他の公正証書を援用した場合でも，一定の金額の支払を約したものであるときは，これに強制執行に関する記載をすることができるが，他の組合契約公正証書の条項を承認し，該組合に加入した旨を記載した公正証書には強制執行の記載をすべきでない。

（照会）公証人ニ於テ組合員カ或ル違反行為アルタルトキハ一定ノ違約金ヲ支払フヘキ罰款アル組合契約ノ公正証書ヲ作成シタル後該契約ニ基キ組合ヲ代表スヘキ組合員甲者ト新ニ其組合ニ加入スヘキ乙者トノ間組合加入ノ公正証書ヲ作成スルニ該リ嚢ニ作成シタル組合契約ノ各条項ヲ列記セス単ニ其ノ組合契約アル公正証書ヲ援用シ乙者ニ於テ該契約ノ各条項ヲ承認シ組合ニ加入セルコト及強制執行認諾ノ旨ヲ記載シタルモノアリ然ルニ後日右等甲乙両者間ノ嘱託ニ依リ作成シタル公正証書ニ基キ甲者ヨリ乙者ニ対シ違約金徴収ノ為メ公正証書ノ執行正本ヲ求ムルコトアルモ該証書自体ノミニテハ民事訴訟法第559第5号（現行第3号）ニ所謂一定ノ金額ノ支払ヲ以テ目的トスル請求ニ付キ作リタルモノナルコト判然セサルカ故ニ其援用シタル組合契約ハ公正証書謄本ヲ執行正本ニ添付シ付与スルコトヲ得ヘキヤ元来右等公正証書ニ対シテハ執行正本ヲ付与スヘキモノニ非ス従テ強制執行認諾ノ旨ヲ記載スルコトヲ得サル義ニハ無之哉

（回答）公正証書ニ他ノ公正証書ヲ援用シタル場合ニ於テモ其証書ニ依リ一定ノ金額ノ支払ヲ約シタルモノナルトキハ之ニ強制執行ヲ受クヘキ旨ノ記載ヲ為スコトヲ得ルモ問合面ノ如ク公正証書ニ他ノ組合契約公正証書ヲ援用

シテ之ヲ添付書面ト為シタルニ非ス単ニ組合契約ノ各条項ヲ承認シ該組合ニ加入セシコトノミヲ記載シタルモノハ之ニ依リ支払又ハ給付ノ義務ヲ約シタルモノトスルコトヲ得サルヲ以テ斯ル証書ニハ直ニ強制執行ヲ受クヘキ旨ノ記載ヲ為スヘキモノニ非ス従ツテ仮令之カ記載アリトスルモ該証書ニ援用シタル他ノ公証証書ヲ添付シテ之ニ執行文ヲ付与スヘキモノニ非ス

8　連帯債務者の一人が嘱託に参加しない消費貸借契約公正証書の作成について

（昭28.8.5旭川公証人板井一治照会）

（昭28.9.5民事甲1622号民事局長回答）

（要旨）債権者甲，連帯債務者乙丙間の消費貸借契約において，甲乙間の法律関係のみを公正証書に作成するのであれば，甲乙のみの嘱託に応じて差し支えない。

（照会）甲は乙，丙両人を連帯債務者として金円を丙に交付して貸付けたとの契約を公正証書とせんとする嘱託に於て，交付を受けたる丙は其嘱託に加わらず敢て甲，乙のみにて「丙が金円を受領して成立せる消費貸借に乙が連帯債務者となること並に強制執行認諾の条項」ある公正証書作成の嘱託に応じ支障なきや御垂示仰度

丙は株式会社として権限ある代表者が金円を受領せるも受領後会社更生法による更生手続開始決定ありたる為め代表権が管財人に移り管財人は進んで公正証書作成に加わらざるに依り乙のみにてなさんとする事情なり。

（回答）本年8月5日付をもって照会にかかる標記については，甲乙間の法律関係のみを定める内容のものであればさしつかえないものと考える。

9　公正証書の作成について

（昭30.9.19輸監30第10号日本輸出入銀行監査部長照会）

（昭30.12.28民事甲2828号民事局長回答）

（要旨）貸付金の交付時期を将来の特定日とする分割貸付契約公正証書は，執行証書とならない。

（照会）一定金額を貸し付ける旨を約し，その金銭の交付時期を将来の特定日

とする分割貸付契約について公正証書が作成されたときは，民訴第559条第3号にいう「一定の金額の支払を以て目的とする請求」について作成した公正証書と解して差支えないか。

分割貸付契約証書（抄）

第　条　甲は乙に対し，左記要項により金員を貸し渡すことを約諾した。

1　金額金　　円也但し左のとおり分割して貸し渡すものとする。

昭和　年　月　日　金　　円也

昭和　年　月　日　金　　円也

計　金　　円也

2　弁済期　昭和　年　月　日

3　利　率　　年　　分

4　利息支払方法　毎年　　月及び　　月の各日に前6ヶ月分を後払のこと。但し，月に満たないときは日割計算とする。

5　特約　乙がこの契約に違反したとき，又は乙の資産若しくは事業の重大な変更その他の事由によりこの契約又はこの借入金にかかる輸出契約の履行が困難であると甲が認めたときは，甲は法定の手続を要しないで乙に対し貸付未済額の貸付を取り止めるばかりでなく，期限及び償還方法にかかわらず，直ちに債務を完済させ得ること。

債務不履行の場合には，乙は，弁済を要する金額に対して，100円につき1日4銭の割合に当る損害賠償金を支払うこと。

第　条　乙はこの契約に違反したときは，直ちに強制執行を受けるべきことを認諾した。

（回答）昭和30年9月19日付輸監30第10号をもって照会のあった所問については，消極に解すべきものと考える。

理由　所問の金銭分割貸付契約においては，分割貸付金の返還請求権は，当該分割貸付金が現実に貸し付けられるまでは発生しないものである。従って一定額の金銭の交付時期を将来の特定日としても，その日以前に作成された公正証書は民事訴訟法第559条第3号にいう「一定ノ金額ノ支払……ヲ以テ目的トスル請求ニ付キ作リタル証書」と解することはできない。

10　分割融資契約について

（昭31.7.7東京公証人高野正保照会）

（昭31.8.30民事甲1961号民事局長回答）

（要旨）分割融資契約公正証書については，既に金銭の授受があった部分にのみ強制執行認諾約款を付し得る。

（照会）左記公証事務の取扱につき疑義がありますので何分の御指示をお願いする。

1　当事者が一定の金額を一定の期日に数回に分割して一定の金額を順次交付をなす，所謂分割融資契約を締結し，その後1回分又は数回分の金額を授受したが，未だ一部数回分の金額授受未了の場合

2　略

3　前記事実においては借主に一定の事由あるときは爾後の融資即ち分割金の授受をしない旨の約定が定められているが，

(1)　かかる事実の公正証書には債権金額が一定しないから，債務者の債務不履行を条件とする強制執行認諾条項を付し得ないか，若し付し得ないとせば既に金銭の授受があった部分についてのみ消費貸借が成立したものとして強制執行認諾条項を付するを可とするか。

(2)　公正証書作成当時においては将来の債権金額が一応一定しているのであるから，債権全額につき強制執行認諾条項を付け得るか。

4　略

右解釈如何に依り，強制執行開始の条件として公正証書の謄本の外，同条項の執行文の謄本の交付及債権者提出の証明書の謄本の作成の要否も分れて来る。

目下差迫った事実がありますので至急御回示願い度い。

（回答）7月7日付をもって照会にかかる標記について，左記のとおり回答する。

記

1及び2　略

3　(1)後段のとおり。

4　略

11　違約金条項に関する執行認諾について

（昭32.3.29総283号鹿児島地方法務局長照会）

（昭32.4.9民事甲722号民事局長回答）

（要旨）組合契約中の違約金支払の約定についても執行認諾文言を附することができる。

（照会）標記についての別紙のとおり名瀬支局長から問合せがあり，イ，ロ両説があっていささか疑義もありますので，何分の御指示を仰ぎます。

別紙

公証事務取扱について（照会）

別紙組合契約書を作成するにあたり，関係人全員は，第10条第2項の過怠金について，契約に違反した場合は，強制執行を認諾する旨，申述べますが，左記の通り疑義があります。

差しかかった事件につき，至急何分の御指示を願います。

記

イ説　証書の本旨は，飲料水の製造及び販売方法についての協定であって，一定の金額の支払を目的とする請求についての証書とはいえない。したがって執行認諾の旨を記載しても無効である。

ロ説　証書の本旨のみに，左右されるべきでなく，たとえ附帯約定であっても，確定した金額の給付を目的とする請求部分については，執行認諾の旨の記載は有効である。

したがって，公証人において執行文を付与できる。

契　　約　　書

契約各者（以下組合員と称す）は左記の如く契約し，各其の権利と義務を有する事を承認す。

1　奄美群島下に於ける清涼飲料水，保存飲料水（以下飲料水と称す）の製造販売を営むものの結集により飲料水の製造販売を為し，共同の利益を増進するを目的として，大島清涼飲料水組合の設立する迄本契約を以て協定し以下大島清涼飲料水組合と呼称す。

2(1)　新たに奄美群島下に於て飲料水の製造販売の許可を受けたる者ある時は，此の契約締結を要請するものとする。

(2)　組合を脱退せんとする者は脱退1カ月以前に組合長に申出し，組合長は可成速に臨時総会を開き，組合員過半数の承認を得たる場合にのみ脱退を承認し，此の承認に依りて初めて脱退の効力を発する事とす。

3(1)　組合員は飲料水の公衆衛生に及ぼす影響に鑑み，名瀬保健所の指導に従い，飲料水の声価を落さぬ様其品質及衛生的製造に留意努力するものとする。

(2)　組合は名瀬保健所の要請あらば資材の選択斡旋原価計算，各工場の製造能力の劃定等に協力するものとする。

4　法的許可なくして製造販売する者ある時は，保健所等関係官庁に連絡して直に之が禁止措置を講じて飲料水に対する声価維持等に努めると共に業者共同の利益を侵かされざる様努めるものとす。

5　組合員はオレンジジュース（180CC入壜詰1本当）の販売価格を次の通り協定す。

(1)　小売店への販売価格

中　味	1本9円50銭	計16円50銭以上但し得意先店前渡
壜保証金	1本7円	

(2)　特約店（一般小売問への卸元を称す）への販売価格

中　味	1本8円	計15円以上但し名瀬渡
壜保証金	1本7円	

但し以上の価格は大島税務署より第2種物品の容器に関する承認を得たるものに限る（当該承認無きものに対しては中味壜保証金合計額に対して20%の物品税を加算することとなる）。

6　前項の協定価格に依らざる価格に依り販売を必要とする時は事前に組合長の承認を得たる上行うものとす。

7　壜本数をサービスする（試飲用として王冠を脱して渡すものを除く）等実質的に第5項の価格を変更するものは本協定に違反するものとす。

8　各組合員は其の特約店（一般小売店のみへの販売店）及小売店の販売価格に関しては第5項の価格を堅持せしむ責任を負うものとす。

9　右壜の買取（第5項の壜保証金を返却する場合を含まず）価格を1本当り金5円以下とす。

10(1)　第５項乃至第８項の協定に違反したるものに対しては他組合員は其の蒙りたる損失を一方的に決定して弁償請求する事が出来る。其の場合違反したる者は其の請求に応じなければならない。

(2)　前項の外組合長は第５項乃至第８項の協定に違反したる事実を確認したる時は，違反者より違反事項１件毎に過怠金１万円を徴収す。但し組合長は右過怠金１万円の徴収に応じ得ざる者よりはジュース空壜1,500本を徴収す。此の徴収したるものは，組合基金に繰入するものとす。

11(1)　組合に組合長１幹事１を置き各其の任期を１ヶ年とし，任期到来の時は総会を開き改めて推薦するものとす。

12　名瀬保健所長及同衛生課長に組合顧問を委嘱する。

13　組合通常経費を支弁する為，毎月各業者より金200円を徴収し毎年組合長任期推薦の際，支出報告して組合員の承認を得るものとす。

14　新規加入組合員との本契約の締結は組合長に委任す。

昭和32年３月８日

鹿児島県名瀬市小町３班
A　食品工業株式会社
取締役社長　K　某

名瀬市浜町３
何　某

名瀬市永田橋通り
何　某

名瀬市芳町１班
何　某

名瀬市小町３班
何　某

名瀬市金久町５
何　某

瀬戸内町古仁屋17
何　某

瀬戸内町古仁屋
何　某

瀬戸内町古仁屋
何　某

（回答） ３月29日付総第2873号をもって照会のあった標記については，口説によるのが相当と考える。

なお，第10項第１号の「損失を一方的に決定して弁償請求する」ことは，不当であるから参考までに申し添える。

12　分割貸付契約公正証書に関する取扱

（昭32.6.4東京公証人大沢光吉照会）

（昭32.6.6民事甲1067号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨） 分割貸付契約公正証書において既に金銭の授受がされている部分は執行証書となり得るが，金銭の未授受の部分については消費貸借の予約が成立するにすぎず，執行証書となり得ない。

その後右の予約に基づき執行認諾約款を附した公正証書（追加証書）が作成されれば，それは執行証書となる。

（通達） 標記について別紙甲号のとおり問合せがあったので別紙乙号のとおり回答したから，貴局所属公証人に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

分割貸付公正証書の執行力については，別紙記載の通り公証人により種々意見を異にしていますので，本件に関する実務上の取扱を統一する為，然るべく御指示されたく，御願申上げます。

尚小生の見解としましては，左記の通りに処理した方が妥当ではないかと考えますが，何卒宜敷く御指示の程願上げます。

別紙

１　消極説

追加公正証書作成のこと。尚之には強制執行認諾の文言記載のこと。

２及び３　略

以　上

分割貸付公正証書に基く執行文の付与に係る件

1　別添のとおりの契約内容を有する公正証書（以下原公正証書という。）を作成した場合，執行文の付与に関し，次のとおり説が分れておりますが，いづれに従うべきか御伺い申し上げます。

(1)　積極説

別添の契約によれば，公正証書作成時に未貸出である第2回以降貸借額金750万円也については，未だ消費貸借は成立してないが，貸主が一定金額の貸付を約し，借主が，これに応じて返済を約しているので，ここに1個の債権債務関係が創設されている。而もその契約内容が，別添の如く特定した具体的請求権である限り，民事訴訟法第559条第3号に定める要件を充たし，債務名義となり得ると解する。即ち，貸借が将来の或る一定日（起工日，進水日及び竣工日）に行われることを先践的反対給付とする請求権が，分割貸付契約の成立と同時に発生したものと認め，これが，公証人がその権限内において正規の方式によって作成した公正証書に記載され，かつ，その公正証書に強制執行認諾の記載がある場合，債務名義となり得ると解する。

而して民事訴訟法第518条第2項は，執行が条件に係る場合には債権者が，証明書を以てその条件を履行したことを証明する場合に限り執行文を付与することができる旨規定しているから，貸主をして，夫々の特定日に一定金額宛を受領した旨の借主の領収証を提出せしめ，貸付総額金1,000万円也の貸借が約定通り履行されたことを確認の上，貸付総額金1,000万円也につき，執行文の付与をすることを得ると解する。

(2)　消極説

別添契約による第1回貸借額金250万円也については，貸借が，公正証書作成時に既に行われているのであるから，当該公正証書は，右金額の限度においては民事訴訟法第559条第3号所定の要件を充たし，債務名義となり得ると解する。

然し，公正証書作成のときに，未貸出である第2回以降貸借額金750万円也に関しては，当該公正証書は，未だ発生しない請求権につき作成された証書であるので，債務名義となり得ないと解する。即ち，将来の或る一定日（起工日，進水日及び竣工日）に一定金額を貸出す旨約定した貸主及び借主両者間の権利関係を考察すれば，公正証書作成時においては貸主は，或る一定日に一定金額を貸金として給付すべき債務を負担し，又借主は，これが給付を受くべき債権を有するのみである。

従って，貸主は公正証書作成時においては，第2回以降貸借額金750万円也については，金銭の支払を請求すべき債権を有しないと解すべきである。従って，この第2回以降貸借額金750万円也に関する限りは，当該公正証書は，債務名義たるの要件を欠如しているので執行文の付与はなし得ず，公正証書作成時に既に貸借済の第1回貸借額金250万円也についてのみ執行文の付与が可能である。

2　前記問題1に関し消極説に従うのが妥当と解する場合，原公正証書記載の貸借が行われた後，第2回以降貸借額金750万円也に関し，特定日に夫々一定金額宛の貸借が行われた旨の公正証書（以下追加公正証書という。）が作成されておれば，貸付総額金1,000万円也につき，執行文の付与をなし得ると解して差支えないでしょうか，御伺い申し上げます。

3　前記問題2の追加公正証書に，あらためて強制執行認諾の意思表示がなされていない限り，執行文の付与はなし得ないと解すべきでしょうか，或は原公正証書に強制執行認諾の意思表示がなされているので，追加公正証書には，その旨の記載は必要がないと解すべきでしょうか，御伺い申し上げます。

4　前記問題2の追加公正証書に記載される第2回以降貸借の解釈に関し，次のとおりの説がありますが，いずれの説に従うのが妥当でしょうか。手数料及び印紙税との関係もありますので，御伺い申し上げます。

(1)　補充説

消費貸借が成立するには，当事者の合意と目的物の引渡しが必要であるが，この両者が常に同時に行われる必要はない。別添原公正

証書記載の契約によれば，両当事者は，先づ契約の成立に要する意思の表示をなし，後日更に他の成立要件である一定額の貸与をして，消費貸借契約を成立せしめる意思を有している。従って，一定額の貸与があったときは，消費貸借契約は，新たに当事者間において何等の意思表示なくして成立し，原公正証書においてなした意思の表示が，その時から効力を生ずると解する。

従って，第２回以降の貸借は，法律行為の補充たるの性格を有すると解する。

(2)　予約説

別添原公正証書記載の契約のうち，第２回以降貸借額金750万円也に関しては，消費貸借の予約がなされているものと解する。

従って，この予約に基いて消費貸借契約が締結されるのであるが，第２回以降の現実の貸借は右消費貸借契約成立の一要件である目的物の引渡し行為であり，他の要件である消費貸借締結の合意は，追加公正証書外においてなされたと解する。

(3)　履行説

別添原公正証書記載の契約のうち，第２回以降貸借額金750万円也に関しては，民法の消費貸借と異る諾成的消費貸借がなされているものと解する。この契約の効果として，貸主は将来或る一定日（起工日，進水日及び竣工日）に一定額を貸与すべき債務を負担し，借主は（貸与を受けた後）同額の返還債務を負うという法律関係が直ちに発生する。

従って第２回以降の貸借は，貸主が，この諾成的消費貸借契約に基き負担する給付義務の履行行為と解する。

５　略

別添

金銭消費貸借契約公正証書（関係条文のみ抜萃）

第１条　乙船舶株式会社（以下債務者という。）と甲保険株式会社（以下債権者という。）は，左の通り契約を締結し，債務者は第１回分を正に受領した。

１　使　　途　船舶建造資金

２　借入金額　金１,000万円也

３　借入日及び借入方法

第１回　契約時払分　昭和32年２月１日　金250万円也

第２回　起工時払分　昭和32年５月　　金250万円也

第３回　進水時払分　昭和32年８月　　金250万円也

第４回　竣工時払分　昭和32年10月　　金250万円也

ただし，債務者は，借入の都度この契約に基く借入金であることを表示した領収証を債権者に交付すること。

４　弁済期限　昭和33年10月末日

５　弁済方法　昭和33年１月末日を第１回とし，爾後毎月末日に金100万円宛を月賦弁済すること

６　利　　率　金100円につき日歩２銭７厘の割

７　利払方法　借入日に翌月末日迄の利息を前払し，爾後毎月末日に借入金現存残額に対する向う１ヶ月分宛の利息を前払すること。

第２条　（丙以下連帯保証人という。）は，この契約による一切の債務について，債務者との保証委託契約のいかんにかかわらず，債務者と連帯して保証の責に任ずる。

第３条　債務者又は連帯保証人が，この契約による債務を弁済しないときは，債務者又は連帯保証人は，その所有に属する財産に対して直ちに強制執行を受けることを認諾する。

別紙乙号

先般問合せにかかる標記については，左記のとおり回答する。

記

１　本公正証書（以下「原始証書」という。）は，金銭消費貸借契約ならびに金銭消費貸借の予約に対する公正証書であると解される。従って，すでに金銭の授受がなされて消費貸借が成立している部分（第１回分）は，執行証書と認め得るが，未だ金銭の授受がなく消費貸借の予約が成立しているに過ぎない部分（第２回以降の分）は公正証書作成当時執行証書の基本たる消費貸借に基く返還請求権が現存しないの

で，執行証書たり得ない。

なお，右消費貸借予約に基き，後日それぞれ強制執行認諾約款を付した消費貸借契約公正証書（以下「追加証書」という。）が作成されたときは，その公正証書は執行証書たり得る。

2及び3　略

13　保証人が将来取得する求償権に関する執行証書の作成について

（昭36.8.15，32業総第22号商工組合中央金庫審査部長照会）

（昭36.10.10民事甲2560号民事局長回答）

（要旨）保証人が将来取得する求償権については，その額が一定してない場合は執行認諾条項を付することができない。

（照会）標記に関し，下記事項につき至急御回示を賜りたく御照会申し上げます。

記

銀行が信用保証協会の保証を附し，貸出を行うに際して，銀行（甲）・借受人（乙）間の消費貸借契約の当事者として，信用保証協会（丙）が加わり，乙の債務不履行により甲に対して行う保証履行において丙が取得する乙及び他の保証人に対する求償債権を確保するため別添契約案文中に別記のような条項を挿入し締結する場合，契約証書（公正証書）作成時においては，求償権の発生原因は明確であっても求償権自体は未だ発生せず，保証履行による求償権の発生を条件としている本件において，執行証書としての「強制執行を受けても異義のない旨の特約」は法（民事訴訟法第559条第3号）の要件「一定の金銭の支払……」を具備するものと認められるか否か又，積極，消極何れに解し取扱うべきか。

別添

不動産抵当金銭消費貸借契約証書

第1条　商工組合中央金庫（以下甲という）は，　　（以下乙という）に対し，左記要領により金員を貸し渡し，乙は，これを受領した。

記

1　金　　額　金　　円也

2　使　　途

3　期　　限　昭和　　年　　月　　日

4　償還方法

5　利　　率　年　　割　　分　　厘

但し，金融情勢により，甲・乙協議の上，変更することができること。

6　利息支払方法

7　特　　約

(1)　左の各号の一に該当するときは，甲は，乙に対し期限の利益を失わしめることができる。この場合，乙は，直ちに本契約による債務の全部を弁済すること。

(イ)　乙又は担保提供者が本契約に違背したとき。

(ロ)　乙が公租・公課を滞納したとき又は抵当物件若しくは乙の財産につき，差押・仮差押・仮処分・競売の申立があったとき。

(ハ)　乙につき，事業停止若しくは支払停止の事実があったとき。

(ニ)　乙につき，会社更生・会社整理手続開始の申立又は破産・和議の申立があったとき。

(2)　乙が支払を遅延したときは，甲に対して100円につき日歩4銭の割合に当る損害金を支払うこと。

第2条　本契約による元金及び利息その他金銭の支払場所は，甲の○○○とすること。

甲は，必要に応じ，前項の支払場所を自己の他の営業所又はその他の場所に変更することができること。

第3条　乙は，本契約による債務の担保としてその所有する別紙記載不動産（以下抵当物件という〈略〉）の上に第　順位の抵当権を設定した。

前項の抵当物件について，乙は，瑕疵その他甲の損害を及ぼすような権利が存在しないことを保証した。

第4条　乙は，前条による抵当権設定の登記手続を速やかに完了して，その登記簿謄本を甲に提出すること。

第5条　本契約により担保に提供された一切の物件若しくは権利が，原因

の如何を問わず変更消滅し又はその価額が減少したときは，乙は，直ちにその旨を甲に通知すること。

前項の場合，乙は，甲の請求により増担保若しくは代り担保を提供し又は債務の全部若しくは一部を弁済すること。

第６条　抵当物件に異動を生じた場合には，乙は，直ちに登記その他必要な手続を完了し，その登記済証又は登記簿謄本を甲に提出すること。

第７条　乙は，抵当物件を甲の承諾なく他に譲渡し又はその上に物権・賃借権を設定し若しくはその現況を変更する等，甲に損害を及ぼすような一切の行為をしないこと。

第８条　乙は，抵当物件中，損害保険をつけることができる一切の物件について，甲の指定した金額以上の損害保険契約を甲の承認した保険会社と締結し，本契約による債務の全部を弁済するまで，これを継続すること。

乙は，前項の保険契約による保険証券を甲に提出し，甲のため，保険金請求権の上に質権を設定するか又はその権利を甲に譲渡すること。

本契約の後に同一物件に対し更に保険契約を締結した場合も同様とすること。

前各項の保険契約の継続更改変更保険の目的物件罹災等に対するその後の処理については，乙は，すべて甲の指図に従うこと。

甲が権利保全のため，乙に代って保険料を支払い，必要な保険契約を締結するか又は保険契約を継続した場合は，乙は，甲の支払った保険料に，甲が支払った日から100円につき日歩４銭の割合に当る損害金を加えて，弁済すること。

保険の目的物件が罹災し，甲が保険会社から保険金を受領したときは，第１条の期限にかかわらず，その金額を本契約による債務の弁済に充当することができること。

この場合，乙は，弁済充当の方法につき一切異議がないこと。

第９条　甲は，必要と認めるときは，何時でも乙の書類・帳簿・財産及び事業の状態を調査できること。

第10条　乙は，毎決算期に事業報告書・貸借対照表及び損益計算書等を甲

に提出し，且つ，甲の請求があるときは，決算及び利益金処分につき，予め甲の承認を受けること。

乙は，その事業経営に関し重大な変更を生ずるようなときは，事前にこれを甲に通知すること。

第11条　本証書の作成並びに登記その他本契約に関する一切の費用は，乙がこれを負担すること。

第12条　　（以下保証人という）は，本契約から生ずる一切の債務について保証人となり，乙と連帯し，且つ，保証人相互間に連帯して，乙・保証人間の保証委託契約の効力にかかわらず，債務履行の責に任ずること。

第13条　乙・保証人は，本契約による債務の弁済充当の方法については，甲に一任し，これに関し一切異議がないこと。

第14条　保証人は，甲が適当と認めて保証人その他担保の減免又は変更措置を講じた場合は，その事情の如何を問わず，担保の喪失又は減少を理由に免責の請求をしないこと。

第15条　保証人は，本契約による債務の全部又は一部を弁済して甲に代位するときには，甲の承認を受けた場合を除き，その代位により取得すべき一切の権利は，弁済と同時に，当然，甲のため抛棄の効力を生ずるものとすること。

第16条（別記を挿入する）

第17条　債務不履行の場合には，甲は，催告その他法定の手続によることなく随意に抵当物件を処分し，その処分代金から処分費用を控除した残額をもって，本契約による債務の弁済に充当することができること。この場合，乙・保証人は，処分の時期・方法・価格又は費用の計算若しくは弁済充当の方法につき一切異議がないこと。

第18条　乙及び保証人は，本契約に違背したときは，直ちに強制執行を受けても異議がないことを認諾した。

第19条　本契約について訴訟の必要が生じた場合は，　　地方裁判所を管轄裁判所とすること。

（別記）

第16条　乙が本契約による債務の全部又は一部を履行しないため○○信用保証協会（以下丙という）が甲・丙間の昭和　　年　　月　　日附信用保証約定書に基き乙に代り甲に対して，債務の全部又は一部の弁済を為したるときは，これにより取得すべき求償権の範囲において，乙及び保証人は丙に対し異議なく該債務の支払の責に任ずるものとする。

乙及び保証人は前項の支払をしないときは，丙より直ちに強制執行を受けても異議を述べないものとする。

（回答）８月15日付32業総第22号で照会のあった標記の件については，求償権の額が一定しているといい得ないから強制執行認諾条項を付することはできないものと解する。

14　求償保証契約公正証書について

（昭43.11.19東照838号東京弁護士会長照会）

（昭43.12.26民事甲3668号民事局長回答）

（要旨）保証人の主たる債務者に対する求償債権を保証する契約（求償保証）につき作成された公正証書は，給付金額が一定しており，かつ，執行認諾文言が付されている場合は，債務名義となり得る。

（照会）本会は弁護士法第23条の２に基き，会員○○○○氏よりの申立を適当と認め御照会申し上げますから，御繁忙中恐縮乍ら，別紙事項につき，なるべく速やかに御報告下さいますようお願い申し上げます。

別紙

照　会　請　求　書

１　照会を求める公務所又は団体の名称及び所在地

千代田区霞ヶ関１－１－１

法　務　省　民　事　局

２　照会を必要とする事項の概略

連帯保証人の求償債権につき更に連帯保証した者（求償保証）より，主債務者に対する請求につき予め別紙契約書通りの公正証書を作成した場合右公正証書は債務名義となり得るか。

①　債務名義となることを妨げる条項があるときはその部分

②　債務名義となり得ないとすればその理由

③　別紙契約書に妨げる部分があれば指摘されたい。

３　照会を必要とする受任事件名

４　照会を求める理由

別紙契約書の如き公正証書が債務名義となり得るかどうかにつき公証人の見解が一致していないので法務省民事局の見解を求めるため本請求に及ぶ。

（別紙）

求償債務履行に関する契約書

第１条　　（以下乙という）が　　（以下甲という）より買受けた　　の代金支払資金として乙が　　（以下融資機関という）より昭和　年　月　日　　円を別紙（略）表示の約定で借受けたるにあたり乙の委託でＸが連帯保証をなし，その求償債務につき甲がＸに対し連帯保証したので甲が将来乙に対して取得することあるべき求償権につき次の通り契約する。

第２条　甲が融資機関又はＸに対し乙の債務を代位弁済したとき又は乙の債務が弁済期（期限の利益喪失の場合を含む）にあるときはその弁済額並びに弁済費用その他一切の出捐につき直ちに乙に対し求償権を行使することができるものとする。

第３条　乙は前条により甲に支払うべき金額に対し甲が支払った日より完済迄日歩銭の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第４条　乙が左の各号の一に該当するときは甲は被保証債務の弁済期前であってもその債務の全部又は一部を代位弁済し直ちに乙に対して求償権の行使をすることができる。

１　乙が丙に対する債務の履行を怠ったとき又は丙との約定に違反したとき。

２　乙が第三者より仮差押仮処分強制執行，競売を受け又は破産，和議，会社更生開始手続，整理の申立があったとき。

３　乙が振出した手形，小切手を不渡にしたとき。

４　乙が甲に対する買掛代金，修理費，立替金，損害金その他の履行を

怠ったとき。

第５条　保証人Ｙは乙と連帯して本契約に基く一切の債務につき甲に対し履行の責に任ずる。

第６条　保証人は乙の融資機関又はＸに対する債務を代位弁済した場合でも甲に対して求償権の行使をしないものとする。

第７条　乙及び保証人は本契約につき公正証書を作成することに同意し且債務不履行の場合は直ちに強制執行を受けても異議なきことを認諾した。

第８条　本契約に関する訴訟の管轄裁判所は甲の本店の所在地を管轄する裁判所をもってする。

以上契約の成立を証するため本書通を作成し甲，乙，連帯保証人記名捺印の上各１通宛所持する。

昭和　　年　　月　　日

甲

乙

連帯保証人

借　入　金　目　録

借入金　　円

借入並びに保証契約日　昭和　　年　　月　　日

弁済方法　昭和　　年　　月より昭和　　年　　月迄毎月　　日に　　円宛

特　　約　割賦金の支払を１回でも怠ったときは直ちに期限の利益を失い残額を一時に支払うこと。

遅延損害金は日歩　　銭とする。

㊞

委　　任　　状

は　　を代理人とし　　等はを代理人として上記記載の求償債務履行に関する契約者記載の条項通り公正証書作成に関する一切の件を委任いたします。

昭和　　年　　月　　日

甲

乙

連帯保証人

（回答）昭和43年11月19日付東照第838号をもって照会のあった標記の件については，一般的には，保証人の主たる債務者に対する将来の求償債権に関する公正証書であっても，給付金額が一定しており，かつ，執行受諾文言が付されているものは，債務名義となりうると考えますが，照会書添付の契約書は，全体として内容が不明瞭であり，特に，執行文の付与に際して審査すべき義務履行の条件（民事訴訟法第518条第２項）が確定していないので，原文のままでは，これに基づいて公正証書を作成しても，債務名義とすることができないものと考えます。

第７章　執行文の付与

１　執行文ヲ付与シタル場合ノ記載方ニ関スル件

（明42.7.9長野地裁所長照会）

（明42.7.30民刑704号民刑局長回答）

（要旨）執行文を付与するときは，民訴法第524条を準用し，証書の末尾にその旨記載することを要する。

（照会）執行文ヲ付与シタルトキハ証書ノ末尾ニ正本交付ノ場合ニ準シ其旨ノ記載等ヲ要スルヤ

（回答）民事訴訟法第559条第５号及第560条ノ規定ニ依り同法第524条ノ規定ヲ準用スヘキモノトス

（同旨）公証人方執行文ヲ付与スル場合ニハ証書ノ原本ニ民訴第524条ノ記載ヲ為スノ外公証人法第23条ノ規定ヲ適用スベキモノトス（明43.12.19宇都宮公証人生方一哉照会，明44.5.11民179号民事局長回答）

（参考）弁済期限経過後の金銭貸借契約についても公正証書を作成することができ，且執行文を付与することができる（大7.2.12仙台公証人片山知伺，大7.3.4民395号法務局長回答）。

２　当事者一方ノ嘱託ニ因ル証書ニ関スル件

（明42.8.20長野地裁所長照会）

（明42.10.7民刑970号民刑局長回答）

（要旨）当事者一方の嘱託に因り作成した証書については，執行文を付与することができない。また，相手方は正本の交付を求めることができない。

（照会）売買契約ノ場合ニ於テ買主ノミノ嘱託ニ依リ公正証書ヲ作成スル場合ニハ其証書ニハ執行文ヲ付与スル能ハス又売主ニハ正本ヲ交付スルコト能ハサルヤ

（回答）貴見ノ通

３　根抵当権設定契約証書ニ執行文付与ニ関スル件

（明42.8.2名古屋地裁所長照会）

（明42.10.22民刑872号民刑局長回答）

（要旨）根抵当権設定契約公正証書には民事訴訟法第559条第３号に該当する請求の金額の記載がないから執行ある正本を付与することができない。

（照会）公正証書ヲ以テ不動産ヲ抵当トシ金500円ヲ限度トシ金銭貸借ノ契約ヲ為シ其額ハ通帳ニ依ルコトトセリ（所謂根抵当）而シテ通帳計算ノ結果300円弁済ヲ怠レリ法ノ場合ニ於テ公証人ハ動産ニ対スル執行正本ヲ付与シ得ルヤ否ヤ（勿論公正証書ニハ弁済ヲ怠リタル場合ニハ直チニ執行ヲ受クルモ異議ナキ旨約諾ノ記載アリ）ニ関シ左記２説アリ何レヲ可トスヘキヤ差掛リタル事件有之候ニ付キ一応貴局ノ御意見承知致度此段及御問合候也

第１説　執行正本ハ付与スルコトヲ得ス

公正証書ニ依ル債務名義ハ民訴第559条第５号ニ明定セシ如ク一定ノ金額ノ支払ヲ目的トスル請求ナラサルヘカラス然ルニ本問ノ如キハ或程度（500円）迄金銭カ貸借スヘキコトヲ予約シタルニ過キサレハ民訴第559条第５号ニ該当スヘキモノニアラス

第２説　執行正本ノ付与ハ適法ナリ

当事者双方合意ノ上金500円迄貸借スヘキ契約ヲ締結シ此契約ニ基キ貸借シタル金銭ノ弁済ヲ怠リタルトキハ直チニ執行ヲ受クルモ異議ナキ旨約シタル公正証書ニ基ク以上ハ金500円ヲ超過シタルモノニ付テハ執行シ得サルコト勿論ナリト雖モ其範囲内ニ於ケル請求ハ之ヲ執行シ得サルノ道理ナシ若シ第１説ノ如キ狭義ノ解釈ヲ為サンカ金500円ヲ貸与シ其弁済ヲ怠リタルトキ内金300円ヲ請求スル場合ニ於テモ尚ホ執行シ得スト云ハサルヘカラサルノ不条理ヲ来タサム

（回答）本年８月２日附ヲ以テ御問合相成候公正証書ノ執行力アル正本付与ニ関スル件ハ公正証書ニ依ル執行シ得ヘキ債務名義ニハ執行ニ必要ナル原因ノ記載ナカルヘカラス然ルニ根抵当権設定契約公正証書ニハ民事訴訟法第559条第５号ニ該当スル請求ノ金額ニ付キ記載ナキモノナルヲ以テ公証人ハ之ニ対シ執行力アル正本ヲ付与スルコトヲ得サル義ト思考致候此段及回

答候也

4　執行文付与ニ関スル件

（明43.6.21東京公証人中村一蔵照会）

（明43.8.5民刑642号民刑局長回答）

（要旨）１　消滅時効期間を経過した債権についても執行文を付与することができる。

２　前項の債務者が時効を援用して執行を拒もうとすれば，請求に関する異議によるべきである。

３　債権の代位弁済者は民事訴訟法第519条にいう特定承継人に該当するから，承継の証明書があるときは執行文を付与することができる。

４　右承継の証明書とは債権者の承諾書，債務者に対する代位の通知書又は債務者の代位承諾書等をいう。

５　債権の譲受人に執行文を付与する場合は，債権譲受の事実のほか，債務者に債権譲渡の通知をし，又は債務者がこれに承諾を与えた事実を譲受人に証明させることを要する。

（照会）１　時効期間ヲ経過セル債権ニ対シ（公正証書ニ依り明白ナルモノ）公証人ハ中断ノ証明ナクシテ執行文ヲ付与シテ可ナルモノニ候哉民法第145条ニ依レハ「時効ハ当時者カ之ヲ援用スルニアラサレハ裁判所之ニ依り裁判ヲ為スコトヲ得ス」トアリ従テ此場合ニモ援用スルト否トハ債務者ノ自由ナリトシ中断ノ有無ヲ論セス執行文ヲ付与シテ然ルモノニ候哉

２　金銭債務（公正証書ニ依ル）ノ代位弁済者ハ債権者ノ特定承継人ナリト看做シ民事訴訟法強制執行総則ノ規定ニ従ヒ公証人ハ之ニ対シ執行文ヲ付与シテ可ナルモノニ候哉若シ然リトセハ民法第499条ニ依ル約定代位ノ場合ニ代位者ハ債権者ノ承諾ヲ得ルコトヲ要スルカ故ニ前記ノ場合ニ於テハ債権者ノ承諾証明書ヲ要スル義ト心得候猶此場合ニハ債務者其他ノ第三者ニ対スル通知又ハ承諾ノ証明ヲモ要スル義ニ候哉

３　債権譲受人カ公証人ニ執行文ヲ申請スル場合ニハ承継証明書ノ外原債権者タル譲渡人ヨリ債務者其他ノ第三者ニ通知シタルコト又ハ承諾アリタルコトヲ証明セシムヘキモノニ候哉

右差迫リタル件モ有之候ニ付至急御訓示相願度此段稟伺候也

（回答）本年６月21日附稟伺ニ係ル公正証書ノ執行文付与ニ付テノ疑義ニ関スル件ハ左ノ通思考致候

１　執行文ヲ付与スルコトヲ得債務者カ時効ヲ援用シテ執行ヲ拒マント欲セハ請求ニ関スル異議ニ依ルヘシ

２　代位者ハ実体上債権者ノ権利ヲ承継スルモノニハアラサルモ民事訴訟法第519条ノ意義ニ於ケル特定承継人ト云フコトヲ妨ケス故ニ同条ニ依り承継ノ証明書アルトキハ執行文ヲ付与シ得ルモノトス

承継ノ証明書ハ民法第499条，第467条ニ依り債権者ノ承諾書並ニ債権者ヨリ債務者ニ対スル代位ノ通知書又ハ債務者ノ代位承諾書ヲ包含ス

３　債権譲渡ノ事実ノ外譲渡人ヨリ債務者ニ其通知ヲ為シ又ハ債務者カ譲渡ヲ承諾シタルコトヲ証明セシムルコトヲ要ス

此段本官ヨリ回答候也

5　金銭ヲ授受セサル公正証書ニ執行文付与ニ関スル件

（明42.9.8神戸公証人外村与惣次郎照会）

（明43.8.10民刑1031号民刑局長回答）

（要旨）証書作成の当時金銭を授受せず，後日抵当権設定登記済の上金銭の授受をすることを約した公正証書には執行文を付与することができない。

（照会）左記契約ノ証書ナル場合ニ於テ債権者カ金銭ノ授受ヲ為シタルコトヲ証明シタルトキハ執行文ヲ付与シ得ヘキ義ニ候哉

抵当権設定金銭賃借契約書

一金１,000円也

第１条　乙某ハ同員数ノ金銭ヲ返還スルコト並ニ下記事項ヲ約シテ甲某ヨリ前記金１,000円ヲ借用シ甲某ハ之ヲ貸渡スヘキ事但第４条抵当権設定登記済ノ上金銭ノ授受ヲ為シ此証書作成当時ニ遡及シテ某効力ヲ生シ本証記載ノ約款ニ従フヘク且該登記済ノ上ハ金銭ノ授受アリタルモノト看做ス事

第２条　右元金ニ対スル利息ハ１ヶ月10円ト定メ毎月末ニ支払フヘキ事

第３条　元金返済期限ハ明治41年12月30日ノ定メナル事

第4条　債務者乙某ハ前記債務ノ担保トシテ其所有ノ左記不動産ニ付キ債権者ヘ抵当権ヲ設定シタリ

（物件表示略ス）

第5条　債務者乙某ハ前記ノ債務ニ付テハ直チニ強制執行ヲ受クヘキ旨認諾ス

（以下略）

（回答）客年9月8日附稟伺ニ係ル公正証書ノ執行文付与ニ関スル件ハ左ノ通思考致候間合面ノ公正証書ニハ執行文ヲ付与スルコトヲ得サルモノトス

此段本官ヨリ及回答候也

6　公正証書ノ執行文付与ニ関スル件

（明42.11.29青森公証人館純吉照会）

（明43.11.23民刑1377号民刑局長回答）

（要旨）1　消費貸借契約につき証書作成当時まだ金銭の授受をしていなかった場合は，執行力ある債務名義を得ようとすれば，更に金銭の授受を了して別の公正証書を作成しなければならない。

2　既存の私署証書を引用すると否とを問わず，公正証書自体に金銭又は物の一定量の給付義務が明記され，かつ執行認諾文言が記載されている以上は，当該公正証書は「債務名義」となり得るが，証書に「債務を確認し云々」の如き文言を使用することは避けた方がよい。

（照会）1　消費貸借契約ハ民法上要物契約ナルハ勿論ナルモ公正証書ヲ作成シ直ニ抵当権ノ登記ヲナシ而シテ金銭受渡ヲ為スハ殆ト公認セラレタル民間普通ノ慣例ニ有之候処右証書作成ト金銭受渡トノ間ニ多少ノ日時ヲ存スルコトアル等ヨリ之ヲ極端ニ論議シ執行文ヲ附ス可カラサル公正証書ト為セル判例等往々有之法理上或ハ已ムヲ得サルモノナルヘキニ付右様ノ証書ニ執行文付与ノ際ニハ民事訴訟法第518条2項ヲ準用シ金銭受渡ノ条件ヲ履行シ消費貸借完全ニ成立シアルコトヲ債務者ノ領収書其他ニテ債権者ヨリ証明セシメ其印影等ヲ公正証書ニ対照シテ相違ナキコトヲ認メタル上執行文ヲ付与シ可然哉

2　単ニ私署証書ノ契約ヲ確認シタル公正証書ニハ強制執行認諾ノ旨ヲ記載

スルヲ得ス従テ執行文ヲ附記スヘカラサル旨民刑局長ヨリ静岡地方裁判所所属公証人千坂彦四郎ニ回答相成居候処右ノ如ク単ニ私署証書契約ヲ確認シタルニ止ラスシテ私署証書ノ契約成立後更ニ金銭受渡月日ヲ明瞭ニシテ消費貸借ノ完結ヲ確実ニシ其弁済期，利息，違約金等ヲ約諾シ或ハ保証人ヲ附加シタル証書ノ嘱託ノ如キハ貸借契約根本的ノ証書ニアラサルモ民事訴訟法第559条第5号ニ所謂一定ノ金額ノ支払ヲ目的トスル請求ニ付作リタル証書ト解シ得ヘキヲ以テ執行文ヲ付与シ妨ケサル儀ト心得可然哉

（回答）客年11月29日附稟伺ニ依ル公正証書ノ執行文付与等ノ疑義ニ関スル件ハ左ノ通思考致候

1　問合面ノ如キ場合ニ於テ執行力アル債務名義ヲ得ントセハ更ニ金銭ノ授受ヲ了ヘ消費貸借契約ノ公正証書ヲ作成セサルヘカラス

2　法律行為ニ付公正証書ヲ作成スル場合ニ於テ其証書ノ趣旨金銭其他ノ代替物又ハ有価証券ノ一定ノ数量ノ給付ヲ目的トスル請求ヲ証シ且強制執行ヲ受クヘキ旨ヲ記載スルモノナルトキハ同一法律行為ニ付曩ニ作成シタル私署証書ノ記載ヲ引用スルト否トヲ問ハス其公正証書ニシテ法律行為ノ要項ヲ具備スルモノナル以上ハ強制執行ノ債務名義タルニ適スレトモ凡ソ証書ノ作成ハ疑義ヲ後日ニ遺ササル文例ニ従フヲ肝要トスルヲ以テ問合面ノ「債務ヲ確認シ云々」ノ如キ文字ハ之ヲ以テ証書カ給付ノ義務ヲ証スルモノナルコト其他証書ノ趣旨ニ付糸毫ノ疑ヲ生セサル様致サルヘシ

此段本官ヨリ及回答候也

（同旨）公正証書に他の書面を引用したと否とに拘らず，その公正証書のみにより完全に債務名義たる効力を有する場合は，強制執行を受くべき旨の記載を為すことができる（明45.5.18岡山地裁所長照会，大元.9.4民事358号民事局長回答）。

7　債権者ノ承継人タルコトノ証明方ニ関スル件

（明43.12.17東京公証人小川正直照会）

（明44.5.4民事137号民事局長回答）

（要旨）債権の譲受人が，その特定承継人たる地位を証明するために提出する

私署証書の謄本は，当該譲受人自身が作成することができる。

（照会）債権承継人ヲシテ其承継ノ事実ヲ証明セシムヘキ場合ニ於テ債権譲渡私署証書ニ依り之ヲ証明スヘキトキハ其提出スヘキ謄本ハ提出者タル承継人ニ於テ作成シ可然哉若シ譲渡人タル署名者ニ於テ作成スヘキモノトセハ其署名者カ死亡又ハ失踪ノ場合ニハ如何取扱可然哉

（回答）前段貴見ノ通

8　代位弁済者ニ対スル執行文付与ニ関スル件

（明43.10.7東京公証人中村一蔵照会）

（明44.5.9民事154号民事局長回答）

（要旨）債権の代位弁済者に執行文を附与する場合には，代位の事実を書面により確実に証明させ，かつ代位弁済につき債権者の承諾が与えられたことを確認しなければならない。

（照会）代位ハ弁済ヲ受領スルト同時ニ債権者カ弁済者ニ之ヲ許容スルニアラサレハ有効ナラサルモノト被存候処債権者ノ署名シ弁済者ニ交付シタル金員受領書ニハ代位者ト曰フ明記無之（旧民法ニハ明記トアリ）只執行文請求人ヨリ提出スル其当時ノ関係書類数通ニ依リ見レハ第三者カ債務者ニ代リ弁済セシ当時債権者ヨリ代位ヲ許容セラレタリト曰フ事実ヲ幾分窺フニ足ルモノモ有之候得共未タ以テ十分ナル証明書ト看做シ難キモノニ候斯ノ如キ場合ニ債権者若クハ其代理人（債権者ノ代理人トシテ弁済ヲ受領シ其当時代位ヲ許容シタリト称スルモノ）ヨリ其当時ノ事実ヲ明白ニ証明セシメ其証明書ニ基キ執行文ヲ付与スヘシト嘱託人ハ請求セリ思フニ斯ノ如キ過去10数年前ニ於ケル代位ノ有無ニ関スル事実ヲ現在其当時ノ関係人カ証明シタリトスルモ斯ル証明書ハ公証人カ代位許容ノ有無ヲ判定スヘキ資料トシテ取扱ヒ差支ナキモノニ候哉

（回答）第三者カ債務者ニ代リ債権者ノ承諾ヲ得テ弁済ヲ為シタル場合ニ於テ其事実ヲ証スル証明書カ認証ヲ受ケサル私署証書ナルトキハ公証人ハ印鑑証明書ヲ提出セシメ其証明書ノ真正ナルコトヲ認メ且ツ弁済ト同時ニ債権者カ承諾ヲ与ヘタル事実ヲ認メ得ヘキトキハ執行文ヲ付与スルコトヲ得ヘシ

9　在監人証明書ニ関スル件

（明43.10.7東京公証人中村一蔵照会）

（明44.5.9民事154号民事局長回答）

（要旨）執行文の付与につき在監人の捺印した証書と雖も，監獄吏の認証のあるものは証明書として差し支えない。

（照会）公証人カ嘱託人ヨリ一定ノ事実ヲ証明セシメ之ニ基キ執行文付与ノ可否ヲ決定スル必要アル場合ニ証明者タル本人カ詐欺取財被告事件ノ嫌疑ニテ目下未決在監中ナリ（嘱託事件ノ嫌疑ニアラス）斯カル者ノ為シタル証明書ノ如キハ証明書トシテ取扱ヒ差支ナキモノニ候哉

（回答）監獄官吏カ在監人ノ捺印シタル書面ニ認証ヲ与フルコトハ従来ノ慣例ナルニ付キ其認証アル証書ナルニ於テハ証明書タルヲ妨ケサルヘシ

10　公証人ト当事者ト親族関係アル場合執行文ノ付与ニ関スル件

（明44.6.29福島公証人味岡道雄照会）

（明44.7.17民事494号民事局長回答）

（要旨）前任者の作成した証書の当事者が後任者の親族であるときは，執行文の付与については他の公証人に代理を嘱託するのが相当である。

（照会）前任者ノ作成シタル証書ノ当事者又ハ代理人カ後任者ノ四親等内ニ当ルモノニ対シ其執行文ヲ付与スルコトヲ得サルヤ此段相伺候也

（回答）客月29日付稟伺ニ係ル公証人ノ職務執行上ノ疑義ニ関スル件問合面ノ場合ニ於テハ公証人法第63条ニ準拠シ他ノ公証人ニ代理ヲ嘱託スルヲ相当ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

11　公証人ト嘱託人ト親族タルトキノ取扱ニ関スル件

（明44.9.30東京公証人樫原三四郎照会）

（明44.10.7民事89号民事局長回答）

（要旨）債権譲渡の結果，債権譲受人と公証人とが親族関係にあるときは，執行文の付与等については，他の公証人に代理を嘱託するのが相当である。

（照会）甲ハ乙ニ金１,000円ヲ貸与スルニ付金銭消費貸借ノ公正証書ヲ公証人丙某ニ嘱託シ其作成ヲ受ケ而シテ其後甲ハ該債権ヲ丙ノ四親等内ノ親族ニ

当ル戊ニ譲渡シタリ

右ノ場合ニ於テ戊ハ乙ニ対スル強制執行ノ為メ執行文付与ヲ丙公証人ニ求メタルトキハ蓋シ丙ハ之ヲ拒絶シ得ルコトハ公証人法第22条ニハ単ニ公証人ハ左ノ場合ニ於テハ其職務ヲ行フコトヲ得ストアリテ同条第１号ニ嘱託人ハ云々配偶者，四親等内ノ親族トアルニヨリ明ナルモノノ如シ然レトモ熟々該条ノ精神ヲ考フルニ契約証書作成ノ場合ニ於テノ弊ヲ除ク為メニシテ単ニ執行文付与ノ場合ノ如キハ此弊ナキヲ以テ丙公証人ハ職務ヲ行フモ差支ナキモノト信ス然レトモ該条文アルニヨリ大ニ疑問トス果シテ条文ノ如クセハ戊ハ如何ニシテ執行文付与ヲ受クルコトヲ得ルヤ御教示ヲ受ケ度此段及御照会候也

（回答）客月30日付問合ニ係ル公証人ノ職務執行上疑義ニ関スル件問合面ノ場合ニ於テハ公証人法第63条ニ準拠シ他ノ公証人ニ代理ヲ嘱託スルヲ相当ト思考致候此段及回答候也

12　執行文付与ニ付債権者ノ証明スヘキ事項ニ関スル件

（大3.8.24小倉区裁判所執達吏照会）

（大3.9.22民1377号法務局長回答）

（要旨）１　請求権の発生がある事実の発生又は債権者の請求にかかる契約の公正証書においては，債権者が右事実の発生又は請求をしたことを証明するのでなければ，公証人は執行文を付与することができない。

２　前項請求権の発生が単に債権者の意思のみにかかるときは，なんらの証明を要しない。

（照会）１　金銭貸借並雇傭契約公正証書中左ノ条項ノ契約アリタルニ該借用金弁済期間内ニ於テ債務者カ逃走シタルニ因リ直ニ借用金元利其他ノ支払ヲ受ケント欲シ債権者ハ口頭ヲ以テ債務者カ逃走シタル旨ヲ告ケ公証人ニ執行文ノ付与ヲ求メタル場合ニ於テ公証人ハ其ノ求メニ応シ執行文ヲ付与シタルトキハ民事訴訟法第528条ノ規定ニ準シ強制執行ヲ始ムル前又ハ同時ニ送達スヘキ証明書ノ謄本ヲ作ルコト能ハサルニヨリ是等ノ証書ノ謄本ヲ送達セサルモ強制執行ヲ為スコトヲ得ヘキヤ

将又右ノ如キ事由ノ発生ニ基キ執行文ヲ付与スルニハ当然之ヲ証明セシムヘキモノナレハ証明書ノ謄本ヲ送達セサル以上ハ強制執行ヲ始ムヘカラサルハ勿論ナルヤ

２　公正証書ノ記載ニ依リ期限ノ満了其他債務ノ履行ニ付他ノ証明ヲ要セシテ執行文ヲ付与シ得ヘキ時期ノ到来シタルコトノ明カナルモノヲ除クノ外公正証書ニ於テ債務者カ左ノ契約ヲ為シ

(1)　毎月若干宛ヲ弁済スヘキモ１ヶ月タリトモ弁済ヲ怠リタルトキハ直ニ一時ニ借用金全部ノ弁済ヲ為スヘキコト

(2)　債務者カ財産ヲ減耗シタリト債権者ニ於テ認メタルトキハ直ニ一時ニ借用金全部ノ弁済ヲ為スヘキコト

(3)　債務者カ仮差押，差押ヲ受ケタルトキハ直ニ一時ニ借用金全部ノ弁済ヲ為スヘキコト

而シテ右ノ場合ニ於テハ直ニ強制執行ヲ受クルモ異議ナキ旨ヲ契約シタル場合ニ於テ債権者カ口頭ヲ以テ其事項ノ到来ヲ述ヘ執行文ノ付与ヲ公証人ニ求メ公証人カ之ニ応シテ執行文ヲ付与シタルトキハ尚前項前段ノ如ク強制執行ヲ為スコトヲ得ヘキヤ将又前項後段ノ如ク心得ヘキモノナルヤ

右ハ差掛リタル事件有之候条直ニ御回示ヲ仰キ候也

（公正証書抜書）

第１条　債権者ハ明治45年３月16日左記ノ金銭ヲ債務者ニ貸渡シ債務者ハ正ニ之ヲ借受ケ該金銭ノ授受ヲ完了シタリ一金450円也但利子ハ金100円ニ付１ヶ年１円25銭ト定メ元金ト同時ニ弁済スヘシ

第２条　債務者ハ前条借用金ヲ何時ニテモ債権者ヨリ弁済ノ請求ヲ受ケタルトキハ催告手続ヲ要セス即時債権者ノ住所ニ於テ完済スヘシ

第11条　営業者（債務者ヲ云フ）カ契約期間内ニ於テ自由廃業又ハ恣ニ転住シ若クハ逃走等為シタルトキハ本契約ニ要シタル諸費用及営業者カ名披露其他ニ要シタル諸入費ノ損害額ヲ金50円ト定メ抱主（債権者ヲ云フ）ニ対シテ之ヲ支弁スヘシ但シ第１条ノ借用元利金ハ日割計算ヲ為シ其残額ヲ直ニ支払フヘキモノトス

第14条　債務者兼営業者ハ本債務ヲ履行セサルトキハ直ニ強制執行ヲ受クヘシ

（回答）本月24日付ヲ以テ御問合相成候公正証書ニ基ク強制執行手続ニ関スル疑義ノ件ハ左ノ通リ思考致候

1　請求権ノ発生カ債務者ノ逃走ナル事実ニ繋ルモノナルトキハ証明書ヲ以テ逃走ノ事実ヲ証スルニアラサレハ公証人ハ執行力アル正本ヲ付与スヘキモノニアラス従テ証明書ノ謄本ヲ債務者ニ送達スルコトヲ要スルモノトス

2(1)　弁済ヲ受ケサリシ事実ハ債権者ニ立証ノ責任ナク却テ債務者ニ於テ弁済ノ事実ヲ立証スル責任アルモ不履行ヲ理由トシテ返還ノ請求ヲ為シタルコトノ証明ナキ限リハ執行文ヲ付与スルコトヲ得サルモノトス

(2)　契約ノ趣旨ハ債務者カ財産ヲ減耗シタリト認ムヘキ事実ノ存在ヲ必要トスルモノナルヤ将タ又斯カル事実ノ存在ヲ必要トセス単ニ債権者ニ於テ自由意思ヲ以テ認定スルモノナルヤ問意明瞭ナラサルモ若シ前段ノ趣旨（蓋シ契約ノ趣旨ハ茲ニ在リト想察セラル）ナレハ債権者ハ該事実ノ存在ヲ立証セサルヘカラサルモノナルヲ以テ１項ノ如キ手続ヲ要スルモノナルモ反之後段ノ趣旨ナレハ単ニ債権者ノ意思ノミニ繋カルモノナルヲ以テ１項ノ如キ手続ヲ要セサルモノトス

(3)　１項ノ如キ手続ヲ要スルモノトス

此段及回答候也

（参考）債務者が割賦金の弁済を怠った場合は，期限の利益を失い，債権者は残額全部につき一時に請求することができる旨約定されているときは，債権者が右約旨に依り執行分付与を申請する場合にも，民訴第518条第２項の証明を要しない。（昭7.7.21高松区裁判所監督判事照会，昭7.9.21民事甲第814号民事局長回答）

13　執行文付与ニ関スル件

（大5.5.12東京公証人菅原良三郎照会）

（大5.6.24民750号法務局長回答）

（要旨）前に公正証書を作り後に補充又は更正の公正証書を作った場合に執行文を付与するには，前に作った証書の正本に後に作った証書の正本を連綴しその末尾に執行文を付記し，各証書の綴目には公証人が契印するのが相

当である。

（照会）前ニ執行文ヲ付与シ得ヘキ公正証書ヲ作リ後ニ其証書中ノ補充又ハ更正（仮令ハ金銭消費貸借契約証書ニ於ケル利息ノ割合ノ変更，期限ノ延長又ハ嘱託人ノ住所年齢等ノ誤謬訂正若クハ公証人法第32条末項ニ於ケル追完ノ証書ノ如シ）ノ公正証書ヲ作リタル場合ニ於テハ執行文ハ前ニ作リタル証書ノ正本末尾ニ附記シ其正本ニ後ニ作リタル証書ノ連綴スヘキヤ

（回答）問合面ノ場合ニ於テハ作成シタル公正証書ノ正本ニ後ニ作成シタル正本ヲ連綴シ其末尾ニ執行文ヲ附記シ各証書の綴目ニハ公証人契印スルヲ相当トス

14　附属書類ノ取扱方ニ関スル件

（大5.6.16宮崎公証人広木幹照会）

（大5.7.3民996号法務局長回答）

（要旨）公正証書の正本謄本又は執行文付与等の請求について提出した附属書類は規則第25条第２項の規定に準じて取扱うのが相当である。

（照会）公正証書作成ノ後日ニ至リ其証書ノ正本謄本若クハ執行文等請求ニ付公証人法ノ規定ニ従ヒ提出シタル書類（例之ハ請求権又ハ代理権限ヲ証明スヘキモノ若クハ印鑑ノ証明書ノ如キ）モ公証人法施行細則第21条第２項（現規則25条２項）規定ノ書類ニ包含スル儀ニ有之候哉

右疑義相生シ候ニ付何卒急速ノ御訓示ヲ仰キ度此段相伺候也

（回答）本月16日付日記第５号ヲ以テ稟伺相成候公証事務取扱方ニ関スル件公正証書ノ正本謄本又ハ執行文付与ノ請求等ニ提出シタル書類ニシテ請求権又ハ代理権限ヲ証スヘキモノ若クハ印鑑証明書等ハ公証人法施行細則第21条第２項ノ書類ニ包含セサルモ同条ノ規定ニ準シ取扱フヲ相当ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

15　執行文付与ノ場合原本ノ記入ニ関スル件

（大5.6.30東京公証人菅原良三郎照会）

（大5.7.6民1085号法務局長回答）

（要旨）公正証書作成後，その補充又は更正の公正証書を別に作成した場合で

も，執行文を付与した旨の民訴法第524条の記載は前に作成した証書の原本にのみすれば足りる。

（照会）前ニ執行文ヲ付与シ得ヘキ公正証書ヲ作リ後ニ其証書中ノ補充又ハ更正ノ公正証書ヲ作リタル場合ニ於テ執行文ハ前ニ作リタル証書ノ正本末尾ニ付記シ其正本ニ後ニ作リタル正本ヲ連綴スヘキヤトノ客月12日稟伺ニ対シ本月24日附ヲ以テ前ニ作成シタル公正証書ノ正本ニ作成シタル公正証書ノ正本ヲ連綴シ其末尾ニ執行文ヲ付与シ各証書ノ綴目ニハ公証人契印スルヲ相当トスル旨法務局長ヨリ回答有之候処此場合ニ於テ民事訴訟法第560条ニ依ル同法第524条ノ記載ハ前ニ作リタル公正証書ノ原本ニ為スヘキヤ又ハ後ニ作リタル公正証書ノ原本ニ為スヘキヤ或ハ前後ノ各公正証書ノ原本ニ記載スヘキヤ

右差掛候件有之至急御訓示有之度此段稟伺候也

（回答）客月30日付稟伺ニ係ル公正証書ノ正本ニ執行文ヲ附記スル場合ニ於ケル民事訴訟法第524条ノ記載ハ前ニ作成シタル公正証書ノ原本ニ為スヲ以テ足ル義ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

16　執行文付与ニ関スル件

（大6.4.24東京公証人加薬信存照会）

（大6.5.7民779号法務局長回答）

（要旨）消費貸借契約証書に一度執行文を付与したときは，その後の遅延損害金につき更に執行文を付与することを要しない。

（照会）消費貸借ノ公正証書ニ期限後ハ約定利率ニ依ル損害ヲ賠償スルコトト記載シアル場合ニ一度執行文ヲ付与シタル後執行文付与ノ日時ヨリ以後ノ損害ヲ計算シテ執行セントスルニハ更ニ之ニ対スル執行文ヲ要スルヤ否差掛り疑義相生シ候間至急何分ノ御訓示ヲ仰キ候

（回答）客月24日附ヲ以テ稟伺相成候消費貸借契約公正証書ニ執行文付与ニ関スル件間合面ノ場合ニ於テハ更ニ執行文ヲ付与スルコトヲ要セサル儀ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

17　賃貸借契約更新後ノ賃料ニ対スル執行文付与ニ関スル件

（昭6.1.6東京公証人根本松美照会）

（昭6.1.24民事1171号民事局長回答）

（要旨）土地若くは建物の賃貸借契約の公正証書に契約更新及び更新後の賃料に関する記載があり，かつ執行認諾事項が付されている場合は，更新後の賃料に対しても執行文を付与することができる。

（照会）土地若クハ建物ノ賃貸借契約ノ公正証書ニ賃貸借ノ期間賃料及其支払期日保証契約並ニ強制執行認諾其他ノ要件明記シ尚左ノ第１又ハ第２ノ契約条項ヲ記載シタル

第１　貸主借主及保証人ハ賃貸借期間満了後借地法第６条（又ハ借家法第２条）ニ依リ同一ノ条件ヲ以テ賃貸借カ更新セラレタル場合ハ其更新後ノ賃貸借ニ付テモ強制執行認諾及保証契約其他ノ本契約ノ条項ハ凡テ之レニ従フ可キコトヲ約シタリ

第２　貸主借主及保証人ハ賃借期間満了シタルトキハ何等意思表示ヲ要セス当然ニ期間賃料強制執行認諾，保証契約其他凡テ本契約ノ条項ト同一条件ヲ以テ賃貸借ノ更新ヲ為スコトヲ約シタリ

右第１第２ノ場合貸主カ更新後ノ賃貸借ニ因リテ生シタル賃料ニ付キ借主及保証人ニ対シ強制執行ノ為メ執行文ノ付与ヲ請求シタルトキハ執行文ヲ付与スルコトヲ得ルヤ但シ第１ノ場合ハ賃貸借カ借地法又ハ借家法ニ依リ同一ノ条件ヲ以テ更新セラレタル事ヲ貸主ヲシテ証明書ヲ以テ証明セシムルコトヲ要スルヤ

右ニ付キ甲説ハ更新後ノ賃料ニ付テモ執行文ヲ付与スルコトヲ得但シ第１ノ場合ハ賃貸借カ同条件ヲ以テ更新セラレタル事実ヲ貸主ヲシテ証明書ヲ以テ証明セシムルコトヲ要スト云フニ在リ（理由略ス）

乙説ハ更新後ノ賃料ニ付テハ執行文ヲ付与スルコトヲ得スト云フニ在リ（理由略ス）

（回答）客月６日附稟伺首題ノ件ハ甲説ノ取扱ヲ相当ト思考ス

右本官ヨリ及回答候也

18　民事訴訟法第523条第３項解釈ニ関スル件

（昭6.12.5長野公証人会長照会）

（昭6.12.14民事1306号民事局長回答）

（要旨）民訴第560条同第523条第３項の通知は，公証人が適当と認める方法により行うべきである。

（照会）公証人カ債権者ニ同時ニ執行正本数通ヲ交付シ又ハ前ニ交付シタル執行正本ヲ返還セスシテ更ニ同一執行正本ヲ交付スル場合民事訴訟法第560条同第523条第３項ノ通知ハ裁判所カ為スヘキモノナリヤ公証人カ為スヘキモノナリヤ公証人カ為スヘキモノナリトセハ其通知ノ方法如何

（回答）本月５日附ヲ以テ稟伺相成候標記ノ件ハ公証人ニ於テ適当ト認ムル方法ニ依リ通知ヲ為スヘキモノト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

19　土地ノ新所有者ノ為ニスル賃貸料金ノ支払請求ノ執行文付与ニ関スル件

（昭7.8.26大阪公証人井上一照会）

（昭7.8.27大阪地方裁判所長電話回答）

（要旨）土地所有権の譲受人が，旧所有者（譲渡人）と賃借人との間に締結された土地賃貸借契約の公正証書に基づき，賃借人に対する賃料支払の執行文付与を求めるには，登記簿抄本により自己の賃貸借契約上の権利承継を証明すれば足りる。

（照会）賃借権ノ設定アル土地ノ所有権移転アリタル場合ニ土地ノ旧所有者ト賃借人トノ間ニ成立シタル土地賃貸借ノ公正証書ニ就キ土地ノ新所有者ノ為ニ賃貸料金ノ支払請求ノ執行文ヲ付与シ得ヘキ乎ニ付左ノ如キ疑義有之候

甲説　付与スルコトヲ得ス

理由　賃貸借ハ人的債権関係ナルヲ以テ常ニ必スシモ土地ノ所有権移転ニ伴ヒテ当然アルモノニアラス又双務契約ニシテ常ニ義務ヲ伴フ債権ナルヲ以テ金銭債権ノ如ク単ナル譲渡ニ因リテ特別ノ承継ヲ認ムヘキモノニアラス故ニ本問ノ場合ニ旧所有者名義ノ公正証書ヲ以テ新所有者ノ為ニ執行文ヲ付与スルコトヲ得ス

乙説　付与スルコトヲ得

理由　民法第605条ニ「不動産賃貸借ハ登記スルニ由リテ其後ノ所有者ニモ対抗スルコト得」ト規定シ更ニ「建物保護法ニハ右ノ賃貸借ノ登記ナキモ建物ノ登記ノミヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得」ト規定セリ又借家法ニハ其第１条ニ「建物ノ賃貸借ハ其引渡ノミニ由リテ其後ノ所有者ニ対抗スルコトヲ得ル旨」ヲ規定セリ是レ独逸固有法ノ「売買ハ賃貸借ヲ破却セス」ト云ヘル原則ニ倣ヘルモノナリト聞ク

又建物ノ売買アリタル場合ニ「旧家主カ領置シタル敷金返還ノ債務ハ当然新家主ニ移転ス」ト云ヘル判決（昭和２年12月12日大審院判決）ノ如キ近時判例解釈倶ニ賃貸借ハ所有権移転ニ随ヒテ権利義務トモニ新所有者ニ移転スト云フニ一致スルヲ見ル

叙上ノ理由ニヨリ土地ノ旧所有者カ賃借人ニ対シ有シタル総テノ義務ハ之ヲ其新所有者ニ引継クト同時ニ一切ノ権利ヲモ当然之ヲ承継スヘキコトハ一点ノ疑ヲ容レス故ニ本問ノ場合ニハ執行文ヲ付与スルヲ得ヘシ

(イ)　土地売買ノ当然ノ結果トシテ承継アルモノナルニ因リ売買ノ事由ヲ証明スルヲ以テ足ル

(ロ)　更ニ賃貸借ノ契約上ノ権利譲渡ヲ証明セシムルヲ要ス

（回答）執行文ヲ付与スルヲ得但証明ハ所有権移転登記簿抄本ヲ以テ証明スルヲ以テ足ル

20　和解調書執行文付与ニ関スル件

（昭7.7.21高松区裁判所監督判事照会）

（昭7.9.21民事甲814号民事局長回答）

（要旨）債務者が割賦金の弁済を怠った場合は，期限の利益を失い，債権者は残額全部につき一時に請求することができる旨約定されているときは，債権者が右約旨により執行文付与を申請する場合にも，民訴第518条第２項の証明を要しない。

（照会）和解調書ノ和解条項中金銭分割弁済ヲ中途怠リタル為債務者（通例被告）期限ノ利益ヲ失ヒ債権者（通例原告）ニ於テ残額全部ニ付一時ニ請求シ得ヘキ旨ノ定メアルトキ債権者カ相手方ノ履行遅滞アリトシテ右約旨ニ依リ残額全部ニ対シ執行文付与ヲ申請スル場合ニ民事訴訟法第518条第２

項ニ依リ証明書ヲ以テ証明セシムル要アリヤ若シ和解条項中前記事由ニ依リ債務者期限ノ利益ヲ失フトキハ何等催告ヲ受ケスニ直ニ残額全部ニ付強制執行ヲ受クルモ異議ナキ旨ノ文句アルトキモ前段ノ場合ト同様ニ取扱フヘキヤ

右ニ付大正３年10月19日神戸地方裁判所所属公証人請訓同年11月３日民第1613号法務局長回答ノ趣旨ノ如ク期間ヲ定メタル催告ヲ為シタル旨ノ内容証明郵便ニ依リ証明セシメ居リ候ヘ共履行遅滞ハ之ナキコトヲ債務者ニ於テ立証スヘキ責アルモノナリトシテ執行文付与ニ際シテハ債権者ノ証明ヲ要セストノ取扱ヲ為セル向モナキニアラス学説モ亦岐レ居ルモノノ如ク存セラレ候間貴官ノ御意見相承致度候也

（回答）本年７月21日附ヲ以テ御問合ニ係ル標記ノ件ハ民事訴訟法第518条第２項ノ証明ヲ要セスシテ執行文ヲ付与スルコトヲ得ル儀ト思考致候此段及回答候也

（参考）金銭消費貸借契約ニ於テ分割弁済ヲ中途怠リタル為メ期限ノ利益ヲ失ヒタルトキハ債権者ハ不履行ヲ理由トシテ全部ノ返還ヲ請求シタルコトノ証明ヲナスニ非サレハ公証人ハ執行文ヲ付与スルコトヲ得ス（大3.10.19神戸公証人遠藤忠男照会，大3.11.3民1613号法務局長回答）

21　根抵当権設定金銭消費貸借契約公正証書に基く執行文付与に関する件

（昭28.11.11民事甲2145号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）極度額を貸付額とみなす趣旨の約旨があっても，根抵当権設定金銭消費貸借契約公正証書は，執行証書とならない。

（通達）標記の件について別紙甲号のとおり高知地方法務局所属公証人戸梶重明，同川島祐雄から問合せがあったので別紙乙号のとおり回答したから，貴局所属公証人に周知方然るべく取り計らわれたい。

別紙甲号

手形取引による根抵当権設定契約公正証書には，民事訴訟法第559条第３号に該当する請求の金額につき記載なきをもって，執行力ある正本を付与することを得ないとの先例（明治42.10.22民刑第872号民刑局長回答）がありますが，右証書の強制執行認諾の条項を「債務者は債務不履行のときは債権者に対し，金何円（極度額を表示する）をもって債務金額とし，即時弁済することを特約し，該債務不履行の場合は，直ちに強制執行を受けても異議がないことを認諾した」とした場合にも，なおかつ執行力ある正本を付与することができませんか。お伺いいたします。

別紙乙号

本年６月29日付をもって問合せのあった標記の件については，所問に掲げる条項は，単に執行文の付与を受けるために用いた形式的表現にすぎず，極度額を債権金額とする債権が確定的に生じているものとは認められないから，執行文を付与することはできないものと考える。なお，貸付金債権について債務名義を得るには，現実の貸付金債権を表示した公正証書を別個に作成する外はない。

22　執行文の付与について

（昭28.12.12民事甲2382号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）証書作成後１週間以内に執行文を付与することは妥当でない。

（通達）標記について，別紙甲号のとおり東京公証人会会長から問合せがあったので，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴管下公証人に周知方然るべく取り計らわれたい。

別紙甲号

別紙の通り斎藤会員から何がありましたので，貴局の御意見拝承いたしたく至急何分の御回示を御願申上げます。

裏　　伺

戦後参考書類不足の為従来通り別紙添付第１号に基き公正証書の作成を為し居りましたが，今後別紙添付第２号に基き公正証書の作成を為すも差支なきや御伺い致します。

別紙

第１号

東京公証人法附属法令並事務打合会決議集

本会ハ所長ノ命ニ因ル大正４年５月15日附会長通知ノ趣旨ヲ会員一般統一ニ実行セシメンカ為メ左ノ事項ヲ決議ス

会員ハ金銭消費貸借タルト否トニ拘ハラス総テ執行文ヲ附与シ得ヘキ証書ニシテ其証書作成ノ日ヨリ起算シ1週間以内ヲ以テ弁済期トスル証書ヲ作ルヘカラス但割賦弁済及ヒ其他定時給付ノ期日カ1週間以内ニカカルヲ妨ケスト雖モ其証書作成ノ日ヨリ起算シ1週間経過ノ後ニアラサレハ執行文ヲ附与スルヲ得サルモノトス…（大正4.5.3）小川，太田，松宮，樫原，宮川，広瀬，三輪

本号決議ヲ左ノ通変更ス（第78号決議）

金銭消費貸借公正証書（債務弁済ニ関スル公正証書包含）ニシテ其証書作成ノ日ヨリ起算シ1週間以内ヲ以テ弁済期日トスル証書ヲ作ルヘカラス……

但割賦弁済期日カ1週間以内ニカカルヲ妨ケス……（大正4.6.28）菅原

（参照）

金銭消費貸借公正証書（債務弁済ニ関スル公正証書等包含）

弁済期ノ極メテ短ク仮令ハ証書作成ノ日ノ翌日ヲ以テ支払期日トシ翌々日ヲ以テ執行文ノ附与ヲ請求スルカ如キハ多クハ高利貸者流ノ行為ニシテ公証人カ唯々トシテ其嘱託ニ応スルカ如キハ其品位ヲ失墜スルノ虞ナキ能ハス依テ自今右様ノ嘱託アリタル場合ニハ特ニ注意ヲナスヘキ様所長ノ命ニ依リ通知ス…（大正4.5.15）同上

東京公証人会事務打合会決議集（自昭和2年至同12年）　公証紀要275頁

割賦弁済証書作成1週間以内ノ執行文付与（昭2.10.13，第152号決議宮地貞顕提出）

金銭消費貸借又ハ弁済ニ関スル公正証書ニシテ割賦弁済不履行ノモノニ付テハ其証書作成ノ日ヨリ起算シ1週間以内ニ執行文ヲ付与スルコトヲ得ス

（参照）公証人ハ証書作成後1週間以内ニ執行文ノ付与ヲ為スヘカラストノ原則的決議アリ

第2号

民事訴訟法第559条第5号ノ解釈ニ関スル件

（昭和5.3.18名古屋地方裁判所長問
同3.31民事第281号民事局長回答日公2号243頁）

（照会）民事訴訟法第559条第5号解釈ニ付別紙ノ通請訓有之候処右ハ其直後即チ同日附ニテ執行文ヲ附与スルコトヲ得ヘキモノト思料候ニ付貴局ノ御意見拝承致度候

（別紙）弁済期限経過後ニ於テ金銭貸借私署証書ノ債務ヲ公正証書ニ依リテ承認シタル場合其直後同日附ニテ執行文ヲ附与スルコトヲ得ルヤ民事訴訟法第559条第5号ニ疑義有之請訓候条至急何分ノ御訓示奉仰候也

因ニ，例ヘハ甲カ乙ニ対シ昭和5年1月1日元金100円利率年1割弁済期限同年2月1日ノ約ニテ貸渡シ同年3月1日債務承認ノ公正証書ヲ作成シ其後同日甲ノ請求ニヨリ乙ニ対スル執行文ヲ付与シ得ルヤ

本問題ニ付テ

1　私署証書中ニ「強制執行認諾」ノ文言アル場合ハ大正7年3月4日民第395号法務局長回答（法1条（同趣旨）示範2頁）有之候

2　私署証書中ニ「強制執行認諾」ノ文言ナキ場合ニ付テ大正3年法曹会決議（第24巻第5号）ニ「公正証書ニ私署証書ノ内容ヲ記載シ之ニ強制執行ヲ受クヘキ旨ノ記載ヲ為シタルモノハ民事訴訟法第559条第5号ニ該当ス」トアレトモ債務ノ承認ハ過去又ハ現在ノ事実ニ対スル観念ノ表示ニシテ弁済期限経過後ニ於テ金銭貸借私署証書ノ債務ヲ公正証書ニヨリテ承認シ其証書ノ全文ヲ公正証書ニ記載シタリトスルモ更ニ支払期限又強制執行認諾ヲ約スルニアラサレハ公正証書ニ依ル債務不履行ノ事実ハ発生セサル義ト思料致候ニ付小職ハ消極ニ解シ公正証書ニ依リテ更ニ其支払及強制執行認諾ヲ約シ其不履行ノ事実発生セサルニ於テハ執行文ヲ付与スルヲ得サルモノト思料シ早クモ公正証書作成ノ日ノ翌日ヲ履行期限ト定メ其ノ不履行ノアリタル翌日以後ニ於テ執行文ヲ附与スルノ妥当ナラントノ意見ニヨリテ取扱ヒ居リ候ヘトモ私署証書中ニ「強制執行認諾」ノ文言ノ有無ニ拘ハラス公正証書ニヨリテ其債務ヲ承認シ強制執行ヲ約シタル以上ハ債務者ニ於テ即日ヨリ強制執行ヲ甘受スルノ意思表示アリタルモノト見ラルヘキカ故ニ公正証書ヲ作成シタル直後同日附ヲ以テ執行文ヲ附与スルコトヲ得トノ積極意見モアルヤニ聞及ヒ候

（回答）３月18日付御照会ノ件貴見ノ通思考致候此段及回答候

別紙乙号

本年６月25日付をもって問合せのあった標記については，公証人法施行規則第13条の２の規定の趣旨に鑑み，東京公証人会事務打合会決議の趣旨に従って処理するのが妥当である。

23　金銭消費貸借公正証書について

（昭29.8.16民事甲1682号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）既往に成立した弁済期到来後の金銭消費貸借についても公正証書を作成して差し支えない。

（通達）標記について，別紙甲号のとおり福岡法務局長から問合せがあったので，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴管下公証人に周知方然るべく取り計らわれたい。

別紙甲号

昭和28年６月25日東京公証人会長問合せに対する同年12月12日附民事甲第2382号貴職回答（民事執行法27条５参照）の解釈について，当庁所属公証人間に左記甲説，乙説と見解を異にする向もあり，いささか疑義もありますので，何分の御指示を仰ぎます。

甲説　公証人は，公正証書作成後１週間以内に執行文を付与することはできないが，既往に成立した弁済期経過後の金銭消費貸借の公正証書作成をも禁止する趣旨ではない。

乙説　公証人は，公正証書作成後１週間以内に執行文付与のできないことは勿論であるが，既往に成立した弁済期経過後の金銭消費貸借契約の公正証書作成もできない趣旨である。

別紙乙号

本年７月26日附総第1302号をもって問合せにかかる標記については甲説を相当と考える。

24　保証委託契約公正証書に対する執行文の付与について

（昭32.9.10総38号東京法務局長照会）

（昭32.10.14民事甲1983号民事局長回答）

（要旨）保証委託契約公正証書は，保証人の求償金額が一定し，かつ，主たる債務者の執行認諾の文言が附してある場合には，債務名義となり得る。この場合執行文を付与するにあたっては，保証人を求償権が現実に発生した事実を証明させることを要する。

（照会）当庁所属公証人高野正保から，標記について別紙のとおり問合せがありましたので，左記のとおり意見を付して進達いたします。

記

別紙本月３日付所問第１及び第２のいづれも(ロ)説を相当と考える。

別紙

公証事務取扱に関する指示申請

左記公証事務の取扱に付疑義がありますので至急何分の御指示を頂きたい。

１　受託保証人の主たる債務者に対する求償債権発生の時期如何。民法第459条に依れば，保証人が過失なくして債権者に弁済すべき裁判を受けたとき，又は主たる債務者に代り弁済をなし，その他自己の出捐を以って債務を消滅させた行為をしたときに求償権を有すとあり，この要件を具備したときに保証人の求償債権が発生する様に観えるが，同法第460条に依れば保証人予め求償債権を行使し得る旨規定し，第459条の要件具備前既に求償権を有することを前提としている。即ち求償権は(イ)保証契約成立と同時に主たる債務者の負担する債務額と同額の求償債権が，主たる債務者の債務消滅行為に因り消滅する限度に於て減少することを解除条件として発生するか，(ロ)或は第459条の諸事由の具備を停止条件としてその限度額において発生するや，聊か疑義がある。

２　将来の求償債権に関する公正証書に強制執行認諾条項を附することができるか。

前問説明後段(イ)の解釈を正当とすれば求償債権額は一定しているから民訴第559条に依り強制執行認諾条項を附し得ることとなる。若し(ロ)説を肯定すれば求償債権額は一定を欠き，執行認諾条項を附し得ない結果となる。

（回答）９月３日付で問合せのあった標記については，保証委託契約に関する公正証書において保証人の行使し得る求償権の額が一定しており，これについて強制執行認諾条項を附したときは，当該公正証書は債務名義となり得るものと解する。

なお，公証人において右の公正証書に執行文を付与するには，民事訴訟法第560条，第518条第２項の規定により，保証人をして求償権が現実に発生した旨の証明をさせる必要のあることはいうまでもない。

25　承継執行文付与に関する件

（昭33.1.29総186号盛岡地方法務局長照会）

（昭33.2.4民事甲293号民事局長心得回答）

（要旨）債権の一部につき代位弁済をした第三者に対しても，承継執行文を付与することができる。

（照会）標記について，当局所属公証人森研より別紙のとおり伺出ありましたところ，債権の一部につき弁済をなしたる第三者が，その限度において債権者に代位することは民法第502条により明らかであり，かかる代位弁済者も民事訴訟法第519条の債権者の特定承継人に包含せらるべきものと解して執行文を付与することができるものと考えますが，疑義がありますので何分の御垂示を賜りたく御伺いします。

明治43年８月５日民刑第642号民刑局長回答（民事執行法26条２）

昭和６年４月７日大審院決定（民事判例集10巻535頁）

なお，執行文の文式は次のとおりで如何でしょうか。

前記の正本は金　　円につき債務者某に対し強制執行の為め債権者某の特定承継人某に之を付与す。

別紙

承継執行文付与に関する件

金銭消費貸借契約公正証書に基く債務につき，第三者が債権者並びに債務者の承諾を得て一部弁済を為し証明書類を提出して一部弁済した部分につき，承継執行文の付与を請求した場合執行文を付与することができるでしょうか。差掛つた事件がありますので至急御指示賜りたく稟請致します。

若しできるとすれば執行文の文式も併せて御指示願います。

（回答）１月27日付をもって照会のあった標記については，積極に解する。

なお，執行文の文式は，次のとおりでさしつかえない。

「前記の正本は，金何円について債務者何某に対する強制執行のため，債権者何某の特定承継人何某のためにこれを付与する。」

26　旧利息制限法の制限を超える利息の定めある公正証書の執行文付与について

（昭37.8.29総619号津地方法務局長照会）

（昭37.10.13民事甲2950号民事局長回答）

（要旨）旧利息制限法の制限を超える利息の定めある公正証書についても執行文を付与せざるを得ない。

（照会）別紙の金銭貸借契約公正証書に基く金銭債権に対する執行文附与の請求がありますところ，同証書の元金19万３,000円に対し，「利息は元金100円に付日歩金10銭」と定めた条項は利息制限法所定の利率に抵触するものと考えますが，その儘執行文を附与せざるを得ないものと解してさしつかえないでしょうか何分の御指示を仰ぎたく照会します。

別紙

証書第12077号

金銭貸借契約公正証書

三重県名賀郡名張町大字薦生○番地

貸　　主　○○農業協同組合

三重県名賀郡名張市大字西田原○番地

組合長理事　○　○　○　○

明治○年○月○日生

三重県上野市西町○番地

右貸主代理人

司法書士　○　○　○　○

明治○年○月○日生

三重県上野市愛宕町○番地

連帯借主　○　○　○　○
明治○年○月○日生
三重県上野市愛宕町○番地
連帯借主　○　○　○　○
明治○年○月○日生
三重県上野市忍町○番地
右借主代理人
司法書士　○　○　○　○
明治○年○月○日生

右嘱託者代理人は当職その氏名を知り且つ面識あり右嘱託者代理人は嘱託者より附与せられたる委任状を提出してその代理権限を証明し且つ嘱託者所轄地市町長の作成したる印鑑証明書を提出して委任状の真正なることを証明したり本職は各当事者より聴取したる陳述の趣旨を左に記載する

第１条　貸主○○農業協同組合は連帯借主○○○○，○○○○の間に後記表示の物件を担保として金19万３,000円也を昭和26年６月30日迄貸借することを約したり

第２条　利息は元金100円に付き日歩金10銭と定め６ヶ月毎に６ヶ月分を貸主の住所に持参して支払うこと

第３条　左の各項の一該当するときは催告その他何等の手続を要せず，貸主の任意に於て借主の全債務は勿論之が為に生ずる貸主の損害金及び一切の費用は借主連帯して一時に弁済すること

１　期日に契約の元利金の支払を怠りたるとき

２　本債権を侵害すべき行為ありと債権者に於て認められたるとき

３　他の債務の為財産の差押，仮差押，仮処分等を受くるかその他著しき不信用の行為ありたるとき

４　前項の外本契約条項の１に違背の行為ありたるとき

第４条　本証書抵当物件に対して貸主に通告して承認を得たる外に質権抵当権賃借権その他の権利の設定なきことを確約し尚自後と雖も債務未済中は貸主の承諾を得ずして本貸借の趣旨に違反すべき契約その他の行為をなさざるは勿論抵当物件を売買譲渡一切なさざること

第５条　貸主が担保物件を不足と認めたるときは増担保すること

第６条　借主は不履行の為め抵当権の実行を受くる場合には抵当物件は勿論その他借主の全財産に対しても何等の手続きを要せず直ちに強制執行を受くるも異議なきこと，且つ抵当物件が競売となるときはその物件を総括すると分割するとは貸主の任意たること及び明渡しのときは何等異議を申さざること

第７条　本約定は借主連帯して債務履行のこと

目的物件の表示

三重県上野市愛宕町○番地

１　宅地　144坪６合５勺
同所　○番の○

２　宅地　５坪５合２勺
同所　○番
家屋番号　愛宕町○番

３　木造瓦葺.2階建居宅兼店舗　１棟
建坪　41坪７合
２階坪　６坪
附属
木造瓦葺平家建　納屋　　１棟
建坪　４坪
木造瓦葺平家建　物置　　１棟
建坪　３坪７合

この証書を列席者に読み聞かせたる処之れを承諾したり，仍て列席者と共に署名捺印す

昭和25年９月14日津地方法務局上野支局に於て

津地方法務局上野支局
法務事務官　森　　文太郎　印
神　戸　亀　六　印
浜　地　光　造　印

昭和25年９月14日○農業協同組合並に○○○○の請求により正本各１通

を交付したり

津地方法務局上野支局
法務事務官　森　　文太郎　印

右は謄本である。

昭和37年8月3日

三重県上野市丸之内90番地の3
津地方法務局所属
公証人　前　田　　正　印

（回答）8月29日付日記総第619号で照会のあった標記の件については，貴見のとおり解してさしつかえないものと考える。

27　講金掛戻契約公正証書における承継執行文について

（昭37.12.27総4137号福岡法務局長照会）

（昭38.3.26民事甲902号民事局長回答）

（要旨）講金掛戻契約公正証書において，債権者となっている講総代が死亡し，後任の講総代から承継執行文の付与申請があった場合は，講則等の定めるところにより，講総代が講金掛戻請求権を自己の名において行使し得ると認められる場合に限り，これに応ずることができる。

（照会）標記の件について当局所属公証人藤崎唆から別紙のとおりの照会があり，当職は講債権の性質上直接後任の講総代に執行文を付与してさしつかえないと解したいのでありますが，疑義がありますので何分の御指示をお願いします。

（参照）

昭13.1.21富山公証人吉野義憲照会，同年2月2日民甲104号民事局長回答
準法人（民訴46）ノ公正証書作成ノ嘱託ハ之ヲ認ムルコトヲ得サルモノト解ス蓋シ夫自体カ実体上権利能力ナク然モ公証人法上特段ノ規定存セサレハナリ，因ニ従来ノ実例ハ多ク講会等ノ役員ノ個人名義ヲ以テ契約サレ然モ公正証書中其関係ヲ明示スルヲ通例トス

別紙

講金掛戻契約公正証書における承継執行文に関する件

講金掛戻契約公正証書に於て債権者となった講総代が死亡した場合後任の講総代を承継人と認めて承継執行文を出すことができるか私見によれば講会に於ける講員と講総代との関係は講掛金の取立其他講務処理の権限を付与した一種の信託関係と見るべきであるからこの関係は講総代の死亡により一応消滅するものと解するが如何

猶昭和30年8月31日福岡法務局総第2311号（福岡法務局長より中野公証人宛回答書）に依れば講総代は当該法律行為上の債権者何某（個人）とするものであり，講会自体（準法人（民訴第46条））を以て当事者と為すものとは認め難い旨回答されていますので，個人債権と認めて債権者の相続人に対し承継執行文を出すべきだとの意見もありますが聊か疑義がありますので何分の御指示をお願い致します。

（回答）客年12月27日付総第4137号で照会のあった標記の件については，講総代が講則等の定めるところにより講金の掛戻請求権を自己の名において行使しうると認められる場合に限り，後任の講総代を承継人として処理すべきものと考える。

28　相続人に対する執行文の付与について

（昭40.4.1松山公証人中村国一照会）

（昭40.6.23民事甲1227号民事局長回答）

（要旨）相続債権者が数人の共同相続人に対する強制執行のため執行文の付与を申請した場合

1　民法915条の期間内でも付与できる。

2　右の期間の経過の前後を問わず相続放棄又は限定承認の申述のない旨の家庭裁判所の証明書の提出は必ずしも必要ではない。

3　執行文の記載方法について

(1)　各相続人の相続分の割合又は具体的数額をも記載する。

(2)　相続人中の一人に対してのみ付与する場合，負担部分（法定相続分）の記載が必要である。

(3)　右相続人間に既に遺産分割の協議が行なわれ，あるいは民法903条の特別受益者があっても(1)(2)の要領でよい。ただし，債務負担につい

て法定相続分と異る協議が行なわれ，債権者がこれに同意したときは，その結果による。

（照会）被相続人甲死亡しその相続人として妻乙長男Ａ長女Ｂ二男Ｃの４名あるところ被相続人甲は生前中金150万円の金銭債務を負担していたので，その債権者が右相続人に対する強制執行のため執行文附与を申請した場合の当該執行文の附与に関し左記疑義がありますので何分の御指示を得たく照会に及びます。

おって右はさしかかったものであります。

記

1　民法第915条に定める期間内でも附与できるか

2　できる場合には当該家庭裁判所で相続放棄の申述のない旨の証明が必要か

3　1の期間経過後は2の証明なくして附与できるか又は2と同様その証明書が必要か

4　執行文の記載方について

(1)　一般の記載のほか相続人乙ＡＢＣに対する云々の記載でよいか

(2)　相続人中の１名に対してのみ執行文を附与する場合その負担部分として何分の何々又は金額の表示を必要とするか（法定相続分）

(3)　右相続人間にすでに遺産分割の協議が行なわれていても或は民法第903条の特別受益者があっても右(1)(2)の要領でよいか

(4)　前記各項について注意すべき点があればその点

（回答）４月１日付をもって照会のあった標記の件については，次のとおり考える。

1　付与できる。

2　相続の放棄又は限定承認の申述のない旨の家庭裁判所の証明書は必ずしも必要ではないが，でき得れば提出させることが望ましい。

3　前記２と同様。

4(1)　各相続人の相続分の割合又は具体的数額を記載すべきである。

(2)　貴見のとおり。

(3)　貴見のとおり。ただし，債務負担関係について相続人間で法定相続

分と異る協議が行なわれた場合において，債権者がこれに同意したとき（債務の免責的引受）は，その結果による。

29　再度執行文付与について

（昭42.4.11総348号松山地方法務局長照会）

（昭42.7.18民事局長電信回答）

（要旨）債権譲渡無効の判決により，さきに譲受人に付与した承継執行文が無効となった後，適法な債権譲渡通知に基づいて改めて執行文を付与する場合は，民訴523条が適用される。

（照会）このたび当局所属公証人山本将憲より貴殿に対し標記について，承継債権者に対する承継執行文を付与したところ，債権譲渡手続の不備により債権譲渡無効の判決があり，従って承継執行文も無効に帰したが，その後，適法に債権譲渡手続を経た債権譲受人に対する執行文付与は，民事訴訟法第523条第２項の適用があるかどうか，またその執行文の文例はどのようにすべきかについて伺い出がありました。

当職としては，前記第523条適用の場合には該当せず，また，その執行文例についても通常の承継執行文にて足るのではないかと存じますが，聊か疑義もあるものと考えます。至急何分の御垂示を賜わりたく，事情聴取書を相添え進達いたします。

再度執行文付与について

左記事案に対し首題の件につき何分の御指示相仰度

記

債権者甲が都合でその債務者乙に対して有する債権を昭和40年10月頃丙に譲渡したが，甲はその債権譲渡通知を乙に対してしてなかった。

丙はその後甲と相談して甲名義を以て再三乙に交渉して甲の債権を請求して居ったが，乙はその都度右の債務弁済に関し言を左右にして延引させていたところ昭和41年２月11日急に甲が死亡するに至ったので大急ぎで甲より乙に対して丙に債権を譲渡した旨の通知を出さすこととなり甲の相続人（４名）の印が揃わない為急場の処置として死亡後の甲の印鑑を利用して債権譲渡通知を昭和41年11月28日出した。

右通知書発送の内容証明送達書を提示し債権譲渡証書をも示して甲が乙に対して有する債権の公正証書に執行文を付与してくれと申請したので当公証人はその通り債権譲受人丙のため執行文を付与した。

ところがその後右事件が訴訟になり右甲の債権譲渡通知は甲の死亡後の通知であることが判明したので該執行文の付与は無効であることになった。

現在では亡甲の相続人４名がそれぞれその相続分に応じて債権譲渡を丙に対しなした旨の通知を発送している現状である。

かかる事件には最初の執行文の付与を無効とし第二次になす執行文の付与は如何にこれを作成すべきか。　　以　上

事　情　聴　取　書

昭和42年３月24日付公証人山本将憲より経由のため提出された「再度執行文付与について」の伺い出の件につき，念のため同公証人より事情聴取した結果，つぎの諸点が判明し，なお伺いの趣旨が末記のとおりであることが明らかになった。

1　基本債権

昭和38年　第11号

債権者　○　○　○　○

債務者　×　×　×　×

元　金　100万円　債務弁済契約

弁済期　昭和38年２月５日限り

2　第１回の執行文付与

昭和38年９月５日午前10時

債権者○○○○の請求により執行文１通を付与した

3　第２回の執行文付与

松山地方裁判所裁判官の命による昭和39年６月６日午前10時債権者○○○○の請求により執行文１通を付与した。

右は再度執行文である。

4　第３回の債権譲受人に対する執行文付与

昭和41年12月２日午後４時債権者○○○○の本件債権譲渡による債権承継人××××にこれを付与した。

（債権承継人が債権者より本件債権を譲り受けたことは，昭和41年11月28日松山郵便局書留内容証明郵便による債権譲渡通知書の謄本及び右郵便物配達証明書を提出し，債務者に債権譲渡の通知をしたことを証明した。）

しかし，右執行文付与は譲渡手続の不備による債権譲渡無効の判決がなされ，結局無効に帰したものと考えられる。

5　山本公証人の伺い趣旨

(1)　右第３回の承継執行文付与が無効となった場合，あらためて債権譲受人に執行文を付与するには，民事訴訟法第523条第１項の適用があるかどうか。

(2)　執行文の文例はどうか。

右２点につき御指示ねがいたい。

以　上

疑義照会要旨の訂正方について

本年４月11日付当局総第348号をもって進達した再度執行文付与に関する疑義照会の件について，客月27日電信をもって債権譲渡無効判決の謄本送付方ご指示に接しましたので，照会者山本公証人に対し該謄本の提出方連絡しましたところ，別紙のとおり，照会要旨に誤りがあった旨訂正上申がありましたので，進達いたします。

ついては，はなはだお手数をわずらわし恐縮に存じますが何卒右事情御含みの上何分のご垂示をお願いします。

（別紙）

再度執行文付与について

昭和42年３月６日付の首題の件上申致した内容につき昭和42年６月28日松山地方法務局総務課長島内久志，日記総第704号判決謄本の提出方について――と題する書状を受領致しましたので本職に於て直接事件本人に面談したところ左の通り事件内容に多少の相異を認めたので茲に改めて以下の通り訂正上申致します。

記

昭和42年３月５日付の書信中２枚目，２行

「ところがその後右事件が訴訟になり右甲の債権譲渡通知は甲の死亡後の通知である事が判明したので該執行文の付与は無効である事になった」とあるを「ところがその後右事件が訴訟になり右甲の債権譲渡通知は甲の死亡後の通知であることが判明したので該執行文の付与は無効であるのではないかと相手方代理人より抗弁せられている」と訂正追加致します。

従って該訴訟は未だ判決に至らず目下双方休止中でありますから判決謄本を送付することができません。

以　上

（回答）昭和42年４月11日付総第348号をもって進達のあった貴局所属山本公証人による照会の件については，左記のとおり公証人に伝達されたい。

記

照会にかかる事実において公証人があらためて執行文を付与するにあたっては，民事訴訟法第523条が適用される。

30　承継執行文付与の可否について

（昭48.9.14付訟377号津地方法務局長照会）

（昭48.11.1民一8182号第一課長依命回答）

（要旨）国税滞納者が，第三債務者に対して有する執行力ある公正証書正本に基づく貸金返還請求権を，滞納処分によって差押えた国のため，民事訴訟法第519条１項の承継人に準じて承継執行文を付与して差し支えない。

（照会）当局所属の公証人から左記照会があり，当職は承継執行文を付与してさしつかえないと考えますが反対意見もあり，いささか疑義があるので何分のご指示を賜わりたくお伺いいたします。

記

（照会要旨）

国税滞納者が，第三債務者に対して有する執行力ある公正証書正本に基づく貸金返還請求権を，滞納処分によって差押えた国のため，民事訴訟法第519条第１項の承継人に準じて，承継執行文を付与してさしつかえないか。

（当職の見解）

滞納処分によって債権を差押えた国は，国税徴収法第67条１項により取立権を取得するので，民事訴訟法第602条により取立命令を得た債権者と同じ地位を有すると解せられる(1)が，取立命令を得た債権者は，差押えた債権につき債務者が債務名義を有しているときは，民事訴訟法第519条１項の承継人に準じて承継執行文の付与を受けることができるというのが多数説であり(2)，判例も同様の見解をとっているものと思われる(3)ので本問の場合，国のため民事訴訟法第519条１項の承継人に準じて，承継執行文を付与してさしつかえないものと考えます。

（反対意見）

取立権を取得したのみでは，転付命令と異なりいまだ債権の移転がないから，民事訴訟法第519条１項の承継人にあたらず，これに準ずる者として執行力の範囲を拡張すべきでない。

(1)　河村尚平著「新国税徴収法」税務経理協会101頁参照

(2)　兼子一著「強制執行法」酒井書店208頁，菊井維大著「民事訴訟法（二）」有斐閣184頁，加藤正治著「強制執行法要論」有斐閣197頁，板倉松太郎著「強制執行法義解」巌松堂502頁

(3)　昭和34年９月17日東京地裁決定訟務月報昭和34年10月第５巻10号20頁

（回答）９月14日付け訟第377号をもって当局長あて照会のあった標記の件については，貴見のとおりで差し支えないものと考える。

31　公証人法の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて

（昭55.9.24民一5770号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（通達）民事執行法（昭和54年法律第４号）の施行及び民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和54年法律第５号）による公証人法（明治41年法律第53号）の一部改正に伴い，公証人手数料規則（明治42年勅令第174号）及び公証人法施行規則（昭和24年法務府令第９号）の一部が本年10月１日から改正されることとなったが，これに伴う公証事務の取扱いについては，左記の点に留意し，事務処理に遺憾のないよう，貴局所属公証人及び公証事務を取扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

第1から第4まで略

第5　執行文の再度付与等

1　執行証書に係る執行文の再度付与等は，従来，裁判所の許可を必要としていたが，民事執行法の施行に伴い，執行証書に係る執行文の再度付与等をすべきかどうかは，公証人が独自に判断して行うことができることとなった（同法第28条）。

なお，再度付与等の申立てがあった場合の手数料については，同一機会の申立てである限り，加算額は，通数にかかわらず，1,000円である（手数料規則第23条ただし書）。

2　民事執行法第28条第1項の規定により執行文の再度付与等をした場合は，債務者にその旨，その事由及び執行文の通数を通知しなければならない（民事執行規則第19条第1項）こととなっているが，この通知は，公証人が適当と認める適宜の方法により行って差し支えない（同規則第3条第1項）。

第6　略

32　手形債務の追認証書への執行文付与について

（昭63.10.11民一5583号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）支払期日に未払いの約束手形金債務を債務者が追認する追加契約の公正証書について，執行文を付与することができる。

（通達）標記について，別紙甲号のとおり日本公証人連合会会長から照会があり，別紙乙号のとおり回答したので，貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

おって，明治43年8月24日民刑第199号民刑局長回答は，昭和63年10月11日民一第5582号当職回答（別紙乙号）により変更されたものと了知されたい。

別紙甲号

債務者甲が債権者乙宛に振出した約束手形金債務が支払期日に未払いであることから，債務者がその債務を追認するとともに，当事者間で支払期日を延期するなどの追加契約をし，債務者が同契約債務不履行の場合は直

ちに強制執行を受けても異議がないことを認諾する旨の公正証書については，執行文を付与することができない旨の民刑局長回答（明治43年8月24日民刑199号）がありますが，現行の法体系の下においては，このような強制執行認諾文言の記載が無効であって公証人がその旨の公正証書に執行文を付与することができない，と解する理由はないのではないかと考えますので，この点照会に及びます。

別紙乙号

客月13日付け照会のあった標記の件については，貴見のとおりと考える。

なお，公証人がその旨の公正証書を作成するに当たっては，債権者が手形を所持していることを確認するのが相当である。

33　執行文の付与の期間等について

（平2.3.29民一1149号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）強制執行認諾約款を含む金銭消費貸借公正証書に記載する弁済期等を証書作成の日から1週間以内の日とすることができるとした事例

（通達）標記について，別紙甲号のとおり日本公証人連合会会長から照会があり，別紙乙号のとおり回答したので，貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

強制執行認諾約款を含む金銭消費貸借公正証書（債務弁済契約公正証書を含む。以下同じ。）に記載する弁済期及び当該公正証書につき執行文を付与する時期に関しては，公正証書作成の日から起算して1週間以内の日とすべきでないとする取扱いが妥当である旨の先例（昭和28年12月12日民事甲第2382民事局長回答）が示されているところでありますが，この先例は，債務者保護の観点によるものと解されるところ，この趣旨にかんがみますと，上記の弁済期及び執行文付与の時期につき，下記のような取扱いをすることも差し支えないと考えております。ついては，この点につき貴見を伺いたく，照会致します。

記

1　強制執行認諾約款を含む金銭消費貸借公正証書を作成する場合におい

て，嘱託当事者の権利関係の内容，短期の弁済期を定める理由その他諸般の事情に照らし，債務者保護の理念に反しないと認められるときは，公正証書作成の日から起算して１週間以内の日を弁済期とするものを作成すること。

２　強制執行認諾約款を含む金銭消費貸借公正証書上の債務者の給付が割賦弁済その他の定期給付にかかるものであって，その第１回目の弁済期が公正証書作成の日から起算して１週間以内の日である場合であっても，債権者の権利保護を緊急に図る必要があると認められるときは，その公正証書につき作成の日から起算して１週間以内の日に執行文を付与すること。

別紙乙号

本月22日付け日公連庶第14号をもって照会のあった標記の件については，貴見のとおり取り扱って差し支えない。

34　特定住宅金融専門会社から株式会社住宅金融債権管理機構に譲渡された債権につき作成された執行証書についての承継執行文の付与の手続について

（平10.3.13民一514号法務局民事行政部長・地方法務局長あて民事局第一課長通知）

（要旨）特定住宅金融専門会社から株式会社住宅金融債権管理機構に譲渡された債権について承継執行文の付与を求めた場合に提出する強制執行をすることができることを証する書面は，内容証明郵便によって送付した債権譲渡通知書の写し及び郵便物配達証明書の写しで差し支えない。

（通知）標記について，別紙１のとおり株式会社住宅金融債権管理機構ほか７社（別添のとおり）から照会があり，別紙２のとおり回答したので，この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方お取り計らい願います。

（別添）

日本住宅金融㈱
㈱住宅ローンサービス
㈱住総

総合住金㈱
第一住宅金融㈱
地銀生保住宅ローン㈱
日本ハウジングローン㈱

別紙１

株式会社住宅金融債権管理機構は，特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成８年法律第93号，以下「特定住専債権等処理法」という。）第２条第２項に規定する特定住宅金融専門会社から，債権を譲り受け，特定住宅金融専門会社の債権債務の処理を進めているところ，特定住宅金融専門会社を債権者として作成された多数の執行証書について，公証人から株式会社住宅金融債権管理機構に対する民事執行法第27条第２項に規定する承継執行文の付与を受ける場合において特定住宅金融専門会社が内容証明郵便によって債権譲渡の通知をしているときは，特定住専債権等処理法の趣旨に沿って特定住宅金融専門会社の債権債務の処理を迅速かつ円滑に進めるため，次の手続によることとして差し支えないか，貴見を伺いたく照会します。

記

特定住宅金融専門会社を債権者として作成された執行証書について，公証人に株式会社住宅金融債権管理機構が執行文の付与を求める場合には，民事執行法第27条第２項に規定する株式会社住宅金融債権管理機構のために強制執行をすることができることを証する書面として，特定住宅金融専門会社が執行証書の債務者にあてて内容証明郵便によって送付した債権譲渡通知書の写し及びその通知書を配達した旨の特定住宅金融専門会社あての郵便物配達証明書の写し（それぞれ株式会社住宅金融債権管理機構の代理人が原本に相違ない旨を証明したもの）を提出することとする。

別紙２

平成10年３月５日付けをもって照会のあった標記の件については，貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。

第８章　債務名義の送達

１　強制執行ヲ為ス場合ノ送達ニ関スル件

（明42.7.9長野地裁所長照会）

（明42.7.30民刑704号民刑局長回答）

（要旨）公正証書により強制執行を行う場合の送達は，証書の謄本をもってすれば足りる。

（照会）公正証書ニ因リ執行スル場合ニハ正本ヲ送達セス謄本ヲ送達シテ足ルヤ

（回答）貴見ノ通

２　執行文ノ送達ニ関スル件

（明43.5.16宮崎公証人広木幹照会）

（明43.11.25民刑475号民刑局長回答）

（要旨）民訴法第528条２項の場合においては証書の謄本の外，正本に附記する執行文を送達することを要し，その送達は民訴法第164条第１項の規定により執行文の謄本を交付すべきである。

（照会）公証証書ニ依ル強制執行ノ場合ニ於テ債務者ニ為ス債務名義ノ送達ハ証書ノ謄本ニテ足ル旨民刑局長ヨリ長野地方裁判所長ニ御回答相成候処右送達ハ総テ謄本ヲ以テスルニ於テハ民事訴訟法第528条第２項ニ依リ債務名義ニ附記スル執行文ノ送達ヲ要スル場合ニハ同法第517条ノ執行文定式ヲ変更シ「前記ノ謄本ハ云々」ト記載スルニアラサレハ名実相副ハサルノ奇態ヲ生スヘク思考セラレ候右ハ如何取扱可然候哉

（回答）民事訴訟法第528条第２項ノ場合ニ於テハ証書ノ謄本ノ外証書ノ正本ニ附記スル執行文ヲモ債務者又ハ其承継人ニ送達スルコトヲ要シ其送達ハ民事訴訟法537条第１項末段ノ規定ニ依リ執行文ノ謄本ノ交付ヲ以テ之ヲ為スヘキモノナルヲ以テ問合ノ如キ異式ノ執行文ヲ付与スルノ必要ナカルヘシ

３　公正証書ノ執行力アル正本送達ニ関スル件

（昭4.9.26日記1269号福井地裁監督判事照会）

（昭4.10.24民事8751号民事局長回答）

（要旨）公正証書の執行力ある正本に基く強制執行着手の前提たる執行謄本の送達は，改正民事訴訟法施行後も従来の取扱で差し支えなく，その送達不能の場合執行吏自ら書留郵便に附し発送することができる。

（照会）左記事項改正民事訴訟法ノ実施ニ伴ヒ其ノ実際ニ於ケル取扱方ニ関シ疑義相生シ候ニ付テハ至急何分ノ御回示相煩度

公正証書ノ執行力アル正本ニ基ク強制執行ニ於テ，其執行着手ノ前提タル執行正本ノ送達ニ付テハ執達吏ハ裁判所書記ヲ経ス直接債権者ノ委任ニ依リ送達ヲ為ス取扱振ニ候処改正法施行後モ右ノ取扱ニテ差支ナキモノニ候哉又右執行正本ノ送達ニ際シ全戸不在ニテ送達不能ノ為メ改正法第172条ニ依リ書留郵便ニ付シテ発送セントスル場合ニ於テハ執達吏ヨリ裁判所書記ニ対シ其発送方ヲ申出ツヘキモノナルヤ

又ハ裁判所書記ヲ経ス執達吏自ラ直ニ書留郵便ニ付シ送達スルコトヲ得ヘキモノニ候哉

（回答）客月26日日記第1269号ヲ以テ御問合相成候標記ノ件ハ改正法施行後ト雖モ従来ノ取扱振ニテ別段支障ナカルヘク然シテ其送達不能ノ場合ニ於テハ執達吏自ラ書留郵便ニ付シ発送スルコトヲ得ルモノト解スルノ外ナカルヘシト思考致候此段及回答候也

４　公証人法の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて

（昭55.9.24民一5770号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（通達）民事執行法（昭和54年法律第４号）の施行及び民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和54年法律第５号）による公証人法（明治41年法律第53号）の一部改正に伴い，公証人手数料規則（明治42年勅令第174号）及び公証人法施行規則（昭和24年法務府令第９号）の一部が本年10月１日から改正されることとなったが，これに伴う公証事務の取

扱いについては，左記の点に留意し，事務処理に遺憾のないよう，貴局所属公証人及び公証事務を取扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

第１　執行証書の正本等の送達

１　公証人法（以下「法」という。）第57条ノ２の新設により，執行証書の正本若しくは謄本又は民事執行法第29条後段の執行文及び文書の謄本（以下「執行証書の正本等」という。）の送達は，郵便又は最高裁判所規則の定める方法によるものとされ，そのうち郵便による送達は，申立てにより公証人がすることとなった。これに伴い執行証書の正本等の送達手数料についての規定（公証人手数料規則（以下「手数料規則」という。）第23条ノ２第１項及び送達に必要な郵便料についての規定（法第７条第１項，手数料規則第28条ノ２））が新設され，公証人は送達事務に係る手数料等を受けることができることとなった。

２　公証人は，執行証書の正本等の送達の申立てがあった場合には，特別送達（郵便法第66条，郵便規則第119条，第120条）の方法により送達を行うこととする。

３　前項による送達手続に着手したが，送達先に債務者が居住していない等，公証人の責めに帰することができない事由によって送達の目的を達することができなかった場合において，申立人から，送達先を再調査の上改めて送達の申立てがされたときは，再び前項の方法により送達を行うこととなる。

４　特別送達が不能となったことに伴い，書留郵便に付する送達（法第57条ノ２第３項，民事訴訟法第172条）の申立てがあった場合には，送達報告書（民事訴訟法第177条）のほか申立人の提出に係る資料等を精査し，書留郵便に付する送達をする事由があるかどうかを慎重に判断した上，当該手続をとらなければならない。

５　公証人の職務を行う法務事務官が送達手続を行う場合には，送達に要する郵便料は，郵便切手をもって納付させるものとする。この場合において，送達物が不送達となることに備え，あらかじめ郵便切手をもって還付料を納付させて差し支えない。

第２　送達証明

公証人が送達事務を取り扱うこととなったことに伴い，その送達又は不送達の事実を証明する必要があるため，新たに公証人において送達に関する証明書の発行事務を行うこととなり，その手数料は，１件，すなわち受送達者１名につき100円とされた（手数料規則第23条ノ２第２項）。

第３　送達関係書類綴込帳

公証人は，送達事務に関する帳簿として送達関係書類綴込帳を備え置き，これを保存しなければならないこととなった（公証人法施行規則第18条，第27条）。なお，送達関係書類綴込帳は，書類の整理等の都合を考慮し，バインダー方式のものでも差し支えない。

第４　計算簿等

送達手数料，送達証明手数料及び郵便料に関する規定が新設されたことに伴い，計算簿乙及び計算書の様式が改正された。

なお，右帳簿等の用紙について，従前の様式による印刷済みのものがある場合には，当分の間，その用紙をそのまま使用して差し支えない。この場合において送達，送達証明又は郵便料に関する事項を記載する必要があるときは，種別欄中空欄部分に「送達」，「送達証明」又は「郵便料」と記入して使用するものとする。

第５及び第６略

5　民事訴訟法の一部改正に伴う公証事務の取扱いについて

（昭57.9.13民一5661号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（通達）民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律（昭和57年法律第83号）が，本年10月１日から施行されることとなったが，これに伴う公証事務の取扱いについては，左記の点に留意し，事務処理に遺憾のないよう，貴局所属公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

第１　就業場所における送達

１　送達を受けるべき者の住所，居所，営業所又は事務所（以下「住居

所等」という。）が知れないとき又はその場所において送達をすることに支障があるときは，執行証書の正本等公証人法57条ノ2第1項に掲げる書類の送達は，これを受けるべき者が雇用，委任その他の法律上の行為に基づき就業する他人の住所，居所，営業所又は事務所（以下「就業場所」という。）においてすることができ，送達を受けるべき者がその就業場所において送達を受けるべき旨を申述したときも，同様とすることとされた（民事訴訟法（以下「民訴法」という。）169条2項，公証人法57条ノ2）。

2　「送達を受けるべき者の住居所等が知れないとき」とは，民訴法178条の公示送達の要件である「当事者ノ住所，居所其ノ他送達ヲ為スヘキ場所カ知レサル場合」と同一の概念であり，その認定資料は，住民票写し，最後の住居所等の近隣の者による証明書，戸籍付票謄（抄）本，弁護士法23条の2第1項の報告書等である。

なお，右により就業場所における送達をしたときは，送達を受けるべき者の住居所等が知れない場合であることを示す資料を送達関係書類綴込帳につづり込んでおくものとする。

3　「送達を受けるべき者の住居所等において送達をすることに支障があるとき」とは，例えば送達を受けるべき者が日曜，祭日以外の日の昼間不在のためにその住居所等において送達をすることができない場合をいうが，送達を受けるべき者のプライバシーを保護するため，その者の住居所等において送達をすることができないと明らかに認められる場合（例えば，最近内容証明郵便が「受取人不在」を理由に還付された場合がこれに該当するが，「受取人所在不明」を理由に還付された場合は該当しない。）を除き，一度はその者の住居所等において送達を試みるものとする。

なお，住居所等において送達を試みることなく直ちに就業場所において送達をしたときは，送達を受けるべき者の住居所等において送達をすることができないと明らかに認められる場合であることを示す資料を送達関係書類綴込帳につづり込んでおくものとする。

4　「雇用，委任その他の法律上の行為に基づき就業する」とは，雇用，

委任等の契約に基づくものだけでなく公務員や公職の選挙で選ばれた市町村長等のように公法上の行為に基づいて就業するものをも含むが，事実上の行為に基づき，就業する場合を含まない趣旨である。

5　「就業場所」とは，送達を受けるべき者が常勤，非常勤を問わず，現実に勤務している場所をいう。例えば，送達を受けるべき者が甲会社の乙支店に勤務している場合には，乙支店が就業場所である。

6　就業場所において送達を受けるべき旨の申述は，書面によってさせるものとする。この場合には，証書原簿の備考欄に右の申述があった旨を記載した上，申述書を送達関係書類綴込帳につづり込んでおくものとする。

第2　就業場所における補充送達

1　就業場所において送達を受けるべき者に出会わない場合においては，補充送達によることができるものとされ，右による送達がされたときは，公証人は，送達を受けた者にその旨を通知しなければならないこととされた（民訴法171条2項，4項，公証人法57条ノ2）。

2　右の通知は，公証人の氏名，送達書類の名称，書類受領者の氏名，送達の日時及び送達場所を明らかにして，郵便葉書により行うものとする。

3　右の通知については，実費額の郵便料を受けることができる（公証人手数料規則28条ノ2）。

4　公証事務を取り扱う法務事務官にあっては，就業場所において送達をするに際し，右の通知を要する場合に備え，あらかじめ通知のための郵便料を官製の郵便葉書をもって予納させるものとする。

第3　郵便送達報告書等

1　特別送達の郵便送達報告書は，本年10月1日から別紙（略）のとおり住所，居所用と就業場所用の二種に区分されることとなった（郵便規則120条）。

2　特別送達郵便物で就業場所にあてて差し出すものについては，当該郵便物の表面の見やすい所に「特別送達（就業場所）」と記載しなければならないこととされた（同条）。

6　民事訴訟法の施行に伴う公証事務の取扱いについて

（平9.12.19民一2256号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）民事訴訟法の施行に伴う宣誓認証制度，公証人による交付送達の取扱いの留意点

（通達）民事訴訟法（平成８年６月26日法律第109号。以下「新民事訴訟法」という。）が，平成10年１月１日に施行される（民事訴訟法の施行期日を定める政令（平成９年11月19日政令第332号））が，これに伴い，「民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成８年６月26日法律第110号，以下「整備法」という。）及び「民事訴訟法及び民事訴訟規則の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則」（平成８年12月17日最高裁判所規則第６号，以下「整備規則」という。）も同日施行される。

これらの法令により公証事務に関して改正がされた事項は，第１に，整備法による公証人法の改正により，当事者が宣誓をした場合における私署証書の認証（以下「宣誓認証」という。）の手続が設けられたこと，第２に，整備規則による民事執行規則（昭和54年11月８日最高裁判所規則第５号）第20条の改正により，債務者が執行証書の作成を公証人に嘱託するために公証役場に出頭した場合に，当該執行証書等を公証人自らがその場で債務者に交付してする送達（以下「公証人による交付送達」という。）の制度が設けられたことである。

また，宣誓認証の制度の創設に伴い，「民事訴訟法及び民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（平成９年11月19日政令第333号）により公証人手数料令（平成５年６月25日政令第224号）が改正されるとともに，平成９年12月19日法務省令第74号により公証人法施行規則（昭和24年６月１日法務府令第９号）についても所要の改正が行われた。

改正にかかる制度の概要及び公証事務の運用上の留意点は，次のとおりであるので，貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

第１　略

第２　公証人による交付送達

１　制度の趣旨

公証人法第57条ノ２は，執行証書の正本若しくは謄本又は民事執行法第29条後段の執行文（いわゆる条件成就・承継執行文）及びその執行文の付与を受けるために債権者が提出した文書の謄本の送達は，郵便又は最高裁判所規則の定める方法による旨規定している。この最高裁判所規則で定める方法として，民事執行規則は，従来，執行官による送達と公示送達とを定めていた。

今回，民事執行規則第20条第２項の改正により，債務者が執行証書の作成を公証人に嘱託するためにその役場に出頭したときは，債権者は，当該公証人に対し，当該執行証書に係る公証人法第57条ノ２第１項に規定する書類について，公証人自らがその場で債務者に交付してする送達の申立てをすることができることとされた。

この公証人による交付送達は，債務者が執行証書の作成を公証人に嘱託するためにその役場に出頭した場合には，公証人法第28条の規定により嘱託人の確認が厳格に行われることが法律上担保されることを前提として，公証人自らがその場で債務者に送達する権限を認めたものである。このように，今回の改正の趣旨は，執行証書を作成した場合における当事者の執行手続上の費用や手数の負担を軽減することを目的とするものであり，これにより，法律上の紛争予防及び権利の簡易迅速な実現につき，公正証書が一層活用されることを期するものである。

２　公証人による交付送達の申立てをすることができる場合

債権者がする公証人による交付送達の申立ては，債務者が執行証書の作成を公証人に嘱託するためにその役場に出頭した場合のみを対象としてすることができる（民事執行規則第20条第２項）。これは，債務者が執行証書の作成を嘱託する場合には，公証人法第28条により，公証人が嘱託人を確認することにより，送達を受ける債務者の確認が確実にされるからである。したがって，債務者が公証人の役場に出頭していても，その目的が執行証書の作成を嘱託するため以外の目的で

ある場合には，嘱託人の確認がされることが法律上担保されないので，公証人による交付送達の申立てをすることはできない。

また，債務者が，執行証書の作成の嘱託を他の者に委任したときは，債務者が出頭している場合であっても，債務者が執行証書の作成を嘱託するために出頭している場合には当たらないから，公証人による交付送達の申立てをすることはできない。

3　送達の手続

(1)　送達の申立て

送達の申立ては，債権者が執行証書を作成した公証人に対して行う。債権者から送達の申立てについて委任を受けた代理人によって，送達を申し立てることもできる。申立書の様式については，参考様式７を参照されたい。

(2)　送達される書類

送達の申立てをすることができる書類は，「当該執行証書に係る公証人法第57条ノ２第１項に規定する書類」（民事執行規則第20条第２項）である。したがって，執行証書の作成を嘱託するために債務者が出頭した場合であっても，別の機会に同一の債務者が作成を嘱託した他の執行証書に係る書類につき，その送達の申立てをすることはできない。

「公証人法第57条ノ２第１項に規定する書類」とは，執行証書の謄本のほか，民事執行法第29条後段の執行文及び文書の謄本，すなわち，いわゆる条件成就執行文又は承継執行文の謄本及びその執行文の付与を受けるために債権者が提出した証明文書の謄本である。ただし，送達の方法が，債務者が当該執行証書の作成を公証人に嘱託するために出頭したその場で交付することとされているため，執行文及びその証明文書の謄本の送達が行われる場合は，執行証書の作成と同時にこれらの執行文の付与が行われるような例外的な場合に限られる。したがって，実際上は，公証人による交付送達の対象は，執行証書の謄本に限られることになろう。

(3)　送達の相手方

送達は，債務者に対して行う。債務者が未成年者などの訴訟無能力者（民事訴訟法第28条，第31条）であるときは，その法定代理人に対して送達を行う（民事執行規則第20条第５項によって準用される民事訴訟法第102条第１項）。親権者が複数である場合など，数人が共同して代理権を行うべき場合には，送達は，その一人にすれば足りる（民事執行規則第20条第５項によって準用される民事訴訟法第102条第１項）。したがって，一人の法定代理人が他の共同の法定代理人を代理して単独で出頭している場合であっても，その出頭している代理人に対して送達をすることができる。

民事執行法第20条によって準用される民事訴訟法第37条により，法定代理人に対する送達に関する民事執行法の規定は，法人の代表者に準用される。したがって，債務者が法人であるときは，訴訟無能力者の法定代理人に対する送達についての民事訴訟法第102条第１項及び第２項の規定が準用される。

なお，同一の執行証書の債務者が法人とその代表者である自然人である場合において，その双方に対して送達の申立てがあったときは，それぞれについて送達の手続をとらなければならない。

(4)　送達の方法

送達の方法は，執行証書の作成の嘱託の際に，公証人の役場において，公証人自らが債務者に交付する方法に限定される。公証人が送達をする場合には，受領書（参考様式８）を作成して，これに送達を受ける者に署名をさせるものとする。

公証人は，送達に関する報告書を作成することを要しない。

送達に関する書類は，送達関係書類綴込帳につづって保存しなければならない（公証人法施行規則第18条，第27条）。

(5)　手数料

送達についての手数料の額は，１,400円である（公証人手数料令第39条第１項）。公証人による交付送達は，債務者に交付することを前提としているから，公証人手数料令第39条第２項の規定は適用されない。

送達に関する証明についての手数料の額は，250円である（公証人手数料令第39条第３項）。

本通達の解説及び関係資料は，本誌53巻２号の論説・解説欄に，「新民事訴訟法の施行に伴う公証事務の取扱いについて」として掲載予定であるので参照されたい。（民事月報53巻２号７頁）

参考様式７

送　達　申　立　書（公証人法第57条の２）

平成　年　月　日

＿＿＿法務局所属　公証人＿＿＿＿＿＿＿＿殿

1　申立人（債権者）（署名又は記名押印）

住　所	
氏　名	
代　理　人 代　表　者	

2　送達書類（○をつけたもの）

公正証書		公正証書謄本	法27条の執行文謄本	証明文書謄本
公証人＿＿＿＿＿＿作成 平成＿年第＿＿＿＿号 ＿＿＿＿＿契約公正証書				

3　債務者

氏　名	

4　受送達者

資　格 （○をつけたもの）	1　債務者本人　2　法定代理人　3　法人代表者 4　監獄の長
氏　名	
送達場所	

5　送達の方法

1	公証人による送達	2	特別送達	3	書留郵便に付する送達

上記の通り送達を申し立てます。

〔添付書類〕　委任状　資格証明書　印鑑証明書

（受送達者１名につき１枚を使用する）

参考様式８

受　　領　　書（公証人による交付送達用）

＿＿＿法務局所属　公証人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

送達書類	＿＿＿法務局所属　公証人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿作成 平成＿＿＿年　　第＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿契約公正証書謄本	
送達年月日	平成　　年　　月　　日	
送達の場所	＿＿＿法務局所属　公証人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿役場	
債務者氏名		
受送達者	資格 （○をつけたもの） 氏名	1　債務者本人 2　法定代理人 3　法人代表者

上記のとおり受領しました。

平成　　年　　月　　日

（受送達者の署名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第９章　手数料

第１　手数料一般

１　用紙ノ代価ニ関スル件

（明42.7.9長野地裁所長照会）

（明42.7.30民刑704号民刑局長回答）

（要旨）公正証書その他の用紙の代価を嘱託人から受けることはできない。

（照会）罫紙ノ代価ハ嘱託人ヨリ受クルヲ得サルヤ

（回答）貴見ノ通

（同旨）公証人ハ手数料ノ外証書ノ用紙ノ代価ヲ請求スルコトヲ得ス（明42.7.28東京公証人小川正直照会）（明42.8.16民刑第840号民刑局長回答）

２　裁判所ニ於テ公証事務ヲ取扱フ場合ノ件

（明42.8.3岐阜地裁所長照会）

（明42.8.24民刑875号民刑局長回答）

（要旨）１　法務局において公証事務を取扱う場合の署名は，単に某法務局若しくは地方法務局又は支局法務事務官氏名と記載する。

２　手数料規則第36条（現手数料令第４条第２項）（計算書の交付）は前項の場合に準用される。

（照会）１　公証人法第８条ニ依リ区裁判所ニ於テ公証事務ヲ取扱フ場合ニ於テ署名ヲ要スルモノニハ某地方裁判所所属公証事務取扱某区裁判所判事氏名ト記載スヘキモノナルヤ

２　前項ノ場合ニ於テ判事ノ差支ニ依リ書記ニ於テ取扱フトキハ判事代理ト記載スヘキヤ又ハ書記ハ当然ノ取扱者トシス代理ト記載スヘキニアラサルヤ

３　１項ノ場合ニハ公証人手数料規則第36条（現手数料令第４条第２項）ハ

適用ナキモノト心得可然哉

（回答）1　単ニ某区裁判所判事氏名ト記載スヘキモノトス.

2　後段貴見ノ通

3　公証人手数料規則第36条（現手数料令第4条第2項）ハ公証人ノ職務ニ関スル規定ナルニ付公証人法第8条ニ依リ公証事務取扱ノ区裁判所ニ之ヲ準用スヘキモノトス

（同旨）裁判所ニ於テ公証事務ヲ取扱フ場合ハ単ニ某区裁判所判事氏名又ハ某区裁判所書記氏名ト記載スヘキモノトス（明42.8.5大津地裁所長問，明42.8.18民刑第894号民刑局長回答）

3　代理公証人ノ手数料等ニ関スル件

（明42.8.20長野地裁所長照会）

（明42.9.28民刑970号民刑局長回答）

（要旨）代理を嘱託された場合の手数料等は，その代理公証人の収入となる。

（照会）代理嘱託セラレタル公証人ノ手数料日当及旅費ハ代理公証人ノ収入ト為ルヤ

（回答）貴見ノ通

4　同一役場ノ解釈ニ関スル件

（明42.8.20長野地裁所長照会）

（明42.10.7民刑970号民刑局長回答）

（要旨）法第71条第1項により書類の引継を命ぜられた役場は，手数料規則第13条第4号の適用については前任者の役場と同一役場とする。

（照会）同一ノ公証人役場中ニハ代理兼務書類引継ヲ受ケタル役場ハ包含セサルヤ

（回答）某公証人役場ニ於テ証書ニ作成セラレタル法律行為ノ補充又ハ更正ヲ其公証人カ代理者又ハ兼務者トシテ職務ヲ行フ役場ニ於テ証書ヲ作成スル場合モ又代理者又ハ兼務者ニ依リテ証書ニ作成セラレタル法律行為ノ補充又ハ更正ヲ其公証人ノ本役場（自己ノ役場ニ於テ兼務者ノ事務ヲ取扱フ場合ニ於テハ兼務者ニ非サル公証人トシテノ役場）ニ於テ証書ヲ作成スル場

合モ共ニ手数料規則第13条第4号ニ該当セサルモ公証人法第71条第1項ニ依リ書類ノ引継ヲ命セラレタル公証人ノ役場ハ同上手数料規則ノ適用ニ付テハ前任者ノ役場ト同一ノ公証人役場トス

5　「其10分ノ5」ノ意義ニ関スル件

（明42.9.28大阪公証人古宇田義雄照会）

（明42.10.11民刑1123号民刑局長回答）

（要旨）手数料規則第13条に「其10分ノ5」とあるのは，「手数料」の10分の5の意味である。

（照会）公証人手数料規則第13条第1項ニ第2条ノ区別ニ従ヒ其10分ノ5ノ割合ヲ以テ手数料ヲ受タルトアルハ第2条ニ掲ケアル価額ノ10分ノ5ニ依ル義ニ候哉又ハ同条手数料金ノ10分ノ5ヲ受クヘキ義ニ候哉

（回答）後段貴見ノ通

6　証明書ヲ連綴シアル旨ヲ記載シタル書面ニ関スル件

（明42.10.12札幌公証人千葉元貞照会）

（明42.10.27民刑1187号民刑局長回答）

（要旨）規則第14条第2項の書面の作成については手数料を受けることはできない。

（照会）公証人法施行細則第19条第2項（現規則第14条第2項）ノ書面ヲ作成シタルトキハ其手数料ヲ受クルコトヲ得ルヤ果シテ之ヲ受クルコトヲ得ルトセハ公証人手数料規則第何条ヲ準用スヘキモノナルヤ訓示ヲ仰キ度此段及稟伺候也

（回答）本月12日稟伺ニ係ル公証人手数料規則中疑義ニ関スル件ハ問合ニ於テハ手数料ヲ受クルコトヲ得サル儀ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

7　価額ノ算定権ニ関スル件

（明42.11.26福岡公証人辛木秀夫照会）

（明43.8.11民刑1368号民刑局長回答）

（要旨）嘱託人が公証人の相当と信ずる価格による手数料を納付しないときは

嘱託を拒絶することができる。

（照会）規則第3条ノ法律行為ノ目的価額ハ公証人ニ於テ之ヲ決定スヘキ筋ナルヤ例ハ爰ニ某所ニ在ル50万坪ノ石炭鉱区ヲ贈与スル場合当事者双方ハ公正証書ニ価額ノ明記ヲ欲セサレトモ其鉱区ハ金5万円ノ価額アリト陳述シ公証人モ亦之ヲ相当ト思料スルトキハ其5万円ヲ目的価額トシテ手数料ヲ徴収スヘキハ勿論ナルヤ若シ当事者ハ5,000円ノ価額アリト陳述シ公証人ハ5万円ト思料シ彼是意見一致セサルトキハ公証人ハ証書ノ作成ヲ拒絶スルコトヲ得ヘキヤ

（回答）問合面ノ場合ニ於テハ価額ノ明記アルト否トヲ問ハス手数料ハ法律行為ノ目的ノ実価ニ依リテ計算スヘキモノニシテ若シ嘱託人カ公証人ノ相当ト信スル価額ニ依ル手数料ヲ納付スルコトヲ肯セサルトキハ公証人ハ其嘱託ヲ拒絶スルノ外ナカルヘク而シテ其拒絶ノ当否ニ付テハ抗告手続ニ依ル監督官ノ決定ニ俟ツヘキモノニシテ公証人ニ於テ価額ヲ確定スル権限ヲ有セサルモノトス

8　法第40条ノ添附書面ニシテ超過紙数トナリタル部分ノ手数料ニ関スル件

（昭8.3.3東京公証人藤瀬弥一郎照会）

（昭8.3.29民事甲354号民事局長回答）

（要旨）嘱託人から提出された添附書面で，証書作成の超過紙数となった部分については，手数料規則第26条，第24条第1項但書によりその手数料を受けることができる。

（照会）嘱託人ヨリ公正証書ニ添附スヘキ書面トシテ同一ノモノ2通ヲ提出シ1通ハ原本ニ添付シ1通ハ正本ニ添付セラレタシトノ嘱託アル場合ニ其原本ニ添付スル書面ノ手数料ニツキテハ公証人手数料規則其他ニ明文ナキニヨリ其手数料ヲ徴収スルヲ得サルヤ将タ徴収スルモ差支ナキヤ若シ差支ナシトセハ公証人法第40条ニヨリ公証人ノ作成シタル証書ノ一部ト看做シ手数料規則第14条大正8年勅令第194号第3条（昭19.4.1廃止）ニ依リ超過紙数ニ対シ1枚ニ付金25銭ノ手数料ヲ徴収スヘキヤ又ハ手数料規則第26条第24条但書同勅令第3条ニヨリ1枚ニツキ金15銭ノ手数料ヲ徴収スヘキヤ

（回答）本月3日附稟伺ノ件公証人法第40条ニ依リ公正証書ノ一部ト看做サルヘキ添附書面ニシテ証書作成ノ超過紙数トナリタル部分ニ付テハ公証人手数料規則第26条及第24条ニ依リ其手数料ヲ受クルコトヲ得ヘシ

9　代人料等の徴収について

（昭29.9.28民事秘151号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）公証人が代理人をあっせんし，代人料等を徴収することは相当でない。

（通達）最近公証人が公正証書の作成に際し，嘱託人から代理料又は代人料等と称して法定手数料以外の費用を徴し，公正証書作成につき白紙委任した嘱託人（多くは債務者）の代理人選任のあっ旋をしている事例があるやに仄聞するが右取扱は公証事務執行の公正を害し，かつ公証人法第7条第2項に違反する結果をも生ずることとなるので，貴管下公証人にかかる事態が発生しないよう厳に注意を喚起されたい。

10　公証人手数料規則第23条について

（昭36.8.2庶886号青森地方法務局長照会）

（昭36.9.13民事甲2275号民事局長回答）

（要旨）手数料規則第23条の「請求の価額」は，証書に記載してある価額によって差し支えない。

（照会）本月1日から改正施行された公証人手数料規則第23条の手数料は証書に記載してある価額により徴収して差支えないと思われますが，いささか疑義もありますので何分の御垂示を賜りたく御伺いいたします。

（回答）客月2日付庶日記第886号で照会のあった標記の件について，貴見のとおりと解する。

11　公証人手数料規則の改正に伴う横書証書の様式の制定について

（昭46.3.27民事甲1467号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）横書証書用紙のひな型

（通達）公証人手数料規則（明治42年勅令第174号）第14条の改正に伴い「公証人手数料規則第14条の横書の証書の様式を定める省令」（法務省令第13号）が4月1日から施行されることになったが，この省令に定める横書の

証書の作成に用いる用紙のひな形は，別紙のとおりとなるから，証書作成上遺憾のないよう貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方配意されたい。

別紙

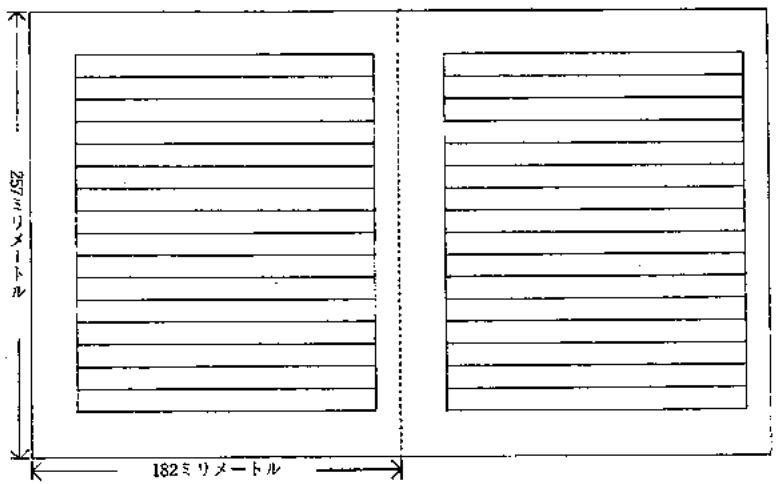

12　公証人手数料令の制定及び公証人法施行規則の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて

（平5.7.22民―5153号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）公証人手数料令の制定に伴う公証人手数料の取扱上の留意事項

（通達）公証人手数料規則（明治42年勅令第174号）の全部を改正する公証人手数料令（平成５年政令第224号），公証人法施行規則の一部を改正する省令（平成５年法務省令第28号）及び公証人手数料規則第14条の横書の証書の様式を定める省令の一部を改正する省令（平成５年法務省令第29号）が本年８月１日から施行されることになったが，これに伴う公証事務については，下記の点に留意し，事務処理に遺憾のないよう配意されたく，貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

第１　公証人手数料令（以下「令」という。）における実質改正事項等

１　令第５条関係（公証人手数料規則（以下「手数料規則」という。）第34条関係）

嘱託人が支払の猶予を求める際には，市区町村長の証明書のほかその他の文書によって支払の資力がないことを証明することができることとされた。この場合の「その他の文書」とは，例えば，老人福祉センターの長が証明した文書等をいう。また，支払の資力がないことの証明があった際には，手数料，郵便料，日当又は旅費（以下「手数料等」という。）の全部のみならず一部についても，支払を猶予することができることとされた。

２　令第６条関係（手数料規則第35条関係）

公証人が嘱託人に対し，手数料等の概算額の予納を求める際には，計算書の交付の規定が準用され（令第６条第１項後段），その様式は，計算簿，計算書に準じて作成することとされた（改正後の公証人法施行規則（以下「改正施行規則」という。）第20条）

この場合においては，計算書に準じてその表題を「仮計算書」とし，金額は，種別欄に掲げる区分に応じ，手数料等の概算額を記載すれば足りる。

なお，手数料等の概算額の予納を求められた嘱託人が予納に代えて供託する制度（手数料規則第35条第２項関係）は，廃止された。

３　令９第条関係（手数料規則第２条関係）

法律行為の目的の価額が5,000万円を超えるものにつき，5,000万円を超え１億円以下のもの，１億円を超え３億円以下のもの，３億円を超え10億円以下のもの及び10億円を超えるものの区分を設けるとともに，加算率を順次逓減することとされた。

４　令第14条ただし書関係（手数料規則第10条関係）

給付にかかる法律行為について当事者の一方がするべき給付のみの価額を算定することができない場合であっても，その給付の最低価額が相手方がするべき給付の価額を超えることが明らかなときはその最低価額とし，その当事者の一方がするべき給付の最高価額が相手方がするべき給付の価額に満たないことが明らかなときはその最高価額と

することとされた。

5　令第17条及び第19条第２項関係（手数料規則第13条第１号から第３号まで関係）

承認，許可若しくは同意，当事者双方が履行していない契約の解除又は遺言の全部若しくは一部の取消しに係る証書の作成についての手数料額は，原則として定額（１万1,000円）とすることとされた。ただし，当該証書に係る法律行為について証書を作成した場合の手数料の額の10分の５に相当する額が１万1,000円を下回るときは，当該下回る額によることとされた。

6　令第18条関係（手数料規則第20条第３項関係）

委任状の作成については，委任状作成に要した時間が１時間を超過するときの加算はしないこととされた。

7　令第19条第１項関係（新設）

遺言の作成（遺言の補充又は更正に係るものを除く。）についての手数料の額は，遺言の証書１通について１万1,000円を加算することとされた。ただし，当該証書に係る遺言の目的の価額（複数の法律行為が含まれる場合には，その目的の価額の合計額）が１億円を超えるときは，加算をしないこととされた。

8　令第22条第６項関係（手数料規則第13条ノ４第６項関係）

令第22条第１項から第３項までに規定する規約の廃止に係る証書の作成についての手数料の額は，１万1,000円に引き下げることとされた。

9　令第23条第２項関係（新設）

従たる法律行為である担保の設定を目的とする法律行為について，主たる法律行為である担保される債権に係る法律行為とともに証書が作成される場合は，その手数料の額は，主たる法律行為によって算定されるが，この場合の主たる法律行為の目的の価額は，担保される債権の額と担保の目的の価額又は担保される債権の額のうちいずれか少ない額の10分の５の額とを合算した額とすることとされた。

10　令第23条第３項関係（手数料規則第13条ノ３関係）

企業担保権の設定を目的とする契約について担保される債権に係る法律行為とともに証書が作成されるときは，担保される債権に係る法律行為のみに係る証書の作成についての手数料の額に５万5,000円を加算することとされた。ただし，11万円を下回らないこととされた。

11　令第24条第２項関係（手数料規則第13条第４号関係）

法律行為のうち令第17条，第18条，第19条第２項，第21条及び第22条に規定するものの補充又は更正に係る証書の作成についての手数料の額は，当該法律行為に係る証書の作成についての手数料の額の10分の５の額とされた。ただし，当該法律行為に係る証書が当該公証人役場において作成されているときは，当該法律行為に係る証書の作成についての手数料の額の10分の2.5の額とされた。

12　令第25条関係（手数料規則第14条関係）

法律行為に係る証書の枚数が４枚（横書の証書では３枚）を超えるときは，超える１枚ごとに加算されるが，枚数の計算方法は省令に委任され，１行20字詰で24行（横書の証書にあっては，半面１行20字詰で16行の両面）以上ある用紙及び末葉の用紙を１枚として計算することとされた（改正後の公証人手数料令第25条の横書の証書の様式及び証書の枚数の計算方法を定める省令第２項）。

13　令第27条関係（手数料規則第20条第３項関係）

受領書又は拒絶証書の作成については，証書作成に要した時間が１時間を超過するときの加算はしないこととされた。

14　令第29条関係（手数料規則第18条関係）

関連する二以上の法律行為でない事実について併せて証書が作成されるときの手数料の額の算定方法は，事実実験等に要した時間を通算してするものとされたが，その算定された額が法律行為でない事実と受取の事実又は二以上の受取の事実がそれぞれ関連し，併せて証書が作成された場合で，事実実験等に要した時間を通算して算出した手数料額がそれぞれの手数料額を合算した額を上回るときは，その合算した額によることとされた。

15　令第30条関係（新設）

法律行為でない事実の実験が嘱託人の請求により日曜日その他の一般の休日又は午後７時から翌日の午前７時までの間にされたときは，その手数料の額の10分の５の額を加算することとされた。なお，土曜日は，一般の休日には含まれない。

16　令第34条関係（手数料規則第21条第１項関係）

私署証書の認証についての手数料の額は，原則として定額（１万1,000円）とされた。

ただし，当該私署証書を証書として作成するとしたときの手数料の額の10分の５の額が１万1,000円を下回るときは，その下回る額によることとされた。

また，私署証書の謄本の認証についての手数料の額も，定額（500円）とされた。

17　令第40条関係（手数料規則第24条第２項関係）

証書の正本等の交付の手数料を算定するに当たっての枚数の計算方法については，特別の定めを設けないこととされた。

18　令第43条関係（手数料規則第29条関係）

日当は，１日につき２万円であるが，４時間以内の場合には，１万円とされた。

宿泊費は，一般職の職員の給与等に関する法律（昭和25年法律第95号）第６条第１項第９号に規定する指定職の俸給表の適用を受ける職員に支給される宿泊料に相当する額とされた。

19　廃止事項（手数料規則第８条，第26条関係）

地役の価額の算定方法を定めた規定（手数料規則第８条）及び手数料の定めがない事項については最も類似する事項と同一の手数料を受けることができる旨の規定（同規則第26条）は，いずれも令には設けないこととされた。

第２　計算簿

計算簿の記載内容が改正された（改正施行規則附録第４号）が，従来の様式による計算簿，計算書も公証人法施行規則の一部を改正する省令の施行の日（平成５年８月１日）から１年間は，なお使用することができることとされた（同省令附則第２項）。

この場合において，休日等執務加算又は遺言加算をするときは，その旨を追加記載するものとするが，「超過紙数」又は「病床執務増額」等の記載については，訂正しない取扱いとしても差し支えない。

第３　公証事務一覧月（年）表

１　令の制定に伴い，公証事務一覧月（年）表の様式（昭和63年３月28日法務省民一第1830号通達）を別表（略）のとおり改める。

なお，改正前の様式による印刷済みの用紙がある場合には，その用紙中の備考欄等に所要の変更をした上で使用して差し支えない。また，平成５年における公証事務一覧年表の作成に当たっては，１月分から７月分までは，従来の様式による区分に従い計上すれば足りる。

２　同表で改められた点は，令の改正に伴う事件の種類名の表示・計上欄の位置・区分の変更及び新設された加算に関する欄の新設であるが，件数及び手数料の計上については，従前の取扱いと同様である。なお，同表中，新設された加算の件数欄に係る（　）内には，従前の取扱いと同様にその件数を内数で記載する。

３　本年８月分の公証事務一覧月表については，令又は手数料規則の適用（令附則第２項）ごとに，各別に作成する。

なお，手数料規則の例によって徴収した手数料等について作成した月表には，同表右上部の適宜の箇所に，「（手数料規則適用分）２／２」と表示し，令に基づいて徴収した手数料等について作成した月表については，同表上部の適宜の箇所に「１／２」と表示する。

第２　法律行為

１　公証人手数料規則第４条但書適用ニ関スル件

（明42.7.17盛岡地裁所長照会）

（明42.7.24民刑759号民刑局長回答）

（要旨）手数料規則第４条但書の規定は，売買，賃貸借等の契約に適用があるが，金銭の消費貸借及び片務的年金給付の契約にはその適用がない。

（照会）公証人手数料規則第４条但書ニハ普通ノ金銭消費貸借及年金給付ノ如

キ契約証書作成ヲ包含スヘキヤ若シ包含セストセハ如何ナル種類ノ契約証書ヲ指示シタルモノナルヤ

（回答）公証人手数料規則第4条但書ハ売買，賃貸借等ノ契約ニ付証書ヲ作成スル場合ニ其適用アルモ金銭ノ消費貸借契約及ヒ片務的年金給付契約ニ付証書ヲ作成スル場合ニハ其ノ適用ナシ

2　附随ノ法律行為ノ解釈ニ関スル件

（明42.7.19長野地裁所長照会）

（明42.7.30民刑776号民刑局長回答）

（要旨）附随の法律行為とは，例えば質権又は抵当権の設定行為，保証契約等をいう。

（照会）附随ノ法律行為トハ主タル契約ニ主従ノ関係ナキ法律行為ト雖モ苟クモ主タル法律行為ニ附随スルモノヲ云フヤ

（回答）附随ノ法律行為トハ例ヘハ質権又ハ抵当権ノ設定行為，保証嘱託等ヲ指スモノナレトモ右ニテ疑義アラハ更ニ例ヲ挙示シテ御問アリ度シ

（同旨）売買契約ニ附随ノ保証契約アルトキハ附随ノ契約ニテハ手数料ヲ要セス（明42.7.19長野地裁所長照会，同.7.30民刑776号民刑局長回答）

3　金銭ノ消費貸借契約証書ノ作成ノ手数料ニ関スル件

（明42.7.22鳥取公証人関屋政治照会）

（明42.8.3民刑817号民刑局長回答）

（要旨）金銭の消費貸借契約につき証書を作成する場合には，当事者双方の嘱託による場合でも，借主の返還すべき元金額のみによりその手数料を算定すべきである。

（照会）公証人カ金銭消費貸借契約ノ嘱託ヲ受ケタル場合貸主借主ハ何レモ嘱託人ニシテ借主ノ返済金ノ約束モ所謂給付ニシテ貸金ト返済金ト（利子金ヲ包含ス）ノ価格ヲ合算シ手数料ヲ定ムヘキモノニ候哉

（回答）金銭ノ消費貸借契約ニ付キ証書ヲ作成スル場合ニ於テハ当事者双方ノ嘱託ニ因ル場合ト雖モ借主ノ返還スヘキ元金額ノミニ依リ手数料ヲ算定スヘキモノトス

4　当事者一方ノミノ給付ヲ目的ト為ス契約証書作成ノ手数料ニ関スル件

（明42.7.21東京公証人小川正直照会）

（明42.8.21民刑831号民刑局長回答）

（要旨）金銭消費貸借のように当事者一方のみの給付を目的とする契約証書の作成については，当事者双方の嘱託によるときでも，原則として手数料規則第2条を適用すべきである。

（照会）当事者双方ノ嘱託ニ因テ目的ノ給付カ双方ニ在ル法律行為ノ証書ヲ作成シタル場合ニハ公証人手数料規則第4条ヲ適用スヘキコトハ一点ノ疑ナシト雖モ当事者双方ノ嘱託ニ因テ金銭消費貸借其他目的ノ給付カ当事者ノ一方ニノミアル法律行為ノ証書ヲ作成シタル場合ニモ同第4条ヲ適用スヘキモノナルヤ否ニ付テハ疑点少カラス尤モ同条但書ノ意義ハ法律行為ノ目的カ当事者ノ一方ノ給付ノミニシテ其ノ給付カ金銭ヲ目的トスルモノナルトキハ其ノ倍額ニ依ルト云フニ在レハ金銭貸借ノ如キモノハ同条ヲ適用スヘキモノナレトモ此ノ但書ハ双方ノ給付中当事者ノ一方ノ給付カ金銭ヲ目的トスルモノナルトキハ其ノ倍額ニ依ルト云フ意義ナリトシ「ノミ」ノ2字ナクモ其ノ意相通スルモノト解釈シ来ルトキハ此ノ但書ハ一方ハ物件ヲ給付シ一方ハ代金ヲ給付スル即チ売買ノ如キ場合ニ必適スルモノニシテ金銭貸借其他目的ノ給付カ一方ニノミアル法律行為ノ場合ニハ適用スルコトヲ得サルヘシト思料ス然レ共独逸ノ公証人手数料規則ニテハ片務契約ニテモ当事者双方ニテ証書ノ作成ヲ嘱託スルニハ所謂双方行為ニシテ其ノ手数料ハ一方行為ノ倍額ヲ受クルモノト相成居ル趣承ハリ候ニ付金銭貸借ノ如キ場合ニ目的タル金銭ノ倍額ヲ受クルハ既ニ其ノ事例アルコトナルカ故ニ此ノ但書ハ前段ノ如ク解釈ヲ為シテ金銭貸借ノ如キ場合ニモ此ノ第4条ヲ適用シテ可然哉又金銭貸借ノ如キハ全国何レニ於テモ嘱託事件中最多数ヲ占ムルモノナルカ故ニ之ニ必適スル条項ナシトスルハ頗ル遺憾ニ堪エスト雖モ同条ノ但書ハ後段ノ如ク解釈スヘキモノトスルトキハ金銭貸借ノ如キモノハ同則第26条ノ規定ニ依リ最モ類似スル事項トシテ第4条ト同一ノ手数料ヲ受クヘキモノト心得可然哉

（回答）金銭ノ消費貸借ノ如キ当事者一方ノミノ給付ヲ目的ト為ス契約ニ付証書ヲ作成スル場合ニハ当事者双方ノ嘱託ニ依ルトキト雖モ其ノ手数料ニ付

原則トシテ手数料規則第２条ノ規定ヲ適用スヘク同第４条ノ規定ハ斯ノ如キ場合ニ其ノ適用若クハ準用ナシ

（同旨）金銭消費貸借契約について証書を作成する場合においては，当事者双方の嘱託による場合といえども，借主の返還すべき元金額のみによって手数料を算定すべきである。

5　承認ノ場合ニ関スル件

（明42.7.21東京公証人小川正直照会）

（明42.8.21民刑831号民刑局長回答）

（要旨）承認の意思表示であって証書の作成に適するものは，民法に特定してある場合に限らない。

（照会）同則第13条第１項ノ１号ニ在ル承認ノ場合ハ左記ノ如ク特ニ民法ニ定メアルモノニ適用スヘキモノニシテ其他ノモノニハ適用セサルモノト解釈シ可然哉

民法第147条第３号ニ在ル時効中断ノ効力ヲ生スヘキ承認

同第166条第２項但書ニ在ル占有者ノ承認

同第168条第２項ニ在ル債務者ノ承認

同第753条但書ニ在ル家督相続人タルヘキ承認

同第824条（現第776条）ニ在ル嫡出子ノ承認

同相続編第３章（現第４章）ニ在ル相続ノ承認

同第1089条（現第989条）ニ在ル遺贈ノ承認

（回答）承認ノ意思表示ニシテ証書ノ作成ニ適スルモノハ民法ニ特定セル場合ニ限ラス総テ手数料規則第13条第１号中ニ包含セラルヘシ

6　法律行為ノ目的ノ価額ニ関スル件

（明42.8.9宮崎公証人広木幹照会）

（明42.9.6民刑925号民事局長回答）

（要旨）法律行為の目的の価額は，双務契約にあっては双方の各給付を合算した額により，片務契約にあっては一方の給付のみの価額による。

（照会）第４条ノ「各給付ノ価額ヲ合算シタルモノニ依ル」トノ規定ニ依レハ

双務ノ法律行為ニ付キテハ当事者ノ双方若クハ一方ノ給付カ既ニ履行セラレタルト否トヲ問ハス双方ノ給付ノ価額ヲ合算シタルモノヲ以テ法律行為ノ目的ノ価額トスヘキモノノ如ク思考セラレ候即売買交換ノ如キハ勿論動産不動産ノ賃貸借雇傭請負其他双方ニ給付アルモノハ総テ双方ノ価額ヲ合算スヘキ義ニ有之候哉而シテ消費貸借ノ如キハ其成立後義務ヲ負担スルハ借主ノ一方ニシテ多数学者ノ説ハ之ヲ片務ノ法律行為トスレハ此レ等ハ貸借ノ金銭若クハ物即一方ノ給付ノミノ価額ニ依ルヘキ義ニ有之候哉

（回答）貴見ノ通

7　定時ノ給付ノ価額ニ関スル件

（明42.8.9宮崎公証人広木幹照会）

（明42.9.6民刑925号民刑局長回答）

（要旨）手数料規則第９条は，特殊の法律行為についての給付の価格の算定方法を示したものである。

（照会）第９条ニ於テ定時ノ給付ノ価格ニ関スル規定有之右ハ該条ニ掲ケラレタル類ノ行為ニ付キテハ賃金又ハ報酬等ノ一方ノミノ給付ノ価額ニ依ルト第４条ノ合算主義ニ対スル除外規定ニハアラスシテ彼ノ種ノ法律行為ニ於ケル当事者ノ一方ノ給付ノ価額ハ斯々ノ範囲ニ於テ定メヨトノ趣旨ト心得可然哉（若シ然ラサレハ第３項ノ規定ハ必要ナキニ至ルヘシ）

（回答）貴見ノ通

8　承認ニ関スル件

（明42.8.9宮崎公証人広木幹照会）

（明42.9.6民刑925号民刑局長回答）

（要旨）承認の意思表示であって証書の作成に適するものは，法典に明文がある場合に限らない。

（照会）第13条第１号ノ「承認」トハ法典ニ明文アル承認（即民法第147条第３号時効中断ノ為メニスル承認ノ如キ）ノミヲ指シタルモノニ候哉又ハ其他一般ノ承認（即嚮キニ私署証書ヲ以テ借受ケタル金品ノ義務ヲ其後ニ於テ真正ナルコトヲ承認スルノ類）ヲモ包含スル義ニ有之候哉

（回答）承認ノ意思表示ニシテ証書ノ作成ニ適スルモノハ法典ニ明文アル場合ニ限ラス総テ手数料規則第13条第1号中ニ包含セラルヘシ但例示セラレタルモノニ対スル回答ハ誤解ヲ招クノ虞アルニ付従来御取扱ノ件アラハ証書ノ全文例ヲ掲ケ更ニ稟伺セラルヘシ

9　当事者ノ一方ノ嘱託ニ因ル場合ノ手数料算定方ニ関スル件

（明42.8.20長野地裁所長照会）

（明42.10.7民刑970号民刑局長回答）

（要旨）当事者一方の嘱託の場合の手数料は，相手方の給付額を合算しないが，相手方の給付が金銭を目的とするものであるときはその額によるべきである。

（照会）売買ノ売主又ハ買主一方ノ嘱託ノ場合ニハ手数料ハ嘱託人タル売主又ハ買主ノ給付スル額ノミニヨリ計算シ相手方ノ給付額ヲ合算セサルヤ

（回答）貴見ノ通但相手方ノ給付カ金銭ヲ目的トスルモノナルトキハ其額ニ依ルヘキハ勿論ナリトス

10　使用賃借ノ価額算定方ニ関スル件

（明42.8.20長野地裁所長照会）

（明42.10.7民刑970号民刑局長回答）

（要旨）使用貸借契約の目的価額の算定は，常に手数料規則第12条によるべきものとは限らない。

（照会）使用貸借契約ノ公正証書ハ第12条ニ依リ価額ヲ算定シテ手数料ヲ徴収スルヤ又若シ目的物ノ価額500円ヲ超エタルモノナルトキハ同条但書ニ依ルヲ得ルヤ（賃貸借契約ニ付テハ賃借料ヲ以テ価額ト為シナカラ使用貸借契約ニ付テハ目的物ノ価額ニヨルハ権衡ヲ得サルカ如シ）

（回答）使用貸借契約ノ目的ト雖モ其価額ノ算定常ニ不能ナルモノト限ラサルニ付其価額ノ算定方ニ付テハ常ニ手数料規則第12条ヲ適用スルモノト限ルヘキニ非ス

11　賃貸借ノ解除ニ付証書作成ノ手数料ニ関スル件

（明42.9.29福岡地裁所長照会）

（明42.10.19民刑1133号民刑局長回答）

（要旨）当事者双方から，存続期間の定めがない賃貸借契約の解除について，証書作成を嘱託された場合には，手数料規則第9条，第4条により目的価額を算定し，同第26条，第13条を適用して第2条の区別にしたがいその10分の5の手数料を受けるべきである。

（照会）甲所有ノ建家（価額600円）ヲ1ヶ月賃料10円ヲ以テ期限ヲ定メス公正証書ニ依リ乙ニ賃貸中甲乙合意ノ上該契約ヲ解除スル旨ヲ以テ公正証書ノ作成ヲ甲乙双方ヨリ嘱託シタル場合其手数料徴収方ニ付左記数説有之何レニ拠ル可キヤ

第1説　規則第9条第4条ニ依リ賃料600円ヲ2倍シタル価額1,200円トシ第2条ノ区別ニ従ヒ手数料ヲ徴収ス可シ

第2説　第1説之通価額ヲ算定スルモ尚ホ規則第26条，第13条ヲ適用シ第2条ノ区別ニ従ヒ其ノ10分ノ5ノ割合ヲ以テ手数料ヲ徴収ス可シ

第3説　規則第9条ニ依リ5ヶ年分ノ賃料600円ヲ価格トシ第2条ノ区別ニ従ヒ手数料ヲ徴収ス可シ

第4説　第3説ノ通価格ヲ算定スルモ尚ホ規則第26条，第13条ヲ適用シ第2条ノ区別ニ従ヒ其10分ノ5ノ割合ヲ以テ手数料ヲ徴収ス可シ

第5説　規則第12条ニ依リ其価額ヲ500円トシ第2条ノ区別ニ従ヒ手数料ヲ徴収ス可シ

第6説　第5説ノ通価格ヲ算定スルモ尚ホ規則第26条，第13条ヲ適用シ第2条ノ区別ニ従ヒ其10分ノ5ノ割合ヲ以テ手数料ヲ徴収ス可シ

第7説　規則第12条，第4条ニ依リ其価額ヲ500円ノ2倍即チ1,000円トシ第2条ノ区別ニ従ヒ手数料ヲ徴収ス可シ

第8説　第7説ノ通価格ヲ算定スルモ尚規則第26条，第13条ヲ適用シ第2条ノ区別ニ従ヒ其10分ノ5ノ割合ヲ以テ手数料ヲ徴収ス可シ

（回答）第2説ノ通

12　保証人ト主タル債務者間ニ於ケル証書作成ニ関スル件

（明42.12.6前橋公証人高橋賢照会）

（明42.12.16民刑1468号民刑局長回答）

（要旨）金銭消費貸借契約及び保証契約について証書を作成すると同時に保証人が代位弁済した場合に，主たる債務者に対し取得する権利関係につき別証書を作成するときは，別に手数料を算定すべきである。

（照会）公証人手数料規則第６条ニ規定ノ附随ノ法律行為トハ質権又ハ抵当権設定行為，保証契約ヲ指スモノナル旨本年７月30日附ヲ以テ民刑局長ヨリ長野地方裁判所長ニ対シ御回答之アリ之ハ債権者トノ間主タル債務者ノ債務契約ト共ニ従タル保証人カ保証契約ヲ一証書ノ下ニ締結スル場合ナリト思料仕候得共之ト其従タル保証人カ権利者即チ要約者トナリ主タル債務者カ義務者即チ約諾者トナリテ要約者カ約諾者ニ代リ債権者ニ対シ債権ヲ弁済シタル場合ニ於ケル要約者ノ請求権ヲ別証書ノ下ニ契約スル証書ノ作成ニ付テモ同時ナレハ之ヲ附随ノ法律行為ト看做シ矢張リ第６条ニ依リ手数料ヲ算定スヘキモノナルヤ将タ其原因ハ同一ノ金銭貸借ニ基因スルト雖モ各別ノ契約要旨ナルヲ以テ同時ニ契約ヲ締結スルト否トヲ問ハス附随ノ法律行為ニ非サルモノト看做シ各別ニ手数料ヲ算定スヘキモノナル哉

右ハ差掛リタル事件モ有之候間至急何分ノ御訓示相成度此段奉伺候也

（回答）本月６日附稟伺ニ係ル公証人手数料規則ノ疑義ニ関スル件ハ後段貴見ノ通リト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

13　延期証書作成ノ手数料ニ関スル件

（明42.9.21東京公証人柴田孟甫照会）

（明43.8.4民刑1085号民刑局長回答）

（要旨）延期証書作成の手数料は，延期分の利息額により算定すべきであり，もしその額が算定できないときは第12条によるべきである。

（照会）法律行為ニ付テノ証書作成ノ手数料ハ手数料規則第２条ニ其骨子ノ規定アレハ金銭消費貸借証書作成後ノ弁済証書又ハ同上延期証書等ノ手数料ノ如キモ単ニ第２条ニ依ルモノトセハ毫モ疑義ナキカ如シト雖モ同規則第20条ノ受取証書作成ノ手数料ト右金員弁済ノ証書作成ノ手数料トノ差異甚

タシク権衡モ失スルノ嫌アレハ此場合ニ於テハ第26条ニ手数料ノ定ナキ事項ニ付テハ最類似スル事項ト同一ノ手数料ヲ受クトノ条ニ依リ金銭消費貸借延期証書作成ノ手数料ハ最類似スル第13条第４号法律行為ノ更正云々ヲ適用シ第２条規定ノ10分ノ５ノ手数料ヲ算出シ可然哉

前項ノ如ク果シテ第26条最類似スル事項云々ヲ適用スルモノトスレハ単ニ受取書ニ非スシテ元利金額ヲ弁済シタル弁済証書作成ノ手数料モ最類似スル事項即チ第20条ノ受取証書作成ト同一ノ手数料ニテ可然哉

（回答）受取書ニ非サル弁済証書ノ内容ニ付キ案ヲ具シテ更ニ稟伺セラルヘシ延期証書作成ノ手数料ハ延期ニ因リテ生スヘキ利益即チ延期ノ利息ノ額ニ依リ算定スヘク若シ其ノ利益ヲ算定スルコト能ハサルトキハ手数料規則第12条ニ依ルヘキモノトス

14　動産，不動産ノ賃借ヲ同一証書ニ作成スル場合ノ手数料ニ関スル件

（明43.5.20長野地裁所長照会）

（明43.8.5民刑474号民刑局長回答）

（要旨）動産と不動産の賃貸借契約を同一証書に作成する場合には，当事者に特に２個の契約をする意思があることが明らかでない以上，手数料規則第９条第４条により手数料を受けるべきである。

（照会）動産ト不動産トヲ同一証書ヲ以テ動産ノ期限ヲ１ヶ年トシ賃料１ヶ年10円，不動産ノ期間ヲ５ヶ年トシ賃料１ヶ年100円ノ賃貸借契約証書ヲ作成シタル場合ニ於テ其手数料ノ算定ニ付キ左ノ２説アリ

第１説　第９条ニ依リ動産ノ賃貸借ハ１ヶ年分ノ賃料10円不動産ノ賃貸借ハ５ヶ年分ノ賃料500円ヲ第４条ニ従ヒ給付ノ価額ヲ合算シテ1,020円トシ手数料ヲ算定ス

第２説　動産ニ関スルモノト不動産ニ関スルモノトハ２ヶノ法律行為トシ各別ニ手教料ヲ算定ス

（回答）特ニ２個ノ契約ヲ為ス意思アルコト明ナラサル以上ハ第１説ヲ可トス

（参考）動産不動産ヲ１個ノ契約ヲ以テ賃貸スル場合動産ハ不動産賃貸ノ従タル目的ナルニ於テハ５年間ノ賃料ノ２倍の額ニ依リ手数料ヲ算定スヘキモノトス（大３.５.11大阪公証人石沢命文照会，大３.６.４民894号法務局長

回答）

15　延期証書作成ノ手数料ニ関スル件

（明43.5.20長野地裁所長照会）

（明43.8.5民刑474号民刑局長回答）

（要旨）延期証書作成の手数料は，延期間の利息の額により算定すべきであり，もしその額を算定することができないときは第12条によるべきである。

（照会）金銭貸借返済延期証書作成ニ関スル手数料ノ算定ニ付キ左ノ3説アリ

第1説　同一ノ公証人役場ニ於テ作成スル場合ナルトキハ第13条第4号ニ依リ債権額ノ10分ノ5トス而シテ此場合ニ於テハ初メノ法律行為ノ更正（変更ハ広義ニ於ケル更正ナリ）ナルヲ以テ最初ノ債権額ヲ以テ目的ノ価額トス同一ノ公証人役場ニ於テ作成スル場合ニアラサルトキハ普通ノ法律行為ニ付テノ証書作成ノ例ニ同シク第2条ニ依リ算定ス而シテ此場合ニ於テハ延期ヲ為スヘキ債権額ヲ以テ目的ノ価額トス

第2説　延期ニ依リ生スル利益即チ延期間ノ利息ノ額ヲ以テ目的ノ価額トシ第2条ノ区別ニ従ヒ算定シ又無利息ナルトキハ第12条ニ依リ500円ノ価額ヲ有スルモノトシテ算定ス

第3説　普通ノ法律行為ニ付テノ証書作成ノ例ニ同シク貸金現在額ヲ以テ目的ノ価額トシ第2条ノ区別ニ従ヒ算定ス

（回答）第2説ノ通但延期ニ因リテ受クヘキ利益ノ額ヲ算定スルコト能ハサル場合ニ於テ手数料規則第12条但書ヲ適用スヘキハ勿論トス

16　使用貸借証書作成ノ手数料ニ関スル件

（明42.11.26福岡公証人辛木秀夫照会）

（明43.8.11民刑1368号民刑局長回答）

（要旨）使用貸借の目的の価額は，その貸借により受けるべき利益の額による。ただし，その価額を算定することができないときは，手数料規則第12条本文もしくは同条但書の規定によるべきである。

（照会）価額5,000円ノ物件ヲ使用貸借スル場合ノ手数料ニ付左ノ両説アリ孰レヲ適当トスヘキヤ

甲説　使用ノ目的価値ハ算入スルコト能ハサルヲ以テ規則第12条ニ依リ其目的ハ500円ノ価額ヲ有スルモノト看做シ規則第2条第3条ノ1円50銭ヲ徴収スヘシ

本案ヲ瞥見スレハ乙説ノ如ク其物件ノ価額金5,000円ヲ目的価額トシテ規則第2条第7ノ3円ヲ徴収スヘキカ如クナレトモ如斯ハ其当ヲ得サルモノアリ

元来目的価額ヲ定ムル標準如何ハ其権利ニ影響スル程度ヲ考察シ以テ之ヲ決スルヲ相当ナリト信ス然ラハ即チ売買又ハ贈与ノ如ク所有権得喪ノ場合ナルニ於テハ其物件ノ価額ヲ目的価額トスルハ当然ナレトモ本案ハ所有権ノ得喪ニ在ラスシテ単ニ物件ヲ使用スルニ在リテ彼是権利ニ影響ヲ及ホス程度ノ同一ナラサルヤ明白ナルモノナリ然ルヲ所有権得喪ノ場合ト一部ノ使用権ヲ得ルニ止マル場合トヲ同視シ同一ノ手数料ヲ徴収スルハ甚其当ヲ得サルモノナリ夫如斯場合物件ノ価格ニ依ルモノトセハ賃借ノ場合モ亦賃料ニ関係セス物件ノ価格ニ依ラサルヘカラスト雖モ賃借ハ物件ノ価格ニ依ラス賃料ヲ算定シテ目的価額ト為スヘキコトハ規則第9条ノ明示スル処ニシテ是等ノ点ヨリ観察スルモ物件ノ価額ニ依ルノ不当ナルコトハ愈々明白ナリトス以上ノ事由ナルヲ以テ規則第12条ニ依ルノ相当ナルヲ信ス

乙説　物件ノ価額金5,000円ニ依リ規則第2条第7ノ3円ヲ徴収スヘシ本案ノ如ク高価ナル金5,000円ノ物件ナルトキハ甲説ノ如ク規則第12条ニ依ルモ不都合ナキカ如クナレトモ若シ物件ノ価額金100円以下ノモノナルトキハ規則第12条ノ500円ニ依ルハ甚タ其当ヲ得サルモノト云フヘシ又甲説ハ賃借トノ不権衡ヲ云為スレトモ賃借ニ関シテハ特殊ノ規定アルニ過キサルナリ彼ヲ以テ是ヲ曲解スルハ其当ヲ得サルモノト云フヘシ故ニ本案ハ物件ノ価額ニ依ルノ相当ナルヲ信ス

（回答）使用貸借ノ目的ノ価額ハ其貸借ニ因リ得ヘキ利益即チ使用権ノ価額ニ依ル但シ其価額ヲ算定スルコト能ハサルトキハ甲説ヲ可トス然レトモ使用貸借ニ因リテ得ヘキ利益ノ価額カ使用貸借ノ目的物ノ価額ヨリ多キ場合ハ想像スヘカラサルヲ以テ目的物ノ価額500円ニ満タサルトキハ手数料規則第12条但書ニ依リ其価額ニ依ルヘキハ勿論ナリトス

17　贈与証書作成ノ手数料ニ関スル件

（明42.11.26福岡公証人辛木秀夫照会）

（明43.8.11民刑1368号民刑局長回答）

（要旨）贈与証書作成の手数料は，その物件の価額を目的価額とし，手数料規則第2条による。

（照会）価額5,000円ノ物件ヲ贈与スルトキハ其所有権取得ノ目的ナルヲ以テ物件ノ価額金5,000円ニ依リ規則第2条第7ノ3円ヲ徴収スヘキハ勿論ナルヤ

（回答）貴見ノ通

18　価額算定不能ノ場合ノ手数料ニ関スル件

（明42.11.26福岡公証人辛木秀夫照会）

（明43.8.11民刑1368号民刑局長回答）

（要旨）契約の目的価額を算定することができないときは，双務契約であっても，20万円（現行500万円）の価額によるべきである。

（照会）規則第12条ヲ適用シテ手数料ヲ徴収スヘキ場合ハ当事者双方ノ嘱託ニシテ双方ニ給付アルトキハ500円ノ倍額1,000円トシ若シ一方ニ給付アルトキハ500円ノ目的価額トシテ手数料ヲ徴収スヘキ筋ナルヤ

（回答）契約ノ双務タルト片務タルトヲ問ハス総テ500円ノ価額ニ依ルヘキモノトス

19　延期又ハ利率変更等ノ手数料ニ関スル件

（明42.2.26福岡公証人辛木秀夫照会）

（明43.8.11民刑1368号民刑局長回答）

（要旨）1　延期の契約又は利率変更の契約についての証書作成（前証書と同一役場の作成）の手数料は，手数料規則第13条第4号により算出する。

2　右契約の目的価額は，それにより当事者の受けるべき利益の額であり，前契約の目的価額ではない。

（照会）金5,000円ノ貸借ニ付公正証書ヲ以テ契約ヲ締結シタル後当事者双方ノ合意ニ依リ延期又ハ利率変更ノ公正証書ヲ作成スル手数料ニ関シ左ノ数

説アリ孰レヲ適当トスヘキヤ

甲説　前公正証書カ同一ノ公証人役場作成ノモノナルトキハ規則第13条第4号ノ更正ニ相当スルヲ以テ貸金5,000円ノ半額ニ依ルヘシ仮令延期又ハ利率ノ変更ハ更正ニ適中セストスルモ規則第26条ニ依リ更正ヲ準用スルヲ相当トス若シ他ノ公証人ノ作成ニ係ルモノナルトキハ貸金5円ノ額ニ依ルヘシ

乙説　同一ノ公証人役場ノ作成ナルト否トニ拘ハラス総テ貸金5,000円ノ額ニ依ルヘシ

丙説　規則第13条第4号ノ更正トハ錯誤ヲ訂正スル意義ニシテ彼是毫モ類似スル処ナキヲ以テ甲説ノ不当ナルハ論ヲ俟タサルナリ丁説カ規則第12条ニ依ル解釈ハ本案ノ如ク最初ノ貸金5,000円ノ多額ナルトキハ格別不都合ナキカ如クナレトモ若シ最初ノ貸金100円以下ナルトキノ如キハ其延期又ハ利率変更ニ対シ500円ヲ目的価額トシ第2条第3ノ1円50銭ヲ徴収スルハ甚タ其当ヲ得サルモノトス故ニ最初ノ金額5,000円ニ依ルノ相当ナルヲ信ス

丁説　本案ハ目的価額算定スルコト能ハサルヲ以テ規則第12条ニ依リ500円ノ額ニ依ルヘシ乙説カ総テ貸金5,000円ノ額ニ依ル解釈ハ多額ニ失スヘシ本案ハ本体ノ契約ニ何等ノ変動ヲ生セス単ニ一部ノ変更ニ止マリ而シテ其一部ノ変更ノ目的価額ハ之ヲ算定スルコト能ハサルヤ明ナリ故ニ第12条ニ依ルヲ相当トス或ハ最初ノ貸金寡額ナル場合ハ穏当ナラサルヘキモ是等一利一害アルハ自然ノ数ニシテ已ムヲ得サルモノナリ

（回答）延期ノ契約又ハ利率変更ノ契約ハ前契約ノ更正ナルヲ以テ其契約ニ付キ証書ノ作成ヲ為シタル公証人役場ニ於テ延期又ハ利率変更ノ契約ニ付キ証書ヲ作成スルトキハ手数料ノ額ハ手数料規則第13条第4号ニ依リ算定スヘキモノトス而シテ此場合ニ於テモ新契約ノ目的ノ価額ハ更正ニ因リ受クヘキ利益ノ額ニ依ルヘク前契約ノ目的ノ価額ヲ以テ更正契約ノ目的ノ価額ト為スヲ得サルモノトス

20　法律行為及準連事実ノ証書作成ノ手数料ニ関スル件

（明42.3.7福岡公証人辛木秀夫照会）

(明43.8.12民刑1395号民刑局長回答)

(要旨) 1　質物引渡に立会って，物件の形状，数量及び授受の顛末を証書に記載するのは，法律行為及び準連事実についての証書の作成であって，その手数料は手数料規則第17条によるべきである。

2　法律行為及び準連事実についての証書の作成については，役場外に出張して職務を行うことができる。

(照会) 1　金銭貸借ノ担保トシテ石炭数100万斤ニ質権ヲ設定シ当事者双方ヨリ公正証書ノ作成ヲ嘱託シ且該質物タル石炭ヲ借主ヨリ貸主ニ引渡スニ付キ出張立会シ形状，数量及ヒ其授受ノ顛末ヲ公正証書ニ記入方請求スル者アリ此場合ニ私権ニ関スル事実トシテ其石炭所在地ニ出張立会スルコトヲ得ヘキヤ又如斯引渡ハ有形的ノ意思表示ナルカ故ニ所謂法律行為トシテ出張立会スヘキヤ若シ法律行為トシテ出張立会スルモノトスレハ其処分例令数日ニ渉ルモ普通ノ法律行為ノ手数料ノ外何等ノ手数料ヲモ徴収スルコトヲ得サルヤ或ハ手数料規則第26条ニ依リ第15条ノ手数料ヲ徴収スルコトヲ得ヘキモノナルヤ

2　前項ノ質物引渡ヲ法律行為トスレハ公証人出張立会スルハ不適当ナルカ如クナレトモ役場外職務執行ノコトハ公証人法第18条ノ外法律行為ナルノ故ヲ以テ禁止スルノ法文モ之ナク且如斯立会ハ他日ノ争議ヲ防止スル方法トシテ必要ナル適当ノ処分ナルヲ以テ出張立会スヘキハ適法ノ処分ナルヤ

(回答) 1　問合面ノ事項ニ付キ証書ヲ作成スルコトヲ得ヘキハ勿論ニシテ其証書ノ作成ハ法律行為及ヒ準連事実ニ付テノ証書ノ作成ナリ従ツテ其手数料ハ手数料規則第17条ニ依リ之ヲ算定スヘキモノトス

2　貴見ノ通

21　追完証書作成ノ手数料ニ関スル件

(明43.4.26東京公証人中村一蔵照会)

(明43.8.24民刑392号民刑局長回答)

(要旨) 法第28条第3項の追完証書作成の手数料は（旧）手数料規則第15条による。

(照会) 公証人法第28条第3項ニヨリ追完証書ヲ作成シタル場合ノ手数料算定

方法如何

(回答) 公証人法第28条第3項ノ証書作成ニ付テハ（旧）公証人手数料規則第15条ノ規定ニ依リ手数料ヲ受ヘキモノトス

22　追完証書作成ノ手数料ニ関スル件

(明42.10.27岐阜公証人倉橋隼太郎照会)

(明43.11.22民刑1267号民刑局長回答)

(要旨) 追完証書作成の手数料は手数料規則第26条，第15条により受けるべきである。

(照会) 公正証書ノ追完証書ハ法律行為ノ補充ニアラサルモ本条（第13条）第4号ノ補充ニ準シ又既約条件タル期限利息等ヲ変更スル契約ハ同号更正ニ準シ取扱フコトヲ得サル義ニ候哉

(回答) 手数料規則第26条及第15条ニ依リ手数料ヲ受クヘキモノトス

23　使用貸借，無償寄託，賃貸借契約ノ手数料ニ関スル件

(明42.10.27岐阜公証人倉橋隼太郎照会)

(明43.11.22民刑1267号民刑局長回答)

(要旨) 1　使用貸借又は無償寄託の目的価額は，当事者がこれによって受けるべき利益の額であり，その利益の額を算定することができないときは，手数料規則第12条によるべきである。

2　賃貸借契約において，その賃料が定時の給付であるときは右規則第9条により給付額を算定し，同条第3項又は第4条によりその額の2倍の額を目的の価額とすべきである。

3　賃貸借契約において賃料を一時に支払う場合でも，右規則第4条但書又は第10条によりその賃料の2倍の額を目的価額とする。

(照会) 1　使用貸借又ハ無償寄託ノ如キ契約ニアリテハ其法律上ノ給付ハ借主又ハ保管者カ貸主又ハ寄託者ニ物件ヲ返還スルノミニアレハ此等契約ノ給付価格ハ其物件ノ価額ニ依リ算定スルノ外他ニ方法ハ無之ト被存候従テ賃貸借契約ニ於テモ（此場合双務ナルヲ以テ第4条ノ適用アルハ勿論ナリトス）借主ノ給付価額ハ満期後其返還スヘキ物件ノ価額ニ従ヒ算定シ賃金

ノ如キハ第11条ニ依リ果実トシテ除外スヘキモノト解セラレ候ニ本条但書ニ於テ定時給付ノ算定期間ヲ制限スルニ当リ不動産ノ賃貸借ニ付テモ規定シタルハ賃貸借契約ニ限リ其賃金カ定時給付ナルニ於テハ賃金ノミヲ借主ノ給付トシテ算定スヘキ義ニ候哉又ハ返還物件ノ価額ニ右賃金額ヲモ加算シタルモノヲ以テ給付価額ト為スヘキモノニ候哉

2　賃貸借契約ニ於テ其賃金ハ法律上必シモ定時給付ニ限ラサルヲ以テ賃金トシテ一時給付ヲ約シ又ハ不定時給付ヲ約シタル場合ニ於テハ全ク本条ニ該当セサルヲ以テ其賃金ハ果実ト看做シ物件価額ノミニ依リ手数料ヲ算定スヘキ義ニ候ヤ

（回答）1　使用貸借又ハ無償寄託ノ目的ハ其貸借又ハ寄託ニ因リ当事者ノ受クヘキ利益ニシテ目的物ノ価格ヲ以テ其利益ノ価額ト為スヲ得ス而シテ其価額ヲ算定スルコト能ハサル場合ニ於テハ手数料規則第12条ニ依リ其価額ヲ定ムヘク又賃貸借契約ハ双務契約ナルヲ以テ其賃料カ定時給付ナル場合ニ於テハ同規則第9条ニ依リ其給付額ヲ算定シ同条第3項又ハ第4条ニ依リ其額ノ2倍ヲ以テ目的価額トスヘク賃借物ノ価額ノ2倍の額ヲ以テ法律行為ノ目的ノ価額ト為スコトヲ得ス

2　賃貸借契約ニ於テ賃料ヲ一時ニ給付スヘキ場合ト雖モ賃借物ノ価額ヲ以テ賃貸借ノ目的ノ価額ト為スコトヲ得ス従テ問合面ノ場合ニ於テハ手数料規則第4条但書又ハ第10条ノ規定ニ依リ賃料ノ2倍の額ヲ以テ法律行為ノ目的ノ価額トス

24　数個ノ行為ニ付一証書ヲ作成シタル場合ノ手数料ニ関スル件

（明43.5.16宮崎公証人広木幹照会）

（明43.11.25民刑475号民刑局長回答）

（要旨）数個の独立した法律行為につき1通の証書を作成したときは，各行為につき各別に計算した手数料を受けるべきである。

（照会）手数料規則第6条ニ該当セサル数個の独立シタル法律行為ヲ1通ノ証書ニ記載シタル場合ノ手数料ハ各行為ニ就キ目的価額ヲ定メ其各個ニ対シ第2条規定ノ手数料ヲ受クヘキモノニ候哉又ハ各行為ノ目的価額ヲ合算シタルモノニ対シ第2条ノ手数料ヲ受クヘキモノニ候哉

右目下ハ疑ハシキニ付軽キニ従ヒ合算主義ニ依リ居候得共第18条ニ於ケル規定参酌スルトキハ各行為ニ付キ各別ノ手数料ヲ受クル方正当ナル様思考セラレ候ニ付キ何分ノ御示ヲ仰キ度候

（回答）前段貴見ノ通

（同旨）数個ノ法律行為ニ付キ一ノ証書ヲ作成スル場合ノ手数料ハ各事件ノ目的価格ニ付キ算定スヘキモノトス（明42.11.30同公証人伺，明43.11.24民刑1376号民刑局長回答）

25　売買契約ノ解除ニ関スル件

（明43.5.16宮崎公証人広木幹照会）

（明43.11.25民刑475号民刑局長回答）

（要旨）1　解除条件付売買についての条件成就は事実にすぎないので，法律行為についての証書の作成を必要としない。

2　履行を終えた売買を解除する契約は，手数料規則第13条第2号にあたらない。

（照会）賃貸借ノ残期間ニ付其契約ヲ解除スル場合ノ手数料ハ手数料規則第13条第1号ニ依ルヘキ旨民刑局長ヨリ某公証人ノ伺ニ対シ御回答相成居候処当事者ノ双方カ既ニ履行シタル売買行為ヲ当初其売買ニ附帯セシメタル解除条件ヲ満タシタルニ因リ売買ヲ解除スル証書作成ノ手数料モ右ニ準シ可然候哉（双方トモ既ニ履行セシモノナレハ規則ノ明文ニ適合セスト雖モ最初ノ売買行為ト同一ノ手数料ヲ受クルハ嘱託人ニ酷ナルノ感有之候）

（回答）問合ノ趣旨解除条件附売買ノ条件成就ニ付テノ証書作成ニ関スルカ将タ契約ニ因ル売買ノ解除ニ付テノ証書作成ニ関スルカ判明セサルモ前段ノ趣旨ナリトセハ解除条件ノ成就ハ単純ノ事実ナルヲ以テ法律行為ニ付テノ証書作成ヲ要セサルヘク又後段ノ趣旨ナリトセハ履行ヲ終ヘタル売買ノ解除ノ意思表示ナルヲ以テ手数料規則第13条第2号ヲ適用スヘキ限リニ非サルハ勿論ナリトス

26　承認証書ニ関スル件

（明43.5.16宮崎公証人広木幹照会）

（明43.11.25民刑475号民刑局長回答）

（要旨）1　借用証書の真正なることを承認する旨の公正証書は，手数料規則第13条の承認にあたらない。

2　公正証書は，印紙税法の承認に関する証書にも該当しない。

（照会）明治42年9月6日附第925号民刑局長ヨリ卑職ニ与ヘラレタル御訓示ニ於テ伺第14項ノ承認ノ義ニ付曽テ取扱ヒタル事件アラハ其証書ノ文例ヲ掲ケ更ニ伺出ツヘキ旨御下命有之右ハ前伺書ニ於テ概要陳述致候通リ或ル法律行為成立ノ当時直チニ公証人ノ役場ニ出頭シ証書ノ作成ヲ嘱託スル能ハサル事情ノ為メ一時私署証書ヲ作成シテ其行為ヲ証シ置キ後ニ公正証書ヲ作成シテ其行為ノ成立義務ノ存在ヲ承認スルノ類ニ有之候左ニ其ノ文例ノ主要部ヲ掲記致候

「第1条　債務者ハ明治何年月日債権者ヨリ金何円ヲ利息若干ヲ付シ明治何年月日迄ニ弁済スヘキ約定ニテ借受ケ別紙（略）同日附ノ借用証書ヲ差入レタルモノニシテ茲ニソノ真正ナルコトヲ承認ス」

右ノ外義務不履行ノ場合ハ直ニ強制執行ヲ受クルコト及債権者カ確実ニ弁済ヲ得ル為メニ要求スル約款等ヲ記載スルモノニ有之候而シテ右ハ金銭ノ消費貸借ノ一例ニ有之候得共売買賃貸借其他ノ行為ニ付テモ右様ノ趣旨ヲ記載スル儀ニ有之候

右ノ如キ事件ハ手数料規則第13条第1号ノ承認ニ包含スルモノトシテ取扱又証書ニ貼用スヘキ収入印紙税ハ印紙税法ノ承認トシ3銭ニテ可然候哉（但シ行為成立ノ際作成シタル私署証書ニハ相当印紙ヲ貼用シ居ル場合ニ有之候）

（回答）問合面ノ如キ公正証書ハ手数料規則第13条ノ所謂承認証書ニ非ス又印紙税法ノ所謂承認ニ関スル証書ニ非ス而シテ公正証書ノ作成ハ伺書面ニ例示セルカ如キ疑ハシキ文例ニ依ラサルヲ可トス

27　共同事業ノ公正証書作成ノ手数料ニ関スル件

（明43.12.3函館公証人横山吉四郎照会）

（明44.3.31民刑25号民刑局長回答）

（要旨）甲が1,000円，乙が物件，丙が労力を提供して，共同事業を営む旨の

契約証書の作成については，甲の給付価額の3倍即ち3,000円について手数料を受けるべきである。

（照会）甲乙丙申合セ甲ハ1,000円，乙ハ物件，丙ハ労力ヲ提供シテ農業又ハ漁業ヲ共同ニテ経営スルコトヲ公正証書ニテ作成セラレタルトキハ其手数料ノ算定ハ甲ノ出資ハ判明シ居ルヲ以テ乙，丙ノ分ヲ見積リ之ヲ合算シテ為スヘキ歟将タ其共同ノ目的ハ農業又ハ漁業ノ収穫物ニアルヲ以テ其収穫ヲ予定シ之ヲ時価ニ見積リ之ヲ以テ算定ヘキ哉

（回答）当事者ノ一方ノ給付ノ価額ヲ算定スルコト能ハサルトキハ其価額ハ相手方ノ給付ト同一価額ヲ有スルモノ看做スヘキモノナルヲ以テ本件問合面ノ契約ニ付キ甲乙丙ノ嘱託ニ因リ証書ヲ作成スル場合ニ於テハ法律行為ノ目的ノ価額ハ甲ノ給付ノ価額ノ3倍即チ3,000円ナリトス

28　契約ノ変更並持分譲渡ノ予約等ノ価額算定方ニ関スル件

（明44.1.20福岡地裁所長照会）

（明44.4.11民刑66号民刑局長回答）

（要旨）1　売買契約の内容を変更する契約についての証書作成の手数料は，その契約によって当事者の受けるべき利益の額（代金額）により手数料規則第13条第4号により算定すべきである。

2　当事者の一方の利益のために締結された契約証書作成の手数料は，その受けるべき利益の額により算定する。

（照会）公証人手数料徴収方ニ関シ左記各項疑義有之候間何分御意見承知致度候

1　別紙甲号公正証書第1条ノ手数料ハ同第2条ニ依レハ双方ニ給付アルコト明ナレハ手数料規則第4条，第13条第4号，第2条ニ依リ金1万1,000円ノ倍額ニ由リ金2円50銭ヲ徴収ス可シ（第1説）

同公正証書第1条ニ依リ契約変更ノ結果利益ヲ享クヘキモノハ譲受人ノ一方ノミニシテ何等反対給付ナキカ故ニ手数料規則第13条第4号，第2条ニ依リ金1万1,000円ニ由リ金2円ヲ徴収ス可シ（第2説）

同第1条ハ単ニ代金完済迄トシアリテ果シテ前契約ノ代金1万1,000円全部支払未済ナルヤ不明ナレハ結局価格ヲ算定スルコト能ハサルモノト

シ手数料規則第12条，第13条第４号，第２条ニ依リ金75銭ヲ徴収スヘキモノトス（第３説）

以上３説中何レヲ相当トス可キヤ

２　別紙乙号公正証書第２条ノ手数料ハ乙ノ出資金5,000円ノ倍額ニ依リ手数料ヲ徴収スヘキモノト思考致候得共該契約ハ出資額ニ付予納ヲナシタルニ過キスシテ本契約ヲ以テ既ニ金5,000円出資シ以テ共同事業ノ契約ヲ為シタルモノト云フ可カラサルカ故其価額ハ算定スルコト能ハサルモノトシテ手数料規則第12条，第２条ニ依リ手数料ヲ徴収ス可キモノナリトノ異論有之何レカ相当ナル可キヤ

右及御問合候也

別紙甲号

特許鉱業権譲渡ニ関スル契約変更並ニ追加及増抵当権設定公正証書摘録

第１条　当事者間ニ於ケル公証人某作成第１万230肆号公正証書記載ノ契約第３条ヲ左ノ通変更ス同条記載代金完済マテトアルヲ代金未済ノ儘ト変更シ鉱業権ノ移転及移転手続ヲ為ササル約ハ今般合意ヲ以テ其移転及ヒ手続ヲ為スモノトス

第２条　前条未済代金支払期日ハ明治43年12月25日ト定メ本日ヨリ利息トシテ代金100円ニツキ日歩金３銭２厘ヲ附加シ無相違返済スルモノトス

（追加並ニ増抵当権設定ニ関スル契約ハ別ニ条項アレトモ略之）

（参照）

第１万230肆号公正証書摘録（同一公証人作成）

特許鉱業権譲受渡ニ関スル契約

鉱業特許第何号

何郡，村，大字，字

石炭鉱区　何坪

第１条　甲某ハ乙某所有ノ前掲特許鉱業権ヲ代金１万1,000円ニテ右同人ヨリ本日正ニ譲受ケタリ

第２条　代金完済マテハ本権鉱業権ヲ甲某ニ移転セス又鉱業権移転ニ係ル登録手続ヲナササルコトヲ約諾ス

別紙乙号

共同事業及報酬ニ関スル公正証書摘録

第２条　甲某ハ火山灰製造事業経営中乙某ニ於テ共同経営トナサントスルトキハ左ノ計算ニヨリ何時ニテモ該半権利ヲ譲渡シ共同事業トナスヘキコトヲ約諾ス

１　甲某カ今日マテ投資シタル金員ハ8,500円ナルモ之ヲ１万円ト協定シ乙某ニ於テ共同経営ヲナサント欲シ金5,000円ヲ出資スルトキハ甲某ハ異議ナク之ニ応スルコト

但シ1,500円ノ差金アルハ甲某ノ苦心ニ対スル功労トシテ報酬スルモノトス

２　賃貸借（別契約）ノ家屋及器械ハ金2,500円ト評価シ前項ニ基ク乙某出資ノ内ニ計算スルモノトス

３　甲某カ何郡村ニ有スル原料地ハ前記8,500円ノ内ニ計算シタルヲ以テ其権利ハ甲某両名ノ共有タルハ勿論ノコト

（報酬ニ関スル契約ハ別２条項アレトモ略之）

〔回答〕本年１月20日附日記中第575号ヲ以テ御問合相成候公証人手数料規則中疑義ニ関スル件ハ左ノ通思考致候

１　例示ノ如キ契約ニ付公正証書ヲ作成スル場合ニ於テハ甲某カ其契約ニ因リ受クヘキ主タル利益ノ価額ハ鉱業権ノ価額ニシテ其価額ハ手数料規則第５条但書ニ依リ１万1,000円ノ代金額ニ該リ其他延期及利息ノ契約ニ因リ当事者双方ノ受クヘキ利益アリト雖モ第６条，第26条ニ依リ右ノ主タル利益ノ価額ニ依リ第13条第４号ニ従ヒ手数料ヲ算定スヘキモノトス

２　問合面ノ証書ハ火山灰製造事業ノ持分譲渡ノ予約ヲ証スルモノニシテ其予約ハ乙一方ノ利益ノ為メニ締結セラレ而シテ乙カ其予約ニ由リテ受クヘキ利益ノ額ハ自ラ為スヘキ出資ノ額ニ相当スヘキモノナレハ本件法律行為ノ目的ハ即チ5,000円ノ価額ヲ有スルモノトシテ手数料ヲ算定スヘキモノトズ

此段及回答候也

29　更改契約ノ手数料ニ関スル件

（大2.2.20東京公証人手塚彦太郎照会）

（大2.6.12民事173号司法次官回答）

（要旨）保証人の交替は1個の更改契約として，その証書作成手数料は，手数料規則第2条により算定すべきである。

（照会）金銭貸借契約ノ公正証書作成シタル後契約履行ノ中途ニ保証人ノ1名債権者ノ承諾ヲ得テ脱退シ之ト同時ニ第三者ノ1名之ニ代ハリ保証人ト為リ債権者，脱退者及新保証人トノ間ニ保証人交替ニ関スル公正証書ヲ作成シタル場合ノ手数料ハ1個ノ法律行為ト看做シ公証人手数料規則第2条ニ準拠シ之ヲ算定スヘキモノナルヤ又ハ脱退ニ関スル保証債務消滅ノ法律行為ト新保証債務成立ノ法律行為トヲ区別シ2個ノ法律行為ニ対スル手数料ヲ徴収スヘキモノナルヤ若シ後者ニ従フヘキモノトセハ脱退ニ関スル保証債務消滅ノ法律行為ハ公証人手数料規則第13条第2号ニ準拠シ手数料ヲ徴収シ可然哉

右何分ノ御訓示相成度稟伺候也

（回答）本年2月20日付稟伺公正証書作成ノ手数料ニ関スル件ハ公証人ノ交替ニ因ル1ヶノ更改契約ト看做シ公証人手数料規則第2条ニ依リ算定スヘキ義ト思考致候此段及回答候也

30　私署証書ノ援用ニ関スル件

（大2.2.1東京公証人今井万吉照会）

（大2.6.27民91号法務局長回答）

（要旨）1　私署証書を公正証書に援用した場合においても，その証書により給付を約するものであれば，強制執行認諾条項を記載してよい。

2　不動産の抵当権設定登記を経た私署証書を公正証書に援用した場合においても同様である。

3　私署証書を公正証書に援用し，これに承認等の文字を用いても，該公正証書は手数料規則第13条の承認証書にあたらない。

（照会）1　私署証書ノ債務ヲ承認又ハ確認シタル旨ヲ記載シタル公正証書ハ民事訴訟法第559条第5号（現第3号）ノ証書ニ該当セサルヲ以テ該証書

ニハ強制執行ニ関スル記載ヲ為スコトヲ得ス従テ其ノ正本ニハ執行文ヲ付記スヘキモノニアラサル趣ハ従来多数ノ稟伺ニ対シ民刑局長ヨリ御回答有之候処明治44年(オ)第226号明治45年2月7日大審院第二民事部ノ判決ハ右民刑局長ノ御回答ト異ナリ私署証書ニ因リ成立シタル消費貸借ヲ承認シタル旨ヲ記載シタル公正証書ハ民事訴訟法第559条第5号（現第3号）ニ該当スル証書ニシテ強制執行ニ関スル記載ヲ為シ真正本ニハ執行文ヲ付記スルコトヲ得ル如ク判示セラレ候ニ付テハ右判決ノ趣旨ニ従ヒ公正証書ヲ作成スルモ差支ナキ義ト心得可然哉

2　前記判決ノ趣旨ニ従ヒ公正証書ヲ作成スルモ差支ナキ義ニ候ハハ当事者間ニ消費貸借契約ヲ締結シ債務者カ債務ノ担保トシテ其ノ所有不動産ニ抵当権ヲ設定シ之ヲ私署証書ニ作成シテ抵当権設定ノ登記ヲ受ケタル後右私署証書ノ債務ヲ承認シタル旨ヲ公正証書ニ作成スル場合（或ハ当事者ハ何年何月何日付私署証書ニ因リ消費貸借契約ヲナシ債務者所有ノ不動産ヲ債務ノ担保トシテ抵当権ヲ設定シ其ノ登記ヲ完了シタル旨ヲ記載スル公正証書ヲ作成スル場合）ノ如キモ強制執行ニ関スル記載ヲ為シ真正本ニハ執行文ヲ付記スルコトヲ得ル義ト心得可然哉

右稟伺候也

（回答）本年2月14日付稟伺ニ係ル公正証書ノ作成方ニ関スル件ハ左ノ通思考致候

1　私署証書ノ債務ヲ承認又ハ確認シタル旨ヲ記載シタル公正証書ニハ強制執行ニ関スル記載ヲ為スコトヲ得サル旨ノ当省先例ハ明治43年11月23日民刑第1377号青森地方裁判所所属公証人館純吉ニ対スル民刑局長回答ニ依リ省議変更セラレタルモノニシテ該回答ノ趣旨ハ明治44年(オ)第226号大審院判決ノ趣旨ト抵触スル処ナク該回答ノ趣旨ヲ再言スレハ私署証書ヲ援用シテ公正証書ヲ作成スル場合ニ於テモ其証書ニ依リ給付ヲ約スル趣旨ナル以上ハ之ニ強制執行ニ関スル記載ヲ為スコトヲ得ルモ凡ソ公正証書ハ法律関係ヲ明確ニシ疑義ヲ生セサル様努ムルヲ肝要トスルヲ以テ承認又ハ確認等ノ文詞ハ之ヲ避クルヲ可トス

2　証書ノ趣旨前項ノ如ク私署証書ヲ援用シ依テ給付ノ義務ヲ証スルモノナル以上ハ貴見ノ通リ解スヘシ但此場合ニ於テモ亦前項ノ場合ニ於テモ

公正証書ニ承認又ハ確認等ノ文字ヲ用ユルモ該証書ハ公証人手数料規則第13条第１号ノ所謂承認ヲ証スル証書ニ非サルヲ以テ同条ニ依リ手数料ヲ算定スヘキ限ニ非ラサルハ勿論ナリトス此段本官ヨリ及回答候也

31　一手販売契約証書作成ノ手数料

（大3.5.11大阪公証人石沢命文照会）

（大3.6.4民894号法務局長回答）

（要旨）実用新案品を，一定期間更新の余地がある１日1,000箱渡（１箱の代金20銭）で一手販売する旨の契約証書作成の手数料は手数料規則第12条但書により最低価額（一定期間の代金総額）を目的価額とすべきである。

（照会）公正証書作成ノ手数料徴収方ニ付左記ノ通疑義有之候ニ付至急何分ノ御訓示相成度請訓候也

甲カ得タル実用新案特許品ヲ其特許ノ期間中乙ニ一手販売ヲ為シ１日1,000箱渡ニテ１箱ノ代金10銭ト定メタル契約但新案特許ハ大正２年10月１日ニシテ本契約ハ同11月１日ナリ

甲説　新案特許権ノ期間ハ３ヶ年ナルヲ以テ本問ノ場合ニ於テハ２年11ヶ月間ニ於ケル代金及数量ヲ積算シテ標準トスヘキモノナリ

乙説　新案特許権ノ期間ハ３ヶ年ナルモ尚ホ３ヶ年ヲ継続スルコトヲ得ルニ依リ本問ニ対シテハ５年11ヶ月間ニ於ケル代金及数量ヲ積算シテ標準トスヘキモノナリ

（回答）目的ノ価格ヲ算定スルコト能ハサルモ其額少クトモ２年11ヶ月分ノ代金ヲ下ルコトナキヲ以テ規則第12条但書ニ依リ手数料ヲ受クヘキモノトス

32　延期契約ノ手数料ニ関スル件

（大3.5.11大阪公証人石沢命文照会）

（大3.6.4民894号法務局長回答）

（要旨）根抵当設定当座貸越契約の取引期間延長の契約証書を作成する場合の手数料は，延期間の利息額（利息の定めがないときは法定利率による）により目的の価額を算定すべきであり，その計算については手数料規則第13条を適用すべきである。

（照会）公正証書作成ノ手数料徴収方ニ付別紙記載ノ通リ疑義有之候ニ付至急何分ノ御訓示相成度及請訓候也

別紙

一金１万円ノ根抵当設定当座貸越ノ取引期間延長契約（前証書ト同一役場ノ作成）

甲説　原契約ニ利息ノ定メアルトキハ延長期間ニ於ケル右利子ヲ積算シテ標準トスヘク若シ利子ノ定メナキトキハ延長契約当時ノ相場ニ依リ１万円ニ対スル金利ヲ延期間ニ乗シタルモノヲ以テ標準トスヘク尚ホ何レモ規則第13条第４号ヲ適用スヘキモノナリ

乙説　規則第12条及ヒ第13条第４号ニ依ルヘキモノナリ

（回答）利息ノ契約アルトキハ延期間ニ於ケル利息ノ額ニ依リ利率ノ契約ナキトキハ法定利率ニ依リ目的ノ価額ヲ算定スヘク但手数料ノ計算ニ付規則第13条ヲ適用スヘキモノトス

33　公正証書作成ノ手数料ニ関スル件

（大3.5.11大阪公証人石沢命文照会）

（大3.6.4民894号法務局長回答）

（要旨）１　抵当物件の改築により，別個の建物となったため，新たに抵当権を設定する場合には，手数料規則第７条により，また増築模様換程度の場合には，新旧物件の差額によりそれぞれの目的価額を算定すべきである。

２　金１万円の根抵当権設定当座貸越契約の証書作成手数料は，該金額を標準として１個の手数料を受けるべきである。

３　連帯債務者の一人に対する債務の免除についてはその債務の全額を目的価額とし，同時に他人がその残債務につき保証する契約については残債務額を目的価額とし，各別に手数料を受けるべきである。

４　甲所有の土地と乙所有の株券とを１個の契約で丙に売却する契約の証書作成手数料は，売価の倍額により算定する。

５　２個の債務を合し，１個の債務として承認する場合の証書作成手数料は合算額によるべきである。

（照会）公正証書作成ノ手数料徴収方ニ付別紙記載ノ通リ疑義有之候ニ付至急

何分ノ御訓示相成度此段及請訓候也

別紙

1　債務者カ抵当物件ヲ改築シタルカ為メ其物件ニ異動ヲ生シタルヲ以テ変更ヲナスノ契約

甲説　新物件ノ価格ヲ標準トス

乙説　新物件ト債権トヲ比較シ其少ナキニ依ル

丙説　新旧物件ノ差額ニ依ル

2　金1万円ノ根抵当権設定当座貸越契約

甲説　1万円ヲ標準トシテ1箇ノ手数料ヲ受クヘキモノナリ

乙説　規則第12条ニ依リ500円ヲ標準トスヘキモノナリ

8　金1,000円ノ連帯債務ニ付連帯債務者ノ一人ニ対シ債務ヲ免除シ同時ニ他人カ其残債務ニ対シ保証人トナル旨ノ債権者債務者保証人間ノ契約（前証書ト同一役場ノ作成）

甲説　債権額ヲ標準トシ1箇ノ手数料ヲ受クヘキモノナリ

乙説　本問ハ前契約ノ変更ナルヲ以テ甲説ノ外尚ホ規則第13条第4号ヲ適用スヘキモノナリ

丙説　本問ハ債務ノ免除ト保証契約トノ2箇ノ手数料ヲ受クヘキモノナリ

10　甲所有ノ土地ト乙所有ノ株券トヲ代金1,000円ニテ丙ニ売渡ス契約

甲説　1,000円ヲ倍額トシ手数料ヲ受クヘキモノナリ

乙説　売買代金1,000円ヲ土地ト株券トニ区分セシメ各別個ノ手数料ヲ受クヘキモノナリ

11　金1万円ト金5,000円ト別箇ノ債務（私署証書）ヲ1通ノ公正証書ヲ以テ承認シ弁済ヲ怠リタルトキハ強制執行ヲ受クルモ異議ナキ旨ヲ記載セル契約

甲説　1万5,000円ヲ標準トス

乙説　1万円ト5,000円ト各別ニ手数料ヲ受クヘキモノナリ

（回答）客月11日付ヲ以テ禀伺相成候公正証書作成ノ手数料徴収方ニ関スル件ハ左ノ通リ思考致候

1　改築ノ結果不動産カ別箇ノ物ト為リ因テ新ナル抵当権ヲ設定スル場合

ナルトキハ乙説ノ通リ増築模様換等ニ係ル場合ハ前契約ノ補充ナルヲ以テ丙説ノ通

2　甲説ノ通リ

8　連帯債務者ノ一人ニ対スル債務ノ免除ニ付テハ其債務ノ全額ヲ以テ目的ノ価額トシ，保証契約ニ付テハ右債務者ノ負担部分ヲ控除シタル残額ヲ以テ目的ノ価額トシ各別ニ手数料ヲ受クルコトヲ得ヘク規則第13条ヲ適用スヘキモノニ非ス

10　甲乙共同売主ト為リ1箇ノ売買契約ヲ為シタルモノト認ムヘキヲ以テ甲説ノ通

11　問合面ノ公正証書ノ趣旨2箇ノ債務ヲ合シテ1箇ノ債務ト為スニ在ル場合ハ甲説ノ通リ

此段本官ヨリ及回答候也

34　担保契約証書作成ノ手数料ニ関スル件

（大3.5.11大阪公証人石沢命文照会）

（大3.6.4民894号法務局長回答）

（要旨）弁済期を延長し，同時に担保を提供する契約証書作成の場合は，延期の契約は担保提供契約の附随の行為に準ずるものとし，手数料規則第7条により目的価額を算定すべきである。

（照会）公正証書作成ノ手数料徴収方ニ付キ左記ノ通疑義有之候ニ付至急何分ノ御訓示相成度請訓候也

債務ノ弁済期ヲ延長シ同時ニ担保ヲ提供スル契約

甲説　延長期間ニ於ケル利息ヲ標準トシテ手数料ヲ受クヘキモノニシテ担保ノ契約ハ附随ニ過キス

乙説　延長期間ニ於ケル利息ヲ標準トシ尚ホ担保ノ提供ニ付テハ規則第7条ヲ適用シ各別ニ手教料ヲ受クヘキモノナリ

（回答）延期ノ契約ハ担保ヲ供スル契約ノ附随ノ行為ニ準スヘキモノトシ規則第7条及第6条第26条ニ依リ目的ノ価額ヲ算定スヘキモノトス

35　保証契約証書作成ノ手数料ニ関スル件

（大3.5.11大阪公証人石沢命文照会）

（大3.6.4民894号法務局長回答）

（要旨）弁済期を延長するとともに，保証人が交替する契約証書作成の場合には，延期の契約は保証契約の附随の行為に準ずるものとし，手数料は債権額により算定する。

（照会）公正証書作成ノ手数料徴収方ニ左記ノ通リ疑義有之候ニ付至急何分ノ御訓示相成度請訓候也

債務ノ弁済期ヲ延長シ且ツ保証人交替スルノ契約（前証書ト同一役場作成）

甲説　延長期間ニ於ケル利息ヲ標準トシ手数料ヲ受クヘキモノニシテ保証人ノ交替ハ附随ニ過キス

乙説　延長期間ニ於ケル利息ヲ標準トスルハ勿論ナルモ尚ホ新保証人ニ付テハ債権額ヲ標準トシ別個ノ手数料ヲ受クヘキモノトス

（回答）延期ノ契約ハ保証契約ノ附随ノ行為ニ準スヘキモノトシ債権額ニ依リ規則第6条及第26条ヲ適用シ算定スヘキモノトス

（参考）動産不動産を1個の契約で賃貸する場合，動産が不動産賃貸の従たる目的であるときは，5年間の賃料の2倍の額により手数料を算定すべきである（大3.5.11大阪公証人石沢命文照会，大3.6.4民894号法務局長回答）。

36　定時給付ノ証書作成ノ手数料ニ関スル件

（大3.5.11大阪公証人石沢命文照会）

（大3.6.4民894号法務局長回答）

（要旨）営業の譲受人が毎月金銭を譲渡人に支払い，営業所は無料で貸与される旨の契約証書の作成の手数料は，給付金10ヶ年分の倍額により算定すべきである。

（照会）公正証書作成ノ手数料徴収方ニ付左記ノ通疑義有之候ニ付至急何分ノ御訓示相成度請訓候也

或ル営業ヲ譲渡シ譲受人ハ毎月金500円宛ヲ譲受人ニ支払ヒ譲受人カ営業中営業所ハ無料ニテ貸与スルノ契約但シ存続期間ノ定メナシ

甲説　営業ノ譲渡ニ付テハ規則第9条及ヒ第4条ニ依リ給付金ノ10ヶ年間ノ倍額営業所ノ無料貸与ハ其貸与ニ依リ受クヘキ利益ヲ見積ルコトヲ得ルニ於テハ其額ニ依リ若シ之レカ見積リヲ為シ得サルトキハ規則第12条ニ依リ各別箇ノ手数料ヲ受クヘキモノナリ

乙説　本問ハ1個の法律行為ト認メ得ヘキヲ以テ規則第9条及ヒ第4条ニ依リ給付金10ヶ年分ノ倍額ノ手数料ヲ受クヘキモノナリ

（回答）乙説ノ通

37　有価証券ノ消費貸借，贈与等ノ手数料ニ関スル件

（大5.5.12東京公証人菅原良三郎照会）

（大5.6.24民750号法務局長回答）

（要旨）有価証券の消費貸借契約，贈与契約等の証書作成手数料は，その時価を目的の価額として算定すべきである。

（照会）〔有価証券ノ額面金額ノミヲ記載シ（仮令ハ無記名公債証書100円券何枚ト記スカ如シ）其時価若クハ対価ヲ記載セサル公正証書（例之有価証券ノ消費貸借証書又ハ贈与証書ノ如シ）ヲ作リタルトキ〕

前項ノ公正証書ヲ作リタルトキハ其手数料ハ有価証券ノ時価ヲ以テ法律行為ノ目的ノ価格トシ算定スヘキヤ

（回答）貴見ノ通

（参考）生産者及雑穀商間ニ澱粉又ハ青豌豆等ノ農産物ノ先物売買ニ付目的物ノ引渡当時ニ於ケル時価ニ依リ代金ヲ定ムヘキ契約ヲ以テ金1,000円ヲ授受シタル場合ノ公正証書作成ノ手数料ハ規則第3条第4条ニ依リ証書作成当時ノ価格ニ依リ算定スヘシ（大6.12.25旭川公証人野田英三問，大7.2.8民157号法務局長回答）

38　信託財産表示並ニ抹消ノ契約ニ関スル件

（大12.2.12安濃津地裁所長照会）

（大12.2.12民事682号民事局長回答）

（要旨）信託財産表示並に抹消の手数料は手数料規則第26条により確定日附手数料に準ずる。

（照会）大正11年勅令519号信託財産表示並ニ抹消ノ公証人手数料ハ同規則26条ニヨリ確定日附手数料ニ準スヘキヤ

（回答）貴見ノ通

39　委任契約又ハ弁済ニ関スル契約等ノ公正証書ノ解釈ニ関スル件

（昭6.5.1岐阜公証人倉橋華太郎照会）

（昭6.6.4民事504号民事局長回答）

（要旨）委任契約又は弁済に関する契約につき証書を作成する場合の手数料は，手数料規則第20条によるべきである。

（照会）委任状作成ノ手数料ハ手数料規則第20条ニ依リ受取書ト共ニ其内容如何ニ拘ハラス特別ノ手数料ヲ規定セラルル処右ハ委任者（受取書ノ場合ハ受取人）一方ノ嘱託ニ依リ其一方的意思表示ノ証書ヲ作成スル場合ニ限ルヘキモノニシテ受任者委任者（又ハ支払人，受取人）双方ノ嘱託ニ依リ委任契約（又ハ弁済ニ関スル）ノ公正証書ヲ作成スル場合ハ一般証書作成ノ例ニ依リ手数料ヲ徴シ可然哉附言毎年公証人ノ提出スル公証人事務第1表ニハ法律行為欄ニ「委任」ノ一項ヲ掲ケ非法律行為事実ノ部類欄ニ「委任状受取書」ノ一項ヲ掲ケタルハ前記ノ区別ニ依ルモノト認メラレ候

（回答）委任契約又ハ弁済ニ関スル契約等当事者双方ノ法律行為ニ付証書ヲ作成スル場合ニハ一般法律行為ニ付テノ手数料ヲ受クヘク委任状（委任者ノ委任ノ意思表示ノミヲ表示シタルモノ）又ハ受取証（弁済ノ事実ノミヲ表示シタルモノ）ヲ作成スル場合ニハ総テ手数料規則第20条ニ依ル手数料ヲ受クヘキモノトス

（参考）委任契約ト同時ニ報酬ヲ与フル契約証書作成ノ場合ハ委任契約ノ手数料ハ規則第20条ニ依リ又報酬ニ関スル契約ハ附随ノ行為ナルヲ以テ同第6条ニ依リ其手数料ヲ算定スヘキモノトス（大元.10.3宇都宮公証人生方一哉問，大元.11.14民514号民事局長回答）

（参考）債務弁済ノ公正証書作成ノ手数料ハ規則第20条ニ依ルヘキモノトス（明45.5.21宇都宮公証人生方一哉問，大元.9.5民第361号民事局長回答）

（参考）大3.5.2大阪公証人石沢命文照会，大3.6.4民894号法務局長回答　頼母子講ノ引継ノ証書作成ノ手数料

（要旨）頼母子講の事務，財産につき，単にその引継を完了した旨の証書作成の手数料は手数料規則第20条によるべきであるが，事務主管者が自己に信託的に帰属している講債権を後任者に譲渡するのであれば，債権額によるべきである。

（照会）公正証書作成ノ手数料徴収方ニ付左記ノ通疑有之候ニ付至急何分ノ御訓示相成度請訓候也

頼母子講ノ事務ヲ主管シ居リタル甲カ後継者タル乙ニ其事務並ニ財産ノ引継ヲ了シタル旨ノ証書

甲説　引継財産ノ価額ヲ以テ標準トス

乙説　本問ノ如キハ法律行為ト解スヘカラス故ニ規則第26条ニ依リ第20条ノ受取書ニ準シ手数料ヲ受クヘキモノナリ

（回答）公証人カ事務，財産ノ引継ニ干与スルニアラスシテ単ニ引継ヲ完了シタル旨ノ証書ノ作成ナルニ於テハ乙説ノ通但シ信託行為ニ因ル頼母子講ニシテ債権譲渡ノ形式ニ依ル場合ハ其債権額ニ依ルヘキハ勿論トス

40　数個ノ行為ヲ記載シタ遺言公正証書ノ手数料ニ関スル件

（昭6.6.3東京公証人菅原良三郎照会）

（昭6.6.19民事611号民事局長回答）

（要旨）1通の遺言公正証書中，家督相続人の指定については手数料規則第12条，不動産の遺贈及び金円の遺贈については同規則第2条によって，3個の手数料を算定し，遺言執行者の指定については同規則第6条によるべきである。

（照会）左記各号ノ法律行為ヲ1通ノ遺言証書ニ記載シタルトキハ其手数料ハ第1号ニ付テハ公証人手数料規則（以下規則ト略記ス）第12条ニ依リ第2号及第3号ニ付テハ規則第2条ニ依リ即3個ノ法律行為トシテ算定シ第4号ハ附随ノ法律行為ニ準シ規則第6条ニ依ルヘキモノニ候哉

1　甲者ヲ家督相続人ニ指定スル事

2　乙者ニ不動産若干ヲ遺贈スル事

3　丙者ニ金若干ヲ遺贈スル事

4　丁者ヲ遺言執行者ニ指定スル事

右稟伺候也

（回答）本月3日附稟伺標記ノ件ハ貴見ノ通思考候右本官ヨリ及回答候也

41　売買契約ト同時ニ為ス相殺ニ関スル件

（昭6.11.30長野公証人大塚等照会）

（昭6.12.24民事1289号民事局長回答）

（要旨）売買契約と同時に，売主が買主に対して負担する旧債務を承認し，その債務額と売買代金の相当額とを相殺した旨を記載した証書を作成した場合は，売買についてのみの手数料を受けるべきである。

（照会）当事者双方ノ嘱託ニ依リ売買ト同時ニ売主ハ買主ニ対シ従来其負担シタル一又ハ二以上ノ債務ヲ承認シ売買代金ニ付テハ右承認シタル債務額ノ内一部カ其対等額ニ於テ当事者双方相殺ヲ為ス契約ヲ為シタル事項ヲ同一公正証書ニ作成シタル場合ニ於テ右売買，承認，相殺ノ各行為ハ各々独立シタル法律行為ナルヲ以テ売買ニ付テハ規則第2条第4条ニ依リ債務承認ニ付テハ同第2条第13条第1号ニ依リ相殺ニ付テハ同第2条第4条ニ依リ各別ニ手数料ヲ徴収スヘキモノナルヤ或ハ又相殺ハ売買ノ附随ノ法律行為ニシテ承認ハ相殺ノ附随ノ法律行為ナリト解シ同第6条ニ従ヒ承認相殺ニ付テハ何レモ之カ手数料ヲ徴収セス単ニ売買ニ付テノミ手数料ヲ徴収スヘキモノニ候ヤ疑義有之候ニ付何分ノ御回示相煩シ度此如稟伺候也

（回答）客月30日附稟伺首題ノ件売買契約ト同時ニ其ノ代金ノ支払ニ関シ当事者ニ於テ現実ノ授受ヲ為サス旧債務ノ相当額マテ相殺ヲ為シタル旨ヲ記載セル証書ヲ作成シタル場合売買ニ付テノミノ手数料ヲ受クヘキ儀ト思考ス右本官ヨリ及回答候也

（参考）債権者債務者保証人間ニ於テ金1万円也ノ貸借契約ヲ為スト同時ニ他ニ亦債務者保証人間ニ於テ特殊ノ契約ヲ為シ之ヲ同一公正証書ニ作成スル場合ノ公証人ノ手数料ハ3円50銭（昭和46年政令第42号改正により600円）トス（大4.8.3青森区裁監督判事照会，大4.8.16民1322号法務局長回答）

42　会社定款ノ公正証書作成手数料ニ関スル件

（昭14.10.1神戸公証人山崎敬義照会）

（昭14.12.9民事甲1168号民事局長回答）

（要旨）公正証書による定款の作成手数料はその資本金を目的価額とし，手数料規則第2条による。

（照会）会社定款ノ公正証書作成手数料ハ其ノ資本金ヲ法律行為ノ目的価額トシ公証人手数料規則第2条ニヨリ徴収スヘキモノニ候哉

（回答）貴見ノ通ト思考致候

43　分割融資契約について

（昭31.7.7東京公証人高野正保照会）

（昭31.8.30民事甲1961号民事局長回答）

（要旨）分割融資契約は，手数料徴収上1個の法律行為とみるべきである。手数料は，貸付金総額を手数料規則第2条の価額とする。

（照会）左記公証事務の取扱につき疑義がありますので何分の御指示をお願いする。

1　当事者が一定の金額を一定の期日に数回に分割して一定の金額を順次交付をなす，所謂分割融資契約を締結し，その後1回分又は数回分の金額を授受したが，未だ一部数回分の金額授受未了の場合その法律行為の箇数は

(1)　全分割金授受完了に依る将来に於ける1箇の債権発生を目的とする1箇の法律行為であるか。

(2)　又は一定金額の消費貸借の予約と分割金を授受した都度成立した1箇又は数箇の消費貸借が併存するものと解すべきや。

右は解釈の如何に依り手数料の計算並に公証人法第43条に依る印紙貼用額に影響する。

2から4まで　略

目下差迫った事実がありますので至急御回示願い度い。

公証事務取扱上の指示申請書に対する補足

昭和31年7月7日附当職提出の公証事務取扱上の指示申請書に左記の補足を致しますから宜敷お願します。

左記

1　右申請書1の末尾に

手数料は，

(1)　消費貸借の予約と，金銭授受により成立した各消費貸借につき夫々別個に算出したものを徴収すべきか。

(2)　或は金銭授受に依り成立した消費貸借は何れも消費貸借予約に附随の法律行為（手数料規則第6条）と認め，消費貸借予約上の金額に依り算出した手数料のみを徴収すべきか。

2　略

（回答）7月7日付をもって照会にかかる標記について，左記のとおり回答する。

記

1　手数料徴収に当っては，所問は1個の法律行為と解すべきである。

手数料は分割融資契約における貸付金総額を公証人手数料規則第2条の法律行為の目的の価額として徴収すべきである。

2から4まで　略

44　分割貸付契約公正証書に関する取扱

（昭32.6.4東京公証人大沢光吉照会）

（昭32.6.6民事甲1067号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）1　分割貸付契約公正証書においてすでに金銭の授受がなされている部分は執行証書となり得るが，金銭の未授受の部分については消費貸借の予約が成立するにすぎず，執行証書となり得ない。

その後右の予約に基づき執行認諾約款を附した公正証書（追加証書）が作成されれば，それは執行証書となる。

2　略

3　手数料の額は原始証書については借入金の総額につき，追加証書については各分割借入金額について第2条による。

（通達）標記について別紙甲号のとおり問合せがあったので別紙乙号のとおり回答したから，貴局所属公証人に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

分割貸付公正証書の執行力については，別紙記載の通り公証人により種々意見を異にしていますので，本件に関する実務上の取扱を統一する為，然るべく御指示されたく，御願申上げます。

尚小生の見解としましては，左記の通りに処理した方が妥当ではないかと考えますが，何卒宜敷く御指示の程願上げます。

記

1及び2　略

3　手数料については原公正証書作成のとき第1回貸付金額につき手数料規則第2条による。

第2回以降の追加公正証書作成の都度追加貸付金額につき手数料規則第2条による。

以　上

分割貸付公正証書に基く執行文の付与に係る件

1　別添のとおりの契約内容を有する公正証書（以下原公正証書という。）を作成した場合，執行文の付与に関し，次のとおり説が分れておりますが，いづれに従うべきか御伺い申し上げます。

(1)　積極説

別添の契約によれば，公正証書作成時に未貸出である第2回以降貸借額金750万円也については，未だ消費貸借は成立してないが，貸主が一定金額の貸付を約し，借主が，これに応じて返済を約しているので，ここに1個の債権債務関係が創設されている。而もその契約内容が，別添の如く特定した具体的請求権である限り，民事訴訟法第559条第3号に定める要件を充たし，債務名義となり得ると解する。即ち，貸借が将来の或る一定日（起工日，進水日及び竣工日）に行われることを先践的反対給付とする請求権が，分割貸付契約の成立と同時に発生したものと認め，これが，公証人がその権限内において正規の方式によって作成した公正証書に記載され，かつ，その公正証書に強制執行認諾の記載がある場合，債務名義となり得ると解する。

而して民事訴訟法第518条第2項は，執行が条件に係る場合には債権者が，証明書を以てその条件を履行したことを証明する場合に限り

執行文を付与することができる旨規定しているから，貸主をして，夫々の特定日に一定金額宛を受領した旨の借主の領収証を提出せしめ，貸付総額金1,000万円也の貸借が約定通り履行されたことを確認の上，貸付総額金1,000万円也につき，執行文の付与をすることを得ると解する。

(2)　消極説

別添契約による第１回貸借額金250万円也については，貸借が，公正証書作成時に既に行われているのであるから，当該公正証書は，右金額の限度においては民事訴訟法第559条第３号所定の要件を充たし，債務名義となり得ると解する。

然し，公正証書作成のときに，未貸出である第２回以降貸借額金750万円也に関しては，当該公正証書は，未だ発生しない請求権につき作成された証書であるので，債務名義となり得ないと解する。即ち，将来の或る一定日（起工日，進水日及び竣工日）に一定金額を貸出す旨約定した貸主及び借主両者間の権利関係を考察すれば，公正証書作成時においては貸主は，或る一定日に一定金額を貸金として給付すべき債務を負担し，又借主は，これが給付を受くべき債権を有するのみである。

従って，貸主は公正証書作成時においては，第２回以降貸借額金750万円也については，金銭の支払を請求すべき債権を有しないと解すべきである。従って，この第２回以降貸借額金750万円也に関する限りは，当該公正証書は，債務名義たるの要件を欠如しているので執行文の付与はなし得ず，公正証書作成時に既に貸借済の第１回貸借額金250万円也についてのみ執行文の付与が可能である。

2　前記問題１に関し消極説に従うのが妥当と解する場合，原公正証書記載の貸借が行われた後，第２回以降貸借額金750万円也に関し，特定日に夫々一定金額宛の貸借が行われた旨の公正証書（以下追加公正証書という。）が作成されておれば，貸付総額金1,000万円也につき，執行文の付与をなし得ると解して差支えないでしょうか，御伺い申し上げます。

3　前記問題２の追加公正証書に，あらためて強制執行認諾の意思表示がなされていない限り，執行文の付与はなし得ないと解すべきでしょうか，或は原公正証書に強制執行認諾の意思表示がなされているので，追加公正証書には，その旨の記載は必要がないと解すべきでしょうか，御伺い申し上げます。

4　前記問題２の追加公正証書に記載される第２回以降貸借の解釈に関し，次のとおりの説がありますが，いずれの説に従うのが妥当でしょうか。手数料及び印紙税との関係もありますので，御伺い申し上げます。

(1)　補充説

消費貸借が成立するには，当事者の合意と目的物の引渡しが必要であるが，この両者が常に同時に行われる必要はない。別添原公正証書記載の契約によれば，両当事者は，先づ契約の成立に要する意思の表示をなし，後日更に他の成立要件である一定額の貸与をして，消費貸借契約を成立せしめる意思を有している。従って，一定額の貸与があったときは，消費貸借契約は，新たに当事者間において何等の意思表示なくして成立し，原公正証書においてなした意思の表示が，その時から効力を生ずると解する。

従って，第２回以降の貸借は，法律行為の補充たるの性格を有すると解する。

(2)　予約説

別添原公正証書記載の契約のうち，第２回以降貸借額金750万円也に関しては，消費貸借の予約がなされているものと解する。

従って，この予約に基いて消費貸借契約が締結されるのであるが，第２回以降の現実の貸借は右消費貸借契約成立の一要件である目的物の引渡し行為であり，他の要件である消費貸借締結の合意は，追加公正証書外においてなされたと解する。

(3)　履行説

別添原公正証書記載の契約のうち，第２回以降貸借額金750万円也に関しては，民法の消費貸借と異る諾成的消費貸借がなされているものと解する。この契約の効果として，貸主は将来或る一定日（起工日，進水日及び竣工日）に一定額を貸与すべき債務を負担し，借主は（貸

与を受けた後）同額の返還債務を負うという法律関係が直ちに発生する。

従って第2回以降の貸借は，貸主が，この諾成的消費貸借契約に基き負担する給付義務の履行行為と解する。

5　前記問題2の追加公正証書作成手数料及び追加公正証書作成に関し納付すべき印紙税について，次のとおり説が分れていますが，いづれに従うべきか御伺い申し上げます。

(1)　補充説

(イ)　追加公正証書に記載する第2回以降の貸借は，公証人手数料規則第13条第4号にいう「法律行為ノ補充」に該当すると考えられるので手数料については，同条の適用を受ける。

(ロ)　「法律行為ノ目的ノ価額」は，第2回以降貸借額とする。

(ハ)　補充証書は，印紙税法第4条第31号「前各号以外ノ証書」に該当する。

(2)　予約説（その1）

(イ)　追加公正証書に記載する第2回以降の貸借は，消費貸借の予約に基き締結される本契約による目的物の引渡しであると解すべきであるから，手数料は前記規則第2条による。

(ロ)　「法律行為ノ目的ノ価額」は，第2回以降貸借額とする。

(ハ)　貸借証書は，印紙税法第4条第2号「消費貸借ニ関スル証書」に該当する。

(3)　予約説（その2）

(イ)　前記(2)の(イ)と同様。

(ロ)　原公正証書作成時に貸借全額について，手数料を既に納付しているので，追加公正証書の「法律行為ノ目的ノ価額」は前記規則第12条による。

(ハ)　貸借証書は，印紙税法第4条第31号「前各号以外ノ証書」に該当する。

(4)　履行説（その1）

(イ)　追加公正証書に記載される第2回以降の貸借は，前記規則第13条

第4号にいう「法律行為ノ補充」と解すべきでない。諾成的消費貸借契約に基く貸主の履行行為と解すべきであるから，手数料は前記規則第2条による。

(ロ)　「法律行為ノ目的ノ価額」は，第2回以降貸借額とする。

(ハ)　履行証書は，印紙税法第4条第31号「前各号以外ノ証書」に該当する。

(5)　履行説（その2）

(イ)　前記(4)の(イ)と同様。

(ロ)　「法律行為ノ目的ノ価額」は，前記規則第12条による。

(ハ)　前記(4)の(ハ)と同様。

別添

金銭消費貸借契約公正証書（関係条文のみ抜粋）

第1条　乙船舶株式会社（以下債務者という。）と甲保険株式会社（以下債権者という。）は，左の通り契約を締結し，債務者は第1回分を正に受領した。

1　使　　途　船舶建造資金

2　借入金額　金1,000万円也

3　借入日及び借入方法

第1回　契約時払分　昭和32年2月1日　金250万円也

第2回　起工時払分　昭和32年5月　　金250万円也

第3回　進水時払分　昭和32年8月　　金250万円也

第4回　竣工時払分　昭和32年10月　　金250万円也

ただし，債務者は，借入の都度この契約に基く借入金であることを表示した領収証を債権者に交付すること。

4　弁済期限　昭和33年10月末日

5　弁済方法　昭和33年1月末日を第1回とし，爾後毎月末日に金100万円宛を月賦弁済すること

6　利　　率　金100円につき日歩2銭7厘の割

7　利払方法　借入日に翌月末日迄の利息を前払し，爾後毎月末日に借入金現存残額に対する向う1ヶ月分宛の利息を前払すること。

第２条　（丙以下連帯保証人という。）は，この契約による一切の債務について，債務者との保証委託契約のいかんにかかわらず，債務者と連帯して保証の責に任ずる。

第３条　債務者又は連帯保証人が，この契約による債務を弁済しないときは，債務者又は連帯保証人は，その所有に属する財産に対して直ちに強制執行を受けることを認諾する。

別紙乙号

先般問合せにかかる標記については，左記のとおり回答する。

記

1　本公正証書（以下「原始証書」という。）は，金銭消費貸借契約ならびに金銭消費貸借の予約に対する公正証書であると解される。従って，すでに金銭の授受がなされて消費貸借が成立している部分（第１回分）は，執行証書と認め得るが，未だ金銭の授受がなく消費貸借の予約が成立しているに過ぎない部分（第２回以降の分）は公正証書作成当時執行証書の基本たる消費貸借に基く返還請求権が現存しないので，執行証書たり得ない。

なお，右消費貸借予約に基き，後日それぞれ強制執行認諾約款を付した消費貸借契約公正証書（以下「追加証書」という。）が作成されたときは，その公正証書は執行証書たり得る。

2　略

3　公証人の受けるべき手数料の額は，原始証書においては借入金額の総額について，追加証書においては各分割借入金について公証人手数料規則第２条により算定する。

45　建物賃貸借契約における保証金差入条項について

（昭36.11.27民事甲2975号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）建物賃貸借契約とともにされる保証金差入契約は，附随の法律行為に該当する。

（通達）別紙甲号のとおり東京法務局所属公証人高野正保から照会があり，別紙乙号のとおり回答したからこの旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う

法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

左記公証事務の取扱に関し疑義がありますので，何分の御指示をお願いします。

建物賃貸借契約に関連し為される保証金差入契約につき手数料を徴収すべきや否や。

建物賃貸借契約を締結するに当り賃借人が賃貸人に対し相当額の敷金を差入れる外別途に相当多額（敷金の数倍に当る）の保証金を差入れる契約をする事例がある而も右保証金は敷金と異り賃貸借存続期間中と雖も一定の据置期間後年賦償還を為し且つ極めて低率であるが利息（年２分乃至４分）を支払う約定をしている敷金契約は賃借人の賃借契約上の債務を担保する契約であって附随行為と見るべきであるから手数料を徴収すべきものでないこと勿論であるが，

保証金差入契約については

1　賃借人の契約上の債務を保証する一種の担保行為であって賃貸借契約に附随する法律行為と観るべきであるから手数料を徴収すべきものでない

2　本事案の場合は既に賃借人の債務を担保するに足る敷金を差入れている上に更に多額の保証金を差入れ而も賃貸借の存続中に償還し且利息支払の約定を為すものであるから保証金契約は賃貸借契約と同時に成立しても該契約とは別個独立の契約であって実質上は寧ろ消費寄託又は消費貸借に近い性質を有する従って手数料を徴収すべきである

との両説あり，手数料の徴否に関し公証役場の取扱も区々に分れているのでこれ統一する必要がある。

別紙乙号

８月７日付で照会のあった標記の件は，公証人手数料規則第６条にいう附随の法律行為と解する。

46　継続的商取引契約公正証書作成の手数料について

（昭37.8.2民事甲2223号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）継続的商取引契約についての証書の作成手数料は，手数料規則第２条により算定すべきである。

（通達）別紙甲号のとおり名古屋法務局長から照会があり，別紙乙号のとおり回答したので，この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

公正証書作成の手数料について（照会）

別紙のような根担保権設定商取引契約公正証書作成の手数料は左記のとおりと考え，従来これによってきたのでありますが，これに対し公証人手数料規則第４条ただし書きの規定を適用すべきであるとする意見もありますので，このことにつき至急何分のご指示をおねがいします。

記

前記の公正証書は，甲乙間の商取引の与信契約（第１条）であり，その取引最高限度を定め（第２条），同額を限度として将来継続して商取引をするものであって，その取引の具体的事項（品種，数量，価格その他の契約内容）については，その取引の都度当事者間の契約（協定）による（第４条）ものとしているのであって，この証書では，法律行為（商取引）の目的の価格（商取引の限度額）と，これについての総括的事項を定めたものであって給付についての定めをなしたものといえず，また，これによって，直ちに給付のあるものでないから，公証人手数料規則第４条ただし書きの規定を適用すべきものでなく，同第２条の規定による法律行為の目的の価格（当該取引の最高限度額）によって証書作成の手数料額を定むべきものと考える。

別紙

昭和30年第　　号

根担保権設定商取引契約公正証書　　本

当公証人は後記当事者の嘱託によりその法律行為に関し聴取した陳述の趣旨を左の通り録取する。

当事者（甲）

当事者（乙）

第１条　甲は乙に対し従来の取引上の信用に基き　　を売渡すことを，又乙は之を甲より買受くることを約したるにつき，甲，乙間に以下の通り契約を締結する。

第２条　本契約による商取引は反覆されるものとし乙の甲に対する取引債務額は現在及び将来の債務を合算して常に左記取引最高限度額の範囲内とする。

１　取引最高限度額一金　　円也。

第３条　本取引契約の期間は別にこれを定めない，但し甲は将来自己の都合又は一般財界の情況，乙に対する与信の低下，その他により必要と認めるときは何時でも１ヶ月の予告期間をもって取引方法，取引限度額等の変更，制限ができるほか，取引の一時中止，又は本契約を解除することができるものとする。

第４条　甲，乙間の将来の各取引の品種，数量価格，金利及びその支払方法は各取引の都度甲乙間において協定するものとする。

第５条　乙は前条によりて定められた買受商品代金をその期日に相違なく支払うこと。乙が支払を遅延したとき，又は弁済期限の利益を失ったときは，その期日の翌日から完済に至るまで金100円につき日歩金の割合による延滞損害金を支払うべきこと。

第６条　左の場合には，甲は何等の手続を要しないで直ちに本契約を一方的に解除することができる。右解除のあった場合，乙は甲に対するすべての債務につき期限又は分割弁済の利益を失い，全債務を直ちに皆済しなければならない。

１　乙が甲に対する債務の履行を延滞したとき。

２　乙が他から強制執行，執行保全処分をうけ，もしくは競売，破産，和義の申立があったとき。

３　乙が本契約の条項に違背したとき。

第７条　担保提供者　　（以下丙という）は本契約取引により現に存在しまた将来発生するすべての債務を担保するためその所有に属する第11条記載の不動産の上に順位第　　番の根抵当権を設定し，甲はこれを取得した。

第8条　丙は，本根抵当物件については現に公課の滞納，賃借権，質権その他各種物権の設定並びに甲の根抵当権実行の妨げとなる行為等のないことを確保し，且つ，本根抵当権存続中は甲に損害を及ぼす右のような行為を一切しないことを約諾した。

第9条　丙は債権者の承諾なくして本根抵当物件の所有権を他へ移転してはならない。

第10条　乙はその原因のいかんを問わず根抵当物件の価格が著しく減少し甲から担保不十分と認定されたときは，その指定に従い直ちに相当の補充担保を提供するか，又は内金を弁済しなければならない。

第11条　根抵当物件の表示

別紙乙号

公正証書作成の手数料について（回答）

6月21日付日記民政総第1263号で照会のあった標記の件については，貴見のとおりと考える。

47　附随の法律行為の手数料算定について

（昭37.12.25民事甲3713号法務局長あて民事局長通達）

（要旨）金銭消費貸借契約とその債権の担保のため譲渡担保あるいは代物弁済契約を同一の証書に作成した場合，その手数料は金銭消費貸借契約によって算定すべきである。

（通達）別紙甲号のとおり津地方法務局長から照会があり，別紙乙号のとおり回答したので，この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

公証人手数料規則第6条の附随の法律行為の手数料算定について（照会）

同一公正証書をもって，金銭消費貸借契約に基き，その債権の担保のため譲渡担保設定あるいは代物弁済契約の証書を作成した場合，その手数料の算定につき左記両説があり，当職は甲説を相当と考えますが，聊か疑義がありますので何分の御指示をお願いします。

記

甲説　附随の法律行為である。従って手数料は金銭消費貸借契約（主たる法律行為）によって算定すべきである。

乙説　2個の法律行為であって，附随の法律行為ではない。従って手数料は規則第2条により各法律行為について算定すべきである。

別紙乙号

公証人手数料規則第6条の附随の法律行為の手数料算定について（回答）

昭和37年11月26日付日記総第809号で照会のあった標記の件については，貴見のとおりと考える。

48　公証人手数料規則第6条の附随の法律行為の手数料算定について

（昭40.6.24総2499号山形地方法務局長照会）

（昭40.7.21民事甲1912号民事局長回答）

（要旨）不動産売買契約とともにされる境界標識設定特約，登記費用負担の特約，債務不履行による損害賠償特約，危険負担特約及び公正証書作成費用負担の特約は，いずれも附随の法律行為である。

（照会）別添不動産売買契約書に基づき公正証書を作成する場合，公証人は境界標識設定特約（第5条），登記費用負担の特約（第8条），債務不履行による損害賠償特約（第9条），危険負担特約（第10条）及び公正証書作成費用負担の特約（第12条）も各別個の法律行為として各別に手数料を算定すべきものであるとの見解を有しておりますが，当職は，その何れも附随の法律行為であるから，不動産売買契約（主たる法律行為）によって手数料を算定すべきものと考えますが，いささか疑義がありますので，何分のご指示をお願いいたします。

別添

不動産売買契約書

○○○○（以下甲という）と○○生命保険相互会社（以下乙という）との間に次の条項により不動産の売買契約を締結する。

第1条　甲はその所有する末尾記載の物件（以下売買物件という）を金

400万円也（坪当り単価5万円也の割合）で乙に売渡し，乙はこれを甲から買受ける。

第2条　乙は前条の売買代金を次の方法で甲に支払う。

1　本契約締結と同時に手附金として金40万円也を乙は甲に支払い，甲はこれを受領した。

2　第4条の所有権移転登記が完了した時残額金360万円也。この場合前号の手附金は売買代金に充当される。

第3条　本契約締結と同時に甲は次に定める手続きを完了する。

売買物件に乙を権利者とする所有権移転請求権保全仮登記を設定する。

第4条　甲及び乙は履行期日を昭和40年7月26日と定め，甲は同日までに次に定める手続を完了し，売買物件を無瑕疵の更地として乙に引渡した上，その所有権移転登記を完了する。

甲及び乙は協力して売買物件の農地転用許可申請を行ない，甲はその許可書を乙に提出すること。

第5条　売買物件の面積は実測による。

甲はその責任で第4条の履行期日までに売買物件の隣地所有者立会いの上前項の実測を行ない，必要な場所に境界石を埋設し，甲は乙に対し隣地所有者の承諾印を押捺した実測図を提出する。

甲及び乙は前項の実測費用及び境界石埋設費用をその半額ずつ負担する。

第6条　売買物件に対する公租公課，その他すべての賦課金並びに売買物件から生ずるすべての収益は所有権移転の日で区分し，甲は同日前に発行された通知書等に対する支出並びに同日前に生ずる収益を負担収得し，乙は同日以後のものを負担収得する。ただし，売買物件に対する固定資産税は所有権移転の日で区分し，甲，乙，それぞれ日割によりこれを分担する。

第7条　甲及び乙は売買物件が都市計画法，土地区画整理法，その他土地収用に関する法規に抵触しないものとしてこの契約を締結するもので，所有権移転登記の日以前にこれに抵触していたことが後日判明し，乙が売買物件の取得につき所期の目的を達成できない場合乙はこの契約を解

除することができる。この場合甲はこれに関し損害賠償等の請求を行なわない。

第8条　甲はこの売買に必要な売渡証書の作成費用，その他この契約の履行に要する費用を負担し，乙は所有権移転請求権保全仮登記及び所有権移転登記申請に要する費用を負担する。

第9条　甲がこの契約を履行しないときは，甲は第2条第1号の手附金の倍額を乙に支払い，乙がこの契約を履行しないときは，甲は第2条第1号の手附金を収得する。ただし，第4条の農地転用が関係当局において許可されないため，この契約が履行不能になった場合は甲及び乙はこの契約を無償で解除することができる。

この場合甲は第2条第1号の手附金を直ちに乙に返還しなければならない。

第10条　天災，その他の不可抗力により売買物件が第4条に定める所有権移転登記完了前に滅失または毀損したときは，甲はその損害を負担し，乙に対して売買代金，その他の請求を行なわない。

第11条　甲及び乙は本契約に基づく金銭債務不履行のときは自己所有の全財産につき直ちに相手方より強制執行を受けても何等異議なきことを認諾した。

第12条　本証書作成費用は甲，乙折半負担とする。

物件の表示

寒河江市大字寒河江字家浦○○番の○

田　　2畝20歩

（回答）6月24日付日記総第2499号で照会のあった標記の件は，貴見のとおり。

49　金銭消費貸借契約における附随行為について

（昭41.9.14民事甲2551号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）金銭消費貸借契約とともにされる停止条件付賃借権設定契約，譲渡担保契約及び譲渡担保物件の使用貸借契約は，いずれも附随の法律行為である。

（通達）別紙甲号のとおり東京法務局長から照会があり，別紙乙号のとおり回

答したので，この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

公正証書作成の手数料について（伺い）

左記の各契約は，公証人手数料規則第6条の「附随ノ法律行為」に該当するものと考えますが，いささか疑義がありますので，何分のご垂示を賜わりたくお伺いします。

記

1　金銭消費貸借契約及び同契約に基づく債務の不履行を停止条件とする賃借権設定契約につき同一の証書をもって作成した場合の右の賃借権設定契約

2　金銭消費貸借契約及び同契約に基づく債権を担保するための譲渡担保契約並びに同譲渡担保契約により債権者が取得した物件を弁済期まで債務者が無償で使用収益することの契約につき同一の証書をもって作成した場合の右の使用貸借契約

別紙乙号

公正証書作成の手数料について（**回答**）

8月12日付総第662号で照会のあった標記の件については，いずれも貴見のとおりと考える。

なお，所問2の譲渡担保契約も，公証人手数料規則第6条の「附随の法律行為」に該当するから，念のため。

50　損害賠償額の特約条項を含む自動車割賦販売賦払金債務弁済契約公正証書の手数料について

（昭48.3.15民一2215号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）自動車割賦販売契約においては，予定損害金の契約は附随的なものであるから公証人手数料規則第6条により賦払金弁済契約のみによって手数料を算出するのが相当である。

（通達）標記について日本公証人連合会長から別紙甲号のとおり照会があり，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴管下公証人および公証事務を取

扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

自動車の割賦販売契約において，右契約書は私署証書とし，その賦払金の支払関係と売買契約解除の場合の予定損害金の支払関係のみを押出してその公正証書を作成する場合，証書の作成手数料の算定方法につき左の甲乙両説がありますが，いづれを適当とするか，御指示を賜わりたくお願いします。

甲説　証書作成の手数料は，あくまで当該証書について判断すべきであり，本公正証書は，賦払金弁済契約とこれとは別の売買契約解除の際の予定損害金の支払契約を定めたものであり，債務名義も全く異別であって，後者が前者の附随契約と見ることはできない。二行為として各別に手数料を算出するのを正当とする。

乙説　賦払金弁済契約も，予定損害金支払契約も，原契約たる一つの自動車割賦販売契約より流出したものであるから，この原契約を無視して手数料の算定はできない。原契約においては，予定損害金の契約は，附随的なものである事情を併せ考えると公証人手数料規則第6条により賦払金弁済契約のみによって，手数料を算出するのを相当とする。

別紙乙号

本月7日付照会のあった標記については，乙説が相当であると考えます。

51　建物の区分所有等に関する法律の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて

（昭58.11.10民一6100号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（通達）建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律（昭和58年法律第51号）の施行に伴い，公証人手数料規則（明治42年勅令第174号）の一部が明年1月1日から改正されることになったが，これに伴う公証事務の取扱いについては，左記の点に留意し，事務処理に遺憾のないよう配意されたい。

おって，この旨を貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

第１　略

第２　公証人手数料規則の一部改正

１　第13ノ４関係

(1)　第１項関係（前記第１の１参照）

区分所有法第32条の規定による規約の設定についての証書作成の手数料は，規約の事項数（前記第１の１の１ないし４の数）にかかわらず，建物の専有部分の個数に応じ，順次加算して手数料を算定することとされた。

(2)　第２項関係（前記第１の２参照）

区分所有法第67条第２項の規定による規約（団地共用部分を定める規約）の設定についての証書作成の手数料は，専有部分の個数によらず建物の棟数に応じ算定することとされた。この場合の棟数には，附属建物の棟数は含まない。

(3)　第３項関係（前記第１の３参照）

区分所有法第32条及び第67条第２項の規定による規約以外の同法の規定による規約について証書を作成する場合の手数料は，前記１（第１項関係）と同様に算定することとされた。

(4)　第４項関係

区分所有法第67条第２項の規定による規約以外の団地規約について証書を作成する場合における手数料は，団地内の建物の全部が非区分所有建物であるときは，その建物の個数を，団地内の建物の一部が非区分所有建物であるときは，非区分所有建物の個数に専有部分の個数を加算した個数を，それぞれ専有部分の個数と読み替えて第３項の規定により手数料を算定することとされた。

(5)　第５項関係

第１項ないし第３項に掲げる規約の変更についての証書作成の手数料は，原則としてその設定についての証書作成の手数料と同額とされた。ただし，当該規約が同一の公証人役場において証書に作成されたものである場合には，設定の手数料の10分の５の額とし，その額が２万円に満たないときは２万円とされた。

(6)　第６項関係

区分所有法の規定による規約の廃止についての証書作成の手数料は２万円とされた。

(7)　区分所有法の規定による規約の補充又は更正については，公証人手数料規則第26条及び第13条第４号を適用して手数料を算定することとなる。

２　第21条関係

(1)　第２項関係

株主総会その他の集会の議事録の認証の手数料は２万円とされた。

(2)　第３項関係

区分所有法第45条第１項（同法第66条において準用する場合を含む）の書面の認証の手数料は２万円とされた。

第３及び第４　略

52　民法の一部を改正する法律等の施行に伴う公証事務の取扱いについて

（平12.3.13民一634号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）１　公正証書遺言等を手話通訳等の通訳又は筆談により行う手続の留意点

２　任意後見契約公正証書を作成する場合及び登記の嘱託をする場合の留意点

（通達）民法の一部を改正する法律（平成11年12月８日法律第149号。以下「民法改正法」という。）中遺言の方式の改正に関する部分が本年１月８日に施行され（民法改正法附則１条ただし書），成年後見制度の改正に関する部分が本年４月１日から施行される（同条本文）が，これらの施行とあわせて，「任意後見契約に関する法律」（平成11年12月８日法律第150号。以下「任意後見契約法」という。）。「後見登記等に関する法律」（平成11年12月８日法律第152号。以下「後見登記法」という。），「後見登記等に関する政令」（平成12年１月28日政令第24号），「後見登記等に関する省令」（平成12年１月28日法務省令第２号）及び「任意後見契約に関する法律第３条

の規定による証書の様式に関する省令」（平成12年２月24日法務省令第９号。以下「様式令」という。）が同日から施行される。

これらの法令により公正事務に関して改正された事項は，第１に，民法改正法により，公正証書遺言及び秘密証書遺言を手話通訳等の通訳又は筆談により行う手続が設けられたこと，第２に，任意後見契約法により，任意後見制度が設けられたこと，第３に，後見登記法により，成年後見登記制度が設けられ，任意後見契約の公正証書を作成した公証人に登記の嘱託の義務が課せられたことである。

また，民法改正法の施行に伴い，「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第151号）よる公証人法の改正により，公証人の欠格事由及び職務執行の除斥事由が整備され，任意後見制度及び成年後見登記制度の創設に伴い，「登記手数料令等の一部を改正する政令」（平成12年１月28日政令第25号）により公証人手数料令（平成５年６月25日政令第224号）について，「公証人法施行規則の一部を改正する省令」（平成12年２月24日法務省令第８号）により公証人法施行規則（昭和24年６月１日法務府令第９号）について，それぞれ所要の改正がされている。

改正に係る制度の概要及び公証事務の運用上の留意点は，次のとおりであるので，貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

第１　略

第２

１及び２　略

３

(1)から(4)まで　略

(5)　任意後見契約の公正証書の作成手数料等

手数料の額は，任意後見契約１件につき１万1,000円である（公証人手数料令第９条，第16条及び別表参照）。

なお，本人が公証人役場に赴くことができないために出張して公

正証書を作成する場合にのみ出張旅費を請求することができ，本人と面接するだけでは原則として出張旅費を請求することはできない（公証人手数料令第43条）。

(6)　略

４　略

第３　受取書・拒絶証書

１　手形ノ複本又ハ謄本ニ拒絶証書作成ノ旨ヲ記載スル場合ノ手数料ニ関スル件

（明44.7.4名古屋公証人江島良弾照会）

（明44.8.30民事517号民事局長回答）

（要旨）拒絶証書令第４条第２項により手形の複本又は謄本に支払拒絶証書作成の旨を記載する場合には，別に手数料を徴収することは許されない

（照会）拒絶証書作成ノ手数料ハ公証人手数料規則第20条ニ規定セラレタルモ本年法律第73号改正商法実施ノ上同法第515条ノ３第２項（現拒絶証書令第４条第２項）ニ依リ手形ノ複本又ハ謄本ニ拒絶証書作成ノ旨ヲ記載スルニハ其複本，謄本数通アルトキハ各通ニ之ヲ記載シ而シテ記載ノ場所及公証人法第23条ニ依リ署名スルニハ多少ノ手数ヲ要シ候ニ付キ此場合ニ別ニ手数料ヲ徴シ差支ナキヤ其時間１時間以内ナルトキハ徴収スルコトヲ得サルヤ

複本，謄本ノ各通ニ付キテ手数料ヲ徴スヘキモノトセハ手数料規則第何条ニ依リ徴収スヘキヤ

（回答）問合面ノ記載ハ拒絶証書ノ作成ト同時ニ為スヘキモノナルカ故ニ拒絶証書作成ノ手数料ノ外別ニ其手数料ヲ徴収スルコトヲ得ス

２　拒絶証書作成ノ時間計算方

（大3.7.15宇都宮公証人高木英灼照会）

（大3.9.26民1201号法務局長回答）

（要旨）拒絶証書の作成に関する時間は，原本作成につき現実に要した時間によるべきで，謄本作成に要した時間を算入することはできない。又日当を

受ける場合の時間は，右の両方の時間を控除した残時間によるべきである。

（照会）公証人手数料規則第20条第２項ノ拒絶証書作成ニ関スル時間ハ出発ノ時ヨリ帰場シ謄本作成ヲ終ル時迄ヲ計算スルヤ

（回答）拒絶証書ノ作成ニ関スル時間ノ計算ハ証書ノ原本ノ作成ニ付キ現実ニ要シタル時間ニ依ルヘク商法第517条第１項ニ依リ役場ニ備フヘキ謄本ノ作成ニ付キ要シタル時間ヲ算入スルコトヲ得ス又日当ヲ受クヘキ場合ニ於ケル時間ノ計算方ニ付テハ前項ニテ了知アリタシ

（参考）公証人手数料規則第29条の日当を受けるべき時間の計算は，役場出発の時から執務を終り帰場する迄の全時間中執務に要した時間を控除した残時間によるべきである（大５.10.16相川区裁判事照会，大５.10.25民1596号法務局長回答）。

３　拒絶証書作成手数料の時間の計算について

（昭32.10.17東京法務局長照会）

（昭32.10.30民事（一）発319号民事局第一課長回答）

（要旨）手数料規則第15条但書による拒絶証書作成手数料の超過時間の計算については，その原本作成に現実に要した時間により計算すべきである。

（照会）公証人手数料規則第15条但書による拒絶証書作成手数料の超過時間の計算については，大正３年９月26日付民第1201号法務局長回答によれば，原本作成について現実に要したる時間によるべきものとされておりますが，当庁管内には，大正４年３月15日の東京公証人会打合会においてなされた，役場出発の時より帰りまでに要した時間をもって計算すべきであるとの決議による取扱をしている役場がありますが，何分古くからの取扱なので，右先例が変更され，右決議による取扱が認められたとの先例も見当らないので，念のためお伺いする次要であります。

（回答）10月17日付総第415号をもって民事局長あて照会のあった標記については，引用の法務局長回答のとおりその原本作成に現実に要した時間により計算すべきである。

４　公証人が手形の支払拒絶証書作成の嘱託を受けた場合の取扱について

（昭32.11.28福岡法務局長照会）

（昭32.12.19民事甲2411号民事局長回答）

（要旨）右の場合，公証人の手数料は，手数料規則第28条（現公証人手数料令第33条）に準じて徴収する。

（照会）公証人が標記の嘱託を受け，支払場所におもむき手形を呈示したところ支払に応ずるとの申出があった場合，公証人はこれが受領の権限を有するものと解しますが，事務処理上左記の点につきいささか疑義がありますので何分の御指示を仰ぎます。

記

１　略

２　右の場合拒絶証書を作成しないのであるが，手数料はいかになるのか。

（回答）客月28日付総第3854号をもって照会のあった標記の件について，次のとおり回答する。

１　略

２　公証人手数料規則第28条（現公証人手数料令第33条）の規定に準じ，徴収するのが相当である。

第４　認　　証

１　売買証書ノ認証ノ手数料ニ関スル件

（明42.8.20長野地裁所長照会）

（明42.10.7民刑970号民刑局長回答）

（要旨）５枚の売買契約私署証書に認証を与える場合，当事者双方共に証書の署名捺印者でかつ嘱託人であるときは，その手数料は第２条及び第４条による手数料の10分の５で，第14条第１項の適用はない。

（照会）金100円ノ売買契約証書５枚ノ私署証書ニ対シ認証ヲ与フルトキハ第２条及第４条ニ依リ200円ノ手数料１円25銭尚ホ第14条第１項ニ依リ20銭合計１円45銭ノ手数料ノ10分ノ５ト為ルヤ又ハ枚数ノ割増ナク１円25銭ノ10分ノ５ナルヤ

（回答）売主，買主共ニ証書ノ署名捺印者ニシテ且共ニ認証ノ嘱託人タル場合

ナルニ於テハ後段貴見ノ通

2　認証ノ方法及其手数料ニ関スル件

（昭15.2.23京都公証人世良静一照会）

（昭15.3.1民事甲259号民事局長回答）

（要旨）現行法上公証人の認証を要しない会社の定款を改正し，その改正で定款の全文を記載した私署証書の署名捺印を取締役が自認する場合の認証手続は，法第58条から第62条の規定によるべきであり，その手数料は，右会社の資本金を法律行為の目的の価格として，手数料規則第21条により算定する。

（照会）昭和14年12月31日以前ヨリ既ニ存在スル株式会社カ株主総会ノ決議ヲ経テ改正会社法ノ規定ニ基キ定款ノ一部ヲ改正シタル後，此改正定款ノ全文ヲ記載シタル私署証書1通ヲ公証人ノ面前ニ提出シ，之ニ対シ其会社取締役カ為シタル其署名捺印ヲ自認スル場合ノ認証ノ手続ハ公証人法第58条乃至第62条ニ依リ取扱フヘキモノニシテ同法第62条ノ2乃至6ニ該当セサルモノト思料シ然ルヘキヤ而シテ此場合ノ手数料ニツキ左ノ2説アリ何レヲ可トスヘキカ

甲説　右会社ノ資本金ヲ例ヘハ金100万円トスレハ右金額ヲ公証人手数料規則第2条ニ於ケル法律行為ノ目的ノ価格トシ同規則第21条ニ依リ算定シテ手数料金27円50銭ヲ徴収ス

乙説　右場合ニ於テ公証人手数料規則第26条及ヒ第21条ノ2ニ依リ金15円ヲ徴収ス

右何分ノ御指令ヲ仰度稟伺候也

理由

1　公証人法ニ云フ「定款認証」トハ商法第167条及其準用規定ニ依リ原始定款ニ効力ヲ発生セシムル為メ之レカ認証ヲ為スヲ云フ。既ニ効力ヲ有スル定款ニ付テ認証ヲ為ス場合ヲ包含セス。

2　株式会社ノ発起人カ原始定款ニ公証人ノ認証ヲ受ケ既ニ効力ヲ発生セシメタル後ニ於テハ創立総会又ハ株主総会ニ於テ右定款ノ一部カ変更セラルルコトアルモ再ヒ認証ヲ得スシテ定款ハ有効ナリ。

3　新商法実施前ニ成立シタル株式会社ノ定款ハ実施後ニ於テ公証人ノ認証ヲ得ルコトナクシテ当然有効ナリ。

4　前記ノ如ク株式会社ノ変更セラレタル定款又ハ新商法実施前成立シタル会社ノ定款ノ全文ヲ記載シタル数通ノ文書ヲ公証人ノ面前ニ提出シ之カ認証ヲ求ムル場合ハ定款ノ認証ニアラスシテ1個ノ私署証書ノ認証ナリ。

公証人ハ此場合公証人法第62条ノ3以下ノ規定ニ依リ認証ヲ与フヘキモノニアラスシテ同法第58条乃至第62条ノ規定ニ依リ之レカ認証ヲ与フヘキモノトス。

5　前項ノ場合ニ徴スヘキ手数料ハ普通一般ノ認証ナレハ手数料規則第2条及第21条ニ依リ算定シタル手数料ヲ徴スヘキモノニシテ明ニ手数料ノ定メアル事項ニ該当シ第26条ヲ適用シ類似ノ事項ニ依リ算定スヘキモノニアラス。

（回答）2月23日付ヲ以テ稟伺ニ係ル標記ノ件前段ハ貴見ノ通後段ハ甲説ヲ相当ト思考致候此段及回答候也

3　定款ノ認証ニ関スル件

（昭15.3.12東京公証人宮地貞顕照会）

（昭15.3.29民事甲350号民事局長回答）

（要旨）1　(1)定款認証後でも，商法第173条の手続終了まで又は株式の募集に着手するまでは，発起人が脱退又は加入することは差し支えない。(2)右の場合，7人以上の発起人が存する限り，残留発起人と脱退発起人又は加入発起人が，その脱退又は加入の旨を明らかにした定款を作成し，認証を受ければ足り，その手数料は，手数料規則第21条ノ2によるべきである。

2　略

（照会）定款ノ認証ニ関シ左記疑義有之何分ノ御回示煩度此段及稟伺候也

1　株式会社定款ニ認証ヲ受ケタル後ト雖モ商法第173条ノ手続終了迄又ハ株式申込証作成迄ハ発起人ハ新ニ加入シ又ハ脱退スルコトヲ得ルヤ若シ得ルトセハ認証定款ニ於ケル発起人ト加入又ハ脱退シタル者全員ニ於テ署名又ハ記名捺印ヲ為シ加入又ハ脱退シタル趣旨ヲ明カニシタルノミ

ノ定款ヲ作成シ更ニ公証人法第62条ノ3ニ依リ認証ヲ受クルヲ以テ足ルヤ又ハ全然新ナル定款ヲ作成スヘキヤ若シ前段ニテ可ナリトセハ其認証ノ手数料ハ公証人手数料規則第21条ノ2ニ依ルヘキヤ

2　略

（回答）3月12日付ヲ以テ稟伺ニ依ル標記ノ件ハ左ノ通思考致候此段及回答候也

1　(1)定款ニ公証人ノ認証ヲ受ケタル後ト雖モ発起設立ノ場合ニ於テハ商法第173条ノ手続ノ終了迄募集設立ノ場合ニ於テハ株式ノ募集ニ着手スル迄ハ発起人脱退シ又ハ新ニ発起人ヲ加入セシムルコトヲ得ルモノト解スルヲ相当トス(2)右ノ場合ニ於テハ脱退ニ因リ7人以上ノ発起人ヲ欠クニ至リタル場合ヲ除クノ外他ノ発起人及脱退シタル発起人又ハ従来ノ発起人及新ニ加入シタル発起人ニ於テ脱退又ハ加入ノ趣旨ヲ明ニシタル定款ヲ作成シ公証人ノ認証ヲ受クルヲ以テ足ルヘク其ノ手数料ハ公証人手数料規則第21条ノ2ノ規定ニ依ルヘキモノトス

2　略

4　公証人の手数料について

（昭25.3.16日記1440号青森地方法務局長照会）

（昭25.3.25民事甲807号民事局長回答）

（要旨）既に認証を受けた定款を更に認証することはあり得ない。自作謄本に公証人の署名捺印のみを請求する場合の手数料は，手数料規則第24条第1項但書による。

（照会）商法第167条及びその準用規定による定款認証の場合においても，すでに認証を受けた定款につき再度認証ができるや否や。（認証文左のとおり）認証ができるとすればその手数料は公証人手数料規則第21条と同第21条の2いずれによるべきや。目下差し掛つた事件がありますので至急何分の御指示願いたく稟伺致します。

記

右定款ハ当役場保存定款ト符合ス

右認証ス

（回答）本月16日付日記第1440号で照会のあった標記については，すでに認証を受けた定款を更に認証することはあり得ない。しかし問合に係る認証文によれば，請求者が定款の謄本を自作し，それに公証人の署名捺印のみを請求した場合（公証人法第62条ノ6，第55条参照）のように思われるが，その場合の手数料は，公証人手数料規則第24条但書及び公証人の手数料等の増額に関する勅令第2条（廃止）により徴収すべきである。

右回答する。

5　嘱託人が作成した定款の謄本を認証する場合の手数料について

（昭29.4.13民事甲762号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）1　定款の写にその会社の定款に相違ない旨を記載した私署証書を認証する場合の手数料は，手数料規則第15条第21条による。

2　定款の謄本に認証を与える場合の手数料は，会社の資本の額を手数料規則第2条の法律行為の目的の価額とし，第21条による。

（通達）今般東京法務局所属公証人高野正保から別紙甲号のとおり問合せがあったので，別紙乙号のとおり回答したから，貴局所属公証人に周知方然るべく取り計らわれたい。

別紙甲号

左記公証事務の取扱に関し疑義がありますので何分の御指示をお願いします。

嘱託人が会社の定款の謄本を作成し（但し資本金額の表示あるもの）その認証を求め，公証人がこれを認証する場合の手数料額は如何様に算定するか。

（参考）本問については次の諸説がある。

1　会社の資本金を公証人手数料規則第2条における法律行為の目的価額とし，同規則第21条により算定する（昭和15年3月1日民事局長回答参照）。尤もこの資本金は株式会社については発行済株式を基礎とした資本額によるとの説と資本総額による説と両説がある。

2　本問の如き定款謄本の認証の手数料は金300円とする。

蓋し同規則第21条の2は法律的判断を要し，その手続煩雑である原始

定款の認証についてさえ，その手数料を金600円と規定しているに拘らず，原始定款の認証に比し簡易にして労力少き定款謄本の認証手数料を原始定款の認証手数料以上の多額にする理由がない。原始定款の認証につき右の如き手数料の規定を定けた趣旨より推察すれば，私署証書としての定款及びその謄本は特例として公証人法第58条の私署証書中より除外して解釈するのが妥当である。従って同規則第21条の２と第21条の趣旨を彼此勘案するときは，原始定款の認証手数料の10分の５とすることが条理に副うものである。

３　価格の算定不能なものであるから，同規則第12条によりその目的の価格を５万円と看做して算定した手数料の半額とすべきである。

以上の次第にして手数料の算定に苦慮していますので，何分の御指示に預りたい。

別紙乙号

客年10月23日付で問合せがあった標記の件については次のように考える。

嘱託人が定款の写にその会社の定款に相違ない旨を記載して作成した私署証書に対し，公証人法第58条第１項により認証を与える場合においては，その私署証書は私権に関する事実についての証書であるから，公証人手数料規則第15条及び第21条により手数料を算定するのが相当である。

嘱託人が作成した定款の謄本に対し，公証人第58条第２項により定款原本と対照し，その符合することを認めて認証を与える場合においては，会社の資本の額を公証人手数料規則第２条における法律行為の目的の価額とし，同規則第21条により手数料を算定するのが相当である。

なお，株式会社の資本の額は，商法第284条の２，資産再評価法第109条等により定め，商法第188条第２項第６号により登記した額をいうものと考えるから，念のため申し添える。

6　私署証書の認証手数料について

（昭33.2.19総43号東京法務局長照会）

（昭33.3.14民事甲474号民事局長心得通達）

（要旨）法律行為を内容とする私署証書の認証は，当該法律行為についての証

書作成の場合の10分の５，私権に関する事実を内容とする私署証書は，当該事実についての実験証書の場合の10分の５の各手数料を受けるべきである。

（通達）標記について別紙甲号のとおり照会があったので別紙乙号のとおり回答したから，貴局所属公証人に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

公証人法第58条第１項の規定による私署証書の署名，捺印の目撃又は自認認証の手数料については，当庁所属公証人間に次の２説があり，当職は，甲説を相当と思料いたしますが，いささか疑義もありますので，何分の御回示を願います。

甲説　公証人が私署証書に認証を与えるには，公証人法第60条，第26条により，その内容が，法律行為であるときは，違法又は無効若しくは取消し得べきものであってはならないのであって，証書内容を検討判断して，適法性を確認することを要するのであるから，認証の手数料は，手数料規則第21条により，当該法律行為を内容とする公正証書を作成するとした場合の手数料を算出し，その10分の５を徴収する。

なお，その内容が私権に関する事実であるときは，手数料規則第21条により，同規則第15条により算出した額の10分の５を徴収する。

乙説　公証人が私署証書に認証することは，その証書が署名者本人によって作成されたものであることを認証するものであって，その署名，捺印の目撃又は自認認証は，法律行為にあらざる事実の実験であるから，認証の手数料は，手数料規則第15条及び同規則第21条により徴収する。

別紙乙号

２月19日付総第43号をもって照会のあった標記については，貴見のとおりと考える。

7　外国人の招請状，保証書の認証手数料について

（昭46.3.11日本公証人連合会長照会）

（昭46.3.27民事甲1461号民事局長回答）

（要旨）外国人の招請状又は保証書の認証手数料は，手数料規則第15条による

手数料の10分の5を受けるのが相当である。

（照会）外国人の招請状又は保証書の認証手数料については，従来会員の取扱が区々に分れており，その統一をはかるのが望ましいと思いますので，何分のご指示を仰ぎたいと存じます。

なお，ご参考までに，当会法規委員会におけるこの問題に関する決議及びその理由の要旨を添付いたします。

決議（昭和46年3月6日法規委員会）

規則21条，15条による場合に準じて算出する。

理由（要旨）

全国的に見ると両文書を通じ，規則21条，12条によりあるいは同21条，15条により手数料を算出する等その取扱は区々となっている。

しかし，これら文書が現実に果たしている効用を考慮するときは，規則26条，21条，15条の規定により手数料を算定するのが適当と思料されるためである。

（回答）本月11日付照会のあった標記に関する手数料については，貴会法規委員会決議のとおり取り扱うのが相当と考えます。

8　建物の区分所有等に関する法律の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて

（昭58.11.10民一6100号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（通達）建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律（昭和58年法律第51号）の施行に伴い，公証人手数料規則（明治42年勅令第174号）の一部が明年1月1日から改正されることになったが，これに伴う公証事務の取扱いについては，左記の点に留意し，事務処理に遺憾のないよう配意されたい。

おって，この旨を貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

第1　略

第2　公証人手数料規則の一部改正

1　略

2　第21条関係

(1)　第2項関係

株主総会その他の集会の議事録の認証の手数料は2万円とされた。

(2)　第3項関係

区分所有法第45条第1項（同法第66条において準用する場合を含む）の書面の認証の手数料は2万円とされた。

第3及び第4　略

第5　執行文の付与・送達・送達証明

1　公証人法の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて

（昭55.9.24民一5770号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（通達）民事執行法（昭和54年法律第4号）の施行及び民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和54年法律第5号）による公証人法（明治41年法律第53号）の一部改正に伴い，公証人手数料規則（明治42年勅令第174号）及び公証人法施行規則（昭和24年法務府令第9号）の一部が本年10月1日から改正されることとなったが，これに伴う公証事務の取扱いについては，左記の点に留意し，事務処理に遺憾のないよう，貴局所属公証人及び公証事務を取扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

第1　執行証書の正本等の送達

1　公証人法（以下「法」という。）第57条ノ2の新設により，執行証書の正本若しくは謄本又は民事執行法第29条後段の執行文及び文書の謄本（以下「執行証書の正本等」という。）の送達は，郵便又は最高裁判所規則の定める方法によるものとされ，そのうち郵便による送達は，申立てにより公証人がすることとなった。これに伴い執行証書の正本等の送達手数料についての規定（公証人手数料規則（以下「手数料規則」という。）第23条ノ2第1項及び送達に必要な郵便料についての規定（法第7条第1項，手数料規則第28条ノ2））が新設され，公証人は送達事務に係る手数料等を受けることができることとなった。

２から５まで　略

第２　送達証明

公証人が送達事務を取り扱うこととなったことに伴い，その送達又は不送達の事実を証明する必要があるため，新たに公証人において送達に関する証明書の発行事務を行うこととなり，その手数料は，１件，すなわち受送達者１名につき100円とされた（手数料規則第23条ノ２第２項）。

第３　略

第４　計算簿等

送達手数料，送達証明手数料及び郵便料に関する規定が新設されたことに伴い，計算簿乙及び計算書の様式が改正された。

なお，右帳簿等の用紙について，従前の様式による印刷済みのものがある場合には，当分の間，その用紙をそのまま使用して差し支えない。この場合において送達，送達証明又は郵便料に関する事項を記載する必要があるときは，種別欄中空欄部分に「送達」，「送達証明」又は「郵便料」と記入して使用するものとする。

第５　執行文の再度付与等

１　執行証書に係る執行文の再度付与等は，従来，裁判所の許可を必要としていたが，民事執行法の施行に伴い，執行証書に係る執行文の再度付与等をすべきかどうかは，公証人が独自に判断して行うことができることとなった（同法第28条）。

なお，再度付与等の申立てがあった場合の手数料については，同一機会の申立てである限り，加算額は，通数にかかわらず，1,000円である（手数料規則第23条ただし書）。

２　略

第６　略

第６　正本・謄本交付

１　用紙ノ枚数計算方ニ関スル件

（明42.8.20長野地裁所長照会）

（明42.9.28民刑970号民刑局長回答）

（要旨）公証事務を取り扱う支局においても，１枚24行の美濃罫紙を用いるべきである。

（照会）１　略

２　区裁判所ニ於テ公証人ノ職務ヲ取扱フ場合ニモ１枚24行トシ且ツ美濃罫紙ヲ用ヰルヤ

（回答）１　略

２　貴見ノ通

２　印鑑証明等ニ関スル件

（明42.11.27並に11.30宇都宮公証人天野武三郎照会）

（明42.12.15民刑1341号民刑局長回答）

（要旨）私法人の代表者の資格証明書の謄本作成手数料は，手数料規則第24条により算定する。

（照会）１　略

２　同上公証人広木幹伺ニ対スル明治42年９月６日附民刑局回答ニ依ル私法人代表者ノ資格証明書ノ写書ヲ公証役場ニ於テ作成スル場合ハ前項ノ書面ト併セテ日々大多数ニ至ルヘシ斯ル書面ニ付テモ亦手数料ヲ受クルコトヲ得サル哉（11月27日附公証人手数料規則ニ付疑義ニ関スル稟伺ノ補充）

全体公証人法ノ精神ヨリスレハ嘱託人ハ毎件ニ付１通宛印鑑証明書ヲ提出スヘキモノナルモ同施行細則第19条ニ於テ同時ニ数個嘱託スル場合ニ於テノミ１通ヲ以テ足ルモノトセラレタルハ主トシテ嘱託人ノ便利ヲ謀ラレタル規定ナリト思考致候故ニ偶々１件或ハ２件，３件ニ付書面ヲ作成スルハ敢テ難キニアラス然ルニ本稟伺第１項ノ如ク日々数多ノ書面ヲ作成スルニ至リテハ其繁ニ堪ヘサルノミナラス自然本事件ノ作成ニ影響ヲ来シ加フルニ過分ノ費用ヲ要スル次第ニ御座候之ニ反シテ当然其労ニ酬ユヘキ当事者ハ為メニ却テ公証料ヲ減スルノ利益ヲ得ルモノトスレハ（市区町村長ノ印鑑証明書ハ１枚ニ付10銭宛ヲ其役所ニ徴収セラレ）自ラ其必要ニ応シテ嘱託スル当事者ハ僥倖ニシテ公証人ノ労務ハ嘱託人ノ為メニ犠牲ニ供セラレ其報酬ヲ減殺スルニ至ル豈斯ノ如キノ理アランヤ然レハ権衡上甚タ其当ヲ得サルモノト思考致候間右ハ手数料規則第26条第24条ヲ準用シ細則第19条

第2項ノ書面ヲ附属書類ト看做スカ又ハ同規則第26条及第24条原本ノ超過紙数ト看做シ料金ヲ徴収セハ稍穏当ニ被存候此段追伺候也

（回答）客月27日並同月30日付禀伺ニ係ル公証人法施行細則公証人手数料規則中ニ付疑義ニ関スル件ハ左ノ通思考致候

1　略

2　私法人ノ代表者ノ資格ヲ証明スル証書ノ謄本ノ作成ニ付テハ公証人手数料規則第24条ニ依リ手数料ヲ受クヘキモノトス

3　正本謄本ノ手数料ニ関スル件

（明43.6.5青森公証人館純吉照会）

（明43.6.8民刑575号民刑局長回答）

（要旨）法第42条により正本又は謄本を徴した場合，その代りに交付する正本又は謄本については手数料を徴することはできない。

（照会）公証人法第42条正本謄本ヲ徴シタル場合更ニ交付セハ手数料ヲ徴スルヤ貴見直ク電待ツ

（回答）公証人法第42条ノ場合更ニ正本謄本ヲ交付スルモ手数料ヲ徴スルコトヲ得ス

4　正本謄本ノ手数料ニ関スル件

（大2.3.24東京公証人菅原良三郎照会）

（大2.6.9民事368号司法次官回答）

（要旨）法第42条により正本又は謄本を徴した場合，その代りに交付する正本又は謄本については手数料を徴することはできない。

（照会）明治43年6月5日青森地方裁判所所属公証人館純吉ノ稟伺ニ対シ同月8日民刑局長ノ回答ニ「公証人法第42条ノ場合更ニ正本謄本ヲ交付スルモ手数料ヲ徴スルコトヲ得ス」トアレトモ同条ニハ別ニ正本謄本ノ交付ニ関シ何等ノ規定ナキヲ以テ公証人ハ此場合ニ於テ特ニ正本謄本ヲ交付スヘキ義務ヲ負フモノニアラス故ニ嘱託人カ其ノ交付ヲ要求スル場合ニハ普通ノ場合ト等シク同法第47条又ハ51条ノ規定ニ依リ請求スヘキモノニシテ公証人ハ同法第7条ニ依リ之レカ手数料ヲ受クルヲ相当ト思考ス

右差掛リタル件有之至急御再議相成度本会臨時総会ノ決議ニ依リ別紙理由書（略）添此段申請候也

（回答）本年3月24日付ヲ以テ公証人ノ手数料ニ関スル回答ニ付再議請求ノ件ハ再議不相成候此段及回答候也

5　拒絶証書ノ謄本作成ニ関スル件

（大3.7.15宇都宮公証人高木英灼照会）

（大3.9.26民1201号法務局長回答）

（要旨）拒絶証書令第8条第1項の拒絶証書の謄本は原本作成の場所において作成することができるが，手数料を徴収することはできない。

6　図面添付ノ証書ノ正，謄本作成ニ関スル件

（大3.11.28札幌公証人野田英三照会）

（大3.12.25民1798号法務局長回答）

（要旨）1　証書に図面が添付されている場合，その証書の正本又は謄本の請求者がその図面と同様の図面を提出したときは，これを正本又は謄本に引用することができる。この場合の図面の手数料は，手数料規則第24条第1項但書による。

2　公証人が右正本又は謄本の図面を作成したときは，その図面の手数料は同規則第24条による。

（照会）1　公正証書ノ作成ニ図面ヲ引用シタルトキ公証人法第40条ノ規定ニ依リ之ヲ添付書面ト為シ得ヘキコトハ明治43年8月24日東京地方裁判所所属公証人中村一蔵ノ稟伺ニ対スル民刑局長ノ回答ニヨリ明ナリ此場合ニ於テ原本ハ嘱託人ヨリ提出シタル図面ヲ添付スヘキコト勿論ナルヘキモ其正本謄本ヲ作成スルニ付テハ添付書面ハ証書ノ一部ト看做サルル結果其図面モ亦公証人ニ於テ作成スヘキモノト信ス然ルニ緻密ナル図面ニアリテハ相当ノ技能ナキ者ノ能クスル能ハサル場合ナキヲ保セス左スレハ此場合ニ於テ公証人法第55条ヲ準用シ嘱託人ヲシテ抄録謄本ノ請求トシテ同様ノ図面ヲ提出セシメ公証人ニ於テ其図面ノ符合スルコトヲ認メタル上署名捺印シ之ヲ正本謄本ニ添付引用シ交付スルモ差支ナキ義ニ可有之哉，又如何ナル

場合ニ於テモ必ス公証人ニ於テ作成セサルヲ得サル義ニ有之哉

２　前項ノ図面ハ必ス公証人ニ於テ作成スヘキモノトセハ図面ニハ紙幅ノ大小図柄ノ粗密ナキヲ免レス然ルニ其手数料ニ付テハ図面ノ粗密大小如何ニ拘ハラス一葉ヲ１枚トシテ計算シテ公証人手数料規則第24条ニ依リ手数料ヲ徴スヘキ義ニ候哉

（回答）１　公証人公正証書ノ正本謄本ヲ作成スルニ当リ問合面ノ如ク嘱託人原本ト同様ノ図面ヲ提出シタルトキハ之ヲ正本謄本ニ引用スルコトヲ得ヘシ此場合ノ手数料ハ嘱託人ノ提出シタル図面ニ付テハ公証人手数料規則第26条ニ依リ同第24条第１項但書ノ規定ヲ準用シ１枚ニ付10銭ヲ受クルヲ相当トス

２　公証人自ラ正本謄本ノ図面ヲ作成スル場合ハ貴見ノ通

7　図面絵画等ノ正本作成方

（大4.7.13甲府公証人志郵亮平照会）

（大4.8.6民1197号法務局長回答）

（要旨）嘱託人から提出された日録図面絵画写真等を正本に添付して交付する場合でも法第55条手数料規則第24条に準じ手数料を受けることができる。

（照会）嘱託人ヨリ目録図面絵画写真等ヲ添附書面トシテ同一ノモノ２通ヲ提出シ１通ハ公正証書ノ原本ニ添附シ１通ハ正本ニ添附シテ交付セラレタシトノ嘱託アル場合ニ於テ其正本ニ添附スヘキ為メ嘱託人ノ提出シタル添附書面ニ対シテハ公証人手数料規則ニ何等ノ規定ナキニ依リ其手数料ヲ徴収スルコトヲ得サルヤ又ハ法第55条及規則第24条但書同第26条ニ準拠シ徴収スルモ差支ナキヤ

（回答）後段貴見ノ通

（問旨）公証人法第40条により公正証書の一部と看做されるべき添附書面で，証書作成の超過紙数となった部分に付ては，公証人手数料規則第26条及第24条によりその手数料を受けることができる（昭８.３.３東京公証人藤瀬弥一郎照会，昭８.３.29民事甲354号民事局長回答）。

8　病床で作成された正本及び謄本の手数料について

（平4.12.11総1467号大阪法務局長照会）

（平5.2.3民一1176号民事局第一課長依命回答）

（要旨）病床で作成された正本及び謄本の手数料については，公証人手数料規則27条（現公証人手数料令第32条）は適用されない。

（照会）公証人が病床に就き職務を執行した際の手数料の10分の５を加算すべき範囲には，正本・謄本の交付手数料は含まれないものと考えますが，いささか疑義がありますので至急何分のご指示をいただきたく照会します。

（理由）公証人によって取扱が異なり，統一の必要性があると考えられるため。

（回答）平成４年12月11日付け総第1467号をもって照会がありました標記の件については，貴見のとおり取り扱うのが相当と考えます。

第７　閲　覧

1　検事ノ閲覧手数料ニ関スル件

（明42.7.9長野地裁所長照会）

（明42.7.30民刑704号民刑局長回答）

（要旨）検事が書類の閲覧を請求するには手数料を要しない。

（照会）検事カ証書ノ閲覧ヲ請求スルトキ其手数料ヲ要スルヤ

（回答）検事カ証書ノ原本ノ閲覧ヲ請求スルニハ手数料ヲ要セス

2　原本及ヒ其ノ附属書類同時閲覧ノ手数料ニ関スル件

（明42.7.19長野地裁所長照会）

（明42.7.30民刑776号民刑局長回答）

（要旨）証書の原本とその附属書類とを同時に閲覧するときの手数料は，１回として扱うべきである。

（照会）同時ニ閲覧スル場合ニモ証書ノ原本閲覧ノ手数料10銭其附属書類ノ閲覧ノ手数料10銭トシ各之ヲ要スルヤ

（回答）証書ノ原本ト其附属書類トヲ同時ニ閲覧スル場合ニ於テハ其手数料ハ10銭ナリ

3　数通ノ原本等同時閲覧ノ手数料ニ関スル件

（大5.1.31大津地裁所長照会）

（大5.3.1民181号法務局長回答）

（要旨）数通の公正証書原本と附属書類とを同時に閲覧するときの手数料は，1回として扱うべきである。

（照会）公正証書ノ原本及其附属書類ノ閲覧ニ付テノ手数料ハ同時ナラハ数通ノ原本ト附属書類ヲ閲覧スルモ10銭ト思考被致得共原本ノ異ナル毎20銭ツツナリトノ反対説アリ貴局ノ御意見承知致度此段及御問合候也

（回答）客月31日付庶第317号ヲ以テ御問合相成候公証人手数料規則ノ疑義ニ関スル件ハ前段貴見ノ通リト思考致候此段及回答候也

第8　日当・旅費

1　「1時間」ノ解釈ニ関スル件

（明42.8.4東京公証人小川正直照会）

（明42.8.24民刑895号民刑局長回答）

（要旨）手数料規則15条の「1時間ニ付」は，「1時間迄」の意味に解釈すべきである。

（照合）公証人手数料規則第15条規定ノ手数料ハ「事実ノ実験及証書作成ニ要シタル1時間ニ付1円トス」トアルニ依リ嘱託事件ニ要シタル時間数（例1時間ナレハ1円2時間ナレハ2円）ニ依リ算定シ可然哉

（回答）本月4日附稟伺ノ件公証人手数料規則第15条ノ「1時間ニ付」ハ「1時間迄ハ」ノ意ニ解スヘク従テ時間数1時間ナレハ1円2時間ナレハ1円50銭ノ手数料ヲ受クヘキ儀ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

2　車馬賃ノ算定方ニ関スル件

（明42.9.8東京公証人菅原良三郎照会）

（明42.10.4民刑1036号民刑局長回答）

（要旨）車賃は往復の路程を合算したものについて算定するのが相当である。

（照会）公証人手数料規則第29条中車馬賃1里迄毎ニトアリ同条但書ニ日当ヲ受クルハ1里以外ノ地ニ至リタルトキトアルニ依レハ日当ノ外車馬賃ハ1里以内ノ地ニ至ルタルトキモ1里迄トシ之ヲ受クヘキモノニシテ例エハ25町ヲ距ツル地ニ至リタルトキハ往路30銭復合セテ60銭ヲ受クルモノト確信セシモ是又異論アルヲ以テ稟伺候也

（回答）貴見ノ通リ但車馬賃ハ往復ノ里程ヲ合算シタルモノニ付算定スルヲ相当ト為スニ由リ例示ノ場合ニ往復ノ里程1里14丁ニ付60銭ノ車馬賃ヲ受クヘキモノトス此段本官ヨリ及回答候也

3　里程算定方ニ関スル件

（明42.8.20長野地裁所長照会）

（明42.10.7民刑970号民刑局長回答）

（要旨）車賃は役場から現場に至る実際路程により往復の分を合算したものにつき計算するのが相当である。

（照会）1　車馬賃「1里迄毎ニ」ノ計算方ハ例ヘハ役場所在地ヨリ1里1丁ノ地ニ出張シタルモノトセハ往2里分返2里分ノ車馬賃ト為ルヘキヤ

2　里程ハ県庁調ヘノ里程表ニ依リ大字毎ニ計算スヘキヤ

（回答）1　車馬賃ハ往復ノ里程ヲ合算シタルモノニ付算定スルヲ相当ト為スニ由リ例示ノ場合ニハ3里分ノ車馬賃ト為ルヘシ

2　役場ヨリ現場ニ至ル実際ノ里程ニ依ルモノトス

4　日当ヲ受クヘキ時間計算方

（大3.7.15宇都宮公証人高木英灼照会）

（大3.9.26民1201号法務局長回答）

（要旨）日当を受けるべき場合の時間は，全時間中執務に要した時間を控除した残時間によるべきである。

（照会）公証人手数料規則第29条第1号ノ日当ニ関スル時間ハ出発ノ時ヨリ帰場迄ノ時間ヲ計算スルヤ

（回答）公証人手数料規則第29条ノ日当ヲ受クヘキ時間ノ計算ハ役場出場ノ時ヨリ執務ヲ終リ帰場スル迄ノ全時間中執務ニ要セシ時間ヲ控除シタル残時間ニ依ルヘキモノトス

5　日当ヲ受クヘキ時間ノ計算方ニ関スル件

（大5.10.16相川区裁判事照会）

（大5.10.25民1596号法務局長回答）

（要旨）日当を受けるべき時間は，役場出発から帰場迄の時間中執務に要した時間を控除した残時間によるべきである。

（照会）公証人手数料規則第29条日当１日ニ付３円但４時間以内ハ２円ト規定有之右ハ出張執務時間以内ニ終了シタルモ宿泊ヲ要シタルヨリ往復２日ニ亘リタル場合左ノ２説アリ何レカ正鵠ナルヤ

甲説　執務４時間内ノ日当２円

乙説　日当２日分４円（執務時間４時間以内日当２円，翌日帰庁ノ当日日当２円ヲ加算シタルモノ）

右御意見承知致度候也

（回答）本月16日付日記第1214号ヲ以テ御問合相成候公証人手数料規則第29条ノ日当ヲ受クヘキ時間ノ計算方ニ関スル件

右ハ役場出発ヨリ帰着迄ノ全時間中執務ニ要シタル時間ヲ控除シタル残時間ニ付計算スヘキモノニシテ執務ノ時間ニヨリ計算スヘキモノニ非スト思考致候此段及回答候也

6　公証人の職務を行う地方法務局又は支局に納付させる日当旅費について

（昭25.4.18釧総244号釧路地方法務局長照会）

（昭25.4.26民事甲1126号民事局長回答）

（要旨）公証事務を取り扱う法務局又は支局に納付させる日当旅費は公証人手数料規則第29条による。

（照会）公証人法施行規則第42条の規定により地方法務局又は支局に勤務する法務府事務官が公証人の職務を行う場合その日当及旅費を収入印紙で納付させるその額は，

１　公証人手数料規則第29条の額によるべきか。

２　内国旅費規則の額によるべきか。

の何れによるべきか，何分の御指示を願い度御伺い致します。

（回答）本月18日付釧総第244号で照会のあった標記については，公証人手数

料規則第29条及び公証人の手数料等の増額に関する勅令第６条の規定（昭和21年勅令第280号）（廃止）によるべきである。なお，その取扱については，別紙（略）訓令及び会計課長通達を参照されたい。

7　国有鉄道運賃法の改正に伴う公証人の受ける旅費について

（昭35.6.22民事甲1386号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）国有鉄道運賃法の改正（昭35年法律97号）により運賃の等級が１等及び２等の２階級となったことに伴い，公証人は１等旅客運賃を受けることとなる。

（通達）国有鉄道運賃法の一部を改正する法律（昭和35年６月21日法律第97号）の施行により昭和35年７月１日から日本国有鉄道の鉄道及び連絡船における旅客運賃の等級が１等及び２等の２階級に区分されることとなったので，これに伴い公証人は公証人手数料規則第29条第２号但書前段にもとづき日本国有鉄道の鉄道及び連絡船においては１等旅客運賃による旅費を受けることとなるので念のため通知する。

なお，この旨貴管下公証人に周知方然るべく取り計らわれたい。

8　代理公証人の出張旅費について

（昭37.8.8民事甲2257号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）代理公証人が被代理公証人役場までの出張旅費を嘱託人から徴収するのは相当でない。

（通達）別紙甲号のとおり福岡法務局長から照会があり，別紙乙号のとおり回答したので，この旨貴管下公証人及び公証実務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

なお，本通達により，明治44年８月28日付民事第611号氏事局長回答中本通達に反する部分は変更されたことになるから，了知されたい。

別紙甲号

代理公証人出張旅費について

公証人法第63条により代理嘱託を受けた公証人の代理される公証人の役場までの旅費は嘱託人から徴収すべきでないと考えますが，明治44年８月

28日民第611号回答の次第もあり疑義を生じました。

もし嘱託人から徴収すべきであるとすればその徴収方法はどうするか。

右は差しかかった事案につき電信を以って御指示を願います。

別紙乙号

代理公証人の出張旅費について（電報回答）

７月26日付総第2401号で照会のあった標記の件については，貴見のとおり。

第10章　証書等の提出・公開

第１　正本・謄本・閲覧

１　正本作成ニ関スル件

（明42.7.9長野地裁所長照会）

（明42.7.30民刑704号民刑局長回答）

（要旨）正本作成の場合，添付書面はその一部となるが，付属書類はその一部とはならない。

（照会）添付書面ハ証書ノ一部ナレハ正本ヲ調製スル場合ニハ添付書面モ当然正本ノ一部ト為ルヘキヤ付属書類ハ正本ノ一部ト為ラス謄本トシテ作成スルモノナルヤ

（回答）貴見ノ通

２　検事ノ閲覧手数料ニ関スル件

（明42.7.9長野地裁所長照会）

（明42.7.30民刑704号民刑局長回答）

（要旨）検事が書類の閲覧を請求するには手数料を要しない。

（照会）検事カ証書ノ閲覧ヲ請求スルトキ其手数料ヲ要スルヤ

（回答）検事カ証書ノ原本ノ閲覧ヲ請求スルニハ手数料ヲ要セス

３　原本及ヒ其ノ附属書類同時閲覧ノ手数料ニ関スル件

（明42.7.19長野地裁所長照会）

（明42.7.30民刑776号民刑局長回答）

（要旨）証書の原本とその附属書類とを同時に閲覧するときの手数料は，１回として扱うべきである。

（照会）同時ニ閲覧スル場合ニモ証書ノ原本閲覧ノ手数料10銭其附属書類ノ閲

覧ノ手数料10銭トシ各之ヲ要スルヤ

（回答）証書ノ原本ト其附属書類トヲ同時ニ閲覧スル場合ニ於テハ其手数料ハ10銭ナリ

4　抄録正本ヲ交付シタル場合ノ記載方ニ関スル件

（明42.7.9長野地裁所長照会）

（明42.7.30民刑704号民刑局長回答）

（要旨）抄録正本を交付した場合でも，証書原本の末尾にその旨等を記載することを要する。

（照会）抄録正本ヲ交付シタル場合ニモ証書ノ末尾ニ其旨ヲ記載スル等正本同様ナルヘキヤ

（回答）貴見ノ通

5　当事者一方ノ嘱託ニ因ル証書ニ関スル件

（明42.8.20長野地裁所長照会）

（明42.10.7民刑970号民刑局長回答）

（要旨）当事者一方の嘱託により作成した証書については，執行文を付与することができない。また，相手方は正本の交付を求めることができない。

（照会）売買契約ノ場合ニ於テ買主ノミノ嘱託ニ依リ公正証書ヲ作成スル場合ニハ其証書ニハ執行文ヲ付与スル能ハス又売主ニハ正本ヲ交付スルコト能ハサルヤ

（回答）貴見ノ通

（参考）閲覧正謄本ノ交付ニ付新旧両法ニ跨ル場合ニ関スル件

（要旨）原本の閲覧，正謄本の交付に関する現行規定は，公証人規則により作成した証書についても適用があるが，数量年月日等の数字は原文のまま謄写すべきである。（明42.5.4宮崎公証人広木幹照会，同7.21民刑623号民刑局長回答）

（照会）証書作成後ニ於テ其原本ヲ閲覧セシメ又ハ正本謄本等ノ交付ヲ為ス場合ニ関スル公証人法ノ規定ハ公証人規則ノ下ニ於テ作成シタル証書ニモ無論適用セラルル義ニ有之候哉（正式謄本ノ如キモ公証人法実施後ニハ之ヲ

交付スヘカラス又新法ニ依リ閲覧ヲ請求シ又ハ正本謄本等ノ交付ヲ請求シ得ル者ハ旧規則ニ依リ作成シタル証書ノ正本又ハ謄本ヲ請求スルコトヲ得ルノ類）又ハ新法実施後ニ至リ旧規則ニ依リ作成シタル証書ノ正本又ハ謄本ヲ作成スル場合ニハ総テ新法規定ノ手続方式ニ依リ差支無之候哉（一例ヲ挙ケレハ数量年月日番号等モ肆伍陸等ノ文字ヲ用ヒ壱弐参四五六七八九拾等ノ文字ヲ用フルカ如キ其他新旧規定ノ異ナルモノハ総テ新法ニ依ル）此義ニ就キテモ夫々御訓示ヲ得度候

（回答）大体ニ於テ貴見ノ通ナルモ数量，年月日，番号等ノ数字ニシテ新法施行前ノ証書ノ文面中ニ記載セラレタルモノハ其原文ノ儘之ヲ謄写スヘキハ勿論ナリトス

6　私法人ノ代表者ノ資格証明書謄本作成ノ手数料ニ関スル件

（明42.11.27並30宇都宮公証人天野武三郎照会）

（明42.12.15民刑1341号民刑局長回答）

（要旨）私法人の代表者の資格証明書の謄本作成の手数料は手数料規則第24条による。

（照会）１　略

２　同上公証人広木幹伺ニ対スル明治42年９月６日附民刑局回答ニ依ル私法人代表者ノ資格証明書ノ写書ヲ公証役場ニ於テ作成スル場合ハ前項ノ書面ト併セテ日々大多数ニ至ルヘシ斯ル書面ニ付テモ亦手数料ヲ受クルコトヲ得サル哉（11月27日附公証人手数料規則ニ付疑義ニ関スル稟伺ノ補充）

全体公証人法ノ精神ヨリスレハ嘱託人ハ毎件ニ付１通宛印鑑証明書ヲ提出スヘキモノナルモ同施行細則第19条ニ於テ同時ニ数個嘱託スル場合ニ於テノミ１通ヲ以テ足ルモノトセラレタルハ主トシテ嘱託人ノ便利ヲ謀ラレタル規定ナリト思考致候故ニ偶々１件或ハ２件，３件ニ付書面ヲ作成スルハ敢テ難キニアラス然ルニ本稟伺第１項ノ如ク日々数多ノ書面ヲ作成スルニ至リテハ其繁ニ堪ヘサルノミナラス自然本事件ノ作成ニ影響ヲ来シ加フルニ過分ノ費用ヲ要スル次第ニ御座候之ニ反シテ当然其労ニ酬ユヘキ当事者ハ為メニ却テ公証料ヲ減スルノ利益ヲ得ルモノトスレハ（市区町村長ノ印鑑証明書ハ１枚ニ付10銭宛ヲ其役所ニ徴収セラレ）自ラ其必要ニ応シテ嘱

託スル当事者ハ僥倖ニシテ公証人ノ労務ハ嘱託人ノ為メニ犠牲ニ供セラレ其報酬ヲ減殺スルニ至ル豈斯ノ如キノ理アランヤ然レハ権衡上甚タ其当ヲ得サルモノト思考致候間右ハ手数料規則第26条第24条ヲ準用シ細則第19条第２項ノ書面ヲ附属書類ト看做スカ又ハ同規則第26条及第24条原本ノ超過紙数ト看做シ料金ヲ徴収セハ稍穏当ニ被存候此段追伺候也

（回答）客月27日並同月30日付稟伺ニ係ル公証人法施行細則公証人手数料規則中ニ付疑義ニ関スル件ハ左ノ通思考致候

１　略

２　私法人ノ代表者ノ資格ヲ証明スル証書ノ謄本ノ作成ニ付テハ公証人手数料規則第24条ニ依リ手数料ヲ受クヘキモノトス

7　正本謄本ノ交付ニ関スル件

（明42.12.17東京公証人小川正直照会）

（明43.5.4民事137号民事局長回答）

（要旨）証書の正，謄本，執行文の付与及びその謄本は，書面による請求があっても，交付することはできない。

（照会）遠方ヨリ左ノ書類ヲ郵送シ執行文及債務者ニ送達スヘキ謄本ノ交付ヲ請求スルモノアリ其請求書ノ印影カ役場ニ於テ明白ナルトキハ請求ニ応シ交付シテ可然哉

１　証書の正本，１　執行文及謄本請求書，１　請求書類郵送ノ依頼書

（回答）証書ノ正本又ハ謄本ノ交付ヲ為ス場合ニ於テハ公証人法第47条第２項，第51条第２項ニ依ルヘキモノナルヲ以テ書面上ノ請求ニ応スルコトヲ得ス又執行文ノ付与及執行文ノ謄本ノ交付ニ付テハ公証人法中特別ノ明文ナキモ其付与交付ノ請求ヲ為ス者カ果シテ本人ナルヤ否ハ公証人ニ於テ適当ニ之ヲ調査セサルヘカラサルヲ以テ問合ニ係ル如キ書面上ノ請求アレハトテ公証人ハ其嘱託ニ応スルコトヲ得サルモノトス

8　正本，謄本ノ手数料ニ関スル件

（明43.6.5青森公証人館純吉照会）

（明43.6.8民刑575号民刑局長回答）

（要旨）法第42条により正本謄本を徴した場合，更にその正本謄本を交付してもその手数料を徴することはできない。

（照会）公証人法第42条正本謄本ヲ徴シタル場合更ニ交付セハ手数料ヲ徴スルヤ貴見直ク電待ツ

（回答）公証人法第42条ノ場合更ニ正本謄本ヲ交付スルモ手数料ヲ徴スルコトヲ得ス

（参考）右回答について再議請求の件は認めない（大２．３．24東京公証人菅原良三郎照会，大２．６．29民事368号司法次官回答）。

9　数事件ヲ列記シタル証書及抄録正本ニ関スル件

（明43.5.16宮崎公証人広木幹照会）

（明43.11.25民刑475号民刑局長回答）

（要旨）１　「数事件を列記する証書」中には，金銭消費貸借契約と抵当権設定契約とを一の証書に記載したものを包含する。

２　右の証書については，抵当物件の記載を省略した抄録正本を作成することができる。

（照会）公証人法第49条ノ「数事件ヲ列記スル証書」ニハ金銭貸借ノ法律行為ト其債権担保ノ為メニスル抵当権設定ノ法律行為トヲ一ノ証書ニ記載シタルモノノ如キヲ包含スル義ニ候哉

右包含スルニ於テハ其証書中抵当物件記載ノ部分ヲ省キ其ノ他ノ部分ノミヲ記載シタル抄録正本ヲ請求スル者アルトキハ之ヲ作成交付シ得ル義ニ候哉

（回答）貴見ノ通

10　拒絶証書ノ謄本ノ作成ニ関スル件

（明44.8.10東京公証人三輪義淵照会）

（明44.10.2民事653号民事局長回答）

（要旨）拒絶証書令第８条第１項の拒絶証書の謄本は法第52条の規定によることを要しない。

（照会）商法第517条第１項（現拒絶証書令第８条第１項）ニ於ケル拒絶証書

ノ謄本ハ公証人法第52条ノ方式ニ従ヒテ作成スヘキヤ

（回答）改正商法第517条第１項（現拒絶証書令第８条第１項）ノ拒絶証書ノ謄本ハ公証人法第52条ノ規定ニ依ルコトヲ要セス

11　遺言証書ノ正本謄本作成ノ場所ニ関スル件

（大3.7.15宇都宮公証人高木英灼照会）

（大3.9.26民1201号法務局長回答）

（要旨）公証人が出張して，遺言証書を作成した場所で，その正本又は謄本を作成することができる。

（照会）公証人法第57条ニ依リ同第18条第２項ノ規定ハ遺言証書ヲ作成スル場合ニ適用セサルヲ以テ出張シテ作成シタル遺言証書ノ正本，謄本ハ原本ヲ作リタル場所ニ於テ作成スルヲ得ルヤ

（回答）貴見ノ通

12　図面添付ノ証書ノ正，謄本作成ニ関スル件

（大3.11.28札幌公証人野田英三照会）

（大3.12.25民1798号法務局長回答）

（要旨）１　証書に図面が添付されている場合，その証書の正本又は謄本の請求者がその図面と同様の図面を提出したときは，これを正本又は謄本に引用することができる。この場合の図面の手数料は，手数料規則第24条第１項但書による。

２　公証人が右正本又は謄本の図面を作成したときは，その図面の手数料は同規則第24条による。

（照会）１　公正証書ノ作成ニ図面ヲ引用シタルトキ公証人法第40条ノ規定ニ依リ之ヲ添付書面ト為シ得ヘキコトハ明治43年８月24日東京地方裁判所所属公証人中村一蔵ノ稟伺ニ対スル民刑局長ノ回答ニヨリ明ナリ此場合ニ於テ原本ハ嘱託人ヨリ提出シタル図面ヲ添付スヘキコト勿論ナルヘキモ其正本謄本ヲ作成スルニ付テハ添付書面ハ証書ノ一部ト看做サルル結果其図面モ亦公証人ニ於テ作成スヘキモノト信ス然ルニ緻密ナル図面ニアリテハ相当ノ技能ナキ者ノ能クスル能ハサル場合ナキヲ保セス左スレハ此場合ニ於

テ公証人法第55条ヲ準用シ嘱託人ヲシテ抄録謄本ノ請求トシテ同様ノ図面ヲ提出セシメ公証人ニ於テ其図面ノ符合スルコトヲ認メタル上署名捺印シ之ヲ正本謄本ニ添付引用シ交付スルモ差支ナキ義ニ可有之哉，又如何ナル場合ニ於テモ必ス公証人ニ於テ作成セサルヲ得サル義ニ有之哉

２　前項ノ図面ハ必ス公証人ニ於テ作成スヘキモノトセハ図面ニハ紙幅ノ大小図柄ノ粗密ナキヲ免レス然ルニ其手数料ニ付テハ図面ノ粗密大小如何ニ拘ハラス一葉ヲ１枚トシテ計算シテ公証人手数料規則第24条ニ依リ手数料ヲ徴スヘキ義ニ候哉

（回答）１　公証人公正証書ノ正本謄本ヲ作成スルニ当リ問合面ノ如ク嘱託人原本ト同様ノ図面ヲ提出シタルトキハ之ヲ正本謄本ニ引用スルコトヲ得ヘシ此場合ノ手数料ハ嘱託人ノ提出シタル図面ニ付テハ公証人手数料規則第26条ニ依リ同第24条第１項但書ノ規定ヲ準用シ１枚ニ付10銭ヲ受クルヲ相当トス

２　公証人自ラ正本謄本ノ図面ヲ作成スル場合ハ貴見ノ通

13　図面絵画等ノ正本作成方

（大4.7.13甲府公証人志郷亮平照会）

（大4.8.6民1197号法務局長回答）

（要旨）嘱託人から提出された目録図面絵画写真等を正本に添付して交付する場合でも法第55条手数料規則第24条に準じ手数料を受けることができる。

（照会）嘱託人ヨリ目録図面絵画写真等ヲ添附書面トシテ同一ノモノ２通ヲ提出シ１通ハ公正証書ノ原本ニ添附シ１通ハ正本ニ添附シテ交付セラレタシトノ嘱託アル場合ニ於テ其正本ニ添附スヘキ為メ嘱託人ノ提出シタル添附書面ニ対シテハ公証人手数料規則ニ何等ノ規定ナキニ依リ其手数料ヲ徴収スルコトヲ得サルヤ又ハ法第55条及規則第24条但書同第26条ニ準拠シ徴収スルモ差支ナキヤ

（回答）後段貴見ノ通

（同旨）公証人法第40条により公正証書の一部と看做されるべき添附書面で，証書作成の超過紙数となった部分に付ては，公証人手数料規則第26条及第24条によりその手数料を受けることができる（昭８.３.３東京公証人藤瀬

弥一郎照会，昭８.３.29民事甲354号民事局長回答)。

14　数通ノ原本等同時閲覧ノ手数料ニ関スル件

(大5.1.31大津地裁所長照会)

(大5.3.1民181号法務局長回答)

(要旨) 数通の公正証書原本と附属書類とを同時に閲覧するときの手数料は，１回として扱うべきである。

(照会) 公正証書ノ原本及其附属書類ノ閲覧ニ付テノ手数料ハ同時ナラハ数通ノ原本ト附属書類ヲ閲覧スルモ10銭ト思考被致得共原本ノ異ナル毎20銭ツツナリトノ反対説アリ貴局ノ御意見承知致度此段及御問合候也

(回答) 客月31日付庶第317号ヲ以テ御問合相成候公証人手数料規則ノ疑義ニ関スル件ハ前段貴見ノ通リト思考致候此段及回答候也

15　公正証書ノ謄本ノ請求ニ関スル件

(大5.5.12東京公証人菅原良三郎照会)

(大5.6.24民750号法務局長回答)

(要旨) 証書作成につき，嘱託人の代理人，証人，通事または立会人であった者でも，利害関係のあることを証明しなければ，当該証書等の謄本の交付を請求することができない。

(照会) 左記甲号ノ者ハ公証人法第51条ニ依リ法律上利害関係ヲ有スルコトノ証明ヲ要セスシテ其証書又ハ付属書類ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得ルモ乙号ハ之ヲ証明スルニアラサレハ請求スルヲ得サルヤ

甲　公正証書原本作成ニ付嘱託人ノ代理人タリシ者

乙　公正証書原本作成ニ付証人（公証人法第28条）又ハ通事（公証人法第29条）若クハ立会人（公証人法第30条）タリシ者

(回答) 公正証書ノ作成ニ付嘱託人ノ代理人タリシ者ト雖モ其証書ノ趣旨ニ付法律上利害ノ関係ヲ有スルコトヲ証明スルニ非サレハ其証書又ハ付属書類ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得ス乙号ノ者ニ付テハ貴見ノ通

16　附属書類ノ取扱方ニ関スル件

(大5.6.16宮崎公証人広木幹照会)

(大5.7.3民996号法務局長回答)

(要旨) 公正証書の正本謄本又は執行文付与等の請求について提出した附属書類は規則第25条第２項の規定に準じて取扱うのが相当である。

(照会) 公正証書作成ノ後日ニ至リ其証書ノ正本謄本若クハ執行文等請求ニ付公証人法ノ規定ニ従ヒ提出シタル書類（例之ハ請求権又ハ代理権限ヲ証明スヘキモノ若クハ印鑑ノ証明書ノ如キ）モ公証人法施行細則第21条第２項（現規則25条２項）規定ノ書類ニ包含スル儀ニ有之候哉

右疑義相生シ候ニ付何卒急速ノ御訓示ヲ仰キ度此段相伺候也

(回答) 本月16日付日記第５号ヲ以テ裏伺相成候公証事務取扱方ニ関スル件公正証書ノ正本謄本又ハ執行文付与ノ請求等ニ提出シタル書類ニシテ請求権又ハ代理権限ヲ証スヘキモノ若クハ印鑑証明書等ハ公証人法施行細則第21条第２項ノ書類ニ包含セサルモ同条ノ規定ニ準シ取扱フヲ相当ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

17　公証事務鉄筆版使用ニ関スル件

(大10.3.4函館公証人横山吉四郎照会)

(大10.4.18民事1052号民事局長回答)

(要旨) 文字鮮明且変色の虞れのない鉄筆版を使用して，公正証書の謄本を作成して差し支えない。

(照会) 左記事項ニ付疑義相生シ候条何分ノ御指示相成度候

公正証書ニ基キ多数ノ債務者ニ対スル強制執行ニ際シ民事訴訟法第560条第528条ノ規定ニ従ヒ送達ヲ為スノ必要上同時ニ多数ノ謄本交付ノ請求アリタル場合ニ於テ一々之ヲ筆記謄写スルトキハ著シク時間ヲ要シ之カ為メニ債権者ヲシテ機宜ヲ失セシムルノ憂有之殊ニ近時経済界ノ変動ニ因リ此種ノ請求簇出スルノ傾向ヲ呈シ居リ候ニ付此場合ニ於テハ輓近科学ノ進歩ニ因ル不変色鉄筆版ヲ用ヒ謄写スルモ何等ノ実害ナク却テ執務ノ敏捷ヲ来タシ相互ノ便益ト思料セラレ候得共長野地方裁判所長問合ニ対スル明治43年４月13日民刑第1400号民刑局長御回答ノ次第モ有之其当否ニ付疑義ヲ生

シ候

（回答）客月４日付ヲ以テ稟伺相成候公証事務取扱上ノ疑義ニ関スル件ハ左ノ通思考致候

文字鮮明ニシテ変色ノ虞レナキモノナルニ於テハ鉄筆版ヲ使用スルコトヲ妨ケス

（参考）正本謄本ノ作成ト雖鉄筆版ヲ用フルコトヲ得ス（明42.12.９長野地裁所長照会，明43.４.13民刑1400号民刑局長回答）

18　刑事訴訟法第254条第２項ノ解釈ニ関スル件

（昭6.4.4広島公証人諏訪元八照会）

（昭6.6.22刑事7106号刑事局長回答）

（要旨）公証人は，検事又は司法警察官からの公正証書の謄本の請求には応ずることを要しない。

（照会）犯罪捜査上必要ノ為メ刑事訴訟法第254条第２項（現第197条第２項）ニヨリ公正証書ノ謄本若クハ公正証書附属ノ委任状ノ謄本ヲ検事又ハ警察官ヨリ請求セラレタルトキハ之ニ応スヘキモノニ有之候哉本職ハ公正証書若クハ公正証書附属書類ノ謄本ヲ交付スル場合ハ公証人法第51条ニヨリ嘱託人，其承継人又ハ証書ノ趣旨ニ付法律上利害ノ関係ヲ有スルコトヲ証スルモノニ限リ交付シ其以外ノモノニ交付スルハ公証人法第４条ニ違背スルモノニシテ特ニ検事ハ公証人法第44条ニヨリ閲覧スルコトヲ得ル趣旨ヨリ解釈スルモ前記謄本ノ請求ニ応スヘキモノニアラスト相心得候得共疑義ヲ生シ候ニ付御指揮願度相伺候也

（回答）別紙（略）写ノ通本年４月４日付ヲ以テ貴地方裁判所所属公証人諏訪元八ヨリ貴庁経由伺出ニ係ル首題ノ件ニ付テハ公証人カ検事又ハ司法警察官ヨリ公正証書ノ内容ニ関スル報告ヲ求メラレタル場合ハ格別謄本ノ請求自体ニハ応スルヲ要セサルモノト思料セラレ候条右ノ趣旨便宜貴官ヨリ御通達相成度候（広島地裁所長宛）

19　定款ノ閲覧ニ関スル件

（昭15.5.10福岡公証人福田喜久照会）

（昭15.5.16民事甲593号民事局長回答）

（要旨）株式の申込をしようとする者からの定款の閲覧請求には，応じて差し支えない。

（照会）株式ノ申込ヲ為サントスル者定款カ認証シアリヤ否ヤヲ確ムル為又ハ公正証書ヲ以テ作成セラレタル定款ノ内容ヲ確ムル為メニ定款ノ閲覧ヲ請求シタル場合之ニ応スヘキヤ否ヤ何分ノ御指示仰度此段及稟伺候也

（回答）本月10日付ヲ以テ御問合ニ係ル標記ノ件ハ定款ノ閲覧ノ請求ニ応シ差支無之儀ト思考致候此段及回答候也

20　公証人法第51条の解釈について

（昭25.4.8釧路地方法務局長照会）

（昭25.4.25民事甲1101号民事局長電信回答）

（要旨）買主から，法律上の利害関係を売買契約公正証書の原本等により証明して，当該物件を目的とする賃貸借契約公正証書の閲覧等の請求があったときは，これに応じて差し支えない。

（照会）当局所属公証人から左記の事項について伺出がありましたが，疑義が生じましたので電報にて何分の御指示を御願い致します。

記

甲，乙間に締結した売買契約公正証書作成後更に同一物件について，甲，丙間に締結した賃貸借契約公正証書あり，甲，丙間の締結した物件は，甲，乙間においてなした物件と同一であるからとして，乙より甲，丙間の公正証書の閲覧若しくは謄本交付の請求がありとするも，公証人法第51条に言う証書の趣旨につき利害の関係のあることを証明した者としてはこれを許すべきものではないと思われるが公証人が同一の物件と認め甲，丙間の公正証書を援用し法第51条に言う証明した者として許すべきか否か。

（回答）本月８日付釧総第201号で照会の公証事務の件は，証書の趣旨につき法律上利害の関係を有するものと思考されるから，乙において甲乙間の証書の原本又は正本若しくは，謄本によりこれを証明して証書原本の閲覧又は謄本の請求（公証人法第44条，第51条参照）があった場合には，公証人がその関係を認め得るときは，請求に応じて差し支えない。

21　破産宣告申立人からの公正証書謄本請求について

（昭27.4.22名古屋法務局長電信照会）

（昭27.4.26民事甲565号民事局長回答）

（要旨）破産宣告申立人も，証書の謄本請求にあたり，法律上の利害関係を証明することを要する。

（照会）公証人法第51条の証書の趣旨につき法律上の利害関係を有するものには公正証書の関係者以外の破産宣告申立人を含むや。

右破産宣告申立人から信託財産契約公正証書の謄本を請求している差迫って事件がありますから至急何分の御指示賜りたい。

（回答）電報照会の標記の件は，所問の公正証書の内容につき法律上の利害関係を有することを証明しない限り，単に破産宣告申立人たることを理由としては，証書の謄本を請求することはできないものと考える。右回答する。

22　公正証書原本閲覧について

（昭28.1.6二公一27号長野地方法務局長照会）

（昭28.1.14民事甲44号民事局長回答）

（要旨）税務署職員が適正課税，脱税防止等の見地から公正証書原本を閲覧することは許されない。

（照会）標記について長野税務署長から別紙の通り依頼がありましたところ，公証人法第44条等の規定の趣旨に照し閲覧させることはできないと思考されますが，現下の金融，経済事情の複雑化に伴う適正課税又は脱税防止等の見地から右依頼の趣旨も亦理由があるように思われますので，非公式等の方法で便宜閲覧させることは差支えがないかどうか一応御意見を伺いたく御照会いたします。

別紙

貸金等の公正証書原本閲覧の件

首題の件に関し，過日当署資料係員が公証役場に出張し原本閲覧申請を求めましたところ，利害関係人以外は閲覧出来ざる旨の回答がありましたので監督官庁たる貴局におかれては左記の署の実情を充分御了解の上閲覧について何分の御配意あらんことを御依頼申上ます。

記

申告納税制度の高揚と租税負担の公平を期する見地から署においてはあらゆる各種資料を収集し適正課税に努めておりますが，一部公正証書による貸金利子については当事者の自主的申告以外には，この内容については検討する方法がなく，ために従来よりいまだ公正証書による貸金利子としての申告がなく，特に最近に於ては金融面の逼迫に併行し多額の公正証書による貸金利子が無申告のままに放ちされある現況に臨み，之を捕捉し正規申告に指導せしめるためには原本閲覧以外には方法なきため特に此の点閲覧について御協力方を御願申上ます。

（回答）本月６日付二公一第27号をもって照会の標記については，公証人法第44条の趣旨に徴し非公式の閲覧も許されないものと考える。

（参考）公証人の報酬に対する課税についての協力方について（昭32.12.12民事甲2374号法務局長地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）税務署職員は，所轄公証人役場備付の計算簿を閲覧することができる。

23　公正証書の付属書類の閲覧等について

（昭32.2.13総日記106号松山地方法務局長照会）

（昭32.2.15民事局長電信回答）

（要旨）１　検察審査会が公正証書の付属書類を閲覧することはできない。

２　嘱託人又はその代理人が右の閲覧をする際に検察審査会を立会させるのは相当でない。

（照会）　当局所属公証人波滝元春より別紙のとおり標記に関する照会書の提出があったので進達いたします。

おって，本件は大洲検察審査会からの照会にかかるもので，早急に諾否を求められておる事情にあるため，折返し電報をもって御回答を得たい旨別途当職まで申出がありますので，併せて当職意見を左記のとおり申し添えます。

記

第１項　閲覧請求は拒否するのを相当と考える。

理　由

公正証書原本の閲覧請求者の範囲は公証人法第44条第１項第４項の規定による嘱託人，その承継人，又は証書の趣旨につき法律上利害の関係を有する者及び検察官に限定されており，検察審査会はそのいずれにも該当しない。検察審査会は検察審査会法第35条の規定により審査に必要な資料の提出を検察官に要求すべきである。もっとも，本照会にかかる閲覧の目的は，検察審査会法第38条の規定による学識経験者の専門的助言を徴する資料として証書原本又はその付属書類中の嘱託人の署名又は印鑑を鑑定せしめるもののように解せられるが，検察官の捜査手続中においても公正証書原本又はその付属書類そのものを証拠に供しようとするときは裁判官の令状によって領置を行った上なさるべきで，検察官の公訴を提起しない処分の当否の審査を目的とする検察審査会といえどもその独自の権限のみによって証書保管の公証役場に臨み，かかる証拠調手続を執ることは許されないものと考える。

第２項　検察審査会の立会は拒否するのを相当と考える。

理　由

閲覧は閲覧請求権限ある者又はその代理人のみに限定すべきものと解する。

別紙

公証事務取扱に関する疑義について

左記事項疑義に亘り目下差懸りたる事件がありますので，至急何分の御指示を賜りますようお願いします。

記

１　検察審査会より公正証書原本不実記載事件につき検察小審査会（会長１名審査員２名立会事務官１名鑑定人１名をもって構成）をして公証人役場に臨み公正証書原本の付属書類を閲覧せしめたき旨申入れがあった場合これに応ずべきであるか。

２　右事件の嘱託人双方（又はその各代理人）が当該公正証書の付属書類を閲覧するに際し右小審査会を立会せしめるのは差支えなきや。

（回答）２月13日付総日記第106号照会の公証事務取扱に関する件，第１項及び第２項いずれも貴見のとおりと考えるから公証人に通知されたい。

24　公証人の報酬に対する課税についての協力方について

（昭32.12.12民事甲2374号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）所轄税務署職員は計算簿の手数料等の金額を閲覧することができる。

（通達）国税庁長官から別紙のとおり依頼があったが本件は差しつかえないものと考えるので，この旨貴管下公証人に周知方然るべく取り計らわれたい。

別紙

所得税の課税の適正化を図るために，公証人役場の所在地の所轄税務署長またはその指定する職員から計算簿（公証人法施行規則第18条に規定する計算簿）の閲覧を求められた公証人は，計算簿に記載した手数料等の金額について閲覧させるように御指導方を取り計らわれるように管下法務局，地方法務局等に対し御指達方お願いします。

25　一部不実記載の公正証書とその行使について

（昭32.11.12総二ノ四日記1159号秋田地方法務局長照会）

（昭32.12.25民事甲2428号民事局長回答）

（要旨）１　保証人の印鑑証明書が偽造であることが刑事裁判上確定した場合，債権者からの債務者に対する執行力ある正本及び謄本交付の請求には応じてもよいが，債権者には，その事実を告知するのが相当である。

２　右の処理をしたときは，印鑑証明書が偽造である旨を証書原本に符箋をもって表示し，かつ証書原簿備考欄にも記載すべきである。

（照会）標記のことについて，当局所属公証人藤盛亮三から別紙疑義事項が提出されましたので，御指示願いたく進達いたします。

註　本件事案の「不実の記載」であることが刑事裁判上確定したもので，後日検察官より，公証人に還付された印鑑証明書に付記されてある事項により，没収された事実が判明したものであります。

別紙

一部不実記載の公正証書とその行使について

金銭消費貸借に関する公正証書の作成の嘱託にあたって，債務者の提出した「保証人」の委任状と印鑑証明書は，債務者において「保証人」の印を冒用し偽造したものであって，「保証人」において債務を保証した事実

のないこと，従って証書中の保証に関する部分はすべて不実の記載であることが裁判上確定した事実を公証人において知った後において，

1　証書中の真正な記載である債務者に関する部分にもとづいて債権者から債務者に対する執行力ある正本並びに謄本の下付申請のあった場合公証人はこれに応じ得るでしょうか。

2　若し応じ得るとせば下付すべき正本並びに謄本における不実記載の部分を表示するための何等かの方法をとる必要はないでしょうか。

3　右の表示方法をとる必要あるとせばその方法について御指示を仰ぎます。

公正証書の原本を役場に備付けること，これを関係人の閲覧に供すること，原本に基いて正本または謄本を作成下付すること等もすべて証書原本の行使であるとする判例の建前から考えますときは，公証人において公正証書の原本中に不実の記載あることを知った後においては，刑法第158条の正文に照らし無条件に全文の正本謄本等の下付ができないようにも思料されますので，お伺いする次第であります。

参照１　略

参照２

判　　決

本　籍　A県K郡T町170番地
住　所　右同町K五丁目14番地
飲食業　何　　某
明治42年１月16日生

右の者に対する詐欺，公文書偽造，同行使，私文書偽造同行使被告事件につき当裁判所は検察官副検事塩寺末吉出席して審理を遂げ左の通り判決する。

主　　文

被告人を懲役１年に処する。

但し本裁判確定の日から３年間右刑の執行を猶予する。

押収した公正証書（証第１号）中武田徳市に関する印鑑証明願並印鑑証明書各１通は之を没収する。

訴訟費用は全部被告人の負担とする。

理　　由

被告人は

第１　略

第２　同29年11月３日頃株式会社相互銀行から，妻T及びS，武田徳市の３名を連帯保証人として30万円の無尽契約給付金を受領したが，武田徳市については，同人の承諾がなかったのに拘らず恰もこれを得た如く擅に同人の氏名を申入れたものなので関係書類と共に右銀行に提出すべき右徳市の印鑑証明書を入手することができなかった。そこで被告人は右銀行T支店に対し別に保証人を立て，之を右徳市に代えんことを懇請したが，容れられず却て早急に徳市の印鑑証明書の提出方を督促されるに至ったので，その処置に窮し，遂に其の頃S村字I所在の自己の家屋に無償で居住していたHがS村役場内に事務所を有する同村教育委員会に書記として勤務していたことを奇貨として，

1　同年11月12日夕刻，同家に赴き，右Hに対し印鑑証明書偽造の意を告げてその協力を求め，ここに両名共謀の上，行使の目的を以て，右Hに於て右役場事務室で印鑑証明願並に同証明書用紙に受付印，村長印等を押捺し，所要事項を記入すれば直に使用し得る様になし，被告人に於て所要事項を記入して前記の偽造を遂げようと企て，その時刻頃Hは右役場事務室に於て，同村庶務係Yの机側の書棚から，西洋紙半裁大の用紙の同一面に印鑑証明願と同証明書の各例文を謄写版で刷り込んだ用紙１枚を取り出し，その場で擅にその証明願右下部にS村役場の受付印を其の日付の12を11と願出する様に置換えて，押捺し，その受付番号欄にはインクを用いて算用数字222と記入して，正当に印鑑証明願の受付を下した様になし，次で之に連続する印鑑証明書の末尾に記載されたS村長R名下に前記机上の印鑑箱から「K郡S村長印」と刻した角型の村長職印を取り出して押捺した上，之に契印を施し，之を同役場前に於て待機中の被告人に手交し，被告人は11月16日頃T町K五丁目14番地所在の自宅に於て，右用紙中印鑑証明願の末尾に証明願人として，武田徳市と冒書し，

其の名下と印鑑欄とに擅武田と刻した有合せ印を押捺した外，同人の住所，生年月日，年齢等相当記入をなし，以て武田徳市名義の印鑑証明願１通を作成して偽造し，更に前記の如く右証明願の末尾に連続して記載された右印鑑に対する証明文句の後に証明年月日として，昭和29年11月11日と記載したＳ村長Ｒ作成名義の印鑑証明書１通を完成して偽造し，

２　前記11月15，６日頃前記自宅に於て，前記の如く偽造した各文書を恰も一は，武田徳市が真正に作成した印鑑証明願であるかの如く，一はＳ村長Ｒが正当に受付けて真正に作成した印鑑証明書であるかの如く，装うて前記Ａ銀行Ｔ支店員Ｙに一括手交して行使したものである。

（以下略）

昭和30年９月１日

甲地方裁判所乙支部

裁判長裁判官　何　某

裁　判　官　何　某

裁　判　官　何　某

右謄本である。

昭和32年11月13日

甲地方検察庁乙支部

検察事務官　何　某

参照３

第〇万〇1115号

無尽掛金払込契約公正証書

本職は昭和30年２月14日Ａ県Ａ市Ｎ町６番地本職役場において関係人の嘱託により聴取した法律行為に関する陳述の趣旨を左に録取し本契約公正証書を作成する。

第１条　債務者何某は保証人３名と連帯責任をもって債権者株式会社相互銀行から同会社無尽契約約款を承認し，その給付規定に基き昭和29年15日30Ｂ組30万円会第１号第４回抽籤で契約給付金の給付を受けた而して

債務者は爾後無尽契約約款掛金表に基き債権者へ払込むべき掛金総額金35万1,450円也を昭和29年11月から昭和32年７月まで33か月において毎月金１万650円也宛15日限り債権者の営業所へ持参の上支払うこと。

第２条　債務者において左記各号の一に該当したときは債権者の通知を要せず直ちに第１条所定の分割弁済に関する利益を失い即時未払掛金全部の弁済請求に応ずべきことを特約した。

１　第１条所定の掛金払込を１回以上怠ったとき。

２　現在の業務を廃止するかその営業の組織を変更するか他の郡市町村へ転住したとき。

３　死亡失際又は支払を停止し或は支払不能の状態に陥ったと認められたとき又は破産の宣告の申立を受けたとき。

４　債権者経営の無尽加入の組から脱退し若くは債権者の承諾を得ないでその権利義務を第三者に譲渡したとき。

５　第三者から仮差押仮処分強制執行の申立を受けたとき若くは和議の申立をしたとき。

６　相続開始した場合においてその相続人が限定承認又は抛棄をしたとき。

７　保証人の増員若くは増担保を求められた場合直ちにこれに応じないとき。

８　債権侵害の行為あったとき。

第３条　前条の場合債権者は債務者又は保証人の別に加入した給付前の無尽契約全部を解除し，その契約約款に基く掛戻金をもって本債務と相殺するも異議ないことを債務者及び保証人は約諾した。またこの場合債務者又は保証人の一人に対する相殺通知は他の債務者又は保証人に対してもその効力を生ずべきことを債務者及び保証人は約諾した。

第４条　第２条の場合における一時弁済請求に要した費用は総て債務者の負担とする。

第５条　債務者において第１条所定の期日に掛金の払込を怠ったときは，その期日から払込当日まで掛金100円につき日歩５銭の割合により違約金を支払うこと。

第６条　保証人３名は債務者と連帯し且つ保証人間にもまた連帯して本債務履行の責に任ずることを約諾した。

第７条　債務者及び保証人において本契約に違反し，債務の履行を怠ったときは直ちに強制執行を受くべきことを各自は認諾した。

第８条　本契約に関する訴訟についてはＡ地方裁判所を管轄裁判所とすることを合意した。

Ａ市Ｄ町13番地
　債権者　株式会社　Ａ　相　互　銀　行
Ａ市Ｋ61番地
　右代表者　　取締役　　Ｏ
　　明治31年５月　　生
Ａ市Ｓ町３番地
　会社員
　右代理人　　Ｍ
　　昭和５年９月　　生

右本職氏名を知り且つ面識がある。

右代理人の提出した委任状は認証を受けない私署証書であるから法定の印鑑証明書を提出させてその証書の真正であることを証明せしめた。

Ａ県Ｋ郡Ｓ村Ｉ70番地
　飲　食　店
　債　務　者　　何　　某
　　明治42年１月　　生
Ａ県Ｋ郡Ｓ村Ｉ11番地ノ１
　雑　貨　商
　連帯保証人　　Ｓ
　　明治28年９月　　生
Ａ県Ｒ郡Ｓ村Ｉ61番地
　果　樹　園
　連帯保証人　　武　田　徳　市
　　明治43年６月　　生

Ａ県Ｋ郡Ｓ村Ｉ70番地
　飲　食　店
　連帯保証人　　Ｔ
　　大正２年９月　　生
Ａ市Ｏ一丁目32番地
　商　　業
　以上代理人　　Ｋ
　　大正２年５月　　生

右本職氏名を知り且つ面識がある。

右代理人の提出した委任状は認証を受けない私署証書であるから法定の印鑑証明書を提出させてその証書の真正であることを証明せしめた。

本証書は列席者に閲覧せしめたところ相違ないことを認めたので本職及び列席者各自左に署名押印する。

Ａ市Ｎ６番地
　Ａ地方法務局所属
　公　証　人　　藤　　盛　　亮　　三
　　Ｍ
　　Ｋ

（回答）11月12日付をもって問合せのあった標記については，左記のとおり回答する。

記

正本及び謄本の交付については，積極に解する。ただし，当局において取り寄せた本件公正証書及び刑事判決の各謄本の記載を綜合すれば，公正証書の付属書類たる連帯保証人の委任状に添付された印鑑証明書中，武田徳市に関するものが偽造である事実が確定したことが明かである。よって当該公正証書中，右徳市に関する記載は不実のものであるとの疑が濃厚であるから，公証人において，本件公正証書について執行力ある正本又は謄本を交付するに当っては，その請求者に対し，右の事実を告知するのが相当である。

なお，右のとおり告知して正本又は謄本を交付したときは，その旨を証

書原本に符箋をもって表示し，かつ，証書原簿備考欄に記載しておかれたい。

26　家庭裁判所からの公正証書謄本交付嘱託について

（昭34.1.14総発54号松江地方法務局長照会）

（昭34.1.22民事甲104号民事局長回答）

（要旨）家事審判規則第８条に基き，家庭裁判所から遺言公正証書の謄本交付の嘱託があっても，これに応ずべきでない。

（照会）家事審判規則第８条に基いて，家庭裁判所から遺言公正証書の謄本交付の嘱託がなされた場合，この嘱託に応ずべきでないと考えられますがいささか，疑義がありますので至急何分の御垂示を賜わりたくお伺いいたします。

なお本件は公証事務を取扱っている当局西郷支局に対して交付請求されたものであります。

（回答）本年１月14日付総発第54号をもって照会のあった標記の件については，貴見のとおりと考える。

27　複写器による公正証書謄本の作成について

（昭35.8.17民事甲2024号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）陽画複写器を用いて公正証書の謄本を作成するのは，用紙が保存に適し，かつ写出の結果が鮮明で変色または消色等の虞れがない場合に限る。

（通達）標記の件について，別紙甲号のとおり鹿児島地方法務局長から照会があったので，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴管下公証人及び公証事務を行う法務事務官に周知方しかるべく取り計らわれたい。

別紙甲号

公正証書作成嘱託の場合における再証明をうけた印鑑証明書の取扱等について（照会）

左記事項について疑義がありますので何分の御指示をお願いします。

記

１　略

２　公正証書謄本交付の請求があった場合において，複写器（コピヤ）を使用して謄本を作成することの可否。

別紙乙号

公正証書作成嘱託の場合における再証明を受けた印鑑証明書の取扱等について

６月28日付総第6565号をもって照会のあった標記の件については，左記のとおり回答する。

記

１　略

２　複写器による陽画写真の用紙が保存に適するものであり，かつ，写出の結果が鮮明で将来変色又は消色等の虞れがないものに限り，積極に解してさしつかえない。なお，公証人が複写器により公正証書の謄本を作製する場合は，貴職においてその写出の適否について注意する取扱とされたい。

28　公証人法第44条第１項及び同法第51条第１項に関する疑義について

（昭36.4.20総庶1005号横浜地方法務局長照会）

（昭36.5.8民事甲1107号民事局長回答）

（要旨）１　法44条第１項の請求は，嘱託人の相続人の一人からもすることができる。

２　法44条第１項の承継人には，遺産分割前の相続財産管理人も含まれる。

３　法44条第１項の利害関係人に該当するか否かは個別的に判断すべきである。

４　家庭裁判所は，家事審判規則第８条に基づき，公正証書の謄本の取り寄せ，閲覧，謄写をすることはできない。

（照会）　標記に関し，別紙（写）のとおり横浜家庭裁判所長より照会がありましたので，左記のとおり回答いたしたいと思いますがいささか疑義もありますので，何分の御垂示を賜わりますようお願いいたします。

記

１　できる。

2　含まれる。

3　証書により判明する範囲内において財産上，身分上の利害の関係を有する者と思考する。

4　謄本の取り寄せ，閲覧，謄写はできない。

別紙

横家裁総第273号

公証人法第44条第1項に関する疑義について（照会）

遺産分割事件の処理上必要がありますので，左記諸問につき，貴局の御見解を承りたく，お伺いいたします。

なお，右は，さしせまった事件につき，よろしくお願いいたします。

記

1　公証人法第44条第1項による申請を嘱託者の相続人の一人からできるか。

2　右承継人の中に遺産分割前の相続財産管理人が含まれるか。

3　右条項にいわゆる利害関係人の範囲いかん。

4　遺産分割の必要から，家庭裁判所が家事審判規則第8条にもとづき，被相続人によって嘱託された債務に関する公正証書の謄本の取り寄せ，又は，閲覧，謄写がなし得るか。

（回答）4月20日付総庶第1005号で照会のあった標記の件については，左記のとおり考える。

記

1，2，4については，貴見のとおり。

3については具体的事例について，個別に検討すべきである。

29　複写器による公正証書正本の作成について

（昭37.9.7民事甲2565号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）陽画式複写器を用いて証書の正本を作成するのは，用紙が保存に適し，かつ，写出の結果が鮮明で変色，消色のおそれがない場合に限る。

（通達）標記の件について，別紙甲号のとおり，福岡法務局長から照会があったので，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

公正証書正本の作成について（照会）

公正証書の正本を交付する場合複写器（リコピー等）による陽画写真をもって作成することはさしつかえないと考えますが，疑義もあり，何分の御指示をお願いします。

別紙乙号

公正証書正本の作成について（回答）

8月17日付総第2625号で照会のあった標記の件については，複写器による陽画写真の用紙が保存に適するものであり，かつ，写出の結果が鮮明で将来変色または消色等のおそれがないものにかぎり積極に解してさしつかえない。

なお，公証人が複写器により公正証書の正本を作成する場合は，貴職においてその写出の適否について必要の場合は，注意をする取扱とされたい。

30　公証人法第44条第1項の利害関係人の解釈について

（昭39.8.12総437号東京法務局長照会）

（昭39.9.5民事甲2920号民事局長回答）

（要旨）税務署職員から，租税債権の存することを証明して，公正証書原本の閲覧請求があっても，これに応すべきでない。

（照会）今般，静岡地方法務局長から標記について別紙のとおり照会があり，小職は，左記のとおり回答したいと考えますがいささか疑義がありますので，何分の御指示を賜わりたく御伺いいたします。

記

所問の場合は，公証人法第44条第1項の「証書ノ趣旨ニ付法律上利害ノ関係ヲ有スルコトヲ証明シタル者」に該当せず，従って公正証書原本の閲覧を許すべきではない。

別紙

公証人法第44条第1項の利害関係人の解釈について

訟務事件の処理に関連して，富士税務署長から，「市町村の徴税吏員ま

たは国税の徴収職員が徴税のため納期を経過した租税債権の存することを証明して，公正証書の閲覧を請求した場合は，公証人法第44条第１項の法律上利害関係を有する者に該当するか」との照会がありましたが，右は所問のとおりと解しますけれども，この場合は，閲覧を求める証書の原本を特定して請求があったときに限り閲覧することができると考えますがいささか疑義がありますのでお伺いします。

（回答）８月12日付総第437号をもって照会のあった標記については，貴見のとおりと考える。

31　公正証書原本閲覧について

（昭43.12.6付43税号外愛知県知事照会）

（昭44.1.9民事甲22号民事局長回答）

（要旨）課税処分庁又は審査庁は，特定の嘱託人に関する公正証書についても，「証書ノ趣旨ニ付法律上利害ノ関係ヲ有スルコトヲ証明シタル者」に該当しない。

（照会）このことについて，先般，本県係員が名古屋法務局所属の公証人役場に出張し，公式に原本の閲覧を申請いたしましたところ，行政不服審査法第32条（他の法令に基づく調査権との関係），地方税法第73条の３（不動産取得税に係る徴税吏員の質問検査権）および公証人法第44条（原本の閲覧）の規定のいずれによっても，調査閲覧出来ない旨のことでありましたので，名古屋法務局総務課に質したところ，同様の見解で公証人法第44条の先例として，昭和27年12月25日長野税務署長が依頼した「貸金等の公正証書原本閲覧の件」に係る回答を示された。

この先例は，所得の捕捉についての一般的調査であって，公正証書作成当事者が特定されておらず，本県の下記事例とは異なり，疑義がありますので，ご多忙中恐縮に存じますが貴職の見解を承りたく，なお審理を急いでおりますので折り返しご回答いただきたくお願いします。

記

（事例）甲は乙から，宅地および家屋を昭和41年11月26日の代物弁済契約により，昭和43年３月26日所有権移転の登記をなした。

これに対して，丙県税事務所長は甲に対して，昭和43年９月10日不動産取得税を賦課した。ところが，甲はこの代物弁済による所有権移転の登記を錯誤であるとし，昭和43年９月16日抹消し，当該物件の所有権移転行為は，甲乙間の虚偽表示によったものであるから，丙県税事務所長の不動産取得税の賦課処分を取消すことを求める審査請求を提起したものである。

この審査請求の審理にあたって甲（乙は行方不明）および関係者から事情聴取したところ，資料は提示せず，代物弁済契約に関する書類は一切作成していないと主張しているが，審査庁が調査したところ上記公証人役場で甲乙間で当該公正証書が作成されていると思考される。

問１　審査庁（知事）は，当該審査請求の審理にあたって，公正証書の内容等が裁決の重要な判断資料となり，公証人法第44条第１項「証書ノ趣旨ニ付法律上利害ノ関係ヲ有スル」から，公正証書原本の閲覧または照会できると思うが如何。

問２　上記問１の趣旨により，審査庁は閲覧または照会できないとしても，不動産取得税を賦課した丙県税事務所長は，甲乙間の代物弁済契約が公正証書で作成されておれば，不動産取得税の賦課の正当化を主張でき，代物弁済による所有権移転登記が錯誤により抹消されても，虚偽表示である証明は甲においてなされなければならないから（民事訴訟法第323条），公証人法第44条第１項により「証書ノ趣旨ニ付法律上利害ノ関係ヲ有スル」こととなり，公正証書原本の閲覧または照会できると思うが如何。

（参考）本件の宅地家屋に係る不動産取得税の総課税標準額は1,573万7,000円であり，その税額は47万2,110円である。

また，代物弁済による所有権移転登記の登録税は75万3,600円で，その抹消の登録免許税は2,500円である。

（回答）昭和43年12月６日付43税号外をもって照会のあった標記の件については，課税処分庁又は審査庁が嘱託人を特定して公正証書原本の閲覧請求をしても，公証人法第44条第１項の「証書ノ趣旨ニ付法律上利害ノ関係ヲ有スルコトヲ証明シタル者」には該当しないと考えます。

32　検察官による公正証書の謄本の請求について

（昭41.5.23福島地方法務局長電信照会）

（昭41.5.31民事局第一課長電信回答）

（要旨）検察官による公正証書の謄本又は写の請求には応ずべきではないが証書の内容について報告を求められた場合には，応じてもよい。

（照会）公正証書原本不実記載被疑事件捜査上の必要により，検察官が刑訴法第197条第２項の規定に基づいて公証人に対し該事件の公正証書の謄本またはその写の交付を請求した場合は，応じてさしつかえないと思料するがいささか疑義があり，何分の御指示を願います。

おって，本件はさしかかった事案であり，折り返し電信で御指示願います。

（回答）５月23日電照の検察官による公正証書の謄本またはその写の交付請求の件はいずれもこれに応ずべきではないと考えるが，公正証書の内容に関する報告を求められた場合はこの限りでない。

33　公正証書謄本の交付について

（昭45.4.11総435号松山地方法務局長照会）

（昭45.6.15民事甲2733号民事局長回答）

（要旨）法律行為の無効又は法律行為の取消若しくは変更により，その全部または一部が無効とみられる証書についても，謄本の交付請求があれば，これに応じて差し支えない。

（照会）当局所属公証人中村国一より標記について別紙のとおり貴職あて照会がありましたので，左記意見を付して進達いたします。

記

照会事案についてはいづれも，照会意見どおりの取扱によるほかないものと思料いたします。

別紙

公証事務について（照会）

左記事案においてその謄本交付に関し次の甲，乙両説があり本職は甲説が相当であると考えますがいかがでしょうか。

何分の御指示を下さるよう照会いたします。

甲説　乙説も理解できるがこれは法的解釈論ではない。凡そ正当に作成された公正証書であればその後においての当該事実の発生のための失効であろうと行為による取消又は変更があろうと一定の者からの請求があれば当然その請求に応じてその謄本を交付して差支えないものである。万一にも乙説の如き事態が生じたとしても，それはそれを行使した者の故意又は過失による行為者の責任において解決すべきものであってその謄本を交付した公証人の責任ではない。

乙説　既に失効又は無効となったもの或は変更となっているものにつき当該の謄本のみを交付する結果それが使用されるときは誤り乃至は不都合の事態も生じ得ることが予想されるのでこれを防止の意味からその謄本のみの交付請求には応ずべきでない。

記

(1)　公正証書によって甲がその一定財産を甲の子乙に遺贈する旨の遺言をしたが乙は甲よりも先に死亡したことが判明した事案

(2)　同様Ａがその一定財産をＡの子Ｂに遺贈する旨の遺言をしたがＡはその後において同一公証役場で先になしたその遺言全部を取消していることが判明した事案。

(3)　同様Ｙはその一定財産をＹの子Ｘに遺贈する旨の遺言をしたがＹはその後においてさきになした遺言はそのままこれを有効とするも「その受遺者たるＸはその母に対し右遺贈された財産中より金100万円也を交付すべき義務があるものとする」という趣旨の一部変更の遺言をしたことが判明した事案

(4)　右(1)(2)についてはいずれも遺言者甲Ａの遺妻から，(3)についてはＸから当該遺言の公正証書の謄本交付の請求があるものである。(2)についてはその取消前のもの，(3)についてはその変更前のもののみの請求である。

（参照）民法96，994，995，1022，1025各条等。

（回答）４月11日付日記総第435号をもって進達のあった標記の件は，貴見のとおりと考えるので，貴局所属公証人中村国一にその旨伝達されたい。

34　公正証書謄本交付申請書事務取扱いに対する異議の申出について

（昭49.1.8総49号静岡地方法務局長照会）

（昭49.1.23民一435号民事局長回答）

（要旨）破産申立債務者であることのみでは，公証人法第51条に定める証書の趣旨につき法律上の利害の関係を有する者にあたらない。

（照会）標記のことについて，公証人法第78条の規定に基づき異議の申出がなされた左記事案は，同法第51条所定の要件に該当せず，本件謄本交付を認めないとした処分は，相当と考えられますが，いささか疑義がありますので，何分のご指示を賜りたく，別添関係資料（略）を添えて照会します。

記

甲は乙に対し，有体動産を売却し，同物件につき賃貸借契約を締結した（別添資料〈略〉「債務関係図表Ⅰ」参照）。一方，甲は異議申立人が丙に対して有する金銭消費貸借上の債権につき連帯保証債務を負担した（同図表Ⅱ参照）。然るところ，異議申出人は甲を相手どり，右同物件を包含する破産宣告の申立てを提起し，現時継続中である。

かかる事案のもとにおき，異議申出人は，右甲乙間でなした「売買および賃貸借契約公正証書」につき，公証人法第51条所定の利害関係人に該当するとして，①異議申立人及び甲丙間で作成された「債務弁済契約公正証書」謄本，および②右破産事件継続証明書を添付し，本件申請に及んだものである。

（回答）本月８日付け総第49号で照会のあった標記の件については，貴見のとおりと考える。

（参考）昭27.4.26民事甲565号民事局長回答（同.4.22名古屋法務局長電信照会）

破産宣告申立人からの公正証書謄本請求について

（要旨）破産宣告申立人も，証書の謄本請求にあたり，法律上の利害関係を証明することを要する。

（照会）公証人法第51条の証書の趣旨につき法律上の利害関係を有するものには公正証書の関係者以外の破産宣告申立人を含むや。

右破産宣告申立人から信託財産契約公正証書の謄本を請求している差迫

って事件がありますから至急何分の御指示賜りたい。

（回答）電報照会の標記の件は，所問の公正証書の内容につき法律上の利害関係を有することを証明しない限り，単に破産宣告申立人たることを理由としては，証書の謄本を請求することはできないものと考える。右回答する。

35　公証人法の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて

（昭55.9.24民一5770号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（通達）民事執行法（昭和54年法律第４号）の施行及び民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和54年法律第５号）による公証人法（明治41年法律第53号）の一部改正に伴い，公証人手数料規則（明治42年勅令第174号）及び公証人法施行規則（昭和24年法務府令第９号）の一部が本年10月１日から改正されることとなったが，これに伴う公証事務の取扱いについては，左記の点に留意し，事務処理に遺憾のないよう，貴局所属公証人及び公証事務を取扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

第１　執行証書の正本等の送達

１　公証人法（以下「法」という。）第57条ノ２の新設により，執行証書の正本若しくは謄本又は民事執行法第29条後段の執行文及び文書の謄本（以下「執行証書の正本等」という。）の送達は，郵便又は最高裁判所規則の定める方法によるものとされ，そのうち郵便による送達は，申立てにより公証人がすることとなった。これに伴い執行証書の正本等の送達手数料についての規定（公証人手数料規則（以下「手数料規則」という。）第23条ノ２第１項及び送達に必要な郵便料についての規定（法第７条第１項，手数料規則第28条ノ２））が新設され，公証人は送達事務に係る手数料等を受けることができることとなった。

２　公証人は，執行証書の正本等の送達の申立てがあった場合には，特別送達（郵便法第66条，郵便規則第119条，第120条）の方法により送達を行うこととする。

３　前項による送達手続に着手したが，送達先に債務者が居住していない等，公証人の責めに帰することができない事由によって送達の目的

を達することができなかった場合において，申立人から，送達先を再調査の上改めて送達の申立てがされたときは，再び前項の方法により送達を行うこととなる。

４，５　略

第２から第６まで　略

36　禁治産者がした公正証書遺言につきその後見人からの謄本の交付請求の受否について

（昭63.12.2民一6767号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）禁治産者がした公正証書遺言につき，その後見人からの謄本の交付請求があった場合は応じることができない。

（通達）標記について，別紙甲号のとおり高松法務局長から照会があり，別紙乙号のとおり回答したので，貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

禁治産者が正常なときになした遺言公正証書についてその法定後見人からの謄本の交付請求の受否について

標記の件について，当局松山地方法務局長から別紙のとおり照会があり，下記のとおり回答したいと考えますが，至急に何分の御指示を賜わりたく照会いたします。

記

乙説を相当と考える。

なお，遺言者からあらかじめ本人以外の者による謄本の交付請求に応じないで欲しい旨の明示の申し出がある等特段の事情が存する場合には，この限りでない。

（別紙）

総第1365号

昭和63年９月27日

松山地方法務局長

高松法務局長　殿

禁治産者が正常なときになした遺言証書についてその法定後見人からの謄本の交付請求について

当局所属藤井一廣公証人から標記について照会があり検討の結果，下記甲，乙両説があり，乙説のとおり請求に応ぜざるを得ないと考えますが，別添公正遺言証書（略）記載の文言から，遺言者は法定後見人たる妻に，遺言書を見せたくないという意思があると推測される等，甲説（公証人意見）にも相当の理由があり，いささか疑義がありますので，何分の御指示をお願いします。

記

甲説　遺言公正証書については，遺言者生存中は法律上の利害関係人は存在しないので，遺言者以外の者は閲覧も謄本も請求できない。

また，法定代理人からの請求は，遺言が代理に親しまないという特殊性と，後見人の権限が禁治産者の療養看護と財産管理及び財産に関する法定代理に限られていることから，請求に応ずるのは相当でないと考えるがどうか。

仮に，請求に応じるとした場合，本件においては妻が家出し７か月ぐらい行方不明のため（相続人）排除されているので，法定後見人である妻が，禁治産者の財産の不当管理をなす等，禁治産者の正常時の遺言意思が踏みにじられるおそれがあり問題である。

乙説　遺言証書の作成については，一身専属性が認められるが，作成済みの遺言証書の謄本請求をすることまで，一身専属性が及ぶとは考えられないところ，法定代理人からの謄本請求は，本人と同じ資格での請求が考えられるので，請求に応ぜざるを得ない。

別紙乙号

禁治産者がした公正証書遺言につきその後見人からの謄本の交付請求の受否について

本年10月13日付け総第429号をもって照会のあった標記の件については，後見人からの謄本の交付請求には応じることができないものと考える。

37　生存中の遺言者の代理人による遺言公正証書の正本の交付請求について

（平成7.5.2札総223号札幌法務局長照会）

（平7.5.17民一3017号札幌法務局長あて民事局第一課長回答）

（要旨）遺言者の代理権限を証する書面（含む。印鑑証明書）を持参した代理人から遺言公正証書の正本の交付請求があった場合には，これに応じて差し支えない。

（照会）標記について，当局所属○○○公証人から別紙のとおり照会があり，当職は下記のとおり，いずれも甲説と考えます。また，謄本の交付請求についても同様と考えますが，昭和63年12月２日民一第6766号民事局長回答もあり，いささか疑義がありますので，何分の御指示を賜わりたくお伺いします。

記

１　代理人の請求に対する正本の交付の可否について

甲説

公証人法においては，公正証書の正本の交付は嘱託者の代理人からも請求できるとされており，特に公正証書遺言の場合にあっても，遺言者が代理権を付与している場合には代理人が遺言書の内容を知ることは了知していることであり，守秘義務上の理由から，代理人からの正本の交付請求に応じられないとするのは相当ではない。

したがって，代理人による正本の交付請求に応ずるべきである。

乙説

遺言が代理に親しまないという特殊性から，遺言者生存中は遺言者の代理人といえども遺言者以外の者からの請求には応ずるべきではない。

２　可とした場合の添付書類について

甲説

代理権限を証する書面（印鑑証明書付き）で足りる。

乙説

代理権限を証する書面（印鑑証明書付き）のほか，正本交付を必要とする事由（例えば，正本を紛失したこと，何々のため代理人により

正本の交付請求をせざるを得ないこと等）を記載した申述書の提出を求める。

（別紙）

遺言者本人の生存中に代理人をして公正証書遺言の正本の交付請求等があった場合について（照会）

遺言公正証書については，その性質上，遺言者本人が死亡するまでの間は遺言者本人以外の者に開示することは制限されるとするのが実務の取扱いですが，遺言者本人の生存中に代理人をして標記の請求等があった場合には，これに応じて差し支えないでしょうか。差しかかった事案につき至急何分の御教示を賜りたく照会に及びます。

なお，右につき積極に解した場合には，本人の委任状（印鑑証明書を添付のもの）の提出をもって足りるか，あるいは，これに加えて，別途，正本の交付等を必要とする事由（例えば，正本を紛失したこと，何々のため代理人により正本の交付請求等をせざるを得ないこと等）を記載した申述書の提出をも求めるべきかについても併せて御教示願いたく申し添えます。

（回答）本月２日付け札総第223号をもって当局局長あて照会のあった標記の件については，貴見のとおり取り扱って差し支えありません。

なお，委任状等からその請求に疑義がある場合には，公正証書遺言をした嘱託人本人に正本の請求の事実を確認するなどの必要な説明を求めた上，処理願います（公証人法施行規則第13条参照）。

第２　提出・公開

１　書類ノ提出，閲覧ノ場合ニ関スル件

（明42.7.23東京公証人小川正直照会）

（明42.8.21民刑830号民刑局長回答）

（要旨）原本又は附属書類の一方のみについて，提出命令，嘱託又は閲覧請求があった場合でも，連綴してある書類は併せて提出して差し支えない。

（照会）証書ノ附属書類ハ公証人法第41条ニ依リ原本ニ連綴スルモノニシテ性質上分離スヘカラサルモノナレハ同法第25条但書ニ依リ裁判所又ハ予審判事ヨリ原本若クハ附属書類ノ一方ノミノ提出命令又ハ嘱託アリタル場合ト

雖モ双方併セテ提出スルモ差支無之哉果シテ然ラハ同法ハ第44条第４項ニ依ル検事ノ閲覧ニモ同様心得可然哉

（回答）貴見ノ通

２　証書原簿等の送付嘱託について

（昭56.10.13民－6013号法務局民事行政第一部長・民事行政部長・地方法務局長あて民事局第一課長通知）

（要旨）公証人に対し裁判所から証書原簿，計算簿，証書原本綴込帳の送付嘱託があった場合，法令に基づき調製した証書原簿，計算簿については送付嘱託に応じるのが相当であるが，証書原本綴込帳については応じるべきでない。

（通達）標記について別紙甲号のとおり札幌法務局民事行政部長から照会があり，別紙乙号のとおり回答したから，この旨貴管内公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

標記のことについて当局所属公証人から別添写しのとおり照会があり，当職としては公証人法第25条の規則の趣旨から，法令により，公証人の調製した帳簿である証書原簿等の送付には応ずべきであるが，公正証書原本綴込帳については消極に解するのが相当と考えますが，いささか疑義がありますので，何分の御指示を得たくお伺いいたします。

別添写

裁判所の嘱託により公正証書原本及びその附属書類を送付したところ担当裁判官より当該証書を編綴している原本綴込帳１冊及び当該証書の記載してある証書原簿計算簿各１冊の取寄嘱託に応じられるか否かの問合せがありました。

公証人法第25条但書の規定は，訴訟上関係のある証書の原本定款及び各その附属書類に限られるべきであって事件の漏泄禁止の見地から証書原本綴込帳はもちろん取外し不可能な証書原簿や計算簿の取寄嘱託には応ずべきでないと考えますがいささか疑義がありますので何分のご指示を賜りたく照会いたします。

別紙乙号

本年６月13日付札総第282号をもって照会のあった標記の件について，貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考える。

第11章　その他

1　証書ノ正本ヲ交付シタル場合ノ記載方ニ関スル件

（明41.5.4宮崎公証人広木幹照会）

（明42.7.21民刑623号民刑局長回答）

（要旨）１　公証人が証書の正本を交付したときに，その証書の末尾に署名するときは，その所属及び役場所在地をも記載すべきである。

２　証書作成の際には，右事項を記載する余白となり得る用紙を適宜添綴しておかなければならない。

（照会）第50条ニ於テ「公証人証書ノ正本ヲ交代シタルトキハ其証書ノ末尾ニ云々署名捺印スヘシ」トノ規定有之本署名ノ場合モ第23条ニ依リ「所属及役場所在地」ヲ記載スルヲ要シ候哉又ハ単ニ「公証人何某」ト記載シ捺印スルヲ以テ足ル義ニ候哉又右ノ場合ニ於テ証書ノ末尾ニ其記載ヲ為シ得ヘキ余白存セサルトキハ更ニ役場用紙を添加シ公証人契印ノ上記載手続ヲシ可然候哉

（回答）第１項ハ前段貴見ノ通第２項ハ証書作成ノ場合ニ於テ其ノ末尾ニ相当ノ余白ヲ存スル様予メ用紙ヲ添綴シ置クコト要ス

2　認証ハ代理人ニ依リテ之ヲ為スコトヲ得ルヤ否ノ件

（明41.5.4宮崎公証人広木幹照会）

（明42.7.21民刑623号民刑局長回答）

（要旨）私署証書の謄本の認証，その署名捺印を自認することによる認証，いずれも代理人により嘱託することができる。

（照会）第58条第１項ノ法文ニ拠レハ私署証書認証ノ嘱託ハ本人ニ限ルモノノ如シ然ルニ第60条ニハ「第26条乃至第34条外２カ条の規定ヲ認証ニ準用スル旨」ノ規定有之依観之トキハ代理人ヲ以テ認証嘱託ヲ為ス場合ヲ認メタルモノト解セサルヲ得ス右代理嘱託ヲ認容セラレタルハ謄本認証嘱託ノ場合ニテモ有之候哉又ハ本証書ノ認証ニ就テモ代理嘱託ヲ認容セラレタル義ニ有之候哉

（回答）私署証書ノ謄本ニ認証ヲ与ヘラレムコトヲ求ムル場合ノミナラス証書ノ署名若クハ捺印ヲ自認スルニ因リ其証書ニ認証ヲ与ヘラレムコトヲ求ムル場合ニ於テモ代理人ニ依リ嘱託スルコトヲ得ヘシ

（同旨）法第58条第１項前段の場合は当事者自ら認証を求めなければならないが，その他の場合に於ては代理人によりこれを求めることができる（明42.7.9長野地裁所長照会，明42.7.30民刑704号民刑局長回答）。

3　抗告ノ結果ニ関スル件

（明42.8.3岐阜地裁所長照会）

（明42.8.24民刑875号民刑局長回答）

（要旨）抗告の結果は申立人に通知する義務がないが，相当と認めるときは通告しても差し支えない。

（照会）公証人法第78条第１項ニ依リ抗告ヲ為シタル場合公証人ノ事務取扱不適当ト認メタルトキハ同条第２項同第76条第１号ニ依リ公証人ニ対シ相当ノ訓令ヲ発スヘキモノト思料候得共若シ抗告ノ謂レナクシテ公証人ニ不適当ノ点ナカリシトキハ抗告人ニ対シテハ其旨通告スヘキモノナルヤ

（回答）抗告人ニ通告スヘキ義務ナキモ之ヲ便宜トスル場合ニ於テ相当ノ通告ヲ与フルモ差支ナシ

4　価額ノ算定権ニ関スル件

（明42.11.26福岡公証人辛木秀夫照会）

（明43.8.11民刑1368号民刑局長回答）

（要旨）法律行為の目的の価額はその実価により計算すべきであり，もし嘱託人が公証人の相当と信ずる価額による手数料を納付しないときは嘱託を拒絶することができる。その拒絶の当否については異議申立の手続による監督官の決定にまつべきである。

（照会）規則第３条ノ法律行為ノ目的価額ハ公証人ニ於テ之ヲ決定スヘキ筋ナルヤ例ハ爰ニ某所ニ在ル50万坪ノ石炭鉱区ヲ贈与スル場合当事者双方ハ公

正証書ニ価額ノ明記ヲ欲セサレトモ其鉱区ハ金５万円ノ価額アリト陳述シ公証人モ亦之ヲ相当ト思料スルトキハ其５万円ヲ目的価額トシテ手数料ヲ徴収スヘキハ勿論ナルヤ若シ当事者ハ5,000円ノ価額アリト陳述シ公証人ハ５万円ト思料シ彼是意見一致セサルトキハ公証人ハ証書ノ作成ヲ拒絶スルコヲ得ヘキヤ

（回答）間合面ノ場合ニ於テハ価額ノ明記アルト否トヲ問ハス手数料ハ法律行為ノ目的ノ実価ニ依リテ計算スヘキモノニシテ若シ嘱託人カ公証人ノ相当ト信スル価額ニ依ル手数料ヲ納付スルコトヲ肯セサルトキハ公証人ハ其嘱託ヲ拒絶スルノ外ナカルヘク而シテ其拒絶ノ当否ニ付テハ抗告手続ニ依ル監督官ノ決定ニ俟ツヘキモノニシテ公証人ニ於テ価額ヲ確定スル権限ヲ有セサルモノトス

5　過料ノ徴収方ニ関スル件

（明44.10.16福岡地裁所長照会）

（明44.10.21民事946号民事局長回答）

（要旨）公証人に対する過料の命令がその公証人死亡後に到達してもなお徴収すべきである。

（照会）本月２日発令（某）公証人過料ノ命令ハ本人死亡後到達モシモ徴収ニ着手シタルニ納付スヘキモノニアラストノ異論者アリ為念御意見承リタシ電信ニテ回答ヲ乞フ

（回答）本月16日問合公証人ニ対スル過料ノ命令本人死亡後到達スルモ徴収スヘキモノト思考ス

6　兼務役場ノ事務取扱

（大3.12.15青森公証人対馬定勝照会）

（大3.12.21民1896号法務局長回答）

（要旨）公証人が兼務役場に出張しても，その旅費，日当，宿泊料を受けることはできない。

（照会）公証人法第67条第１項ニ依リ兼務ヲ命セラレタル公証人カ数人ヨリ数件ノ新事件ノ公正証書ヲ作成スル嘱託ヲ受ケ自己ノ役場ヨリ兼務役場ヘ出

張シ１泊シタル場合ニ於テ各件ニ付各別ニ公証人手数料規則第29条ニ依リ算定シタル旅費，日当及宿泊料ヲ受クルコトヲ得ルヤ将タ通算シテ按分比例ニ依リ算定シタル額ヲ受クヘキモノナルヤ

前項後段ノ通リトセハ法律行為ニ付テノ証書作成ト法律行為ニアラサル即チ代金授受ノ事実ニ付テノ証書作成及執行文付与ノ３件ナル場合ニハ如何ナル標準ニ依リ按分比例スヘキヤ

右差掛リタル場合ニ付特別ノ御詮議ヲ以テ至急御指揮相成度此段奉伺上候也

（回答）本年12月15日付ヲ以テ禀伺相成候公証人手数料規則中疑義ノ件ハ公証人カ兼務ヲ命セラレタル公証事務取扱ノ為メ兼務役場ニ出張シタル場合ニ於テハ通常ノ手数料ノ外別ニ旅費日当及宿泊料ヲ受クルコトヲ得サル義ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

7　公証人更てつ等について

（昭26.1.11民事甲3394号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）公証人の地位についていわゆる権利金を授受したり，合同役場の新規加入者に対して配当率に著しい差等を設けることは許されない。

（通達）公証人の任免に伴う事務引継に関連して，前公証人の所有にかかる公証役場の施設備品その他の財産の適正な価額（合同役場の場合にあっては，これらの財産に対する共有持分の価額）を評価して，これを後任者に有償で譲渡することは固より妨げないが，前公証人の収入実績等を基礎として当該公証人の地位に伴う有形無形の利益を評価して権利金，加入金等の名義で金銭を授受し，又は前記財産の評価に当り右の利益を加味して譲渡の対価を定めることは，公証人の職務が公職たる性質にかんがみて絶対に許されないものと思料する。合同役場の場合において権利金の授受に代え新任公証人に対する配当率に甚しい差等を設けることも同様である。よって今後公証人の更てつに当っては貴官においても特に右の点に留意するとともに，貴管内公証人会又は公証人にも右の旨伝達して遺憾のないように期せられたい。

（以下略）

8　公証人法施行規則第13条の２の規定による通知費用について

（昭28.1.24民事甲2325号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）規則13条の２の通知の費用は公証人が負担する。

（通達）標記については，公証人が負担すべきであって，嘱託人の負担とすべきものではないと考えるから，この旨貴管下公証人に周知方然るべく取り計らわれたい。

9　公証人法施行規則第13条の２の規定による通知について

（昭28.11.9民事甲2132号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）代理嘱託の場合における本人通知の方法

（通達）公正証書の作成が代理人の嘱託によってなされる場合には，本人においてその作成の事実を知らないままに経過している事例が少くないので，証書作成の事実を本人に知らせるため別紙案（略）のとおり公証人法施行規則を改正し，公証人が代理人の嘱託によって証書を作成した場合には一定期間内に一定事項を本人に通知することとしたから，左記の点につき留意の上，右規定の趣旨励行についても特に監督に遺憾のないようにされたい。

記

1　公証人法施行規則第13条の２第２項の通知は，適宜通常葉書又は封書をもってするのが相当であり，その文例を示せば次のとおりである。

通　知　書

本職は，貴殿及び　市　町（村）　番地何某を当事者とする左記証書を　年　月　日貴殿の代理人　市　町（村）　番地何某の嘱託により作成したから，公証人法施行規則第13条の２の規定により通知します。

記

2　第　　号債務弁済抵当権設定契約証書

3　強制執行認諾の文言あり（なし）

年　月　日

市　町　番地

（何公証役場）

公　証　人　何　　某

殿

（註）

1　肩書役場名はその通称を用いている場合にのみ記入すること。

2　株式会社の代表取締役その他法人の代表者が自らその資格において嘱託する場合には，本人が嘱託する場合に準じ取り扱ってさしつかえない。

3　代表権限のない法人の役員が当該法人の代理人として嘱託する場合には雇人が代理人として嘱託する場合に準じて取り扱うものとする。

4　公証人法施行規則第13条の２第２項の記載例を示せば次のとおりである。

年　月　日葉書（封書）により本人に通知済

10　公証人法施行規則第13条の２の解釈について

（昭28.11.16静岡地方法務局長電信照会）

（昭28.11.18民事局長電信回答）

（要旨）1　会社の事務員が代表者の代理人となって嘱託する場合は通知を要しない。

2　代理人が本人の雇人又は同居者であるかどうかは，代理人が疎明すれば足りる。

3　本人通知の経費は公証人が負担すべきである。

（照会）1　株式会社の代表取締役の代理人となったものがその会社に勤務する事務員である場合は同条但書の雇人の場合に準じて取扱うことは出来ないものと考えられるが如何

2　代理人が本人の雇人又は同居者であるかどうかについては証明をなさしめる要なく，代理人の疎明をもって公証人が本人の雇人又は同居者なることを認め得れば足るものと考えるが如何。

3　本人に通知するために要する費用（郵便料）は公証人が負担すべきものと考えるが如何。

（回答）１　代表取締役が会社を代表して選任した代理人は，会社の代理人であるから但書に該当する。

２及び３　貴見のとおり。

11　公証役場検閲報告について

（昭31.1.30民事甲168号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

標記のことについては，従来ともすれば形式的に流れ易く，又各庁区々の様式で報告されており，検閲の実態を把握する上に極めて不便であるので，報告書様式を別紙のとおり定めたから，今後の検閲報告は右によられたい。

（別　紙）

昭和　年　月　日
第　　号

公証役場検閲報告書

法務局長氏名　　印

公証人氏名			検閲月日	昭和　年　月　日	検閲官官職氏名
	検閲の区分			検閲方法	検閲方法
公正証書	自年　月　日　至年　月　日（自第　号至第　号）				
認証定款	自年　月　日　至年　月　日（自第　号至第　号）				
その他					

			証書番号	証書件名	摘要	件数
公正証書	公正証書の本	公証人又は嘱託人（代理人）の署名捺印脱漏				
		嘱託人（代理人）の表示の嘱託人（代理人）としての署名との相違				
	公正証書作成の為の委任状	受任者の記載脱漏				
		委任事項の記載脱漏				
	原本の記載事項と委任事項との相違					
	その他特記事項					
認証定款						
手数料徴収						
集団嘱託人（債権者）氏名名称						
公証人の健康状態				職務執行の能否に関する意見　可　不可		
書記の氏名，年齢認可年月日						
公証人及び書記の執務状況の概要						
帳簿記録の整備状況						

施設	建物の構造	坪	倉庫の構造		公証人　居住　通勤	
	事務室（含応接）	坪	収容簿冊数		公証人通勤の場合の宿直者	
	狭隘の度	余裕がある　十分　適当　狭い　非常に狭い	狭隘の度	余裕がある　十分　適当　狭い　非常に狭い		
	周囲の状況 対火災危険の度 防火対策					
検閲後指示した事項						
その他						

12　外国人の資格証明書，署名証明書の作成者について

（昭36.1.30民事甲233号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）外国人が，嘱託の際に提出する法人資格証明書，署名証明書等は，その本店の所在する国（自然人についてはその居住する国）の権限ある官公署又は公証人の作成したものでよい。

（通達）標記の件について，別紙甲号のとおり弁護士溜池英夫より照会があり，別紙乙号のとおり回答したから，この旨を貴管下公証人及び公証事務を行う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

外国人が日本の株式会社の発起人として定款認証嘱託をする際の資格証明書，署名証明書の作成者について

日本国商法に基づき設立せんとする株式会社の発起人中に外国の法人又は自然人が加わっている場合，当該株式会社の定款認証嘱託に添付すべき右外国法人についての法人資格証明書並びにその代表者の代表権限証明書，同署名証明書及び右外国自然人についての署名証明書は之等を日本国の法務局，市町村長等より得る途がないので，従来その外国人の本店の所在する国又は居住する国の公証権限ある官公署（通例公証人NOTARY PUBLIC）の作成した各証明書を以て代用しているのが実情であります。

右取扱例は，従来東京法務局，神戸地方法務局等所属各公証人により実施されて来たところでありますが，今般私が某公証人に対し，前記事例の如き外国人が発起人中に参加している日本の株式会社の定款認証嘱託をしようとして右公証人に対し前記取扱例の実施方を願い出たところ，右公証人は前記取扱例と異る見解に立ち，前記各証明書は日本国官公署の作成にかかるものでなければならないと主張される。

しかし，在外外国人については日本国官公署より前記各証明書の付与を受ける途がなく，従って在外外国人が発起人として参加している日本の株式会社の定款認証を受けることができず，右会社の設立手続を進め得ない状態に直面しておりますので，何卒貴局において右につき御検討の上，願はくば可及的左記の趣旨の通達若しくはその他適当な方法を以って公証人に対し何分の御通知乃至御回答をなされ度く此の段お願い致します。

記

外国人が日本の株式会社発起人として定款認証の嘱託をなす場合，右外国人の法人資格証明書，その代表者の代表権限証明書，署名証明書（右外国人が自然人である場合はその署名証明書）は当該外国法人の本店の所在する国（自然人である場合はその居住する国）の公証権限ある官公署（公証人NOTARY PUBLICを含む）の作成したものでよい。

別紙乙号

外国人が日本の株式会社の発起人として定款認証嘱託をする際の資格証明書，署名証明書の作成者について

昭和35年12月18日付をもって照会のあった標記の件については，貴見のとおりの取扱いでさしつかえなく，また，所問の証明書が外国語をもって作られている場合はその訳文を添付するのが相当であると考えます。

なお，この旨を法務局長及び地方法務局長に対して管下公証人及び公証事務を行う法務事務官に周知するよう通達したから，申し添えます。

13　公証人の健康状態について

（昭36.10.31民事（一）発503号法務局長・地方法務局長あて民事局第一課長通達）

（要旨）２ヶ月以上療養することとなった公証人についての報告事項

（通達）公証人が発病し２ヶ月以上の療養を要する事態が発生した場合には，その病状及び公証事務取扱上の支障の有無について報告されたい。

なお，代理嘱託または代理命令の有無及び代理公証人の執務状況等についても報告することとされたい。

14　公証役場検閲報告について

（昭37.1.10民事秘１号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）公証役場検閲報告書中「施設」の欄は削除する。

（通達）公証人に関する監督事務等を適正に行なうため，別添の「公証人役場関係カード」（以下単に「カード」という。）を作成したから，左記要領により所定事項を記入して送付されたい。

なお，カード記入のための調査にあたっては，特殊な目的を持つもので

はない旨を公証人に伝え，協力を得るよう配慮されたい。

おって，カードは秘扱とされたい。

1から5まで　略

6　昭和31年1月30日付民事甲第168号本職通達のうち別紙公証役場検閲報告書（略）中「施設」の欄は昭和37年1月1日以降削除する。

ただし，当分の間従来の印刷用紙を利用してさしつかえない。

（別添）　略

15　公証事務の違法，不当処理事例について

（昭39.8.22民事甲2865号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）1　嘱託人の人違でないことの確認，陳述の聴取等を書記まかせとしていたために違法な証書が作成された例

2　拒絶証書作成にあたって，出張しないにもかかわらず，旅費，日当を徴収していた例

3　集団嘱託事件の処理につき，嘱託人の便宜をはかるあまり，書記を出張させて嘱託関係書類を持ち帰らせたりする等不当な事務処理をした例

（通達）公正証書に判決に準ずる強力な効力（執行力，証拠力）が与えられるゆえんは，公証人がその作成の任に当ることによって，その内容が適法であることが期待されるのみならず，それが法令に基づく厳正な手続によって真正に作成されるからであることは今更言うまでもないことである。しかるに最近この点の認識を欠き，或は証書の作成を書記委せとし，或は嘱託人の意を容れて厳正な法定の手続を省略した結果下記のような違法処理の事案の発生を見た次第である。

ついては，貴管下公証人に対して，右に類する取り扱いのないよう注意するとともに，その監督を厳にされたい。

記

1　公正証書の作成にあたり，当事者の人違いでないこと及び代理権限の確認，陳述の聴取，証書の読聞かせ又は閲覧，列席者の署名捺印の確認等の手続を公証人自ら行わず，そのすべてを書記に行わせ公証人は右書記の作成した証書を一覧しただけで公証人としての署名捺印を行い，しかも，そのために関係人の一人が公証人役場に出頭せず，他の列席者が署名捺印を代行し，しかもその押印の印影と印鑑証明書の印影とが全く一致しないことを看過して違法な公正証書を作成したもの（本公正証書に基づく強制執行に対して，右違法事実を理由に請求異議の訴が提起されたことによって本件が明らかになったものである。）。

2　拒絶証書作成にあたり，公証人自ら支払場所である銀行へ赴いて手形を呈示したうえ，同所で拒絶証書を作成したこととし，手数料のほか旅費日当をも徴収しているが，事実は，支払場所に臨んで呈示することなく，しかも自己の役場内でこれを作成したもの。

3　金銭消費貸借等の集団嘱託事件において，書記等を金融機関に派遣して証書作成に要する委任状その他の書類を受領させ，自己の役場に持ち帰って事件を処理するにとどまらず，嘱託人（特に債権者）の署名捺印を役場外の嘱託人住所（銀行等）において行わせ，また，甚しきは，債権者（又は債務者）の署名捺印が完了していないにも拘らず，当事者の金融の便をはかるため，証書正本又は謄本を交付したもの。

4　全国の公証人役場検閲報告書によれば，証書作成又は定款認証の手続に関し，次のような不注意による違法処理が相当数指摘されている。

署名関係

(1)　公証人の署名又は捺印漏れ

(2)　嘱託人（又は代理人）の署名又は捺印漏れ

委任状関係

(1)　受任者の氏名の記載のないもの

(2)　委任状の内容と証書原本の内容が相違するもの

(3)　日付の記載がなく，また，訂正個所に訂正印のないもの

印鑑証明関係

(1)　署名下押印と印鑑証明書の印影とが一致しないもの

(2)　印鑑証明書記載の氏名，住所等が，証書原本又は委任状に記載されたものと一致しないもの

16　帳簿書類の廃棄について

（昭41.1.5総51号静岡地方法務局長照会）

（昭41.1.25民事甲305号民事局長回答）

（要旨）規則27条に規定されていない帳簿書類の保存期間

（照会）当局所属公証人○○○○から，次の書類について廃棄の認可申請がありましたが，公証人法及び同法施行規則において，これらの書類の調製保存方については規定がありませんので，旧東京控訴院管内公証人監督手続（別紙参照）第49条に準じて，１，２については10年間，３については５年間保存のうえ廃棄する取り扱いでさしつかえないと思料しますが，いささか疑義がありますので，何分の御指示を賜わりたくお伺いします。

記

１　統計に関する綴

２　事務上の往復文書綴

３　雑書綴

別紙

東京控訴院管内公証人監督手続抜すい（昭16.7.12第7651号訓令）

第49条　書類は左の期間之を保存すべし

1	令達及び決議	永　久
2	質疑回答	50　年
3	書類保存簿	50　年
4	事務引継及書類廃毀	30　年
5	手数料日当旅費計算簿	10　年
6	統計及報告	10　年
7	事務上の往復文書及筆生に関する書類	10　年
8	日記簿，逓付簿，雑書	5　年

前項の保存期間は，当該年度の翌年より之を起算す

（回答）１月５日付日記総第51号で照会のあった標記の件は，書類の保存期間については貴見のとおりと考えるが，廃棄について貴職の認可は必要ないものと思料する。

17　メートル法による地積等の表示について

（昭41.3.9民事（一）発99号法務局長・地方法務局長あて民事局第一課長通知）

（要旨）昭和41年４月１日から土地，建物の計量単位がすべて平方メートルに統一されたことに伴う公証事務処理上の注意事項

（通知）きたる４月１日から土地又は建物に関する計量については，すべて計量法（昭和26年法律第207号）第５条第１号所定の平方メートルによる計量単位を用いなければならないが，公証人が公正証書を作成する場合等における土地の地積又は建物の床面積の表示について誤りのないよう貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

なお，換算を要する場合には，３月１日付民事甲第279号民事局長通達（別紙）に準じて取り扱うよう指示されたい。

別紙

土地の地積又は建物の床面積を平方メートルによる単位で表示する場合の換算率及び換算方法等について（通達）

土地又は建物に関する計量については，計量法施行法（昭和26年法律第208号）第３条，不動産登記法施行令附則第３項もしくは第３項又は土地台帳法附則第５条もしくは家屋台帳法施行令第４条第３項の規定により，昭和40年３月31日までは尺貫法による計量単位を用いてさしつかえないことになっているが，昭和40年４月１日以後においては，すべて計量法（昭和26年法律第207号）第５条第１号所定の平方メートルによる計量単位を用いなければならない。

従って，尺貫法による計量単位をもって表示されている土地又は建物について登記の申請又は台帳申告をするには地積又は床面積を平方メートルによる表示に換算してすることになるが，この場合における換算率及び換算方法等については，左記により取り扱うのを相当と考えるので，この旨貴管下登記官に周知方しかるべく取り計られたい。

おって，本通達を登記官に周知させるための印刷物及び登記従事職員に配付すべき換算表は別途送付するから，念のため申し添える。

記

１　尺貫法の単位により表示されている土地の地積又は建物の床面積につ

いて平方メートルに換算する場合には，1万坪未満については1坪を3.30578512平方メートルとし，1万坪以上については，1坪を121分の400平方メートルとする。ただし，1坪未満について換算するには1坪を3.3057平方メートル，1坪以上10坪未満について換算するには1坪を3.30578平方メートル，10坪以上100坪未満について換算するには1坪を3.305785平方メートル，100坪以上1,000坪未満について換算するには1坪を3.3057851平方メートル，1,000坪以上1万坪未満について換算するには1坪を3.30578512平方メートルとして計算してさしつかえない。

2(1)　別紙（略）の換算表は1万坪未満につき前項の換算率を用いて，小数点以下四位まで掲載したものであり，1万坪未満の被換算数については，この換算表を用いて換算するものとする。

(2)　換算表に掲げられていない1万坪未満の被換算数について換算値を求める場合には，宅地，鉱泉地については，小数点以下四位までの換算値を合算するものとする。例えば，宅地12坪2合5勺について換算値を求める場合には，100坪の換算値330.5785，12坪の換算値39.6694，2合5勺の換算値0.8264を合算して，その換算値を371.0743とするものとする。

(3)　宅地，鉱泉地以外の土地について換算値を求める場合には換算値の小数点以下2位までの数値を合算して，その換算値を求めるものとする。

3　(1)又は(2)による換算値を登記申請書又は台帳申告書に土地又は建物（家屋）の地積又は床面積として表示するには，宅地，鉱泉地もしくは宅地，鉱泉地以外の土地で地積10平方メートル以下のもの及び建物については小数点3位以下を切り捨て，宅地，鉱泉地以外の土地で地積10平方メートルを超えるものについては小数点以下を切り捨てるものとする（不動産登記法施行令第4条，第8条，土地台帳法第8条第1項，昭和35年政令第228号により追加された家屋台帳法施行令附則第7項）。

18　土地の地積又は建物の床面積について平方メートルによる計量単位を使用することに伴う公証事務の取り扱いについて

（昭41.4.5民事（一）発180号法務局長・地方法務局長あて民事局第一課長依命通知）

（要旨）1　メートル法実施後も，尺貫法により表示されている公簿の記載事項を証書に引用するときは，メートル法に換算表示することを要しない。

2　尺貫法で表示されている事項を含む約款の認証についても右と同様である。

3　尺貫法で表示されている私署証書についても，そのまま認証して差し支えない。

4　証書原本に数量を尺貫法で表示している場合も，正本謄本はそのまま交付して差し支えない。

（通知）標記のことについては，3月9日付民事（一）発第99号をもって通知ずみであるが，なお左記により取り扱うよう周知方取り計らわれたい。

記

1　公正証書に地積又は床面積を表示するにはすべてメートル法による。ただし，登記簿その他の公簿に尺貫法による表示がなされている場合において，その表示を引用するときは，この限りでない。

2　定款に認証を与える場合において，その定款中現物出資条項等になされている地積又は床面積の表示についても，前項と同様とする。

3　私署証書に認証を与える場合においては，当該私署証書に尺貫法による表示が含まれていても，そのまま認証を与えてさしつかえない。

4　正本又は謄本の交付については，原本に尺貫法による表示がある場合においては，そのまま正本又は謄本作成交付してさしつかえない。

19　尺貫法で表示されている公簿の引用について

（昭41.4.19函法総227号函館地方法務局長照会）

（昭41.5.11民事（一）発223号民事局第一課長回答）

（要旨）公正証書に地積，床面積を尺貫法で記載している公簿を引用する場合でも，当該公簿の謄本等によりこれを証明させる必要はない。

（照会）本月5日付民事（一）発第180号をもって民事局一課長より依命通知のあった標記のことについて，左記のとおり疑義を生じましたので何分の御指示を賜わりたくお伺いします。

記

公証人が同通達一のただし書に基づいて公正証書を作成する場合，登記簿その他の公簿の表示を引用するときとは嘱託人より登記簿の謄本，抄本等の提出を求めるものと解されますが，その取扱いでよろしいでしょうか。

なお，提出された右書面は公証人法第40条の添付書面として取扱って差支えありませんか。

（回答）昭和42年４月19日付函法総第227号をもって民事局長宛照会のあった標記については命により左記のとおり回答する。

記

前段　所問の場合に登記簿その他の公簿に尺貫法により表示がなされていることを特に登記簿謄本等により証明させる必要はないものと考える。

後段　登記簿謄抄本の提出があった場合でも，これを公証人法第40条の書面として取扱うことを要しない。

20　帳簿・書類の保存期間について

（昭43.12.27民事甲3673号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）規則第27条の一部改正（昭和44年１月１日施行）に伴う書類帳簿の保存期間の変更及び嘱託人の同意による証書原本の保存期間の短縮に関する事務手続

（通達）公証人の保存する書類及び帳簿の保存期間に関して，別添（略）のとおり公証人法施行規則の一部が改正され，昭和44年１月１日から施行されることになった。ついては，左記事項に留意して遺憾のないように期するとともに，所属公証人に対しても，その周知方取り計らわれたい。

記

１　公証人法施行規則第27条の改正規定は，現に保管中の書類，帳簿についても適用があるから，改正規定によりすでにその保存期間を経過しているものがあれば廃棄してさしつかえない。また，同条第１項ただし書による同意の時期は，必ずしも証書作成時に限るものではないから，すでに保管中の証書の原本についても嘱託人の同意が得られれば，当該原本に限り，保存期間を短縮することができる。

２　嘱託人の同意によって保存期間が短縮された証書の原本についても同条第４項の適用があるから，公証人が特別の事由により保存の必要があると認めるときは，その事由のある間保存しなければならない。

３(1)　代理嘱託人が本人に代って証書の原本の保存期間短縮の同意をする場合には，当分の間その旨の授権を委任状に明記させるよう指導すること。

(2)　同条第３項の規定により証書原簿に嘱託人又はその代理人に押印させる場合には，当該原本に用いたと同一の印鑑を用いること等，保存期間の短縮についての取扱いが安易に流れることのないよう厳に注意すること。

21　公証人法施行規則の一部改正について

（昭47.3.31民事甲1386号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（通達）公証人法施行規則の一部を改正する省令（別紙〈略〉参照）が本日公布され，４月１日から施行されることとなった。

ついては，左記事項に留意して遺憾のないように期するとともに，１及び２については，所属公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

１　略

２　第12条の改正に伴い，公証人は，嘱託拒否の理由書を交付した場合には，その写しを作成し，目録を付けて，嘱託拒否の日の翌日から３年間これを保存すること。

３　略

22　公証人法施行規則第13条の２に規定する通知の取扱いについて

（平17.3.7民総594号法務局長・地方法務局長あて民事局総務課長通知）

（要旨）公証人法施行規則第13条の２に規定する通知の取扱いについて

（通知）標記の件について，別紙１のとおり日本公証人連合会理事長から照会があり，別紙２のとおり回報したので，参考までに通知します。

なお，貴管下支局において公証事務を取り扱うこととされている場合には，当該事務を取り扱う法務事務官に周知方お取り計らい願います。

別紙１

公証人法施行規則（昭和24年法務府令第９号。以下「規則」という。）第13条の２に規定する通知については，平成17年２月９日，公証人法施行規則の一部を改正する省令（平成17年法務省令第14号）が公布され，同日付け法務省民総第348号民事局長通達「民法の一部を改正する法律及び公証人法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う公証事務の取扱い等について」が発出されたところでありますが，下記のとおり取り扱って差し支えないか，貴見を伺いたく照会します。

記

１　債務者に対する通知は，規則第13条の２第２項，附録第１号の２及び同号の３の書面で行うこととなるが，債権者に対する通知は，規則の改正の趣旨を損なわない範囲で，別紙１のように適宜修正した書式の書面で行って差し支えない。

２　同一の債権者から多数の公正証書の作成の嘱託があった場合における債権者に対する通知は，その内容を分かりやすくするため，別紙２のように表を用いるなどして，適宜修正した書式の書面で行って差し支えない。

（別紙１）

様

平成　　年　　月　　日

公正証書の作成について

あなたの代理人の嘱託により下記の公正証書を作成しましたので，公証人法施行規則（昭和24年法務府令第９号）第13条の２第１項及び第２項の規定により，通知します。

記

１　作成された公正証書

ア　証書の件名　　の件

イ　証書の番号　平成　　年第　　号

ウ　証書作成の年月日　　平成　　年　　月　　日

２　作成した公証人の氏名及び役場

公証人　　（　　公証役場）

３　作成の当事者

ア　あなたの代理人の住所及び氏名

イ　相手方の住所及び氏名

４　執行認諾文言の有無

法務局（地方法務局）所属

公証人　　（　　役場）

（別紙２）

１　作成された公正証書　（　　件）			３　作成の当事者		４　執行認諾文言の有無
ア　証書の件名	イ　証書の番号	ウ　証書の作成年月日	イ　相手方の住所及び氏名		
の件	平成　年第　号	平成　年　月　日			有　無
の件	平成　年第　号	平成　年　月　日			有　無
の件	平成　年第　号	平成　年　月　日			有　無
の件	平成　年第　号	平成　年　月　日			有　無
の件	平成　年第　号	平成　年　月　日			有　無
の件	平成　年第　号	平成　年　月　日			有　無
の件	平成　年第　号	平成　年　月　日			有　無
の件	平成　年第　号	平成　年　月　日			有　無
の件	平成　年第　号	平成　年　月　日			有　無
の件	平成　年第　号	平成　年　月　日			有　無
の件	平成　年第　号	平成　年　月　日			有　無

平成17年２月28日付け文書をもって照会のあった標記の件については，貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。

年次別先例索引

【明治】

明42.7.21民刑623号民刑局長回答……1，42，49，68，100，164，165，166，214，215，247，248，336，366，367，375，501，502，534，824

明42.7.24民刑759号民刑局長回答……713

明42.7.30民刑704号民刑局長回答……42，49，74，89，167，168，215，248，273，274，336，337，368，427，502，652，690，703，781，787，788

明42.7.30民刑776号民刑局長回答……168，714，781，787

明42.8.3民刑758号民刑局長回答……1，74，89，90，149，614

明42.8.3民刑808号民刑局長回答……43

明42.8.3民刑817号民刑局長回答……224，714

明42.8.3民刑819号民刑局長回答……169

明42.8.18民刑894号民刑局長回答……75，151

明42.8.20民刑877号民刑局長回答……169

明42.8.21民刑830号民刑局長回答……821

明42.8.21民刑831号民刑局長回答……170，171，274，368，463，715，716

明42.8.24民刑875号民刑局長回答……91，152，703，825

明42.8.24民刑895号民刑局長回答……782

明42.8.30民刑958号民刑局長回答……50，171，216

明42.9.6民刑925号民刑局長回答……172，173，174，275，337，474，503，716，717

明42.9.6民刑987号民刑局長回答……153

明42.9.13民刑1025号民刑局長回答……276

明42.9.14民刑990号民刑局長回答……277，338

明42.9.28民刑970号民刑局長回答……216，421，704，776

明42.9.29民刑1048号民刑局長回答……224

明42.10.4民刑1036号民刑局長回答……175，782

明42.10.7民刑970号民刑局長回答……22，50，75，91，151，176，

217, 652, 704, 718, 767, 783, 788
明42.10.11民刑1123号民刑局長回答……705
明42.10.19民刑1133号民刑局長回答……719
明42.10.21民刑1167号民刑局長回答……370
明42.10.22民刑872号民刑局長回答……408, 626, 653
明42.10.27民刑1187号民刑局長回答……705
明42.10.31民刑1046号民刑局長回答……225, 249, 503, 504
明42.12.13民刑1047号民刑局長回答……177
明42.12.15民刑1341号民刑局長回答……225, 777, 789
明42.12.16民刑1468号民刑局長回答……720
明43.3.2民刑32号民刑局長回答……278
明43.4.13民刑1400号民刑局長回答……249
明43.4.14民刑231号民刑局長回答……51, 91, 504
明43.5.4民事137号民事局長回答……790
明43.6.8民刑575号民刑局長回答……778, 790
明43.8.2民刑649号民刑局長回答……100
明43.8.4民刑1085号民刑局長回答……720
明43.8.5民刑137号民刑局長回答……177, 351, 416, 464, 627
明43.8.5民刑642号民刑局長回答……654
明43.8.5民刑474号民刑局長回答……721, 722
明43.8.10民刑641号民刑局長回答……92, 178, 227, 427, 505
明43.8.10民刑1031号民刑局長回答……655
明43.8.10民刑1329号民刑局長回答……475
明43.8.11民刑1368号民刑局長回答……705, 722, 724, 825
明43.8.12民刑1381号民刑局長回答……51, 477
明43.8.12民刑1395号民刑局長回答……52, 478, 726
明43.8.12民刑1413号民刑局長回答……217
明43.8.24民刑199号民刑局長回答……376
明43.8.24民刑392号民刑局長回答……179, 370, 428, 726
明43.11.22民刑771号民刑局長回答……180

明43.11.22民刑1267号民刑局長回答……53, 371, 465, 479, 628, 727
明43.11.23民刑1377号民刑局長回答……656
明43.11.24民刑1054号民刑局長回答……505
明43.11.25民刑475号民刑局長回答……180, 181, 279, 338, 399, 421, 690, 728, 729, 730, 791
明44.3.31民刑25号民刑局長回答……730
明44.4.11民刑66号民刑局長回答……731
明44.5.4民事137号民事局長回答……657
明44.5.9民事154号民事局長回答……658, 659
明44.5.11民事179号民事局長回答……103, 181
明44.7.17民事494号民事局長回答……23, 182, 659
明44.8.28民事611号民事局長回答……23
明44.8.30民事517号民事局長回答……490, 765
明44.9.2民事531号民事局長回答……182, 183
明44.9.13民事518号民事局長回答……628
明44.9.27民事531号民事局長回答……490, 491, 492
明44.10.2民事653号民事局長回答……68, 492, 493, 494, 791
明44.10.7民事89号民事局長回答……24, 183, 659
明44.10.16民事218号民事局長回答……29
明44.10.21民事946号民事局長回答……826
明44.12.28民事129号民事局長回答……71, 184
明45.2.9民事1146号民事局長回答……184, 250, 339
明45.8.3民事1056号民事局長回答……185
明45.8.3民事986号民事局長回答……218
明45.8.3民事1056号民事局長回答……218

【大正】

大元.9.4民事358号民事局長回答……185
大元.9.18民事258号民事局長回答……103
大2.2.6民事33号民事局長回答……428

大２．６．９民事368号司法次官回答……778
大２．６．12民事173号司法次官回答……734
大２．６．27民91号法務局長回答……188，190，630，734
大２．８．27民1331号法務局長回答……43
大２．11．21民1109号法務局長回答……44
大３．６．４民894号法務局長回答……736，737，739，740
大３．９．22民1377号法務局長回答……660
大３．９．26民1201号法務局長回答……429，495，765，779，783，792
大３．10．２民1477号法務局長回答……400
大３．12．10民1819号法務局長回答……228
大３．12．21民1896号法務局長回答……24，54，826
大３．12．25民1798号法務局長回答……93，779，792
大４．２．13民129号法務局長回答……261
大４．８．６民1197号法務局長回答……191，192，228，340，631，780，793
大４．９．４民1137号法務局長回答……414，457
大５．３．１民181号法務局長回答……782，794
大５．６．24民750号法務局長回答……400，418，420，662，741，794
大５．７．３民996号法務局長回答……93，663，795
大５．７．６民1085号法務局長回答……663
大５．10．11民1465号法務局長回答……506
大５．10．25民1596号法務局長回答……784
大５．12．23民1948号法務局長回答……250
大６．５．７民779号法務局長回答……664
大６．７．14民1449号法務局長回答……192，193，401，466，632
大６．11．９民2118号法務局長回答……193，280，340，371
大７．６．15民1210号法務局長回答……506
大７．６．22民1325号法務局長回答……２，197
大７．12．11民2498号法務局長回答……263
大８．３．４民428号法務局長回答……197，425
大８．４．27民事897号民事局長回答……104

大９．５．18民事1669号民事局長回答……94
大10．４．18民事1052号民事局長回答……795
大10．５．30民事1894号民事局長回答……71，429
大10．６．16民事2538号民事局長回答……198，418
大12．２．12民事682号民事局長回答……741
大12．７．18民事2650号各地裁所長あて民事局長通達……198
大12．８．21民事1354民事局長回答……377
大13．11．22民事10805号民事局長回答……495
大15．12．９民事局長回答……283

【昭和】

昭３．６．19大阪地方裁判所長回答……25，72，229
昭４．10．24民事8751号民事局長回答……691
昭５．２．５民事140号民事局長回答……496，507，614
昭５．２．20民事局長回答……263，352，459
昭５．11．17民事1158号民事局長回答……199
昭６．１．24民事1171号民事局長回答……665
昭６．６．４民事502号民事局長回答……284
昭６．６．４民事504号民事局長回答……742
昭６．６．19民事611号民事局長回答……743
昭６．６．22刑事7106号刑事局長回答……796
昭６．11．６刑事11490号刑事局長回答……378
昭６．12．14民事1306号民事局長回答……666
昭６．12．24民事1289号民事局長回答……422，744
昭７．８．27大阪地方裁判所長電話回答……666
昭７．９．21民事甲814号民事局長回答……667
昭８．３．29民事甲354号民事局長回答……706
昭８．４．12民事甲236号民事局長回答……366
昭11．６．30民事甲569号民事局長回答……264
昭13．８．13刑11475号刑事局長回答……30

昭14.12.8民事甲1341号民事局長回答……230, 251, 285, 534, 535
昭14.12.9民事甲1168号民事局長回答……745
昭15.2.1民事甲122号民事局長回答……536
昭15.3.1民事甲259号民事局長回答……768
昭15.3.29民事甲350号民事局長回答……536, 769
昭15.5.16民事甲593号民事局長回答……797
昭16.9.27民事甲888号民事局長回答……68, 538
昭16.11.7民事甲987号民事局長回答……410
昭20.10.4民事甲440号民事局長回答……105, 153
昭22.9.25民事甲1071号民事局長回答……538
昭24.5.7民事甲1028号司法事務局長あて民事局長通達……26
昭24.5.30民事甲1282号各司法事務局長あて民事局長通達……2, 45, 94, 106, 121, 137, 219, 230, 285, 347, 374, 379, 497, 615
昭24.12.21民事甲2918号民事局長回答……539
昭24.12.24民事甲2901号民事局長回答……31
昭25.1.30民事甲254号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……410
昭25.2.16民事甲466号民事局長回答……380
昭25.3.25民事甲807号民事局長回答……539, 770
昭25.4.25民事甲1101号民事局長電信回答……797
昭25.4.26民事甲1126号民事局長回答……154, 784
昭25.7.3民事甲1860号民事局長回答……353
昭25.8.12民事甲2188号民事局長回答……31
昭25.8.25民事甲2370号民事局長回答……286
昭25.12.13民事甲3186号民事局長回答……154
昭26.1.9民事甲11号民事局長回答……540
昭26.1.11民事甲3394号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……827
昭26.7.2民事甲1390号民事局長回答……354
昭26.8.25民事甲1718号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……5
昭26.9.8民事甲1863号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……45
昭26.10.31民事甲2129号民事局長回答……287

昭26.12.7民事甲2372号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……137
昭27.4.26民事甲565号民事局長回答……798
昭27.5.30民事秘159号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……6
昭27.10.31民事甲562号民事局長通達……355
昭28.1.14民事甲44号民事局長回答……798
昭28.1.24民事甲2325号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達…251, 828
昭28.2.5民事甲162号民事局長通知……288, 347
昭28.3.24民事秘67号法務局長あて民事局長通達……6
昭28.4.9民事甲589号民事局長回答……33, 106
昭28.7.14民事甲1209号民事局長電信回答……107
昭28.8.21民事局長電信回答……73
昭28.9.4民事甲1612号民事局長回答……616
昭28.9.5民事甲1622号民事局長回答……401, 633
昭28.10.1民事甲1333号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達…266, 343
昭28.10.26民事甲1907号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……497
昭28.10.26民事甲2019号民事局長通達……95, 108
昭28.11.9民事甲2132号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達…251, 828
昭28.11.11民事甲2145号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達…411, 668
昭28.11.18民事局長電信回答……253, 829
昭28.11.30民事甲2235号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……289
昭28.12.12民事甲2382号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……669
昭28.12.22民事甲2491号民事局長通達……109
昭29.1.21民事甲139号民事局長回答……383
昭29.2.23民事甲413号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……109
昭29.3.13民事甲577号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……384
昭29.4.13民事甲762号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……771
昭29.5.13民事甲977号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……289
昭29.6.1民事甲1140号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……8
昭29.6.2民事甲1137号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……356
昭29.6.25民事甲1285号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……360

昭29. 8 . 4 民事局長電信回答……34
昭29. 8 .16民事甲1682号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達…402, 672
昭29. 9 .28民事秘151号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……707
昭29.10.7付12-757号人事院事務総長回答 ……8
昭29.10.25民事甲2240号民事局長通達……291, 348
昭29.12. 6 民事甲2535号民事局長回答……269
昭29.12.28民事秘177号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……8, 291
昭30. 7 .14民事（一）発138号民事局第一課長回答……26
昭30. 9 . 8 民事甲9125号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……10
昭30.12.28民事甲2828号民事局長回答……633
昭31. 1 .30民事甲168号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……830
昭31. 6 .19民事甲1396号民事局長回答……231
昭31. 7 .26民事局長電信回答……231, 349
昭31. 8 .30民事甲1961号民事局長回答……402, 412, 635, 745
昭31.10. 9 民事甲2349号民事局長事務代理回答……35
昭32. 2 . 1 民事局第一課長電信回答……47
昭32. 2 .15民事局長電信回答……799
昭32. 4 . 9 民事甲722号民事局長回答……636
昭32. 6 . 6 民事甲1067号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達
……385, 639, 746
昭32. 7 .25民事甲1435号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……231
昭32.10.14民事甲1983号民事局長回答……673
昭32.10.30民事（一）発319号民事局第一課長回答……498, 766
昭32.12.12民事甲2374号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達…122, 801
昭32.12.17民事甲2392号民事局長回答……270
昭32.12.19民事甲2411号民事局長回答……499, 767
昭32.12.25民事甲2428号民事局長回答……232, 293, 801
昭33. 2 . 4 民事甲293号民事局長心得回答……674
昭33. 2 .13民事甲355号民事局長心得回答……540
昭33. 3 .14民事甲474号民事局長心得通達……772

昭33. 6 .30民事甲1330号民事局長心得回答……253
昭33. 7 .11民事甲1425号法務局長・地方法務局長あて民事局長心得通達
……155, 219, 300
昭33. 7 .15民事甲1316号民事局長回答……460, 461
昭33. 9 .19民事甲1989号民事局長回答……199, 418
昭33.10.10民事甲2117号民事局長回答通達……221
昭33.12. 1 民事（一）発350号民事局第一課長回答……507
昭34. 1 .22民事甲104号民事局長回答……808
昭34. 1 .29民事秘9号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……11
昭34. 4 .14民事甲730号各法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……307
昭34. 4 .21民事甲772号民事局長回答……542
昭34. 6 .17民事甲1272号民事局長回答……200
昭34. 9 . 3 民事秘172号民事局長回答……11
昭34.11.10民事甲2483号民事局長回答……123
昭34.11.12民事（一）発415号民事局第一課長回答……69
昭35. 1 .18民事甲146号民事局長回答……110
昭35. 2 . 2 民事甲260号民事局長回答……222
昭35. 3 .28民事甲733号民事局長回答……201
昭35. 5 .10民事甲1117号民事局長回答……467
昭35. 5 .11民事甲1099号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……308
昭35. 5 .23民事甲1262号民事局長回答……271
昭35. 6 . 9 民事甲1422号民事局長回答……542
昭35. 6 .22民事甲1386号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……785
昭35. 8 .29民事甲2147号民事局長電信回答……36
昭35. 8 .17民事甲2024号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達…239, 808
昭35. 9 .17民事局第一課長電信回答……28
昭35.11.15民事甲2848号民事局長電報回答……54
昭35.12.23民事甲3231号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……113
昭35.12.27民事甲2868号民事局長回答……543
昭36. 1 .30民事甲233号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達

……222, 301, 543, 832
昭36. 5 . 2 民事甲1043号民事局長指示……55
昭36. 5 . 8 民事甲1107号民事局長回答……809
昭36. 5 .11民事甲698号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……56
昭36. 8 .18民事甲2058号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……138
昭36. 9 .13民事甲2275号民事局長回答……707
昭36.10. 5 民事甲2344号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……508
昭36.10.10民事甲2560号民事局長回答……644
昭36.10.31民事（一）発503号法務局長・地方法務局長あて民事局
第一課長通達 ……12, 833
昭36.11.27民事甲2975号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達…419, 752
昭36.11.29民事甲2974号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……96
昭36.12.21民事甲3182号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……139
昭37. 1 .10民事秘1号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……128, 833
昭37. 2 .28民事秘26号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……12
昭37. 4 .23民事（一）発226号民事局第一課長回答……202
昭37. 5 . 7 民事（一）発251号新潟地方法務局長あて民事局第一課長通達
……240, 349
昭37. 5 .14民事甲1323号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達…75, 203
昭37. 6 .16民事（一）発337号法務局長・地方法務局長あて民事局
第一課長依命通知 ……135
昭37. 6 .21民事秘169号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……126
昭37. 8 . 2 民事甲2223号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……753
昭37. 8 . 3 民事甲2224号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……391
昭37. 8 . 8 民事甲2257号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……785
昭37. 8 .16民事甲2352号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……310
昭37. 9 . 7 民事甲2565号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達…113, 810
昭37.10.13民事甲2950号民事局長回答……361, 675
昭37.12.25民事甲3713号法務局長あて民事局長通達……756
昭38. 1 .11民事甲20号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……57, 241

昭38. 1 .14民事甲32号民事局長回答……430
昭38. 3 .26民事甲902号民事局長回答……678
昭38. 4 . 9 民事甲964号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……255, 404
昭38.10. 8 民事（一）発592号民事局第一課長回答……256, 302
昭38.11.20民事甲3131号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……393
昭38.11.27民事甲3149号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……616
昭39. 2 .17民事甲360号法務局長・地方法務局長あて民事局長通知……114
昭39. 3 . 2 民事甲426号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……313
昭39. 8 .22民事甲2865号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……834
昭39. 8 .24民事甲2802号法務局長・地方法務局長あて民事局長通知……315
昭39. 9 . 5 民事甲2920号民事局長回答……811
昭39.11.13民事局長電信回答……545
昭40. 1 .28民事局第一課長電信回答……157
昭40. 2 .16民事甲330号法務局長・地方法務局長あて民事局長通知……317
昭40. 3 .15民事甲522号民事局長回答……545
昭40. 4 .26民事（一）発252号民事局第一課長回答……258
昭40. 6 .23民事甲1227号民事局長回答……679
昭40. 6 .30民事甲1710号民事局長回答……242, 271
昭40. 7 .20民事甲1741号民事局長回答……546
昭40. 7 .21民事甲1912号民事局長回答……423, 757
昭41. 1 .25民事甲305号民事局長回答……96, 836
昭41. 2 . 3 民事甲337号民事局長回答……38
昭41. 3 . 9 民事（一）発99号法務局長・地方法務局長あて民事局
第一課長通知 ……837
昭41. 3 .30民事甲1040号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……243
昭41. 3 .31民事甲1044号民事局長回答……432
昭41. 4 . 5 民事甲1071号民事局長回答……405
昭41. 4 . 5 民事（一）発180号法務局長・地方法務局長あて民事局
第一課長依命通知 ……839
昭41. 5 .11民事（一）発223号民事局第一課長回答……839

昭41. 5 .31民事局第一課長電信回答……814
昭41. 6 .14民事（一）発277号民事局第一課長回答……426
昭41. 7 .12民事甲1871号民事局長回答……617
昭41. 7 .25民事甲1914号民事局長回答……28, 76
昭41. 8 . 6 民事局第一課長電信回答……13
昭41. 8 . 8 民事甲1962号民事局長回答……38
昭41. 8 .11民事甲1951号法務局長・地方法務局長あて民事局長通知……321
昭41. 8 .23民事局長電信回答……555
昭41. 8 .24民事甲2463号法務局長・地方法務局長あて民事局長通知……323
昭41. 9 .14民事甲2551号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……759
昭41.12.24民事甲3668号民事局長回答……115
昭41.12.26民事甲3688号民事局長回答……303
昭42. 3 . 8 民事甲390号民事局長回答……304
昭42. 7 .18民事局長電信回答……681
昭43. 3 .27民事甲763号民事局長回答……555
昭43.10. 3 民事甲3117号民事局長回答……480
昭43.11. 5 民事甲3095号民事局長回答……272
昭43.12.26民事甲3668号民事局長回答……648
昭43.12.27民事甲3673号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……97, 840
昭44. 1 . 9 民事甲23号民事局長回答……556, 812
昭44. 2 .27民事甲352号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……394
昭44. 3 . 5 民事甲381号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……556
昭44. 4 .28民事（三）発513号民事局第三課長回答……462
昭45. 3 . 2 民事甲874号民事局長回答……397
昭45. 6 .15民事甲2733号民事局長回答……814
昭45.10.27民事甲4508号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……115
昭46. 2 . 8 民事（一）発40号民事局第一課長回答……304
昭46. 2 .12民事（一）発52号民事局第一課長回答……305
昭46. 3 . 2 民事甲1002号民事局長回答……245, 306
昭46. 3 .26民事局第一課長電信回答……13

昭46. 3 .27民事甲1461号民事局長回答……773
昭46. 3 .27民事甲1467号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……707
昭46. 4 . 6 民事甲1532号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……326
昭46. 8 .31民事（一）発279号民事局第一課長回答……470
昭46. 8 .31民事（一）発279号民事局第一課長回答……617
昭46. 9 . 2 民事甲2849号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……333
昭47. 3 .31民事甲1386号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達
……77, 135, 841
昭47. 4 .17日付法務局長・地方法務局長あて民事甲1442号民事局長通達……433
昭47. 8 .10民事甲3490号民事局長通達……140
昭47.12.19民事甲5437号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達
……98, 116, 123
昭48. 3 .15民一2215号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……760
昭48. 6 .21民一4423号法務局長・地方法務局長あて民事局第一課長通知……557
昭48.11. 1 民一8182号第一課長依命回答……684
昭49. 1 .23民一435号民事局長回答……816
昭49. 6 .17民一3432号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……142
昭49.10. 7 民一5479号法務局長・地方法務局長あて民事局第一課長通知
……398, 558
昭49.10.23民一5695号民事局長回答……117
昭50.10.11民一5955号民事局第一課長回答……434
昭50.10.27民一6313号民事局長回答……335
昭51. 2 .17民一1495号民事局長回答……246, 350
昭51. 5 .26民一3210号民事局第一課長回答……70, 558
昭54. 4 .26民一2731号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……118
昭55. 9 .24民一5770号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達
……13, 142, 685, 691, 775, 817
昭56.10.13民一6013号法務局民事行政第一部長・民事行政部長・地方法務局長
あて民事局第一課長通知 ……822
昭57. 2 .20民一1534号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……144

昭57.9.13民一5661号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……16, 693
昭57.10.26民一6304号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……621
昭58.2.4民一713号民事局第一課長通知……39, 119
昭58.10.14民一5967号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……365, 406
昭58.10.21民一6085号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……482
昭58.11.10民一6100号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達
……124, 144, 486, 761, 774
昭61.2.26民一1470号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……623
昭63.2.29民一1057号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……145
昭63.3.28民一1830号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……145
昭63.4.7民一2085号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……258
昭63.10.11民一5583号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……473, 686
昭63.12.2民一6767号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……818
昭63.12.20民一7336号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……509

【平成】

平元.11.9民一4590号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……624
平2.2.26民一575号民事局第一課長回答……41
平2.3.29民一1149号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……407, 687
平2.12.26民一5680号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……121
平4.4.20民一1734号民事局長回答……78
平5.2.3民一1176号民事局第一課長依命回答……781
平5.7.22民一5153号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達
……125, 146, 708
平7.5.17民一3017号札幌法務局長あて民事局第一課長回答……820
平9.12.19民一2256号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……515, 696
平10.2.16民一293号法務局民事行政部長・地方法務局長あて民事局第一課長通知……510
平10.3.13民一514号法務局民事行政部長・地方法務局長あて民事局第一課長通知……688

平12.3.13民一634号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達
……434, 448, 763
平12.5.18民一1209号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……18
平13.9.19民総2352号法務局長・地方法務局長あて民事局総務課長通知……511
平13.10.3民総2542号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……157, 531
平13.12.5民総2995号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……59
平14.1.15民商85号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……559
平14.9.12民総2149号法務局民事行政部長・地方法務局長あて民事局総務課長通知……160, 533
平15.1.17民総166号民事局長回答……78
平16.2.17民総429号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……20
平16.7.26民総2094号法務局民事行政部長・地方法務局長あて民事局総務課長通知……66
平17.2.9民総348号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達
……204, 246, 259
平17.2.25民二457号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達……160, 512
平17.3.7民総594号法務局長・地方法務局長あて民事局総務課長通知
……210, 841
平17.7.1民総1476号法務局民事行政部長・地方法務局長あて民事局総務課長通知……21